

第七編
その他関係法令

第七編 その他関係法令

○ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律

（平成十四年十二月六日
法律第百三十九号）

最終改正 令元・六・二六法四四

（目的）

第一条 この法律は、法曹の養成に関し、その基本理念並びに次条第一号に規定する法科大学院における教育の充実、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携の確保に関する事項その他の基本となる事項を定めることにより、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図り、もって司法制度を支える人的体制の充実強化に資することを目的とする。

（法曹養成の基本理念）

第二条 法曹の養成は、国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、より自由かつ公正な社会の形成を図る上で法及び司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹が求められていることにかんがみ、国の機関、大学その他の法曹の養成に関係する機関の密接な連携の下に、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

一 法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。以下同じ。）において、法曹の養成のための中核的な教育機関として、各法科大学院の創意をもつて、入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行い、少人数による密度の高い授業により、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力（弁論の能力を含む。次条第三項において同じ。）並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、その上で厳格な成績評価及び修了の認定を行うこと。

二 司法試験において、前号の法科大学院における教育との有機的連携の下に、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかの判定を行うこと。

三 司法修習生の修習において、第一号の法科大学院における教育との有機的連携の下に、裁判官、検察官又は弁護士としての実務に必要な能力を修得させること。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「法曹養成の基本理念」という。）のつとより、法科大学院における教育の充実（第六条第二項第一号に規定する連携法曹基礎課程における教育の充実を含む。以下同じ。）並びに法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携を図る責務を有する。

2 国は、法曹の養成が国の機関、大学その他の法曹の養成に関係する機関の密接な連携の下に行われることを確保するため、これらの機関の相互の協力の強化に必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、法科大学院において将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための教育が行われることを確保するため、法科大学院における法曹である教員の確保及び教員の教育上の能力の向上のために必要な施策を講ずるとともに、関係する審議会等における調査審議に法曹である委員を参画させるものとする。

4 国は、法科大学院における教育に関する施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、大学における教育の特性に配慮しなければならない。

5 政府は、法曹養成の基本理念のつとより、法曹の養成のための施策を実施するために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（大学の責務）

第四条 大学は、法曹養成の基本理念のつとより、法科大学院において、次に掲げる学識及び能力並びに素養を涵養するための教育を段階的かつ体系的に実施するとともに、法科大学院における教育の充実に自主的かつ積極的に努めるものとする。

一 法曹となろうとする者に共通して必要とされる専門的学識（専門的な法律知識その他の学識をいう。以下この条において同じ。）

二 法曹となろうとする者に共通して必要とされる前号に掲げる専門的学識の応用能力（法的な推論、分析、構成及び論述の能力をいう。以下この条において同じ。）

三 前二号に掲げるもののほか、法曹となろうとする者に必要とされる専門的な法律の分野に関する専門的学識及びその応用能力

四 次に掲げるものその他前三号に掲げる専門的学識及びその応用能力の基盤の上に涵養すべき将来の法曹としての実務に必要な学識及び能力並びに素養

イ 法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力

ロ 法律に関する実務の基礎的素養

（法科大学院の教育課程等の公表）

第五条 法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院における教育の充実及び将来の

法曹としての適性を有する多様な入学者の確保に資するため、次に掲げる事項を公表するものとする。

一 当該法科大学院の教育課程並びに当該教育課程を履修する上で求められる学識及び能力

二 当該法科大学院における成績評価の基準及び実施状況

三 当該法科大学院における修了の認定の基準及び実施状況

四 当該法科大学院の課程を修了した者の進路に関する状況

五 その他文部科学省令で定める事項

(法曹養成連携協定の締結等)

第六条 法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置こうとする大学と、当該課程における教育の実施及び当該法科大学院における教育との円滑な接続に関する協定(以下「法曹養成連携協定」という。)を締結し、当該法曹養成連携協定が適当である旨の文部科学大臣の認定を受けることができる。

2 法曹養成連携協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 法曹養成連携協定の目的となる法科大学院(以下「連携法科大学院」という。)及び当該連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための大学の課程(以下この条において「連携法曹基礎課程」という。)

二 連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置に関する事項

三 連携法曹基礎課程における成績評価の基準

四 連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項

五 連携法曹基礎課程を修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法

六 法曹養成連携協定の有効期間

七 法曹養成連携協定に違反した場合の措置

八 その他必要な事項

3 文部科学大臣は、第一項の認定に係る申請が次の各号のいずれにも該当するとき、同項の認定をするものとする。

一 連携法科大学院を設置する大学が、当該連携法科大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況(以下単に「教育研究活動の状況」という。)について、学校教育法第九十九条第六項に規定する適合認定を受けていること。

二 連携法曹基礎課程を修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象とする入学者選抜に関し、文部科学省令で定めるところにより、連携法曹基礎課程における科目の単位の修得の状況を踏まえ、入学者の適性の適確な評価に配慮した公平な入学者選抜を行うこととされていること。

三 法曹養成連携協定に違反した場合の措置その他の法曹養成連携協定の内容が、連携法曹基礎課程の学生の不利益とならないよう配慮されたものであること。

四 前二号に掲げるもののほか、連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続に資するものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

4 文部科学大臣は、第一項の認定をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、当該認定に係る法曹養成連携協定の内容を公表するものとする。

(法曹養成連携協定の変更)

第七条 連携法科大学院を設置する大学は、前条第一項の認定を受けた法曹養成連携協定において定めた事項を変更しようとするときは、文部科学大臣の認定を受けなければならない。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の変更の認定について準用する。

(認定の取消し)

第八条 文部科学大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第六条第一項の認定を取り消すことができる。

一 第六条第一項の認定を受けた法曹養成連携協定(前条第一項の変更の認定があったときは、その変更後のもの。次号及び第十二条第二項において「認定法曹養成連携協定」という。)の内容が、第六条第三項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。

二 正当な理由がないのに認定法曹養成連携協定において定められた事項が適切に実施されていないと認めるとき。

2 文部科学大臣は、前項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

(法曹養成連携協定を締結しようとする大学に対する協力)

第九条 法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置き法曹養成連携協定を締結しようとする大学に対し、当該課程の教育課程の編成に関し参考となる情報の提供その他の協力をを行うよう努めるものとする。

(職業経験を有する者等への配慮)

第十条 法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院の入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に資するよう、入学者選抜の実施方法、実施時期その他の入学者選抜

の実施に関する事項について、次に掲げる者に対する適切な配慮を行うものとする。

- 一 就業者その他の職業経験を有する者であつて法科大学院に入学しようとする者
- 二 法学を履修する課程以外の大学の課程を修了して法科大学院に入学しようとする者

三 学校教育法第八十九条の規定により大学を卒業して法科大学院に入学しようとする者及び同法第二百二条第二項の規定により法科大学院に入学しようとする者

(法科大学院に係る設置基準)

第十一条 文部科学大臣は、法科大学院に係る学校教育法第三条に規定する設置基準(次条第一項及び第十三条第二項第一号において単に「設置基準」という。)を定めるときは、法科大学院における教育が法曹養成の基本理念及び第四条に規定する大学の責務を踏まえたものとなるように意を用いなければならない。(法科大学院の認証評価等)

第十二条 文部科学大臣は、法科大学院の教育研究活動の状況についての評価を行う者の認証の基準に係る学校教育法第一百条第三項に規定する細目を定めるときは、その者の定める法科大学院に係る同法第九十九条第四項に規定する大学評価基準(以下この条において「法科大学院評価基準」という。)の内容が法曹養成の基本理念及び第四条に規定する大学の責務(これらを踏まえて定められる法科大学院に係る設置基準を含む。)を踏まえたものとなるように意を用いなければならない。

2 学校教育法第九十九条第二項に規定する認証評価機関(次項において単に「認証評価機関」という。)が行う認定法曹養成連携協定の目的となつている連携法科大学院の教育研究活動の状況についての同条第三項の規定による認証評価(次項において単に「認証評価」という。)については、当該認定法曹養成連携協定において当該連携法科大学院が行うこととされている事項の実施状況を含めて行うものとする。

3 文部科学大臣は、法科大学院の教育研究活動の状況について認証評価を行った認証評価機関から学校教育法第一百条第四項の規定によりその結果の報告を受けたときは、遅滞なく、これを法務大臣に通知するものとする。

(法務大臣と文部科学大臣との関係)

第十三条 法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院における教育の充実及び法科大学院における教育と司法試験との有機的連携の確保を図るため、相互に協力しなければならぬ。

2 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、その旨を法務大臣に通知するものとする。この場合において、法務大臣は、文部科学大臣に対し、必要な意見を述べることができる。

- 一 法科大学院に係る設置基準を定め、又はこれを改廃しようとするとき。

二 法科大学院の教育研究活動の状況についての評価を行う者の認証の基準に係る学校教育法第一百条第三項に規定する細目を定め、又はこれを改廃しようとするとき。

三 学校教育法第九十九条第二項の規定により法科大学院の教育研究活動の状況についての評価を行う者を認証し、又は同法第一百一十一条第二項の規定によりその認証を取り消そうとするとき。

3 法務大臣は、特に必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、法科大学院について、学校教育法第十五条第四項の規定による報告又は資料の提出の要求、同条第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による命令その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。

4 法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院における教育と司法試験との有機的連携を確保するため、必要があると認めるときは、法科大学院の学生の収容定員の総数その他の法曹の養成に関する事項について、相互に協議を求め、又は大学その他の法曹の養成に関係する機関の意見を聴くことができる。

附則(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条第三項から第五項まで及び第六条第二項第一号の規定 公布の日
- 二 第五条第二項、第四項及び第五項並びに第六条第二項第三号の規定 平成十六年四月一日

(検討)

第二条 政府は、法科大学院における教育、司法試験及び司法修習生の修習の実施状況等を勘案し、国民の信頼に足る法曹の養成に関する制度について、学識経験を有する者等により構成される合議制の組織の意見等を踏まえつつ、裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第五十四号)の施行後一年以内に検討を加えて一定の結論を得た上、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

附則(平成一九・六・二七法九六抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成二四・八・三法五四抄)

この法律は、公布の日から施行する。

附則（令和元・六・二六法四四抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第六条第四項の改正規定及び次条から附則第四条までの規定 公布の日

二 第四条中司法試験法第五条及び第六条の改正規定 平成三十三年十二月一日

三 略

（法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下この項において「新連携法」という。）第六条第一項の認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行の日前においても、同条及び新連携法第七条の規定の例により行うことができる。

2 略

○ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第六条第一項の規定に基づく文部科学大臣の認定に関する省令

（令和元年十月三十一日）
文部科学省令第二十号

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（連携法科大学院の入学者選抜）

第二条 法第六条第三項第二号に規定する入学者選抜は、当該法科大学院の入学定員の二分の一を超えない範囲内において行うものとする。

（法第六条第三項第四号に規定する文部科学省令で定める基準）

第三条 法第六条第三項第四号に規定する文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第二十条の三第二項に規定する法律基本科目の基礎科目（法科大学院が、同令第二十五条第一項に基づきその単位を修得したものとみなす科目に限る。）に相当する科目が、連携法曹基礎課程において、必修科目として段階的かつ体系的に開設されていること。

二 前号のほか、連携法曹基礎課程における教育の実施に関し、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五条において準用する大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第三十一条第一項の規定により連携法科大学院が単位を与える授業科目を履修し、又は履修しようとする当該連携法曹基礎課程の学生に対する教育課程に関する配慮その他の当該連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための措置が講じられていること。

三 連携法曹基礎課程の学生の卒業に関し、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十九条に規定する卒業の認定（次号において「早期卒業の認定」という。）の基準が整備されていること。

四 早期卒業の認定を受けようとする連携法曹基礎課程の学生が当該認定を受けることができるよう、適切な学修の支援を行う体制が構築されていること。

（公表）

第四条 文部科学大臣は、法第六条第一項の認定をしたときは、当該認定の日付及び当該認定法曹養成連携協定の内容を公表するものとする。

附則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○ 行政手続法

（平成五年十一月十二日
法律第八十八号）

目次

- 第一章 総則（第一条―第四条）
 - 第二章 申請に対する処分（第五条―第十一条）
 - 第三章 不利益処分
 - 第一節 通則（第十二条―第十四条）
 - 第二節 聴聞（第十五条―第二十八条）
 - 第三節 弁明の機会の付与（第二十九条―第三十一条）
 - 第四章 行政指導（第三十二条―第三十六条の二）
 - 第四章の二 処分等の求め（第三十六条の三）
 - 第五章 届出（第三十七条）
 - 第六章 意見公募手続等（第三十八条―第四十五条）
 - 第七章 補則（第四十六条）
- 附則

第一章 総則

（目的等）

第一条 この法律は、処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に關し、共通する事項を定めることによつて、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとつて明らかであること）をいう。第四十六条において同じ。）の向上を図り、もつて国民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 処分、行政指導及び届出に關する手続並びに命令等を定める手続に關しこの法律に規定する事項について、他の法律に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例及び地方公共団体の執行機關の規則（規程を含む。以下「規則」という。）をいう。
- 二 処分 行政庁の処分その他公権力の行使に當たる行為をいう。
- 三 申請 法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であつて、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。
- 四 不利益処分 行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、こ

れに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

イ 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために法令上必要とされている手続としての処分

ロ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分

ハ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

ニ 許認可等の効力を失わせる処分であつて、当該許認可等の基礎となつた事実が消滅した旨の届出があつたことを理由としてされるもの

五 行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関、会計検査院若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法律上独立に権限を行使することを認められた職員

ロ 地方公共団体の機関（議会を除く。）

六 行政指導 行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないものをいう。

七 届出 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であつて、法令により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の法律上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。

八 命令等 内閣又は行政機関が定める次に掲げるものをいう。

イ 法律に基づく命令（処分の要件を定める告示を含む。次条第二項において単に「命令」という。）又は規則

ロ 審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従つて判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）

ハ 処分基準（不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従つて判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）

ニ 行政指導指針（同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。以下同じ。）

（適用除外）

第三条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第四章の二までの規定は、適用しない。

一 国会の両院若しくは一院又は議会の議決によつてされる処分

- 二 裁判所若しくは裁判官の裁判により、又は裁判の執行としてされる処分
- 三 国会の両院若しくは一院若しくは議会の議決を経て、又はこれらの同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分
- 四 検査官会議で決すべきものとされている処分及び会計検査の際にされる行政指導
- 五 刑事事件に関する法令に基づいて検察官、検察事務官又は司法警察職員がする処分及び行政指導
- 六 国税又は地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて国税庁長官、国税局長、税務署長、国税庁、国税局若しくは税務署の当該職員、税関長、税関職員又は徴税吏員（他の法令の規定に基づいてこれらの職員の職務を行う者を含む。）がする処分及び行政指導並びに金融商品取引の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて証券取引等監視委員会、その職員（当該法令においてその職員とみなされる者を含む。）、財務局長又は財務支局長がする処分及び行政指導
- 七 学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対してされる処分及び行政指導
- 八 刑務所、少年刑務所、拘留所、留置施設、海上保安留置施設、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院において、収容の目的を達成するためにされる処分及び行政指導
- 九 公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第一項に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）又は公務員であった者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導
- 十 外国人の出入国、難民の認定又は帰化に関する処分及び行政指導
- 十一 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分
- 十二 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名宛人とするものに限る。）及び行政指導
- 十三 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる事象が発生し又は発生する可能性のある現場において警察官若しくは海上保安官又はこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律上直接に与えられたその他の職員によつてされる処分及び行政指導
- 十四 報告又は物件の提出を命ずる処分その他のその職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導
- 十五 審査請求、再調査の請求その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分
- 十六 前号に規定する処分の手続又は第三章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導

- 2 次に掲げる命令等を定める行為については、第六章の規定は、適用しない。
 - 一 法律の施行期日について定める政令
 - 二 恩赦に関する命令
 - 三 命令又は規則を定める行為が処分に該当する場合における当該命令又は規則
 - 四 法律の規定に基づき施設、区間、地域その他これらに類するものを指定する命令又は規則
 - 五 公務員の給与、勤務時間その他の勤務条件について定める命令等
 - 六 審査基準、処分基準又は行政指導指針であつて、法令の規定により若しくは慣行として、又は命令等を定める機関の判断により公にされるもの以外のもの
- 3 第一項各号及び前項各号に掲げるもののほか、地方公共団体の機関がする処分（その根拠となる規定が条例又は規則に置かれていないものに限る。）及び行政指導、地方公共団体の機関に対する届出（前条第七号の通知の根拠となる規定が条例又は規則に置かれていないものに限る。）並びに地方公共団体の機関が命令等を定める行為については、次章から第六章までの規定は、適用しない。

（国の機関等に対する処分等の適用除外）
- 第四条** 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名あてとなるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この法律の規定は、適用しない。
 - 2 次の各号のいずれかに該当する法人に対する処分であつて、当該法人の監督に関する法律の特別の規定に基づいてされるもの（当該法人の解散を命じ、若しくは設立に関する認可を取り消す処分又は当該法人の役員若しくは当該法人の業務に従事する者の解任を命ずる処分を除く。）については、次章及び第三章の規定は、適用しない。
 - 一 法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人
 - 二 特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、その行う業務が国又は地方公共団体の行政運営と密接な関連を有するものとして政令で定める法人
 - 3 行政庁が法律の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合において、その指定を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）又は職員その他の者が当該事務に従事することに關し公務に従事する職員とみなされるときは、その指定を受けた者に対し当該法律に基づいて当該事務に關し監督上される処分（当該指定を取り消す処分、その指定を受けた者が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる処分又はその指定を受けた者の当該事務に従事する者の解任を命ずる処分を除く。）については、次章及び第三章の規定は、適用しない。
 - 4 次に掲げる命令等を定める行為については、第六章の規定は、適用しない。

一 国又は地方公共団体の機関の設置、所掌事務の範囲その他の組織について定める命令等

二 皇室典範（昭和二十二年法律第三号）第二十六条の皇統譜について定める命令等

三 公務員の礼式、服制、研修、教育訓練、表彰及び報償並びに公務員の間における競争試験について定める命令等

四 国又は地方公共団体の予算、決算及び会計について定める命令等（入札の参加者の資格、入札保証金その他の国又は地方公共団体の契約の相手方又は相手方にならうとする者に係る事項を定める命令等を除く。）並びに国又は地方公共団体の財産及び物品の管理について定める命令等（国又は地方公共団体が財産及び物品を貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又はこれらに私権を設定することについて定める命令等であつて、これらの行為の相手方又は相手方にならうとする者に係る事項を定めるものを除く。）

五 会計検査について定める命令等

六 国の機関相互間の関係について定める命令等並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十一章に規定する国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係その他の国と地方公共団体との関係及び地方公共団体相互間の関係について定める命令等（第一項の規定によりこの法律の規定を適用しないこととされる処分に係る命令等を含む。）

七 第二項各号に規定する法人の役員及び職員、業務の範囲、財務及び会計その他の組織、運営及び管理について定める命令等（これらの法人に対する処分であつて、これらの法人の解散を命じ、若しくは設立に関する認可を取り消す処分又はこれらの法人の役員若しくはこれらの法人の業務に従事する者の解任を命ずる処分に係る命令等を除く。）

第二章 申請に対する処分

（審査基準）

第五条 行政庁は、審査基準を定めるものとする。

2 行政庁は、審査基準を定めるに当たつては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

（標準処理期間）

第六条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）

を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

（申請に対する審査、応答）

第七条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならないが、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。（理由の提示）

第八条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であつて、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあつたときにこれを示せば足りる。

2 前項本文に規定する処分を書面とするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

（情報の提供）

第九条 行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。

2 行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

（公聴会の開催等）

第十条 行政庁は、申請に対する処分であつて、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該法令において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。

（複数の行政庁が関与する処分）

第十一条 行政庁は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもつて自らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。

2 一の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の行政庁が関与する場合には、当該複数の行政庁は、必要に応じ、相互に連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めるものとする。

第三章 不利益処分

第一節 通則

(処分の基準)

第十二条 行政庁は、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

一 次のいずれかに該当するとき 聴聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であつて行政庁が相当と認めるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

二 法令上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であつて、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

三 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱について遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であつてその不充足の事実が計測、実験その他の客観的な認定方法によつて確認されたものをしようとするとき。

四 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

五 当該不利益処分の性質上、それによつて課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして政令で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第十四条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をす

べき差し迫つた必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 不利益処分を書面でするときは、前二項の理由は、書面により示さなければならない。

第二節 聴聞

(聴聞の通知の方式)

第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項

二 不利益処分の原因となる事実

三 聴聞の期日及び場所

四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

一 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。

二 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによつて行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第十六条 前条第一項の通知を受けた者（同条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失つたときは、当該代理人を選任した当事者は、書面での旨を行政庁に届け出なければならない。

(参加人)

第十七条 第十九条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、必要があるとき認めるときは、当事者以外の者であつて当該不利益処分の根拠となる法令に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者（同条第二

- 項第六号において「関係人」という。）に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。
- 2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者（以下「参加人」という。）は、代理人を選任することができる。
- 3 前条第二項から第四項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第二項及び第四項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

（文書等の閲覧）

第十八条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第二十四条第三項において「当事者等」という。）は、聴聞の通知があつた時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となつた資料の閲覧を更に求めることを妨げない。

3 行政庁は、前二項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

（聴聞の主宰）

第十九条 聴聞は、行政庁が指名する職員その他政令で定める者が主宰する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

- 一 当該聴聞の当事者又は参加人
- 二 前号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
- 三 第一号に規定する者の代理人又は次条第三項に規定する補佐人
- 四 前三号に規定する者であつた者
- 五 第一号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- 六 参加人以外の関係人

（聴聞の期日における審理の方式）

第二十条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出席した者に対し説明させなければならない。

2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を發することができ、

3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を發し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。

- 5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。
- 6 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

（陳述書等の提出）

第二十一条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

（続行期日の指定）

第二十二条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。

3 第十五条第三項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第三項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「揭示を始めた日から二週間を経過したとき」とあるのは「揭示を始めた日から二週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する二回目以降の通知にあつては、揭示を始めた日の翌日）」と読み替へるものとする。

（当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結）

第二十三条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第二十一条第一項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第二十一条第一項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。

（聴聞調書及び報告書）

第二十四条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

2 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。

3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等

の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第一項の調書とともに行政庁に提出しなければならない。

4 当事者又は参加人は、第一項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。

(聴聞の再開)

第二十五条 行政庁は、聴聞の最終後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第三項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第二十二條第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。

(聴聞を経てされる不利益処分決定)

第二十六条 行政庁は、不利益処分の決定をするときは、第二十四条第一項の調書の内容及び同条第三項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならぬ。

(審査請求の制限)

第二十七条 この節の規定に基づく処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

(役員等の解任等を命ずる不利益処分をしようとする場合の聴聞等の特例)

第二十八条 第十三条第一項第一号ハに該当する不利益処分に係る聴聞において第十五条第一項の通知があった場合におけるこの節の規定の適用については、名あて人である法人の役員、名あて人の業務に従事する者又は名あて人の会員である者(当該処分において解任し又は除名すべきこととされている者に限る。)は、同項の通知を受けた者とみなす。

2 前項の不利益処分のうち名あて人である法人の役員又は名あて人の業務に従事する者(以下この項において「役員等」という。)の解任を命ずるものに係る聴聞が行われた場合においては、当該処分による名あて人が従わないことを理由として法令の規定によりされる当該役員等を解任する不利益処分については、第十三条第一項の規定にかかわらず、行政庁は、当該役員等について聴聞を行うことを要しない。

第三節 弁明の機会の付与

(弁明の機会の付与の方式)

第二十九条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めるときを除き、弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を提出して行うことができる。

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第三十条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項
- 二 不利益処分の原因となる事実
- 三 弁明書の提出先及び提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

(聴聞に関する手続の準用)

第三十一条 第十五条第三項及び第十六条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第十五条第三項中「第一項」とあるのは「第三十条」と、「同項第三号及び第四号」とあるのは「同条第三号」と、「第十六条第一項中「前条第一項」とあるのは「第三十条」と、「同条第三項後段」とあるのは「第三十一条において準用する第十五条第三項後段」と読み替えるものとする。

第四章 行政指導

(行政指導の一般原則)

第三十二条 行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該行政機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によつてのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

(申請に関連する行政指導)

第三十三条 申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

(許認可等の権限に関連する行政指導)

第三十四条 許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する行政機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合において、当該行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

(行政指導の方式)

第三十五条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
 - 二 前号の条項に規定する要件
 - 三 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由
- 3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前二項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

- 一 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの
- 二 既に文書（前項の書面を含む。）又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの（複数の者を対象とする行政指導）

第三十六条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、行政機関は、あらかじめ、事案に応じ、行政指導指針を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。（行政指導の中止等の求め）

第三十六条の二 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと思考するときは、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。
 - 一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 当該行政指導の内容
 - 三 当該行政指導がその根拠とする法律の条項
 - 四 前号の条項に規定する要件
 - 五 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思考する理由
 - 六 その他参考となる事項
- 3 当該行政機関は、第一項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第四章の二 処分等の求め

第三十六条の三 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。）がされていないと思考するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

- 2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。
 - 一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 法令に違反する事実の内容
 - 三 当該処分又は行政指導の内容

四 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項

- 五 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- 六 その他参考となる事項

3 当該行政庁又は行政機関は、第一項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

第五章 届出

（届出）

第三十七条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が法令により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

第六章 意見公募手続等

（命令等を定める場合の一般原則）

第三十八条 命令等を定める機関（閣議の決定により命令等が定められる場合にあつては、当該命令等の立案をする各大臣。以下「命令等制定機関」という。）は、命令等を定めるに当たっては、当該命令等がこれを定める根拠となる法令の趣旨に適合するものとなるようにしなければならない。

2 命令等制定機関は、命令等を定めた後においても、当該命令等の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じ、当該命令等の内容について検討を加え、その適正を確保するよう努めなければならない。（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2 前項の規定により公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容のものであつて、かつ、当該命令等の題名及び当該命令等を定める根拠となる法令の条項が明示されたものでなければならない。

3 第一項の規定により定める意見提出期間は、同項の公示の日から起算して三十日以上でなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

- 一 公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、第一項の規定による手続（以下「意見公募手続」という。）を実施することが困難であるとき。

二 納付すべき金銭について定める法律の制定又は改正により必要となる当該金額の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての命令等その他当該法律の施行に必要事項を定める命令等を定めようとするとき。

三 予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金額の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める命令等を定めようとするとき。

四 法律の規定により、内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する委員会又は内閣府設置法第三十七条若しくは第五十四条若しくは国家行政組織法第八条に規定する機関(以下「委員会等」という。)の議を経て定めることとされている命令等であつて、相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として、法律又は政令の規定により、これらの者及び公益をそれぞれ代表する委員をもって組織される委員会等において審議を行うこととされているものとして政令で定める命令等を定めようとするとき。

五 他の行政機関が意見公募手続を実施して定めた命令等と実質的に同一の命令等を定めようとするとき。

六 法律の規定に基づき法令の規定の適用又は準用について必要な技術的読替えを定める命令等を定めようとするとき。

七 命令等を定める根拠となる法令の規定の削除に伴い当然必要とされる当該命令等の廃止をしようとするとき。

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。

(意見公募手続の特例)

第四十条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合において、三十日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前条第三項の規定にかかわらず、三十日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合において、当該命令等の案の公示の際その理由を明らかにしなければならない。

2 命令等制定機関は、委員会等の議を経て命令等を定めようとする場合(前条第四項第四号に該当する場合を除く。)において、当該委員会等が意見公募手続に準じた手続を実施したときは、同条第一項の規定にかかわらず、自ら意見公募手続を実施することを要しない。

(意見公募手続の周知等)

第四十一条 命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めるに当たっては、必要に応じ、当該意見公募手続の実施について周知するよう努めるとともに、当該意見公募手続の実施に関連する情報の提供に努めるものとする。

(提出意見の考慮)

第四十二条 命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定める場合には、意見提出期間内に当該命令等制定機関に対し提出された当該命令等の案についての意見(以下「提出意見」という。)を十分に考慮しなければならない。

(結果の公示等)

第四十三条 命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めた場合には、当該命令等の公布(公布をしないものにあつては、公にする行為。第五項において同じ。)と同時に、次に掲げる事項を公示しなければならない。

一 命令等の題名

二 命令等の案の公示の日

三 提出意見(提出意見がなかった場合にあっては、その旨)

四 提出意見を考慮した結果(意見公募手続を実施した命令等の案と定めた命令等との差異を含む。)及びその理由

2 命令等制定機関は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第三号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理又は要約したものを公示することができる。この場合において、当該公示の後遅滞なく、当該提出意見を当該命令等制定機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしなければならない。

3 命令等制定機関は、前二項の規定により提出意見を公示し又は公にすることに より第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を除くことができる。

4 命令等制定機関は、意見公募手続を実施したにもかかわらず命令等を定めなかつた場合には、その旨(別の命令等の案について改めて意見公募手続を実施しようとする場合にあっては、その旨を含む。)並びに第一項第一号及び第二号に掲げる事項を速やかに公示しなければならない。

5 命令等制定機関は、第三十九条第四項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで命令等を定めた場合には、当該命令等の公布と同時に、次に掲げる事項を公示しなければならない。ただし、第一号に掲げる事項のうち命令等の趣旨については、同項第一号から第四号までのいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しなかつた場合において、当該命令等自体から明らかでないときに限る。

一 命令等の題名及び趣旨

二 意見公募手続を実施しなかつた旨及びその理由

(準用)

第四十四条 第四十二条の規定は第四十条第二項に該当することにより命令等制定機関が自ら意見公募手続を実施しないで命令等を定める場合について、前条第一項から第三項までの規定は第四十条第二項に該当することにより命令等制定機関が自ら意見公募手続を実施しないで命令等を定めた場合について、前条第四項の規定は第四十条第二項に該当することにより命令等制定機関が自ら意見公募手続を実施しないで命令等を定めなかつた場合について準用する。この場合において、第四十二条中「当該命令等制定機関」とあるのは「委員会等」と、前条第一項第二号中「命令等の案の公示の日」とあるのは「委員会等が命令等の案について公示に準じた手続を実施した日」と、同項第四号中「意見公募手続を実施した」とあるのは「委員会等が意見公募手続に準じた手続を実施した」と読み替えるものとする。

(公示の方法)

第四十五条 第三十九条第一項並びに第四十三条第一項(前条において読み替えて準用する場合を含む)、第四項(前条において準用する場合を含む)及び第五項の規定による公示は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

2 前項の公示に関し必要な事項は、総務大臣が定める。

第七章 補則

(地方公共団体の措置)

第四十六条 地方公共団体は、第三条第三項において第二章から前章までの規定を適用しないこととされた処分、行政指導及び届出並びに命令等を定める行為に関する手続について、この法律の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附則 (略)

附則 (平成一七・六・二九法律七三抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の行政手続法(以下「新法」という。)第二条第八号に規定する命令等(以下この条において「命令等」という。)を定める機関(以下この条において「命令等制定機関」という。)は、命令等を定めようとするときは、この法律の施行前においても、新法第六章の規定の例によることができる。この場合において、同章の規定の例により実施した手続は、新法の適用については、当該命令等制定機関が同章の規定により実施したものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合を除き、命令等制定機関がこの法律の施行の日から六十日以内に定める命令等については、新法第六章の規定は、適用しない。

附則 (平成一八・六・八法五八抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一八・六・一四・法六六抄)

(施行期日)

この法律は、平成十八年証券取引法改正法の施行の日から施行する。

附則 (平成二六・六・一三法六九抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

○ 文部科学省聴聞手続規則

(平成十二年十月三十一日)
総理府・文科省令第九号

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一百零三条第三項(同法百二十三条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、学校教育法第一百零三条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令を次のように定める。

(趣旨)

第一条 文部科学大臣、スポーツ庁長官又は文化庁長官(以下「文部科学大臣等」という。)が行う不利益処分に係る聴聞の手続については、行政手続法(以下「法」という。)に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

2 聴聞の手続に関し、この省令に規定する事項について、他の法令に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(定義)

第二条 この省令において使用する用語であつて、法において使用する用語と同一のものは、これと同一の意義において使用するものとする。

(聴聞の期日の変更)

第三条 文部科学大臣等が法第十五条第一項の通知(同条第三項の規定により通知をした場合を含む。)をした場合において、当事者は、やむを得ない理由がある場合には、文部科学大臣等に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。

2 文部科学大臣等は、前項の申出により、又は職権により、聴聞の期日を変更することができる。

3 文部科学大臣等は、前項の規定により聴聞の期日の変更をしたときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人(その時まで法第十七条第一項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。)に通知しなければならない。

(関係人の参加許可の手続)

第四条 法第十七条第一項の規定による許可の申請については、関係人は、聴聞の期日の十四日前までに、その氏名、住所及び当該聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明を記載した書面を主宰者に提出してこれを行うものとする。

2 主宰者は、その参加を許可したときは、速やかに、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

(文書等の閲覧の手続)

第五条 法第十八条第一項の規定による閲覧の求めについては、当事者又は当該不利益処分がされた場合に自己の利益が害されることとなる参加人(以下この条において「当事者等」という。)は、その氏名、住所及び閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を文部科学大臣等に提出してこれを行うものとする。ただし、聴聞の期日における審理の進行にに応じて必要となつた場合の閲覧については、口頭で求めれば足りる。

2 文部科学大臣等は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、文部科学大臣等は、聴聞の審理における当事者等の意見陳述の準備を妨げることのないよう配慮するものとする。

3 文部科学大臣等は、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の請求があつた場合に、当該審理において閲覧させることができないうとき（法第十八条第一項後段の規定による拒否の場合を除く。）は、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、主宰者は、法第十二条第一項の規定に基づき、当該閲覧の日時以降の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。

（主宰者の指名の手続）

第六条 法第十九条第一項の規定による主宰者の指名は、聴聞の通知の時までに行うものとする。

2 主宰者が法第十九条第二項各号のいずれかに該当するに至つたときは、文部科学大臣等は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。

（補佐人の出頭許可の手続）

第七条 法第二十条第三項の規定による許可の申請については、当事者又は参加人は、聴聞の期日の七日前までに、補佐人の氏名、住所、当事者又は参加人との関係及び補佐する事項を記載した書面を主宰者に提出してこれを行うものとする。ただし、法第二十二条第二項（法第二十五条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知された聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であつて既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りではない。

2 主宰者は、補佐人の出頭を許可したときは、速やかに、その旨を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

3 補佐人の陳述は、当該当事者又は参加人が直ちに取り消さないときは、自ら陳述したものとみなす。

（聴聞の期日における陳述の制限及び秩序維持）

第八条 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて陳述するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、その陳述を制限することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、聴聞の審理の秩序を維持するため、聴聞の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

（聴聞の期日における審理の公開）

第九条 文部科学大臣等は、法第二十条第六項の規定により聴聞の期日における審理の公開を相当と認めたときは、聴聞の期日及び場所を公示するものとする。この場合において、当事者及び参加人（その時まで法第十七条第一項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

（陳述書の提出の方法等）

第十条 法第二十一条第一項の規定による陳述書の提出は、提出する者の氏名、住所、

聴聞の件名及び当該聴聞に係る不利益処分の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見を記載した書面により行うものとする。

（聴聞調書及び報告書の記載事項）

第十一条 法第二十四条第一項に規定する調書には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかつた場合においては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

一 聴聞の件名

二 聴聞の期日及び場所

三 主宰者の氏名及び職名

四 聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人又はこれらの者の代理人若しくは補佐人（以下この項において「当事者等」という。）並びに行政庁の職員

五 聴聞の期日に出頭しなかつた当事者等及び出頭しなかつたことについての正当な理由の有無

六 当事者等及び行政庁の職員の陳述の要旨（提出された陳述書における意見の陳述を含む。）

七 証拠書類等が提出されたときは、その標目

八 その他参考となるべき事項

2 前項の調書には、書面、図面、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。

3 法第二十四条第三項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

一 次号の主張に理由があるかどうかについての意見

二 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張

三 第一号の意見に至つた理由

（聴聞調書及び報告書の閲覧の手続）

第十二条 法第二十四条第四項の規定による閲覧の求めについては、当事者又は参加人は、その氏名、住所及び閲覧をしようとする前条の調書又は報告書の件名を記載した書面を、聴聞の終結前であつては聴聞の主宰者に、聴聞の終結後であつては文部科学大臣等に提出してこれを行うものとする。

2 主宰者又は文部科学大臣等は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

附則

（施行期日）

1 この命令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（文部省聴聞手続規則の廃止）

2 文部省聴聞手続規則（平成六年文部省令第三十六号）は、廃止する。

附則（平成二十七年九月三〇日文部科学省令第三二号）

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

○ 労働契約法

（平成十九年十二月五日
法律第百二十八号）
最終改正 平三〇・七・六法七一

目次

第一章	総則（第一条―第五条）
第二章	労働契約の成立及び変更（第六条―第十三条）
第三章	労働契約の継続及び終了（第十四条―第十六条）
第四章	期間の定めのある労働契約（第十七条―第二十條）
第五章	雑則（第二十一条・第二十二條）

附則

第一章 総則

（目的等）

第一条 この法律は、労働者及び使用者の自主的な交渉の下で、労働契約が合意により成立し、又は変更されるという合意の原則その他労働契約に関する基本的事項を定めることにより、合理的な労働条件の決定又は変更が円滑に行われるようにすることを通じて、労働者の保護を図りつつ、個別の労働関係の安定に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「労働者」とは、使用者に使用されて労働し、賃金を支払われる者をいう。

2 この法律において「使用者」とは、その使用する労働者に対して賃金を支払う者をいう。

（労働契約の原則）

第三条 労働契約は、労働者及び使用者が対等の立場における合意に基づいて締結し、又は変更すべきものとする。

2 労働契約は、労働者及び使用者が、就業の実態に応じて、均衡を考慮しつつ締結し、又は変更すべきものとする。

3 労働契約は、労働者及び使用者が仕事と生活の調和にも配慮しつつ締結し、又は変更すべきものとする。

4 労働者及び使用者は、労働契約を遵守するとともに、信義に従い誠実に、権利を行使し、及び義務を履行しなければならない。

5 労働者及び使用者は、労働契約に基づく権利の行使に当たっては、それを濫用することがあってはならない。

（労働契約の内容の理解の促進）

第四条 使用者は、労働者に提示する労働条件及び労働契約の内容について、労働者の理解を深めるようにするものとする。

2 労働者及び使用者は、労働契約の内容（期間の定めのある労働契約に関する事項を含む。）について、できる限り書面により確認するものとする。

（労働者の安全への配慮）

第五条 使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。

第二章 労働契約の成立及び変更

（労働契約の成立）

第六条 労働契約は、労働者が使用者に使用されて労働し、使用者がこれに対して賃金を支払うことについて、労働者及び使用者が合意することによって成立する。

第七条 労働者及び使用者が労働契約を締結する場合において、使用者が合理的な労働条件が定められている就業規則を労働者に周知させていた場合には、労働契約の内容は、その就業規則で定める労働条件によるものとする。ただし、労働契約において、労働者及び使用者が就業規則の内容と異なる労働条件を合意していた部分については、第十二条に該当する場合を除き、この限りでない。

（労働契約の内容の変更）

第八条 労働者及び使用者は、その合意により、労働契約の内容である労働条件を変更することができる。

（就業規則による労働契約の内容の変更）

第九条 使用者は、労働者と合意することなく、就業規則を変更することにより、労働者の不利益に労働契約の内容である労働条件を変更することはできない。ただし、次条の場合は、この限りでない。

第十条 使用者が就業規則の変更により労働条件を変更する場合において、変更後の就業規則を労働者に周知させ、かつ、就業規則の変更が、労働者の受ける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況その他の就業規則の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、労働契約の内容である労働条件は、当該変更後の就業規則に定めるところによるものとする。ただし、労働契約において、労働者及び使用者が就業規則の変更によつては変更されない労働条件として合意していた部分については、第十二条に該当する場合を除き、この限りでない。

(就業規則の変更に係る手続)

第十一条 就業規則の変更の手続に関しては、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第八十九条及び第九十条の定めるところによる。

(就業規則違反の労働契約)

第十二条 就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については、無効とする。この場合において、無効となつた部分は、就業規則で定める基準による。

(法令及び労働協約と就業規則との関係)

第十三条 就業規則が法令又は労働協約に反する場合には、当該反する部分については、第七条、第十条及び前条の規定は、当該法令又は労働協約の適用を受ける労働者との間の労働契約については、適用しない。

第三章 労働契約の継続及び終了

(出向)

第十四条 使用者が労働者に出向を命ずることができるときにおいて、当該出向の命令が、その必要性、対象労働者の選定に係る事情その他の事情に照らして、その権利を濫用したものと認められる場合には、当該命令は、無効とする。

(懲戒)

第十五条 使用者が労働者を懲戒することができる場合において、当該懲戒が、当該懲戒に係る労働者の行為の性質及び態様その他の事情に照らして、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものととして、当該懲戒は、無効とする。

(解雇)

第十六条 解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものととして、無効とする。

第四章 期間のある労働契約

(契約期間中の解雇等)

第十七条 使用者は、期間の定めのある労働契約(以下この章において「有期労働契約」という。)について、やむを得ない事由がある場合でなければ、その契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができない。

2 使用者は、有期労働契約について、その有期労働契約により労働者を使用する目的に照らして、必要以上に短い期間を定めることにより、その有期労働契約を反復して更新することのないよう配慮しなければならない。

(有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換)

第十八条 同一の使用人との間で締結された二以上の有期労働契約(契約期間の始期の到来前のものを除く。以下この条において同じ。)の契約期間を通算した期間(次項において「通算契約期間」という。)が五年を超える労働者が、当該使用者に対し、現に締結している有期労働契約の契約期間が満了する日までの間に、当該満了する日の翌日から労務が提供される期間の定めのない労働契約の締結の申込みをしたときは、使用者は当該申込みを承諾したものとみなす。この場合において、当該申込みに係る期間の定めのない労働契約の内容である労働条件は、現に締結している有期労働契約の内容である労働条件(契約期間を除く。)と同一の労働条件(当該労働条件(契約期間を除く。))について別段の定めがある部分を除く。)とする。

2 当該使用者との間で締結された一の有期労働契約の契約期間が満了した日と当該使用者との間で締結されたその次の有期労働契約の契約期間の初日との間にこれらの契約期間のいずれにも含まれない期間(これらの契約期間が連続すると認められるものとして厚生労働省令で定める基準に該当する場合の当該いずれにも含まれない期間を除く。以下この項において「空白期間」という。)があり、当該空白期間が六月(当該空白期間の直前に満了した一の有期労働契約の契約期間(当該一の有期労働契約を含む二以上の有期労働契約の契約期間の間に空白期間がないときは、当該二以上の有期労働契約の契約期間を通算した期間。以下この項において同じ。))が一年に満たない場合にあつては、当該一の有期労働契約の契約期間に二分の一を乗じて得た期間を基礎として厚生労働省令で定める期間)以上であるときは、当該空白期間前に満了した有期労働契約の契約期間は、通算契約期間に算入しない。

(有期労働契約の更新等)

第十九条 有期労働契約であつて次の各号のいずれかに該当するものの契約期間が満了する日までの間に労働者が当該有期労働契約の更新の申込みをした場合又は当該契約期間の満了後遅滞なく有期労働契約の締結の申込みをした場合であつて、使用

者が当該申込みを拒絶することが、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、使用者は、従前の有期労働契約の内容である労働条件と同一の労働条件で当該申込みを承諾したものとみなす。

一 当該有期労働契約が過去に反復して更新されたことがあるものであって、その契約期間の満了時に当該有期労働契約を更新しないことにより当該有期労働契約を終了させることが、期間の定めのない労働契約を締結している労働者に解雇の意思表示をすることにより当該期間の定めのない労働契約を終了させることと社会通念上同視できると認められること。

二 当該労働者において当該有期労働契約の契約期間の満了時に当該有期労働契約が更新されるものと期待することについて合理的な理由があるものと認められること。

(期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止)

第二十條 有期労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件が、期間の定めがあることにより同一の利用者と期間の定めのない労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件と相違する場合においては、当該労働条件の相違は、労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度(以下この条において「職務の内容」という。)、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであつてはならない。

(平二四法五六・追加)

第五章 雑則

(船員に関する特例)

第二十一條 第十二条及び前章の規定は、船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員(次項において「船員」という。)に関しては、適用しない。

2 船員に関しては、第七条中「第十二条」とあるのは「船員法(昭和二十二年法律第百号)第百条」と、第十条中「第十二条」とあるのは「船員法第百条」と、第十一条中「労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第八十九条及び第九十条」とあるのは「船員法第九十七条及び第九十八条」と、第十三条中「前条」とあるのは「船員法第百条」とする。

(適用除外)

第二十二條 この法律は、国家公務員及び地方公務員については、適用しない。

2 この法律は、使用者が同居の親族のみを使用する場合の労働契約については、適用しない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平二四・八・一〇・法五六抄)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第二条の規定による改正後の労働契約法(以下「新労働契約法」という。)第十八条の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後の日を契約期間の初日とする期間の定めのある労働契約について適用し、同項ただし書に規定する規定の施行の日前の日が初日である期間の定めのある労働契約の契約期間は、同条第一項に規定する通算契約期間には、算入しない。

附則 (平三〇・七・六法第七一抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

第八編 關係資料

第八編 関係資料

主な施行通知等

○ 大学設置基準の一部を改正する省令の制定等について

昭和四十七年三月三〇日文大第二二六号、文部事務次官から各国公立大学（短期大学を除く。）長あて通達

このたび大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を改正する省令（昭和四十七年文部省令第五号）および学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を改正する省令（昭和四十七年文部省令第六号）が三月十八日に交付され、昭和四十七年四月一日から施行されることになりました。

今回の改正の趣旨および留意点は下記のとおりですので、じゅうぶんご了解のうえ、その運用について遺憾のないようお取り計らい下さい。

記

一 改正の趣旨

今回の改正は、所定の条件の下に学生が国内および国外の他大学においても授業をうけ、単位を修得できるようにすることにより、国内外にわたる大学間の交流と協力を促進し、大学教育の充実に資するよう所要の措置を講じたものであること。

二 国内の大学相互間における単位の修得の取扱い（大学設置基準第三十一条の二第一項および第二項関係）

(1) 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学の授業科目を履修することを認めることができること。

(2) 大学は、(1)により学生が他の大学で修得した単位について、三十単位までを当該大学において修得したものとみなすことができること。

(3) 今回の措置は、学生が他の大学において授

業科目を履修することが教育上有益であると大学が判断した場合に実施するものであり、そのような教育上の配慮なしに実施したり、あるいは、学部、学科等において通常必要とされる授業科目を開設することなく、他の大学の授業科目をもつて代替させるような取扱いを容認しようとするのではないこと。

(4) 大学は、実施にあつては、あらかじめ当該他大学との間に、履修できる授業科目の範囲、対象とする学生数、単位の認定方法、その他実施上必要とされる具体的な措置について協議するものとする。

(5) 今回の措置は、学生の卒業要件にかかわる事項でもあるので、大学は、実施にあつてはあらかじめ、学則等学内諸規程において、具体的な実施方法等について規定することが必要であること。（学校教育法施行規則第四条第一項参照）

(6) 学生の他の大学での履修にかかる単位の修得の認定を行なうにあつては、大学は、当該他大学において認定された単位について、大学間の協議の定めるところにより、認定するものとする。

(7) 学生が他の大学において履修している場合における当該他大学での学生の身分の取扱い等については、当該他大学において「特別聴講学生」としてその取扱いを定めることが適当であること。

(8) 特別聴講学生の受入れに伴う授業料等の費用の取扱いについては、次によるものとする。なお、国立大学にかかる授業料等の費用の取扱いの詳細については、別途通知すること。

ア 国立大学が、国立大学の学生を受入れる場合は、一切徴収しないこと。

イ 国立大学が、公立または私立の大学の学生を受入れる場合は、授業料は、聴講生と同額を徴収し、検定料および入学料は、徴収しないこと。

ウ 公立または私立の大学が、国立大学の学生を受入れる場合は、大学間の協議により定めるところによるが、イの場合に準じて

定めることが適当であること。

エ 公立または私立の大学が、他の公立または私立の大学の学生を受入れる場合は、大学間の協議により定めるところによること。

三 外国の大学へ留学する場合の取扱い（学校教育法施行規則第六十七条、大学設置基準第三十一条の二第三項関係）

(1) 今回の改正による留学とは、教育上有益であるとする大学の判断により、その承認を受けて、学生が外国の大学で学修することをいうものであること。

この場合、学生の取扱いは休学とするものではなく、その具体的な取扱いは、教授会の議を経て、学長が定めること。

(2) 大学は、学生が留学して得た学修の成果について、三十単位までを当該大学において修得したものとみなすことができること。この場合、外国の大学においては、履修および評価の形態は、わが国の大学の場合と異なることとが少なくないので、その実態に応じて適切な方法により、わが国の単位に換算するものとする。

(3) 外国の大学とは、外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有するもの、またはこれに相当する教育研究機関をいうこと。

(4) 学生の留学に関する取扱いについては、原則として2の(3)ないし(5)に準じるものとする。

ただし、やむを得ない事情により、外国の大学と事前の協議を行なうことが困難な場合には、当該大学との事前協議を欠くこともさしつかえないこと。

(5) (1)によらないで、学生が在学中に休学を認められ、外国の大学で学修することは、従来どおりさしつかえないこと。ただし、この場合における外国の大学における学修については、当該学生の在学する大学において単位の認定を行ない、また当該休学期間を在学期間に算入するものではないこと。

四 今回の省令の改正は、昭和四十七年四月一日から施行されること。

(2) 昭和四十七年三月三十一日以前に休学の許可を得て外国の大学で学修している学生についても、昭和四十七年四月一日以降の履修について留学の取扱いをすることができること。

五 大学院ならびに医学および歯学の学部における取扱い

(1) 大学院については、今回の改正の趣旨をこれに及ぼすことが適当であり、かつ、単位の取扱い等については、従来大学設置基準に準じて取扱われてきた経緯にかんがみ、前記の措置に準じるものとする。この場合、大学は、学生が他の大学の大学院において修得した単位について、修士課程（二年の課程）にあつては十単位、博士課程（五年の課程）にあつては二十単位までを当該大学の大学院において修得したものとみなすことができること。

(2) 今回の省令の改正は、医学および歯学の学部の専門の課程については、直接適用されるものではないが、今回の改正の趣旨をこれに及ぼすことが適当であることにかんがみ、前記の措置に準じるものとする。

○ 国立学校設置法等の一部を改正する法律の施行について（抄）

昭和四十八年一月五日文大第四三三〇号文部事務次官から各国公立大学長、公立大学を設置する関係地方公共団体の長、私立大設置する各学校法人の理事長あて通達通知

このたび「国立学校設置法等の一部を改正する法律」（昭和四十八年法律第百三十三号、以下「法律」という。）が九月二十九日に公布され、国立の医科大学の設置等に関する規定は同日、筑波大学の創設及び大学制度の改善等の措置に関する規定は十月一日に、それぞれ施行されました。

この法律は、旭川医科大学の設置等国立学校の整備充実を図るほか、新しい構想に基づく大学として筑波大学を創設するとともに、学校教育法等の一部を改正し、大学制度の弾力化等に関する措

置を講じたものであります。

国民の高等教育に対する多様な要請にこたえ、かつ学術・研究の進歩・発展を期するために大学改革の推進を図ることは現下の急務であります。

このことは、基本的には各大学の自主的な努力にまつべきものであります。大学制度の弾力化を図ることによりこれらの努力による自主的改革の推進に資することが、このたびの改正の重要な目的であり、筑波大学はこのような制度の弾力化を基礎とした新しい大学のひとつとして設置されたものであります。

各大学におかれては、かねてから改革の検討等を進めておられることと存じますが、このような改正の趣旨について十分御理解をいただき、自主的改革の実現に一層の努力を払われるようお願いいたします。

この法律の要旨及び留意点は、下記のとおりです。十分御了知のうえ、それぞれ関係のある事項についてその運用に遺憾のないようお取り計ら下さい。

記

第一 学校教育法等の一部改正について

1 学部以外の教育研究上の基本となる組織の設置（学校教育法第五十三条の改正）

- (1) 大学の基本となる組織としては、従来、学部のみが認められてきたが、今回、この点が改められ、学部を常例としつつも、それぞれの大学において教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、学部の設置に代えて、学部以外の教育研究のための組織を置きうることにされた。

- (2) 学部以外の教育研究上の基本となる組織の具体的な基準上の取扱いについては、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）を改正し、所要の規定を整備したうえ、別途通知する予定である。

- (3) 学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合の当該組織に関する法令上の取扱いについては、別段の定めのない限り、法令に「学部」と規定されている場合（学校教育法、私立学校法、弁護士法等）

には、これに含まれるものである。（学校教育法第八十七条の二）

- (4) 学部以外の教育研究上の基本となる組織を設置する場合には、学部の場合と同様、公立大学にあつては文部大臣の認可を受け（学校教育法第四条）、国立大学にあつては、国立学校設置法にその組織について所要の規定を設ける必要がある。

- (5) 従来、大学には、数個の学部を置くことを常例とし、一個の学部のみを置くいわゆる単科大学は特別の必要がある場合においてのみ認められることとされていたが、大学教育に対する多様な要請と単科大学の実態にかんがみ、学部の数については、特に原則、例外の別を設けないこととされた。

2 医・歯学部における履修方法の弾力化（略）

- (1) 大学に、その運営を円滑かつ適切に遂行するため、必要に応じ、学長の職務を助けることを任務とする副学長を置きうることとされた。

- (2) 副学長は、学長・教授等と異なりすべての大学に必ず置かなければならない職ではなく、大学の運営上の必要性を勘案し、各大学の判断に基づき置くことができるものであり、また、その数についても一人に限らず必要数置くことができるものである。

- (3) 副学長の職務は「学長の職務を助ける」とこととされているが（同条第四項）、その具体的な職務内容については各大学の学内規程等によつて定められるところによる。

また、副学長はその職務の内容から学長・教授等とならぶ独立の職として置かれるものであり、原則として専任者をもつて充てる職であるが、特別の事情のある場合には他の職にあるものを充てることもさしつかえない。

なお、国・公立大学に置かれる副学長の任免等の人事上の取扱いに関しては、現行の学部長以外の部局長と同様の取扱いを行

うこととされている。（4の(1)参照）

- 4 教育公務員特例法の一部改正（略）
- 第二 筑波大学の創設について（略）
- 第三 国立学校等の新設整備について（略）

○ 大学設置基準の一部を改正する省令の制定について（抄）

昭和四十八年一月二十八日文部省令第四十七号文部事務次官から各公立大学（短期大学を除く。）長あて通達

このたび、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を改正する省令（昭和四十八年文部省令第二十九号）が十一月二十八日に公布され、同日から施行されました。

今回の改正の趣旨及び留意点は、下記のとおりです。十分御了知のうえ、その運用について遺憾のないようお取り計らいくください。

記

I 趣旨

今回の改正は、去る九月二十九日公布された国立学校設置法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百三十三号）により学校教育法の一部が改正され、大学に学部以外の教育研究上の基本となる組織（以下「学部以外の基本組織」という）を置くことができるものとされたことに伴い、学部以外の基本組織の設置基準上の取扱いを定めるとともに、これを機会に、授業科目の区分の取扱い及び授業期間について弾力化を図るなど、各大学がその特色を生かして多様な教育研究を展開しうるよう所要の措置を講じたものである。

II 改正の要旨

- 1 学部以外の基本組織の設置基準上の取扱いについて

- (1) 学校教育法第五十三条の改正により置くことができることとされた学部以外の基本組織は、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められるものであり、次の要件を具備する必要があること。（第四条の二第一項）

ア 当該組織の規模内容が教育研究上適当なものであること。すなわち、当該組織で行われる教育研究の分野、これを構成する教員組織等の規模内容は、もとより学部のそれと同様である必要はないが、大学の教育研究上の基本となる組織としてふさわしいものでなければならぬこと。（同項第一号）

イ 当該組織の目的である教育研究を行うに必要な教員組織、施設、設備等の諸条件を備えたものであること。（同項第二号）ウ 当該組織の運営について、その組織の教育研究を適切に遂行しうるような仕組みがとられていること。（同項第三号）

- (2) 学部以外の基本組織の一般的要件は、上記のとおりであるが、現行基準において学部ごとに定められている専任教員数、校地及び校舎の面積、図書及び学術雑誌の冊数及び種類数並びに教育研究に必要な附属施設の基準に関しては、当該組織の教育研究上の分野に相当すると認められる分野の学部におけるこれらの基準に準ずるものとする。（同条第二項）

- (3) 学部以外の基本組織を置く大学は、当該組織に関し、学科目制及び講座制のいずれをも設けないことができるものとし、その場合には、当該組織の教育研究上主要と認められる分野については、これらの分野をそれぞれ担当する専任の教授又は助教を配置する必要があること。（第八条の二）なお、学部以外の基本組織には、学部に設けるものとされている学科又は課程に関する規定は適用しないこととしているので当該組織には教育研究上の必要に応じた適当な内部組織を設けることができること。

- (4) 大学設置基準において、第二章（学部）、第二章の二（学部以外の基本組織）並びに第十一章、第四十条、第四十一条及び附則第三項（専任教員数等に関する基準）以外の規定は、学部以外の基本組織にも適用されるものであること。（第四条の二第三項）
- (5) 学部以外の基本組織の設置基準上の取扱

- いは、上記のとおりであるが、この組織は、教育研究上の様々な要請に柔軟に対処し、それぞれの大学の個性と特色を生かした多様な発展を可能にするという観点から設置できることとされたものであり、学部の状態による場合と同等以上の教育研究上の成果をおさめようことが期待できる場合に認められるものであること。したがって、このような組織の設置及び運営にあつては、その趣旨にそつて教育研究水準の維持向上に十分配慮すること。

2 授業科目の区分の弾力化について

(略)

3 授業期間について

- (1) 各授業科目の授業は、一〇週又は一五週にわたる期間を単位として行うものとする。こと。(第二十八条の二本文)

- (2) 従来、大学における授業期間については、単位の計算方法に関する第二十六条の規定で単位計算の基礎となる授業は、一五週にわたるものと規定されていたことに関連で年間二期制がとられていたが、この改正により、各授業科目の授業は一〇週又は一五週にわたる期間を単位として行うものとし、大学は、教育上の必要に応じ、二期制のほか三期制をも採用することができることを明確にしたものであること。
- (3) なお、外国語演習、体育実技等、比較的短期間に集中して履修させることが教育上適当と認められる授業科目については、それぞれの授業科目の内容に即して、大学が適当と認める期間において授業を実施しようようにすること。(第二十八条の二ただし書)

4 医学又は歯学の学部の卒業の要件について (略)

5 施行期日等

- (1) この省令は、公布の日(昭和四十八年十一月二十八日)から施行されるものであること。(附則第一項)
- (2) この省令による改正後の基準に従い、学部以外の基本組織を設置しようとする場合

には、昭和四十八年十月五日文大第四百三十四号で通知したとおり、公立大学にあつては文部大臣の許可を受け、国立大学にあつては国立学校設置法に所要の規定を設ける必要があり、また、授業科目の区分の弾力化等の措置をとうとする場合には、学則等学内諸規程の改正を行う必要があるので留意すること。

(3) 学部以外の基本組織を設けることができることとされたことに関連して、教育職員免許法施行規則第二十一条第一項第二号の規定を改め、課程の認定の申請書に記載すべき事項に学科又は課程に相当する組織の名称を加えること。(附則第二項)

○ 大学院設置基準の制定及び学位規則の一部を改正する省令の制定について

昭四十九年七月一七日文大第三七五号 文部事務次官から各国公私立大学(短期大学を除く)長あて通達

このたび、大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)及び学位規則の一部を改正する省令(昭和四十九年文部省令第二十九号)が昭和四十九年六月二十日に公布され、それぞれ昭和五十年四月一日から施行されることになりました。

今回の措置は、大学院及び学位制度の全般について、学術研究の進歩、社会の発展等に柔軟に対応し得る制度を確立し、それを基盤として、各大学の自主的努力とあいまつて、大学院の整備充実を図り、もつてわが国の学術文化の進展に資するものであります。

これらの省令の要旨及び留意点は、下記のとおりですので、十分御了知の上、その運用に遺憾のないようお取り計らいください。

第一 記

第一 大学院設置基準の制定について

一 趣旨
大学院は、学校教育法その他の法令の規定によるもののほか、この省令(以下「設置基準」といふ)の定めるところにより設置するものとしたこと(設置基準第一条。この場合、大学院の設置とは、大学院の新たな設置と既設の大学院の維持運営とを併せ意味するものであること)。

したがって、この設置基準は、大学院を新たに設置する場合の基準であることはもとより、既設の大学院についても、適用される基準であること。

二 大学院の課程

大学院における課程は、これまでどおり、修士課程及び博士課程とし、大学院には、両課程を置くか、又はそのいずれかの課程を置くものとしたこと(設置基準第二条)。

三 修士課程

(一) 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要高度の能力を養うことを目的としたこと(設置基準第三条第一項)。

したがって、特定の専攻分野における研究能力の涵養を目指す修士課程の設置はもとより、高度の専門職業教育あるいは社会人に対する高度の教育等に重点を置く修士課程の設置も可能であること。

(二) 修士課程の修業年限は、これまでどおり、二年としたこと(設置基準第三条第二項)。

四 博士課程

(一) 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的としたこと(設置基準第四条第一項)。

(二) 博士課程の修業年限については、これまで五年とされてきたが、これを固定的な修業年限とはせずに標準的な修業年限として定めたこと(設置基準第四条第二項)。

これは、博士課程の目的、性格にかんがみ、その修業年限について学生の能力等に応じた弾力的な取扱いを行い得るようにすることをねらいとするものであり、研究科又は専攻ごとに五年以外の年限を修業年限

として定めることを認める趣旨ではないこと。なお、個々の学生についても五年未満で課程修了を認める場合があつても、三年を下ることは認められず(設置基準第十七条)。

また、その運用に当たつては、博士の学位水準の低下を来すことのないよう十分配慮する必要があること。

(三) 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分するか、又はこの区分を設けないものとし、前期二年及び後期三年の課程に区分する場合には、前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとしたこと(設置基準第四条第三項、第四項)。

博士課程については、これまで、前期二年を修士課程と称し、後期三年を博士課程と称するいわゆる「積み上げ式」の運用が一般になされてきたが、今回の措置は、このような運用について制度上明確にするとともに、五年を通じて一貫した教育研究指導を行う方式をとり得るようにしたものであり、課程を区分する場合の前期二年の課程は、課程の修了要件、課程の修了者に対する学位の授与その他関係規定の適用等について、修士課程として取り扱われるものであること。

なお、一貫した教育研究指導を行う方式をとる場合においても、他大学院の修士課程修了者の編入学を認めるよう配慮することが望ましいものであること。

五 研究科

(一) 研究科は、専門分野に依りて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとしたこと(設置基準第五条)。

(二) 研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例としたこと。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができるものとしたこと(設置基準第六条)。

(三) 研究科を組織するに当たっては、学部、大学附置の研究所等と適切な連携を図る等、当該研究科の組織が、その目的にふさわしいものとなるよう配慮するものとしたこと（設置基準第七条）。

これは、学問領域の拡大、深化等に併い、専門分野によつては、学部段階の教育にふさわしい組織が必ずしも大学院段階の教育、研究指導にふさわしい組織であるとは言い難い場合も生じていることも考慮し、大学院の研究科を組織するに当たっては、これまでのように学部を基礎とするほか、研究科の目的に応じ、学部、大学の附置研究所その他広く学内の教育研究施設と連携し、又は独自の組織を設ける等、当該研究科の目的達成に最も適するものとなるよう配慮すべきものとしたものであること。

六 教員組織

(一) 大学院には、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育研究に必要な教員を置くものとしたこと（設置基準第八条第一項）。

(二) 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、大学附置の研究所等の教員等が兼ねることも可能であり、また、必要に応じて専ら当該大学院の教育研究に従事する教員を置くことができるものであること（設置基準第八条第二項）。

(三) 大学院の教育は、大学の教員すなわち大学設置基準に定める資格を有する教員がこれに当たるものであるが、その中心となるべき教員として、特に優れた資格を有する者が、専攻ごとに一定数以上確保されている必要があること。なお、その資格は、原則としてこれまでと同様であるが、修士課程の教員については、芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者を新たに加えたこと（設置基準第九条）。

七 学生定員

大学院の学生定員は、教員組織及び施設整備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとしたこと（設置基準

第十條 八 教育方法等

(一) 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によつて行うものとしたこと（設置基準第十一条）。この場合において、授業科目の授業は単位制度によるものであり、研究指導は単位制度によらないものであつて、単位制度によらずに多様なかたちで行われる研究指導が、大学院の教育上重要な意義を有することにかんがみ、その必要性を明らかにしたものであること。

なお、このことは、学位論文の作成等に関し、授業科目の授業により指導すること

を必ずしも認めない趣旨ではないこと。

(二) 大学院には、専攻に応じ、教育上必要な授業科目を開設するものとしたこと（設置基準第十二条）。

(三) 研究指導は、上記四の(三)に述べた大学院の中心となる教員が行うものとしたこと（設置基準第十三条第一項）。

(四) 大学院は、教育上有益と認めるときは、博士課程の学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができるものとしたこと（設置基準第十三条第二項）。

大学院は、この規定により、学生が他の大学院等において研究指導を受けることを認めようとする場合には、あらかじめ当該他の大学院等との間に、研究指導の範囲、期間その他実施上必要とされる具体的な措置について協議するものとする。

(五) 修士課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができるものとしたこと。なお、この場合、修士課程として維持すべき水準を低下させることのないよう配慮することが必要であること（設置基準第十四条）。

(六) 大学院の各授業科目の単位数、単位の計算方法、授業日数、授業期間、授業の方法

及び単位の授与並びに他の大学院（外国の大学院を含む。）における授業科目の履修等については、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の関係条項の規定を準用するものとしたこと。この場合において、他の大学院における授業科目の履修に関する取扱いについては、昭和四十七年三月三十日文大第二二六号「大学設置基準の一部を改正する省令の制定等について」で通達したとおりであるが、履修の限度は、課程の種類を問わず、十単位までとしたこと（設置基準第十五条）。

九 課程の修了要件等

(一) 修士課程の修了の要件は、大学院に三年以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う修士論文の審査及び試験に合格することとしたこと。この場合において、当該修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、当該大学院は特定の課題についての研究の成果の審査をもつて修士論文の審査に代えることができるものとしたこと（設置基準第十六条）。

(二) 博士課程の修了の要件は、大学院に五年以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとしたこと。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に三年以上在学すれば足りるものとしたこと。また、これらの在学期間には、修士課程を修了した上博士課程に在学するに至つた者については、当該修士課程における二年の在学期間を含むものとしたこと（設置基準第十七条）。

なお、博士課程の修了について所定単位数を改めたのは、博士課程においては、その目的、性格からみて、教育研究指導の在り方を単位制度で強く制約することが必ずしも適当でないことを考慮したものであり、博士課程における教育、研究指導を従来よりも軽減しようとする趣旨ではないこと。

(三) 修士課程又は博士課程を修了した者は、学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）の定めるところにより、学位を授与されるものであることを明確にしたこと（設置基準第十八条）。

十 施設及び設備

大学院には、当該大学院の教育研究を実施するに必要な講義室、研究室、実験・実習室、演習室等の諸施設を設けるとともに、教育研究に必要な機械器具、標本等の設備並びに図書及び学術雑誌を十分整備する必要があるものとしたこと。この場合において、大学院は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、大学附置の研究所等の施設及び設備を共用することができるものとしたこと（設置基準第十九条、第二十二條）。

十一 その他

(一) 大学院を置く大学には、大学院の事務を処理するための適当な事務組織を設けるものとしたこと（設置基準第二十二條）。この場合、上記五の(三)に述べた大学院の組織の在り方に応じ、大学の事務組織の内に適切に位置付けるよう配慮すること。

(二) 医学及び歯学の研究科に関する基準については、検討を要する固有の問題が多くあるので、別に定めるものとしたこと（設置基準第二十四條）。

十二 施行期日

この設置基準は、昭和五十年四月一日から施行することとしたこと。ただし、昭和五〇年度に開設しようとする大学院の設置認可の申請に係る審査に当たっては、この設置基準により行うものとしたこと（設置基準附則第一項及び第二項）。

十三 学則等の整備

この設置基準の制定に伴い、課程の修了要件等に関し、学則等学内諸規程の改正を行う必要があると思われるので、このことに十分留意するとともに、改正を行った場合においては、速やかに報告又は届出をすること。

第二 学位規則の一部改正について

一 学位の意義

大学院設置基準において、新たに修士課程及び博士課程の目的が定められたことに関連して、博士及び修士の学位の意義をそれぞれ次のように改めたこと。

(一) 博士の学位は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する者に授与するものであること（学位規則第三条）。

(二) 修士の学位は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を有する者に授与するものであること（学位規則第四条）。

二 学位の授与要件

(一) 博士の学位は、博士課程を修了した者に授与することを明らかにしたこと。なお、博士課程を修了しない者について、いわゆる論文博士の制度も引き続き認められるものであること（学位規則第五条）。

(二) 修士の学位は、修士課程を修了した者に授与するとともに、五年を通じて一貫して教育研究指導を行う博士課程において、修士課程を修了するのに必要な要件を満たした者についても、授与することができるものとしたこと（学位規則第六条）。

三 学位論文の審査の協力

学位論文の審査については、提出された学位論文の内容に応じて、必要により、学内の他の研究科所属の教員の協力を得ることはもとより、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができるようにしたこと（学位規則第七条）。

四 学位論文の公表

博士の学位を授与された者は、これまでに、その学位論文の全文を印刷公表することとされてきたが、やむを得ない事由がある場合には、当該大学の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表すれば足りるものとしたこと。この場合には、当該大学はその学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとしたこと（学位規

則第九条）。

五 学位授与の報告の簡素化
博士の学位を授与した大学は、これまで当該博士の学位を授与した日から一か月以内に、当該博士論文を含め種々の必要書類を文部大臣に提出することとされていたが、この簡素化を図るため、学位授与報告書（別記様式）を三か月以内に文部大臣に提出すれば足りるものとしたこと（学位規則第十一条）。

なお、これに伴い昭和四十一年五月十三日付け文大第七号「博士の学位授与に関する報告について（通知）」は、廃止するものとする。

六 学術博士の新設

博士の種類として、次のとおり新たに学術博士を設けたこと（学位規則別表第一）。

(一) 学術博士は、最近の学術研究の発展に処し、かつ、学位の種類を簡素化を推進するという観点から、既存の博士の種類と同水準の総合的な博士の種類として設けたものであること。

(二) したがって、学術博士は、広く学術の各分野について授与することが可能なものであるが、新しい観点から設けられた博士の種類であることにかんがみ、その取扱いについてはなお慎重を期すべき点があるので、当面は、学術領域等既存の種類の博士を授与することが必ずしも適当ではない分野を専攻した者について授与することが適当であること。

七 施行期日

この学位規則の改正は、昭和五十年四月一日から施行することとしたこと。

八 学位規程等の整備

この学位規則の改正に伴い、学位規程等学内諸規程の整備を行った場合においては、速やかに報告又は届出をすること。

○ 短期大学設置基準の制定について（抄）

昭和五〇年四月二八日文大技第二一〇号文部事務次官から各都道府県知事、短期大学を設置する各市長、短期大学を設置する各中学校法人理事長あて通知

このたび、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）が昭和五十年四月二十八日に公布され、昭和五十一年四月一日から施行されることになりました。今回の制定は、各短期大学が、高等教育の拡大に伴う学生や社会の多様な要請に柔軟に対応しながら、独自の創意と工夫により特色ある高等教育機関として整備充実を図り得るよう、従来の短期大学の設置基準に関する取扱いを改善するとともに、これを省令として整備し、もって我が国の高等教育の一層の発展に資そうとするものであります。

この省令の要旨及び留意点は、左記のとおりです。十分御了知の上、その運用に当たって遺憾のないよう願います。

記

一 総則に関する事項

短期大学は、学校教育法その他の法令の規定によるもののほか、この省令の定めるところにより設置するものとしたこと（第一条第一項）。また、この設置基準は、短期大学を設置するのに必要な最低の基準であり、したがって、短期大学は、この基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、各短期大学が掲げている目的及び果たそうとしている使命に即して整備充実を図らなければならないものとしたこと（第一条第二項及び第三項）。

なお、短期大学の設置とは、短期大学の新たな設置と既設の短期大学の維持運営を併せ意味するものであること。したがって、この設置基準は、短期大学を新たに設置する場合の基準であるとともに、既設の短期大学にも適用される基準であること。

二 学科に関する事項

学科は、教育研究上の必要に応じ組織されるものであつて、教員組織、施設、設備その他が学科として適当な規模内容をもつと認められるものとしたこと（第二条第一項）。

また、学科には、教育上特に必要がある場合には、専攻課程を設けることができることとしたこと（第二条第二項）。この専攻課程は、教育上の必要性から学科の中を二以上の組織に分けたものであり、個々の専攻課程の名称は、従前どおり〇〇専攻と称することが適当であること。

三 学生定員に関する事項

学生定員は、教員組織、校地、校舎、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮し、学科ごと（学科に専攻課程を置くときは、専攻課程を単位として学科ごと）に学則において定めるものとしたこと（第三条第一項及び第二項）。この場合、総合的に考慮するとは、この設置基準で定める数的条件を満たすことはもとよりその質的な面にも十分配慮すべきものであること。

四 授業科目に関する事項

単位に関する事項（略）

五 授業に関する事項（略）

六 卒業の要件に関する事項（略）

七 教員組織に関する事項（略）

八 教員組織に関する事項

(1) 教育上主要と認められる授業科目（以下「主要授業科目」という。）は専任の教授又は助教が担当するものとしたこと。ただし、主要授業科目を担当すべき適当な教授又は助教が得られない場合に限り、専任の講師又は兼任の教授、助教若しくは講師がこれを担当することができることとしたこと（第十七条第一項）。また、主要授業科目以外の授業科目についてもなるべく専任の教授、助教又は講師がこれを担当するものとしたこと（同条第二項）。なお、この「担当」には一の授業科目を二以上の教員が分担する場合も含まれるものであること。

(2) 演習、実験・実習又は実技については、なるべく助手を置いて補助させるものとしたこと（同条第三項）。また、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教員を置

九 教員の資格に関する事項

教員の資格については、ほぼ大学設置基準に準じて規定したほか、①芸術上の優れた業績があると認められる者及び実務的な技術の修得を主とする分野にあっては実務的な技術に秀で教育上の経歴のある者(第二十条第三号)、②高等専門学校において教授、助教授又は専任の講師の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者(第二十条第六号及び第二十一条第三号)、③研究所、試験所、病院等に一定の年数以上在職し、研究上の業績があると認められる者(第二十条第七号及び第二十一条第六号)について、教授又は助教授への任用資格を認めたと。

なお、「実務的な技術の修得を主とする分野」とは、論文などによる業績のみによってその担当教員の能力を判断することが適当でないと考えられる分野、例えば、体育実技、外国語の会話、看護実習等のことであること。また、「教育上の経歴」とは、大学(短期大学を含む)、高等専門学校及びこれらに準ずる教育機関における教員としての経歴をいうものであること。

一〇 校地、校舎等の施設に関する事項

(1) 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するに適当な空地を有するものとしたこと(第二十四条第一項)。また、運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、立地条件及び周囲の環境によりそれが不可能であるなどやむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとしたこと(同条第二項)。

(2) 校舎には、短期大学の組織及び規模に並び、少なくともア、学長室、会議室、事務室、イ、教室(講義室、演習室、実験室、実習室等とする)、研究室、ウ、図書館、保健室を備えるものとしたこと(第二十五条第一項)。この場合、教室は、学科の種類及び学生数に応じ、必要な種類と数を備えるもの

のとし(同条第二項)、研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとしたこと(同条第三項)。なお、体育関係の学科を設置する場合の体育館は「実習室等」に含まれるものであること。また、図書館には、短期大学の教育を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとし(同条第四項)その閲覧室の座席数は、別表第二に定める数以上としたこと(同条第五項)。

(3) 短期大学には、前記②の施設を備えるほか、なるべく講堂、体育館、学生自習室及び学生控室、寄宿舎、カウンセリング室その他の学生の厚生補導に関する施設を備えるものとしたこと(第二十五条第八項)。

(4) 校地の面積(寄宿舎その他附属施設用地の面積は除く)は、別表第三に定める面積に、第二十七条の規定により算定した校舎の面積の四分の一に相当する面積を加えた面積以上としたこと。ただし、特別の事情があり、この面積が得られない場合には、教育に支障のない限度において、文部大臣は、この面積の一部を減ずる措置をとることができるとしたこと(第二十六条)。なお、講堂及び体育館の用地の面積は校地の面積に含まれるものであること。

(5) 校舎の面積は、一の分野についてのみ学科を置く短期大学については、別表第四の表に定める面積以上としたこと(第二十七条前段)。また、二以上の分野については、それぞれ学科を置く短期大学については、その二以上の分野のうち別表第四の表の同一分野に属する学科の学生総定員の二〇〇人までの欄の基準校舎面積が最大である分野についての同表に定める面積に、当該分野以外の分野についてのそれぞれ別表第四の表に定める面積を合計した面積を加えた面積以上としたこと(第二十七条後段)。例えば、経済学科(入学定員二〇〇人)、初等教育学科(入学定員一〇〇人)及び音楽学科(入学定員五〇人)の三学科を置く修業年限二年の短期大学については、別表第四

の表の同一分野に属する学科の学生総定員一〇〇人までの欄の面積が、経済学科が一、六〇〇平方メートル、初等教育学科が一、〇〇〇平方メートル、音楽学科が一、七〇〇平方メートルであり、初等教育学科が最も多い面積となるので、同表により初等教育学科の総定員二〇〇人までの面積二、三五〇平方メートルを求め、別表第四の表により、経済学科の総定員四〇〇人までの面積二、三〇〇平方メートルと、音楽学科の総定員一〇〇人までの面積一、二五〇平方メートルの合計面積三、五五〇平方メートルを求め、さきの二、三五〇平方メートルとの三、五五〇平方メートルを加えた面積五、九〇〇平方メートル以上がこの短期大学の校舎の必要面積となること。

なお、二以上の分野についてそれぞれ学科を置く短期大学の場合で、別表第四の表に定める学生総定員の一〇〇人までの欄の面積が同一であるときは、当該短期大学の学生総定員が最大である一の分野(当該一の分野が特定しないときは、当該短期大学の分野ごとの学生総定員に係る同表に定める面積が最大である分野)についての同表に定める面積に、当該分野以外の分野についてのそれぞれ別表第四の表に定める面積を合計した面積を加えた面積以上とする

一一 設備及び附属施設に関する事項

(1) 短期大学には、学科の種類、学生数及び教員数に応じて、必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとしたこと(第二十八条)。

(2) 短期大学には、授業科目の種類に応じ、別表第五に定める冊数及び種類数以上の図書及び学術雑誌(マイクロフィルム等によるものを含む)を系統的に整理して備えるものとしたこと(第二十九条)。

(3) 短期大学には、学科の種類に応じ、教育研究上必要な場合は、適当な規模内容を備えた附属施設を置くものとしたこと(第三〇条)。

一二 事務組織等に関する事項

(1) 短期大学には、専任の職員を置く適当な事務組織、厚生補導の組織を設けるものとしたこと(第三十一条及び第三十二条)。

(2) 図書館には、その機能を十分に發揮させるために必要な専任の職員を置くものとしたこと(第三十三条)。この場合、専任の職員は、図書の収集、整理、利用等についての専門教育を受けた者あるいはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であることが望ましいものであること。

一三 別表第一の表(一般教育科目、外国語科目及び保健体育科目の専任教員数)について(略)

一四 別表第一の表(専門教育科目の専任教員数)について(略)

一五 別表第二(閲覧室の座席数)について(略)

一六 別表第三(校地の基礎面積)について(1) 学生総定員が一、〇〇〇人を超える場合には、その超える学生総定員に応じて、この表に定める面積に相当数の面積を加えたものとしたこと(備考第一号)。

(2) 通常の学科と夜間学科等を置く場合の面積については、別に定めるものとしたこと(備考第二号)。

一七 別表第四の表(基準校舎面積)及び別表第四の表(加算校舎面積)について(1) この表に定める校舎の面積は、講堂、寄宿舎その他附属施設等の面積は含まないものとしたこと(備考第一号)。この場合、体育関係の学科を設置しない場合の体育館は「附属施設等」に含まれるものであること。

なお、学生自習室、学生控室、カウンセリング室、応接室、受付、守衛室、用務員室、宿直室、倉庫、学生集会所、食堂、廊下、便所等の面積は、この表に定める校舎の面積に含まれるものであること。

(2) 同一分野に属する学科の学生総定員が六〇〇人を超える場合には、その超える学生総定員に応じてこれらの表に定める面積に相当数の面積を加えたものとしたこと(備考

考第二号。

(3) 通常の学科及びこれと教育課程が同一又は類似の夜間学科等を置く場合の面積については、別に定めるものとしたこと(備考第三号)。

(4) この表に掲げる分野以外の分野に属する学科に係る面積については、当該学科の属する分野に類似するこの表に掲げる分野の例によるものとしたこと。ただし、これにより難い場合は別に定めるものとしたこと(備考第四号)。

一八 別表第五イの表(一般教育科目、外国語科目及び保健体育科目に関する図書(冊数)について(略))

一九 別表第五ロの表(専門教育科目に関する図書の冊数及び学術雑誌の種類数)について(略)

二〇 施行期日等

(1) この省令は、昭和五一年四月一日から施行することとしたこと。ただし、昭和五一年度又は昭和五二年度に開設しようとする短期大学又は短期大学の学科の設置認可の申請に係る審査に当たつては、この省令の規定の適用があるものとしたこと(附則第一項及び第二項)。

(2) この省令施行の際、現に設置されている短期大学に在職する教員については、その教員が現に在職する教員の職に在る限り、この省令の教員の資格に関する規定は適用しないこととしたこと(附則第三項)。

(3) この省令施行の際、現に設置されている短期大学の組織、編制、施設及び設備でこの省令施行の日前に係るものについては、当分の間、従前の例によることができるものとしたこと(附則第四項)。したがって、この省令の施行の際、現に設置されている各短期大学の学科等でこの省令により難しいものについては、なお従前の取扱いによることができるが、この省令の施行後において学科の増設、定員変更、専攻課程の設置等を行う場合には、この省令の規定の適用があるものであること。

(4) この省令の制定に伴い、学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第一号)及び大学設置基準(昭和二十二年文部省令第二八号)の規定について、所要の整備を行ったこと(附則第五項及び第六項)。

○ 学校教育法の一部を改正する法律等の施行について

昭和五一年六月一四日(文大第二二〇)号文部事務次官から各国公立大学長、大学(短期大学を除く)を設置する各地方公共団体の長、大学(短期大学を除く)を設置する各学校法人の理事長通達

このたび、「学校教育法の一部を改正する法律(昭和五一年法律第二五号。以下「改正法」という。)」が昭和五一年五月二五日公布され、「学校教育法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(昭和五一年政令第二四号)」により、同年六月一日から施行されました。

また、改正法の施行に伴い、関係法律の規定に基づき、「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(昭和五一年文部省令第二九号。以下「改正省令」という。)」が昭和五一年五月三一日に公布され、同年六月一日から施行されました。

改正法は、大学院の制度について、学術研究の進歩、社会の発展等に柔軟に対応しよう、いわゆる独立大学院の創設に道を開くなどの一層の整備を図つたものであり、改正省令は、改正法の施行に伴い、関係省令の規定の整備を図つたほか、外国において学校教育を受けた者の我が国の大学への受入れを円滑に行うなどのため、大学の入学の時期の特例について規定を整備したものであります。

改正法及び改正省令の要旨及び留意点は左記のとおりですので、御了解の上、その運用に遺憾のないようお取り計らい願います。

記

一 研究科の設置廃止を認可事項としたことについて
(一) 公立及び私立の大学の大学院の研究科の設

置廃止は、監督庁の認可を受けなければならぬものとしたこと(学校教育法第四条関係)及びこの場合の設置廃止の認可申請の手続等に関し、規定の整備を図つたこと(学校教育法施行規則第七条の三及び第七条の七関係並びに大学の設置等の認可の申請手続等に関する規則第六条関係)。

これは、大学院制度の整備に伴い、大学院の研究科の組織を学部組織と直接関連させることなく独自に編成することもできるようになったこと等とも関連し、大学院の基本となる組織である研究科の設置廃止についても認可事項としたものであること。

(二) 前記(一)との関連において、私立大学の大学院の研究科の設置廃止の認可を所轄庁の権限に加えたこと(私立学校法第五条関係)及び私立大学の大学院の研究科の名称を学校法人の寄附行為記載事項とし、これに伴い大学院の研究科の設置に係る寄附行為変更の認可申請手続に関し、規定の整備を図つたこと(私立学校法第三〇条関係及び私立学校法施行規則第四条関係)。

なお、学校法人は、昭和五一年六月一日現在において、当該学校法人が設置している大学院の研究科の名称をできる限り速やかに寄附行為をもつて定めなければならないこととし、この場合の寄附行為の変更は所轄庁の認可を要しないものとしたこと(改正法附則第五項)。

二 後期三年のみの博士課程の制度を設けたことについて

大学院の入学資格に関し、研究科の教育研究上必要がある場合においては、当該研究科に係る入学資格を修士の学位を有する者又は監督庁の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者とするができるものとすし、その監督庁の定めを設けたこと(学校教育法第六七条関係及び学校教育法施行規則第七〇条の二関係)及び教育研究上必要がある場合においては修士の学位を有する者等を入学させる後期三年のみの博士課程を置くことができるものとしたこと(大学院設置基準第四条関係)。

三 独立大学院の制度を設けたことについて
教育研究上特別の必要がある場合においては、学部を置くことなく大学院を置くものを大学とすることができるようとし、いわゆる独立大学院の制度を設けたこと(学校教育法第六八条の二関係)。

この独立大学院の設置は、教育研究の目的・内容の上から大学院独自の教育研究を展開することが特に有益である場合や教員、学生の大学間交流に大きく寄与する場合など独立大学院とすることについての教育研究上の意義が明らかなるものに限り認められるものであること。

なお、国立又は公立の独立大学院で一個の研究科のみを置くものについては、教育公務員特例法上の評議会の権限は教授会が行うこととしたこと(教育公務員特例法第二五条関係)。

四 修士の学位を規定したことについて

大学院制度の整備の一環として、修士の学位についても博士の学位と同様に法律上明記したこと(学校教育法第六八条関係)。

五 大学院の名称の保護について

大学院制度の整備の一環として、大学院以外の教育施設は、大学院の名称を用いてはならないものとし、あわせてその経過措置を定めたこと(学校教育法第八三条の二関係及び改正法附則第二項)。

六 学年途中の入学に関する制度の整備について
大学は、特別の必要がある、かつ、教育上支障がないときは、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させ及び卒業させることができるものとしたこと(学校教育法施行規則第七二条第二項関係)。

これは、外国において学校教育の課程を修了した者で国内の大学に入学を希望する者が増加しつつあり、外国の学校と国内の大学との卒業、入学の時期に相当のずれがある場合が多い実状等にかんがみ、入学時期の特例について規定したものであり、これらの者のための特別な教育課程が編成されるなど教育上の支障がないと認められる場合について学年途中においても学期の区分に従い、学生を入学させ及び卒業させることができるものとしたこと。

なお、大学の通信教育における入学等の時期の特例についても、この規定によるものとして取り扱うものであること。

○ 大学院設置基準の一部を改正する省令及び学位規則の一部を改正する省令の制定等について(抄)

昭和五三年一月九日文大医第三一七号文部省大学局長から医学部又は歯学部を置く各国公私立大学長あて通知

このたび、大学院設置基準の一部を改正する省令(昭和五三年文部省令第四二号)及び学位規則の一部を改正する省令(昭和五三年文部省令第四三三号)が昭和五三年一月九日に公布され、同日から施行されました。

今回の改正は、医学又は歯学の大学院を置く大学が、医・歯学の進展や社会の要請等に柔軟に対応し、かつ、創意と工夫を生かした設置運営を図り得るように医学又は歯学の大学院の設置基準に関する従来の取扱いを改善し、省令として規定するものであります。

改正省令の要旨及び留意点は、左記のとおりです。十分御了知の上、その運用に当たつて遺憾のないよう願います。

記

第一 大学院設置基準の一部改正について

一 大学院設置基準の適用について
医学又は歯学の研究科について、大学院設置基準を第四条第三項から第五項までの規定を除き適用することとしたこと。

このことより、従来の取扱いでは医学又は歯学の大学院研究科に博士課程のみを置くこととしていたのを改め、修士課程も置くことができることとしたこと。

また、博士課程の修了要件のうち修得単位数については、従来の五〇単位以上を三〇単位以上としたこと。

なお、この修士課程の目的、教育内容等については、別添「医学及び歯学の大学院修士課程について(昭和五三年一〇月二〇日大学

設置審議会答申)に述べられているところであるが、その設置については、この課程の目的、性格にかんがみ、基礎となる医学部又は歯学部の研究組織が充実しており、かつ関連領域の教員による教育及び研究指導の参加が十分期待できる大学に限られるものであること。

二 博士課程に関する特例について

医学又は歯学を履修する博士課程の標準修業年限は四年とし、修了要件のうち在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については三年以上在学すれば足りるものとしたこと(第二、四、七条)。

三 その他について

学校教育法施行規則(昭和二二年文部省令第一一七号)第七〇条第一項第一号について、医学又は歯学の修士課程を置くことができることとなったことに伴い、所要の規定の整備を行ったこと。

四 施行期日について

この大学院設置基準の改正は、昭和五三年一月九日から施行することとしたこと。

五 学則等の整備について

この大学院設置基準の改正に伴い、博士課程の修了要件等に関し、学則等学内規程の改正を行う必要があると思われるので、このことについて十分留意するとともに改正を行った場合において、速やかに報告又は届出をすること。

第二 学位規則の一部改正について(略)

第三 履修方法の弾力化について(略)

別添(略)

○ 大学通信教育設置基準の制定等について

昭和五六年一〇月二九日文大第二二五号文部事務次官から各国公私立大学(短期大学を除く。以下同じ)長、大学を設置する各都道府県知事及び各市長、大学を設置する学校法人の理事長、放送大学学園理事長あて通達

このたび大学通信教育設置基準(昭和五六年文部省令第三三三号)が、昭和五六年一〇月二九日に公布され、昭和五七年四月一日から施行されることになりました。

このたび、大学通信教育は、大学教育の機会を広く提供するため重要な役割を果たしてきているところであり、さらに、このたび放送大学学園法(昭和五六年法律第八〇号)の成立により、放送等による教育を行う新しい形態の大学が創設される運びとなり、また、あわせて学校教育法の一部改正が行われ、大学には通信による教育を行う学部を置くことができることとなったことにかんがみ、既存の形態の大学通信教育について、その水準の維持、向上を図るとともに、放送等を効果的に活用した新しい形態の大学通信教育及び通信による教育を行う大学の設置に適切に対応していくため、大学通信教育設置基準を制定したものであります。

この省令の要旨及び留意点等は、左記のとおりです。十分御了知の上、その運用に遺憾のないようお取り計らいください。

この省令の要旨及び留意点等は、左記のとおりです。十分御了知の上、その運用に遺憾のないようお取り計らいください。

記

一 趣旨

大学が行う通信教育に係る設置基準は、この省令の定めるところによるものとしたこと(第一条第一項)。また、この設置基準は、通信教育を行う大学を設置し、又は大学において通信教育を開設するのに必要な最低の基準であり、したがって、大学は、その行う通信教育について、この設置基準より低下した状態にならないようにすることとはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならないものとしたこと(第一条第二項及び第三項)。

二 通信教育を行い得る分野

大学は、通信教育によつて十分な教育効果が得られる専攻分野について、通信教育を行うことができるものとしたこと(第二条)。通信教育によつて十分な教育効果が得られる分野であるか否かは、個々に具体的な教育内容等を勘案して判断されるものであること。

三 授業の方法等

(一) 授業は、印刷教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業(以下「印刷教材による授業」という。)、主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業(以下「放送授業」という。)、若しくは大学設置基準(昭和三一年文部省令第二八号)第三〇条の方法による授業(以下「面接授業」という。)のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとしたこと(第三条第一項)。

印刷教材による授業については、教科書、学習指導書等の印刷教材を当該授業科目の内容が学生に十分理解できるように作成するとともに、学問の進歩に即応できるように大学において常に改善、改訂に努める必要があること。

面接授業については、その実施に当たつて学問的環境の中で学修できるようにする限り、当該大学のキャンパス内で行うものとするが、受講の便を考慮してキャンパス外で行うこともできること。また、通信教育においては教員と学生相互の交流の場が少ないことも考慮し、面接授業には、できる限り少人数構成の授業を加味することが望ましいこと。

(二) 印刷教材による授業及び放送授業の実施に当たつては、学生の勉学を促し、学修指導の徹底を図るため、進度に応じて添削等による指導を併せ行うものとしたこと(第三条第二項)。この規定の趣旨は、添削等による指導は、授業科目ごとに少なくとも一回以上行うことを必要とするものであること。

(三) 大学設置基準は、一年間の授業日数について、三五週にわたって二一〇日を原則とすることを定めているが、通信教育による授業は、

この原則にとらわれず、定期試験等を含め、年間を通じて適切に行うものとしたこと（第四條）。

四 単位の計算方法

各授業科目の単位数は、一単位の履修時間を四五時間とし、印刷教材による授業については四五時間の学修を必要とする印刷教材の学修をもつて一単位とし、放送授業については一時間の放送授業に対して二時間の準備のための学修を必要とするものとして一五時間の放送授業をもつて一単位とし、面接授業については大学設置基準第二六条各号に定める講義、演習、実験、実習、実技等による授業の単位の計算方法によるものとしたこと（第五條）。

なお、四五時間の学修を必要とする印刷教材の分量は、教科書、学修指導書等を合わせおおよそ五冊程度であるが、授業科目及びその内容により各大学において適切に定めるものとする。

また、印刷教材による授業、放送授業又は面接授業の方法を併用して行う授業科目に係る単位の計算は、各授業方法の単位の計算の基準に照らして行うものとする。

五 卒業の要件

（一）卒業の要件は、大学設置基準第二二条の定めるところによるが、同条の規定により修得すべき単位数二四単位のうち三〇単位以上は、面接授業により修得するものとしたこと。ただし、当該三〇単位のうち一〇単位までは、放送授業により修得した単位で代えることができるものとしたこと（第六條）。なお、面接授業による単位又は放送授業による単位の数の計算に当たっては、印刷教材による授業、放送授業又は面接授業の方法を併用して行う授業科目については、その面接授業又は放送授業に係る部分を上記四の単位の計算方法により計算し、これに算入するものとする。

（二）大学設置基準第二二条第一項において、保健体育科目について卒業の要件として修得すべき単位数は、講義及び実技四単位と規定されており、それぞれ二単位ずつの修得を必要とする取扱いとなっているが、年齢、職業、

生活状況を異にする多数の学生を対象とする通信教育においては、一律に体育実技二単位の修得を要するものとするは必ずしも適当でないことから、体育実技で修得すべき単位を一単位としても差し支えないこと。

六 体育実技の履修方法等

大学は、保健体育科目のいう実技について、あらかじめ当該大学が定めた基準に照らして教育上適当であると認めるときは、学生が他の大学等が行う公開講座等において学修することを認め、これを当該大学における履修とみなし、その成果について単位を与えることができるものとしたこと（第七條）。この場合において、他大学等が行う公開講座等は、計画的、継続的なものであることを要し、都道府県市町村教育委員会等が行う体育教室等も含みうるものであること。

なお、このような取扱いを行うに当たっては、大学はあらかじめ公開講座等の内容、実施者、実施期間、運営方法等に係る基準を定め、その実施者と具体的な実施方法等について協議し、学修の状況を的確に把握するとともに、その成果については大学が適正に評価した上で単位を認定する必要があること。また、四五時間の実技をもつて一単位とされていることに留意すること。

七 専任教員数

（一）学校教育法第五四条の二第二項に規定する学部（以下「通信教育学部」という。）における専任教員数は、別表第一のとおりとし、この専任教員数は、別表第一の場合、専任教員とは、教授、助教授又は講師をいうこと（別表第一備考第一号。以下同じ）。

（二）昼間又は夜間において授業を行う学部が通信教育を併せ行う場合においては、当該学部が行う通信教育に係る入学生定員一、〇〇〇人につき四人の専任教員を増加するものとしたこと。ただし、当該増加する専任教員の数が当該学部の通信教育に係る学科又は課程における大学の設置基準第一一条の規定による専任教員の数の二割に満たない場合には、当該専任教員の数の二割の専任教員を増加するもの

としたこと（第八條第二項）。この場合、増加する専任教員は、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目及び専門教育科目の教員を含むものであり、教育研究に支障のないよう授業科目の区分ごとに適切に配分するものとする。

八 校舎等の施設

（一）通信教育学部を置く大学は、当該学部に係る大学設置基準第三七条第一項に規定する校舎を有するほか、特に添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設（以下「通信教育関係施設」という。）について、教育に支障のないようにするものとし、校舎及び通信教育関係施設の面積は、別表第二のとおり定めたこと（第九條第一項及び第二項）。

（二）昼間又は夜間において授業を行う学部を通信教育を併せ行う場合にあつては、大学は、通信教育関係施設及び面接授業を行う施設について、教育に支障のないようにするものとしたこと（第九條第三項）。したがって、通学課程と同じ時間帯で多数の学生の面接授業を行う等の場合においては、所要の校舎の面積を増加する必要があること。

（三）図書館の閲覧室には、通信教育を受ける学生の利用に支障のないよう相当数の座席を備えるものとしたこと（第九條第四項）。なお、各地において面接授業を行うような場合は、それぞれの場所に所要の図書を備えた図書室等を設けることが望ましいこと。

九 校地

（一）通信教育学部のみを置く大学は、教育に支障のない場合には、運動場を設けないことができるものとしたこと（第一〇條第一項）。これは、体育実技については、前記六に述べた履修方法をとり、学生が履修上の便宜

を考慮して各地の大学等の施設を利用する方法により行われることが適当と認められる場合があるので、このような場合には、運動場を設けないことができるものとしたものであること。

（二）通信教育学部に係る校地の面積については、当該学部における教育に支障のないようなものとするものとしたこと（第一〇條第二項）。

一〇 添削等のための組織等

大学は添削等による指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けるものとしたこと（第一一條）。各大学の事情により、組織を設けない場合においては、添削等による指導のための適任者を配置する等の措置を講ずる必要があること。

一〇 その他の基準

通信教育を行う大学の組織、編制、施設、設備その他通信教育を行う大学の設置又は大学における通信教育の開設に関する事項で、この省令に定めのないものについては、大学設置基準（第二二条及び第二八条の二を除く。）の定めるところによるものとしたこと（第一二條）。大学設置基準第二二条の規定を適用しないこととしたのは、通信教育においては、添削指導等ゆきとどいた指導を行うため多くの兼任教員を必要とするので、兼任教員数の制限を設けない趣旨であること。また、大学設置基準第二八条の二の規定を適用しないこととしたのは、通信教育の性格にかんがみ、各授業科目の授業期間について、一〇週又は一五週にわたる期間を単位として行うことを要しないこととしたものであること。

一一 別表第一

この表に定める教員数は、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目及び専門教育科目の授業科目の区分を通じた専任教員数の合計であり、教育研究に支障のないよう授業科目の区分ごとに適切に配分するものとしたこと（別表第一備考第二号）。この場合において、授業科目の区分ごとの専任教員の数は、大学設置基準別表第一及び別表第三に定める授業科目の区分ごとの教員数を勘案して配分する

ものであること。

一三 施行期日等

(一) この省令は、昭和五十七年四月一日から施行することとしたこと。ただし、昭和五十八年度に設置しようとする通信教育を行う大学の設置認可又は同年度に開設しようとする大学の通信教育の開設認可の申請に係る審査に当たっては、この省令の規定の適用があるものとしたこと（附則第一項及び第二項）。

(二) この省令施行の際、現に通信教育を開設している大学の組織、編制、施設及び設備で、この省令の施行の日前に係るものについては、当分の間、なお従前の例によることのできるものとしたこと（附則第三項）。この省令施行後に通信教育学部の設置等を行う場合には、この省令の規定の適用があるものであるが、従前の例によることのできる大学にあつても、できるだけ速やかにこの省令で定める基準に合致するように努めることが望ましいこと。

(三) この省令の制定に伴い、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第一号）の規定について所要の整備を行ったこと（附則第四項）。

一四 大学通信教育の聴講生に係る入学資格

(一) 通信教育において聴講生（科目別履修生等）として授業科目を履修した者について、相当程度の授業科目を履修した者について、当該通信教育を行う大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる場合には、学校教育法施行規則第六十九条第五号の規定により、大学の入学資格があるものと認められること。この場合において、相当程度の授業科目を履修した者とは、人文、社会、自然の三分野にわたつて一六単位相当以上の授業科目を履修した者とするのが適当であること。

(二) 入学資格の認定に当たつては、履修した授業科目の修了試験の成績等を勘案し、個人について認定すること。

この認定は、大学の入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかに係る入学資格の認定であり、入学者選抜とは別個のものとして取り扱うものであること。

また、この認定の具体的方法については、大学が定めるものとし、聴講生に対しては、適当な方法により明示しておく必要があること。なお、学校教育法施行規則第六十九条第五号の規定による大学入学資格の認定は、各大学の判断により行うものであつて、認定を行った大学のみその効力が及ぶものであること。また、このような取扱いが、通信教育のみの取扱いであること。

〇 短期大学通信教育設置基準の制定等について

昭和五十七年三月二三日文大技第一〇九号文部事務次官から各国公私立短期大学長・短期大学を設置する各地方公共団体の長・短期大学を設置する各学校法人の理事長あて通達

このたび短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）が、昭和五十七年三月二三日に公布され、昭和五十七年四月一日から施行されることになりました。

短期大学通信教育は、短期大学教育の機会を広く提供するものとして重要な役割を果してきていくところであり、さらに、このたび放送大学学術園法（昭和五十六年法律第八〇号）の成立により、放送等による教育を行う新しい形態の大学が創設される運びとなり、また、あわせて学校教育法の一部改正が行われ、短期大学には通信による教育を行う学科を置くことができることとなつたことにかんがみ、既存の形態の短期大学通信教育についてその水準の維持、向上を図るとともに、放送等を効果的に活用した新しい形態の短期大学通信教育及び通信による教育を行う短期大学の学科の設置に適切に対応していくため、短期大学通信教育設置基準を制定したものであります。この省令の要旨及び留意点等は、左記のとおりですので、十分御了知の上、その運用に遺憾のないようお取り計らいください。

一 趣旨

記

短期大学が行う通信教育に係る設置基準は、この省令の定めるところによるものとしたこと（第一条第一項）。

また、この設置基準は、通信教育を行う短期大学を設置し、又は短期大学において通信教育を開設するのに必要な最低の基準であり、したがつて、短期大学は、その行う通信教育について、この設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、各短期大学が掲げている目的及び果たそうとする使命に即してその水準の向上を図ることに努めなければならないものとしたこと（第一条第二項及び第三項）。

二 通信教育を行い得る専攻分野

短期大学は、通信教育によつて十分な教育効果が得られる専攻分野について、通信教育を行うことができるものとしたこと（第二条）。通信教育によつて十分な教育効果が得られる専攻分野であるか否かは、個々に具体的な教育内容等を勘案して判断されるものであること。

三 授業の方法等

(一) 授業は、印刷教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業（以下「印刷教材による授業」という）、主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業（以下「放送授業」という）若しくは短期大学設置基準（昭和五〇年文部省令第二号）第二三条の方法による授業（以下「面接授業」という）のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとしたこと（第三条第一項）。

印刷教材による授業については、教科書、学習指導書等の印刷教材を当該授業科目の内容が学生に十分理解できるように作成するとともに、学問の進歩に即応できるよう短期大学において常に改善、改訂に努める必要があること。

面接授業については、その実施に当たつて学問的環境の中で学修できるようにできる限り当該短期大学のキャンパス内で行うものとするが、受講の便を考慮してキャンパス外で行うこともできること。また、通信教育においては、教員と学生相互の交流の場が少ないこ

とも考慮し、面接授業には、できる限り少人数構成の授業を加味することが望ましいこと。

(二) 印刷教材による授業及び放送授業の実施に当たつては、学生の勉学を促し、学修指導の徹底を図るため、進度に応じて添削等による指導を併せ行うものとしたこと（第三条第二項）。この規定の趣旨は、添削等による指導は、授業科目ごとに少なくとも一回以上行うことを必要とするものであること。

(三) 短期大学設置基準は、一年間の授業日数について、三五週にわたつて二〇日を原則とすることを定めているが、通信教育による授業は、この原則にとらわれず、定期試験等を含め、年間を通じて適切に行うものとしたこと（第四条）。

四 単位の計算方法

各授業科目の単位数は、一単位の履修時間を四五時間とし、印刷教材による授業については、四五時間の学修を必要とする印刷教材の学修をもつて一単位とし、放送授業については、一時間の放送授業に対して二時間の準備のための学修を必要とするものとして一五時間の放送授業をもつて一単位とし、面接授業については、短期大学設置基準第八号各号に定める講義、演習、実験・実習、実技による授業の単位の計算方法によるものとしたこと（第五条）。

なお、四五時間の学修を必要とする印刷教材の分量は、教科書、学習指導書等を合わせおむねA五判一〇〇ページ程度であるが、授業科目及びその内容により各短期大学において適切に定めるものとする。

また、印刷教材による授業、放送授業又は面接授業の方法を併用して行う授業科目に係る単位の計算は、各授業方法の単位の計算の基準に照らして行うものとする。

五 卒業の要件

(一) 卒業の要件は、短期大学設置基準第一五条又は第一六条の定めるところによるが、これらの規定により修得すべき単位数六二単位又は九三単位のうち、修業年限二年の短期大学にあつては一五単位以上、修業年限三年の短期大学にあつては二三単位以上（短期大学設

置基準第一六条の規定により卒業の要件として六二単位以上を修得することとする短期大学にあつては一五単位以上は、面接授業により修得するものとしたこと。ただし、当該一五単位又は二三単位のうちそれぞれ五単位又は八単位までは、放送授業により修得した単位で代えることができるものとしたこと（第六条）。なお、面接授業による単位又は放送授業による単位の数の計算に当たっては、印刷教材による授業、放送授業又は面接授業の方法を併用して行う授業科目については、その面接授業又は放送授業に係る部分を前記四の単位の計算方法により計算し、これに算入するものとする。

六 体育実技の履修方法

短期大学は、保健体育科目のうち実技について、あらかじめ当該短期大学が定めた基準に照らして教育上適当であると認めるときは、学生が他の短期大学等が行う公開講座等において学修することを認め、これを当該短期大学における履修とみなし、その成果について単位を与えることができるものとしたこと（第七条）。この場合において、他短期大学等が行う公開講座等は、計画的、継続的なものであることを要し、都道府県・市町村教育委員会等が行う体育教室等も含みうるものであること。

なお、このような取扱いを行うに当たっては、短期大学はあらかじめ公開講座等の内容、実施者、実施期間、運営方法等に係る基準を定め、その実施者と具体的な実施方法等について協議し、学修の状況を的確に把握するとともに、その成果については短期大学が適正に評価した上で単位を認定する必要があること。また、四五時間の実技をもつて一単位とされていることに留意すること。

七 専任教員数

(一) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六九条の二第六項に規定する通信による教育を行う学科（以下「通信教育学科」という。）における専任教員数は、別表第一のとおりとしたこと（第八条第一項）。この場合、専任教員とは、教授、助教授又は講師をいうこと

（別表第一備考第二号。以下同じ）。

(二) 昼間又は夜間において授業を行う学科が通信教育を併せ行う場合においては、短期大学設置基準第一九条の規定による専任教員の数に当該学科を行う通信教育に係る入学定員一〇〇〇人につき二人の専任教員を加えたものとしたこと。ただし、当該加える専任教員の数に当該学科における短期大学設置基準第一九条の規定による専任教員数の二割に満たない場合には、当該専任教員数の二割の専任教員を加えたものとしたこと（第八条第二項）。この場合、加える専任教員は、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目及び専門教育科目の教員を含むものであり、教育研究に支障のないよう授業科目の区分ごとに適切に配分するものとする。

(三) 通信教育を行う学科において聴講生（科目別履修生等として授業科目を聴講する者を含む。）を当該学科の学生総定員を超えて相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう相当数の専任教員を加えるものとしたこと（第八条第三項）。

八 校舎等の施設

(一) 通信教育学科を置く短期大学は、当該学科に係る短期大学設置基準第二五条第一項に規定する校舎を有するほか、特に添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設（以下「通信教育関係施設」という。）について、教育に支障のないようにするものとし、校舎及び通信教育関係施設の面積は、別表第二のとおり定めたこと（第九条第一項及び第二項）。

(二) 昼間又は夜間において授業を行う学科が通信教育を併せ行う場合にあつては、短期大学は、通信教育関係施設及び面接授業を行う施設について、教育に支障のないようにするものとしたこと（第九条第三項）。したがって、通学課程と同じ時間帯で多数の学生の面接授業を行う等の場合においては、所要の校舎の面積を増加する必要があること。

(三) 図書館の閲覧室には、通信教育を受ける学生の利用に支障のないよう相当数の座席を備

えるものとしたこと（第九条第四項）。なお、各地において面接授業を行うような場合は、それぞれの場所に所要の図書を備えた図書室等を設けることが望ましいこと。

九 校地

(一) 通信教育学科のみを置く短期大学は、教育に支障のない場合には、運動場を設けないことができるものとしたこと（第一〇条第一項）。これは、体育実技については、前記六に述べた履修方法をとる場合や、学生が履修上の便宜を考慮して各地の短期大学等の施設を利用する等の方法により行われることが適当と認められる場合があるので、このような場合には、運動場を設けないことができるものとしたこと。

(二) 通信教育学科に係る校地の面積については、当該学科における教育に支障のないようなものとするものとしたこと（第一〇条第二項）。

一〇 添削等のための組織等

短期大学は添削等による指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けるものとしたこと（第一一条）。各短期大学の事情により、組織を設けない場合においては、添削等による指導のための適任者を配置する等の措置を講ずる必要があること。

一一 その他の基準

通信教育を行う短期大学の組織、編制、施設、設備その他通信教育を行う短期大学の設置又は短期大学における通信教育の開設に関する事項で、この省令に定めのないものについては、短期大学設置基準（第一一条を除く。）の定めるところによるものとしたこと（第一二条）。短期大学設置基準第一一条の規定を適用しないこととしたのは、通信教育の性格にかんがみ、各授業科目の授業期間について、一〇週又は一五週にわたる期間を単位として行うことを要しないこととしたものであること。

一二 別表第一

この表に定める教員数は、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目及び専門教育科目の授業科目の区分を通じた専任教員数の合計

であり、教育研究に支障のないよう授業科目の区分ごとに適切に配分するものとしたこと（別表第一備考第三号）。この場合において、授業科目の区分ごとの専任教員数は、短期大学設置基準別表第一に定める授業科目の区分ごとの教員数を勘案して配分するものであること。

一三 施行期日等

(一) この省令は、昭和五十七年四月一日から施行することとしたこと。ただし、この省令施行の際、現にされている短期大学の通信教育の開設認可の申請に係る審査については、なお従前の例によるものとしたこと（附則第一項及び第二項）。

(二) この省令施行の際、現に通信教育を開設している短期大学の組織、編制、施設及び設備で、この省令の施行の日前に係るものについては、当分の間、なお従前の例によることができるものとしたこと（附則第三項）。この省令施行後に通信教育学科の設置等を行う場合には、この省令の規定の適用があるものであるが、従前の例によることができる短期大学にあつても、できるだけ速やかにこの省令で定める基準に合致するように努めることが望ましいこと。

(三) この省令の制定に伴い、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第一号）の規定について所要の整備を行ったこと（附則第四項）。

一四 短期大学通信教育の聴講生に係る入学資格として授業科目を聴講する者を含む。）として、相当程度の授業科目を履修した者について、当該通信教育を行う短期大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等的以上の学力があると認められる場合には、学校教育法施行規則第六九条第五号の規定により、短期大学の入学資格があるものと認められること。

この場合において、相当程度の授業科目を履修した者とは、人文、社会、自然の三分野にわたつて二六単位相当以上の授業科目を履修した者とするのが適当であること。

(ロ) 入学資格の認定に当たっては、履修した授業科目の修了試験の成績等を勘案し、個人について認定すること。

この認定は、短期大学の入学に關し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかに係る入学資格の認定であり、入学者選抜とは別個のものとして取り扱うものであること。また、この認定の具体的方法については、短期大学が定めるものとし、聴講生に対しては、適当な方法により明示しておく必要があること。

なお、学校教育法施行規則第六九条第五号の規定による大学入学資格の認定は、各短期大学の判断により行うものであつて、認定を行った短期大学にのみその効力が及ぶものであること。

また、このような取扱いは、通信教育のみの取扱いであること。

○ 大学設置基準の一部を改正する省令の制定等について(抄)

昭和五十七年三月二三日文大第一〇七号文部事務次官から各国公私立短期大学(短期大学を除く)長あて通達

このたび大学設置基準(昭和三十二年文部省令第二八号)の一部を改正する省令(昭和五十七年文部省令第一号)が昭和五十七年三月二三日に公布され、昭和五十七年四月一日から施行されることとなりました。

今回の改正の要旨及び留意点並びにこれに併せてその一部が改正された短期大学設置基準(昭和五〇年文部省令第二一号)の改正事項中大学に係る部分の要旨等は左記のとおりです。十分御了知の上、その運用に当たつて遺憾のないようお取り計らいください。

I 改正の趣旨

今回の改正は、大学が教育上有益と認めるときは、学生が短期大学においても授業を受け、単位を修得することができるようにすることにより、大学・短期大学間の交流と協力を促進し、大学教

育の充実に資するよう所要の措置を講ずるとともに、外国人留学生以外の者で外国において教育を受けたものについて、実態に応じた合理的な教育課程が編成できるよう、その履修科目について必要な措置を講じ、あわせて、外国語科目のうち特別の外国語に関する図書や冊子に関する基準及び外国語又は体育に関する学部の卒業要件等について、必要な措置を講じたものであること。

II 改正の要旨及び留意点

一 短期大学における授業科目の履修等(第三一条の二関係)

(一) 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学の授業科目を履修することを認めるとともに、当該他の大学において修得した単位を、三〇単位を超えない範囲で、当該大学において修得したものとみなすことができることとして、今回の改正は、学生が短期大学の授業科目を履修することを認め、当該短期大学において修得した単位も、当該短期大学において修得したものとみなすことができることとしたものであること(第三一条の二第一項及び第二項)。また、この取扱いは、学生が外国の大学院に留学する場合に準用されていること(同条第三項)。

(二) その運用については、大学間の単位互換に係る昭和四十七年三月三〇日付け文部事務次官通達文大第二二六号「大学設置基準の一部を改正する省令の制定等について」によるほか、次の諸点に留意すること。

ア 当該大学において修得したものとみなすことができる単位数は、他の大学及び短期大学並びに外国の大学及び短期大学において履修した授業科目について修得した単位のすべてを含めて三〇単位を超えない範囲内であること。

イ 外国の短期大学とは、外国における正規の高等教育機関で、我が国における短期大学に相当するものをいうものであること。

二 外国語科目のうち特別の外国語に関する図書の冊数の緩和(第四〇条関係)

(略)

三 外国語又は体育に関する学部の卒業要件等の特例(第四五条関係)

(略)

四 外国において教育を受けた者に関する授業科目等の特例(第四七条関係)

(略)

五 施行期日
この省令は、昭和五十七年四月一日から施行するものとしたこと。

III 短期大学設置基準の一部改正について

一 今回の改正に併せて、短期大学設置基準の一部を改正する省令(昭和五十七年文部省令第二号)が昭和五十七年三月二三日に公布され、昭和五十七年四月一日から施行されるが、この短期大学設置基準の改正により、短期大学についても、その学生が他の短期大学又は大学の授業科目を履修することを認め、当該他の短期大学又は大学において修得した単位を、当該短期大学において修得したものとみなすことができるものとされたこと。

二 これに伴い、他の大学の学生のほか短期大学の学生を特別聴講学生として受け入れる場合には、学則等学内諸規程の整備を行う必要があること。

IV 学則等の改正について
一 改正後の大学設置基準に従い、学生が短期大学の授業科目を履修することを認め、当該短期大学において修得した単位を、当該短期大学において修得したものとみなす措置を行う場合、外国語又は体育に関する学部の卒業の要件等に關する特例を設ける場合、外国人留学生以外の学生で、外国において教育を受けたものに関する授業科目等の特例を設ける場合にあつては、学則等学内諸規程の整備を行う必要があること。

二 また、学内諸規程のうち卒業の要件等、授業科目の履修方法に関する部分を改正する場合には、当該改正規程が適用される年度以前に入學した学生については、なお改正前の規定を適用することを必要と認めるときは、附則等でその経過措置を規定することが適当であること。

○ 短期大学設置基準の一部を改正する省令の制定等について(抄)

昭和五十七年三月二三日文大技第一〇八号文部事務次官から各国公私立短期大学長あて通達

このたび、短期大学設置基準(昭和五〇年文部省令第二一号)の一部を改正する省令(昭和五十七年文部省令第二号)が昭和五十七年三月二三日に公布され、昭和五十七年四月一日から施行されることとなりました。

今回の改正の要旨及び留意点並びにこれに併せてその一部が改正された大学設置基準(昭和三十二年文部省令第二八号)の改正事項中短期大学に係る部分の要旨等は左記のとおりですので、十分御了知の上、その運用に当たつて遺憾のないようお取り計らいください。

記

I 改正の趣旨

今回の改正は、短期大学が教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において授業を受け、単位を修得することができるようにすることにより、国内内外にわたる短期大学間、短期大学・大学間の交流と協力を促進し、短期大学教育の充実に資するとともに、外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で外国において教育を受けたものについて、実態に応じた合理的な教育課程が編成できるようその履修科目について必要な措置を講じ、あわせて、体育関係又は外国語関係の学科の卒業の要件等について、所要の措置を講じたものであること。

II 改正の要旨及び留意点

一 他の短期大学又は大学における授業科目の履修等(第一四条の二第一項及び第二項関係)

(一) 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学(以下「短期大学等」という。)の授業科目を履修することを認めることができるものとし、当該他の短期大学等において修得した単位を、修業年限が二年の短期大学にあつては一五単位、修業年限が三年の短期大学にあつては二三単位(第一六条の規定により卒業の要件として六二単位以上を修得するこ

ととする短期大学にあつては一五単位)を超えない範囲で、当該短期大学において修得したものとみなすことができるものとしたこと。

(二) 今回の改正による措置は、学生が他の短期大学等において授業科目を履修することが教育上有益であると短期大学が判断した場合に実施できるとするものであり、そのような教育上の配慮なしに実施したり、あるいは学科において通常必要とされる授業科目を開設することなく、他の短期大学等の授業科目をもつて代替させるような取扱いを容認するものではないこと。

(三) 短期大学は、実施に当たっては、あらかじめ当該他の短期大学等との間に、履修できる授業科目の範囲、対象とする学生数、単位の認定方法、その他実施上必要とされる具体的な措置について協議するものとする。

(四) 学生の他の短期大学等での履修に係る単位の修得の認定を行うに当たっては、短期大学は、当該他の短期大学等において認定された単位について、相互に協議しその定めるところにより認定するものとする。

(五) 学生が他の短期大学等において履修している場合における当該他の短期大学等での学生の身分の取扱い等については、当該他の短期大学等において「特別聴講学生」としてその取扱いを定めることが適当であること。

(六) 特別聴講学生の受入れに伴う授業料等の費用の取扱いについては、次によるものとする。

ア 国立の短期大学が、他の国立の短期大学等の学生を受け入れる場合は、徴収しないこと。

イ 国立の短期大学が、公立又は私立の短期大学等の学生を受け入れる場合は、授業料は、聴講生と同額を徴収し、検定料及び入学料は、徴収しないこと。

ウ 公立又は私立の短期大学が、国立の短期大学等の学生を受け入れる場合は、相互に協議しその定めるところによるが、イの場合に準じて定めることが適当であること。

エ 公立又は私立の短期大学が他の公立又は私立の短期大学等の学生を受け入れる場合は、相互に協議しその定めるところによること。

(第一四条の二第三項関係)

(一) 留學とは、教育上有益であるとす短期大学の判断により、その承認を受けて、学生が外国の短期大学等で学修することをいうものであること。

この場合、学生の取扱いは休學とするものではなく、その具体的な取扱いは、教授会の議を経て、学長が定めること。

(二) 短期大学は、学生が留學して得た学修の成果について、修業年限が二年の短期大学にあつては一五単位、修業年限が三年の短期大学にあつては二三単位(第一六条の規定により卒業の要件として六二単位以上を修得することとする短期大学にあつては一五単位)を超えない範囲で当該短期大学において修得したものとみなすことができること。

この場合、外国の短期大学等においては、履修及び評価の形態は、我が国の短期大学の場合と異なることが少なくないので、その実態に応じて適切な方法により、その成果を我が国の単位の換算するものとする。

(三) 外国の短期大学等とは、外国における正規の高等教育機関で、我が国における短期大学又は大学に相当するものをいうものであること。

(四) 学生の留學に関する取扱いについては、原則として一(二)及び三に準ずるものとする。

ただし、やむを得ない事情により、外国の短期大学等との事前の協議を行うことが困難な場合には、当該短期大学等との事前の協議を欠くことも差し支えないこと。

(五) 一(一)によらないで、学生が在学中に休學を認められ、外国の短期大学等で学修することは、従来どおり差し支えないこと。ただし、この場合における外国の短期大学等における学修については、当該学生の在學する短期大学は、単位の認定を行い、また当該休學期間を在學期間に算入するものではないこと。

(六) なお、当該短期大学において修得したものとみなすことができる単位数は、他の短期大学及び大学並びに外国の短期大学及び大学において履修した授業科目について修得した単位のすべてを含めて本条第二項に規定する単位数を超えない範囲内であること。

ない範囲内であること。

三 体育関係の学科に関する特例(第三四条関係)(略)

四 外国語関係の学科のみを置く短期大学に関する特例(第三五条関係)(略)

五 外国人留學生に関する特例(第三六条関係)(略)

六 外国において教育を受けた學生に関する特例(第三七条関係)(略)

七 施行期日(附則関係)

この省令は、昭和五七年四月一日から施行するものとしたこと。

III 大学設置基準の一部改正について

大学については、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学の授業科目を履修することを認めることができることとされているが、今回の改正に併せて大学設置基準の一部を改正する省令(昭和五七年文部省令第一号)が昭和五七年三月二日に公布され、昭和五七年四月一日から施行されることにより、学生が短期大学の授業科目を履修することを認め、当該授業科目について修得した単位を当該大学において修得したものとみなすことができるものとされたこと。

IV 学則等の改正について

一 今回の改正により、学生が他の短期大学等の授業科目を履修することを認める場合、体育関係の学科及び外国語関係の学科に関する特例を設ける場合、外国人留學生及び外国人留學生以外の學生で外国において教育を受けたものに関する特例を設ける場合にあつては、短期大学は、実施に当たつてあらかじめ、学則等学内諸規程において、具体的な実施方法について規定することが必要であること。

二 また、学則等学内規程のうち卒業の要件等授業科目の履修方法に関する部分を改正する場合において、当該改正規定が適用される年度以前に入学した學生については、なお改正前の規定を適用することを必要と認めるときは、附則等をその経過措置を規定することが適当であること。

と。

○ 学校教育法の一部を改正する法律等の公布について(抄)

昭和五八年六月二四日文大私一九八号 文部事務次官から各公私立大学(短期大学を除く。以下同じ。)長、放送大学長、大学を設置する各地方公共団体の長、大学を設置する各学校法人の理事長、放送大学学園理事長あて通達

このたび、学校教育法の一部を改正する法律(昭和五八年法律第五五号。以下「改正法」という。)が昭和五八年五月二五日に公布され、昭和五九年四月一日から施行されることとなりました。

また、学校教育法(昭和二二年法律第二六号)の規定に基づき、大学設置基準の一部を改正する省令(昭和五八年文部省令第三三三号。以下「改正省令」という。)が昭和五八年六月二四日に公布され、昭和五九年四月一日から施行されることとなりました。

改正法は、大学における獣医学を履修する課程の修業年限を四年から六年に延長し、獣医学教育の改善を図つたものであり、また、改正省令は、六年制の獣医学を履修する課程の卒業の要件等の規定を整備するとともに、夜間学部に関する基準を整備したものであります。

改正法及び改正省令の要旨及び留意点は、左記のとおりですので、御了知の上、その運用に遺漏のないようお願いいたします。

記

第一 学校教育法の一部改正について

(略)

第二 大学設置基準の一部改正について

一 改正の趣旨

(略)

(二) 近年、都心部にある大学が、教育条件の改善充実を図るため郊外に移転する例が増えているが、有職者に対し高等教育の機会を提供する観点から、夜間学部を都心部に残すことが望ま

い場合もあるため、昼間学部と近接した施設等を使用する夜間学部に係る設置基準を弾力化したこと。

二 改正省令の内容

(略)

(一) 夜間学部に関する基準関係

ア 専任教員の数

同じ種類の昼間学部と近接した施設等を使用する夜間学部(以下「近接夜間学部」という。)の専任教員の数は、同じ種類の昼間学部と同一の施設等を使用する夜間学部と同様昼間学部の場合の三分の一以上としたこと(別表第一備考第五号)。

この場合において、「近接」とは、通常の方法により一時間以内に到達できる距離にあることを意味するものであること(以下同じ。)

イ 校地について

近接夜間学部に係る校地の面積については、当該夜間学部における教育に支障のない面積としたこと(附則第三項)。

ウ 校舎について

同じ種類の昼間学部とは別地にある夜間学部(近接夜間学部を含む。)の校舎の面積については、同じ入学定員の昼間学部と同一の面積としたこと(附則第四項第一表備考第二号)。

(三) 施行期日等

この省令は、昭和五九年四月一日から施行することとし、昭和五九年度に開設しようとする公立の大学、公立の大学の学部及び私立の大学の学部の学科の設置の認可の申請、昭和五九年度に行おうとする私立の大学の収容定員の変更に係る学則の変更の認可の申請並びに昭和六〇年度に開設しようとする私立の大学及び私立の大学の学部の設置の認可の申請に係る審査に当たっては、この省令による改正後の大学設置基準の規定の適用があること。また、改正法附則第二項各号の一に該当する者に係る卒業の要件は、この省令による改正後の大学設置基準第三二条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例によることとしたこと。

第三 その他

(略)

添付資料(略)

文部省令第四六号をもつて公布され、同日から施行された。

この省令は、昭和六一年度からの一八歳人口急増急減に対処するため、大学設置審議会大学設置計画分科会の報告(「昭和六一年度以降の高等教育の計画的整備について」)において「期間を限つた定員増」が必要とされたことに伴い、本年六月二五日に大学設置審議会から「期間を限つた定員増」に係る大学設置基準の取扱いについて答申が行われたことに基づき、大学設置基準について所要の改正を行ったもので、その概要は左記のとおりであります。

なお、期間を付して定員を増加する場合の申請手続等については、現在検討中であり、おつて、通知することとしておりますので念のため申し添えます。

記

一 専任教員数について

昭和六一年度から昭和六七年度までの間に期間(昭和六一年度から昭和七四年度までの間の年度間に限る。)を付して入学定員を増加する大学(以下「期間を付して入学定員を増加する大学」という。)において、大学設置基準第一一条の規定により当該入学定員の増加に伴い必要とされる専任教員数が増加することとなるときは、当該増加することとなる数の専任教員を置くことが原則であるが、教育に支障のない限度において、兼任の教員をもつて充てることのできるものとしたこと。この場合において、第一二条の規定は適用しないこと。(附則第七項関係)

二 校地の面積について
期間を付して入学定員を増加する大学における校地の面積の算定については、当該入学定員の増加はないものとみなして附則第二項の規定を適用することとしたこと。したがつて、基準上は、当該入学定員の増加に伴い校地の面積を増加する必要はないこと。(附則第八項関係)

(備考)
校舎の面積、図書館の閲覧室の座席数等につ

いては、大学設置基準に定めるとおり必要であること。

○ 短期大学設置基準の一部を改正する省令の施行について

昭和五九年八月一三日文高技第二四一号 文部事務次官から各公立短期大学長、短期大学を設置する各地方公共団体の長、短期大学を設置する各学校法人の理事長あて通達

このたび、短期大学設置基準の一部を改正する省令が昭和五九年八月一三日文部省令第四七号をもつて公布され、同日から施行されました。

この省令は、昭和六一年度からの一八歳人口の急増急減に対処するため、大学設置審議会大学設置計画分科会の報告(「昭和六一年度以降の高等教育の計画的整備について」)において、「期間を限つた定員増」が必要とされたことに伴い、本年六月二〇日に大学設置審議会から「期間を限つた定員増」に係る短期大学設置基準の取扱いについて答申が行われたことに基づき、短期大学設置基準について所要の改正を行ったもので、その概要は左記のとおりであります。

なお、期間を付して定員を増加する場合の申請手続等については、現在検討中であり、おつて、通知することとしておりますので念のため申し添えます。

記

一 専任教員数について

昭和六一年度から昭和六七年度までの間に期間(昭和六一年度から昭和七四年度までの間の年度間に限る。)を付して入学定員を増加する短期大学(以下「期間を付して入学定員を増加する短期大学」という。)において、短期大学設置基準第一九条の規定により当該入学定員の増加に伴い必要とされる専任教員数が増加することとなるときは、当該増加することとなる数の専任教員を置くことが原則であるが、教育に支障のない限度において、兼任の教員をもつて充てることのできるものとしたこと。

(附則第五項関係)

二 校地の面積について
期間を付して入学定員を増加する短期大学における校地の面積の算定については、当該入学定員の増加はないものとみなして第二六条の規定を適用することとしたこと。したがつて、基準上は、当該入学定員の増加に伴い校地の面積を増加する必要はないこと。(附則第六項関係)

(備考)
校舎の面積、図書館の閲覧室の座席数等については、短期大学設置基準に定めるとおり必要であること。

○ 大学通信教育設置基準の一部を改正する省令の施行について

昭和五九年一〇月三十一日文高第二七六号 文部事務次官から通信教育を開設する各私立大学長、放送大学長あて通達

このたび、大学通信教育設置基準の一部を改正する省令が、昭和五九年一〇月三十一日文部省令第五二号をもつて公布され、同日から施行されました。

今回の改正の趣旨及び留意点は、左記のとおりですので、十分御了知の上、その運用に当たつて遺憾のないようお取り計らいください。

記

一 改正の趣旨

(一) 大学通信教育については、これが大学教育の機会の拡大に重要な役割を担っていることにかんがみ、通信教育において聴講生として相当程度の授業科目を聴講した者について、当該通信教育を行う大学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる場合には、学校教育法施行規則第六九条第五号の規定により大学の入学資格があるものとして認めることができることとしているところである。(昭和五九年一〇月二十九日付文大第二二五号「大

学通信教育設置基準の制定等について」記(一四参照)

今回の改正は、放送大学の創設等近年における通信教育の進展にかんがみ、前記取扱いによつて大学の通信教育に入学した学生の入学前の当該大学における聴講生としての授業科目の聴講について、当該大学が教育上有益と認めるときは、これを当該入学した大学における履修とみなし、その成果について単位を与え、卒業に必要な単位に含めることができることとし、大学通信教育の一層の充実を図つたものであること。

(一) この措置は、前記のほか、大学の通信教育に入学する前の当該大学の通信教育における聴講生としての授業科目の聴講全般について認められるものであること。

二 留意点

(一) この取扱いは、大学の通信教育の学生が、入学前に当該大学が行う通信教育の聴講生として聴講した授業科目に限つて行うものであること。したがつて、他の大学の通信教育の聴講生としての授業科目の聴講は、単位の認定の対象とはならないこと。

(二) この取扱いは、学生が入学した学部又は学科・課程に当該学生が既に聴講した授業科目と同一内容の授業科目があるなどその教育課程に照らして単位を認定することが教育上有益と認められる場合に限つて行うものであること。

(三) この取扱いは、聴講生として聴講した授業科目について、その成果が試験等により評価されている場合に限つて、その成果を評価して行うものであること。

(四) この取扱いは、実施に当たつては、あらかじめ、学則等学内諸規程において具体的な実施方法を規定する必要があること。(学校教育法施行規則第四条第一項参照)

(五) この取扱いと関連して、修業年限の短縮は行わないこと。

三 施行期日等

この省令は、公布の日から施行すること。なお、施行日前において聴講生として聴講した授

業科目について、その成果が試験等により評価されているときは、当該授業科目について、この規定によつて取り扱うことができること。

○ 短期大学通信教育設置基準の一部を改正する省令の施行について

昭和五十九年一〇月三十一日文教第二七五号文部事務次官から通信教育を開設する各私立短期大学長あて通達

このたび、短期大学通信教育設置基準の一部を改正する省令が、昭和五十九年一〇月三十一日文部省令第五三三号をもつて公布され、同日から施行されました。

今回の改正の趣旨及び留意点は、左記のとおりですので、十分御了知の上、その運用に当たつて遺憾のないようお取り計らいください。

記

一 改正の趣旨

(一) 短期大学通信教育については、これが短期大学教育の機会の拡充に重要な役割を担っていることにかんがみ、通信教育において聴講生として相当程度の授業科目を聴講した者について、当該通信教育を行う短期大学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる場合には、学校教育法施行規則第六九条第五号の規定により短期大学の入学資格があるものとして認めることができることとしていることである。(昭和五十七年三月二三日付け文大技第一〇九号「短期大学通信教育設置基準の制定等について」記一四参照)

今回の改正は、放送大学の創設等近年における通信教育の進展にかんがみ、前記取扱いによつて短期大学の通信教育に入学した学生の入学前の当該短期大学における聴講生としての授業科目の聴講について、当該短期大学が教育上有益と認めるときは、これを当該入学した短期大学における履修とみなし、その成

果について単位を与え、卒業に必要な単位に含めることができることとし、短期大学通信教育の一層の充実を図つたものであること。

(二) この措置は、前記のほか、短期大学の通信教育に入学する前の当該短期大学の通信教育における聴講生としての授業科目の聴講全般について認められるものであること。

二 留意点

(一) この取扱いは、短期大学の通信教育の学生が、入学前に当該短期大学が行う通信教育の聴講生として聴講した授業科目に限つて行うものであること。したがつて、他の短期大学の通信教育の聴講生としての授業科目の聴講は、単位の認定の対象とはならないこと。

(二) この取扱いは、学生が入学した学科に当該学生が既に聴講した授業科目と同一内容の授業科目があるなどその教育課程に照らして単位を認定することが教育上有益と認められる場合に限つて行うものであること。

(三) この取扱いは、聴講生として聴講した授業科目について、その成果が試験等により評価されている場合に限つて、その成果を評価して行うものであること。

(四) この取扱いは、実施に当たつては、あらかじめ、学則等学内諸規程において具体的な実施方法を規定する必要があること。(学校教育法施行規則第四条第一項参照)

(五) この取扱いと関連して、修業年限の短縮は行わないこと。

三 施行期日等

この省令は、公布の日から施行すること。なお、施行日前において聴講生として聴講した授業科目について、その成果が試験等により評価されているときは、当該授業科目について、この規定によつて取り扱うことができること。

○ 大学設置基準の一部を改正する省令の施行について

昭和六〇年二月五日文高第八五号文部事務次官から各公立大学(短期大学を除く。)長、放送大学長あて通知

このたび、大学設置基準の一部を改正する省令が、昭和六〇年二月五日文部省令第一号をもつて公布され、同日から施行されました。

今回の改正の趣旨及び留意点は、次のとおりですので、十分御了知の上、その運用に当たつて遺憾のないようお取り計らいください。

記

一 改正の趣旨

大学における教育研究の一層の発展を図るためには、大学や研究所のみならず広く社会に人材を求め、その優れた知識及び経験を大学において活用することが必要であることにかんがみ、各界にあつて、優れた知識及び経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者について、大学の教授等の資格を認めることとしたものであること。

二 留意点

(一) 今回の改正によつて定められた規定は、大学で担当せよとする専攻分野について優れた知識及び経験を有する者について、学位、研究上の業績又は教育の経歴の有無にかかわらず、広く大学の教授又は助教授へのみちを開くものであること。

この場合において、知識及び経験については、大学の教授会等学内の機関において個々に審査し判定すること。

(二) (一)に掲げる審査及び判定に当たつては、当該専攻分野について優れた知識や経験を有する者を広く教授等に採用しようとする趣旨にかんがみ、単に論文や著書の有無によることなく、例えば

- ① 当該専攻分野に関連する職務上の業績
 - ② 当該専攻分野に関連する職務経験の期間
 - ③ 当該専攻分野に関連する資格
- などを考慮して審査、判定すること。

(三) 今回の改正によつて定められた規定は、大学設置基準第一五号第一号の規定により、講師についても適用されること。

(四) なお、今回の改正は、教授等になることのできる資格を拡大し、広い範囲に優れた人材を求めることができることとしたものであり、資格の水準自体を変更したものではないこと。

○ 短期大学設置基準の一部を改正する省令の施行について

昭和六〇年二月五日文高技第八六号文
部事務次官から各公私立短期大学長
あて通知

このたび、短期大学設置基準の一部を改正する省令が、昭和六〇年二月五日文部省令第二号をもって公布され、同日から施行されました。今回の改正の趣旨及び留意点は、次のとおりです。十分御了知の上、その運用に当たつて遺憾のないようお取り計らいください。

記

一 改正の趣旨

短期大学における教育研究の一層の発展を図るためには、短期大学、大学、研究所のみならず広く社会に人材を求め、その優れた知識及び経験を短期大学において活用することが必要であることにかんがみ、各界にあつて、優れた知識及び経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者について、短期大学の教授等の資格を認めることとしたものであること。

二 留意点

(一) 今回の改正によつて定められた規定は、短期大学で担当させようとする分野について、優れた知識及び経験を有する者について、学位、研究上の業績又は教育の経歴の有無にかかわらず、広く短期大学の教授又は助教へのみちを開くものであること。
この場合において、知識及び経験については、短期大学の教授会等学内の機関において個々に審査し判定すること。

(二) (一)に掲げる審査及び判定に当たつては、当該分野について優れた知識や経験を有する者を広く教授等に採用しようとする趣旨にかんがみ、単に論文や著書の有無によることなく、例えば

- ① 当該分野に関連する職務上の業績
- ② 当該分野に関連する職務経験の期間

③ 当該分野に関連する資格
などを考慮して審査、判定すること。

(三) 今回の改正によつて定められた規定は、短期大学設置基準第二二条第一号の規定により、講師についても適用されること。
なお、今回の改正は、教授等になることのできる資格を拡大し、広い範囲に優れた人材を求めることができることとしたものであり、資格の水準自体を変更したものであること。

○ 大学設置基準の一部を改正する省令の施行について

昭和六〇年九月四日文高第二三九号
文部事務次官から各公私立大学(短期大学を除く。)長、大学を設置する各地方公共団体の長、大学を設置する各学校法人の理事長あて通知

このたび、別添一のとおり、大学設置基準の一部を改正する省令が昭和六〇年九月四日文部省令第二六号をもって公布され、同日から施行されました。
今回の改正は、大学の校地の面積について、教育に支障のない限度において二分の一の範囲内で基準面積の一部を減ずることができるとしたものであり、このことにより、各大学の多様な発展と整備に資することを目的とするものであります(別添二「大学設置審議会答申」大学の校地に係る基準の見直しについて」参照)。

なお、留意すべき点は左記のとおりですので、御了知の上、適正な運営に努められるようお願いいたします。

記

一 今回の改正は、校舎基準面積の六倍という現行の校地基準面積の原則を変更するものではなく、大学の設置、大学の学部及び学科の設置、収容定員の増等に際し、当該大学において基準面積を満たす校地が得られず、二分の一の範囲内で校地が不足しているも、教

育に支障がないと認められる限度において、これを減ずることができるようにしたものであること。

二 これまでの認可等に際しては、昭和四二年度までに設置された組織に係る校地面積の計算上、当該組織の昭和四二年度以前の定員分についてはいわゆる大都市割引措置の適用があるものとして取り扱ってきたが、今回の改正に伴いこの措置は廃止するものとする。

三 医学部及び歯学部に係る校地面積については、一及び二にかかわらず、従前のとおり取り扱うこと。

四 今回の改正により緩和された基準による場合においても、教育研究にふさわしい環境の整備に十分配慮すること。

五 この省令は、昭和六〇年九月四日から施行すること。

別添一(略)

昭和六〇年七月二四日
大学設置審議会答申

大学の校地に係る基準の見直し
について

一 経緯及び現状

一 校地基準の経緯
大学が保有すべき校地については、大学設立に当たつての最低限の要件及び学校法人が確保すべき資産という観点から、特にその量的な面がこれまで着目されてきている。即ち、昭和二六年

一二月に制定された学校法人等設立認可内規において校舎延坪数の五倍を校地として保有すべきであると定められて以来、大学設置審査内規(昭和三〇年一月)、学校法人等設立認可基準(昭和三〇年一月)においても、校舎面積基準についての変遷はあつたものの、この基準が引き継がれ、昭和三一年一月制定の現行大学設置基準において、校舎基準坪数の六倍と改められて、今日に至つているものである。

(二) 一方、昭和三〇年代半ばから昭和四〇年代初めにかけて、大学教育に対する国民の要請が急激に高まり、進学率の上昇傾向を生むと同時に、いわゆる第一次ベビーブームによる一八歳人口の急増に対応するため、大学の量的な拡大が強く望まれる。この間、大都市を中心に一定の割引措置を講じた。

また、学部の学科の設置及び収容定員の増加にあつたのは、それが届出制であつたこともあつて、一定限度(三〇%以内)の校地不足があつても、その改善を条件に認められた。この取り扱いは、昭和五一年の私学振興助成法の施行に伴い、これらの学科増、定員増が、それまでの届出事項から認可事項に改められるまで行われたが、昭和五一年度に限つては、その切り替えの円滑な実施のため、都市部において五〇%までの校地不足はその改善を条件に受理するという運用が行われた。

一 一 現行の校地基準の内容
大学設置基準第一〇章は、校地、校舎等の施設について規定しているが、本則においては、第三五条に「校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。」との一般原則を定め、第三八条において「校地及び校舎の面積については、別に定める。」とされているが、現在まで別の定めは行われていない。そして、同基準附則において「別に定めるまでの間」の暫定的基準として、

- ① 校舎面積(学部の種類及び規模に応じた校舎の基準面積をいう。以下同じ。)の六倍
- ② 医・歯学部については、校舎面積の三倍+附属病院建築面積
- ③ 期間を付して入学定員を増加する大学の校地面積の算定にあつては、当該

入学定員の増加はないものとみなす。

④ 夜間学部が同種類の昼間学部と近接した施設を使用する場合には、夜間学部についての校地面積は、その教育研究に支障がなければよい。等の定めを行っている。

(二) また、大学通信教育設置基準においては、第一一条第二項において「通信教育学部における校地の面積については、当該学部における教育に支障のないものとする。」との定めを置くのみであり、大学院設置基準においては、校地に関する基準は設けられていない。

(三) なお、現行基準の校舎面積の六倍という定めについては、当時国公立大学を通じた校地の保有面積の平均が校舎面積の約六倍であったという実態を踏まえつつ、それまでの大学設置の内規や学校法人認可基準の運用の経験等を勘案し、総合的な判断のもとに設けられたものであると考えられる。

一―三 校地の現状

昭和三〇年度の大学・短期大学の在学者数は六〇一、二四〇人で、大学進学率は一〇・一％であったが、昭和五一年度には在学者数二、一五六、六六六人、進学率三八・六％に達したことから明らかに、昭和三〇年代以降大学教育の著しい量的拡大が図られてきた。この間に、それぞれの大学自体の規模の拡大が図られるとともに、校舎の増築が進み、校地保有面積の平均は昭和三〇年の約六倍から約三・五倍へと変化しているほか、都市部の収容力増強のため、校舎敷地と運動場の分離が進み、郊外に運動場が設けられ、しかも、それが必ずしも十分活用されていないなどの問題が生ずるに至っている。

なお、同時に校舎の高層化が進み、大学設置基準制定当時には校舎は二階建て程度と予想されていたものが、現在では東京二三区内に所在する私立大学の校舎は

平均四・一階建てとなり、校地がより有効に利用されている現状である。

二 校地基準の在り方

二―一 校地基準見直し必要性

(一) 一―(三)で述べたように、現行校地基準は、昭和三十一年にそれまでの運用の経験等に即し、総合的な判断のもとに定められているものであるが、その後の大学の著しい量的拡大が図られる中で、

① 校地保有面積の校舎保有面積に対する割合が六倍から三・五倍となつていくこと

② 校舎敷地と運動場の分離が進んでいくこと

③ 基準制定当時二階程度と想定された校舎の平均階数が東京二三区内の大学においては四・一階となつていくことなど、校地の保有状況や校舎の建築実態など当時の判断の基礎とされた事実とは異なる状況となつてきている。また、都市部所在の大学を中心として分離された運動場が必ずしも十分利用されていない事態が起こるなど新たな問題点を生ずるに至つていく。

(二) また、現行基準は、全国を通じて一律に校舎面積の六倍という定めを行つていくが、大学における教育研究のニーズに対応し、広大なキャンパスを有する田園型の大学を志向する大学として、都市の諸機能や都市型在居の学生への便宜を考慮した大学の在り方を求める声も大きく、一律の基準で律することは、次第に困難になつてきている。

(三) さらに、今後の大学の在り方を考えること、特色ある大学の教育研究活動を展開するため、ますます多様な形で大学が求められており、また、大学教育の改善充実のために、学部、学科の在り方を含め新しい在り方が積極的に工夫され、従来の学部・学科の改組・転

換等新しい試みを行い得るよう配慮することが必要となつてきている。この場合これらの必要性に弾力的に対応するには、校地に関する基準を緩和しておくことが重要な手だてとなつていく。

四

なお、昭和五九年六月に行われた大学設置審議会大学設置計画分科会報告（「昭和六一年度以降の高等教育の計画的整備について」）においては、量的な整備の目標を示すとともに質的な充実を求め、「開かれた高等教育機関の整備」、「高等教育機関の国際化」、「特色ある高等教育機関の整備」の三つの視点を掲げ、その達成のためには設置基準の再検討、大都市における高等教育機関の在り方の検討などの必要性が指摘されている。また、関係団体からも、校地に関する基準の再検討が具体的に提案されている。

二―二 校地基準の在り方

(一) 二―一で述べた観点によれば、一律に校舎面積の六倍と定める現行の校地基準は、これを再検討することが必要である。その際、特に都市型の大学としての運営を可能にするなど多様な大学の在り方に柔軟に対応できるように基準を検討することが望まれる。その方法としては、大学の設置場所や機能に応じた類型化し、それぞれの類型に応じた基準を設定することや、更に突きつめるならば、一定の数量的基準は設定せず、現行大学設置基準第三五条のような一般的な規定の下に、それぞれの大学の在り方に応じ、個別にその適否を判断するという方式が考えられる。

(二) しかしながら、明確な積み上げのもとに現行基準が定められているものではなく、また現状にそぐわなくなつていく面もあるが、この基準によつてこれまでの大学における教育の水準が維持されてきたという経緯もあるところから、今後の基準検討にあたっては、従

来の校地基準が持つていた意味や今後基準を設定する場合に配慮すべき要素等について地域性や教育研究の内容等に即し抜本的な見直しを総合的に行わせる必要があるものと考えられる。

また、現在の設置基準が、最低基準を定めるという性質をもつものであることから、都市部で教育水準として堪えられるのであれば、都市部以外でもその基準による大学の設置を否定することはできないのではないかと、認可行政の連続性という観点から配慮を要する点はないか、等この際合わせて考え方を整理しておくべきことがらも多

三 当面の措置

(一) 先に述べた昭和六一年度以降の高等教育の計画的整備について」の報告によれば、これからの一八歳人口の急増、急減に適切に対応するためには、当面昭和六七年度までの間に、恒常的定員増四二、〇〇〇人及び期間を限つた定員増四四、〇〇〇人、合わせて八六、〇〇〇人の増加が必要であるとされている。このうちの期間を限つた定員増については、校地基準の算定にあつてその基礎に加えずともよいこととしていくため、直接には基準上の問題はないが、四二、〇〇〇人の恒常的定員増に対応するためには、現在の校地基準が大きな制約となつていく。また期間を限つた定員増についても、長期的には、昭和六七年度以降これを解消していく過程で、恒常的な定員に振り

替えるなど各大学の将来構想との関わりで検討する大学も多く、将来の見通しなしには、円滑な対応を行いたい。憾みがあると言える。

(二) また、これらの定員増は、いわゆる大都市所在の地域において多くの増加を見込んで計画されており、校地問題について現状でも対応に苦慮していることを考えると、当面校地基準について緩和措置を実施することが、今後の計画的整備を進める上で一つの重要な手段であると考えられる。

三二 当面の措置の内容

(一) ① 校舎の高層化により、校地がより有効に利用されている現状にあること。

② 昭和四二年度までに設置された組織について大都市割引が実施され、その効果が現在に至るまで及んでいないことを考えると、実効ある措置であるためには従前の大都市割引よりも更に緩和した措置とすることが必要であること。

③ 医・歯学部においては現在でも附属病院を除けば校舎の三倍に足りることとされていることからすれば、附属病院においても教育が行われているという要素はあるものの、概ね三倍程度の校地があれば、具体的教育研究を行う上で支障が生ずるとは考えられないこと。

④ 昭和五一年度に限つての措置ではあるが、五〇%までの割引き(届出の際の特例措置)を実施したことがあること。等を勘案すると、当面校地基準に係る緩和措置として現行校地基準の五〇%の割引措置をとることが適当と考えられる。

(二) この場合、この措置は、

① 地域を限らず全国的に適用すること。

② 大学設置基準の附則中に二分の一

一を超えない範囲で校地面積を減ずることができる旨規定すること。

③ 既設大学・学部・学科及びその定員についても適用すること。なお、昭和四二年度までの割引措置は廃止すること。が適当である。

なお、医学部及び歯学部の基準は、従前のとおり取り扱うことが適当である。

(二) また、この措置の適用期限は、

① この措置が抜本的検討の結論が得られるまでの間のものであること。

② 現在の高等教育計画についても情勢の変化に応じ適切な補正を加える予定であること。

③ 今後の大学の在り方についても多くの観点から検討される機運にあることから今後の推移を見きわめる必要もあり、当面確定的には定めないこととするのが適当である。

(四) なお、二一及び二二に述べた観点に即し、引き続き校地に関する総合的な検討を進めることが必要である。

○ 短期大学設置基準の一部を改正する省令の施行について

昭和六〇年九月四日文高技第二四一号文部事務次官から各公立短期大学長、短期大学を設置する各地方公共団体の長、短期大学を設置する各学学校法人の理事長あて通知

このたび、別添一のとおり、短期大学設置基準の一部を改正する省令が、昭和六〇年九月四日文部省令第二七号をもつて公布され、同日から施行されました。

今回の改正は、短期大学の校地の面積について、当分の間、教育に支障のない限度において、別表第三に定める面積の二分の一の範囲内で基準面積の一部を減ずることができ、ることとしたものであり、このことより、各

短期大学の多様な発展と整備に資することを目的とするものであります(別添二 大学設置審議会答申「短期大学の校地に係る基準の見直しについて」参照)。

なお、留意すべき点は、左記のとおりです。御了知の上、適正な運営に努められるようお願いいたします。

記

一 今回の改正は、短期大学設置基準第二六条本文に定める現行の校地基準面積の原則を変更するものではなく、短期大学の設置、短期大学の学科の設置、収容定員の増等に際し、当分の間、当該短期大学において基準面積を満たす校地が得られず、同基準別表第三に定める面積の二分の一の範囲内で校地が不足していても、教育に支障がないと認められる限度において、これを減ずることができるようにしたものであること。

二 これまでの認可等に際しては、昭和四二年度までに設置された組織に係る校地面積の計算上、当該組織の昭和四二年度以前の定員分についてはいわゆる大都市割引措置の適用があるものとして取り扱ってきたが、今回の改正に伴いこの措置は廃止するものとする。こと。

三 今回の改正により緩和された基準による場合においても、教育研究にふさわしい環境の整備に十分配慮すること。

四 この省令は、昭和六〇年九月四日から施行すること。

別添一(略)

昭和六〇年七月二六日
大学設置審議会答申

短期大学の校地に係る基準の見直しについて

一 校地基準の経緯

(一) 短期大学が保有すべき校地について、昭和二四年八月の大学設置審議会決定による短期大学設置基準においては具

体的な数字は示していなかったが、昭和三〇年十一月の短期大学設置審査内規において、校舎延坪数の五倍を校地として保有すべきであると定められた。その後、昭和五〇年四月制定の現行短期大学設置基準において、各分野の学科に共通の基礎面積(いわゆる空地面積)に校舎面積の四分の一に相当する面積を加えた面積と改められ、現在に至っている。

(二) 一方、昭和三〇年代半ばから昭和四〇年代の初めにかけて、大学教育に対する国民の要請が急激に高まり、進学率の上昇傾向を生むと同時に、いわゆる第一次ベビーブームによる一八歳人口の急増に対応するため、大学の量的な拡大が強く望まれたため、この間大都市を中心に一定(三割又は二割)の割引措置を講じた。また、収容定員の増加に当たっては、それが届出制であったこともあって、一定限度(三〇%以内)の校地不足があっても、その改善を条件に認められてきた。この取り扱いについては、昭和五一年の私学振興助成法の施行に伴い、定員増がそれまでの届出事項から認可事項に改められるまで行われたが、その切り換えの円滑な実施のため、昭和五一年度に限って、都市部において五〇%までの校地不足は、その改善を条件に受理するという運用が行われた。

二 現行の校地基準の内容

(一) 短期大学の校地については、短期大学設置基準第二四条で「校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地に、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。」と規定し、校地基準の算出

に当たっては、第二六条において「校地の面積は、別表第三に定める面積に次の規定により算出した面積の四分の一に相当する面積を加えた面積以上とする。」と規定されている。

- (一) 短期大学設置審査内規(旧基準)においては、校舎基準面積の一律五倍としていたが、校舎敷地以外の空地部分については、学科の分野によつて基準面積に大きな差が生じることとなるので、現行基準ではこの点を是正、合理化し、学科の分野にかかわらず学生数に応じて共通に定められた面積に、学科の分野ごとの校舎基準面積の四分の一に相当する面積(現行基準制定当時、校舎の平均階数が四階であり、その四分の一に当たる敷地面積)を加えた面積とした。なお、現行の校地面積は、現行基準制定当時の校地面積の実態を踏まえ、従前の基準を結果的に若干緩和した形で算出されている。
- (二) 短期大学通信教育設置基準においては、第一一条第二項において「通信教育学科に係る校地の面積については、当該学科における教育に支障のないものとする。」と規定している。
- (三) 校地基準の見直しの必要性
今後の短期大学については、地域の多様な要請に積極的にこたえていくことが期待されており、そのためには、特色のある短期大学の設置や学科の改組等を積極的に行い得るよう配慮することが必要となつてきている。この場合、これらの必要性に弾力的に対応するには、校地に関する基準を緩和しておくことが重要な手だてとなっている。このことについて、昭和五九年六月に行われた大学設置審議会大学設置計画分科会報告「昭和六一年度以降の高等教育の計画的整備について」によれば、高等教育の質的な充実を図るといふ観点から、「開かれた高等教育機関の整

備」、「高等教育機関の国際化」、「特色ある高等教育機関の整備」の三つの視点を掲げ、その達成のためには設置基準の再検討、大都市における高等教育機関の在り方の検討などの必要性が指摘されている。また、臨時教育審議会においても、設置基準の見直しを含め、高等教育を弾力化するにより多様化を図るという方向で検討がすすめられているところである。

- (二) このような要請に対応して校地基準の検討を行うに当たっては、従来の校地基準が持つていた意味や今後基準を設定する場合に配慮すべき要素等について、これからの短期大学としての在り方に即し、抜本的な見直しが総合的に行われる必要があるものと考えられる。

四 当面の措置

- (一) 当面の措置の必要性
ア 三の(一)に述べた報告によれば、質的な充実を求めるとともに量的な整備の目標についても示しており、当面昭和六七年までの間に、恒常的定員増四、〇〇〇人及び期間を限つた定員増四、〇〇〇人、合わせて八六、〇〇〇人の増加が必要とされている。この一八歳人口の急増に適切に対応しようとする場合に、現在の校地基準が制約となつていることが考えられる。また、これらの定員増はいわゆる大都市所在の地域において多くの増加を見込んで計画されているが、特に都市部においてまとまった校地を入手することは困難になっていくことから、短期大学及び学科の新設は難しい状況になってきている。
- イ 以上のような状況を踏まえれば、当面の措置として、校地基準について緩和措置を実施することが、今後の計画的整備を進める上での一つの重要な手段であると考えられる。

(二) 当面の措置の内容

- ア 校地基準の緩和の程度については、①第一次ベビーブームによる一八歳人口の急増期に都市部において行つた最高三〇%の割引措置をさらに奏効あるものとする必要があること、②昭和五〇年四月の現行設置基準の制定において従来の基準に対して結果的にある程度の緩和を既に行つていること、③割引後における大学の校地基準面積との関係などを勘案すると、当面、各分野の学科に共通の基礎面積(いわゆる空地面積)の五〇%までの割引措置を行うことが適当と考えられる。
- イ この場合、この措置は、
 - ① 現在の設置基準が最低基準を定めるという性質を持つものであることから、都市部における教育水準として耐えられるものであれば、都市部以外でもその基準による短期大学の設置を否定することはできないのではないかと考えられること等を考慮して、地域を限らず全国的に適用すること
 - ② 既設短期大学・学科及びその定員についても適用するとともに、昭和四二年までの割引措置はこの措置に含めることにより廃止することが適当である。
 - ウ また、この措置の適用期限は、
 - ① この措置が高等教育全体を対象とした設置基準の抜本的検討の結果が得られるまでの間のものであること
 - ② 現在の高等教育計画についても情勢の変化に応じ適切な補正を加える予定であること
 - ③ 今後の短期大学の在り方についても多くの観点から検討される機運があること
- エ などから今後の推移を見きわめる必要もあり、当面確定的には定められないこととするのが適当である。

○ 大学院設置基準の一部を改正する省令の施行等について

平成元年九月一日文高第二五九号文部事務次官から各国公私立大学(短期大学を除く)長、放送大学長あて通知

めることが必要である。

このたび、別添一(三)のとおり、大学院設置基準の一部を改正する省令(平成元年文部省令第三四号)、学位規則の一部を改正する省令(平成元年文部省令第三五号)及び学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成元年文部省令第三六号)が平成元年九月一日に公布され、それぞれ同日から施行されることとなりました。

今回の改正の趣旨は、個々の大学院の創意と工夫を奨励し、その責任と判断において、各学問分野の特質に応じた、また、それぞれの特色を十分に発揮した多様な教育研究を実施し得る途を開くために大学院制度の弾力化を図るものであります。

これらの省令の要旨、留意点等は、左記のとおりですので、十分御了知の上、その運用に当たって遺憾のないようお取り計らい下さい。

記

- 第一 大学院設置基準(昭和四九年文部省令第二八号)の一部改正
 - 一 専ら夜間において教育を行う修士課程について
 - (一) 社会人の受入れを積極的に進めていくため、大学院には、専ら夜間において教育を行う修士課程を置くことができることを明らかにしたこと(第二條の二関係)。
 - (二) 修士課程の標準修業年限について
 - 一 修士課程の修業年限については、これまで二年とされてきたが、これを固定的な修業年限とはせずに標準的な修業年限として定めることとしたこと。た

だし、専ら夜間において教育を行う修士課程については、その標準修業年限は、二年を超えるものとすることができることとしたこと（第三條第二項関係）。

(一) これは、多様な形での大学院の活性化を推進していくため、後記第一の六のとおり、修士課程の修業年限について学生の能力に応じた弾力的な取扱いを行い得るようにすることにより、特に優秀な学生が早期に修士課程を修了して、社会の各方面で活躍し、あるいは博士後期課程に進学し得る途を開く趣旨であり、修士課程そのものの修業年限を二年未満とすることを認める趣旨ではないこと。

三 博士課程の目的について

(一) 博士課程において、大学等の研究者のみならず、社会の多様な方面で活躍し得る高度の能力と豊かな学識を有する人材を養成することも目的とし得ることを明らかにしたこと（第四條第一項関係）。

(二) これは、社会の多様化、複雑化等に対応し、大学院の多様な発展を推進する趣旨であり、それぞれの博士課程において、このような目的を掲げるかは、各大学院の判断によるものであること。

四 教員の資格について

大学院における教育研究の一層の発展を図るため、専攻分野について特に優れた知識及び経験を有し、教育研究上の高度の指導能力があると認められる人材を広く社会に求め、これらの者にも、大学院を担当する教員の資格を認めることとしたこと（第九條第一号及び第二号関係）。

五 修士課程における研究指導委託について

(一) 教育研究の充実、多様化に資するため、大学院は、教育上有益と認めるときは、博士課程の学生に限らず修士課程の学

生についても、他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができるものとしたこと。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該大学院としての責任ある指導を確保するため、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとするものとしたこと（第一三條第二項関係）。

(二) 大学院は、この規定により、学生が他の大学院等において研究指導を受けることを認めようとする場合には、あらかじめ当該他の大学院等との間に、研究指導の範囲、期間その他実施上必要とされる具体的な措置について協議するものとする。

六 修了要件について

(一) 前記第一の二の改正に対応して、修士課程の修了要件に係る在学期間に関しては、特に優れた業績を上げた者については、大学院に一年以上在学すれば足りるものとしたこと（第一六條第一項ただし書関係）。

(二) 前記(一)による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了要件に係る在学期間に関しては、大学院に当該修士課程における在学期間に三年を加えた期間以上在学することとしたこと。ただし、特に優れた研究業績を上げた者については、大学院に三年（当該修士課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとしたこと（第一七條第二項関係）。

(三) 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第一一七号）第七〇条の二の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程の後三年の課程に入学した場合の修了要件は、大学院に三年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格す

ることとしたこと。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、大学院に一年以上在学すれば足りるものとしたこと（第一七條第三項関係）。なお、昭和三〇年三月一日付文大第一六三号大学学術局長通知「大学院の編入学について」は廃止することとしたこと。

七 独立大学院の組織編制及び施設設備に係る基準について

(一) 学校教育法第六八条の二に定める大学院に置く大学院（以下「独立大学院」という。）について、教育研究の水準と幅の広さや教育体制を確保するため、組織編制及び施設設備に係る大綱的な基準を次のように明示したこと（第二三條及び第二四條関係）。

① 独立大学院の研究科の種類及び教員数その他は、当該大学院の教育研究上の目的に応じ適当な規模内容を有すると認められるものとする。

② 独立大学院は、当該大学院の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有するとともに、校地については高度の教育研究にふさわしい環境を有するものとする。

③ 独立大学院が研究所等との緊密な連携及び協力の下に教育研究を行う場合には、当該研究所等の施設及び設備を共用することができること。ただし、その利用に当たっては、十分な教育上の配慮等を行うものとする。

(二) なお、学校教育法第六八条の二に定める大学には、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二八号）第三五條、第三六條及び第三八條の規定は適用しないこととしたこと。

第一 学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）の一部改正

前記第一の三の博士課程の目的の改正に関連して、博士の学位は、大学等の研究者のみならず、社会の多様な方面

で活躍し得る高度の能力及びその基礎となる豊かな学識を有する者にも授与するものとしたこと（第三條関係）。

第三 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第一一七号）の一部改正

一 大学院（修士課程及び博士前期課程）の入学資格について

(一) 学校教育法（昭和二十二年法律第二六号）第六七條本文の規定により、大学院（医学又は歯学を履修する博士課程を除く。）への入学資格に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、大学に三年以上在学し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者（第七〇條第一項関係）。

(二) 大学院においては、当該認定に当たって、その専攻分野に応じて、大学において修得することが必要な科目と単位数を定めるなど、この措置に伴い必要と考えられる認定手続等について、学内規程を整備しておくこと。

(三) なお、この規定により大学院への入学資格を認めるに当たっては、種々の国家試験等の資格試験の受験資格で大学の学部を卒業していることを要件としているものもあるので、あらかじめこのことについて学生に周知するなど適切に配慮すること。

二 博士後期課程の入学資格について

(一) 社会人の再教育を積極的に推進するため、学校教育法第六七條ただし書の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者として、文部大臣の指定した者を加えたこと（第七〇條の二関係）。

(二) この規定に基づき、別添四の平成元年文部省告示第一一八号により、「大学

を卒業した後、大学、研究所等において、二年以上研究に従事した者で、大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者」を指定した

第四 その他

今回の大学院制度の弾力化の趣旨にかんがみ、高度専門職業人の養成を主目的とする修士課程における修士論文の扱いについても、その教育方法との関連を考慮しながら、大学院の判断において、大学院設置基準第一六条第二項に定める修士論文免除の特例を積極的に活用することが望ましいこと。

別添一（三）（略）

○ 大学院設置基準の一部を改正する省令の制定等について

平成元年一〇月二六日文高大第二八三三号文部事務次官から各国公私立大学（短期大学を除く）長、放送大学長あて通知

このたび、別添一（三）のとおり、大学院設置基準の一部を改正する省令（平成元年文部省令第四二二号）、学位規則の一部を改正する省令（平成元年文部省令第四三三号）及び学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成元年文部省令第四四三号）が平成元年一〇月二六日に公布され、それぞれ平成二年四月一日から施行されることとなりました。

今回の改正の趣旨は、昭和五八年法律第五五号に基づく学校教育法の一部改正により、大学における獣医学を履修する課程の修業年限が四年から六年に延長されたことに伴い、大学院における獣医学を履修する課程については、前期、後期の課程の区分を設けない標準修業年限四年の博士課程のみとする

とともに、学位の種類及び入学資格に関する規定の整備を図るものであります。

記のとおりですので、十分御了知の上、その運用に当たって遺憾のないようお取り計らい下さい。

記

一 大学院設置基準（昭和四九年文部省令第二八号）の一部改正

（一）大学院における獣医学を履修する課程については、前期、後期の課程の区分を設けない博士課程のみとし、標準修業年限を四年としたこと。また、同課程の修了の要件については、大学院に四年（優れた研究業績を上げた者にあつては、三年）以上在学し、三〇単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとしたこと。（第二六条関係）

（二）前記の改正措置は、平成二年四月一日から施行するものとしたこと。ただし、同年三月三十一日に、大学院において獣医学を履修する博士課程に在学し、引き続き当該課程に在学する者については、なお従前の例によることとしたこと。

二 学位規則（昭和二八年文部省令第九号）の一部改正

（一）大学院における獣医学を履修する課程を博士課程のみとしたことに伴い、修士の種類から、獣医学修士を廃止したこと。（別表第二（関係））

（二）前記の改正措置は、平成二年四月一日から施行するものとしたこと。ただし、同年三月三十一日に、大学院において獣医学を履修する修士課程に在学し、引き続き当該課程に在学する者については、なお従前の例によることとしたこと。

三 学校教育法施行規則（昭和二二年文部省令第一号）等の一部改正

（一）大学における獣医学を履修する課程の修業年限が四年から六年に延長されたことに伴い、獣医学を履修する博士

課程の入学資格に係る学校教育法施行規則第七〇条並びに昭和二八年文部省告示第五号（別添四参照）及び昭和三〇年文部省告示第三九号（別添五参照）の規定について所要の改正を行ったこと。これらの改正措置により、平成二年四月一日以降、獣医学を履修する博士課程に入学できる者は次のとおりとなること。

ア 大学における修業年限六年の獣医学を履修する課程を卒業した者

イ 大学における医学又は歯学を履修する課程を卒業した者

ウ 外国において、学校教育における一八

年の課程を修了した者

エ 昭和三〇年文部省告示第三九号に該当する者

オ 学校教育法施行規則第七〇条第四号に該当する者

（二）なお、従前の大学における修業年限四年の獣医学を履修する課程を卒業した者で、卒業後、獣医学に関連する研究その他の業務に相当期間（おおむね二年以上とする）従事した者について、大学院において、大学における修業年限六年の獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められる場合においては、学校教育法施行規則第七〇条第四号の規定により、獣医学を履修する博士課程への入学資格があると認められること。

（三）前記の改正措置は、平成二年四月一日から施行するものとしたこと。

四 その他

大学院における獣医学を履修する課程に係る今回の改正措置に伴い、現在、当該課程を置いている大学にあつては、学則変更の届出等の所定の手続きが必要であること。

別添（略）

○ 国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律及び学位規則の一部を改正する省令の施行について

平成三年六月二四日文高大第二〇七号文部事務次官から各国公私立大学長、放送大学長、各国公私立高等専門学校長、各都道府県知事、各都道府県教育委員会教育長、大学を設置する地方公共団体（都道府県を除く。）の長、大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長、放送大学学園理事長あて通知

このたび、別添一のとおり、「国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律」（平成三年法律第二三三号。以下「改正法」という。）が平成三年四月二日に公布され、同年七月一日から施行されることとなりました。

また、別添二のとおり「学位規則の一部を改正する省令」（平成三年文部省令第二七号。以下「改正省令」という。）が、平成三年六月三日に公布されるとともに、別添三及び四のとおり平成三年文部省告示第七二号及び第七三号が平成三年六月五日に告示され、同年七月一日から施行されることとなりました。

改正法及び改正省令の趣旨は、従来称号として位置付けられていた学士を学位として位置付けるとともに、生涯学習体系への移行及び高等教育機関の多様な発展の観点から、学位授与機構を新設し、同機構が高等教育段階の様々な学習の成果を評価して学位の授与を行うこととしたほか、修士及び博士の種類を廃止するなど学位制度の見直しを行い、併せて、国立の大学及び短期大学の設置・廃止を行うこととしたものであります。

これらの改正のうち、学位に関する事項の概要及び留意点等は下記のとおりですので、十分御了知の上、それぞれ関係のある事項についてその運用に遺憾のないようお取り計

らいいき。

記

第一 学士を学位に位置付けたこと等について

(一) 従来学士は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定(改正前の第六三条)により、大学を卒業した者が称することができ、諸外国と同様にこれらが学位に授与する学位として位置付け、大学は、当該大学を卒業した者に対して学士の学位を授与するものとしたこと。(改正後の学校教育法第六八条の二第二項、改正後の学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第二条関係)

(二) 改正法の施行前に既に大学を卒業している者の学士の称号については、他の法令の適用等において学士の学位と同様の取扱いをする必要があることから、これを学士の学位とみなすこととしたこと。(改正法附則第四項関係)

(三) 前記に関連して、教育職員免許法(昭和二十四年法律第一四七号)等の法律の規定の整備を行ったこと。(改正法附則第五項、第七項及び第八項関係)

四 前記の改正のほか、大学が行う修士及び博士の学位授与については、学士の学位に位置付けたこと及び左記第二の二と併せて、学位授与機構が学位を授与することとしたこととの関連で、次のように学校教育法の規定の整備を行ったこと。

① 大学は、文部大臣の定めるところにより、大学院の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を授与することを法律上明らかにしたこと。(改正後の学校教育法第六八条の二第二項関係。改正後の学位規則第三条及び第四条第一項参照。)

② 大学は、文部大臣の定めるところにより、前記①により博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認め

る者に対し、博士の学位を授与することができ、(いわゆる論文博士制度)を法律上明らかにしたこと。(改正後の学校教育法第六八条の二第二項関係。改正後の学位規則第四条第二項参照。)

第二 学位授与機構が行う学位授与について

(一) 学位の授与に関し、次の業務を行う機関として、学位授与機構を新設することとしたこと。(改正後の国立学校設置法(昭和二十四年法律第一五〇号)第九条の四関係)

① 学校教育法に定めるところにより学位を授与すること。(左記②参照。)

② 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。

③ 大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

(二) 学位授与機構は、次のとおり学位の授与を行うこととしたこと。(改正後の学校教育法第六八条の二第三項及び改正後の学位規則第六條関係)

こ 短期大学・高等専門学校卒業者等が大学等においてさらに一定の学修を行った場合の学士の学位の授与

学位授与機構は、同機構の定めるところにより、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者として次のイ〜ハのいずれかに該当する者で、大学において科目等履修生等により一定の単位を修得し、又は短期大学若しくは高等専門学校の専攻科のうち同機構が定める要件を満たすものにおける学修その他文部大臣が別に定める学修を行い、かつ、同機構が行う審査に合格した者に対して、学士の学位を授与することとしたこと。(科目等履修生については、「大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について

(平成三年六月二四日付け文高大第一八四号文部事務次官通知)」を参照のこと。)

イ 大学に二年以上在学し六二単位以上修得した者

ロ 外国において学校教育における一四の課程を修了した者

ハ これらの者と同等以上の学力がある者として文部大臣が別に定める者

なお、前記ハの文部大臣が別に定める者として、別添三のとおり旧国立工業教員養成所の卒業者及び旧国立工業教員養成所の卒業者を定めたこと。(平成三年文部省告示第七二号)

また、前記の文部大臣が定める学修として、別添四のとおり大学に置かれる専攻科における学修を定めたこと。(平成三年文部省告示第七三号)

④ 大学以外の教育施設に置かれる課程の修了者に対する学士、修士又は博士の学位の授与

学位授与機構は、同機構が定めるところにより、学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものうち、その教育を行うにつき学校教育法以外の法律において特別の規定があるものに置かれる課程で、同機構が大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと認めるものを修了し、かつ、同機構の行う審査に合格した者に対し、それぞれ学士、修士又は博士の学位を授与することとしたこと。

(三) その他、高度の学識を有する大学教員等の学位授与の審査への参画、論文要旨等の公表、学位の名称、博士の学位授与の報告、学位規程の文部大臣への報告及び官報への公示等について規定の整備を行ったこと。(改正後の学位規則第七條、第八條、第九條第二項、第一一條、第一二條、第一三條第二項及び別記様式第二關係)

四 前記の改正のほか、学位授与機構の長及び教員について、大学共同利用機関等と同様に教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の規定を準用するとともに、同機構に、国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法(昭和五十七年法律第八九号)の規定を適用することとしたこと。(改正法附則第六項及び第九項)

第三 修士及び博士の種類の廃止等について

(一) 課程制大学院制度の趣旨に沿って、すべての分野において学位授与の円滑化を図るとともに、学術研究の高度化、学際領域への展開等の状況に柔軟に対処するため、修士及び博士の種類に関する規定を廃止したこと。(改正前の学位規則第二條、別表第一及び別表第二關係)

また、教育研究の多様化、学際領域への展開等に対応し、各大学の教育研究の柔軟な設計を可能にするため、学士についても同様にその種類を定めないこととしたこと。

(二) なお、どの専攻分野で学位が授与されたかを表記することは社会的に有用であるので、各大学において学位を授与する際には、その定めるところにより、専攻分野を付記するものとしたこと。(改正後の学位規則第一〇條關係)

この場合、付記する専攻分野の名称は、その社会的通用性に配慮し、過度に細分化しないようにする必要があること。

(三) 大学が博士の学位を授与した場合に文部大臣に提出する報告書の様式を簡素化したこと。(改正後の学位規則別記様式第一關係)

第四 その他

(一) 前記第一から第三までの改正内容の施行期日は、平成三年七月一日であること。

○ 大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について

(二) 各大学においては、前記第一及び第三の趣旨に沿って学内規程等の整備を行う必要があること。
別添一～四 (略)

平成三年六月二四日日文高大第一八四号
文部事務次官から各国公立大学長、放送大学長、各国公私立高等専門学校長、大学を設置する地方公共団体の長、高等専門学校を設置する各地方公共団体の教育委員会教育長、大学又は高等専門学校の設置する各学校法人の理事長、放送大学学園理事長あて通知

このたび、別添一～三のとおり、「大学設置基準の一部を改正する省令(平成三年文部省令第二四号)」、「大学院設置基準の一部を改正する省令(平成三年文部省令第二五号)」及び「大学通信教育設置基準の一部を改正する省令(平成三年文部省令第二六号)」が平成三年六月三日に公布され、いずれも平成三年七月一日から施行されることとなりました。また、これらの省令に関連し、別添四及び五のとおり平成三年文部省告示第六八号及び第七〇号が平成三年六月五日に告示され、七月一日から施行されることになりました。

今回の改正の趣旨は、個々の大学が、その教育理念・目的に基づき、学術の進展や社会の要請に適切に対応しつつ、特色ある教育研究を展開し得るよう、大学設置基準の大綱化により制度の弾力化を図るとともに、生涯学習の振興の観点から大学における学習機会の多様化を図り、併せて、大学の水準の維持向上のため自己点検・評価の実施を期待するものであります。

これらの省令等の概要及び留意点等は、左記のとおりですので、それぞれ関係のある事項について十分御留意の上、その運用に当た

つて遺憾のないようお取り計らい下さい。

記

第一 大学設置基準(昭和三十二年文部省令第二八号)の一部改正
一 自己評価等について

(一) 今回の大学設置基準の大綱化による制度の弾力化の趣旨を生かし、大学自らがその教育研究の改善への努力を行うっていくために、当該大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めなければならないこととしたこと。(改正後の第二条第一項関係)

(二) この点検及び評価を行うに当たっては、前記の趣旨に即し適切な点検・評価項目を設定するとともに、適当な実施体制を整えて行うものとしたこと。(改正後の第二条第二項関係)

(一) 教育研究上の基本組織について
学部の種類については、学部教育の多様な展開を図るため、規定上の例示を廃止したこと。(改正後の第三条関係)

(二) 学生の履修区分に応じた教育上の組織である課程の設置については、従来は学部の種類によって学科を設けることが適当でない場合に限定していたのを改め、学部の種類にかかわらず、当該学部の教育上の目的を達成するために有益かつ適切であると認められる場合には、課程を設けることができることとしたこと。(改正後の第五条関係)

(三) 学科又は課程に専攻課程を設け得る旨の規定を廃止し、学科又は課程にさらに細分化した組織を設けることについては、各大学の自主的な判断に委ねることとしたこと。(改正後の第四条及び第五条関係)

三 教員組織について
一 学科目制・講座制について

学科目制・講座制については、その弾力的な運用を阻害しないよう、講座及び学科目を担当する教員についての規

定の整理を行うとともに、講座外授業の規定を廃止したこと。(改正後の第八条第一項、第九条第二項及び改正前の第八条関係)

(二) 専任教員数について
① 専任教員数の基準について、従来の授業科目の区分に応じ教員数を定める方式を改め、当該大学に置く学部の種類に応じ定める数と大学全体の収容定員に応じ定める数を合計した数以上とするものとしたこと。(改正後の第二三条関係)

② 専任教員数の基準を定める別表について、編入学定員の設定を可能にするため、入学定員に基づき算定する方式から収容定員に基づき算定する方式に改めるとともに、学部の種類の例示の廃止、授業科目の区分の廃止、昼夜開講制に対応した規定の整備を行ったこと。(改正後の別表第一及び別表第二関係)

(三) 兼任教員数について
兼任の教員の合計数は全教員数の二分の一を超えないものとする旨の制限は廃止し、大学の判断により必要な兼任教員を置くことができることとしたこと。(改正前の第二条関係)

四 教員の資格について
(一) 教授の資格について(改正後の第一四条関係)

① 教授の資格として、教育研究上の能力を有することが必要であることを明らかにしたこと。

② 博士の学位の趣旨を踏まえ、博士の学位を有する者についても、それに加え、研究上の業績を有することを必要としたこと。

③ 旧制の大学、高等学校、専門学校等における教授歴を有する者に関する規定について、適用の可能性が稀少となっており、必要な場合には他の規定の適用により対応し得ることから、これを

廃止したこと。

(二) 助教授の資格について(改正後の第一五条関係)

① 助教授の資格として、教育研究上の能力を有することが必要であることを明らかにしたこと。

② 旧制の大学の大学院の在学歴又は旧制の高等学校、専門学校等における教授歴に関する規定について、適用の可能性が稀少となっており、必要な場合には他の規定の適用により対応し得ることから、これを廃止したこと。

五 収容定員について
(一) 前記三の(二)及び左記八の(一)の④のとおり専任教員数及び校舎面積の基準を収容定員に基づき算定する方式に改めたことに伴い、学則で定めるべき事項についても、「学生定員」を「収容定員」に改めたこと。(改正後の第一八条関係)

(二) 収容定員を学則で定めるに当たっては、昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとしたこと。(改正後の第一八条第一項関係)

六 教育課程について
(一) 授業科目区分の廃止及び教育課程の編成方針について

① 各大学において、それぞれの創意工夫により特色ある教育課程が編成できるようにするため、一般教育科目、専門教育科目等の授業科目の区分に関する規定を廃止したこと。(改正前の第一八条から第二四条まで関係)

② 前記①の改正の趣旨が生かされるよう、教育課程の編成に当たっての基本方針を次のように明らかにしたこと。

二 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成すること。(改正後

第十九条第一項関係

③ 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならないこと。(改正後の第十九条第二項関係)

(二) 単位の計算方法について

単位の計算方法の合理化を図り、演習等による授業の開設を促進するため、単位の計算方法を次のように改めたこと。

① 大学が単位数を定めるに当たっては、単位の授業科目を四五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとしたこと。(改正後の第二一条第二項関係)

② 講義及び演習については、一五時間から三〇時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。

③ 実験、実習及び実技については、三〇時間から四五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とすること。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、その教育効果等にかんがみ、大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができること。

④ 前記①にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができるものとしたこと。(改正後の第二一条第三項関係)

(三) 授業期間について

① 一年間の授業期間については、三五週にわたることを規定することにとどめ、従来のような具体的な授業日数についての定めは設けなかったこと。

② 各授業科目の授業期間について、教育上特別の必要があると認められる場合には、外国語の演習、体育実技等に限らず、一〇週又は一五週より短い特定の期間において授業を行うことができることとしたこと。(改正後の第二三条関係)

③ 授業を行う学生数について、大学が一の授業科目について授業を行う学生数について、従来のような具体的な人数を一律に定めることとせず、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とすることとしたこと。(改正後の第二四条関係)

④ 昼夜開講制について、社会人等の受入れを積極的に進めいくため、大学は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制(同一学部において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うことをいう。)により授業を行うことができることを明らかにしたこと。(改正後の第二六条関係)

⑤ 卒業の要件等について、(一) 単位の授与について、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、必ずしも試験によることなく、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができるものとしたこと。(改正後の第二七条ただし書関係)

(二) 大学以外の教育施設等における学修について、① 教育内容の充実に資するため、大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行

う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部大臣が別に定める学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができることとしたこと。(改正後の第二九条第一項関係)

② 前記①及び②により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、当該大学において修得した単位以外のものについては、合わせて三〇単位を超えないものとするものとしたこと。ただし、編入学、転学等の場合については、この制限は適用されないものであること。(改正後の第三〇条第三項関係)

③ なお、これに伴い、「新たに大学又は短期大学の第一年度に入学した学生の既修得単位の取扱いについて(昭和五七年四月一日付け文大第一三三三号文部省大学局長通知)」は、廃止することとしたこと。

④ 科目等履修生について、社会人等に対しパートタイムによる学習機会を拡充し、その学習の成果に適切な評価を与えるため、大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者(「科目等履修生」という。)に対し単位を与えることができることとしたこと。(改正後の第三一条関係)

⑤ 卒業要件等について、前記六の(一)の①と同様の趣旨により、卒業の要件については、大学に四年以上在学し一・二四単位以上を修得することのみを規定することとし、授業科目の区分に応じて修得すべき単位数についての規定は廃止したこと。(改正後の第三二条第一項及び改正前の第三二条第一項から第三項まで関係)

⑥ 前記①と同様に、獣医学に関する学科に係る卒業の要件についても、大学に六年以上在学し、一八二単位以上を修得することのみを規定することとしたこと。(改正後の第三二条第三項関係)

⑦ なお、改正前の第三二条第四項の規定により定められていた「獣医学に関する学科の卒業の要件のうち専門教育科

目の単位数の専門分野別の配分を定める件(昭和五十八年文部省告示第八八号)は、制定の根拠となる規定を失うこととなり、効力を失うものであること。

③ 従来専門教育科目について授業時間制をとっていた医学又は歯学に関する学科についても、授業科目全体の廃止等に関連し、授業科目全体について単位制を原則とすることとし、これらの学科に係る卒業の要件は、大学に六年以上在学し、一八八単位以上を修得することとしたこと。ただし、医・歯学教育の特性にも配慮し、各大学の判断により教育上必要と認められる場合には、修得すべき単位の一部の修得について、これに相当する授業時間の履修をもって代えることができるものとしたこと。(改正後の第三二条第二項関係)

④ なお、改正前の第三条の規定を廃止したことに伴い、「大学設置基準第三三条第一項の規定に基づく医学又は歯学の学部の卒業の要件のうち専門教育科目の履修に係る要件(昭和五〇年文部省告示第一六七号)」は、制定の根拠となる規定を失うこととなり、効力を失うものであること。

⑤ 前記③に関連して、授業時間制をとる場合の当該授業科目に係る修了の認定単位互換等の規定の適用について定められたこと。(改正後の第三二条関係)

⑥ 授業科目の区分に関する規定の廃止(前記六の(一)の①)及び卒業要件に関する前記①から③の改正に伴い、「外国語又は体育に関する学部等の卒業の要件(改正前の第四五条)」、「外国人留学生に関する授業科目等の特例(改正前の第四六条)」及び「外国において教育を受けた学生に関する授業科目等の特例(改正前の第四七条)」の規定を廃止したこと。

なお、改正前の第四六条及び第四七条

において定められていた外国人留学生等に対する日本語科目及び日本事情に関する授業科目の開設については、留学生等に対する日本語教育等の充実の観点から、引き続き各大学の判断において行うことが望まれるものであること。

⑦ 学士の種類を廃止するとともに、「国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律(平成三年法律第三三三号)」により学士が学位に位置付けられたことに伴い、学士については規定を削除し、学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)において規定することとしたこと。(改正前の第三四条及び改正前の別表第四関係)

八 校地、校舎等の施設及び設備について

① 学生の情報処理能力及び外国語能力の育成を図るため、校舎には、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとしたこと。(改正後の第三六条第四項関係)

② 大学は、学生の心身の健康の保持・増進及び学習環境の整備を図るため、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとしたこと。(改正後の第三六条第五項関係)

③ 夜間において授業を行う学部を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとしたこと。(改正後の第三六条第六項関係)

④ 校舎面積に係る附則第四項の第一表及び第二表について、編入学定員の設定を可能にするため、入学定員に基づき算定する方式から収容定員に基づき

算定する方式に改めるとともに、学部の種類の例示の廃止、授業科目の区分の廃止、昼夜開講制に対応した規定の整備を行ったこと。

① (一) 図書等の資料及び図書館について
図書等については、質的な面にも十分留意し、実際の教育研究活動に即して必要な整備が行われるよう、従来の図書及び学術雑誌の冊数及び種類数についての規定を廃止し、新たに、大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究に必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとするを規定したこと。(改正後の第三八条第一項及び改正前の第四〇条関係)

② 大学における図書館の重要性にかんがみ、図書館に関し、次のように規定を整備したこと。

一 図書館は、図書等の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、図書等の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力に努めるものとしたこと。(改正後の第三八条第二項関係)

二 図書館には、その機能を十分に發揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとしたこと。

三 (改正後の第三八条第三項関係)
図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとしたこと。(改正後の第三八条第四項関係)

四 閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとしたこと。(改正後の第三八条第五項関係)

九 施行期日等
(一) この改正は、平成三年七月一日から施行することとしたこと。(改正省令附

則第一項関係)

(一) この改正の施行の際、現に設置されている大学については、前記八の(一)の②による改正のうち原則として体育館を備える旨の部分の適用については、なるべく体育館を備えるものとした従前の例によることができるものとしたこと。(改正省令附則第二項関係)

第一 大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二八号)の一部改正

一 自己評価等について
前記第一の一と同様、大学院においても自己点検・評価に努めなければならないこととしたこと。(第一条の二関係)

二 収容定員について
前記第一の五の(一)に関連し、大学院において学則で定めるべき事項についても「学生定員」を「収容定員」に改めたこと。(第一〇条関係)

三 図書等の資料について
前記第一の八の(一)の①に関連して、図書等に関する規定を改め、大学院には、研究科及び専攻の種類に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究に必要な資料を系統的に整理して備えるものとしたこと。(第二二条関係)

四 施行期日
この改正は、平成三年七月一日から施行することとしたこと。(改正省令附則関係)

第三 大学通信教育設置基準(昭和五十六年文部省令第三三三号)の一部改正

一 自己評価等について
前記第一の一に関連し、大学は、通信教育に関しても、自己点検・評価に努めなければならないものとしたこと。(第一条の二関係)

二 単位の計算方法について
前記第一の六の(一)に関連し、単位の計算方法について、一単位の授業科目を四五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とする

に、放送授業に係る単位の計算方法等について規定の整備を行ったこと。(第五条関係)

三 大学以外の教育施設等における学修について

前記第一の七の(ロ)のとおり、大学設置基準において大学以外の教育施設等における学修について単位を与えることができる旨の規定が設けられたことに伴い、通信教育における体育実技の履修方法等に関する規定を改め、大学は、大学設置基準の定めるところにより大学以外の教育施設の学修について単位を与えることができるほか、あらかじめ当該大学が定めた基準に照らして教育上適当であると認めるときは、通信教育の特性等を考慮して文部大臣が定める学修を当該大学における履修とみなし、単位を与えることができることとしたこと。(第七条関係)

なお、文部大臣の定める学修として、別添五のとおり、従来と同様に大学等が行う公開講座等における体育実技の学修を定めたこと。(平成三年文部省告示第七〇号)

四 聴講生について
前記第一の七の四の科目等履修生に対する単位の授与に関する規定が通信教育にも適用されることに伴い、通信教育の聴講生として聴講した授業科目に係る単位の授与に関する規定を廃止したこと。(第八条関係)

五 専任教員数及び校舎面積について
専任教員数及び校舎面積の基準について、大学設置基準の改正と同様に、入学定員に基づき算定する方式から収容定員に基づき算定する方式に改めるとともに、学部の種類別の例示の廃止、授業科目ごとの区分の廃止等に対応する規定の整備を行ったこと。(第九条、別表第一及び別表第二関係)

六 施行期日等

○ 短期大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について

(一) この改正は、平成三年七月一日から施行することとしたこと。(改正省令附則第一項関係)

(二) 前記四に関連して、この改正の施行の日前に通信教育の聴講生として聴講の成果を認定を受けた者で、当該大学に入学した場合に改正前の第八条の規定により単位を与えることができることとなる者については、既に認定を受けている当該聴講の成果を、大学設置基準第三一条の科目等履修生として当該大学の通信教育において修得した単位とみなすものとしたこと。(改正省令附則第二項関係)

別添一〜五 (略)

このたび、別添一及び二のとおり、「短期大学設置基準の一部を改正する省令(平成三年文部省令第二八号)」及び「短期大学通信教育設置基準の一部を改正する省令(平成三年文部省令第二九号)」が平成三年六月三日に公布され、それぞれ平成三年七月一日から施行されました。また、これらの省令に関連し、別添三及び四のとおり平成三年文部省告示第六九号及び第七一号が平成三年六月五日に告示され、七月一日から施行されました。今回の改正の趣旨は、個々の短期大学が、その教育理念・目的に基づき、学術の進展や社会の要請に適切に対応しつつ、特色ある教

育研究を展開し得るよう、短期大学設置基準の大綱化により制度の弾力化を図るとともに、生涯学習の振興の観点から短期大学における学習機会の多様化を図り、併せて、短期大学の水準の維持向上のため自己点検・評価の実施を期待するものであります。

これらの省令等の概要及び留意点等は、左記のとおりです。それぞれ関係のある事項について十分御留意の上、その運用に当たって遺憾のないようお取り計らい下さい。

記

第一 短期大学設置基準(昭和五〇年文部省令第二号)の一部改正

一 自己評価等について

(一) 今回の短期大学設置基準の大綱化による制度の弾力化の趣旨を生かし、短期大学自らがその教育研究の改善への努力を行っていくために、当該短期大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めなければならないこととしたこと。

(改正後の第二条第一項関係)

(二) この点検及び評価を行うに当たっては、前記の趣旨に即し適切な点検・評価項目を設定するとともに、適当な実施体制を整えて行うものとしたこと。

(改正後の第二条第二項関係)

二 学生定員について

学生定員は、学科ごとに学則で定めるが、昼夜開講制を実施するときは、これに係る学生定員を明示するものとしたこと。(改正後の第四条第二項関係)

三 教育課程について

(一) 授業科目区分の廃止及び教育課程の編成方針について

① 各短期大学において、それぞれの創意工夫により特色ある教育課程が編成できるとする。一般教育科目、専門教育科目等の授業科目の区分に関する規定を廃止したこと。(改正前の第四条から第六条まで関係)

② 前記①の改正の趣旨が生かされるよ

う、教育課程の編成に当たつての基本方針を次のように明らかにしたこと。

二 短期大学は、当該短期大学及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成すること。(改正後の第五条第一項関係)

三 教育課程の編成に当たっては、短期大学は、学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は実生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならないこと。(改正後の第五条第二項関係)

(一) 単位の計算方法について

単位の計算方法の合理化を図り、演習等による授業の開設を促進するため、単位の計算方法を次のように改めたこと。

① 短期大学が単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとしたこと。(改正後の第七条第二項関係)

二 講義及び演習については、一五時間から三〇時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもって一単位とすること。

三 実験、実習及び実技については、三〇時間から四五時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもつて一単位とすること。ただし、芸術等の分野においては、その教育効果等にかんがみ、短期大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができること。

前記①にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これら

の学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができるものとしたこと。(改正後の第七条第三項関係)

(三) 授業期間について

① 一年間の授業期間については、三五週にわたることを規定することとどめ、従来のような具体的な授業日数についての定めは設けないこととしたこと。(改正後の第八条関係)

(四) 昼夜開講制について

② 各授業科目の授業期間について、教育上特別の必要があると認められる場合には、外国語の演習、体育実技等に限らず、一〇週又は一五週より短い特定の期間において授業を行うことができることとしたこと。(改正後の第九条関係)

(五) 卒業要件等について

③ 卒業の要件等については、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、必ずしも試験によることなく、短期大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができるものとしたこと。(改正後の第一三条ただし書関係)

(六) 外国の短期大学又は大学への留学について

④ 外国の短期大学又は大学への留学について、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に短期大学が当該短期大学において修得したものとみなすことのできる単位数を、修業年限が二年の短期大学にあつては一五単位、修業年限

が三年の短期大学にあつては二三単位として現行規定を改め、短期大学・短期大学との単位互換に関する規定により当該短期大学において修得したものとみなす単位数及び左記(三)の短期大学又は短期大学以外の教育施設等における学修に関する規定により与える単位数と合わせて三〇単位を超えないものとしたこと。(改正後の第一四条関係)

(七) 短期大学又は大学以外の教育施設等における学修について

① 教育内容の充実を資するため、短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校に別々に定める学修を、当該短期大学における授業科目の履修とみなし、短期大学の定めるところにより単位を与えることができることとしたこと。(改正後の第一五条第一項関係)

(八) 文部大臣が定める学修として

② 前記(一)により与えることができる単位数は、修業年限が二年の短期大学にあつては短期大学・大学との単位互換に関する規定により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて一五単位、修業年限が三年の短期大学にあつては短期大学・大学との単位互換に関する規定により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて二三単位を超えないものとしたこと。(改正後の第一五条第二項関係)

(九) 科目等履修生について

③ 科目等履修生については、短期大学の第一年度に入学した学生の既修得単位の取扱について(昭和五七年四月一日付文大第一三三号大学局長通知)は、廃止することとしたこと。

(十) 社会人等に対するパートタイムによる学習機会を拡充し

④ 社会人等に対するパートタイムによる学習機会を拡充し、その学習の成果に適切な評価を与えるため、短期大学は、短期大学の定めるところにより、当該短期大学の学生以外の者で一又は複数

たこと。

① 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該短期大学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位(左記(五)の科目等履修生として修得した単位を含む。)を、当該短期大学に入学した後の当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすこととすることができることとしたこと。(改正後の第一六条第一項関係)

② 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該短期大学に入学する前に行った前記(三)の短期大学又は大学以外の教育施設等における学修を、当該短期大学における授業科目の履修とみなし、短期大学の定めるところにより単位を与えることができることとしたこと。(改正後の第一六条第二項関係)

③ 前記(一)及び(二)により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、当該短期大学において修得した単位以外のものについては、修業年限が二年の短期大学にあつては合わせて一五単位、修業年限が三年の短期大学にあつては合わせて二三単位を超えないものとするものとしたこと。ただし、転学等の場合については、この制限は適用されないものであること。(改正後の第一六条第三項関係)

④ なお、これに伴い、「新たに短期大学又は短期大学の第一年度に入学した学生の既修得単位の取扱について(昭和五七年四月一日付文大第一三三号大学局長通知)」は、廃止することとしたこと。

(五) 科目等履修生について

⑤ 社会人等に対し、パートタイムによる学習機会を拡充し、その学習の成果に適切な評価を与えるため、短期大学は、短期大学の定めるところにより、当該短期大学の学生以外の者で一又は複数

の授業科目を履修する者(「科目等履修生」という。)に対し単位を与えることができることとしたこと。(改正後の第一七条関係)

(六) 卒業要件等について

① 前記三の(一)の①と同様の趣旨により、卒業の要件については、修業年限が二年の短期大学にあつては短期大学に二年以上在学し六二単位以上、修業年限が三年の短期大学にあつては短期大学に三年以上在学し九三単位以上を修得することのみを規定することとし、授業科目の区分に応じて修得すべき単位数についての規定は廃止したこと。(改正後の第一八条及び改正前の第一五条関係)

(七) 教員組織について

② 専任教員数の基準について、従来の授業科目の区分に応じ教員数を定める方式を改め、当該短期大学に置く学科の種類に応じ定める数と短期大学全体の入学定員に応じ定める数を合計した数以上とするものとしたこと。(改正後の第二二条関係)

(八) 教員の資格について

③ 教授の資格として、教育研究上の能力を有することが必要であることを明らかにしたこと。

(九) 博士の学位の趣旨を踏まえ

④ 博士の学位の趣旨を踏まえ、博士の学位を有する者についても、それに加え、研究上の業績を有することを必要としたこと。

(十) 助教授の資格について

⑤ 助教授の資格として、教育研究上の能力を有することが必要であることを明らかにしたこと。

⑥ 旧制の大学の大学院の在学歴に関する規定について、適用の可能性が稀少となっており、必要な場合には他の規

定の適用により対応し得ることから、これを廃止したこと。

七 校地、校舎等の施設及び設備について

(一) 校舎等について

① 学生の情報処理能力及び外国語能力の育成を図るため、校舎には、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとしたこと。(改正後の第二十八条第四項関係)

② 短期大学は、学生の心身の健康の保持・増進及び学習環境の整備を図るため、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設、講堂、学生自習室及び学生控室並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとしたこと。(改正後の第二十八条第五項関係)

③ 夜間学科等を置く短期大学又は昼夜開講制を実施する短期大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとしたこと。(改正後の第二十八条第六項関係)

④ 校舎面積に係る現行の別表について、昼夜開講制に対応した規定の整備を行ったこと。

(二) 図書等の資料及び図書館について

① 図書等については、質的な面にも十分留意し、実際の教育研究活動に即して必要な整備が行われるよう、従来の図書及び学術雑誌の冊数及び種類数についての規定を廃止し、新たに、短期大学は、学科の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究に必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとするを規定した。こと。(改正後の第二十九条第一項及び改正前の第二十九条関係)

② 短期大学における図書館の重要性に

かんがみ、図書館に関し、次のように規定を整備したこと。

こ 図書館は、図書等の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、図書等の資料等との協力に努めるものとしたこと。(改正後の第二十九条第二項関係)

こ 図書館には、その機能を十分に發揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとしたこと。(改正後の第二十九条第三項関係)

こ 閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとしたこと。(改正後の第二十九条第五項関係)

八 施行期日等

(一) この改正は、平成三年七月一日から施行することとしたこと。(改正省令附則第一項関係)

(二) この改正の施行の際、現に設置されている短期大学については、前記七の(一)の②による改正のうち原則として体育館を備える旨の部分の適用について、なるべく体育館を備えるものとした従前の例によることができるものとしたこと。(改正省令附則第二項関係)

第二 短期大学通信教育設置基準(昭和五七年文部省令第三号)の一部改正

一 自己評価等について
前記第一の一に関連し、短期大学は、通信教育に関しても、自己点検・評価に努めなければならないものとしたこと。(第一条の二関係)

二 単位の計算方法について
前記第一の三の(二)に関連し、単位の計算方法について、一単位の授業科目を四五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とするともに、放送授業に係る単位の計算方法等について規定の整備を行ったこと。(第

五条関係)

三 短期大学又は大学以外の教育施設等における学修について
前記第一の四の(三)のとおり、短期大学設置基準において短期大学又は大学以外の教育施設等における学修について単位を与えることができる旨の規定が設けられたことに伴い、通信教育における体育実技の履修方法等に関する規定を改め、短期大学は、短期大学設置基準の定めるところにより短期大学又は大学以外の教育施設等の学修について単位を与えることができるほか、あらかじめ当該短期大学が定めた基準に照らして教育上適当であると認めるときは、通信教育の特性等を考慮して文部大臣が定める学修を当該短期大学における履修とみなし、単位を与えることができることとしたこと。(第七条関係)

四 聴講生について
前記第一の四の(四)の科目等履修生に対する単位の授与に関する規定が通信教育にも適用されることに伴い、通信教育の聴講生として聴講した授業科目に係る単位の授与に関する規定を廃止したこと。(第八条関係)

五 施行期日等

(一) この改正は、平成三年七月一日から施行することとしたこと。(改正省令附則第一項関係)

(二) 前記四に関連して、この改正の施行の日前に通信教育の聴講生として授業科目を聴講し当該授業科目について聴講の成果の認定を受けている者で、当該短期大学に入学した場合には改正前の第八条の規定により単位を与えること

ができることとなる者については、既に認定を受けている当該聴講の成果を、短期大学設置基準第一七条の科目等履修生として当該短期大学の通信教育において修得した単位とみなすものとしたこと。(改正省令附則第二項関係)

別添一〜四 (略)

○ 学校教育法等の一部を改正する法律の施行について

平成三年七月一八日文高専第九五号文部事務次官から各国公立大学長、放送大学長、各国公立立高等専門学校長、各都道府県知事、各都道府県・指定都市教育委員会教育長、大学を設置する地方公共団体(都道府県を除く。)の長、大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長、放送大学学園理事長、各指定教員養成機関の長あて通知

このたび、別添の通り、「学校教育法等の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)が、平成三年四月二日法律第二五号をもって公布され、平成三年七月一日から施行されました。

改正法の趣旨、要旨及び留意点は、左記のとおりですので、各位におかれては、事務処理上遺憾のないように願います。

なお、各都道府県教育委員会にあつては、貴管下の関係者に対して、今回の改正の趣旨を徹底されるように願います。

記

第一 改正の趣旨

今回の学校教育法の一部改正の趣旨は、医学又は歯学の学部において医学又は歯学を履修する課程における専門の課程及びこれに進学するための課程との区分に関する規定を廃止するとともに、短期大学及び高等専門学校卒業生に対する準学士の称号を創設するほか、高等専門学校について、工業又

は商船以外の学科をも設置できることとし、併せて、専攻科制度を創設することとしたものであること。

また、教育職員免許法の一部改正の趣旨は、前記学校教育法の一部改正による準学士の称号の創設等に伴い、小学校教諭等の二種免許状授与の基礎資格を短期大学卒業者に係る準学士の称号を有することとする等、所要の規定の整備を図るものであること。

第二 改正の要旨

一 学校教育法関係

(一) 医学又は歯学の学部において医学又は歯学を履修する課程における専門の課程及びこれに進学するための課程との区分に関する規定を廃止するとともに、その修業年限を六年としたこと。

(改正後の学校教育法第五五条及び第五六条関係)

(二) 短期大学及び高等専門学校の卒業者について、新たに、準学士と称することができることとしたこと。(改正後の学校教育法第六九条の二第七項及び第七〇条の八関係)

(三) 現在、高等専門学校については、工業又は商船に関する学科のみを設置できるとされ、工業又は商船以外の学科をも設置できるとしたこと。(改正後の学校教育法第七〇条の三関係)

四 高等専門学校に、専攻科を置くことができることとしたこと。(改正後の学校教育法第七〇条の六関係)

二 教育職員免許法関係

(一) 二種免許状の授与の基礎資格を、短期大学卒業者に係る準学士の称号を有することに改めたこと。(改正後の教育職員免許法第五五条別表第一及び別表第二関係)

(二) 一般教育科目、専門教育科目等の科目区分を整理したこと。(改正後の教育職員免許法第五五条別表第一及び別表第二関係)

二並びに第六条別表第四関係

(三) 既に教職課程の認定を受けている大学が、大学の課程以外で文部大臣が指定する課程において修得した単位を教科に関する科目の単位として認定することができることとしたこと。(改正後の教育職員免許法第五五条別表第一備考関係)

第三 留意点

一 学校教育法関係

(一) 医学又は歯学の学部において医学又は歯学を履修する課程における専門の課程及びこれに進学するための課程との区分に関する規定の廃止は、六年間を通じた各授業科目の有機的な連携をより促進する観点から行うものであること。

なお、専門の課程及びこれに進学するための課程については、学校教育法上の制度としては廃止されるが、各大学の学則において従前どおりとすることは可能であること。

(二) 改正法の施行日前に短期大学又は高等専門学校を卒業した者も、準学士と称することができるものであること。

(三) 準学士については、卒業証書等の表記において、専攻分野を付記することも可能であること。

四 今回の改正により設置できることとなる工業又は商船に関する学科以外の学科は、「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成する」という高等専門学校の学校教育法上の目的に沿ったものであることが必要であること。

二 教育職員免許法関係

(一) 教育職員免許法上も授業科目の区分を前提にした規定の整備を図るが、大学等においては、教育課程の編成に当たって、教員として必要な幅広い教養を身に付けさせるよう適切に配慮する必要があること。

(二) 二種免許状授与の基礎資格等を短期大学卒業者に係る準学士の称号を有することに改めるが、大学に二年以上在学し、六二単位以上を修得した者等についても従前どおりその基礎資格を認めること。

別添 (略)

○ 大学院設置基準の一部を改正する省令の施行について

平成五年一〇月一日文高大第八五号文部事務次官から各国公私立大学(短期大学を除く)長、放送大学長、学位授与機構長あて通知

このたび、別添のとおり、大学院設置基準の一部を改正する省令(平成五年文部省令第三二二号)が平成五年一〇月一日に公布され、同日から施行されました。

今回の改正の趣旨は、生涯学習社会の進展、技術革新の加速化等を背景として、社会人の再教育など大学院に対する要請の一層の高まりにこたえるために、大学院の教育方法、形態等について弾力化を図るものであります。

この省令の要旨及び留意点等は左記のとおりですので、十分御了知の上、その運用に当たって遺憾のないようお取り計らいください。

記

一 専ら夜間において教育を行う博士課程について

大学院には、専ら夜間において教育を行う博士課程を置くことができることを明らかにし、その標準修業年限は、五年を超えるものとすることができるとしたこと。また、当該博士課程を前期及び後期の課程に区分する等の場合の取扱いについて定めたこと。(第二二条の二及び第四条関係)

二 教育方法の特例について

教育方法の特例がこれまで認められていた修士課程に加えて、博士課程においても、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができることとしたこと。

なお、この場合、博士課程として維持すべき水準を低下させることのないよう配慮することが必要であること。(第一四条関係)

三 入学前の既修得単位の認定について

大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(下記四の科目等履修生として修得した単位を含む。)を、一〇単位を超えない範囲で当該大学院に入学した後の当該大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができることとしたこと。なお、この場合において、入学前の大学以外の教育施設等における学修の単位認定に係る大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二八号)第三〇条第二項の規定は、大学院には準用されないこと。

(第一五条関係)

(二) 前記(一)により修得したものとみなすことのできる単位数は、他の大学院(外国の大学院を含む。)において修得した単位(一〇単位まで)とは別に、一〇単位を超えない範囲で修得要件に算入できるものとすること。

(三) 修業年限の弾力的な取扱いに関する規定(第一六条及び第一七条)の運用に際しては、各大学院の判断により、入学前の既修得単位に係る実績も適切にその評価の対象に含めることが適当であること。

四 科目等履修生について

社会人等に対しパートタイムによる

学習機会を拡充し、その学習の成果に適切な評価を与えるため、大学院は、大学院の定めるところにより、当該大学院の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができることとしたこと。（第一五条関係）

なお、国立学校において科目等履修生について徴収する授業料その他の費用の額については、聴講生等に係る授業料その他の費用の額によるものとする

別添（略）

○ 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について

平成六年八月一〇日 日文高大第三二〇号
文部省高等教育局長から各国公立大学（短期大学を除く）長、放送大学長、大学入試センター所長、学位授与機構長あて通知

このたび、別添のとおり「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成六年文部省令第三十四号）」が平成六年八月十日に公布され、同日から施行されました。また、別添二及び三のとおり平成六年文部省告示第一二二号及び第一二三号が平成六年八月十日に告示されました。

今回の改正の趣旨は、大学院の入学資格の弾力化について、国際化の進展等の状況を踏まえ、外国の大学に関する取扱いを明らかにするものです。これら各省令及び告示の要旨、留意点等は、下記のとおりですので、十分御了知の上、その運用に当たって遺憾のないようお取り計らいください。

記

1 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部改正

- (1) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十七条本文の規定により、大学院（医学、歯学又は獣医学を履修する博士課程を除く。）への入学に關し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、外国において学校教育における十五年の課程を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得した者と認められた者（第七十条第一項第四号関係）。

これは、研究者として優れた資質を有する者に早期から大学院教育を実施する途を開く趣旨であること。

- (2) 大学院においては、当該認定に当たって、その専攻分野に応じて、大学において修得することが必要な科目と単位数を定めるなど、この措置に伴い必要と考えられる認定手続等について、学内規程を整備しておくこと。
- (3) また、外国の大学においては、履修及び評

価の形態は、我が国の大学の場合と異なることが少なくないので、その実態に應じて適切な方法により、我が国の単位に換算するものとする。

- (4) なお、この規定により大学院への入学資格を認めるに当たっては、種々の国家試験等の資格試験の受験資格として大学の学部を卒業していることを要件としているものもあるもので、あらかじめこのことについて学生に周知するなど適切に配慮すること。

- (5) 大学教育修了までの学校教育の課程が十五年である国において大学教育を修了した者については、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めれば、改正後の第七十条第一項第四号の規定により、大学院への入学資格があるものと認められること。

ただし、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められない場合には、従前通り、大学教育修了後、日本国内又は国外の大学若しくは大学共同利用機関等これに準ずる研究機関において、研究生、研究員等として相当期間（おおむね一年以上とする。）研究に従事しており、二十二歳に達した者について、大学院において我が国の大学を卒業した者と同等以上の学力があると認める場合に、大学院への入学資格があるものと認められること。この場合には、

- ア 大学教育修了後の研究歴については、当該国内外の大学等が発行した証明書等により確認すること
- イ 学力の認定は、個人について行うこと
- ウ この学力の認定は入学者選抜とは別個のものであるから、入学者選抜は別途適切に行うこと

に留意すること。（外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者の指定並びに大学院及び大学の専攻科の入学に關し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定の一部の改正等について）（昭和五十六年十月三日文大大第二一三

号大学局長名通知）参照。）

2 平成元年文部省告示第二一八号の一部改正

社会人の再教育を積極的に推進するため、学校教育法第六十七条ただし書の規定により、大学院への入学資格に關し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者として文部大臣の指定した者として、外国において学校教育における十六年の課程を修了した後、大学、研究所等において、二年以上研究に従事した者で、大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者を指定したこと。

3 昭和三十年文部省告示第三十九号の一部改正

医学、歯学又は獣医学を履修する博士課程又は専攻科においても社会人の再教育を積極的に推進するため、学校教育法第五十七条第二項又は第六十七条本文の規定により、これらへの入学に關し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として文部大臣の指定した者として、大学（医学、歯学又は獣医学を履修する課程を除く。）を卒業し、又は外国において学校教育における十六年の課程を修了した後、大学、研究所等において二年以上研究に従事した者で、大学院又は専攻科において、当該研究の成果等により、大学の医学、歯学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者を指定したこと。別添（略）

○ 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について

平成平成七年一月二六日 日文高大第三二〇号文部事務次官から各国公立大学長、各国立短期大学部学長、放送大学長あて通達

このたび、別添のとおり、学校教育法施行規則の一部を改正する省令が平成七年一月二六日 文部省令第二二号をもって公布され、同日から施行されました。

今回の改正の趣旨及び留意点は左記のとおりで

すので、十分御了知の上、その運用に当たっては遺漏のないようお取り計らいください。

記

一 改正の趣旨
幾つかの大学においては、教授会が、その定めるところにより、教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等（以下「代議員会等」という）を置き、また代議員会等の議決をもって教授会の議決としているものがある。

今回の改正は、各教授会が、その議事運営方法として、代議員会等を活用することは大学運営の円滑化に資するものであることにかんがみ、教授会は、その定めるところにより、代議員会等を置くことができること、及び教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって教授会の議決とすることができることを制度上明らかにするものである。

二 留意点

- (一) 代議員会等の設置や議決の取扱い等は、各教授会が各々の事情に応じて自主的に決めるものであること。
- (二) 今回の改正は、大学運営の円滑化に資するために行われたものであり、代議員会等の設置運営に当たっては、教授会に代えて代議員会等を設けることとなるようなことなど、学校教育法第五九条の趣旨を損なうことのないよう留意するものとする。
- (三) 代議員会等を設置した場合においても、教授会は、適宜、代議員会等の審議結果等の活動状況についての報告を求めるとする

など、代議員会等の審議事項についても教授会が最終的な権限と責任を有していることに十分留意し、代議員会等が教授会の意思を十分に反映したものであるよう工夫するとともに、学長又は学部長のリーダーシップが十分に発揮できるよう配慮すること。

四 教授会は、代議員会等の設置の必要性、代議員会等が審議する事項の範囲、代議員会等を構成する職員の選考方法及び任期、代議員会等の議決の取扱い等を十分に検討し、必要に応じて見直すよう努めること。

(五) 代議員会等に係る事項については、学内規程等において明確にしておくこと。
(六) 代議員会、専門委員会の名称は例示であり、各教授会において各々の実態に即した名称を付すことができること。
別添 (略)

○ 大学設置基準等の一部を改正する省令の施行等について

平成一〇年三月三十一日文高次第三〇六号文部事務次官から各公立大学(短期大学を除く)長、放送大学長、大学を設置する各地方公共団体の長、大学を設置する各学校法人の理事長、放送大学学園理事長あて通知

このたび、別添一、二及び三のとおり、「大学設置基準の一部を改正する省令(平成一〇年文部省令第一号)」、「大学通信教育設置基準の一部を改正する省令(平成一〇年文部省令第二号)」及び「大学院設置基準の一部を改正する省令(平成一〇年文部省令第三号)」が平成一〇年三月三十一日に公布され、同日施行されました。また、これらの省令に関連し、別添四のとおり平成一〇年文部省告示第四六号が平成一〇年三月三十一日に告示され、同日から適用されることになりました。

今回の改正の趣旨は、個々の大学が、その教育理念・目的に基づき、通信情報技術の進展や社会の大学への高まりに適切に対応しつつ、特色ある教育研究を展開し得るよう、多様なメディアを高度に利用した授業を大学設置基準上授業方法として位置付け、大学院には通信教育を行う修士課程を置くことができることとともに、校地面積基準を緩和するなど、制度の弾力化を図るものであります。

これらの省令の概要及び留意点等は、下記のとおりですので、それぞれ関係のある事項について十分御留意の上、その運用に当たって遺漏のないようお取り計らい下さい。

第一 大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二八

号)の一部改正

一 「メディアを利用して行う授業」の大学設置基準上の位置付け

(一) 通信情報技術の進展に伴い、大学は、文部大臣が別に定めるところにより、改正後の大学設置基準第二五条第一項の授業(以下「面接授業」という。)を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる(以下「メディアを利用して行う授業」という。)としたこと。(改正後の第二五条第二項関係)

(二) なお、文部大臣が定める(一)の授業の方法として、別添四のとおり定めたこと。

(平成一〇年文部省告示第四六号関係)
「授業を行う教室等」には研究室やスタジオなどが含まれるため、授業を行う場所には教員のみがいて、履修を行う学生がいなくてもメディアを利用して行う授業に含まれること。また、同一校舎内の複数の教室間で多様なメディアを高度に利用して同時に行われる授業もメディアを利用して行う授業に含まれるものであること。

(三) メディアを利用して行う授業を実施するに当たっては、面接授業に近い環境で行うことが必要であり、各大学においては、以下のような事項について配慮することが望ましいこと。

① 授業中、教員と学生が、互いに映像・音声等によりやりとりを行うこと。
② 学生の教員に対する質問の機会を確保すること。

③ 画面では黒板の文字が見づらい等の状況が予想される場合には、あらかじめ学生にプリント教材等を準備するなどの工夫をすること。

④ メディアを利用して行う授業の受信側の教室等に、必要に応じ、システムの管理・運営を行う補助員を配置すること。また、必ずしも受信側の教室等に教員を配置する必要はないが、必

要に応じてティーチング・アシスタントを配置することも有効であること。

⑤ メディアを活用することにより、一度に多くの学生を対象にして授業を行うことが可能となるが、受講者数が過度に多くなりすぎないようにすること。

四 メディアを利用して行う授業については、当該授業がまだ実績が少ないことなど考慮し、卒業の要件として修得すべき二四単位のうち、メディアを利用して行う授業により修得する単位数は三〇単位を超えないものとする。(改正後の第三二条第四項関係)

二 校地面積基準の改正
(一) 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る校地面積については、基準校舎面積の六倍以上とされていたものを、基準校舎面積の三倍以上とする。(改正後の附則第二項関係)

(二) 医学又は歯学に関する学部に係る校地面積については、従来通り、基準校舎面積の三倍以上の面積に附属病院建築面積を加えた面積を合計した面積とすること。
(三) 特別の事情がある場合は、教育に支障のない限度において、二分の一の範囲内で校地の面積の一部を減ずることができる旨の措置は廃止すること。なお、この措置は従前においては、医学又は歯学に関する学部に係る校地面積に対しては常に教育に支障があると

して適用されないと解釈されており、運用上も「大学設置基準の一部を改正する省令の施行について(昭和六〇年九月四日付文高次第三九号文部事務次官通知)」記三により適用しないこととして取り扱われていたが、(一)の改正により、この取扱いが廃止されること。

第二 大学通信教育設置基準(昭和五十六年文部省令第三三三号)の一部改正

一 CD-ROMなどの電子出版を送付又は指定し、主としてこれにより学修させる授業も通信教育の教育方法に該当することを明確にしたこと。(改正後の第三二条及び第五項関係)

二 第一の一の(一)の大学設置基準の改正を受け、大学設置基準第二五条第二項の方法による授業(メディアを利用して行う授業)を、通信教育の教育方法に加えたこと(改正後の第三二条第一項関係)。また、メディアを利用して行う授業における単位の計算方法は、面接授業と同様、大学設置基準第二二条第二項各号の定めによることとしたこと。(改正後の第五項関係)

三 通信教育においては、卒業の要件として修得すべき単位のうち三〇単位以上は、面接授業により修得されるものとなっているが、当該三〇単位のうち一〇単位までは、放送授業又はメディアを利用して行う授業により修得した単位で代えることができるものであること。(改正後の第六条第二項関係)

第三 大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二八号)の一部改正
一 趣旨
大学院には、通信教育を行う修士課程を置くことができることとしたこと(改正後の第二五条関係)。なお、大学院設置基準の規定は、第四條第一七条及び第二六条の規定を除き、当然、通信教育を行う修士課程に適用されるものであること。

二 通信教育を行える専攻分野
大学院は、通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野について、通信教育を行う

ことができるものとしたこと（改正後の第二六条関係）。

通信教育によって十分な教育効果を得られる分野であるか否かは、個々に具体的な教育内容等を勘案して判断されるものであること。

三 通信教育を併せ行う場合の教員組織

昼間又は夜間において授業を行う大学院が通信教育を併せ行う場合においては、通信教育を行う専攻ごとに、第九条第一号に規定する修士課程を担当する教員を、教育に支障のないよう相当数増加するものとしたこと。（改正後の第二七条関係）

四 大学通信教育設置基準の準用

通信教育を行う修士課程の授業の方法、単位の計算方法については、大学通信教育設置基準第三条から第五条の規定を準用するものとしたこと。（改正後の第二八条関係）

設

五 通信教育を行う修士課程を置く大学院の施設

通信教育を行う修士課程を置く大学院は、添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設について、教育に支障のないようにするものとしたこと。（改正後の第二九条関係）なお、昼間又は夜間において授業を行う大学院が通信教育を併せ行う場合には、当該通信教育の学生の教育研究の支障を生じないように必要な施設・設備等を充実するよう努めるものであること。

六 添削のための組織等

通信教育を行う修士課程を置く大学院は、添削等による指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けるものとしたこと（改正後の第三〇条関係）。各大学の事情により、組織を設けない場合においては、添削等による指導のための適任者を配置する等の措置を講ずる必要があること。

また、パソコンやインターネットを利用した授業を始め情報通信技術を活用した授業を行う場合においては、当該システムの管理運営等を行う者が配置されることが望ましいこと。

七 その他の留意事項

(一) 通信教育を行う修士課程の入学者選抜は、

社会人の大学院レベルの生涯学習ニーズが高いことを踏まえ、社会人のために入学定員の枠を別に設けたり、これまでの様々な業績等を評価するなどの配慮・工夫を行うことが望ましいこと。

(二) 通信教育を行う修士課程においては、修了の要件である三〇単位以上の修得について、特に面接授業で単位取得を義務付けるものではなく、そのすべてについて印刷教材等による授業、放送授業によることが可能であることを踏まえれば、大学院設置基準第一三条に定める研究指導を行うに当たっては、学生に対する丁寧な個別の指導が行われるよう努める必要がある、その際、専攻分野に応じて、各大学院の判断により、研究指導の中で、直接の対面指導の機会を設けることが望ましいこと。なお、昼間又は夜間において授業を行う大学院における研究指導は、従来どおり直接の対面指導を行うことが原則であること。

(三) 特に、高度専門職業人の養成を主目的とする通信教育を行う修士課程においては、その教育方法との関連及び修士の水準の維持という観点も考慮しながら、各大学院の判断において、大学院設置基準第一六条第二項の規定により特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができるとする特例を活用することが考えられること。また、修士論文の審査及び特定の課題についての研究の成果の審査においては、教員と学生の面接による口頭試問を実施することが必要であること。

別添

(四) 大学院は、通信教育についても、自己点検・評価を積極的に行うことに努めることが必要であり、さらに、教育研究水準の維持向上のために、相互評価の導入など評価活動の工夫が行われることが望ましいこと。（略）

○ 短期大学設置基準等の一部を改正する省令の施行等について

平成一〇年三月三十一日文科省令第三〇九号
文部事務次官から各国公私立短期大学長、短期大学を設置する各地方公共団体の長、短期大学を設置する各学校法人の理事長あて通知

このたび、別添一及び二のとおり、「短期大学設置基準の一部を改正する省令（平成一〇年文部省令第一四号）」及び「短期大学通信教育設置基準の一部を改正する省令（平成一〇年文部省令第一五号）」が平成一〇年三月三十一日に公布され、同日施行されました。また、これらの省令に関連し、別添三のとおり平成一〇年文部省令第四四号が平成一〇年三月三十一日に告示され、同日から施行されました。

今回の改正の趣旨は、個々の短期大学が、その教育理念・目的に基づき、通信情報技術の進展や社会の短期大学への期待の高まりに適切に対応しつつ、特色ある教育研究を展開し得るよう、多様なメディアを高度に利用した授業を短期大学設置基準上授業方法として位置づけるとともに、校地面積基準を緩和するなど、制度の弾力化を図るものであります。

これらの省令等の概要及び留意点等は、下記のとおりですので、それぞれ関係のある事項について十分御留意の上、その運用に当たって遺漏のないようお取り計らいください。

記

第一 短期大学設置基準（昭和五〇年文部省令第二二号）の一部改正

一 「メディアを利用して行う授業」の短期大学設置基準上の位置付け

(一) 通信情報技術の進展に伴い、短期大学は、文部大臣が別に定めるところにより、改正後の短期大学設置基準第一条第一項の授業（以下「面接授業」という。）を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる（以下「メディアを利用して行う授業」

という。）こととしたこと。（改正後の短期大学設置基準第一条第二項関係）

(二) なお、文部大臣が定める(一)の授業の方法としては、別添三のとおり定めたこと（平成一〇年文部省令第四四号関係）

「授業を行う教室等」には、研究室やスタジオなどが含まれるため、授業を行う場所には教員のみがいて、履修を行う学生がいない場合もメディアを利用して行う授業に含まれること。また、同一校舎内の複数の教室間で多様なメディアを高度に利用して同時に行われる授業もメディアを利用して行う授業に含まれるものであること。

(三) メディアを利用して行う授業を実施するに当たっては、面接授業に近い環境で行うことが必要であり、各短期大学においては、以下のような事項について配慮することが望ましいこと。

- ① 授業中、教員と学生が、互いに映像・音声等によるやりとりを行うこと。
- ② 学生の教員に対する質問の機会を確保すること。
- ③ 画面では黒板の文字が見づらい等の状況が予想される場合には、あらかじめ学生にプリント教材等を準備するなどの工夫をすること。
- ④ メディアを利用して行う授業の受信側の教室等に、必要に応じ、システムの管理・運営を行う補助員を配置すること。また、必ずしも受信側の教室等に教員を配置する必要はないが、必要に応じてティーチング・アシスタントを配置することも有効であること。
- ⑤ メディアを活用することにより、一度に多くの学生を対象にして授業を行うことが可能となるが、受講者数が過度に多くならないようにすること。
- ⑥ メディアを利用して行う授業については、当該授業がまだ実績が少ないことなどを考慮し、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、メディアを利用して行う授業により修得する単位数は、修業年限が二年の短

期大学については一五単位を、修業年限三年の短期大学については二三単位（第一九条の規定により卒業の要件として六二単位以上を修得することとする短期大学にあっては一五単位）を超えないものとすること。（改正後の短期大学設置基準第一八条第三項関係）

なお、修業年限二年の短期大学においては六二単位、修業年限三年の短期大学については九三単位を超える単位数を卒業要件としている場合は、それぞれ、面接授業によって四七単位又は七〇単位以上の修得がされていれば、メディアを利用して行う授業によって修得する単位数については、それぞれ一五単位又は二三単位を超えることができるものであること。

二 校地面積基準の改正

(一) 短期大学の校地面積基準について、別表第二に定める基準面積を従来の二分の一にすること。（改正後の別表第二関係）

(二) 特別の事情がある場合は、教育に支障がない限度において、二分の一の範囲内で校地面積の一部を減ずることができる旨の措置を廃止すること。（改正後の短期大学設置基準第三〇条関係）

第二 短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）の一部改正

一 CD-ROMなどの電子出版を送付又は指定し、主としてこれにより学修させる授業も通信教育の教育方法（印刷教材等による授業）に該当することとしたこと。（改正後の第三条及び第五条関係）

二 第一の一の短期大学設置基準の改正を受け、短期大学設置基準第一条の第二項の方法による授業（メディアを利用して行う授業）を、通信教育の教育方法に加えたこと。（短期大学通信教育設置基準改正後の第三条第一項関係）また、メディアを利用して行う授業における単位の計算方法は、面接授業と同様、短期大学設置基準第七条第二項各号に定めることとしたこと。（改正後の短期大学通信教育設置基準第五条関係）

三 通信教育においては、卒業の要件として修得すべき単位のうち、修業年限二年の短期大学においては一五単位以上、修業年限三年の短期大学においては二三単位以上（短期大学設置基準一九条の規定により卒業の要件として六二単位以上を修得することとする短期大学にあっては一五単位以上）は、面接授業により修得されるものとなっているが、当該一五単位又は二三単位のうちそれぞれ五単位又は八単位までは、放送授業又はメディアを利用して行う授業により修得した単位で代えることができるものであること。（改正後の短期大学通信教育設置基準第六條第二項関係）

なお、短期大学通信教育設置基準上、通信制の短期大学の学生が、当該短期大学に入學する前に修得した単位や他大学（短期大学）及び単位互換により修得した単位のうち、面接授業により修得した単位については、短期大学の定めるところにより、当該短期大学の面接授業により修得した単位として取り扱ふことが可能であること。

○ 学校教育法等の一部を改正する法律等の公布について

平成一〇年八月一四日文高専第一八五号文部省高等教育局長・文部省生涯学習局長から各国公私立大学長、各国公私立高等専門学校長、学位授与機構長、放送大学長、各都道府県知事、各都道府県教育委員会、大学を設置する地方公共団体（都道府県を除く）の長、大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長、放送大学学園理事長あて通知

第一四二回国会で制定された「学校教育法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が平成十年六月十二日法律第一〇一号として公布されました。

これを受け、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」及び「大学への編入学に係る専修学校の専門課程の総授業時数を定める件」（以下それぞれ

「改正施行規則」、「告示」という。）がそれぞれ平成十年八月十四日文部省令第三三三号、平成十年八月十四日文部省告示第一二五号をもって公布されました。

また、本改正とともに、「学位規則を改正する省令」（以下、「改正学位規則」という。）が平成十年八月十四日文部省令第三三四号をもって公布されました。

この改正法等の概要および留意点は下記のとおりですので、それぞれ関係のある事項について十分御了知の上、改正法施行の際には、その運用にあたって遺漏のないようお取り計らいください。

なお、改正法のうち、中高一貫教育に係る事項については、別途関係者に通知いたしております（平成十年六月二十六日文初高第四七五号文部省初等中等教育局長・文部省教育助成局長通知）。

記

第一 改正法制定の趣旨

来るべき二十一世紀において、一人一人がそれぞれの個性や創造性を伸ばし、我が国が活力ある社会として発展していくためには、学校教育制度について、できる限り一人一人の能力・適性、興味・関心、進路希望等に応じた多様な柔軟なものとなるよう改革を図っていく必要がある。

このような観点から、高等教育の段階においても制度の弾力化を図ることが求められており、専修学校の専門課程で文部大臣の定める基準を満たすものを修了した者が大学に編入学できることとするともに、大学の学生以外の者で大学の単位を修得した者が当該大学に入学する場合に、相当期間を修業年限に通算できることとするため、学校教育法（昭和二十二年法律第二六号）の所要の改正を行ったものである。

第二 専修学校の専門課程修了者の大学編入学について

1 概要

(1) 専修学校の専門課程のうち、文部大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし、学校教育法第五六条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）は、大学に編入学することができることとしたこと（学校教育法第八二条の一〇）。

文部大臣の定める基準は、修業年限が二年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時数が一七〇〇時間以上であることとしたこと（学校教育法施行規則第七七条の八第一項、告示）。

(2) 同基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者は、大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、修了した専門課程における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間で一年を下らない期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができることとしたこと（学校教育法施行規則第七七条の八第二項）。

(3) 併せて、高等専門学校から大学及び短期大学への編入学に関する規定をそれぞれ独立した規定としたこと（学校教育法施行規則第七〇条の三、第七二条の六）。

(4) これらの改正については、平成十一年四月一日から施行すること（改正法及び改正施行規則附則）。

2 留意事項

(1) ここでいう「大学」には短期大学を含む。

(2) 基準を満たす専門課程の修了者であれば、改正法の施行以前に修了した者についても編入学の対象となる。

(3) 各大学においては、編入学を希望する者が修了した専修学校の専門課程が基準を満たしていることについて、確認をした上で編入学の許可をすることとなるが、その確認に当たっては以下の方法が考えられる。

ア 各専修学校が発行する修業年限二年以上で、かつ、修了に必要な総授業時数が一七〇〇時間以上の専門課程を修了したことを証明する証明書、編入学を希望する者から提出させる。

イ 平成六年六月二十一日文部省告示第八四号の規定により専門士の称号の付与が認められた課程であれば、修業年限二年以上で、かつ、修了に必要な総授業時数が一七〇〇時間以上の専門課程であることを確認できる。ただし、平成六年以前に当

該課程を修了した者については別途確認が必要である。

ウ 保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則(昭和二十六年文部・厚生省令第一号)、診療放射線技師学校養成所指定規則(昭和二十六年文部・厚生省令第四号)等に修業年限及び総授業時数が定められており、これにより、修業年限二年以上で、かつ、修了に必要な総授業時数が一七〇〇時間以上の専門課程であることを確認することも可能である。ただし、当該指定を受ける以前に当該課程を修了した者については別途確認が必要である。

エ アウにより難い場合には、当該専修学校を所管する都道府県または都道府県教育委員会(以下「所轄庁」という。)に照会することにより、当該課程が本件に係る基準を満たしていることを確認する。なお、関係書類の滅失等により所轄庁に照会しても確認が困難な場合があり得るが、この場合においても、編入学を希望する者からの修了証明書や成績証明書等によって判断する方法により確認に努められたい。

(4) 編入学を希望する者が修了した専修学校の専門課程が基準を満たしていることを確認した上で、編入学の許可に当たっては、志願者が修了した専修学校の専門課程の学科の分野や履修内容について考慮することが必要である。

(5) 編入学した大学における修業年限から控除する期間を定める場合には、編入学者が十分な学修成果を得られるよう、専修学校における授業科目の履修状況などを考慮しながら、当該大学における教育を組織的・体系的に受けられるよう相当な期間を確保することが必要である。

第三 短期大学及び高等専門学校

1 概要 (1) 高等専門学校

者が短期大学の専攻科に入学できることとなったこと(学校教育法施行規則第七〇条第二項)。

(2) 短期大学の卒業生及び大学への編入学が認められた専修学校の専門課程の修了者が高等専門学校に入学できることとなったこと(学校教育法施行規則第七二条の五)。

(3) これらの改正については、平成十一年四月一日から施行すること(改正施行規則附則)。

2 留意事項

(1) 大学に編入学することができる基準を満たす専門課程の修了者であれば、改正規則の施行以前に修了した者についても専攻科の入学資格の対象となる。

(2) 短期大学又は高等専門学校の専攻科に入学を希望する者が、修了した専修学校の専門課程が大学に編入学することができる基準を満たしていることを確認する手続等については、第二に記述された大学への編入学に関する手続を参照すること。

第四 大学入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算について

1 概要

(1) 大学の学生以外の者が、ある大学において一定の単位を修得した後に当該大学に入学する場合で、当該単位の修得により当該大学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数等に応じて、相当期間を当該大学の修業年限の二分の一を超えない範囲で修業年限に通算することができることとなったこと(学校教育法第五五条の二)。

(2) 本制度の適用は、科目等履修生として大学入学資格を有していた際に一定の単位を修得した者に対し、大学設置基準第三〇条第一項及び短期大学設置基準第一六条第一項の規定により当該大学に入学した後に修得したものとみなすことのできる単位数、単位の修得に要した期間その他大学が必要と認める事項を勘案して行うものであること

と(学校教育法施行規則第六八条の二)。

(3) これらの改正については平成十年十月一日から施行すること(改正法及び改正施行規則附則)。

2 留意事項

(1) この中でいう「大学」には短期大学を含む。

(2) 本制度の適用は、科目等履修生が当該大学に入学する場合に限られるものであり、他の大学において修得した単位については、修業年限の通算には反映されない。

また、高校生など大学入学資格を有しない者が科目等履修生として修得した単位については、修業年限の通算に反映されない。

(3) 修業年限の通算が認められるのは、「大学の教育課程の一部を履修したと認められる時」、すなわち授業科目の履修が体系的で、正規の学生と同様の教育効果を上げていると認められる場合に限られる。

(4) 修業年限に通算できる期間については、編入学の場合と同様、入学者が十分な学修成果を得られるように留意しつつ、各大学において適切に判断する必要がある。

また、修業年限の通算に当たっては、学校教育法第五五条第一項に規定された修業年限に配慮することが必要である。

第五 学位規則の一部を改正する省令関係

1 概要

(1) 学校教育法第六八条の二第三項第一号による学士の学位の授与に關し、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者に準ずる者として、専修学校の専門課程を修了した者のうち大学に編入学することができるものを追加したこと(学位規則第六条第一項関係)。

(2) この改正については、平成十一年四月一日から施行すること(改正学位規則附則)。

2 留意事項

大学に編入学することができる基準を満たす専門課程を修了した者であれば、改正規則の施行以前に修了した者についても、学位授与機構の学士の学位授与の基礎資格を有すること。

○ 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について

平成十一年三月三十一日(文部省令第二〇号)文部事務次官から各都道府県公立大学長、放送大学長、大学を設置する各地方公共団体の長、大学を設置する各学校法人の理事長、放送大学学園理事長あて通知

このたび、別添一のとおり、「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成十一年文部省令第一九号)」が平成十一年三月三十一日に公布され、同日施行されました。また、別添二及び三のとおり、大学設置基準第二九条第一項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件(平成三年文部省告示第六八号)及び短期大学設置基準第一五条第一項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件(平成三年文部省告示第六九号)がそれぞれ平成十一年三月三十一日に一部改正され、同日から施行されることになりました。

今回の改正の趣旨は、秋季入学の導入を促進するとともに、学生の主体的学習意欲及びその学習成果を積極的に評価し得るよう、単位互換並びに大学及び短期大学以外の教育施設等における学修の単位認定を拡大するなど、制度の弾力化を図るものであります。

これらの省令等の概要及び留意点等は、下記のとおりですので、それぞれ関係のある事項について十分御留意の上、その運用に当たって遺漏のないようお取り計らい下さい。

記

第一 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第一一〇号)の一部改正

我が国の大学と我が国と学年暦が異なる諸外国の学校との間の学生の円滑な移動や、大学入学機会の複数回化等の観点から、秋季入学を各大学においてより柔軟に導入できるように、学年の途中における入学及び卒業に関する規定を改正したこと(改正後の第七二条第二項関係)

第二 大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二八号)の一部改正

1 単位互換及び大学以外の教育施設等における学修の単位認定の拡大
学生の選択の幅を広げ、また、大学間のより一層の連携・交流を可能とする観点から、

学生が行う他の大学又は短期大学における履修及び大学以外の教育施設等における学修について単位認定できる単位数の上限について、入学前と入学後それぞれについて三十単位を超えない範囲内とされ、また、入学前、入学後、入学後にかかわらず合わせて六十単位を超えない範囲内としたこと。(改正後の第二八条第一項、第二九条第二項及び第三〇条第三項関係)

また、学生が外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位について、大学が、当該大学において修得したものとみなすことができる単位数は、当該学生が当該大学への入学前又は入学後に行う国内の他の大学又は短期大学における履修及び大学以外の教育施設等における学修について単位認定する単位数と合わせて六十単位を超えない範囲内としたこと。(改正後の第二九条第二項及び第三〇条第三項関係)

2 大学設置基準第二五条第二項の授業(以下「遠隔授業」という。)により修得することができる単位数の上限の拡大
遠隔授業は、他大学との間で単位互換として行われる場合が少なくないことから、単位互換の単位数の上限の拡大に伴い、遠隔授業により修得することができる単位数の上限について、六十単位を超えない範囲内としたこと。(改正後の第三二条第四項関係)

なお、各大学において、一、二四単位を超える単位数を卒業の要件としている場合は、大学設置基準第二五条第一項の授業によって六四単位以上の修得がなされていれば、遠隔授業によって修得する単位数については、六十単位を超えることができるものであること。

第三 大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二八号)の一部改正
大学院設置基準においては、大学設置基準における単位互換に関する規定を、単位認定

できる単位数の上限を「三十単位」から「十単位」に読み替えて準用していた(改正前の第一五五条関係)。このたび、大学設置基準の単位互換に関する規定が改正されたことに伴い、当該規定を読み替えて準用している大学院設置基準の規定について、必要な整理を行ったこと。(改正後の第一五五条関係)

第四 短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二二号)の一部改正

1 単位互換及び短期大学又は大学以外の教育施設等における学修の単位認定の拡大

学生の選択の幅を広げ、また、大学間のより一層の連携・交流を可能とする観点から、学生が行う他の短期大学又は大学における履修及び短期大学又は大学以外の教育施設等における学修について単位認定できる単位数の上限について、入学前と入学後それぞれについて十五単位(修業年限が三年の短期大学にあっては、二十三単位)を超えない範囲内とされていた取扱いを改め、入学前、入学後にかかわらず合わせて三十単位(修業年限が三年の短期大学にあっては、四十六単位)を超えない範囲内としたこと。(改正後の第一四二条第一項、第一五二条第二項及び第一六二条第三項関係)

また、学生が外国の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位について、短期大学が、当該短期大学において修得したものとみなすことができる単位数は、当該学生が当該短期大学への入学前又は入学後に行う国内の他の短期大学又は大学における履修及び短期大学又は大学以外の教育施設等における学修について単位認定する単位数と合わせて四十五単位(修業年限が三年の短期大学にあっては、五十三単位)を超えない範囲内としたこと。(改正後の第一四二条第一項、第一五二条第二項、第一六二条第三項及び改正前の第一四二条第二項関係)

2 短期大学設置基準第一二条第二項の授業(以下「遠隔授業」という。)により修得することができる単位数の上限の拡大
遠隔授業は、他の大学等との間で単位互換として行われる場合が少なくないことから、単位互換の単位数の上限の拡大に伴い、遠隔授業により修得することができる単位数の上限について、三十単位(修業年限が三年の短期大学にあっては、四十六単位)を超えない範囲内としたこと。(改正後の第一八二条第三項)

なお、各短期大学において、六十二単位(修業年限が三年の短期大学にあっては、九十三単位)を超える単位数を卒業の要件としている場合は、短期大学設置基準第一二条第二項の授業によって三十二単位(修業年限が三年の短期大学にあっては、四十七単位)以上の修得がなされていれば、遠隔授業によって修得する単位数については、三十単位(修業年限が三年の短期大学にあっては、四十六単位)を超えることができるものであること。

第五 「大学設置基準第二九条第一項の規定による件(平成三年文部省告示第六八号)」及び「短期大学設置基準第一五二条第一項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件(平成三年文部省告示第六九号)」の一部改正

学生の学修選択の幅を広げる観点から、別添二及び三のとおり、大学以外の教育施設等における学修について、大学が単位認定できる範囲を拡大し、トフル及びトイーックにおける成果に係る学修及び一定の要件を備えた知識及び技能に関する審査でトフル及びトイーックと同等以上の社会的評価を有するものにおける成果に係る学修を対象とすることとしたこと。

別添 (略)

○ 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について

平成一一年八月三十一日 文部省令第三二〇号 文部省高等教育局長から各都道府県公立大学長、放送大学長、大学入試センター所長、学位授与機構長あて通知

このたび、別添一のとおり、学校教育法施行規則の一部を改正する省令が平成一一年八月三十一日 文部省令第三二〇号をもって公布され、同日から施行されました。また、別添二のとおり、平成一一年 文部省告示第一六〇号が告示され、同日から適用されました。

今回の改正の趣旨は、学術研究の推進と、研究者や高度な専門的知識・能力を有する人材の養成を担う大学院に対する社会の多様な要請にこたえ、大学院の教育研究の質の更なる向上を図るため、学校教育制度における制度的な接続を基本としつつ、大学院で学ぶ意欲と能力を有する者に広く大学院教育を受ける機会を提供しうよう大学院への入学資格の弾力化を図るものです。

これらの省令及び告示の要旨、留意点等は下記のとおりですので、十分御了知の上、その運用に当たって遺漏のないようお取り計らいください。

なお、「大学院入学者選抜実施要項について(昭和四十六年七月二日 文部省告示第四四四号)」の改正については、現在検討中であり、追って通知することとしておりますので念のため申し添えます。

記

第一 学校教育法施行規則(昭和三二年文部省令第一号)の一部改正

一 大学の医学、歯学又は獣医学(以下「医学等」という。)を履修する課程に四年以上在学し、又は外国において学校教育における医学等を履修する課程を含む一六年の課程を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者に、医学等を履修する博士課程への入学資格を認めること。(第七〇条第一項第五号関係)

(一) 従来、医学等を履修する課程を除き、学

部を卒業していない者であっても、大学に三年以上在学（外国において学校教育を含む）し、所定の課程を修了した場合を含む）として、所定の単位を優れた成績をもつて修得したと大学院において認められたものについては、当該大学院への入学資格が認められてきたが、今回の措置は、医学等を履修する課程についても、これに準じて、研究者として優れた資質を有する者に早期から大学院教育を実施する道を開く趣旨であること。

(二) 医学等を履修する課程の大学院においては、当該認定に当たって、その専攻分野に応じて、大学において修得することが必要な科目と単位数を定めるなど、この措置に伴い必要と考えられる認定手続等について、学内規定を整備しておくこと。

(三) なお、この規定により大学院への入学資格を認めるに当たっては、学部段階の医学等の教育内容が基本的には医師、歯科医師又は獣医師（以下「医師等」という。）の免許を取得させることを目的として構成されていることなどを踏まえ、学生の志向や能力、適性等を慎重に判断し、適切な運用が図られるよう留意するとともに、進路変更等により医師等の免許を取得することを希望する者に対しては学部への編入学を認めることとするなど、柔軟な対応に配慮すること。

二 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、二二歳に達したものと、大学院への入学資格を認めること。（第七〇条第一項第六号関係）

(一) 短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の卒業者やその他の教育施設の修了者等であっても、各大学院における個人の能力の個別審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で二二歳に達したものについては、当該大学院の入学資格を認めることができることとするものであること。

(二) 「個別の入学資格審査」は、個人に行うものとし、その具体的な方法、評価基準、実施時期、手続等については各大学院において適切に定め、適当な方法により公表する必要があること。
この認定は入学者選抜とは別個のものであるから、入学者選抜は別途適切に行うこと。

また、この認定は各大学院の判断により行うものであって、認定を行った大学院のみその効力が及ぶものであること。

(三) 大学院入学者の多様化による大学院の教育水準の低下を招くことのないよう、各大学院における認定が、本来の趣旨に沿って適切に運用されるよう配慮すること。

(四) 今回の措置は、大学学部段階における教育内容等の多様化や大学院の教育研究の特性などを踏まえ、入学資格について各大学院において個別的な取扱いが可能となるよう講ずるものであること。これに対し、大学入学資格については、学部段階の教育が初等中等教育段階における学習指導要領を踏まえた体系的なカリキュラムに基づく基礎的な学力の修得を基礎に展開されるものであることなどから、その修得がなされているか否かの判断について高等学校の卒業又は公的な試験の合格など統一的な取扱いをすることが求められることを考慮すると、大学院入学資格と同様に各大学院において個人の能力の個別審査により入学資格を認めることは適当ではないことから、今回の改正と同様の措置は講じないものであること。

(五) 学校教育法施行規則第七〇条第一項第七号（改正前の第五号）については、学校制度が旧制度から新制度に移行する際に、法令上明確に規定することが実際上困難な旧制度の学校の在学者等を救済するため措置されたものであり、今回の弾力化によりその趣旨に何ら変更を生じるものではないこと。このことは、同規則第六九条第六号についても同様であること。

三 大学院において、個別の入学資格審査によ

り、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、二四歳に達したものに、博士課程の後期三年の課程への入学資格を認めること。（第七〇条の二関係）

(一) 「個別の入学資格審査」については、上記二に準じて扱うものとする。

(二) 学校教育法施行規則第七〇条の二第四号（改正前の第三号）の規定の趣旨については、上記二(五)と同様であること。

四 この省令は、公布の日（八月三十一日）から施行すること。

第二 「大学院及び大学の専攻科の入学に關し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定（昭和二十八年文部省告示第五号の一部改正）

一 教育職員免許法（昭和二十四年法律第一四七号）による養護教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者で二二歳に達したものに、大学院への入学資格を認めること。

(一) 専修学校、各種学校、旧国立養護教諭養成所等の卒業者で、その後の実務経験と大学における所定の単位修得等により、教職員免許法による養護教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者で二二歳に達したものであること。

(二) このことに伴い、従来から規定されていた教育職員免許法による小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者の大学院入学資格についても、「大学（短期大学を含む）」に二年以上在学し、六二単位以上修得することを要しないこととなること。
二 本告示は、八月三十一日から適用すること。

○ 学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について

平成十一年九月四日文高第二二二六号文部事務次官から各国公私立大学長、放送大学長、大学を設置する各地方公共団体の長、大学を設置する各学校法人の理事長、放送大学学園理事長あて通知

このたび、別添一のとおり「学校教育法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第五五号。以下「改正法」という。）が、さきの第一四回国会において成立し、平成十一年五月二十八日に公布され、改正法附則第一項により平成十二年四月一日から施行されることになりました。

また、別添二から別添七のとおり、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（平成十一年文部省令第三七号）、「学校教育法等の一部を改正する法律附則第二項の規定に基づき同法による改正後の学校教育法第五十五条の三の規定を適用しない者を定める省令」（平成十一年文部省令第三八号）、「国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令」（平成十一年文部省令第三九号）、「大学設置基準の一部を改正する省令」（平成十一年文部省令第四〇号）、「大学通信教育設置基準の一部を改正する省令」（平成十一年文部省令第四一號）及び「大学院設置基準の一部を改正する省令」（平成十一年文部省令第四二號）が、平成十一年九月四日に公布され、いずれも同日から施行（改正法に關係する改正事項は改正法の施行の日（平成十二年四月一日）に施行）されました。さらに、大学院設置基準の一部改正に關連し、別添八から別添一〇のとおり平成十一年文部省告示第一七五号、同一七六号及び同一七七号が平成十一年九月四日に告示され、同日から適用されることになりました。

二一世紀に向けての大きな転換期にある今日、大学が、学問の進展や社会の要請に適切に対応しつつ不断に改革を進めて教育研究の活性化を図り、知的活動の分野において社会に貢献していくことは、我が国の未来を築く上で極めて重要な課題であります。各大学におかれては、かねてから大学

改革を進めていただいているところであります。法改正をはじめとする今回の制度改正を踏まえ、一層積極的な取組をお願いするものであります。改正法等の概要及び留意点は下記のとおりです。その関係のある事項について十分御留意の上、その運用に当たって遺憾のないようお取り計らいください。

記

第一 学校教育法等の一部を改正する法律について

一 学校教育法の一部改正について

(一) 三年以上の在学中で大学の卒業を認める制度の創設（学校教育法第五十五条の三関係）

① 大学が多様な学習ニーズに対応できるように、改正法の施行の日以後に大学に入学し三年以上在学した学生が、卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、各大学の判断により、大学の卒業を認めることができることとしたこと（学校教育法第五十五条の三）

なお、学校教育法第五十五条第一項ただし書の規定により修業年限が四年を超える学部在学する学生にあつては、第五十五条の三の規定に基づく卒業（以下「早期卒業」という。）に要する在学期間は四年とするものであること（学校教育法施行規則第六八条の四）

② 大学が早期卒業の認定を行うに当たっては、次の要件を満たす必要があること（学校教育法施行規則第六八条の三）

ア 大学が、学修の成果に係る評価の基準その他の早期卒業の認定の基準を定め、それを公表していること（同条第一号）

イ 大学が、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定め、適切に運用していること（同条第二号）

ウ 学生が卒業の要件として修得すべき単位を修得し、かつ、当該単位を優秀な成績をもって修得したと認められること（同条第三号）

エ 学生が早期卒業を希望していること（同条第四号）

③ この措置は、学生の能力、適性に応じた教育を行いその成果を適切に評価していく観点から設けられた例外的な措置であることに留意すること。また、早期卒業を希望する学生に対する適切な学習指導の実施等の十分な教育的配慮、責任ある授業運営や適切な成績評価の実施、早期卒業の運用の状況の公表などに留意し、安易な運用により大学教育の質の低下を招かないよう早期卒業の適正な運用の確保に努められたいこと。

④ 医学、歯学、獣医学及び薬学を履修する課程に在学する学生は早期卒業の認定の対象とならないものであること（学校教育法第五十五条の三及び学校教育法施行規則第六八条の三）

⑤ ②で示した要件を満たす大学に三年以上在学した者に準ずるものを、当該要件を満たす大学から当該要件を満たす他の大学へ転学、再入学又は学士入学した者としたこと（学校教育法施行規則第六八条の五）したがって、短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程から大学に編入学した学生は早期卒業の認定の対象とはならないものであること。

⑥ 改正法の施行の日前から引き続き大学に在学する学生は早期卒業の認定の対象とならないものであること（改正法附則第二項）

また、同一大学へ再入学若しくは学士入学した者又は他大学に転学、再入学若しくは学士入学した者であつて、当該転学、再入学又は学士入学の前の在学期間に改正法の施行の日前の期間が含まれているものについても、同様に、早期卒業の認定の対象とはならないものとしたこと（学校教育法等の一部を改正する法律附則第二項の規定に基づき同法による改正後の学校教育法第五十五条の三の規定を適用しない者を定める省令）

(二) 学部長の設置等（学校教育法第五八条及び六八条の三関係）
学部長を学部運営の責任者として法律上明確に位置付けるため、その設置及び所掌事務について規定するとともに（第五八条）、

名誉教授の称号の授与に関する規定について所要の整理を行った（第六八条の三）ものであること。

(三) 大学院研究科の制度上の位置付けの明確化及び大学院の組織編制の柔軟化（学校教育法第六六条及び第八七条の二関係）

① 研究科を学部と同様に置くこととするとともに、研究科の数については特に原則、例外の別を設けないこととしたこと（学校教育法第六六条）

② それぞれの大学において教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、研究科の設置に代えて、研究科以外の教育研究上の基本となる組織（以下「研究科以外の基本組織」という。）を置き得ることとしたこと（学校教育法第六六条ただし書）

③ 研究科以外の基本組織は、次の要件を具備する必要があること（大学院設置基準第七條の二第一項）

ア 教育研究上適当な規模内容を有すること（同項第一号）

イ 教育研究上必要な学部に対応する規模の教員組織その他諸条件を備えること（同項第二号）

ウ 教育研究を適切に遂行するためにふさわしい運営の仕組みを有すること（同項第三号）

④ 研究科以外の基本組織を置く場合の当該組織に関する法令上の取扱いについては、別段の定めのない限り、法令に「研究科」と規定されている場合（学校教育法、私立学校法等）には、これに含まれるものであること（学校教育法第八七条の二）

⑤ 研究科以外の基本組織に係る教員の配置の基準は、研究科の基準に準ずるものとする（大学院設置基準第七條の二第二項）

また、大学院設置基準の適用に当たっては、同基準第二章及び教員の配置の基準を定める第九條を除き、「研究科」には研究科以外の基本組織を、「専攻」には研究科以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むも

のとしたこと（大学院設置基準第七條の二第三項）

⑥ 研究科以外の基本組織には、学科目制及び講座制を設けないことができることとするとともに、その場合において、当該研究科以外の基本組織の教育研究上主要と認められる分野については、それぞれの分野を担当する専任の教授又は助教を置くものとする（大学院設置基準第八條の二）

⑦ 研究科以外の基本組織を設置する場合には、研究科と同様、公私立大学にあつては文部大臣の認可を受け（学校教育法第四條、国立大学にあつては、国立学校設置法その他の関係法令に当該組織について所要の規定を設ける必要があること）

⑧ 学校教育法第六六条の改正及び大学院設置基準の改正のうち研究科以外の基本組織に関する事項は改正法の施行の日（平成十二年四月一日）に施行するものであるが、平成十二年度に設置しようとする研究科以外の基本組織の設置認可に係る審査に当たっては、これらの改正規定の適用があるものとする（大学院設置基準の一部を改正する省令附則第一項及び第三項関係）

また、平成十二年度に設置しようとする研究科以外の基本組織の設置認可の申請については、特に平成十一年十月三十一日を期限として申請受付を行うものであること（同附則第四項）。その詳細については、別途通知する予定であること

二 国立学校設置法の一部改正について
(一) 運営諮問会議の設置（国立学校設置法第七條の二関係）

① すべての国立大学に、学長の諮問機関として、運営諮問会議が設置されるものであること（国立学校設置法第七條の二第一項）

② 運営諮問会議は、委員若干人で組織し、その委員は、当該国立大学の職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものの中から、学長の申出を受けて文部大臣が任命するものであること（国立学校設置法第七條の二第二項）

委員の任期は二年とするとともに委員は非常勤とする。こと(国立学校設置法施行規則第二〇条の六)。

③ 運営諮問会議は、
ア 大学の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画(大学の将来計画)に関する重要事項
イ 大学の教育研究活動等の状況について当該大学が行う評価(自己評価)に関する重要事項

ウ その他大学の運営に関する重要事項について、学外有識者の立場から審議を行い、必要に応じて助言・勧告を行うものであること(国立学校設置法第七条の二第一項及び第三項)。
④ 運営諮問会議は、改正法の施行の日(平成十二年四月一日)にすべての国立大学において設置されていることが必要であり、各国立大学においては、設置に向けた準備を進められたいこと。

(二) 評議会の設置(国立学校設置法第七条の三関係)

① 「国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則(昭和二十八年文部省令第一号、以下「暫定規則」という。)は改正法の施行の日に廃止され(国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令附則第二項)、改正法の施行に伴い、

ア 数個の学部を置く国立大学
イ 一個の学部に加え、独立研究科、教育公務員特例法施行令第一条の規定に基づき大学院に置かれる研究科の長を定める省令(昭和五〇年文部省令第一二二号)で規定する研究科長が置かれる研究科(国立学校設置法施行規則第八条の三に定めるものを除く)をいう。以下同じ。又は附属研究所を置く国立大学に、評議会が置かれるものであること(国立学校設置法第七条の第三第一項)。

② 評議会は、学長、独立研究科の長、教養部長、附属研究所長(以下「基本的構成員」という。)のほか、教育公務員特例法(昭和二十四

年法律第一号)第二条第三項に規定する部長のうち、これらの基本的構成員で構成する会議の議を経て学長が定める者をもって構成するものであること(国立学校設置法第七条の三第二項並びに国立学校設置法施行規則第二〇条の七第一項及び第二項)。
また、評議会が定めるところにより、

ア 学部、独立研究科、教養部及び附属研究所のうち評議会が定めるものことに当該組織から選出される教授
イ 評議会の議に基づいて学長が指名する教員を評議員に加えることができるものであること(国立学校設置法第七条の三第三項)。
各国立大学においては、大学運営の機動性と責任制を確保するという観点から、適切な規模と構成を設定するよう配慮されたいこと。

③ 基本的構成員については改めて任命行為を要しないが、基本的構成員を除く評議員は、学長の申出に基づいて文部大臣が任命するものであること(国立学校設置法第七条の三第四項)。
④ 評議会は従来と同様大学運営に関する重要事項について審議する機関であつて、次の事項を審議するとともに教育公務員特例法の規定によりその権限に属させられた事項を行うものであること(国立学校設置法第七条の三第五項)。

ア 大学の将来計画に関する事項
イ 学則その他重要な規則の制定又は改廃に関する事項
ウ 大学の予算の見積りの方針に関する事項
エ 学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止及び学生の定員に関する事項
オ 教員人事の方針に関する事項
カ 大学の教育課程の編成に関する方針に係る事項
キ 学生の厚生及び補導に関する事項
ク 学生の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項

ケ 自己評価に関する事項

コ その他大学の運営に関する重要事項

⑤ 学長は評議会の議長として会議を主宰するものであること(国立学校設置法第七条の三第六項及び第七項)。主宰とは、合議制の機関において、会議の招集、議事の整理、会議の進行、議案の発議等、その会議の運行について必要な一切の措置をとる権限を有するものであること。

⑥ ②のアイの評議員の任期は二年とするとともに、評議員は非常勤とする。こと(国立学校設置法施行規則第二〇条の七第三項及び第四項)。

⑦ 評議会の定足数及び多数決に関し、
ア 評議会は、半数以上で大学の定める割合以上の評議員が出席しなければ議事を開き、議決することができないこと、
イ 評議会の議事は、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決すること

などが規定されたことに留意されたいこと(国立学校設置法施行規則第二〇条の七第五項及び第六項)。
⑧ 各国立大学においては、改正法の施行に伴う評議会の設置に向けた準備を進められたこと。

(三) 教授会の設置(国立学校設置法第七条の四関係)

① 教授会は、学部、独立研究科、教養部、附属研究所に置くものとすること(国立学校設置法第七条の四第一項)。
また、独立研究科以外の研究科及び国立学校設置法第一三条の規定に基づき置かれる組織(国立学校設置法施行規則に定める全国共同利用施設、学内共同教育研究施設等)であつて専任の教授を置くものには各国立大学の定めるところにより教授会を置くことができることとしたこと(国立学校設置法第七条の四第二項)。

これらの組織に教授会を置かない場合にあってはこれらの組織に置かれる専任の教授は、学部、独立研究科、教養部、附属研究所のうち大学が定めるものに置かれる教授会に所属するものであること(国立学校設置法第七条の四第三項)。
なお、従前から国立大学の全国共同利用施設や学内共同教育研究施設等においては、当該組織の教授以外の職員を加えた運営委員会や管理委員会といった審議機関が置かれている例が見られるが、今後ともこのような組織運営の在り方が可能であることを省令上明確にしたこと(国立学校設置法施行規則第二〇条の九)。

② 教授会は、
ア 学部又は研究科の教育課程の編成に関する事項
イ 学生の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
ウ その他当該教授会を置く組織の教育又は研究に関する重要事項について審議するとともに、教育公務員特例法の規定によりその権限に属させられた事項を行うものとしたこと(国立学校設置法第七条の四第四項)。
なお、「その他当該教授会を置く組織の教育又は研究に関する重要事項(同項第三号)」とは、同項第一号及び第二項に準ずる重要な事項に限られること。

③ 評議会の審議事項とされている大学運営に関する重要事項であつても、教授会を置く組織の教育又は研究に関する重要事項に該当するものについては当該教授会において審議を行うことが可能であること。
④ 評議会を置かない国立大学にあつては、教授会が国立学校設置法第七条の三第五項各号(第六号及び第八号を除く)に掲げる事項を審議するものであること(国立学校設置法第七条の四第五項)。

⑤ 教授会を置く組織の長(学部長、研究科長等)は教授会の議長として会議を主宰するものであること(国立学校設置法第七条の四第六項及び第七項)。主宰の意味は、(二)⑤と同様であること。

また、評議会の定足数及び多数決に関する規定が教授会にも準用され(国立学校設置法施行規則第二〇条の八)、

ア 教授会は、半数以上で大学の定める割合以上の教授会の構成員が出席しなければ議事を開き、議決することができないこと、

イ 教授会の議事は、出席した教授会の構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決すること

⑥ 国立短期大学に教授会を置き(国立学校設置法第七条の五第一項)、短期大学の教育課程の編成に関する事項、学生の入学、卒業その他その在籍に関する事項、その他短期大学の教育及び研究に関する重要事項及び国立学校設置法第七条の三第五項各号(第六号及び第八号を除く。)に掲げる事項を審議するとともに、教育公務員特例法の規定によりその権限に属させられた事項を行うものであること。また、教授会に議長を置き学長をもつて充て、議長は教授会を主宰するものであること(国立学校設置法第七条の五第二項及び第三項)。

四 運営諮問会議等の議事手続等(国立学校設置法第七条の六関係)

(一)①及び⑦、(二)⑤などのとおり、運営諮問会議、評議会及び教授会の議事の手続その他これらの組織に関し必要な事項が定められたこと(国立学校設置法施行規則第二〇条の六ないし第二〇条の一〇)。

(四) 国立大学等の運営の基準(国立学校設置法第七条の七関係)

各大学が学内各機関の適切な役割分担のもとで、全学的な見地から一体的な運営を行い、その機能を総合的に発揮する必要があることから、国立大学及び国立短期大学の運営の基準について定めたこと(国立学校設置法第七条の七)。

(六) 教育研究等の状況の公表(国立学校設置法第七条の八関係)

国立大学及び国立短期大学は、教育課程その他教育及び研究の状況並びに運営諮問会議の審

議その他組織及び運営に関する状況を、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができると法によって公表しなければならぬこととされたこと(第七条の八及び国立学校設置法施行規則第二〇条の一)。

各国立大学及び国立短期大学にあっては、例えば、国立大学の将来計画や自己評価に関する情報、大学への入学や学習機会に関する情報、卒業生の進路に関する情報、評議会や教授会の審議状況、財務状況に関する情報等について、国民の適切な理解を得るために、積極的な公表に取り組まれたこと。

(七) 筑波大学の組織(国立学校設置法第二章の二関係)

評議会及び教授会について筑波大学に関する特例を設けるなど、所要の規定の整理を行ったこと(国立学校設置法第七条の一〇、改正前の国立学校設置法施行規則第二〇条の一及び第二〇条の二の二の規定の削除並びに改正後の第二〇条の一三ないし第二〇条の一八)。

なお、同様の観点から国立大学及び国立短期大学に置かれる参与について規定した改正前の国立学校設置法施行規則第二九条の五及び第三〇条の二の二を削除したものであること。

(八) 学長補佐体制その他(国立学校設置法施行規則第二〇条の一)等関係)

① 国立大学及び国立短期大学は、副学長、事務局長その他の職員による学長を補佐する体制の整備に努めなければならないこととされたこと(国立学校設置法施行規則第二〇条の一)。

② 暫定規則第一条第二項の規定に基づき当該大学の事情により評議会を置いている一つの学部のみを置く国立大学に、国立学校設置法第七条の三第五項各号(第六号及び第八号を除く。)に掲げる事項を審議するため、運営評議会を置くこととし、運営評議会の委員は学長の申出に基づいて文部大臣が任命することとしたこと(国立学校設置法施行規則第二〇条の一〇)。

③ 国立大学の学部には、幼稚園に充てることが

きる者に、当該学部の教育研究に係る国立学校設置法第二条の規定に基づき置かれる組織(全国共同利用施設、学内共同教育研究施設等)の教授を加えたこと(国立学校設置法施行規則第二五条第一項)。

三 教育公務員特例法等の一部改正について

(一) 教員の採用等の選考における学部長等の役割の明確化(教育公務員特例法第四条第六項関係)

国立大学の教員の採用等の選考は教授会の議に基づき学長が行うものであるが、当該教授会を置く組織の長(学部長、研究科長等)は、当該大学の教員人事の方針を踏まえ、その選考に関し、教授会に対して意見を述べることができるとされたこと(教育公務員特例法第四条第六項)。

(二) 学長、教員等の採用等の選考に係る所要の規定の整理(改正後の教育公務員特例法第二章等関係)

教育公務員特例法における学長、教員等の採用等の選考等の権限に関し、暫定的に読み替えてきた「大学管理機関」の規定を整理するとともに(改正前の第二五条の規定の削除及び改正後の教育公務員特例法第二章、国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法(昭和五十七年法律第八九号)及び大学の教員等の任期に関する法律(平成九年法律第八二号)についても同様の整理を行ったものであること(改正法附則第三項及び第四項)。

四 施行期日

学校教育法等の一部を改正する法律は平成二年四月一日から施行するものであること(学校教育法等の一部を改正する法律附則第一項)。

第二 大学設置基準の一部を改正する省令について

一 自己点検・評価
大学は、大学における教育研究活動等の状況についての自己点検及び評価を行い、その結果を公表するものとしたこと(第二条第一項)。

また、大学は、自己点検及び評価の結果について当該大学の職員以外の者による検証を行うよう努めなければならないこととしたこと(同

条第三項)。

二 情報の積極的提供
大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができるとしたこと(第二条の一)。

三 教育内容等の改善のための組織的な取組
大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に努めなければならないこととしたこと(第二五条の二)。

四 学生の履修科目登録単位数の上限設定
大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するよう、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならないこととしたこと(第二七条の二第一項)。

また、大学はその定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した者については、次年度又は次学期に、履修科目として登録することができるとしたこと(第二七条の二第一項)。

この規定は、一単位の授業科目は四五時間の学修を要する教育内容をもって構成することを標準とするという大学設置基準における単位制度の趣旨に沿った十分な学習量を個々の授業において確保することにより、単位制度の実質化を図る趣旨から設けられたものであること。

五 施行期日等

大学設置基準の一部を改正する省令は公布の日から施行するものであること(大学設置基準の一部を改正する省令附則第一項)。

ただし、平成一二年度を開設年度とする大学、学部及び学科の設置認可を受けようとする場合の審査については、なお従前の例によるものであること(同第二項)。

第三 大学通信教育設置基準の一部を改正する省令について

一 自己点検・評価
大学は、通信教育に関し、大学設置基準第二

条の定めるところにより自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとしたこと（第一一条第二項）。

また、大学は、通信教育に関し、自己点検及び評価の結果について当該大学の職員以外の者による検証を行うよう努めなければならないこととしたこと（同条第二項）。

二 施行期日等

大学通信教育設置基準の一部を改正する省令は公布の日から施行するものであること（大学通信教育設置基準の一部を改正する省令附則第一項）。ただし、この省令の施行の際現にされている認可の申請に係る審査については、なお従前の例によるものであること（同条第二項）。

第四 大学院設置基準の一部を改正する省令について

一 自己点検・評価

大学院は、大学院における教育研究活動等の状況についての自己点検及び評価を行い、その結果を公表するものとするものとしたこと（第一一条第二項）。

また、大学院は、自己点検及び評価の結果について、当該大学の職員以外の者による検証を行うよう努めなければならないこととしたこと（同条第三項）。

二 修士課程の標準修業年限

教育研究上必要があると認められる場合には、二年を超える標準修業年限を定めることができるものとしたこと（第三条第二項）。

主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、一年以上二年未満の標準修業年限を定めることができるものとしたこと（第三条第三項）。

これにより、各大学においては学則の変更により、研究科、専攻又は履修上のコースを単位として、二年を超える標準修業年限又は一年以上二年未満の標準修業年限の修士課程を設けることが可能となるが、特に、一年以

上二年未満の標準修業年限の修士課程については、修士の学位に相応しい水準の確保に留意されたいこと。

これらの二年以外の標準修業年限を定めた研究科、専攻又は履修上のコースに在学する学生についても、優れた業績を上げた者については大学院に一年以上在学すれば修士課程を修了することが可能であること（第一六条）。また、修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件は、修士課程における在学期間に三年を加えた期間以上在学することとする（第一七条第二項）。

三 教員組織

これまで大学院設置基準第九条により専攻ごとに置くべき研究指導を行う教員の数は「大学院設置審査基準要項」（昭和四九年九月二七日大学設置審議大学設置分科会決定）により定められてきたところであるが、今回、文部大臣が別に定めるところとされ（第九条）、これを受けて平成十一年文部省告示第一七五号が告示されたものであること。なお、今回の改正により研究指導を行う教員数の配置の基準に実質的な変更はないものであること。

研究科の基礎となる学部・学科の数を専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの学生の入学定員が、専門分野ごとに平成十一年文部省告示第一七六号により定められた数以上の場合には、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人の大学院専任の教員（大学設置基準第一三条に定める専任教員の数に算入できない第九条に規定する教員）を置くものとしたこと（第九条の二）。これは、研究科が、その基礎となる学部との関係において、専攻ごとに大学設置基準別表第一に定める標準的な規模の学部・学科が担うことができる研究科・専攻の規模を超えるような場合には、一定数の大学院専任の教員の配置を求め、大学院における教育研究の充実を図ることとしたものであること。

なお、今回の規定により措置される教員は、大学設置基準第一三条に定める専任教員の数

には算入できないが、学部の授業を担当することは可能であること。

高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を専ら養うことを目的とする修士課程の大学院には、高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を専ら養うことを目的として、特に必要と認められる専攻分野について実践的な教育を行う修士課程を置くことができることとしたこと（第三一条第一項）。また、同項に規定する修士課程を置く大学院は、当該修士課程に関し、専門大学院と称することができるとしたこと（同条第二項）。

専門大学院の修士課程については、特定分野における高度専門職業人養成の必要性から大学院設置基準上教員組織や教育課程などにおいて特に充実することを求めていることから、当該修士課程の研究科の設置は文部大臣の認可を、専攻の設置は文部大臣と協議を、それぞれの手続に従い行う必要があること。

国際的にも指導的な役割を担う高度専門職業人養成の機能を充実・強化するという専門大学院の趣旨にかんがみ、特に必要と認められる分野としては、例えば、経営管理、法律実務、ファイナンス、国際開発・協力、公共政策、公衆衛生などが考えられるところであること。なお、法律実務の分野の専門大学院の設置については、大学院の修了と資格制度との関係で、現在行われている法曹養成制度の改革等の検討を踏まえて対応することとしていること。

第三一条第一項に規定する修士課程は、前期二年及び後期三年の課程に区分した博士課程の前期二年の課程として置くことができることとしていること（第三二条第三項）。なお、高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を専ら養うことを目的として、特に必要と認められる専攻分野について実践的な教育を行う博士課程に関しては、その在り方について今後検討することとしていること。

第三三条第三項（一年以上二年未満の標準修業年限の修士課程）は専門大学院の修士課程には適用しないこととする（第三二条第

四項）。

専門大学院には、専攻ごとに、大学院専任の教員（大学設置基準第一三条に定める専任教員の数に算入できない第九条第一号に規定する教員）を平成十一年文部省告示第一七七号に定めるところにより置く必要があること（第三二条第一項）。

国際的に通用する質の高い教育を実施し特定分野における高度専門職業人養成を行うため、専門大学院に配置される教員数は通常の研究科の倍を要することとする（同告示）。

また、専門大学院に配置される教員の相当数は、専攻分野における実務の経験を有する者となるよう配慮しなければならないこと（第三二条第二項）。

専門大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じた必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする（第三三条第一項）。また、専門大学院は、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ、事例研究（ケーススタディ）、討論（ディベート）、現地調査（フィールドワーク）その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならないこと（同条第二項）。

専門大学院の専攻分野、教員組織、教育課程並びに専用の施設及び設備その他諸条件は、当該専門大学院の目的に応じた教育を実施する上で十分と認められるものとする（第三四条）。

専門大学院の修士課程の修了要件については、その目的にかんがみ授業科目の履修による教育を重視し充実する観点から、特定の課題についての研究成果の審査を原則とし、修士論文の審査に代えることができることとする（第三五条）。

専門大学院については、その目的に応じた教育水準の維持・向上を積極的に行う観点から、第一一条の二に規定するもののほか、当該専門大学院を置く大学の職員以外の者による評価を行い、大学の職員以外の者には、当該専門大学院の専攻分野に係る高度の専門性を

要する職業等に従事し専門大学院に関し広くかつ高い識見を有する者を加えるものとする
こと(第三六条)。

(H) 専門大学院は、学則等において専門大学院であることを規定するなど、自らが専門大学院であることを対外的に明らかにすることが必要であること。

また、専門大学院の修士課程の修了者に授与される修士については、修士(専攻分野)と表記する際の専攻分野の名称について各大学において工夫されたいこと。

平成十二年度に設置しようとする専門大学院の設置認可等の申請については、特に平成十一年十月三十一日を期限に申請受付を行うものであること(附則第四項)。その詳細については、別途通知する予定であること。

なお、その修士課程において高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う教育を行っていること認められる研究科であつて、第三三条及び第三四条に規定する要件を現に満たすものが専門大学院の設置認可を受ける場合にあつては、平成十六年度までの間に限り、第三二条第一項の規定にかかわらず、大学設置基準第一三条に定める専任教員の数に算入される教員をもつて専門大学院の教員の一部とすることができるものであること(附則第五項)。

五 施行期日等

大学院設置基準の一部を改正する省令は公布の日から施行するものであること。ただし、研究科以外の基本組織に関する規定は、改正法の施行の日(平成十二年四月一日)から施行するものであること(附則第一項)。ただし、この省令の施行の際現にされている認可の申請に係る審査については、なお従前の例によるものであること(附則第二項)。

別添一〜二〇(略)

○ 短期大学設置基準の一部を改正する省令等の施行について

平成十一年九月二四日文高専第三〇九号文部事務次官から各国公立短期大学長、各国立短期大学部学長、短期大学を設置する各地方公共団体の長、短期大学を設置する各学校法人の理事長あて通知

このたび、別添一及び別添二のとおり、「短期大学設置基準の一部を改正する省令(平成十一年文部省令第四三三号)」、「短期大学通信教育設置基準の一部を改正する省令(平成十一年文部省令第四四号)」が平成十一年九月二四日に公布され、同日から施行されました。

二一世紀に向けての大きな転換期にある今日、高等教育機関が、学問の進展や社会の要請に適切に対応しつつ不断に改革を進めて教育研究の活性化を図り、知的活動の分野において社会に貢献していくことは、我が国の未来を築く上で極めて重要な課題であります。

各短期大学におかれては、かねてから改革を進めていただいているところでありますが、今回の省令改正を踏まえ、一層積極的な取組をお願いするものであります。

省令改正の概要及び留意点は下記のとおりです。それぞれ関係のある事項について十分御留意の上、その運用に当たつて遺憾のないようお取り計らいください。

記

第一 短期大学設置基準の一部を改正する省令について

一 自己点検・評価
短期大学は、短期大学における教育研究活動等の状況についての自己点検及び評価を行い、その結果を公表するものとしたこと(第二二条第一項)。

また、短期大学は、自己点検及び評価の結果について当該短期大学の職員以外の者による検証を行うよう努めなければならないこととした

こと(同条第三項)。

二 情報の積極的提供
短期大学は、当該短期大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によつて、積極的に情報を提供するものとしたこと(第二二条の二)。

三 教育内容等の改善のための組織的な取組

短期大学は、当該短期大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に努めなければならないこととしたこと(第一一条の二)。

四 学生の履修科目登録単位数の上限設定

短期大学は、学生が各年次にわたつて適切に授業科目を履修するよう、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができるとする単位数の上限を定めるよう努めなければならないこととしたこと(第一一条の二)。

また、短期大学はその定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもつて修了した者については、次年度又は次学期に、履修科目として登録することができる単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができるものであること(同条第二項)。

この規定は、一単位の授業科目は四五時間の学修を要する教育内容をもつて構成することを標準とするという短期大学設置基準における単位制度の趣旨に沿つた十分な学習量を個々の授業において確保することにより、単位制度の実質化を図る趣旨から設けられたものであること。

五 施行期日等

短期大学設置基準の一部を改正する省令は公布の日から施行するものであること(短期大学設置基準の一部を改正する省令附則第一項)。ただし、この省令の施行の際現にされている認可の申請に係る審査については、なお従前の例によるものであること(同第二項)。

第二 短期大学通信教育設置基準の一部を改正する省令について

一 自己点検・評価
短期大学は、通信教育に関し、短期大学設置

基準第二二条の定めるところにより自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとしたこと(第一一条の二第一項)。

また、短期大学は、通信教育に関し、自己点検及び評価の結果について当該短期大学の職員以外の者による検証を行うよう努めなければならないこととしたこと(同条第二項)。

二 施行期日等

短期大学通信教育設置基準の一部を改正する省令は公布の日から施行するものであること(短期大学通信教育設置基準の一部を改正する省令附則第一項)。ただし、この省令の施行の際現にされている認可の申請に係る審査については、なお従前の例によるものであること(同第二項)。

○ 大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について

平成十三年三月三〇日二文科高第三四六号文部科学事務次官から、各国公立大学長、放送大学長、各公立高等学校長、大学を設置する各地方公共団体の長、高等専門学校を設置する各地方公共団体の教育委員会教育長、大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長、放送大学学園理事長あて通知

このたび、別添一から別添六のとおり、「大学設置基準の一部を改正する省令(平成十三年文部科学省令第四四号)」、「大学通信教育設置基準の一部を改正する省令(平成十三年文部科学省令第四五号)」、「短期大学設置基準の一部を改正する省令(平成十三年文部科学省令第四六号)」、「短期大学通信教育設置基準の一部を改正する省令(平成十三年文部科学省令第四七号)」、「高等専門学校設置基準の一部を改正する省令(平成十三年文部科学省令第四八号)」及び「学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成十三年文部科学省令第四九号)」が平成十三年三月三〇日に公布され、同日から施行されました。さらに、これらの改正に関連し、別添七から別添十一のとおり、平成十三年文部科学省告示第五十一号、同第五十二号、同第五

十三号、「高等専門学校設置等の認可及び教員資格の認定の申請手続（平成六年文部省告示第一一八号）の一部を改正する件」（平成一三年文部科学省告示第五四号）及び「平成元年文部省告示第一一八号（大学院の入学に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件）の一部を改正する件」（平成一三年文部科学省告示第五五号）が平成十三年三月三十日に告示され、同日から施行されました。

今回の改正は、我が国の高等教育機関が世界に開かれた高等教育機関としてその役割を十分に果たしていくため、高等教育制度の国際的な整合性を図り、教育研究のグローバル化を推進するとともに国際競争力を高めることが重要であるとの考えを基本とするものであります。このような考えに基づき、第一に、柔軟かつ機動的な教育研究の展開の観点から、講座等の組織編制の弾力化を図る、第二に、教員の教育能力等を従来以上に重視する観点から、教員資格の見直しを図る、第三に、情報通信技術の活用の観点から、遠隔授業の在り方及び国境を越えて提供される教育の在り方の見直しを図る等の制度改正を行うものであります。各高等教育機関におかれては、今回の改正の趣旨を踏まえた積極的な取組をお願いいたします。

今回の改正の概要及び留意点は下記のとおりです。制度の運用に当たって遺漏のないようお取り計らい下さい。

記

第一 大学設置基準の一部改正

1 教員の組織編制について、現行の学科目制又は講座制に限らず、大学の定めるところにより適切に教員組織を編制することができるものとする（第七條第一項）。

2 教授等の教員の資格について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有することを要件とするとし、教育上の能力を重視することを明確にしたこと。外国の大学における教員としての経歴を国内の大学における経歴と同様に扱うこと。助教等の資格に係る助手等としての経歴について、在職年数を問わないこととしたこと（第一四條から第一七條）。

なお、教員の選考は、各大学の判断と見識に基づくものであり、大学設置基準が大学設置に必要な最低限の基準を定めたものであることから、これを上回る要件（例えば研究上の実績や能力）を加味することは、それぞれの大学の判断であること。

3 大学は、授業を、外国において履修させることができるものとする。多様なメディアを高度に利用して履修させる場合についても同様とする（第二五條第三項）。

4 大学は、学生が、外国の大学又は短期大学が行う通信教育による授業を我が国において履修することにより修得した単位を、六〇単位を上限に当該大学において修得したものとみなすことができるものとする（第二八條第二項）。

第二 大学通信教育設置基準の一部改正

1 通信による教育を行う大学は、授業を、外国において履修させることができるものとする（第三條第三項）。

2 卒業の要件として修得すべき単位のうち三〇単位以上は、面接授業又はメディアを利用して行う授業により修得するものとする（当該三〇単位のうち一〇単位までは放送授業により修得した単位で代えることができる。これにより、卒業に必要な二四単位のすべてを、メディアを利用して行う授業により修得することが可能となること（第六條第二項））。

第三 短期大学設置基準の一部改正

1 短期大学は、授業を、外国において履修させることができるものとする。多様なメディアを高度に利用して履修させる場合についても同様とする（第一一條第三項）。

2 短期大学は、学生が、外国の短期大学又は大学が行う通信教育による授業を我が国において履修することにより修得した単位を、二年制の短期大学にあっては三〇単位、三年制の短期大学にあっては四六単位を上限に当該短期大学において修得したものとみなすことができるものとする（第一四條第二項）。

3 教授等の教員の資格について、短期大学に

おける教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有することを要件とするとし、教育上の能力を重視することを明確にしたこと。外国の短期大学又は大学における教員としての経歴を国内の短期大学又は大学における経歴と同様に扱うこと。助教等の資格に係る助手等の経歴について、在職年数を問わないこととしたこと（第二三條から第二六條）。

なお、教員の選考は各短期大学の判断と見識に基づくものであり、短期大学設置基準が短期大学設置に必要な最低限の基準を定めたものであることから、これを上回る要件（例えば研究上の実績や能力）を加味することは、それぞれの短期大学の判断であること。

第四 短期大学通信教育設置基準の一部改正

1 通信による教育を行う短期大学は、授業を、外国において履修させることができるものとする（第三條第三項）。

2 卒業の要件として修得すべき単位のうち、二年制の短期大学にあっては一五単位以上、三年制の短期大学にあっては二三単位以上は、面接授業又はメディアを利用して行う授業により修得するものとする（当該一五単位又は二三単位のうちそれぞれ五単位又は八単位までは放送授業により修得した単位で代えることができる。これにより、卒業に必要な六二単位（二年制の場合）又は九三単位（三年制の場合）のすべてを、メディアを利用して行う授業により修得することが可能となること（第六條第二項））。

第五 高等専門学校設置基準の一部改正

1 教授等の教員の資格について、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有することを要件とするとし、教育上の能力を重視することを明確にしたこと。外国の大学又は短期大学における教員としての経歴を国内の大学又は短期大学における経歴と同様に扱うこと。教授等の資格に係る助教等の経歴について、在職年数を問わないこととしたこと（第一一條から第一四條）。

なお、教員の選考は各高等専門学校の判断と見識に基づくものであり、高等専門学校設

置基準が高等専門学校設置に必要な最低限の基準を定めたものであることから、これを上回る要件（例えば業務上の実績や能力）を加味することは、それぞれの高等専門学校の判断であること。

2 高等専門学校は、授業を、外国において履修させることができるものとする。多様なメディアを高度に利用して履修させる場合についても同様とする（第一七條の第二項）。

3 高等専門学校は、学生が、外国の大学又は短期大学が行う通信教育による授業を我が国において履修することにより修得した単位を、三〇単位を上限に当該高等専門学校において修得したものとみなすことができるものとする（第二〇條第三項）。

第六 学校教育法施行規則の一部改正

1 大学の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十六年の課程を修了した者等を新たに加えること（第七〇條第一項）。

2 短期大学の専攻科への入学に関し短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十四年の課程（三年制の短期大学の専攻科については十五年の課程）を修了した者を新たに加えること（第七〇條第二項）。

3 大学院への入学に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者として、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者を新たに加えること（第七〇條の二）。

4 高等専門学校の専攻科への入学に関し高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において

履修することにより当該外国の学校教育における十四年の課程を修了した者を新たに加えること(第七二条の五)

第七 平成十三年文部科学省告示第五一号(大学設置基準第二五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件)等の制定

1 大学設置基準第二五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業(いわゆる「遠隔授業」)については、平成十年文部省告示第四六号により規定されてきたところであるが、インターネット等の情報通信技術の進展にかんがみ、従来のものに加え、毎回の授業の実施に当たって設問解答等による指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生の意見の交換の機会が確保されているもので、大学において、面接授業に相当する教育効果を有すると認められたものを遠隔授業として位置付けることとしたこと。

したがって、遠隔授業については、「同時かつ双方向に行われるもの」であることが必要とされてきたが、今回の改正によって、同時かつ双方向に行われない場合であっても、一定の条件を満たしていれば、これを遠隔授業として行うことが可能となること。

また、ここで必要とされる指導については、設問解答、添削指導、質疑応答のほか、課題提出及びこれに対する助言を電子メールやファックス、郵送等により行うこと、教員が直接対面で指導を行うことなどが考えられること。

なお、上記の指導は、印刷教材等による授業や放送授業の実施に当たり併せ行うこととされる添削等による指導(大学通信教育設置基準第三条第二項)とは異なり、毎回の授業の実施に当たって併せ行うものであることに留意されたいこと。

学生の意見の交換の機会については、大学のホームページに掲載を設け、学生がこれに書き込めるようにしたり、学生が自主的に集まり学習を行えるような学習施設を設けたりすることが考えられること。

2 この告示の制定に伴い、従来の告示(平成十年文部省告示第四六号)は廃止すること。

3 なお、短期大学及び高等専門学校についても、これらと同趣旨の告示の制定等を行うこと(平成十三年文部科学省告示第五二号及び同第五三号)。

第八 高等専門学校の設置等の認可及び教員資格の認定の申請手続(平成六年文部省告示第一一八号)の一部改正

第五の高等専門学校設置基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うこと。

第九 平成元年文部省告示第一一八号(大学院の入学に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件)の一部改正

大学院の入学に関し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者として、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十六年の課程を修了した後、大学や研究所において二年以上研究に従事した者で、大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者を新たに加えること。別添一(略)

○ 大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について

平成一四年四月三〇日(一四文科高第一一八号)文部科学事務次官から各国公立大学長、放送大学長、大学評価・学位授与機構長、大学を設置する各地方公共団体の長、大学を設置する各学校法人の理事長、放送大学学園理事長あて通知

このたび、別添一から別添三のとおり、「大学設置基準の一部を改正する省令(平成一四年文部科学省令第九号)」、「大学院設置基準の一部を改正する省令(平成一四年文部科学省令第一〇号)」及び「短期大学設置基準の一部を改正する省令(平成

一四年文部科学省令第一一号)」が平成一四年三月二八日に公布され、同日から施行されました。また、別添四のとおり、「平成一一年文部省告示第一七五号(大学院に専攻ことに置くものとする教員の数について定める件)の一部を改正する件」(平成一四年文部科学省告示第八二号)が平成一四年四月三〇日に告示され、平成一五年年度に開設しようとする大学院に係るものから適用されることとなりました。

今回の改正の趣旨は、社会人の様々な学習需要に対応し、大学等が多様で柔軟な学習機会を提供し、社会人の受入れを一層促進し得るよう、第一に、大学等が長期履修学生制度を設けることができることを明らかにする、第二に、通信教育を行う大学院の課程として博士課程を置くことができることとする、第三に、専門大学院の標準修業年限を一年以上二年未満とすることができるとし、制度の弾力化を図るものであります。各大学等におかれては、今回の改正の趣旨を踏まえた積極的な取組をお願いいたします。

今回の改正の概要及び留意点は下記のとおりです。十分御了知の上、その運用に当たって遺漏のないようお取り計らいください。

記

第一 大学設置基準の一部改正

1 大学は、大学の定めるところにより、学生が、職業を有しているなどの事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができることとしたこと(第三〇条の二関係)。

2 なお、上記の計画的な履修を認められた学生(以下「長期履修学生」という。)は、修業年限在学することが予定される学生よりも一年間又は一学期間に修得する単位数が少なくないことを踏まえ、在学者数が収容定員を超えているか又は満たしているかを判断する場合には、長期履修学生の在学者数は、その実際の人数に、修業年限を当該学生が計画的に教育課程を履修することを認められた一定の期間で除して得た数を乗じて算定することとする

こと。

ただし、入学者の受入れに当たり同様の算定方法により算定して入学定員を満たす数の入学者を受け入れることとする、長期履修学生が修業年限を超えて在学する時点で在学者数が収容定員を超える事態を招くことから、入学者数が入学定員を超えているか又は満たしているかを判断する場合には、長期履修学生と修業年限在学することが予定される学生とを区別せず、その実際の人数で算定するものとする。

また、各大学において修業年限在学することが予定される学生と長期履修学生との履修形態の変更を認めるに当たっては、上記在学者数の算定方法によって在学者数を算定した場合に在学者数が収容定員を超えない範囲内で変更を認めることとする。長期履修学生への履修形態の変更は、長期履修学生として履修することが適当であるかどうかを十分に検討した上で適切に行うこと。

第二 大学院設置基準等の一部改正

一 長期履修学生について

長期履修学生については、大学設置基準を準用するものとしたこと(第一五条関係)。

なお、大学院における長期履修学生については、上記第一に準じて扱うものとする。

二 通信教育を行う課程を置く大学院について

1 大学院には、通信教育を行う修士課程及び博士課程を併せ置き、又はそのいずれかを置くことができることとしたこと(第二五条関係)。

2 大学院は、通信教育によって十分な教育効

果が得られる専攻分野について、通信教育を行うことができるものとしたこと（第二六条関係）。

通信教育によって十分な教育効果を得られる分野であるか否かは、具体的な教育内容等を勘案して判断されるものであること。

3 昼間又は夜間において授業を行う大学院が通信教育を併せ行う場合においては、通信教育を行う専攻ごとに、第九条に規定する教員を、教育に支障のないよう相当数増加するものとしたこと（第二七条関係）。

4 通信教育を行う課程の授業の方法及び単位の計算方法については、大学通信教育設置基準（昭和五六年文部省令第三三三号）第三条から第五条までの規定を準用することとしたこと（第二八条関係）。

5 通信教育を行う課程を置く大学院は、添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設について、教育に支障のないようにするものとしたこと（第二九条関係）。

6 通信教育を行う課程を置く大学院は、添削等による指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けるものとしたこと（第三〇条関係）。

7 通信教育を行う博士課程においては、情報通信技術の積極的な活用と併せ、必要に応じて、対面指導の機会を適切に設けること等により、教員が学生に対し十分な指導を行えるよう工夫することが必要であること。

また、適切な入学者選抜の実施や指導方法の工夫等により、博士課程にふさわしい水準の確保に努めること。

8 通信教育を行う課程を置く大学院にあつては、不断の自己点検・評価に努め、その結果を広く社会に公表するとともに、第三者による客観的な評価を行うことが重要であり、関係者等による積極的な取組が望まれること。

9 なお、通信教育を行う課程を置く大学院には、専攻ごとに平成一四年文部科学省告示第八二号に定めるところにより教員を置く必要があること（同告示）。

三 専門大学院の標準修業年限について

1 専門大学院（高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を専ら養うことを目的とする修士課程）について、標準修業年限を一年以上二年未満とすることができるとし、たこと（第三一条関係）。

2 なお、各大学院においては、国際的通用性にも配慮しつつ、学生に身に付けさせるべき能力や教育内容を専攻分野ごとに考慮し、一年以上二年未満の範囲内で教育を行うことが可能であるかどうかを十分慎重に判断し、適切と考えられる場合にのみ標準修業年限を一年以上二年未満とすることが適当であること。

また、標準修業年限が二年である場合の教育内容を実質的に確保することができるよう、夜間、週末や夏休み期間中に集中的に授業や研究指導を行うなどの履修形態の工夫や、一定の職業経験等の成果を生かした特定課題についての研究成果の作成を指導するなどのカリキュラム上の工夫を行うこと。

第三 短期大学設置基準の一部改正

短期大学は、短期大学の定めるところにより、学生が職業を有しているなどの事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができることとしたこと（第一六条の二関係）。

なお、短期大学における長期履修学生については、上記第一に準じて扱うものとする。

別添一〜三（略）

○ 学校教育法の一部を改正する法律等の施行について

平成一五年三月三十一日一五文科高第一六二号文部科学事務次官から各国公私立大学長、放送大学長、各国公私立高等専門学校長、国立立里浜養護学校長、大学評価・学位授与機構長、独立行政法人大学入試センター理事長、各都道府県知事、各都道府県教育委員会、大学を設置する各地方公共団体の長、大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長、放送大学学園理事長あて通知

このたび、別添のとおり「学校教育法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百十八号）」をはじめとする下表に掲げる法令が公布され、認証評価制度の導入以外に係る改正については平成十五年四月一日から施行され、また、認証評価制度の導入に係る改正については平成十六年四月一日から施行されることとなりました。

これらの法令改正の概要並びに留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、その運用に当たって遺漏のないようにお取り計らい下さい。

なお、学校教育法第六十九條の三第三項並びに第六十九條の四第一項、第四項及び第五項の「文部科学大臣の定め」については、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）を改正し、所要の規定を整備したうえ、別途通知する予定です。

記

第一 学校教育法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百十八号）

一 改正の趣旨

今回の改正の趣旨は、大学等の一層主体的・機動的な教育研究活動を促進するため、学位の大幅な変更等を伴わない学部等の設置については認可を受けることを要しないこととするとともに、教育研究活動等の質の保証を図るため、勸告等の是正措置や認証評価制度を設けるものである。また、併せて、大学院における高度専

門職業人養成を促進するため、専門職大学院制度を設けるものである。

二 学校教育法の一部改正

(一) 設置認可制度の弾力化
大学の学部、大学院の研究科、短期大学の学科の設置廃止については、これまで一律に文部科学大臣の認可を受けることとされていたが、大学等の主体的な判断による機動的な組織改編を可能とするため、

①大学の学部又は大学院の研究科の設置
②短期大学の学科の設置
③大学の学部、大学院の研究科又は短期大学の学科の廃止

④その他政令で定める認可事項（第二の一 学校教育法施行令の一部改正（一）を参照）
について、学位の種類及び分野の変更を伴わない等の一定の要件を満たす場合は認可を不要とし、事前届出に改めたこと。（第四条第二項）
また、この事前届出に係る手続については、文部科学大臣が定めることとしたこと。（第四条第二項）（第三の十三 大学の設置等の認可の申請手続等に関する規則の一部改正（一）を参照）
文部科学大臣は、事前届出に係る事項が設置基準等の法令の規定に適合しないと認めるときは、大学設置・学校法人審議会への諮問を経て、届出をした者に対し必要な措置をとるべきことを命ずることができることとしたこと。（第四条第三項及び第六十條の二）

なお、学位の種類及び分野の変更等に関する基準については、中央教育審議会への諮問を経て、文部科学大臣が定めることとしたこと。（第四条第五項及び第六十條（第五） 学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）を参照）

(二) 法令違反の大学等に対する是正措置の整備
学校教育法や大学設置基準等の法令に違反している大学等に対する是正措置としては、これまで学校全体の閉鎖命令のみが定められていたが、我が国の大学等の質の確保の観点から、文部科学大臣が法令違反の大学等に対し、大学設置・学校法人審議会への諮問を経て、①改善勸告、②変更命令、③学部等の組織の廃止を命ず

る措置を段階的に講じることができるとし
たこと。(第十五条第一項から第三項まで及び第
六十条の二)

また、これらの措置を命ずるに当たり事実関
係の確認等の必要があるときは、文部科学大臣
は、報告・資料提出を求めることができること
としたこと。(第十五条第四項)

(三) 認証評価制度の導入

①自己点検・評価の実施

大学の自己点検及び評価の実施並びにその
結果の公表については、従来、大学設置基準
等に規定していたが、今回の認証評価制度の
導入を機に、大学の教育研究水準の向上を図
る上での基本的取組として法律に規定したこ
と。(第六十九條の二第一項)

②定期的な認証評価の実施

ア 各大学は、その教育研究水準の向上を
図るため、大学の教育研究、組織運営及
び施設設備の総合的な状況について、政
令で定める期間ごとに、文部科学大臣の
認証を受けた者(以下「認証評価機関」
という。)による評価(以下「認証評価」
という。)を受けるものとしたこと。(第
六十九條の三第二項)(第二の一学校教育
法施行令の一部改正(を参照))

なお、認証評価機関が存在しない場合
その他特別の事由がある場合であっても、
文部科学大臣の定める措置を講じている
ときはこの限りでないとしているが、既
に複数の認証評価機関が参入することが
見込まれるため、現時点では文部科学大
臣の定めについて規定することは予定し
ていないものであること。

イ 専門職大学院を置く大学にあつては、
上記アの認証評価のほか、当該専門職大
学院の設置の目的に照らし、当該専門職
大学院の教育課程、教員組織その他教育
研究活動の状況について、政令で定める
期間ごとに、認証評価機関による評価を
受けるものとしたこと。(第六十九條の三
第三項)(第二の一 学校教育法施行令の
一部改正(を参照))

なお、「その他特別の事由がある場合」
とは、例えば、当該専門職大学院の課程
に係る分野の評価に関し、国際的に高度
の水準にある海外の評価機関が存在する
場合、当該専門分野の認証評価機関と同
時期に当該機関の対応能力を超える数の
大学から評価申請がなされている場合等
が該当するものであること。

ウ 認証評価は、大学からの求めにより、
認証評価機関自らが定める大学評価基準
に従って行うものであること。(第六十九
條の三第二項、第三項及び第四項)

なお、大学は、複数の認証評価機関か
ら評価を受けることも可能であること。
エ 認証評価機関は、認証評価を行ったと
きは、その結果を大学に通知するととも
に、社会に対して広く公表し、かつ、文
部科学大臣に報告するものとしたこと。
(第六十九條の四第四項)

③認証評価機関の認証

認証評価機関の認証は、認証評価機関にな
ろうとする者からの申請により行われるもの
とし、文部科学大臣は、評価の基準、方法、
体制等が公正かつ適確に認証評価を行うため
の一定の基準(以下「認証基準」という。)に
適合すると認めるときは、その認証をするも
のとしたこと。(第六十九條の四第一項及び第
二項)

この場合、文部科学大臣は、中央教育審議
会に諮問しなければならないこととしたこと。
(第六十九條の六第一号)

また、認証基準を適用するに際して必要な
細目については、中央教育審議会への諮問を
経て、文部科学大臣が定めることとしたこと。
(第六十九條の四第三項、第六十九條の六第
二号)

④認証評価機関に対する指導監督

認証評価の公正かつ適確な実施が確保され
ないおそれがあると認めるときは、文部科学
大臣は、認証評価機関に対し、報告・資料提
出を求めることができることとしたこと。(第
六十九條の五第一項)

また、文部科学大臣は、認証評価機関が、
上記の報告・資料提出の求めに応じず、若し
くは虚偽の報告・資料提出をしたとき、又は
認証基準に適合しなくなったと認めるときそ
の他認証評価の公正かつ適確な実施に著しく
支障を及ぼす事由があると認めるときは、認
証評価機関に対し、その改善を求めることが
できることとし、さらに、その求めによつて
もなお改善されないときは、中央教育審議会
への諮問を経て、認証を取り消すことができ
ることとしたこと。(第六十九條の五第二項)

四 専門職大学院制度の整備等

①大学院の目的の整備等
現行の大学院の目的規定では、大学院の目
的として高度専門職業人養成が含まれること
が必ずしも明らかでないことから、高度専門
職業人養成に対する実社会からの要請が高ま
っていること等を踏まえ、高度の専門性が求
められる職業を担うための深い学識及び卓越
した能力を培うことが大学院の目的に含まれ
ることを明らかにしたこと。

併せて、大学院のうち高度専門職業人養成
の目的に特化した大学院を専門職大学院とす
ることとしたこと。(第六十五條第一項及び第
二項)

なお、専門職大学院は、様々な職業分野の
特性に応じた柔軟で実践的な教育の展開を可
能とする大学院であり、これを設置するの
最低の基準として、専門職大学院設置基準を
新たに定めた。(第四 専門職大学院設置基準
を参照)

②専門職学位の授与

大学は、専門職大学院の課程を修了した者
に対し、学位規則(昭和二十八年文部省令第
九号)に規定する専門職学位を授与するもの
としたこと。(第六十八條の二第一項)(第三
の三 学位規則の一部改正を参照)

③後期三年のみの博士課程に係る入学資格

後期三年のみの博士課程を置く研究科に係
る入学資格を修士の学位又は専門職学位を有
する者等としたこと。(第六十七條第一項)(第
三の一 学校教育法施行規則の一部改正(を参
照))

三 私立学校法の一部改正
(一) 学校法人の寄附行為変更認可の弾力化
設置認可制度の弾力化と併せて、これまで
一律に認可を受けることとされていた学校法
人の寄附行為の変更のうち文部科学省令で定
める事項に係るものについては、認可を不要
とし事後届出としたこと。(第四十五條第一項
及び第二項)

(二) 私立学校に係る認可事項の変更
学校教育法第四條(同法施行令第二十三條)
に規定されている大学等に係る認可事項につ
いて、学校教育法に同じ権限が記載されてい
る旧第五條第一項を削除したこと。(第五條
上げ)

(三) 罰則(過料)規定の追加及び過料額の引き
上げ
寄附行為変更の一部を届出事項とするに伴
い、届出を怠った場合、又は虚偽の届出をし
た場合について、過料の対象とするともに、
過料額を現在の経済状況に合わせ、引き上げ
ることとしたこと。

現行一百万円↓改正後二十万円(第六十六條)
現行五千円↓改正後十万円(第六十七條)
四 税理士法の一部改正
税理士法のうち財務省令で定めるものを有
する者について、修士の学位を有する者と同様
税理士試験の試験科目の一部を免除すること
としたこと。

第二 学校教育法の一部改正に伴う関係政令の整
備に関する政令(平成十五年政令第七十四号)
一 学校教育法施行令の一部改正
(一) 設置認可の弾力化
私立の大学の学部の学科等の廃止について
認可事項から削除するとともに、これまで実
態上、認可に準じた取り扱いを講じてきた大
学院の研究科の専攻及び当該専攻に係る課程
の変更を認可事項として位置付けたこと。(第
二十三條)

また、文部科学大臣の認可を受けることと
されている
①私立の大学の学部の学科の設置
②大学院の研究科の専攻の設置及び専攻に

保る課程の変更

③高等専門学校の学科の設置
④私立の大学及び高等専門学校の収容定員に係る学則の変更

のうち、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わない等の要件を満たす場合は認可を不要とし、事前届出に改めたこと。
(第二十三条の第二項)

さらに、学位の種類及び分野の変更に関する基準等について、中央教育審議会に諮問した上で文部科学大臣が定めることとしたこと。
(第二十三条の第二項及び第三項(第五学位の種類及び分野の変更等に関する基準(平成十五年文部科学省告示第三十九号を参照))

(二) 認証評価の周期

学校教育法の改正に伴い大学等が定期的に受けることとされた認証評価の期間を、大学及び高等専門学校の研究等の総合的な状況については七年以内ごと、専門職大学院の教育研究活動の状況については五年以内ごととしたこと。(第四十条)

二 私立学校法施行令の一部改正

私立学校法の改正に伴い、条項ずれの整備を行ったこと。(第二条及び第三条)

三 日本育英会法施行令の一部改正

専門職大学院の制度化に伴い、専門職大学院の課程に係る第一種学資金の額を修士課程と同額に定めたこと。(第一条第一項)

四 大学設置・学校法人審議会令の一部改正

学校教育法の改正に伴い大学設置・学校法人審議会において審議することとされた事項を、同審議会に置かれる大学設置分科会及び学校法人分科会でそれぞれ分掌して審議することとしたこと。(第五條第二項及び第三項)

五 文部科学省組織令の一部改正

学校教育法の改正に伴い中央教育審議会において審議することとされた事項を、同審議会の所掌事務に加えたこと。(第八十六條第一項第六号)

六 中央教育審議会令の一部改正

学校教育法の改正に伴い中央教育審議会において審議することとされた事項を、同審議会に置かれる大学分科会の所掌事務に加えたこと。

(第五條第一項)

七 私立学校振興助成法施行令の一部改正
学校教育法施行令の一部改正に伴い、条項ずれの整備を行ったこと。

八 専門職大学院の設置に関する経過措置

平成十五年四月一日現在、文部科学省令で定める要件に適合する大学院の修士課程を置いていた私立の大学の設置者は、同日から六月以内に文部科学大臣に届け出た場合、認可を受けることなく、当該修士課程を専門職大学院の課程に変更することができることとしたこと。(附則第二条)(第三の十四「専門職大学院の課程への変更」に際し認可を要しない修士課程の要件」を参照)

第三 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成十五年文部科学省令第十五号)

一 学校教育法施行規則の一部改正

(一) 設置認可の弾力化に伴う手続規定の整備
届出制度の創設に伴い、大学の学部等の設置等に係る届出に際して届出書に添えて提出する書類を定めたこと。(第四条の二第二項、第七条の三、第七条の四第一項及び第三項並びに第七条の七)

(二) 専門職大学院の制度化に伴う設置基準の制定

大学の設置に関する事項を定めるものとして、専門職大学院設置基準を加えたこと。(第六十六條)

また、後期三年のみの博士課程を置く研究科に係る入学資格に関し、専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められるものとして、外国において専門職学位に相当する学位を授与された者等を定めたこと。(第七十條の二)

二 私立学校法施行規則の一部改正

(一) 寄附行為(変更) 認可申請の申請区分毎の申請時期等の見直し
大学等を設置する場合に係る寄附行為(変更) 認可申請について、追加書類の提出期限を六月三十日としたこと。(第二条第二項、第四條第三項及び第九條第三項)
独立大学院大学を設置する場合に係る寄附行為(変更) 認可申請の期限を六月三十日と

したこと。(第二条第三項、第四條第四項及び第九條第四項)

学部又は学科を設置する場合及び大学院又は研究科を設置する場合(専門職大学院を設置する場合を除く。)に係る寄附行為変更認可申請の期限を九月三十日としたこと。(第四條第五項)

専門職大学院を設置する場合に係る寄附行為変更及び認可申請の期限を六月三十日としたこと。(第四條第六項)

設置者の変更の場合の寄附行為変更申請に係る提出書類を定めたこと。(第四條の二)

(二) 寄附行為変更の届出事項の制定

学位の種類及び分野の変更を伴わない大学の学部の設置等、設置廃止を伴わない名称変更、大学の学部の廃止等、事務所の所在地の変更及び公告の方法の変更に係る事項について、寄附行為変更認可事項から届出事項に改めたこと。(第四條の三第二項)

また、その際に必要な提出書類を定めたこと。(第四條の三第二項)

(三) その他

その他所要の規定の整備を行ったこと。

三 学位規則の一部改正

専門職大学院の課程を修了した者に対して授与する学位(専門職学位)として「修士(専門職)」及び「法務博士(専門職)」を新たに定めたこと。(第五條の二及び第五條の三)

なお、「修士(専門職)」については、各大学において学位を授与する際には、例えば「経営管理修士(専門職)」などのように適切な専攻分野の名称を「修士(専門職)」の前に付記するものとする。(第十條参照)

四 博物館法施行規則の一部改正

学芸員の無試験認定の受験資格として、専門職学位を有する者を追加したこと。(第九條)

五 大学設置基準の一部改正

(一) 入学者選抜
入学者の選抜については、公正かつ妥当な方法により、適当な体制を整えて行うものとしたこと。(第一条の三)

大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の年齢層に著しく偏ることのないよう配慮することとしたこと。(第七條第四項)

(三) 専任教員
大学の専任教員は、当該大学以外における教育研究活動その他の活動の状況を考慮し、当該大学において教育研究を担当するに支障がないと認められる者でなければならぬものとしたこと。(第十二條)

(四) 学長の資格
学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者としたこと。(第十三條の二)

(五) 教授等の資格
教授となることのできる者として、専門職学位を有し、当該学位の分野に関する業務上の実績を有する者であつて、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者を追加したこと。(第十四條)

また、助教となることのできる者として、専門職学位を有する者であつて、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者を追加したこと。(第十五條)

(六) 収容定員

大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとしたこと。(第十八條第三項)

(七) 授業の場所

大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を校舎及び附属施設以外の場所で行うことができることとしたこと。(第二十五條)(第九 平成十五年文部科学省告示第四十三号(大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件)を参照)

(八) 校地の面積

大学における校地の面積(附属病院以外の

附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。は、収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積としたこと。(第二十七条)

(九) 校舎の面積
校舎の面積の基準を定めたこと。(第三十七條の二)

(十) 教育研究環境の整備
大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めることとしたこと。(第四十條の二)

(11) 大学の名称
大学等の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする事としたこと。(第四十條の三)

(12) 段階的整備
新たに大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができることとしたこと。(第四十五條(第十)平成十五年文部科学省告示第四十四号(大学設置基準第四十五條の規定に基づき、新たに大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件)を参照)

(13) その他
その他所要の規定の整備を行ったこと。
高等専門学校設置基準の一部改正
入学者選抜
入学者の選抜については、公正かつ妥当な方法により、適当な体制を整えて行うものとしたこと。(第三條の三)

(二) 学生定員
高等専門学校は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を学生定員に基づき適正に管理するものとしたこと。(第四條の二)

(三) 教員の構成
高等専門学校は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構

成が特定の年齢層に著しく偏ることのないよう配慮するものとしたこと。(第六條第五項)

(四) 専任教員
高等専門学校専任教員は、当該高等専門学校以外における教育研究活動その他の活動の状況を考慮し、当該高等専門学校において教育研究を担当するに支障がないと認められる者でなければならないとしたこと。(第九條)

(五) 校長の資格
校長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、高等専門学校の運営に関し識見を有すると認められる者としたこと。(第十條の二)

(六) 教授等の資格
教授となることのできる者として、専門職学位を有し、当該学位の分野に関する業務上の実績を有する者であつて、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者を追加したこと。(第十一條)

(七) 授業の場所
高等専門学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を校舎及び附属施設以外の場所で行うことができることとしたこと。(第十七條の二第三項(第十三)平成十五年文部科学省告示第四十七号(高等専門学校が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件)を参照)

(八) 校地の面積
高等専門学校における校地の面積(附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く)は、学生定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積としたこと。(第二十四條第一項)

(九) 教育研究環境の整備
高等専門学校は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるも

のとしたこと。(第二十七條の二)

(十) 高等専門学校の名称
高等専門学校等の名称は、高等専門学校等として適当であるとともに、当該高等専門学校等の教育研究上の目的にふさわしいものとするものとしたこと。(第二十七條の三)

(11) 段階的整備
新たに高等専門学校等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができるとしたこと。(第二十九條(第十四)平成十五年文部科学省告示第四十八号(高等専門学校設置基準第二十九條の規定に基づき、新たに高等専門学校等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件)を参照)

(12) その他
その他所要の規定の整備を行ったこと。
七 大学院設置基準の一部改正
(一) 大学院設置基準の趣旨及び大学院の水準向上に係る努力義務
大学院設置基準は、大学院を設置するのに必要な最低の基準であり、大学院は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならないことを明確にしたこと。(第一條第二項及び第三項)

(二) 専門職学位課程
大学院の課程として専門職学位課程を設けたこと。(第一條第一項及び第二項関係)
また、専ら夜間において教育を行う専門職学位課程を置くことができることとしたこと。(第二條の二)

(三) 修士課程の目的
専門職学位課程の創設に伴い、修士課程の目的を整理したこと。
これは、高度専門職業人の養成に特化した教育を行う大学院の課程を専門職学位課程として位置付けることに伴い、修士課程の目的を、精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は研究能力と高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力の両方の

養成を行うものとするものであること。(第三條第一項)

(四) 専攻
前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとしたこと。(第六條第二項)

(五) 複数の大学が協力して教育研究を行う研究科
大学院には、複数の大学が協力して教育研究を行う研究科を置くことができることとしたとともに、当該研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員が兼ねることができるとしたこと。(第七條の2及び第八條第三項)

(六) 教員の構成
大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の年齢層に著しく偏ることのないよう配慮するものとしたこと。(第八條第四項)

(七) 収容定員
大学院は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとしたこと。(第十條第二項)

(八) 専門職学位課程修了者に係る博士課程の修了要件
専門職学位課程の修了者等が博士課程の後期三年の課程に進学した場合の博士課程の修了要件は、大学院に三年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格するものとしたこと。ただし、在学期間に関しては、当該博士課程において優れた研究業績を上げた者については、大学院に一年(標準修業年限が一年以上二年未満の専門職学位課程修了者)にあっては、三年から当該一年以上二年未満の期間

を減じた期間) 以上在学すれば足りることとしたこと。

また、法科大学院の課程を修了した者については、法科大学院において既に三年の課程を修了していることを踏まえ、博士課程における在学期間に関しては、大学院に二年以上在学するものとし、当該博士課程において優れた研究業績を上げた者については、大学院に一年以上在学すれば足りることとしたこと。(第十七条第三項)

なお、上記の取扱い、後期三年のみの博士課程のみならず、前期二年と後期三年の課程に区分する博士課程の後期の課程に進学する場合についても、適用されるものであること。

(九) 教育研究環境の整備

大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとしたこと。(第二十二條の一)

(十) 研究科等の名称

研究科等の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとするものとしたこと。(第二十二條の三)

(11) 独立大学院の校地

独立大学院には、校地を求めないこととしたこと。(第二十四條第一項)

(12) 専門大学院に関する規定の削除

専門職大学院制度の整備に伴い、専門大学院に関する規定を削除したこと。

(13) 段階的整備

新たに大学院等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び整備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができることとしたこと。(第三十三條)

(14) その他

その他所要の規定の整備を行ったこと。

八 短期大学設置基準の一部改正

(一) 入学者の選抜

入学者の選抜については、公正かつ妥当な方法により、適当な体制を整えて行うものと

したこと。(第二條の三)

(二) 学生定員

短期大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を学生定員に基づき適正に管理するものとしたこと。(第四條第四項)

(三) 授業の場所

短期大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を校舎及び附属施設以外の場所で行うことができることとしたこと。(第十一條第四項) (第十七 平成十五年文部科学省告示第五十一号(短期大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件)を参照)

(四) 教員の構成

短期大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の年齢層に著しく偏ることのないよう配慮するものとしたこと。(第二十條第三項)

(五) 学長の資格

学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者としたこと。(第二十二條の二)

(六) 教授等の資格

教授となることのできる者として、専門職学位を有し、当該学位の分野に関する業務上の実績を有する者であつて、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者を追加したこと。(第二十三條)

また、助教となることのできる者として、専門職学位を有する者であつて、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者を追加したこと。(第二十四條)

(七) 校地の面積

短期大学における校地の面積(附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。)は、学生定員の学生一人当たり一〇平方メートルとして算定した面積としたこと。(第三十條)

(八) 教育研究環境の整備

短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとしたこと。(第三十三條の二)

(九) 短期大学等の名称

短期大学等の名称は、短期大学等として適当であるとともに、当該短期大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとするものとしたこと。(第三十三條の三)

(十) 段階的整備

新たに短期大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができること。(第三十七條)

(11) その他

その他所要の規定の整備を行ったこと。

九 専修学校設置基準の一部改正

教員の資格に専門職学位を有する者を加えたこと。(第十八條)

十 大学通信教育設置基準の一部改正

専任教員数及び校舎等面積の基準の改正を行ったこと。(別表第一及び別表第二)

十一 短期大学通信教育設置基準の一部改正

専任教員数及び校舎等面積の基準の改正を行ったこと。(別表第一及び別表第二)

十二 技術士法施行規則の一部改正

専門職大学院の整備に伴い、技術士試験の第二次試験の受験資格において必要な科学技術関係業務の期間に関して、専門職学位課程(理科系統のものに限る。)を修了した者については、当該期間からその在学期間(二年を限度とする。)を減じた期間とするものとしたこと。(第十條第六項及び第十一條)

十三 大学の設置等の認可の申請手続等に関する規則の一部改正

(一) 認可申請の添付書類及び提出期限
① 公私立の大学の学部及び短期大学の学科の設置、② 私立の大学の学部の学科の設置、③ 収容定員に係る学則の変更、④ 大学院等(専門職大学院及び独立大学院に係るものを除く。)の設置、⑤ 公私立の大学及び大学院における通信教育の開設について、認可申請の期

限を設置等年度の前年度の九月三十日としたこと。(第一條第一項、第三條第一項、第四條第一項、第六條第一項及び第七條第一項)

(二) 公私立大学の学部等の設置及び収容定員に係る学則変更の届出

設置認可制度の弾力化に伴い、事前届出となる① 公私立の大学の学部及び短期大学の学科の設置、② 私立の大学の学部の学科の設置、③ 大学院の研究科の設置、④ 収容定員に係る学則の変更について、届出に際し必要となる書類を定めたとともに、その提出期限等を設置等年度の前年度の十二月三十一日としたこと。(第二條第七項及び第八項、第三條第三項及び第四項、第四條第七項及び第八項、第六條第三項及び第四項並びに第七條第三項及び第四項)

(三) 大学院の研究科の専攻の設置及び専攻に係る課程の変更

学校教育法施行令の改正に伴い、新たに認可事項とされた① 大学院の研究科の専攻の設置、② 専攻に係る課程の変更、③ 専門職大学院の設置について、認可申請に際し必要となる書類を定めたとともに、認可申請の期限を設置等年度の前年度の九月三十日(専門職大学院については六月三十日)としたこと。(第四條第一項及び第二項関係)

また、上記①③のうち事前届出に該当する場合について、届出に当たり必要となる書類を定めたとともに、その提出期限等の設置等年度の前年度の十二月三十一日としたこと。(第四條第七項)

四 高等専門学校に係る認可申請・届出に関する手続

高等専門学校の設置の認可申請等を行う際に必要な書類を定めたとともに、その提出期限等を定めたこと。(第八條、第九條及び第十條)

(五) その他

その他所要の規定の整備を行ったこと。

十四 専門職大学院の課程への変更に際し認可を要しない修士課程の要件

学校教育法の一部を改正する法律の施行に

伴う関係政令の整備に関する政令附則第二条の規定により、認可を要せずに修士課程から専門職大学院の課程に変更できる修士課程の要件を、大学院設置基準旧第三十一条第一項に規定する修士課程(専門大学院)であることとしたこと。(附則第二項)

第四 専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)

(一) 趣旨

専門職大学院設置基準は、専門職大学院を設置するのに必要な最低の基準とするともに、専門職大学院は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることがはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならないものとしたこと。(第一条)

(二) 専門職学位課程

① 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものとしたこと。(第二条第一項)

② 専門職学位課程の標準修業年限は、二年又は一年以上二年未満の期間とすることとしたこと。ただし、一年以上二年未満の期間は、専攻分野の特性により特に必要があるものと認められる場合に限るものとしたこと。(第二条第二項)

③ 専門職学位課程の標準修業年限の特例としては、社会人を対象にする場合など教育上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上のコースに応じ、標準修業年限が二年の課程にあつてはその標準修業年限を一年以上二年未満の期間又は二年を超える期間とし、標準修業年限が一年以上二年未満の期間の課程にあつてはその標準修業年限を当該期間を超える期間とすることができるものとしたこと。(第三条第一項)

ただし、一年以上二年未満の期間とすることができるのは、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、昼間と併せて夜間その他特定の期間

又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合に限るものとしたこと。(第三条第二項)

なお、上記の標準修業年限の特例による場合であっても、専門職学位課程の修了に必要な学習量を適切に確保することが必要であり、特に一年以上二年未満の期間に短縮した専門職学位課程については、専門職学位に相応しい水準の確保に十分留意されたいこと。

(三) 教員組織

① 専門職大学院には、高度の教育上の指導能力があると認められ、かつ、ア、専攻分野について教育上又は研究上の業績を有する者、イ、専攻分野について高度の技術・技能を有する者、ウ、専攻分野について特に優れた知識及び経験を有する者のいずれかに該当する専任教員を、専攻ごとに、必要な数置くものとしたこと。(第四条及び第五条第一項)

② ①の専門職大学院に必要とされる数の専任教員は、大学院設置基準第十三条及び大学院設置基準第九条に規定する教員の数(以下「他の学部等の必要教員数」という。)に算入できないものとしたこと。(第五条第二項)

ただし、これにかかわらず、平成二十五年度までの間は、専門職大学院に必要とされる専任教員の数の三分の一までは、他の学部等の必要教員数に算入することができ、また、専門職大学院に必要とされる専任教員の数のすべてを、他の学部等の必要教員数のうち博士課程の後期の課程を担当する教員の数に算入することができるものとしたこと。(附則第二項)

③ 専門職大学院は、高度専門職業人養成に特化した実践的な教育を行うものであることから、専任教員のうちには、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を置くものとしたこと。(第五条第三項)

四 教育方法等

① 専門職大学院は、専攻分野に応じ必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。(第六条)

なお、専門職大学院においては、授業科目の履修による単位の修得が必須とされているが、このことは、専攻分野の特性及び教育上の必要に応じ、各大学の判断によつて、研究指導など授業科目の履修によらない教育を行うことも排除されるものではないこと。

② 一つの授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備等を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。(第七条)

③ 専門職大学院においては、実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査、又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答等により授業を行うなど適切に配慮しなければならないものとしたこと。(第八条第一項)

また、多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で授業を履修させることは、十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとしたこと。(第八条第二項) 例えは、現地調査やインターンシップ等の実習等が主体となるような授業について、メディアによる授業を行うことは通常想定されないこと。

④ 通信制の専門職大学院は、十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業等について、多様なメディアを高度に利用する方法により認めるものとする。この場合、授業の方法及び単位の計算方法等については、大学通信教育設置基準のうち面接授業及びメディア授業に関する部分を準用するものとしたこと。(第九条)(大学院設置基準第二十五条参照)

⑤ 専門職大学院は、責任ある授業運営や厳格な成績評価を行う観点から、学生に対して、授業の方法及び内容、一年間の授業の

計画をあらかじめ明示するものとするともに、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとしたこと。(第十條)

⑥ 専門職大学院は、授業の内容及び方法の改善を図るために組織的な研修及び研究(フアカルティ・ディベロップメント)を実施するものとしたこと。(第十一條)

⑦ 専門職大学院は、学生が各年次にわたつて適切に授業科目を履修するよう、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとしたこと。(第十二條)

この規定は、一単位の授業科目は四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とするという単位制度の実質化を図る趣旨から設けられたものであること。(大学院設置基準第十五條(大学設置基準第二十一条)参照)

⑧ 専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、専門職大学院の定めるところにより、当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で他の大学院との単位互換を行うことができるものとする。また、このことは、学生が外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用することとしたこと。(第十三條)

⑨ 専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、専門職大学院の定めるところにより、⑧の単位互換による単位数と合わせて当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で、入学前の既修得単位の認定を行うことができるものとしたこと。(第十四條)

(五) 課程の修了要件

① 専門職学位課程の修了の要件は、専門職大学院に二年(二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区

分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、当該専門職大学院が定める三十単位以上の単位の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとしたこと。（第十五）

② 修了に必要な単位数の修得その他の教育課程の履修については、専攻分野に応じ必要な学習量を確保することを前提として、各専門職大学院が定めるものとする。その際、現地調査やインタビューシップなどで単位としては認定されないが各専門職大学院が修了要件として定める教育内容も含めつつ、例えば、大学の卒業要件は、大学に四年以上在学し、百二十四単位以上を修得することとされていることも勘案するなどにより、標準修業年限と学習量との均衡を失しないよう十分配慮すること。

なお、この場合における必要な学習量については、例えば、二年の標準修業年限を第三条に定める標準修業年限の特例の適用により一年以上二年未満の期間とした場合にあつても必要な学習量は二年分であり、修了要件としての単位数等は二年分相当のものが必要とされることに留意されたいこと。

③ 専門職大学院は、入学前の既修得単位（大学院入学資格を有した後に修得したものに限る。）を認定する場合であつて当該単位の修得により当該専門職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間等が勘案して標準修業年限の二分の一を超えない範囲で当該専門職大学院が定める期間在学したものとみなすことができることとしたこと。ただし、この場合においても、当該専門職大学院に少なくとも一年以上在学するものとしたこと。（第十六条）

④ 施設及び設備等
専門職大学院の施設及び設備その他諸条件は、専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができると認められるものとしたこと。（第十七条）

(七) 法科大学院

① 専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする専門職学位課程を置く専門職大学院は、当該課程に關し、法科大学院とすることとしたこと。（第十八条第一項）

② 法科大学院の標準修業年限は三年とし、また、社会人を対象にする場合など教育上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上のコースに応じ、標準修業年限を三年を超えるものとする。ことができることとしたこと。（第十八条第二項及び第三項）

③ 法科大学院は、多様性の確保等、入学者の選抜に当たつては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めるものとする。とともに、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するものとしたこと。（第十九条及び第二十条）なお、この規定は、新たな法曹養成制度の理念の実現に向けてのものであることを踏まえ、各大学においては、その重要性を十分認識し、実効性ある措置を講じるなど不断の努力を図る必要があることに留意されたいこと。

④ 法科大学院は、教育上有益と認めるときは、三十単位を超えない範囲で、他の大学院と単位互換を行うことができることとしたこと。この場合において、九十三単位を超える単位の修得を修了要件とする法科大学院にあつては、その九十三単位を超える分の単位数については、三十単位を超えて単位互換することができることとしたこと。（第二十一条）

⑤ 法科大学院は、教育上有益と認めるときは、④の単位互換による単位数と合わせて三十単位を超えない範囲で、入学前の既修得単位の認定を行うことができることとしたこと。（第二十一条）

⑥ 法科大学院の修了要件は、三年（標準修業年限が三年を超える場合は、当該標準修業年限）以上在学し、かつ、九十三単位以上を修得することとしたこと。（第二十三条）
⑦ 法科大学院は、入学前の既修得単位（大

学院入学資格を有した後に修得したものに限る。）を認定する場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間等を勘案して一年を超えない範囲で、当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができることとしたこと。（第二十四条）

⑧ 法科大学院は、法学既修者（法学の基礎的な学識を有する当該法科大学院が認める者）に關して、在学期間については、⑦の入学前の既修得単位の認定に於て在学したものとみなす期間と合わせて一年を超えない範囲で、当該法科大学院が認める期間在学したものとみなし、また、単位数については、④の単位互換による単位数及び⑤の入学前の既修得単位の認定による単位数と合わせて三十単位を超えない範囲で、当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができることとしたこと。（第二十五条）

(八) 雑則

① 専門職大学院の組織、編制、施設、設備等で、専門職大学院設置基準に定めのないものについては、大学院設置基準の定めるところによるものとする。その他、その他専門職大学院に關し必要な事項については、文部科学大臣が別に定めるものとする。こと。（第二十六条）（第十九 平成十五年文部科学省告示第五十三号（専門職大学院に關し必要な事項を定める件）を参照）

② この場合において、専門職大学院においても適用され大学院設置基準の規定は、第一条（趣旨）、第一条の二（自己評価等）、第二条（大学院の課程）、第二条の二（専ら夜間において教育を行う大学院の課程）、第二章の教育研究上の基本組織及び第三章の教員組織に係る各規定（第五条から第七条の二まで並びに第八条第三項及び第四項）、第十条（収容定員）、第十四条（教育方法の特例）、第十五条（大学設置基準の準用）のうち専門職大学院設置基準において特に定

めのない事項、第七章の施設及び設備等に係る各規定（第十九条から第二十二條まで及び第二十二條の三）、第八章の独立大学院に係る各規定（第二十三條、第二十四條）、第九章の通信教育を行う大学院に係る各規定（第二十五条、第二十七條、第二十九條及び第三十條）、第三十一条（事務組織）であること。

⑨ その他
教員数等について必要な経過措置を置くこと。（附則第二項及び第三項）

第五 学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）
学校教育法第四条第五項及び学校教育法施行令第二十三条の二第二項に基づき、大学の学位の設置等のうち、認可を不要とし届出となる要件について、下表のように基準を定めたこと。

認可事項	届出となる要件
大学の学位の設置 大学院の学位の設置 大学の研究科の設置 研究科の専攻の設置 専攻に係る課程の変更	一、設置等の前後において、学位の種類の変更を伴わないこと。 二、設置等の前後において、学位の種類に応じ別表第一に掲げる学位の分野の変更を伴わないこと。
大学における通信教育の開設	一、開設の前後において、学位（通信教育部等の修了者に対して授与する学位。二において同じ。）の種類の変更を伴わないこと。 二、開設の前後において、学位の種類に於て別表第一に掲げる学位の分野の変更を伴わないこと。
短期大学の学位の設置 高等専門学校等の学位の設置	設置の前後において、別表第二に掲げる学位の分野の変更を伴わないこと。
短期大学における通信教育の開設	開設の前後において、別表第二に掲げる学位（通信教育を行う学位）の分野の変更を伴わないこと。

なお、学位・学科の分野が学際領域等であるため、別表に掲げる分野の区分により難い場合、新設学部等に必要とされる教員数の半数以上が既設学部等に所属していた教員で占められる場合に限り、設置等の前後において学位・学科の分野の変更を伴わないものとして取り扱うこととしたこと。

これは、例えば①バイオ学部など理学、工学、農学のいずれの学問分野からも発展し得る学問分野に係る学部を設置する場合、②教養学部など複数の学問分野の教員組織を有する学部を基礎として当該教員組織を活用して関連学部を設置する場合は、認可を要せず届出として取り扱うこととするものであること。

第六 平成十五年文部科学省告示第四十号（学校教育法施行令第二十三条の二第一項第五号の規定による分野を定める件）

学校教育法施行令第二十三条の二第一項第五号の規定により、認可を要せず事前届出となる私立の大学の収容定員の変更の対象から、医師、歯科医師、獣医師、教員及び船舶職員の養成に係る分野に係る収容定員の変更を除外した

第七 平成十五年文部科学省告示第四十一号（学校法人の寄附行為及び寄附行為の認可に関する審査基準を定める件）

(一) 校地の自己所有要件
校舎基準面積相当分以上が自己所有としたこと。(第一の一のイ)

(二) 校舎の借用
同等の所有する建物を借用する場合は差し支えないこととしたこと。(第一の一の四のイ)

(三) 標準設置経費
学部の種類等を系統別に大別化したこと。(別表第一)

(四) 設置に必要な財源
負債とならない収入により積み立てられた資産を保有していることとしたこと。

また、校地及び校舎がすべて借用の場合には、開設年度から完成年度までの経常経費に相当する額の財源を保有していることとしたこと。(第二の一のイ)、第二の一のイ、第一の

二の四)
(五) 負債償還率
余裕金等による繰上償還により負債償還率が二〇%を上回る場合は差し支えないこととしたこと。(第一の四の四のウ)

(六) 設置者変更
設置者変更に伴う審査の基準を規定したと。(第五)

(七) 履行状況調査
寄附行為及び寄附行為の変更の認可後の履行状況調査について規定したと。(第六)

(八) その他
その他所要の規定の整備を行ったこと。

第八 平成十五年文部科学省告示第四十二号（学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の一部を改正する件）
(一) 届出書の様式
私立学校法施行規則の改正に伴い届出に關する様式等を規定したと。(第十五条、第十六条)

(二) 重複書類の提出免除等
一部重複する書類等について提出を免除することができることとしたこと。(第二条第二項) また、一部の書類については、文部科学大臣が必要ないと認めるときは、提出を免除することができることとしたこと。(第十四条)

(三) その他
申請区分毎の書類の提出部数等について一覽表に整理したと。(第十七条)
その他所要の規定の整備を行ったこと。

第九 平成十五年文部科学省告示第四十三号（大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件）
大学設置基準第二十五条第四項の規定に基づき、大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる場合の要件として、実務の経験を有する者等を対象とした授業を行うものであること、校舎及び附属施設において十分な教育研究を行うものであること等を定めたこと。

この場合において、授業の対象としては、実務の経験を有する者のほか、単位互換によ

る授業を受ける者であつて当該授業を実施する大学の校舎等に継続的に通学することが困難なものなども想定されること。

第十 平成十五年文部科学省告示第四十四号（大学設置基準第四十五条の規定に基づき、新たに大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件）
新たに大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について、大学全体の整備計画が確立しており、かつ、教育研究に支障のない限度において各年次にわたって行うものであること等の条件を満たしている場合に行うことができることとしたこと。

また、認可後の年次計画の履行状況の報告等について定めたこと。
第十一 大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取扱い等に係る基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）
大学、短期大学、高等専門学校等の設置又は収容定員増の認可の審査に關し、
①過去の平均入学定員超過率が原則として一・三倍未満であること
②医師、歯科医師、獣医師、教員及び船舶職員の養成に係るものでないことを審査の基準として定めたこと。(第一条)

なお、②については、医師、歯科医師、獣医師、教員及び船舶職員の養成規模の拡大を抑制することを目的としており、医師等の養成に係る学部等を置く大学の統廃合により新設される大学に同等程度の規模の医師等の養成に係る学部等を置く場合など、認可することが適当であると認められるものまで排除するものではないこと。

また、大学院等の設置又は課程の変更の認可の審査に關して、過去の平均入学定員超過率が原則として一・三倍未満であること等、必要な基準を定めたこと。(第一条及び第二条) さらに以上の基準の適用に当たり、平成十六年度から平成十九年度までの開設に關する経過規定を設けたこと。(附則第二項)

第十二 平成十五年文部科学省告示第四十六号（高等専門学校の教員資格の認定の申請について定める件）
高等専門学校の設置等の認可の申請手続について「大学の設置等の認可の申請手続等に關する規則」に規定したことに伴い、「高等専門学校の設置等の認可及び教員資格の認定の申請手続（平成六年文部省告示第百十八号）」を廃止し、新たに公立及び私立の高等専門学校の教員資格の認定申請手続を定めたこと。
なお、従来の手続からの変更点は、教員資格認定個人調査(第二号様式)の電子的方法、磁気的方法その他の方法による申請が可能となったことであり、その他については従来どおりであること。

第十三 平成十五年文部科学省告示第四十七号（高等専門学校が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件）
高等専門学校設置基準第十七条の二第三項の規定に基づき、高等専門学校が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる場合の要件として、実務の経験を有する者等を対象とした授業を行うものであること、校舎及び附属施設において十分な教育研究を行うものであること等を定めたこと。

この場合において、授業の対象としては、実務の経験を有する者のほか、単位互換による授業を受ける者であつて当該授業を実施する高等専門学校の校舎等に継続的に通学することが困難なものなども想定されること。

第十四 平成十五年文部科学省告示第四十八号（高等専門学校設置基準第二十九条の規定に基づき、新たに高等専門学校等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件）
新たに高等専門学校等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について、高等専門学校全体の整備計画が確立しており、かつ、教育研究に支障のない限度において各年次にわたって行うものであること等の条件を満たしている場合に行うことができることとしたこと。

第十四 平成十五年文部科学省告示第四十八号（高等専門学校設置基準第二十九条の規定に基づき、新たに高等専門学校等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件）
新たに高等専門学校等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について、高等専門学校全体の整備計画が確立しており、かつ、教育研究に支障のない限度において各年次にわたって行うものであること等の条件を満たしている場合に行うことができることとしたこと。

また、認可後の年次計画の履行状況の報告等について定めたこと。

第十五 平成十五年文部科学省告示第四十九号（大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件の一部を改正する件）

大学院設置基準その他の基準において学部の種類等についてできる限り統一的な区分に改めたことに伴い、平成十一年文部省告示第七十五号（大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件）の専門分野の区分を整理したこと。

また、研究指導教員又は研究指導補助教員の取扱について定めたこと。

第十六 平成十五年文部科学省告示第五十号（大学院設置基準第三十三条の規定に基づき、新たに大学院等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件）

新たに大学院等を設置する場合又は課程を変更する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について、教育研究に支障のない限度において各年次にわたって行うものであること等の条件を満たしている場合に行うことができることとしたこと。

また、認可後の年次計画の履行状況の報告等について定めたこと。

第十七 平成十五年文部科学省告示第五十一号（短期大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件）

短期大学設置基準第十一条第四項の規定に基づき、短期大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる場合の要件として、実務の経験を有する者等を対象とした授業を行うものであること、校舎及び附属施設において十分な教育研究を行うものであること等を定めたこと。

この場合において、授業の対象としては、実務の経験を有する者のほか、単位互換による授業を受ける者であつて当該授業を実施する短期大学の校舎等に継続的に通学することが困難なものなども想定されること。

第十八 平成十五年文部科学省告示第五十二号

（短期大学設置基準第三十七条の規定に基づき、新たに短期大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件）

新たに短期大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について、短期大学全体の整備計画が確立しており、かつ、教育研究に支障のない限度において各年次にわたって行うものであること等の条件を満たしている場合に行うことができることとしたこと。

また、認可後の年次計画の履行状況の報告等について定めたこと。

第十九 平成十五年文部科学省告示第五十三号（専門職大学院に關し必要な事項について定める件）

一 専任教員の数及び実務の経験を有する教員
（一）専門職大学院には、修士課程に置くものとされる研究指導教員の数の一・五倍の数に、修士過程に置くものとされる研究指導補助教員の数を加えた数と同数の専任教員を置くこととする。とともに、修士課程における教員一人当たりの学生数に四分の三を乗じて算出した数を、専門職大学院における教員一人当たりの学生数とする。こととしたこと。（第一条第一項）

この規定に定める教員数は設置するのに必要な最低の基準であつて、専門職大学院における教育の充実を図る観点から、この基準を超える専任教員を置くことも有効であることに十分留意すること。

なお、専門職大学院における授業の一部を校舎等以外の場所で行う場合もあり得ると考えられるが、この場合であっても、専門職大学院に必要とされる専任教員数が変わるものではないこと。すなわち、校舎等以外の場所において当該専門職大学院の授業を行う教員数のみで、専門職大学院に必要とされる教員数を確保することが必要であるという趣旨ではなく、教育上支障のないように配慮しつつ、校舎等で授業を行う教員数と合わせて必要な専任教員数を確保すれば足りるものであること。

と。また、専門職大学院の教育を学部の教育等とは別の場所で行う場合においても、同様に、専門職大学院に必要とされる専任教員数が変わるものではないこと。

（二）専門職大学院に置くものとされる教員は、専門職学位課程について一専攻に限り専任教員として取り扱うものとしたこと。（第一条第二項）

（三）専門職大学院に置くものとされる教員の半数以上は、原則として教授とするものとしたこと。（第一条第三項）

二 実務の経験を有し、高度の実務能力を有する教員

（一）専門職大学院に専攻ごとに置くものとされる教員の数のおおむね三割（法科大学院はおおむね二割）以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者としたこと。（第二条第一項及び第三項）

なお、実務の経験を有する教員については、多様な実務の経験を有する者を非常勤の講師等として活用するなど、各大学の教育目的に応じてその教育の充実のために適切な工夫を行うことが望ましいこと。

（二）実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員のうち（一）において最低限必要とされる教員の数の三分の二を超えない範囲までは、専任教員以外の者であつても、年間六単位以上の授業を担当し、かつ、教育課程の編成など当該専門職大学院の運営に責任を担う者で足りるものとしたこと。（第二条第二項）

（三）法科大学院においては、実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員は、法曹としての実務の経験を有する者を中心として構成するものとしたこと。（第二条第四項）

三 法科大学院の入学者選抜

（一）法科大学院は、多様な知識又は経験を有する者を受け入れるため、入学者のうちに法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の占める割合が三割以上となるよう努めることとし、当該割合が

二割に満たない場合は、入学者選抜の実施状況を公表するものとしたこと。（第三条）

四 法科大学院の収容定員

（一）法科大学院においては、法学既修者に対して在学期間の短縮を認めるかどうかにかかわらず、その収容定員は当該法科大学院の入学定員の数に三を乗じて算出した数とするものとしたこと。（第四条）

五 法科大学院の教育課程

（一）法科大学院は、次の①から④に掲げる授業科目を開設するものとしたこと（第五条第一項）

① 法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目）

② 法律実務基礎科目（法曹としての技能・責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目）

③ 基礎法学・隣接科目（基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目）

④ 展開・先端科目（先端的な法領域など実定法に関する多様な分野の科目で、法律基本科目以外のもの）

（二）法科大学院は、（一）の①から④のすべてにわたって授業科目を開設するとともに、学生の授業科目の履修が①から④のいずれかに過度に偏ることのないよう配慮することとしたこと。（第五条第二項）

例えば法律基本科目など特定の分野の科目に過度に偏ることがないよう配慮することが求められるものであり、各法科大学院においては、必修科目又は選択必修科目の設定や授業科目の履修についての学生に対する指導等を通じて、適切な教育課程の履修が行われるよう十分留意されたこと。

六 法科大学院において同時に授業を行う学生数

法科大学院においては、同時に授業を行う学生数を少人数とすることを基本とし、特に法律基本科目の授業については、五十人を標準として行うこととしたこと。（第六条）

七 法科大学院の履修科目の登録の上限

（一）法科大学院においては、履修科目の登録の上限

上限を、一年につき三十六単位を標準として定めることとしたこと。(第七條)

八 その他
平成十一年文部省告示第七十七号(高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を専ら養うことを目的とする修士課程に専攻ことに置くものとする教員の数について定める件)は、廃止したこと。

第二十 大学の設置等の認可申請に係る書類の様式及び提出部数(平成十五年文部科学省告示第五十四号)

大学の設置等の認可の申請手続等に関する規則の一部改正に伴い、平成十六年文部省告示第百十六号(大学の設置等の認可申請に係る書類の様式及び提出部数。以下「旧様式告示」という。)を廃止し、新たに大学の設置等の認可申請に係る書類の様式及び提出部数を定めたこと。旧様式告示からの主な変更点は以下のとおりであること。

(一) 「認可申請書その他の書類の様式及び提出部数」の「申請の種類」、「提出期限」を大学の設置等の認可の申請手続等に関する規則の一部改正に併せて変更したこと。

(二) 大学院の研究科の専攻、専門職大学院及び高等専門学校等の設置並びに大学院の課程の変更認可申請に係る手続を「大学の設置等の認可申請手続等に関する規則」において定めたことに伴い、様式第一号、第二号、第三号、第四号における注を変更したこと。

(三) 様式第二号を簡略化するとともに、添付書類の見直しを行ったこと。

(四) 様式第四号(その二)において、表中「三当該教員の教育上の能力に関する大学の評価」を「三 当該教員の教育上の能力に関する大学の評価」に改め、「教育上の能力に関する事項」に「四 実務家教員についての特記事項」欄を、「職務上の実績に関する事項」に「三実務家教員についての特記事項」欄を設けたこと。

(五) 届出に係る書類の様式を定めたこと。(様式第八号、様式第九号)

別添 (略)

○ 大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取扱い等に係る基準の一部を改正する告示の施行について

平成十五年六月一日九日一五文科高第二〇三号文部科学省高等教育局長、文部科学省公立大学長、放送大学長、大学を設置する各地方公共団体の長、大学を設置する各学校法人の理事長、放送大学学園理事長あて通知

このたび、別添のとおり「大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取扱い等に係る基準の一部を改正する告示(平成十五年文部科学省告示第百十六号)」が、平成十五年六月九日に告示され、平成十五年四月一日から適用されることになりました。

今回の改正の趣旨は、下記のとおりですので、十分に御知の上、認可申請に当たって遺漏のないようお取り計らい願います。

記

○ 大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取扱い等に係る基準(平成十五年文部科学省告示第四十五号)の一部改正

大学、短期大学、高等専門学校等の設置又は取容定員増の認可の審査、及び大学院等の設置又は課程の変更の認可の審査に関して、平成十六年度から平成十九年度までの開設に関する過去の平均入学定員超過率についての経過規定について、新たに入学定員が小規模(大学の学部は、入学定員が二百人未満、短期大学の学科は百人未満)の場合の要件を設けることとしたこと。

別添 (略)

○ 学校教育法施行規則の一部改正等について

平成十五年九月一日九日一五文科高第三九一号文部科学省高等教育局長、文部科学省生涯学習政策局長から各国公私立大学長、各国立短期大学部学長、国立久里浜養護学校長、放送大学長、独立行政法人大学入試センター理事長、各都道府県知事、各都道府県教育委員会あて通知

このたび、別添一のとおり「昭和五十六年文部省告示第一五三三号(外国において学校教育における一二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件)」の一部を改正する件(平成十五年文部科学省告示第一五二二号)が、平成十五年九月九日に告示され、同日に適用されることとなりました。また、別添三のとおり「学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成十五年文部科学省令第四一〇号)」が同日に公布され、同日に施行されることとなりました。

今回の改正の趣旨は、教育の国際化等の観点や、社会人や様々な学習歴を有する者の大学及び専修学校の専門課程への入学機会における制度的な接続を基本としつつ、大学及び専修学校の専門課程への入学資格の弾力化を図るものです。これらの省令及び告示の概要並びに留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御知の上、その運用に当たって遺漏のないようお取り計らい下さい。

各都道府県知事及び都道府県教育委員会におかれては、所管又は所轄の学校、学校法人及び準学校法人並びに関係市町村教育委員会へ周知いただくようお願いいたします。

記

第一 学校教育法施行規則(昭和二十三年文部省令

第一一〇号)第六九条第一号関係

(昭和五十六年文部省告示第一五三三号(外国において学校教育における一二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件)の一部を改正する件(平成十五年文部科学省告示第一五二二号)について)

一 大学入学資格に関し、外国において学校教育における一二年の課程を修了した者に準ずるものとして、次の者を加えたこと。(第三号関係)

我が国において、高等学校に対応する外国の学校の課程(その修了者が当該外国の学校教育における一二年の課程を修了したとされるものに限る。)と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設(別表第二)の当該課程を修了した者で、一八歳に達したも。

※ 別表第二については、別添一を参照されたいこと。

二 本告示の適用日前に当該課程を修了した者についても、入学資格が認められること。

三 別表第二の教育施設については、今後追加することがあり得ること。

四 なお、教育施設の課程が一二年未満のものであっても、当該課程が外国の一二年未満の学校の課程と同等として位置付けられているものであれば、当該教育施設の課程を修了後、準備教育課程を修了し、一八歳に達した者については、今後、文部科学省告示の改正を行い、大学入学資格を認める予定であること。

第二 学校教育法施行規則第六九条第三号関係

(昭和二十三年文部省告示第四七号(大学入学に關し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件)の一部を改正する件(平成十五年文部科学省告示第一五二二号)について)

一 大学入学資格に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、次の者を指定したこと(第二四号関係)

外国人を対象に教育を行うことを目的として我が国において設置された教育施設であつて、その教育活動等について、

① アメリカ合衆国カリフォルニア州に主た

る事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ(WASC)、

② 同国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル(ACSI)又は

③ グレートブリテン及び北アイルランド連合王国ハンブシャー市に主たる事務所が所在する団体であるヨーロッパ・カウンスル・オブ・インターナショナル・スクールズ(EICIS)

の認定を受けたものに置かれる一二年の課程を修了した者で、一八歳に達したもの。

二 現時点で、上記一①から③の団体のいずれかにより認定を受けている我が国に設置された教育施設は、参考資料一のとおりであること。

三 各大学においては、入学を希望する者が修了した又は修了見込みである教育施設が、上記一①から③の団体のいずれかにより認定を受けていることについて、当該教育施設が証明する書類などにより確認することが必要であること。

四 本告示の適用日前に、上記一①から③の団体のいずれかにより認定を受けた当該教育施設の課程を修了した者についても大学入学資格が認められること。

第三 学校教育法施行規則第六九条第六号関係(学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第一一号)の一部を改正する省令(平成一五年文部科学省令第四一号)について)

一 大学入学資格を認める者として、学校教育法施行規則第六九条第一号から第五号に掲げる者のほか、各大学において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、一八歳に達したものであること。

二 個別の入学資格審査の実施に当たっては以下の点に留意されたいこと。

(1) 個別の入学資格審査に当たっては、

(a) 専修学校や各種学校等における学習歴や、大学の科目等履修生としての単位の取得などの個人の学習歴

(b) 社会における実務経験や取得した資格などに基づいて、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者であるかどうかを審査すること。

(2) 個別の入学資格審査にあたっては、適切な審査体制を設けるとともに、個人の学習歴等を明らかにする書類等に基づいて行うなど適切な審査方法によること。

これらの審査体制、審査方法については、適当な方法により公表すること。

(3) 各大学においては、個別の入学資格審査が、社会人や様々な学習歴を有する者の大学への入学機会を拡大するという今回の改正の趣旨に沿ったものとなるよう、また、大学の教育水準の低下を招くことのないよう、十分配慮すること。

(4) 個別の入学資格審査による認定は、入学者選抜とは別個のものであること。

三 個別の入学資格審査の申請期間及び審査期間については、以下の点に留意し、各大学において適切に設定すること。

(1) 各大学において実施する入学者選抜の出願受付前までに、個別の入学資格審査による認定を行うことができるように申請の受付及び審査を行うこと。

(2) 大学入試センター試験を利用(又は利用を予定)する大学にあつては、大学入試センターにおいて同試験の出願には個別の入学資格審査による認定を受けたことを証する書類の提出を必要とすることから、同試験の出願受付前に、個別の入学資格審査による認定及び認定を受けたことを証する書類の交付を行うことができるよう、申請の受付及び審査を行うこと。

ただし、この場合、大学入試センター試験の結果等を考慮して志望大学を変更する場合等も考えられることから、各大学においては、同試験の出願受付後においても、適宜、個別の入学資格審査のための申請の受付及び審査

を行うなど、適切に配慮すること。

(3) なお、平成一六年度大学入試センター試験の出願に限り、大学入試センターにおいては、各大学の個別の入学資格審査による認定がなくても、「各大学の個別の入学資格審査に申請中(又は申請予定)である旨の自己申告書及び平成一六年三月三十一日までに一八歳に達することを証明する書類」を添付すれば、同試験の出願を可能としていること(参考資料二参照)。

このため、平成一六年度大学入学者選抜においては、大学入試センター試験を利用する大学にあつても、上記②にかかわらず、各大学において実施する入学者選抜の出願受付前までに、個別の入学資格審査による認定を行えば差し支えないこと。

四 個別の入学資格審査は各大学の判断により導入し実施するものであり、認定の効力は、当該大学にのみ及ぶものであること。

なお、実際の運用に当たっては、学部・学科等ごとに個別の入学資格審査を行うことも差し支えないこと。

五 今回の改正に伴い、改正前の学校教育法施行規則第六九条第六号の対象とされていた者は、改正後の同条第六号の対象になり得るものであること。なお、大学院入学資格についても、改正前の学校教育法施行規則第七十条第七号又は第七十条の二第五号の対象とされていた者は、それぞれ改正後の学校教育法施行規則第七十条第六号又は第七十条の二第四号の対象になり得るものであること。

第四 学校教育法施行規則第七七条の五第三号関係(学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成一五年文部科学省令第四一号)について)

専修学校の専門課程の入学資格に関し、学校教育法第五六条第一項に規定する通常の課程による一二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)、又は学校教育法施行規則第六九条第一号から第四号までの各号の一に該当する者若しくは同規則第七七条の五第一号及び第二号に掲げる者のほか、各専修学校において、個別の入学資

格審査により高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められた者で一八歳に達したものであること。

この個別の入学資格審査については、上記第三に準じて扱うものとする。

第五 施行日等

一 学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成一五年文部科学省令第四一号)は公布の日(平成一五年九月一九日)から施行すること。

二 昭和五十六年文部省告示第一五三号(外国において学校教育における一二年の課程と同等の課程を修了した者に準ずる者を指定する件)の一部を改正する件(平成一五年文部科学省告示第一五一号)及び昭和二十三年文部省告示第四七号(大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件)の一部を改正する件(平成一五年文部科学省告示第一五二号)は、ともに公布の日(平成一五年九月一九日)から適用すること。

別添 (略)
参考資料 (略)

○ 学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について

平成一六年三月一二日一五文科高第九〇三号文部科学省高等教育局長から各
国公立大学長、各私立大学長、各高等専門学校
校長、大学評価・学位授与機構長、独立
行政法人大学入試センター理事長、各都
道府県知事、各都道府県教育委員会、大
学を設置する各地方公共団体の長、大学
又は高等専門学校を設置する各学校法
人の理事長あて通知

このたび、別添一及び二のとおり、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成十六年文部科学省令第八号）」及び「学校教育法第六十九条の四第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年文部科学省令第七号）」が平成十六年三月十二日に公布され、いずれも平成十六年四月一日から施行されることとなりました。

今回公布された省令は、「学校教育法の一部を改正する法律（平成十四年法律第一一八号）」による改正後の「学校教育法（昭和二十二年法律第二六号）」の規定に基づき、大学及び高等専門学校における自己点検・評価に関する規定を整備するとともに、大学及び高等専門学校における認証評価に関し、文部科学大臣が評価機関を認証する際の基準の細目等について定めるものです。

今回の省令の制定及び改正について、その概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御知の上、その施行に当たって遺漏のないようにお取り計らい下さい。

記

第一 学校教育法施行規則の一部を改正する省令

（平成十六年文部科学省令第八号）

一 自己点検・評価

大学の自己点検及び評価の実施並びにその結果の公表について、従来大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二八号）等において規定していたものを学校教育法（昭和二十二年法律第二六号）において規定したことに伴い、自己点検及

び評価における適切な評価項目の設定及び適当な体制の整備について、従来大学設置基準等において規定していたものを学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第一一八号）において規定することとしたこと（第七十一条の二）。なお、この改正は、これまでの大学設置基準等で規定していた趣旨を変更するものでないこと。

また、従来大学設置基準等において規定していた自己点検及び評価の結果の外部検証に係る努力義務については、認証評価制度の導入に伴い、削除することとしたこと。なお、この規定の削除後も、各大学の判断により、必要に応じ、自己点検及び評価の結果の外部検証を行うことができるものとする。

二 認証評価

（一） 専門職大学院の認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合等の措置

専門職大学院を置く大学は、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合、次のア又はイの措置のうちいずれかを講じなければならないこと（第七十一条の三）。

ア 指定外国評価機関（当該専門職大学院の分野に係る評価を行う外国に主たる事務所を有する法人等で、適正な評価を行うと国際的に認められたもの）として文部科学大臣が指定したものから、専門職大学院の教員組織、教育課程その他教育研究活動の状況について定期的に評価を受け、その結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告すること。

イ 学校教育法第六十九条の三第一項に規定する自己点検及び評価の結果のうち当該専門職大学院に係るものについて、当該大学の職員以外の者による検証を定期的に行い、その結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告すること。

（二） 認証評価機関の認証等

① 認証評価機関にならうとする者は、学校教育法第六十九条の三第二項に規定する大学の総合的な状況の評価においては大学・短期大

学・高等専門学校の区分ごと、同条第三項に規定する専門職大学院の評価においてはそれぞれの専攻分野ごとに、次のアに掲げる事項を記載した申請書、及び次のイに掲げる書類の提出により申請を行うこと（第七十一条の四、第七十一条の五）。

ア 申請書に記載する事項

- i 名称及び事務所の所在地
- ii 役員（申請者が人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものである場合においては、当該代表者又は管理人）の氏名
- iii 評価の対象（大学の総合的な状況の評価にあつては、大学、短期大学、高等専門学校いずれかを、専門職大学院の評価にあつては、評価を行う専攻分野名を記載）
- iv 大学評価基準及び評価方法
- v 評価の実施体制
- vi 評価の結果の公表の方法
- vii 評価の周期
- viii 評価に係る手数料の額（名称の如何を問わず、評価を受けるために評価対象の大学が支払うこととなる額を記載）
- ix その他評価の実施に関し参考となる事項

イ 申請書に添付する書類

- i 定款若しくは寄附行為及び登記簿の謄本又はこれらに準ずるもの
- ii 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人（申請者が人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む）は、その設立時における財産目録）
- iii 申請の日の属する事業年度の前事業年度における大学の教育研究活動等の状況についての評価の実施状況（当該評価の業務を実施していない場合は、申請の日の属する事業年度及びその翌事業年度における認証評価の業

務に係る実施計画）を記載した書面
iv 認証評価の業務以外の業務を行つて
いる場合には、その業務の種類及び概
要を記載した書面

② 学校教育法第六十九条の四第三項に規定する細目は、学校教育法第六十九条の四第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年文部科学省令第七号）の定めるところによること（第七十一条の六）。

③ 認証評価機関による評価結果の公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとしたこと（第七十一条の七）。

④ 認証評価機関は、上記①の「ア申請書に記載する事項」のうちi、iiの事項を変更しようとするときは、あらかじめ文部科学大臣に届け出なければならないこと（第七十一条の八）。

三 高等専門学校への準用

上記のうち、必要な規定を高等専門学校へ準用することとしたこと（第七十二条の七）。

第二 学校教育法第六十九条の四第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年文部科学省令第七号）

学校教育法第六十九条の四第二項に規定する認証の基準を適用するに際して必要な細目を以下のとおりとしたこと。

（一） 大学評価基準及び評価方法（第一条）
i 大学評価基準が、学校教育法及び大学設置基準等に適合していること。

ii 大学評価基準において、評価の対象となる大学における特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。

iii 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。

iv 評価方法に、大学の自己点検及び評価の結果の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれているこ

と。

v 大学の総合的な状況の評価を行う認証評価機関については、大学評価基準が、以下の事項について評価を行うものとして定められていること。

- (1) 教育研究上の基本となる組織に関すること
- (2) 教員組織に関すること
- (3) 教育課程に関すること
- (4) 施設及び設備に関すること
- (5) 事務組織に関すること
- (6) 財務に関すること
- (7) (1)～(6)のほか、教育研究活動等に関すること。

なお、(7)については、(1)～(6)以外にも、大学において行われている教育研究活動等について、各評価機関において評価すべき事項を設定するものとするとの趣旨であること。

vi 専門職大学院の評価を行う認証評価機関については、大学評価基準が、以下の事項について評価を行うものとして定められていること。

- (1) 教員組織に関すること
- (2) 教育課程に関すること
- (3) 施設及び設備に関すること
- (4) (1)～(2)のほか、教育研究活動に関すること。

なお、(4)については、(1)～(3)以外にも、専門職大学院において行われている教育研究活動について、各評価機関において評価すべき事項を設定するものとするとの趣旨であること。

(二) 評価体制(第二条)

i 大学の教員及びそれ以外の者であって大学の教育研究活動等に関し識見を有するものが認証評価の業務に従事していること。ただし、専門職大学院の認証評価にあつては、これらの者のほか、当該専門職大学院の課程に係る分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していること。

ii 大学の教員が、その所属する大学を対象とする認証評価の業務に従事しないよう必要な措置を講じていること。

iii 認証評価の業務に従事する者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること。

iv 大学の総合的な状況の評価の業務及び専門職大学院の評価の業務を併せて行う場合には、それぞれの認証評価の業務の実施体制を整備していること。

v 認証評価の業務に係る経理については、認証評価の業務以外の業務を行う場合には、その業務に係る経理と区分して整理し、大学の総合的な状況の評価の業務及び専門職大学院の評価の業務を併せて行う場合には、それぞれの認証評価の業務に係る経理を区分して整理していること。

その他(第三条)

i 上記「第一 学校教育法施行規則の一部を改正する省令」の「二 認証評価」の「(一) 認証評価機関の認証等」の①の「ア 申請書に記載する事項」のうちi～viiiの事項について公表していること。

ii 大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該認証評価を行うこととしていること。なお、「正当な理由」としては、評価機関の対応能力を超える数の大学から評価の求めがある場合などが考えられること。

iii 大学の教育研究活動等の評価の実績があることその他により認証評価を公正かつ適確に実施することが見込まれること。なお、「その他」の内容としては、認証評価の業務に係る適切な実施計画を有していることなどが考えられること。

iv 専門職大学院の認証評価において、評価が行われた後、次の評価までの間に、当該評価対象の専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があつたときは、認証評価機関において変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴

いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしていること。

これは、評価結果の前提となる基本的な要素である教育課程や教員組織に大きな変更があつた場合には、公表された評価結果が当該専門職大学院の現状を反映していないものとなる可能性があることから、必要に応じ評価機関が適切な措置を講ずることを求めるものであること。なお、このような措置について、評価機関はあらかじめ評価を受ける大学との間で取り決めを行うことが望ましいこと。

四 法科大学院に係る特例(第四条)

法科大学院の認証評価機関に係る細目は、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成十四年法律第一三九号)を踏まえ、専門職大学院の評価について定められる上記の各細目に加えて、以下の事項を規定すること。

i 法科大学院の認証評価機関は、大学評価基準において、上記(一)のviにかかわらず、以下の事項を評価項目として設定するものとする。

- (1) 教育活動等の状況に係る情報の提供に関すること
- (2) 入学者の選抜における入学者の多様性の確保に関すること
- (3) 教員組織に関すること
- (4) 在学する学生の数の収容定員に基づく適正な管理に関すること
- (5) 教育課程の編成に関すること
- (6) 一の授業科目について同時に授業を行う学生の数の設定に関すること
- (7) 授業の方法に関すること
- (8) 学修の成果に係る評価及び修了の認定の客観性及び厳格性の確保に関すること
- (9) 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に関すること

(10) 学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限の設定に関すること

(11) 法学既修者の認定に関すること

(12) 教育上必要な施設及び設備に関すること

(13) 図書その他の教育上必要な資料の整備に関すること

ii 評価方法が、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第五条第二項に規定する認定を適確に行うに足りるものであること。

なお、認証評価機関の定める大学評価基準に適合している旨の認定を受けられなかった法科大学院を設置する大学に対しては、同法第五条第五項の規定により、当該法科大学院の教育研究活動の状況について、文部科学大臣が報告又は資料の提出を求めるとされていること。

iii 法曹としての実務の経験を有する者が、評価員として評価に携わっていること。

iv 高等専門学校への準用(第五条)

上記のうち、必要な規定を高等専門学校へ準用することとしたこと。

(五) 別添(略)

○ 大学における薬学教育の修業年限の延長に係る学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について

平成一七年三月二三日一六文科高第九八四号文部科学事務次官から各国公立大学長、放送大学長、大学評価・学位授与機構長、独立行政法人大学入試センター理事長、各都道府県知事、各都道府県教育委員会、大学を設置する各地方公共団体の長、大学を設置する各学友会の理事長、放送大学学園理事長あて通知

このたび、別添一のとおり、「学校教育法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第九号）」が平成十六年五月二十一日に公布され、平成十八年四月一日から施行されることとなりました。

これを受け、別添二・六のとおり、「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成十六年文部科学省令第四三三号）」及びこれに関連する告示（平成十六年文部科学省告示第一七二号、一七三三号、第一七四号及び第一七五号）が、平成十六年十二月十五日に公布され、平成十八年四月一日から施行されることとなりました。

また、別添七及び八のとおり、「大学の設置等の認可の申請手続等に関する規則の一部を改正する省令（平成十七年文部科学省令第三号）」及び「大学の設置等の認可申請に係る書類の様式及び提出部数を定める件の一部を改正する件（平成十七年文部科学省告示第三九号）」が、平成十七年三月十日に公布され、同日から施行されることとなりました。

これらの法令改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、その運用に当たって遺漏のないようにお取り計らい下さい。

記

第一 学校教育法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第九号）

一 改正の趣旨

今回の改正は、近年の医療技術の高度化や医薬分業の進展等に伴い、医薬品の安全使

用や薬害の防止等についての社会的要請が高まりつつある中で、薬剤師が、医療の担い手としての役割を積極的に果たすことができるよう、大学の薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものについては、その修業年限を六年とし、薬剤師養成を目的とする薬学教育の改善・充実を図るものである。

二 学校教育法の一部改正（第一条関係）

大学の薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものの修業年限を六年としたこと。（第五十五条第二項）

第二 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成十六年文部科学省令第四三三号）

一 学校教育法施行規則の一部改正

（一）修業年限四年の薬学を履修する課程の早期卒業に関する事項

従来、薬学を履修する課程は、国家資格との関係などから多くの授業科目が必修となっており、修業年限未満の在学期間ですべての教育課程を修了することは困難との判断から、早期卒業が認められていなかったが、今回の学校教育法の一部改正に伴い、修業年限四年の薬学を履修する課程については、当該課程の卒業によっても薬剤師国家試験受験資格が付与される課程ではなくなったことから、早期卒業を認めることとしたこと。（第六八条の三）

ただし、施行日前に薬学を履修する課程に在学し、施行日以後に修業年限四年の薬学を履修する課程を卒業する者又は施行日前に薬学を履修する課程以外の課程に在学し、施行日以後に、薬学を履修する課程に転部・転科し、その後当該課程を卒業する者については、従前どおり、早期卒業は認められないこととしたこと。（附則第二一条）

（二）大学院博士課程への入学資格に関する事項

薬学を履修する博士課程（当該課程に係る研究科の基礎となる学部）の修業年限が六年であるものに限る。）への入学に関し、大

学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、以下のとおり定められたこと。

① 外国において、学校教育における十八年の課程を修了した者（第七〇条第一項第二号）

② 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十八年の課程を修了した者（第七〇条第一項第三号）

③ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十八年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者（第七〇条第一項第四号）

④ 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、二十四歳に達したものの（第七十條第一項第七号）

⑤ 早期大学院入学に関する事項

⑥ 薬学を履修する博士課程（当該課程に係る研究科の基礎となる学部）の修業年限が六年であるものに限る。）への学校教育法第六七条第二項に定める早期入学が認められる者として、以下のとおり定めたこと。

① 薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものに四年以上在学した者（第七〇条の五）

② 外国において学校教育における十六年の課程を修了した者（第七〇条の六第一号）

③ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十六年の課程を修了した者（第七〇条の六第二号）

④ 我が国において、外国の大学の課程（そ

の修了者が当該外国の学校教育における十六年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者（第七〇条の六第三号）

二 卒業の要件に関する事項

（一）卒業の要件に関する事項

薬学に関する学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものに係る卒業の要件は、大学に六年以上在学し、一八六単位以上（将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習（以下「薬学実務実習」という。）に係る二〇単位以上を含む。）を修得することとするとしたこと。（第三二条第三項）

（二）薬学実務実習に必要な施設に関する事項

薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを置き、又は設ける大学は、薬学実務実習に必要な施設を確保するものとするとしたこと。（第三九条の二）

（三）段階的整備に関する事項

薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備については、段階的に整備することができることとしたこと。（第四六条）（第五平成十六年文部科学省告示第一七四号（大学設置基準第四五条の規定に基づき、新たに大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件の一部を改正する件）を参照。）

（四）専任教員数に関する事項

① 学部の種類に応じ定める専任教員数に関し、薬学を履修する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものの修業年限が六年になったことに伴い、当該学部の専任教員数について新たに基準を定めたこと。

(別表第一の表及び別表第一イ備考第三号)

② 薬学分野に属する二以上の学科で組織される学部(臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの)の一学科を置く場合における当該一学科に対する別表第一イの適用に係る特例を定めたこと。(別表第一イ備考第八号)

③ 薬学関係(臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの)の学部に係る専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、薬剤師としての実務の経験を有する者を含むものとするとしたこと。(別表第一イ備考第九号(第六) 平成一六年文部科学省告示第一七五号(大学設置基準別表第一イ備考第九号の規定に基づき、薬学関係(臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの)の学部に係る専任教員について定める件を参照))

三 大学院設置基準の一部改正

薬学を履修する博士課程(当該課程に係る研究科の基礎となる学部の修業年限が六年であるものに限る。)の標準修業年限は四年としたこと。

また、当該課程の修了の要件は、大学院に四年(優れた研究業績を上げた者にあつては、三年)以上在学し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとしたこと。

(第三号)

第三 平成一六年文部科学省告示第一七二号(大学院及び大学の専攻科の入学に關し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件の一部を改正する件)

一 大学院及び大学の専攻科の入学に關し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定(昭和二十八年文部省告示第五号)の一部を改正し、薬学を履修する博士課程及び専攻科(当該課程に係る研究科及び当該専攻科の基礎となる学部の修業年限が六

年であるものに限る。)については、本告示を適用しないこととしたこと。(第四) 平成一六年文部科学省告示第一七三三号(医学、歯学又は獣医学を履修する博士課程又は専攻科の入学に關し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件の一部を改正する件)を参照。

第四 平成一六年文部科学省告示第一七三三号(医学、歯学又は獣医学を履修する博士課程又は専攻科の入学に關し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件の一部を改正する件)

一 医学、歯学又は獣医学を履修する博士課程又は専攻科の入学に關し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定(昭和三〇年文部省告示第三九号)の一部を改正し、薬学を履修する博士課程若しくは専攻科(当該課程に係る研究科又は当該専攻科の基礎となる学部の修業年限が六年であるものに限る。)の入学に關し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を、医学、歯学又は獣医学を履修する博士課程又は専攻科の入学に關し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者と同等に定めたこと。

第五 平成一六年文部科学省告示第一七四号(大学設置基準第四五条の規定に基づき、新たに大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件の一部を改正する件)

「大学設置基準第四五条の規定に基づき、新たに大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件」(平成一五年文部科学省告示第四四号)の一部を改正し、薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について新たに基準を定めたこと。

第六 平成一六年文部科学省告示第一七五号(大学設置基準別表第一イ備考第九号の規定に基づき、薬学関係(臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの)の学部に係る専任教員について定める件)

一 大学設置基準別表第一イ備考第九号の規定に基づき、薬学関係(臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの)の学部に係る専任教員について定める件

一 大学設置基準別表第一イ備考第九号に基づき、薬学関係(臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの)の学部に係る専任教員について以下のとおり定めたこと。

(一) 大学設置基準別表第一イに規定する薬学関係(臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの)の学部に係る専任教員に六分の一を乗じて算出される数は、おおむね五年以上の薬剤師としての実務の経験を有する者としたこと。

(二) 実務の経験を有する専任教員数に三分の二を乗じて算出される数の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の薬学関係(臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの)の学部の運営について責任を担う者で足りるものとするとしたこと。

第七 規則の一部を改正する省令(平成一七年文部科学省令第三号)

(一) 認可申請に関する事項
六年制の薬科大学の設置認可を受けようとする者に対し、薬学実務実習に必要な施設の概要等を記載した書類(以下「薬学実務実習施設の概要書類」という。)の提出を求めるとしたこと。(第一条第四項)

(二) 設置届出に関する事項
四年制の薬学部又は薬学科に加え、新たに六年制の薬学部又は薬学科を届出により設置する場合、薬学実務実習施設の概要書類の提出を求めるとしたこと。(第二条第九項)

第八 平成一七年文部科学省告示第三九号(大学の設置等の認可申請に係る書類の様式及び提出部数について定める件の一部を改正する件)

(一) 大学の設置等の認可の申請手続等に関する規則の一部改正に併せて所要の規定の整備を行ったこと。(大学の設置等の認可申請に係る書類の様式及び提出部数の表)

(二) 六年制薬学部に係る専任教員のうち、薬

別添 (略)

第九 今回の大学設置基準等の一部改正に係る中央教育審議会の答申(「大学設置基準等の改正について」平成一六年九月三〇日)には大学分科会からの提言が添付されている(薬学教育の修業年限延長に係る大学設置基準等の改正に伴う提言「平成一六年九月三〇日中央教育審議会大学分科会。薬科大学・薬学部においては本提言を踏まえ、評価体制の整備、実務実習の実施に向けた関係団体・機関との調整、共用試験の実施及び患者の安全確保等につき、真摯な取り組みが求められる。

○ 学校教育法施行規則等の一部改正について

平成一七年三月三〇日、一六文科高第一〇三五号、文部科学省高等教育局長から、各国公私立大学長、各国公立立高等専門学、各都道府県知事、各都道府県教育委員会あて通知

昨年十二月十三日に、別添一のとおり「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成一六年文部科学省令第四十二号)」が公布され、外国大学日本校に關する規定については同日に施行され、我が国の大学の海外校に關する規定については平成一七年四月一日から施行されることとなりました。

今回の改正の趣旨は、高等教育の国境を越えた展開に対応し得るよう、学習機会の国際化及び我が国の大学の国際展開の観点から、いわゆる外国大学日本校のうち当該外国の学校教育制度において当該外国大学の一部と位置付けられているものについて当該外国大学に準じて取扱うこととするのと同時に、我が国の大学が外国において教育活動を行う場合、大学設置基準等を満たしたものに

いては我が国の大学の一部と位置付けることを可能とするため制度を整備するものです。

この省令の概要並びに留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、その運用に当たって遺漏のないようにお取り計らい下さい。

各都道府県知事及び各都道府県教育委員会におかれては、所管又は所轄の学校、学校法人及び準学校法人並びに関係市町村教育委員会へ周知いただくようお願いいたします。

記

第一 外国大学日本校関係

一 大学院等入学資格について

1 概要

- (1) 大学の専攻科又は大学院への入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十六年（医学、歯学又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十八年）の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者を加えたこと。（学校教育法施行規則第七十条第一項第四号関係）

- (2) 短期大学の専攻科への入学に関し、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十四年（修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、十五年）の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者を加えたこと。（学校教育法施行規則第七十条第二項第五号関係）

- (3) 大学院への入学に関し、修士の学位又は学校教育法第六十八条の二第一項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者と

同等以上の学力があると認められる者として、我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するもの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者を加えたこと。（学校教育法施行規則第七十条の二三号関係）

- (4) 学校教育法第六十七条第二項の規定により、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者に準ずる者として、我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十五年（医学、歯学又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十六年）の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者を加えたこと。（学校教育法施行規則第七十条の六第三号関係）

- (5) 高等専門学校専攻科への入学に関し、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十四年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するもの当該課程を修了した者を加えたこと。（学校教育法施行規則第七十二条の五第五号関係）

2

- (1) 対象となる外国大学日本校は、文部科学大臣が指定した教育施設に限られること。追つて該当する各教育施設の名称、位置等を告示にて指定することとしており、指定した場合にはその旨通知することとしていること。

なお、文部科学大臣が指定する教育施設に関する手続等は、別添二のとおり、平成

十六年十二月二十日に施行された「外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設の指定等に関する規程（平成十六年文部科学省告示第一七六号）において定めていること。（以下、二〇四において同じ）。

- (2) 外国の大学、大学院又は外国の短期大学とは、当該外国の学校教育制度上の大学、大学院又は短期大学（我が国の大学、大学院又は短期大学に相当する教育機関）であつて、基本的に、当該外国の学校教育制度上の学位又は称号を卒業者に授与する権限を有していることが必要であること。また、当該外国において、制度上及び社会的に大学、大学院又は短期大学と認められるためには適格認定評価制度（アクレディテーション）による適格認定が必要とされている場合には、当該適格認定を受けていることが必要であること。

なお、かかる解釈は、学校教育法施行規則、大学設置基準等の他の規定における外国の大学、大学院及び外国の短期大学にも同様にしてはまること。

- (3) 本省令の施行日以前に当該課程を修了した者についても、入学資格が認められること。

二

編入学について

1 概要

外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者（学校教育法五十六条第一項に規定する者に限る。）は、大学（学校教育法第五十二条の大学。以下同じ。）に編入学することができること。この場合も、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、卒業した短期大学における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として当該大学に編入学すること

ができること。（学校教育法施行規則第七十条の七第二項関係）

2 留意事項

- (1) 本規定に基づいて編入学する場合であっても、大学に入学することとなることから、学校教育法第五十六条第一項の定める大学入学資格を有することが必要であること。すなわち、本規定は、同項の定める大学入学資格の特例を定めたものではなく、同項の定める大学入学資格を有していない者は、我が国の大学に編入学することができないこと。

- (2) 外国の短期大学を卒業した者は、従来より、大学へ編入学することは可能であり、改正後の学校教育法施行規則第七十条の七の規定中、外国の短期大学を卒業した者に関する規定の部分は確認的に規定したものであつて、本学校教育法施行規則等の一部を改正する省令が施行された後も、これらの者については従前と変わらず編入学することができること。

- (3) 本省令の施行日以前に当該課程を修了した者についても、編入学することができること。

三

転学について

1 概要

我が国において、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者（大学及び短期大学にあつては学校教育法第五十六条第一項に規定する者に、大学院にあつては同法第六十七条第一項に規定する者に限る。）は、転学しようとする大学、大学院又は短期大学の定めるところにより、それぞれ当該大学、大学院又は短期大学に転学することができること。（学校教育法施行規則第七十条の八関係）

2 留意事項

- (1) 改正後の学校教育法施行規則第七十条の八の規定は、入学資格の特例を設けたものではなく、大学、大学院又は短期大学に転

学するためには、それぞれの入学資格を有することが必要であること。

- (2) 外国の大学、大学院又は短期大学に在学した者は、従来より、それぞれ我が国の大学、大学院又は短期大学に転学することは可能であったところであり、本学校教育法施行規則等の一部を改正する省令が施行された後も、これらの者については従前と変わらず転学することができること。
- (3) 本省令の施行日以前に当該課程に在学した者についても、転学することができること。

四 単位互換について

1 概要

- (1) 大学は、学生が、外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修して修得した単位についても、教育上有益と認めるときは、当該大学の定めるところにより、六十単位を越えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができること。(大学設置基準第二十八条第二項関係)
- (2) 短期大学は、学生が、外国の短期大学又は大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修して修得した単位についても、教育上有益と認めるときは、当該短期大学の定めるところにより、修業年限が二年の短期大学にあつては三十単位、修業年限が三年の短期大学にあつては四十六単位(第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては三十単位)を超えない範囲で当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができること。(短期大学設置基準第十四条第二

項関係

- (3) 専門職大学院は、学生が、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修して修得した単位についても、教育上有益と認めるときは、当該専門職大学院の定めるところにより、当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を越えない範囲で当該専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができること。(専門職大学院設置基準第十三条第二項)。

2 留意事項

- (1) 専門職大学院以外の大学院については、大学院設置基準第十五条において、大学設置基準第二十八条第二項が準用されており、大学院は、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修して修得した単位についても、教育上有益と認めるときは、当該大学院の定めるところにより、十単位を越えない範囲で当該大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができること。
- (2) 本省令の施行前に修得した単位についても、当該大学等における授業科目の履修により修得したものとみなすことができること。

第二 我が国の大学の海外校関係

- 一 外国に組織を新たに設けることに関する規定の新設について

1 概要

大学、大学院及び短期大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国に、学部、学科、研究科、専攻その他の組織の一部を設けることができること。(大学設置基準第四十条、大学院設置基準第三十三条、短期大学

設置基準第三十六条関係)。

なお、専門職大学院についても、専門職大学院設置基準第二十六条第一項に基づき、改正後の大学院設置基準第三十三条が適用されるため、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国に、研究科、専攻その他の組織の一部を設けることができること。

2 留意事項

- (1) 改正前の大学設置基準等においては、大学等が、外国において授業を履修させること(大学設置基準第二十五条第三項前段)等、外国において教育研究活動を行うこと等の組織を外国に設けることを想定していなかったところであり、今回の措置は、これについて要件等を定め可能とするものであること。

なお、大学等の設置者が、外国において、学部、研究科、学科等の組織としてではなく、例えば語学研修施設等として教育施設を設置する場合には、従来通り、今回新設された規定に基づくことなく、これを設置することができること。

- (2) 外国に設ける組織についても、大学設置基準又は短期大学設置基準により必要とされる専任教員、校地、校舎及び施設を備えるものであることが必要であること。

なお、当該組織の設置後においても、校地、校舎等の変更については、大学設置基準等上の基準面積を超えて整備されたものも含め、改正後の学校教育法施行規則第二条第六号の規定により、文部科学大臣への届出が必要となるものであること。

- (3) 文部科学大臣が定めることとされている事項については、追つて告示において定めることとしていること。

二 組織の位置変更に係る届出について

1 概要

- (1) 私立の学校の設置者は、その設置する大学について、大学の学部、大学院の研究科、短期大学の学科その他の組織の位置を、我が国から外国に、外国から我が国に、又は

一 外国から他の外国に変更するときには、その旨を文部科学大臣に届け出なければならないこと。(学校教育法施行規則第二条第三号関係)

- (2) (1)の届出は、届出書に、次の事項を記載した書類及び校地校舎等の図面を添えてしなければならないこと。(学校教育法施行規則第六条の二関係)

- ① 事由
- ② 名称
- ③ 位置
- ④ 学則の変更事項
- ⑤ 経費の見積り及び維持方法
- ⑥ 変更の時期

2 留意事項

- (1) 外国に大学の学部、大学院の研究科、短期大学の学科その他の組織を設ける場合、国内においてこれらの組織を設ける場合に認可又は届出が必要な場合には、同じく認可又は届出が必要であること。学校教育法施行規則第二条第三号の規定の改正趣旨は、大学の学部、大学院の研究科、短期大学の学科の位置を、我が国から外国に、外国から我が国に、又は一 外国から他の外国に変更するときについても届出を必要とするものであること。
- (2) 改正後の学校教育法施行規則第二条第三号の届出については、実際に位置の変更を実施する前に行う必要があること。

三 収容定員関係

1 概要

大学、大学院及び短期大学が、収容定員を定める場合において、外国に大学の学部、大学院の研究科、短期大学の学科その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。 (大学設置基準第十八条、大学院設置基準第十条第二項、短期大学設置基準第四条第二項関係)

なお、専門職大学院についても、専門職大学院設置基準第二十六条第一項に基づき、改正後の大学院設置基準第十条第二項が適用されるため、収容定員を定める場合において、

外国に研究科、専攻その他の組織を設けると
きは、これに係る収容定員を明示するものと
すること。

第三 施行期日

第一の外国大学日本校関係については、本
学校教育法施行規則等の一部を改正する省令
公布日（平成十六年十二月十三日）施行であ
ること。

第二の我が国の大学の海外校関係について
は、平成十七年四月一日施行であること。

別添（略）

○ 学校教育法施行令第二十三条の 二第一項第五号の規定による分 野を定める告示の施行について

平成十七年三月三十一日一六文科高第一
○五二号文部科学省高等教育局長から
各国公立大学長、放送大学長、大学を設
置する各地方公共団体の長、大学を設
置する各学校法人の理事長、放送大学学
園理事長あて通知

この度、別添のとおり「学校教育法施行令第二
三条の二第一項第五号の規定による分野を定める
告示（平成十七年文部科学省告示第五一号）」が、
平成十七年三月三十一日に告示され、平成十七年四
月一日から適用されることになりました。

この告示の趣旨は、下記のとおりですので、十
分に御了知の上、認可申請に当たって遺漏のない
ようお取り計らい願います。

記

○ 学校教育法施行令第二三条の二第一項第五号
の規定による分野を定める件（平成十七年文部
科学省告示第五一号）

学校教育法施行令第二三条の二第一項第五号の
規定により、認可を要せず届出事項となる私立の
大学の収容定員に係る学則の変更の対象から、医
師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る
分野に係る収容定員を除外したこと。

別添（略）

○ 大学、短期大学、高等専門学校等の 設置の際の入学定員の取扱い等に 係る基準の一部を改正する告示の 施行について

平成十七年三月三十一日一六文科高第一
○五三三号文部科学省高等教育局長から
各国公立大学長、放送大学長、大学を設
置する各地方公共団体の長、大学を設
置する各学校法人の理事長、放送大学学
園理事長あて通知

この度、別添のとおり「大学、短期大学、高等
専門学校等の設置の際の入学定員の取扱い等に係
る基準の一部を改正する告示（平成十七年文部科
学省告示第五二二号）」が、平成十七年三月三十一日
に告示され、平成十七年四月一日から適用されるこ
とになりました。

今回の改正の趣旨は、下記のとおりですので、
十分に御了知の上、認可申請に当たって遺漏のない
ようお取り計らい願います。

記

○ 大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際
の入学定員の取扱い等に係る基準（平成一五年
文部科学省告示第四五号）の一部改正

大学、短期大学、高等専門学校等の設置又は収
容定員増の認可の審査に関して、「医師、歯科医師、
獣医師、教員及び船舶職員の養成に係る」もので
ないこととしていたことを改め、「教員」の養成に
係るものを認可の審査の対象としたこと。

別添（略）

○ 短期大学卒業生への学位授与に 係る学校教育法の一部を改正す る法律等の施行について

平成十七年九月九日一七文科高第四四
三三三号文部科学事務次官から各国公立
大学長、各国公立高等専門学校長、独
立行政法人大学評価・学位授与機構長、
独立行政法人大学入試センター理事長、
各都道府県知事、各都道府県教育委員会、
各都道府県設置する各地方公共団体の長、各
公立大学法人の理事長、大学又は高等専
門学校を設置する各学校法人の理事長、
大学を設置する各学校設置会社の代表
取締役、放送大学学園理事長あて通知

先第一六二回通常国会において、「学校教育
法の一部を改正する法律（平成十七年法律第八三
号）」（別添一）が成立し、平成十七年七月一日
に公布されました。

このうち、「短期大学卒業生への学位授与」に係
る改正規定については平成十七年十月一日から施
行されることとなっておりますが、これを受け、
別添二及び三のとおり、「学校教育法の一部を改正
する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に關
する政令（平成十七年政令第二九五号）」及び「学
校教育法の一部を改正する法律の一部の施行に伴
う文部科学省関係省令の整備に関する省令（平成
十七年文部科学省令第四〇号）」が、平成十七年九
月九日に公布され、平成十七年十月一日から施行
されることとなりました。

これらの法令改正の概要及び留意すべき事項は
下記のとおりですので、十分に御了知の上、その
運用に当たっては遺漏なきようお取り計らい願
います。

なお、各都道府県知事及び各都道府県教育委員
会におかれては、所管又は所轄の学校、学校法人
及び準学校法人並びに関係市町村教育委員会（周
知いただくようお願いいたします）

また、「学校教育法の一部を改正する法律」中「大
学等の教員組織の整備」に係る規定については平
成一九年四月一日から施行されるものであるため
この事項に係る諸法令改正の概要及び留意すべき
事項については、追って通知することとします。

記

第一 学校教育法の一部を改正する法律

（平成十七年法律第八三号）

一 改正の趣旨

今回の改正は、短期大学における教育の発展
や短期高等教育機関修了者への学位授与につい
ての国際的な動向等を踏まえ、短期大学の卒業
者に学位が授与されるよう制度の見直しを行う
とともに、大学及び高等専門学校の教育研究の
活性化の観点から、助教を廃止して「准教授」
を設け、現在の助手のうち、主として教育研究
を担う者のために、新たに「助教」の職を設け
る等の教員組織の整備を行うことを目的とする
ものである。

なお、このうち平成十七年十月一日に施行さ
れる部分は、「短期大学卒業生への学位授与」に
係る改正規定であり、教員組織の整備に係る改
正規定は平成十九年四月一日から施行されるこ
とに留意されたい。

二 「短期大学卒業生への学位授与」に係る改正 の概要

これまで、短期大学を卒業した者は準学士と
称することができることとされてきたが、今回
の改正により、短期大学は、短期大学を卒業し
た者に対し、短期大学の学位を授与するもの
としたこと。（第六八条の二第三項関係）

短期大学の学位の設置が、設置認可事項と届
出事項のいずれに該当するかについて、これまで
は「学科の分野」の異同に着目して判断して
きたが、今回の改正に伴い、短期大学卒業者に
短期大学の学位が授与されることとなったた
め、大学と同様、学位の分野の異同に着目して
判断することとしたこと。（第四条第二項関係）
今回の改正前の準学士の称号は、改正後の短
期大学の学位とみなすこととしたこと。（附則
第三条関係）

三 留意事項

(1) 短期大学卒業生が「準学士」と称すること
ができる制度は、学校教育法等の一部を改正
する法律（平成三年法律第二五号）によって
創設されたが、このときに追加された「短期
大学を卒業した者は、準学士と称することが
できる」との旨の規定は、同法附則第二項の
規定により、施行日（平成三年七月一日）以

○ 大学等の教員組織の整備に係る学校教育法の一部を改正する法律等の施行について

平成一八年五月一七日一八文科高第一三三号、文部科学事務次官から各国公私立大学長、各国公私立高等専門学校長、独立行政法人大学評価・学位授与機構長、独立行政法人大学入試センター理事長、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長、各都道府県知事、各都道府県教育委員会、大学を設置する各地方公共団体の長、各公立大学法人の理事長、大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長、大学を設置する各学校設置会社の代表取締役、放送大学学園理事長あて通知

先の第一六二通常国会において「学校教育法の一部を改正する法律（平成一七年法律第八三号）（別添一）が成立し、平成一七年七月一五日に公布されました。

このうち、「短期大学卒業生への学位授与」に係る改正規定については、既に平成一七年一〇月一日から施行されており、その概要及び留意すべき事項については、「短期大学卒業生への学位授与に係る学校教育法の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（一七文科高第四四三三号・平成一七年九月九日付文部科学事務次官通知）によりお知らせしているところです。

一方、「大学等の教員組織の整備」に係る改正規定については平成一九年四月一日から施行されることとなっており、これを受け関係省令の規定の整備を行う必要があり、また、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」（平成一七年一月二八日）及び同審議会答申「新時代の大学院教育―国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて―」（平成一七年九月五日）を踏まえて、関係省令の改正を行うため、「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成一八年文部科学省令第一号）」（別添二）が、平成一八年三月三十一日に公布され、平成一九年四月一日から施行されることとなりました。

一部改正

今回の学校教育法の一部改正に伴い、短期大学についてもその卒業生に短期大学士の学位を与えることとなったことから、規定を整備するため、学位規則における「大学」には原則として短期大学を含むこととし、「短期大学」への適用がない規定においてのみ「大学」から短期大学を除くこととしたこと。（第一号 第五條の三、第八條、第九條、第二二條関係）

短期大学士の学位は、短期大学が、当該短期大学を卒業した者に対して授与するものとしたこと。（第五條の四関係）

どの専攻分野で学位が授与されたかを表記することは社会的に有用であるので、短期大学において短期大学士の学位を授与するに当たっては、他の学位と同様に適切な専攻分野の名称を付記するものとしたこと。なお、専攻分野の名称については、その社会的有用性に配慮し、過度に細分化することのないようにするとともに、その者が当該短期大学において修得した内容を適切に表すものとなるよう留意すること。（第一〇條関係）

短期大学士の学位を授与された者がその名称を用いるときは、短期大学士の学位を授与した短期大学の名称を付記するものとしたこと。（第一一條関係）

短期大学は、学位に関する事項を処理するため、学位に関し必要な事項を定めて文部科学大臣に報告するものとしたこと。なお、「学位に関し必要な事項」とは、概ね、学位授与の要件に関する事項、学位に付す専攻分野の名称に関する事項、学位授与の取消に関する事項等を想定していること。（第一三條関係）

高等専門学校設置基準（昭和三六年文部省令第二三三號）の一部改正

高等専門学校の手助となることのできる者として、従来、「学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む）」又は準学士の称号（外国におけるこれに相

前に短期大学を卒業した者についても適用があるものとされた。これにより、平成三年七月一日以前に短期大学を卒業した者も、「準学士」と称することができるが、これらの者の「準学士」称号についても、平成三年七月から本年九月まで短期大学を卒業した者の「準学士」称号と同様に、「短期大学士」の学位とみなすこととなることに留意すること。

(2) 短期大学の学科の設置であつて学校教育法第四條第二項第一号に該当するもの及び短期大学の通信教育の開設であつて学校教育法施行令第二三條の二第一項第三号に該当するものについては、「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」（平成一五年文部科学省告示第三九号）の一部を改正する告示によつて示すこととしており、後日、官報に掲載する予定であること。

(3) 施行日以降に当該短期大学を卒業する者に対して学位を授与するに当たつて学位記を発行する場合、どのような学位記を発行するかは、各短期大学において定められる事項であるが、各短期大学における検討の参考に資するべく、短期大学士に関する学位記の様式について、別紙のとおり例（略）を作成したこと。

第二 学校教育法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成一七年政令第二九五号）

学校教育法の一部改正に伴い、学校教育法施行令（昭和二八年政令第三四〇号）及び防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二七年政令第三六八号）について条項ずれの処理等の規定の整理を行うものである。

第三 学校教育法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令（平成一七年文部科学省令第四〇号）

(1) 学校教育法施行規則（昭和二二年文部省令第一一號）の一部改正

学校教育法の一部改正に伴い、学校教育法施行規則について条項ずれの処理を行うこととしたこと。（第七〇條第一項関係）

(2) 学位規則（昭和二八年文部省令第九号）

これらの法令改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

なお、各都道府県知事及び各都道府県教育委員会におかれは、所管又は所轄の学校、学校法人及び準学校法人並びに関係市町村教育委員会（周知いただくようお願いいたします）。

記

第一 学校教育法の一部を改正する法律（平成一七年法律第八三号）

（一）改正の趣旨

今回の改正のうち、「大学等の教員組織の整備」に係る改正規定は、大学及び高等専門学校における教育研究の活性化を図るため、大学に置かなければならない職として、助教に代えて「准教授」を設け、その職務内容について規定するとともに、「助教」を新設してその職務内容について規定し、あわせて教授及び助手の職務内容についても規定の整備を行うものである。

なお、この改正規定は平成一九年四月一日から施行されることとなるが、今回の改正のうち「短期大学卒業業者（の学位授与）」に係る改正規定は、既に平成一七年一〇月一日から施行されていることに留意されたい。

（二）改正の概要

大学に置かなければならない職として、助教に代えて准教授を設けるとともに、助教を新設したこと。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができることとしたこと。（第五八条第一項関係）

准教授の職務内容について、専攻分野について、教育上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事することとしたこと。（第五八条第七項関係）

助教の職務内容について、専攻分野について、教育上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事することとしたこと。

たこと。（第五八条第八項関係）

これらの改正に伴い、教授及び助手の職務内容に関する規定の整備を行ったこと。（第五八条第六項及び第九項関係）

また、高等専門学校に置かなければならない職として、助教に代えて准教授を設けるとともに、助教を新設したこと。ただし、教育上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができることとしたこと。（第七〇条の七第一項関係）

准教授の職務内容について、専攻分野について、教育上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授することとしたこと。（第七〇条の七第五項関係）

助教の職務内容について、専攻分野について、教育上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授することとしたこと。（第七〇条の七第六項関係）

これらの改正に伴い、教授及び助手の職務内容に関する規定の整備を行ったこと。（第七〇条の七第四項及び第七項関係）

（三）留意事項

①大学の教授、准教授及び助教の職務内容については、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事することとして共通に規定しているが、各職が有すべき知識及び能力等に区別を設けており、各大学において、教員の具体的な職務内容を定める際には、このような各職の位置付けを踏まえ、役割の分担と連携の下で組織的に職務が遂行されるように留意すること。

②大学の講師は、教育研究を主たる職務とする職として、基本的に大学に置かなければならないこととした教授、准教授及び助教とは別に、各大学の判断により置くことができることとしたものであり、その基本的な性格は改正前と変わらないが、今回の改正により、教授及び「助教」でなく、教授及び「准教授」に準ずる職務に従事することとしたこと。

③大学の助手は、教育研究の円滑な実施に必

要な業務に従事することとし、教授、准教授及び助教とは職務内容が明確に異なる職として位置付けることとしたこと。

④高等専門学校の教授、准教授及び助教の職務内容については、学生を教授することとして共通に規定しているが、各職が有するべき知識及び能力等に区別を設けており、各高等専門学校において、教員の具体的な職務内容を定める際には、このような各職の位置付けを踏まえ、役割の分担と連携の下で組織的に職務が遂行されるように留意すること。

⑤高等専門学校の講師は、教育を主たる職務とする職として、基本的に高等専門学校に置かなければならないこととした教授、准教授及び助教とは別に、各高等専門学校の判断により置くことができることとしたものであり、その基本的な性格は改正前と変わらないが、今回の改正により、教授及び「助教」でなく、教授及び「准教授」に準ずる職務に従事することとしたこと。

⑥高等専門学校の助手は、教育の円滑な実施に必要な業務に従事することとし、教授、准教授及び助教とは職務内容が明確に異なる職として位置付けることとしたこと。

⑦新設する准教授と助教の公定の英文名称は定めないが、各大学等において英文名称を定める際は、米国において、プロフェッサー（professor）の次にアシシエイト・プロフェッサー（associate professor）が位置付けられ、さらにその次の段階にアシスタント・プロフェッサー（assistant professor）が位置付けられていることも参考にされたい。

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成一八年文部科学省令第一号）

一 大学設置基準（昭和三二年文部省令第二八号）の一部改正

（一）教員組織

大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとしたこと。（第七条第一項関係）

また、大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとしたこと。（第七七条第二項関係）

教員組織に関する規定のうち、講座制及び学科目制に関するものについては削除することとしたこと。（改正前の第七条から第九条まで関係）

なお、この改正は、教員の適切な役割分担の下での組織的な連携体制の確保や教育研究に係る責任の所在の明確化を図るものとして、講座制や学科目制を採ることを否定するものではなく、各大学において、硬直的・閉鎖的な運用に陥らないよう必要な工夫や配慮を行った上で、引き続きこれらを探ることも可能であること。

（二）授業科目の担当

大学は、主要授業科目については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教に担当させるものとしたこと。（第一〇条第一項関係）

また、大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとしたこと。（第一〇条第二項関係）

（三）専任教員

教員は、一の大学に限り専任教員となるものとし、専任教員は専ら当該大学における教育研究に従事するものとしたこと。ただし、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を専任教員とすることができるとしたこと。（第二二条各々項関係）

大学における専任教員の数は、当該大学に置く学部の種類及び規模並びに大学全体の収容定員に応じ定める教授、准教授、講師又は助教の数を合計した数以上とするものとし、大学設置基準第一一条に規定する「授業を担当しない教員」は専任教員の数に含まないこ

とを明確にしたこと。(第三三条及び別表第一関係)

なお、第一二条第二項の「専ら」とは、専任教員が、当該大学における教育研究活動を本務とし、これに従事する時間などの割合が、他に従事する業務などと比べて著しく高いことを想定していること。

また、同条第三項の「当該大学における教育研究に支障がない」とは、教員本人の勤務形態とともに、当該大学の教員組織全体の状況などに照らし、当該大学における教育研究の遂行に支障がないことを想定している。したがって、専任教員全体のうち同項による専任教員の占める割合が過度に高くなることにより、当該大学における教育研究の遂行に支障が生じる場合も想定され、かつ、同項は、あくまでも同条第二項で規定する専任教員の例外を定めるものであることから、同条第三項による専任教員の割合は、この趣旨を踏まえて適正なものとなるように留意すること。

四 教員の資格

准教授となることのできる者については、法改正前の助教となることのできる者と同様の資格を定めたこと。(第一五一条関係)

助教となることのできる者については、少なくとも修士の学位又は専門職学位以上の学位を有する者であって、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者であること等を資格として定めたこと。(第一六条の一関係)

(四) その他所要の規定の整備を行ったこと。

二 高等専門学校設置基準(昭和三六年度省令第二三三号)の一部改正

(一) 教員組織

高等専門学校は、教育の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとしたこと。(第六五第五項関係)

また、高等専門学校は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとしたこと。(第七条

関係)

(二) 専任教員の要件

教員は、一の高等専門学校に限り専任教員となるものとし、専任教員は専ら当該高等専門学校における教育に従事するものとしたこと。ただし、教育上特に必要があり、当該高等専門学校における教育の遂行に支障がないと認められる場合には、当該高等専門学校における教育以外の業務に従事する者を専任教員とすることができるとしたこと。(第九條各項関係)

なお、第九條第二項の「専ら」とは、専任教員が、当該高等専門学校における教育活動を本務とし、これに従事する時間などの割合が、他に従事する業務などと比べて著しく高いことを想定していること。

また、同条第三項の「当該高等専門学校における教育研究に支障がない」とは、教員本人の勤務形態とともに、当該高等専門学校の教員組織全体の状況などに照らし、当該高等専門学校における教育研究の遂行に支障がないことを想定している。したがって、専任教員全体のうち同項による専任教員の割合が過度に高くなることにより、当該高等専門学校における教育研究の遂行に支障が生じる場合も想定され、かつ、同項は、あくまでも同条第二項で規定する専任教員の例外を定めるものであることから、同条第三項による専任教員の割合は、この趣旨を踏まえて適正なものとなるように留意すること。

(三) 教員の資格

准教授となることのできる者については、法改正前の助教となることのできる者と同様の資格を定めたこと。(第一二条関係)

助教となることのできる者については、少なくとも修士の学位又は専門職学位以上の学位を有する者であって、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者であること等を資格として定めたこと。(第二三条の一関係)

三 大学院設置基準(昭和四九年文部省令第二八

号)の一部改正

(一) 教育研究上の目的の明確化

大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表するものとしたこと。(第一条の二関係)

なお、目的の策定にあたっては、各大学院のそれぞれの人材養成上の目的と学生に修得させられるべき能力等の教育目標を明確にし、これらに即して、体系的な教育の課程を提供するとともに、責任ある実践のための人的、組織的体制、物的環境を整えることに資するよう留意すること。また、組織として目的を共有するため、学則や研究科規則などの適切な形式により定めるとともに、大学のホームページ等を活用し、これを広く社会に公表することに留意すること。

(二) 教員組織

大学院には、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くとともに、大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとしたこと。(第八條第一項及び第二項関係)

博士課程を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち博士課程を担当できる資格を有する者がこれを兼ねることができるとしたこと。(第九條第二項関係)

(三) 教育課程の編成方針

大学院は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとしたこと。また、教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならないこととしたこと。(第一〇条の二関係)

四 一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位数の計算基準

大学院が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、大学設置基準第二二条第二項各号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもって一単位とするものとしたこと。(第一二条の二関係)

大学院における単位数の計算方法については、従来は、大学設置基準の規定を準用してきたが、大学院の教育機能の実質化やその多様な展開を促すため、大学院独自のコースワークを充実させ、活性化する趣旨から、一の授業科目について、講義と実習などの複数の授業の方法を組み合わせた授業科目の導入が容易にできるように、大学院設置基準に規定を設け、その取扱いを明確化したものであること。

なお、第一二条の二の規定により単位数を計算する場合においても、単位の授業科目を四五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とするものであること。また、「大学設置基準第二二条第二項各号に規定する基準を考慮して大学が定める時間」を定めるに当たっては、例えば、講義と実験とを組み合わせて行う授業科目の場合は、講義及び実験の授業時間をそれぞれ x 、 y とすると、 $x + y$ (a... 単位の授業科目を構成する内容の学修に必要とされる時間の標準である四五時間)を同項第一号の規定により講義が定める時間数で除して得た数値、 b ・同じく四五時間を同項第二号の規定により実験について三〇時間から四五時間の範囲で大学が定める時間数で除して得た数値が四五となるように x 及び y の値を定めること。

(五) 成績評価基準等の明示等

大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとしたこと。また、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対して

その基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとしたこと。(第一四條の二関係)

(六) 教育内容の改善のための組織的な研修等
大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとしたこと。(第一四條の三関係)

(七) 修士課程の修了要件の見直し
修士課程の目的に応じ、修士論文の審査又は特定の課題についての研究成果の審査及び試験に合格することを修士課程の修了要件とすることができることとしたこと。(第一六條関係)

(八) その他所要の規定の整備を行ったこと。
短期大学設置基準(昭和五〇年文部省令第二一號)の一部改正

(一) 教員組織
短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、学科の規模及び授与する学位の分野に応じ、必要な教員を置くものとしたこと。(第二〇條第一項関係)

(二) 専任教員
また、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとしたこと。(第二〇條第二項関係)

専任教員は、一の短期大学に限り専任教員となるものとし、専任教員は専ら当該短期大学における教育研究に従事するものとしたこと。ただし、教育研究上特に必要があり、かつ、当該短期大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該短期大学における教育研究以外の業務に従事する者を専任教員とすることができることとしたこと。(第二一條の二各項関係)

短期大学における専任教員の数は、別表に定める教授、准教授、講師又は助教の教員以上とするともに、短期大学設置基準第二一條に規定する「授業を担当しない教員」は専任教員の数に含まないことを明確にしたこと。

(第二二條及び別表第一関係)

なお、第二二條の二第二項の「専ら」とは、専任教員が、当該短期大学における教育研究活動を本務とし、これに従事する時間などの割合が、他に従事する業務などと比べて著しく高いことを想定していること。

また、同条第三項の「当該短期大学における教育研究に支障がない」とは、教員本人の勤務形態とともに、当該短期大学の教員組織全体の状況などに照らし、当該短期大学における教育研究の遂行に支障がないことを想定している。したがって、専任教員全体のうち同項による専任教員の割合が過度に高くなることにより、当該短期大学における教育研究の遂行に支障が生じる場合も想定され、かつ、同項は、あくまでも同条第二項で規定する専任教員の例外を定めるものであることから、同条第三項による専任教員の割合は、この趣旨を踏まえて適正なものとなるように留意すること。

(三) 教員の資格
准教授となることのできる者については、法改正前の助教となることのできる者と同様の資格を定めたこと。(第一四條関係)

助教となることのできる者については、少なくとも修士の学位又は専門職学位以上の学位を有する者であつて、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者であること等を資格として定めたこと。(第二五條の二関係)

五 その他所要の省令の規定の整備を行ったこと。
第三 施行期日

本施行通知に係る法律及び省令については、平成一九年四月一日から施行することとしたこと。なお、平成一八年度中に行われる平成一九年四月の大学等の開設に向けた設置審査は、これらの法律及び省令の施行を前提として行われることに留意すること。

また、公立私立大学等において、これらの法律及び省令の施行に合わせて学則の変更をしようとする場合は、本年一月三十一日までに文部科学大臣に届出を行うことが必要であることに留意すること。

○ 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則等の制定について

平成一八年四月一八日一八文科高第四九號 文部科学省高等教育局長から各公立大学長、各公立高等専門学校長、各公立大学法人の理事長、大学を設置する各大学法人の理事長、大学を設置する各大学設置会社の代表取締役、放送大学学園理事長、高等専門学校を設置する各地方公共団体の教育委員会教育長、高等専門学校を設置する各大学法人の理事長あて通知

このたび、「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成一八年文部科学省令第二二號)」(別添一)が、平成一八年三月三十一日に公布され、同年四月一日から施行されました。

また、これに併せて、別添二・九のとおり、「私立学校法施行規則の一部を改正する省令(平成一八年文部科学省令第一七號)」、「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する件(平成一八年文部科学省令第四三號)」、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の一部を改正する告示(平成一八年文部科学省令第四四號)」、「学校設置会社が大学、短期大学若しくは高等専門学校又は大学の学部、学部の学科、大学院、大学院の研究科若しくは短期大学若しくは高等専門学校の学科を設置する場合の当該大学等の経営に必要な財産等に関する審査基準の一部を改正する告示(平成一八年文部科学省令第四五號)」、「学校設置会社の大学等の設置の認可申請に係る書類、書類の様式及び提出部数の一部を改正する告示(平成一八年文部科学省令第四六號)」、「大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取扱い等に係る基準の一部を改正する告示(平成一八年文部科学省令第五一號)」、「大学の設置等の認可の申請手続等に関する規則附則第四項及び第五項が適用される場合の第三条第一項の認可申請書その他の書類の様式及び提出部数を廃止する告示(平成一八年文部科学省令第五二號)」及び「大学の設置等の認可申請に係る書類の様式及び提出部数を廃止する告示(平成一八年文部科学省令第五三號)」が、平成一八年三月三十一日に公布され、同年四月一日から施行されています。

これらの省令等の概要及び運用方針は下記のとおりですので、十分に御了知の上、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。なお、大学の設置等に係る申請書類等の様式については、文部科学省のホームページ上で公表しておりますので、適宜御活用ください。

記

第一 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成一八年文部科学省令第二二號)

(1) 大学院大学の設置の認可に係る申請書類の提出期限の変更
大学院大学の新設については、これまで申請期限は開設前年度の六月末までとされており、申請者にとって申請内容の十分な補正の機会が得られない等の問題があったことから、大学院大学の設置に係る申請期限を開設前年度の四月末までとしたこと。(第二二條)

(2) 学部の設置等の認可に係る申請書類の提出期限の変更
学部、学部の学科、大学院、大学院の研究科、大学院の研究科の専攻、短期大学の学科及び高等専門学校の学科の設置並びに大学院の課程の変更については、平成一五年度から、設置届出制の導入に伴う過渡的措置として六月末及び九月末の二回にわたり認可申請の機会が設けられていたが、設置届出制が一応の定着を見たことを踏まえ、九月末申請を廃止し六月末申請に一本化したこと。(第三條から第五條まで)

(3) 大学等の設置者の変更及び廃止に係る手続の明確化
① 学校教育法(昭和二二年法律第二六號)第四條第一項に基づく大学等の設置者の変更の認可申請手続を規定したこと。(第八條

- ② 大学等の廃止に係る学校教育法第四条第一項に基づく認可及び同条第二項に基づく届出に係る手続を規定したこと。なお、大学の学部、短期大学の学科及び大学院の研究科の廃止は、「私立大学等の学長変更及び公私立大学等の学則変更等の届出について（一七文科高等第四七五号、平成一七年九月三〇日付け高等教育局長通知）」3①クに基づく学則の変更の届出から、本省令に基づく手続に変更したので留意すること。（第九

- (4) 認可及び届出に係る留意事項等の明確化
大学の設置等の認可の際、設置計画の履行に当たって主体的に改善すべき点を「留意事項」として大学に通知し、ホームページで公表（平成一五年度から実施）してきたが、設置届出の場合を含め留意事項を通知・公表する旨明確化したこと。（第一二条及び第一三条）
- (5) 年次計画履行状況調査の明確化
認可を受けた大学等に対する「年次計画履行状況調査」について、設置届出の場合を含め設置計画及び留意事項の履行の状況について報告を求め、又は調査を実施できる旨明確化したこと。（第一四条）
- (6) その他
これまで告示で別途定めていた申請書類の様式及び提出部数について、一覽性を高めるため、本省令の別記様式及び別表に掲げるほか、申請者にとって簡明な規定とするため、条項を整理したこと。（第一条から第一条まで、第一五条、別記様式及び別表）

第二 私立学校法施行規則の一部を改正する省令（平成一八年文部科学省令第一七号）

- (1) 大学院大学の設置に係る寄附行為認可及び寄附行為変更認可の申請書類の提出期限の変更
大学院大学の設置に係る寄附行為認可及び寄附行為変更認可の申請書類の提出期限について、従前の六月末までを、四月末までとしたこと。（第一条、第四条及び第九条）
- (2) 学部の設置等に係る寄附行為変更認可の申請書類の提出期限の変更
既存の大学等に新たな学部、学部の学科、

大学院等を設置する場合の寄附行為変更認可の申請書類の提出期限について、従前設けられていた九月末申請を廃止し六月末申請に一本化したこと。（第四条及び第九条）

第三 学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する件（平成一八年文部科学省令第四三三号）

- (1) 標準設置経費について、近年の物価の実情等を考慮し引き下げることにしたこと。（第一の(9)及び別表第一）
- (2) 標準経常経費について、近年の物価の実情等を考慮し引き下げることにしたこと。また、教員の人件費について、三年制の短期大学においては、開設年度に複数学年の受入を行う場合を除き、教員を年次計画により整備する場合は教員数に三分の二を乗じて得た数とすることができるよう改正を行ったこと。（第一の(1)及び別表第二）

第四 学校法人の寄附行為の認可申請に係る書類の様式等の一部を改正する告示（平成一八年文部科学省令第四四号）

- (1) 「理事及び監事が学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有することを説明する書類」を追加したこと。（様式第二号付表二十一）
- (2) 学校教育法改正に伴い、「専任教職員等給与内訳表」において、「准教授」及び「助教」を追加し、「助教」を削除する改正を行ったこと。（様式第六号付表六一四）

第五 学校設置会社が大学、短期大学若しくは高等専門学校又は大学の学部、学部の学科、大学院、大学の研究科若しくは短期大学若しくは高等専門学校の学科を設置する場合の当該大学等の経営に必要な財産等に関する審査基準の一部を改正する告示（平成一八年文部科学省令第四五号）

- (1) 標準設置経費について、近年の物価の実情等を考慮し引き下げることにしたこと。（第一の(9)及び別表第一）
- (2) 標準経常経費について、近年の物価の実情等を考慮し引き下げることにしたこと。また、教員の人件費について、三年制の短期大学においては、開設年度に複数学年の受入を

行う場合を除き、教員を年次計画により整備する場合は教員数に三分の二を乗じて得た数とすることができるよう改正を行ったこと。（第一の(1)及び別表第二）

第六 学校設置会社の大学等の設置の認可申請に係る書類、書類の様式及び提出部数の一部を改正する告示（平成一八年文部科学省令第四六号）

- (1) 「学校の経営を担当する役員が学校を経営するために必要な知識又は経験を有することを説明する書類」を追加したこと。（様式第一号付表一一一）
- (2) 「損益計算予算決算総括表における経常損益の部（新設校分）内訳表」を追加したこと。（様式第七号付表七一）
- (3) 学校教育法改正に伴い、専任教職員等給与内訳表において、「准教授」及び「助教」を追加し、「助教」を削除する改正を行ったこと。（様式第九号）

第七 大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取扱い等に係る基準の一部を改正する告示（平成一八年文部科学省令第四七号）

- 1 改正の概要
- (1) 題名を「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準」に改めたこと。
- (2) 申請書類に虚偽の内容が含まれていたり、その真実性が強く疑われたりすることは、設置認可制度の根幹を揺るがす問題であることから、認可申請者が、
- ① 設置の認可申請又は届出において虚偽等の不正行為があった者であつて、当該行為が判明した日から最長五年を経過していない者
- ② 法令違反状態への是正措置の適用を受け、当該事項の改善が認められない者
- ③ 私立学校振興助成法（昭和五〇年法律第六一号）に基づく補助金の不正受給に係る返還が未履行である者
- ④ 認可又は届出に係る設置計画の履行状況が著しく不適当であると認められる者に該

当する場合、文部科学大臣は認可しないこととしたこと。（第二条）

(3) これまで、学部設置から二年を経過しない者の大学院設置を認めないこととしていたが（改正前の告示第二条）、既に学部に基づいていない大学院大学が制度化されていることから、当該規制を撤廃したこと。

2 第二条第一号及び第四号の運用方針について

- (1) 第二号第一号
- ① 「偽りその他不正の行為があつた者」について
過去の認可申請（認可、不認可、申請の取り下げの別は問わない）又は届出において、虚偽の記載や不正な働きかけがあつた者が対象となる。典型的な類型は以下のとおりである。
- i) 文部科学省への提出書類（大学の設置認可申請書、届出書、審査過程で提出された書類）の虚偽記載又は重要な事実の記載の欠如
- (例) 教員の業績等の水増し、実施予定のない取組の記載、架空の寄付金の計上
- ii) 面接審査・実地審査時における不正の行為
- (例) 虚偽・重大な事実を欠く陳述、校舍・設備等の偽装、広報資料における申請書類と著しく整合性を欠く内容の記載
- 容の記載
- その他
- iii) その他
(例) 法令に抵触又はその疑義がある事実の隠蔽、学内手続に係る不正
- ② 「当該行為が判明した日から起算して五年以内で相当と認める期間」について
「重大なもの」と「その他」の二つの類型に分け、「相当と認める期間」をそれぞれ「概ね四〜五年」と「概ね二〜三年」とする。また、「その他」のうち軽微なものについては当該期間を「二年未満」とする。
- i) 重大なもの（相当と認める期間…概ね四〜五年）
以下のいずれか又は全てに該当す

る場合

- ・ 認可処分が重大な違法性があるもの
- ・ 不正行為がなければ、申請内容等が法令に明らかに適合しない場合
- ・ 不正行為が是正されていないもの
- ・ 申請時と同様の不正行為が恒常的に行われ、是正されていない場合
- ・ 不正行為が組織的・意図的に行われている場合
- ・ 理事長、学長、学部長、事務局長等組織としての責任を有する者が直接関与している場合や、学部単位、研究科単位で意図的に不正を行っている場合

ii) 以外(相当と認める期間:概ね二〜三年)

- iii) ii) のうち軽微なもの(相当と認める期間:二年未満)
- 以下にいずれかに該当し、不正行為に伴う学生等の被害が生じていない場合は、当該不正行為の内容を総合的に勘案し、「相当と認める期間」を二年未満とする。
- ・ 不正行為を行った時点から十年以上が経過しているもの
- ・ 大学設置・学校法人審議会による指摘の前に自主的に不正を報告・公表し、改善努力を行っていること認められるもの
- ・ 不正行為が特定の個人(理事長、学長、学部長、事務局長等組織としての責任を有する者を除く。)の意思に基づくもの

(2) 第二条第四号

① 「設置計画」について

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成一八年文部科学省令第一二二号)第三号において、「認可又は届出に係る大学の設置等に関する計画」を「設置計画」と定義しており、設置認可申請書類又は届出書類の内容全体を指す。ただし、大学設置基準第四六条の規定に基

づき、新たに大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件(平成一五年文部科学省告示第四四号)、「高等専門学校設置基準(第二九条の規定に基づき、新たに高等専門学校等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件(平成一五年文部科学省告示第四八号)」、「大学院設置基準第三三条の規定に基づき、新たに大学院等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件(平成一五年文部科学省告示第五〇号)」、「短期大学設置基準第三七条の規定に基づき、新たに短期大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件(平成一五年文部科学省告示第五二号)」(下記②)において、「段階整備の告示」と総称する。)において、段階的な整備について定められている事項等(教員組織の整備状況、授業科目の開設状況、校舎等の施設及び設備の整備状況)に関しては、特に確実な履行が求められる。

② 「履行の状況が著しく不相当と認められる」場合について

上記①を踏まえ、履行の状況が著しく不相当と認められる「典型的な類型」としては、以下のとおりである。これらを目安として、大学設置・学校法人審議会の専門的な意見を踏まえ、「著しく不相当」か否かを判定する。

- i) 教員組織の整備状況
- ・ 教員の未就任等により、当該年度において段階整備の告示に定める「教員数に占める割合」を充足しない場合
- ・ 教員の未就任等が相当数に上り、主要授業科目の多数を兼任教員が担当する等、教育課程の円滑な実施に支障が生ずると認められる場合
- ii) 授業科目の開設状況
- 以下のような事由により、教育課程の体系的な履修に支障が生じてい

ると認められる場合

- ・ 授業科目の配当年次の大幅な変更
- ・ 多数の授業科目内容の変更
- ・ 主要授業科目の未開講
- iii) 校舎等の施設及び設備の整備状況
- ・ 整備計画の遅延により、段階整備の告示に定める「校舎等に占める割合」を充足しない場合
- ・ 開設する授業科目に必要な教室(講義室、演習室、実験・実習室等)が備わっていない等、教育研究活動の円滑な実施に重大な支障が生ずると認められる場合

第八

大学の設置等の認可の申請手続等に関する規則附則第四項及び第五項が適用される場合の第三条第一項の認可申請書その他の書類の様式及び提出部数を廃止する告示(平成一八年文部科学省告示第五二号)

「大学の設置等の認可の申請手続等に関する規則(平成三年文部省令第四六号)」の廃止に伴い、当該規則の附則に基づく告示を廃止することとしたこと。

第九

大学の設置等の認可申請に係る書類の様式及び提出部数を廃止する告示(平成一八年文部科学省告示第五三号)

上記第一の「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成一八年文部科学省令第一二二号)」において、新たに申請又は届出に係る提出書類の様式及び提出部数を規定したことから、告示を廃止することとしたこと。

別添 一〜九(略)

○ 専門職大学院設置基準及び学位規則の一部を改正する省令の公布等について

平成一九年三月一日(一八文科高第六八〇号)文部科学省初等中等教育局長、文部科学省高等教育局長から、各国公私立大学長、独立行政法人大学評価・学位授与機構長、大学を設置する各地方公共団体の長、大学を設置する各学校法人の理事長、大学を設置する各学校設置会社の代表取締役、放送大学学園理事長、各都道府県・指定都市教育委員会、各都道府県知事あて通知

このたび、別添一から別添三のとおり、「専門職大学院設置基準及び学位規則の一部を改正する省令(平成一九年文部科学省令第二二二号)」が平成一九年三月一日に公布され、これに関連し、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件(平成一九年文部科学省告示第五三三号)」及び「学位の種類及び分野の変更等に関する基準(平成一九年文部科学省告示第三九号)」の一部を改正する件(平成一九年文部科学省告示第三三三号)が同日公布され、これらについて、平成一九年四月一日から施行されることになりました。

この改正は、中央教育審議会答申(今後の教員養成・免許制度の在り方について)(平成一八年七月一日)(以下「答申」という。)において制度の創設が提言された「教職大学院」制度の創設等に係るものです。

今回の改正の概要及び留意点は下記のとおりです。十分御了知の上、その運用に当たって遺漏のないようお取り計らいください。

なお、各都道府県知事及び各都道府県教育委員会におかれては、域内の各市町村に対し周知いただくようお願いいたします。

記

第一 専門職大学院設置基準の改正(専門職大学院設置基準及び学位規則の一部を改正する省令(平成一九年文部科学省令第二二二号))

一 教職大学院関係

(1) 教職大学院の課程

専門職学位課程のうち、専ら小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園（以下「小学校等」という。）の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とし、本基準に定められた一定の要件に基づくものを置く専門職大学院は、教職大学院とすること。教職大学院の標準修業年限は二年とすること。教育上の必要があると認められる場合には、学生の履修区分等に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満又は二年を越える期間とすることができることとする。標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができるのは、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合に限ることとする。と。（第二六条関係）

(2) 他の大学院における履修等

単位互換による他の大学院における修得単位、外国の大学院等における修得単位、入学前における既修得単位について、小学校等の教員としての実務の経験を有する者について免除する実習の単位数とあわせて、修了要件として定める四五単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で、当該教職大学院における単位とみなすことができることとする。と。（第二七条及び第二八条関係）

(3) 教職大学院の課程の修了要件

教職大学院の課程の修了要件は、二年（二年以外の標準修業年限を定める研究科等）については、当該標準修業年限）以上在学し、四五単位以上を修得することとする。四五単位のうち一〇単位以上は、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他関係機関で行う実習の履修により修得することとする。また、小学校等の教員としての実務の経験を有する者については、一

〇単位を超えない範囲で実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができることとする。と。（第二九条関係）

(4) 連携協力校

教職大学院は、実習その他教職大学院の教育上の目的を達成するために必要な連携協力を行う小学校等を適切に確保するものとする。と。（第三二条関係）

二 法科大学院に係る他の大学院における授業科目の履修等
法科大学院が、他の大学院における授業科目の履修等と合わせて三〇単位を超えない範囲で授業科目の履修により修得したものとみなすことができることについて、いわゆる外国大学日本校（大学院の課程）において履修した授業科目について準用すること。（第二一条第二項関係）

三 その他
所要の規定の整備を行ったこと。

第二 学位規則の改正（専門職大学院設置基準及び学位規則の一部を改正する省令（平成一九年文部科学省令第二二号））

教職大学院の課程を修了した者に授与する学位は、教職修士（専門職）とすること。

第三 専門職大学院に關し必要な事項について定める件の改正（専門職大学院に關し必要な事項について定める件（平成一五年文部科学省告示第五三三三）の一部を改正する件（平成一九年文部科学省告示第三一〇号））

一 教職大学院の実務家教員
必要専任教員のうち概ね四割以上は、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。この実務家教員は、小学校等の教員としての実務経験を有する者を中心として構成されるものとする。と。（第二五条第五項及び第六項関係）

二 教職大学院の教育課程
教職大学院は、実習のほか、教職課程の編成及び実施に関する領域、教科等の実践的な指導方法に関する領域、生徒指導及び教育相談に関する領域、学級経営及び学校経営に関する領域、学校教育と教員の在り方に関する領域について、授業科目を開設するものとする。と。教職大学

院は、この全ての領域において科目を開設するほか、実習による科目及びその他の開設科目を含め体系的に教育課程を編成するものとする。と。学生の授業科目の履修が、いずれかに過度に偏らないよう配慮するものとする。と。（第八条関係）

第四 学位の種類及び分野の変更等に関する基準の改正（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成一五年文部科学省告示第二九〇号）の一部を改正する件（平成一九年文部科学省告示第三二二号））

大学の大学院の研究科等の設置等に際し、学位の種類及び分野の変更を伴わないものとして文部科学大臣への事前の届出で足る学位の種類及び範囲に關し、教職大学院とそれ以外の教員養成を行う専門職学位課程を区分すること。（第一一条第一項別表第一関係）

第五 留意事項

一 実習により修得する単位の免除に当たっては、学生の教職経験を適切に評価した上で、実習により修得させようとする内容との相関性を踏まえ、免除の可否及び免除する単位数を適切に判断する必要があること。

二 連携協力校は、実習や現地調査等学校現場を重視した実践的な教育の場として重要であり、開設科目及びその教育内容等に対応して適切な学校種及び数等である必要があること。

連携協力校の確保に当たっては、教育委員会等学校設置者及び各学校等と十分調整を行った上で行う必要があること。なお、大学と学校設置者等との調整に当たっては、学生の進路選択を制約することのないよう留意すること。

また、いわゆる教員養成目的の大学・学部に置かれる教職大学院については、附属学校についても適切に活用する必要があること。

三 専任教員の配置基準の算定に当たっては、「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件（平成一一年文部科学省告示第一七五号）」における「学校教育専攻」の例を基礎として算定するものとする。

四 実務家教員について、その具体的割合に關しでは、学校教育法施行規則等の一部を改正する

省令（平成一八年（平成一九年四月一日施行）文部科学省令第一一〇号）による改正後の大学院設置基準（昭和四九年文部省令第二八号）第八一条第一項及び第二項から、開設科目等に対応し適正なものである必要があること。具体的には、理論と実務を架橋する専門職大学院においてもその教育の展開上學術研究は重要であることから、極端に実務家教員に偏した教員組織となることのないよう一定程度以上のいわゆる研究者教員も配置させるなど、教員組織全体としてのバランスを確保すること。

また、実務家教員の具体的な範囲等については、専門職大学院設置基準等に規定しているが、その判断の観点について別添四「教職大学院における『実務家教員』の在り方について」（中央教育審議会「今後の教員養成・免許制度の在り方について」（平成一八年七月二日参考資料））のとおり取りまとめられており、これを参考にすること。

五 教職大学院の教育課程について、全体として体系的に編成されるものとされていることから、五つの領域において共通的に開設される授業科目の単位数の合計は、一定程度（最低必要修得単位数全体から実習の最低必要修得単位数を引いたものうちの半数）以上となることとなること。

六 教職大学院における授業は、講義のほか、グループ討議、実技指導・模擬授業、ワークショップ、フィールドワークなど、従来とは異なる新しい教育方法を中心に展開される必要があること。このため、専門職大学院設置基準（以下「令」という。）第八条及び第九条により多様なメディアを高度に利用する方法による授業を実施する場合は、教育課程の編成について、この趣旨を踏まえる必要があること。特に、全ての授業科目の全ての授業が通信により行われる課程は想定されないこと。

七 施設設備については、令第一七条の規定により、その目的に照らし十分な教育効果をあげることができると認められるものであること。このため、例えば教科等の実践的な指導に關する教育を行う場合には、当該教科内容に照らし必

要な施設・設備（例えば実験室や実験教材、楽器等）が確保・充実される必要があること。

また、新しい教育方法により展開される授業の実践に当たっては、収容定員に見合った十分な数の講義室・演習室等を確保するとともに、教育活動に支障のない十分なスペースを確保すること。

更に、教育課程や教員の研究内容に対応した図書・学術雑誌等を系統的に備えるとともに、教育活動に支障のない十分な冊数を整備すること。

八 教職大学院を修了した者に対する処遇（職務、給与、採用等）については、都道府県教育委員会等において、修了者の実績等を踏まえ、採用の公平性等に留意しつつ対応するものであること。

なお、教職大学院修了者の採用・処遇における公平性の確保に関して、「規制改革・民間開放推進三か年計画（再改定）」（平成一八年三月三十一日閣議決定）において、別添五のとおりとしていることを了知いただきたいこと。

別添 一（五）略

○ 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則等の一部を改正する省令等について

平成十九年四月十九日十九文科高第六八号、文部科学省高等教育局長から、各公立大学長、各公立高等専門学校長、各公立大学設置する各地方公共団体の長、各公立大学法人の理事長、大学を設置する各専ら校設置する各地方公共団体の長、各専ら校設置会社の代表取締役、放送大学学園理事長、高等専門学校を設置する各地方公共団体の教育委員会教育長、高等専門学校を設置する各専ら校設置する各地方公共団体の理事長あて通知

このたび、「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則及び文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令

（平成十九年文部科学省令第十号）（別添一）が、平成十九年三月三十日に公布され、設置認可の申請期限の変更及び届出書類の期限の変更以外に係る改正については同年四月一日から施行され、また、設置認可の申請期限の変更及び届出書類の期限の変更に係る改正については平成二十年三月一日から施行されることとなりました。

また、これに併せて、別添二及び別添三のとおり、「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示（平成十九年文部科学省告示第五十号）」、「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準第一項の規定による大学を定める件（平成十九年度文部科学省告示第五十一号）」が、平成十九年三月三十日に公布され、同年四月一日から施行されることになりました。

これらの省令等の概要は下記のとおりですので、十分に御了知の上、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

なお、大学の設置等に係る申請書類等の様式については、文部科学省のホームページ上で公表しておりますので、適宜御活用ください。

記

第一 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則及び文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令（平成十九年文部科学省令第十号）

(1) 教員個人調書の様式の変更

専任教員について、大学設置基準に規定する専任教員と位置付けうるかどうかを判断するため、教員個人調書の様式に開設後における大学以外での職務状況の記載欄を追加したこと。（別記様式第四号）

(2) 届出書類の変更

学部等の廃止に係る届出書類に学則を追加し、校地校舎等の図面の提出部数を追加したこと。また、学部長の氏名等の記載を不要とし、設置者の変更に係る申請書類を一部不要としたこと。（第九号、別記様式第二号から第五号及び別表）

(3) 設置認可の申請期限の変更

入学希望者が新設大学等の情報に接する期

間を広げると共に、認可前の募集活動に係る指導を徹底するため、大学等の設置認可の申請期限及び認可時期をそれぞれ一か月早めたこと。（第二条、第三条、第六条、第七条及び別表）

(4) 届出書類の期限の変更

大学新設の場合の教員個人調書等の提出期限について、他の申請書類に一本化したこと。（第二条、第三条、第六条、第十条及び別表）

(5) その他

所要の規定の整備を行ったこと。

第二 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示（平成十九年文部科学省告示第五十号）

(1) 医学部における期間を付した収容定員の増加の申請が可能となるよう規定の整備を行ったこと。（第一条）

(2) その他

所要の規定の整備を行ったこと。

第三 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準第一項第二項の規定による大学を定める件（平成十九年文部科学省告示第五十一号）

医学部における期間を付した収容定員の増加の申請が可能となる対象大学を定めたこと。

別添 一（三）略

○ 大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について

平成十九年七月三十一日十九文科高第二八一号文部科学省高等教育局長から、各国立大学長、各公立大学長、各私立大学長、各私立大学評議員、学位授与機構長、独立行政法人大学評価・学位授与機構理事長、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長、大学を設置する各地方公共団体の長、各公立大学法人の理事長、大学又は高等専門学校を設置する各専ら校設置する各地方公共団体の教育委員会教育長、高等専門学校を設置する各専ら校設置する各地方公共団体の理事長あて通知

このたび、別添一のとおり「大学設置基準等の一部を改正する省令（平成十九年文部科学省令第二二二号）」が、また、別添二のとおり、平成十九年文部科学省告示第一一四号が、それぞれ平成十九年七月三十一日に公布され、平成二十年四月一日から施行されることとなりました。

今回の改正は、平成一七年一月の中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像（答申）」における提言等を踏まえ、社会の信頼に応える高等教育の実現のため、学部等における教育力向上のための必要な措置を講じるとともに、その教育の質を保証する上で備えるべき基準をより明確にするものであります。

これらの法令改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、その運用に当たっては、遺漏なきようにお取り計らいください。

記

第一 大学設置基準等の一部を改正する省令（平成一九年文部科学省令第二二二号）

(1) 改正の概要

① 教育研究上の目的の明確化

大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表するものとす

ること。(第二条の二関係)

② 二以上の校地において教育を行う場合における教員並びに施設及び設備

ア 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。

イ 大学は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

イ 項関係

イ 大学は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

③ 授業科目の開設

イ 大学は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するものとする。

④ 二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位の計算基準

イ 大学が、一の授業科目について、講義と実習など二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算方法を定めること。

⑤ 成績評価基準等の明示等

イ 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

⑥ 教育内容等の改善のための組織的研修等

イ 大学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

⑦ 科目等履修生等の受入れ

イ 大学は、科目等履修生等を相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。

イ 大学は、科目等履修生等を受け入れる場合においては、これらの者の人数は、一の授業科目について同時に授業を行う学生数等を踏まえ、適当な人数とするものとする。

⑧ 施設の専用等

イ 大学は、専用の施設を備えた校舎を有するものとし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでないこととする。

イ 基準校舎面積は専用部分の面積とし、当該大学と他の学校等が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であつて、それぞれの学校等の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれ以上の面積となる校舎の面積を合算した面積以上のものであるときは、当該大学の教育研究に支障がない限りにおいて、基準校舎面積に当該学校等との共用部分の面積を含めることができることとする。

二 高等専門学校設置基準(昭和三十六年文部省令第三三三号)の一部改正

① 教育上の目的の明確化

イ 高等専門学校は、学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育上の目的を学則等に定め、公表するものとする。

② 授業科目の開設

イ 高等専門学校は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するものとする。

③ 二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位の計算基準

イ 高等専門学校が、一の授業科目について、講義と実習など二以上の方法の併用により

行う場合の単位の計算方法を定めること。

④ 成績評価基準等の明示等

イ 高等専門学校は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

イ 大学は、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

⑤ 教育内容等の改善のための組織的研修等

イ 高等専門学校は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

⑥ 科目等履修生等の受入れ

イ 高等専門学校は、科目等履修生等を相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。

イ 高等専門学校は、科目等履修生等を受け入れる場合においては、これらの者の人数は、一の授業科目について同時に授業を行う学生数等を踏まえ、適当な人数とするものとする。

イ 高等専門学校は、専用の施設を備えた校舎を有するものとし、特別の事情があり、かつ、教育に支障がないと認められるときは、この限りでないこととする。

⑦ 施設の専用等

イ 高等専門学校は、専用の施設を備えた校舎を有するものとし、特別の事情があり、かつ、教育に支障がないと認められるときは、この限りでないこととする。

イ 基準校舎面積は専用部分の面積とし、当該高等専門学校と他の学校等が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であつて、それぞれの学校等の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準となる校舎の面積を合算した面積以上のものであるときは、当該高等専門学校は、二以上の校地において教育を行う場合に、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

イ 大学院は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

イ 大学院は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

積を合算した面積以上のものであるときは、当該高等専門学校の教育に支障がない限りにおいて、基準校舎面積に当該学校等との共用部分の面積を含めることができることとする。

三 大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二八号)の一部改正

① 二以上の校地において教育を行う場合における教員並びに施設及び設備

イ 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。

イ 大学院は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

イ 大学院は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

イ 大学院は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

イ 大学院は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

イ 大学院は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

イ 大学院は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

イ 大学院は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

イ 大学院は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

イ 大学院は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

イ 大学院は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

イ 大学院は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

すること。(第二条の二関係)

② 授業科目の開設

短期大学は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するものとする。(第五条第一項関係)

③ 二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位の計算基準

短期大学が、一の授業科目について、講義と実習など二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算方法を定めること。(第七条第二項第三号関係)

④ 成績評価基準等の明示等

短期大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。また、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。(第一条の二関係)

⑤ 教育内容等の改善のための組織的研修等
短期大学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。(第一条の三関係)

⑥ 二以上の校地において教育を行う場合における教員並びに施設及び設備
短期大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。(第二十条第四項関係)

ア 短期大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。

イ 短期大学は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。(第三条の二関係)

⑦ 科目等履修生等の受入れ

ア 短期大学は、科目等履修生等を相当数受け入れる場合においては、教育に支障

のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。(第一七条第三項関係)

イ 短期大学は、科目等履修生等を受け入れる場合においては、これらの者の人数は、一の授業科目について同時に授業を行う学生数等を踏まえ、適当な人数とするものとする。(第一七条第四項関係)

⑧ 施設の専用品等

ア 短期大学は、専用の施設を備えた校舎を有するものとし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでないこととする。(第二八条第一項関係)

イ 基準校舎面積は専用部分の面積とし、当該短期大学と他の学校等が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であつて、それぞれの学校等の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準となる校舎の面積を合算した面積以上のものであるときは、当該短期大学の教育研究に支障がない限度において、基準校舎面積に当該学校等との共用部分の面積を含めることができることとする。(別表第二イの表備考第三号関係)

五 専門職大学院設置基準(平成一五年文部科学省令第一六号)の一部改正

① 授業科目の開設

専門職大学院は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するものとする。(第六条関係)

六 その他所要の省令の規定の整備を行ったこと。

(2) 留意事項

一 教育研究上の目的の明確化に関する事項
大学設置基準第二条の二の規定による目的の策定に当たっては、各大学のそれぞれの人材養成上の目的と学生に修得させるべき能力等の教育目標を明確にし、これらに即して、体系的な教育課程を提供するとともに、責任ある実践のための人的、組織的体制、物的環境を整えるこ

とに資するよう留意すること。また、組織として目的を共有するため、学則、学部規則又は学科規則などの適切な形式により定めるとともに、大学のホームページ等を活用し、これを広く社会に公表するよう留意すること。

二 二以上の校地において教育を行う場合における教員並びに施設及び設備に関する事項

大学設置基準第七條第四項は、大学が二以上の校地において教育を行う場合についても、同第七條第一項から第三項までの規定の考え方の下、それぞれの校地において必要な教育体制がとられるべきことを明確化する趣旨であること。また、その場合において、校地が隣接はしていないものの極めて近接しており、学生に対する日常的な学習相談、進路指導、厚生補導等が支障なく行うことができる体制にある場合など例外的な場合以外については、それぞれの校地における教育体制の核となる専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くことを求めたものであること。

三 授業科目の開設に関する事項

大学設置基準第十九條第一項は、大学は当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目については、自ら必要な教員組織並びに施設及び設備を備え、当該大学の指導計画の下で開設するべきものであることを明確化する趣旨であること。ここでいう「必要な授業科目」とは、各大学が定める卒業の要件を満たす単位数に算入することのできる授業科目を想定していること。

ただし、これらの全てを当該大学のみで行うことを求めるのではなく、教育内容の豊富化等の観点から、大学が当該大学以外の教育施設等と連携協力して授業を実施することも認められるものであること。なお、このような授業を行う場合には、例えば、

① 授業の内容、方法、実施計画、成績評価基準及び当該教育施設等との役割分担等の

必要な事項を協定書に定めている

② 大学の授業担当教員の各授業時間ごとの指導計画の下に実施されている

③ 大学の授業担当教員が当該授業の実施状況を十分に把握している

④ 大学の授業担当教員による成績評価が行われる

など、当該大学が主体性と責任を持って、当該大学の授業として適切に位置付けて行われることが必要であることに留意すること。

四 二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位の計算基準に関する事項

大学設置基準第二一條第二項第三号は、一の授業科目について、講義と実習などの複数の授業の方法を組み合わせた授業科目の導入が容易にできるよう、その取扱いを明確化したものであること。

なお、同項同号の規定により単位数を計算する場合においても、一単位の授業科目を四五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とするものであること。また、「前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間」を定めるに当たっては、例えば、講義と実験とを組み合わせて行う授業科目の場合は、講義及び実験の授業時間をそれぞれ x 、 y とすると、 $a \cdot x + b \cdot y$ (a 、 b 一単位の授業科目を構成する内容の学修に必要とされる時間数の標準である四五時間を同項第一号の規定により講義について一五時間から三十時間の範囲で大学が定める時間数で除して得た数値、 b 同じく四五時間を同項第二号の規定により実験について三十時間から四五時間の範囲で大学が定める時間数で除して得た数値) が四五となるように x 及び y の値を定めること。

五 科目等履修生等の受入れに関する事項

大学設置基準第三一條第三項の「相当数」については、個別具体の事例に則して判断されることになるが、例えば、科目等履修生等の数を履修科目の単位数を勘案して学生数に換算した上で、本来の学生数と合わせて収容定員を大幅に超える場合などが想定されること。

同条第四項の「第二四條の規定を踏まえ」に

ついで、一の授業科目について同時に授業を行う学生数並びに授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を踏まえるという趣旨であること。

六 成績評価基準等の明示等に関する事項

大学設置基準第二十五条の二第二項に規定する学修の成果に係る評価等の基準については、各大学が作成するいわゆるシラバスに記載するなど、学生に対して明確に提示するよう留意すること。

七 教育内容等の改善のための組織的な研修等に関する事項

大学設置基準第二十五条の三の規定によるいわゆるファカルティ・デイ、ロップメント(FD)については、これまで努力義務であったものを義務化するものであるが、これは大学の各教員に対し義務付けるものではなく、各大学が組織的に実施することを義務付けるものであること。これを踏まえ、各大学においては、授業の内容及び方法の改善につながるような内容の伴った取組を行うことが望まれること。

八 施設の専用等に関する事項

大学設置基準第三十六条第一項は、大学の施設は、他の機関との共用ではなく当該大学の専用であることが原則であることを明確にしたものであること。また、「教育研究に支障がないと認められるとき」とは、例えば、大学設置基準に定める基準校舎面積を超えて校舎を有し、その超えている部分を他の機関と共用する場合などが想定されること。

なお、大学が、教育上支障のない場合に、一時的に大学の施設を社会教育その他公共のために利用させることは、学校教育法第八十五条の規定により認められていること。

大学設置基準別表第三の表備考第六号については、同一敷地内又は隣接地に大学と短期大学、高等専門学校又は専門学校等を置いている場合に、それぞれの学校等の基準校舎面積を合算した面積を全体として有していれば、教育研究に支障がない限度において共用を認めるという趣旨であること。

九 その他

上記一〜八に記載する事項は、大学設置基準だけでなく、高等専門学校設置基準、大学院設置基準、短期大学設置基準及び専門職大学院設置基準における同様の改正事項についても、同様の考え方であること。なお、上記一、四、六及び七については、平成一八年の大学院設置基準の改正により、大学院について既に措置されているものであること。

第二 平成一三年文部科学省告示第五一〇号(大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件)等の一部改正(平成一九年文部科学省告示第一一四号)

一 大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができるいわゆる「遠隔授業」については、大学教育の質を保証する上で備えるべき基準をより明確にするため、インターネット等を活用した授業の場合、毎回の授業の実施に当たって行うこととされている設問解答等について、指導補助者が教室等以外の場所において学生に直面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、十分な指導を行うこととしたこと。

ここでいう「指導補助者」は、当該授業を行う教員の補助として、当該教員の指導計画の下で、当該教員と密接な連絡をとりつつ学生等に対して質疑応答等の指導を行う者を指し、当該授業の分野に係る学士以上の学位を有しているなどこれらの指導を十分に行い得る資質能力を有する者であること。なお、学生等の成績評価は当該授業を行う教員の権限と責任において厳正に行うこと。また、「その他の適切な方法」としては、当該授業の終了後すみやかに指導を行うことを前提として、例えば、電話、ファックス、電子メールを活用することも想定されること。

二 なお、短期大学及び高等専門学校についても、これらと同様の告示の改正を行うこと(平成一三年文部科学省告示第五二一号及び同告示第五三三号)。

第三 施行期日

本通知に係る省令及び告示については、平成二十年四月一日から施行することとしたこと(略)

〇 学校教育法等の一部を改正する法律について

平成一九年七月三十一日一九文科初第五三六号文部科学事務次官から各都道府県教育委員会、各指定都市教育委員会、各都道府県知事、各指定都市市長、各都道府県公立大学長、各都道府県公立高等学校長、各都道府県公立大学法人の理事長、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長、大学又は高等専門学校を設置する各学校設置法人の理事長、大学を設置する各学校設置法人の代表取締役、放送大学学園理事長、国立教育政策研究所長、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長、独立行政法人教員研修センター理事長、独立行政法人大学評価・学位授与機構長あて通知

このたび、「学校教育法等の一部を改正する法律(平成一九年法律第九六号)」(以下「改正法」という。)が平成一九年六月二十七日に公布されました。このことについては、「学校教育法等の一部を改正する法律、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律の公布について」(平成一九年七月五日付一九文科初第四四九号文部科学事務次官通知)において既に通知したところですが、今回の改正の趣旨は、改正教育基本法において明確にされた教育理念に基づき、義務教育の目標を定め、各学校種の目的及び教育の目標を見直すとともに、学校の組織運営体制及び指導体制の充実を図るため、学校に置くことのできる職として新たに副校長等を設ける等により、学校教育の一層の充実を図るものであります。

改正の概要及び留意事項は下記のとおりです。で、関係する規定の整備等事務処理上遺漏のない

よう願います。

また、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校その他の教育機関に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、国立大学長におかれては、その管下の学校に対して、本改正の周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

なお、改正法は、関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。また、関係する省令等の改正については、追ってこれを行い、別途通知する予定ですので、予め御承知おき願います。

記

- 一 改正法の概要
- 一 学校の種類ごとの目的及び教育の目標等に関する学校教育法等の一部改正
- 一 義務教育に関する事項(略)
- 二 幼稚園に関する事項(略)
- 三 小学校に関する事項(略)
- 四 中学校に関する事項(略)
- 五 高等学校に関する事項(略)
- 六 中等教育学校に関する事項(略)
- 七 特別支援教育に関する事項(略)
- 八 学校の評価及び情報提供に関する事項
- 一 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めるものとしたこと。(第四二条)
- 二 第二八条、第四九条、第六二条、第七十条
- 一 第一項、第八二条で準用する場合を含む。(一)
- 二 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校は、当該学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとしたこと。(第四三条)
- (第二八条、第四九条、第六二条、第七十条)

九 第一項、第八二条で準用する場合を含む。）
大学に関する事項

1 大学は、教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとしたこと。（第八二条第二項）
2 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付できるものとしたこと。（第百五条）
3 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとしたこと。（第一一三条）

十 高等専門学校に関する事項
1 高等専門学校について、九の1に定める大学の規定に合わせ、同様の改正を行うとともに、九の2及び3に定める規定は、高等専門学校に準用することとしたこと。（第一一五条第二項及び第一二三条）

2 公立大学法人が高等専門学校を設置できることとしたこと。（附則第五条及び地方独立行政法人法第二一条）
十一 専修学校・各種学校に関する事項
八の1及び2に定める規定は専修学校及び各種学校に、九の2に定める規定は専門課程を置く専修学校に準用することとしたこと。（第一三三条及び第一三四条第二項）

十二 その他
義務教育について、新たに章を設けるとともに、学校教育法に規定する学校種の順序について、教育を受ける者の発達段階等を踏まえ、幼稚園から規定することとしたこと。

第二 副校長その他の職の設置に関する学校教育法等の一部改正（略）
第三 施行期日
第一に定める事項は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第二に定める副校長その他の職の設置に関する事項は、平成二十年四月一日から施行すること。（附則第一一条）

第二 留意事項
第一 幼稚園に関する事項について（略）

第二 小学校等における、教科の用語について（略）
第三 学校の評価に関する事項について（略）
第二 小学校等における、教科の用語について（略）

第四 大学の履修証明に関する事項について
第百五条の履修証明の規定については、大学等における社会人等を対象とした様々な学習機会の提供の一層の促進を図る観点から、制度上の位置付けを明確化したものであり、現在各大学等が実施している様々な取組を制約するものではないこと。また、「文部科学大臣の定め」の内容については、特別の課程の編成等のため適当な体制を整えることや、当該課程の内容及び方法をあらかじめ公表することなどについて今後さらに検討を深め、省令において規定することとしていること。

第五 副校長等の職の設置に関する事項について（略）
第六 関係法令の整備について
1 今回の改正を踏まえ、今後、法律の施行までの間に、学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三四〇号）及び学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第一一〇号）をはじめとする関係政省令等について、第二から第五までに掲げた政省令改正や幼稚園を最初に規定したことに伴う学校教育法等引用条文の変更等の整備を行うこととしていること。

2 各都道府県及び市町村におかれては、今回の学校教育法の改正及び今後予定される同法施行令、同法施行規則その他の関係政省令等の改正を踏まえ、これらの法令の条文を引用している所管の条例及び教育委員会規則等について、所要の改正を行う必要が生じることから、遺漏なきよう準備をお願いしたいこと。

3 1の関係法令の整備のほか、義務教育として行われる普通教育の目標を新たに規定し、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校における教育の目標規定を改正したことを踏まえ、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教育要領・学習指導要領については、引き続き中央教育審議会においてその見直しについての検討を深め、速やかに改訂する予定であること。

○ 学校教育法施行規則の一部を改正する省令及び大学院設置基準の一部を改正する省令等の施行について

平成一九年一月四日一九文科高第
五七五号文部科学省高等教育局長から
各国公私立大学長、独立行政法人大学評
価・学位授与機構長、独立行政法人大学
入試センター理事長、大学を設置する各
地方公共団体の長、各公立大学法人の理
事長、大学を設置する各学校法人の理事
表、長、大学を設置する各学校設置会社
の代表取締役、放送大学学園理事長あて通知

このたび、別添一のとおり「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成一九年文部科学省令第三八号）」が、また、別添二のとおり「大学院設置基準の一部を改正する省令（平成一九年文部科学省令第三九号）」及び別添三のとおり「大学院設置基準の一部を改正する省令の施行に伴う関係告示の整理に関する告示（平成一九年文部科学省告示第一四二号）」が、平成一九年一月四日に公布され、別添一については平成二十年四月一日から、別添二及び別添三については公布の日から、それぞれ施行されることとなりました。
今回の改正は、平成一九年六月の閣議決定「経済財政改革の基本方針二〇〇七」等に基づき、大学の国際化・多様化に関する要請の一層の高まりに応えるため大学の入学時期をさらに弾力化するとともに、大学院教育の組織的展開の推進に資するため大学院博士課程の標準修業年限を弾力化するものであります。

これらの法令改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

記

第一 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成一九年文部科学省令第三八号）

(1) 改正の概要
我が国の大学と我が国と学年暦が異なる諸外国の学校との間の交流の円滑化や、大学入学における選択肢の多様化等の観点から、秋季入学を各大学においてより柔軟に導入できるように、大学の学年の始期及び終期は、学長が定めるものとしたこと。（第七十條の九関係）
(2) 留意事項
1 今回の改正により、各大学の判断により、学年の始期を四月以外と定めることが可能となること。なお、学年の終期は、学生の在学関係を継続させる必要があるため、学年が正確に一年間となるよう定めるよう留意すること。
2 今後とも、各大学の判断により、学年の途中においても学期の区分に従い学生を入学させ及び卒業させることができること。したがって、原則として四月に学生を受け入れ、一部を秋季等にも受け入れる場合には、従来どおり、学年の始期は四月と定めることが適当であること。一方、原則として十月等に学生を受け入れ、一部を四月等にも受け入れようとする場合には、学年の始期を十月等と定めることが適当であること。

3 学年については、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第一一〇号）第四条第一項の規定により、学則に記載することとされていることから、学年の始期を四月以外に変更する場合には、学則の変更が必要となること。この場合、公私立大学にあつては、学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三四〇号）第二六条第一項第三号又は学校教育法施行規則第二一条第一号の規定に基づき、

文部科学大臣への届出が必要となること。

4 学年の始期及び終期は、大学の学部、学科又は課程、大学院の研究科、専攻、短期大学の学科、専攻課程その他の組織（以下「学部等」という。）の単位で、それぞれ定めることが可能であること。なお、学生の入学時期は、従来どおり、各大学の判断により、学部等の単位でそれぞれ複数に分けて設定することが可能であること。

第二
成一九九九年文部科学省令第三十九号）
改正の概要

1 各大学院における多様な履修形態を提供する取組が、それぞれの大学の主体的な判断により推進されるよう、博士課程の標準修業年限は、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、一貫制の課程については五年を、区分制における前期の課程については二年を、後期の課程については三年を、それぞれ超えるものとすることができることとしたこと。（第四条第二項、第三項及び第五項関係）

(2)

1 今回の改正は、各大学院がそれぞれの個性・特色の明確化を図り、研究科等の人材養成目的に応じた多様な履修形態を提供し、柔軟なカリキュラムの編成に取り組むことを、より一層促進する観点から行うものであり、各大学院の主体的な判断により、今回の制度の弾力化を活用して、博士課程におけるコースワークや研究指導の充実を図ることが期待されること。

2 今回の改正により、例えば、標準修業年限が三年の博士前期の課程を修了した者が博士後期の課程に進学した場合についても優れた研究業績をあげた者については、現行の博士課程の早期修了制度を活用して、博士後期の課程を三年未満で修了することが可能であること。

3 博士課程の標準修業年限を五年（区分制における前期の課程は二年、後期の課程は三年）を超えるものと設定した場合における博士課程の修了要件としての在学期間は、それぞれ設定した標準修業年限となること。なお、優れた研究業績をあげた者については、博士課程として最短三年、かつ、博士後期の課程に最短一年在学すれば足りること。

第三
大学院設置基準の一部を改正する省令（平成一九九九年文部科学省令第一四二号）
大学院設置基準の一部を改正する省令（平成一九九九年文部科学省令第三十九号）の施行に伴い、関係告示について規定の整理を行ったこと。

○ **学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令等の整備について**

平成二十年一月二三日一九九九年文科初第一〇七四号文部科学省事務次官から各都道府県教育委員会、各指定都市教育委員会、各都道府県知事、各指定都市市長、各都道府県公立大学長、各都道府県公立高等学校長、各公立大学法人の理事長、各独立行政法人国立高等専門学校機構理事長、各独立行政法人高等専門学校を設置する各学校法人の理事長、各大学を設置する各大学校設置会社の代表取締役、放送大学学園理事長、国立教育政策研究所長、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長、独立行政法人教員研修センター理事長、独立行政法人大学評価・学位授与機構長であつて通知

先第一六六回国会において成立した「学校教育法等の一部を改正する法律（平成一九九九年法律第九六号）」（以下「改正法」という。）の改正の概要等については、既に平成一九九九年七月三十一日付け文部科学事務次官通知（文科初第五三六号）により

通知したところでありますが、このたび、「学校教育法等の一部を改正する法律の施行期日」を定める政令（平成一九九九年政令第三六二号）が平成一九九九年二月二日に公布され、改正法は同日二月二日に施行されました。なお、改正法附則第一条により、副校長、主幹教諭及び指導教諭（以下「副校長等」という。）の職の設置に関する事項については、平成二十年四月一日に施行されることとなります。また、改正法の施行に伴い、関係する以下の政省令等について所要の整備を行ったところです。
（一）内は公布日。

- ① 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成一九九九年政令第三六三号）【平成一九九九年二月二日】
- ② 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令（平成一九九九年文部科学省令第四十号）【平成一九九九年二月二日】
- ③ 歯科衛生士学校養成所指定規則等の一部を改正する省令（平成一九九九年文部科学省・厚生労働省令第二号）【同上】
- ④ 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示（平成一九九九年文部科学省令第一四六号）【同上】
- ⑤ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項第四号及び同条第二項第三号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設設備及び運営に関する基準の一部を改正する告示（平成一九九九年文部科学省・厚生労働省令第二号）【同上】
- ⑥ 地方独立行政法人の設立、定款の変更及び解散の認可の基準の一部を改正する告示（平成一九九九年総務省・文部科学省令第一号）【平成一九九九年二月二日】

これらの政省令等の施行は、改正法と同様、副校長等の職の設置に関する事項については平成二十年四月一日から、その他については平成一九九九年二月二日からとなります。

で、関係する規定の整備等事務処理上遺漏のないよう願います。

また、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校その他の教育機関に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、国立大学長におかれては、その管下の学校に対して、本改正の周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

なお、改正法及び改正した政令、省令及び告示の改正文及び新旧対照表等の関係資料は、文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

記

第一 政令改正の概要

改正法により、学校教育法に規定する学校種の順序を見直し、幼稚園から規定することとしたこと等に伴い、大幅な条項移動が生じたことから、関係する政令についても、このことを踏まえた整理を行ったほか、大要以下のような改正を行ったこと。

1 学校教育法施行令の一部改正

公立大学法人の設置する高等専門学校については、名称変更等の届出は当該法人の理事長から文部科学大臣に届け出ること（第二六条）、学期及び休業日は当該法人の理事長が定めること（第二九条）、学校廃止後の書類（卒業者の学習及び健康状況を記録した書類）の保存は当該法人の設立団体の長が行うこと（第三一条）としたこと。

2 教育公務員特例法施行令の一部改正

改正法において、大学院修学休業をすることができ、職に主幹教諭及び指導教諭を加えたことを踏まえ、本令において定める大学院修学休業の取り消し事由の規定に、主幹教諭及び指導教諭を追加したこと。（第七条）

3 義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部改正（略）

第二 省令改正の概要

改正法により、学校教育法に規定する学校種の

順序を見直し、幼稚園から規定することとしたこと等に伴い、大幅な条項移動が生じたことから、「学校教育法施行規則」をはじめとする文部科学省関係省令及び「歯科衛生士学校養成所指定規則」等の文部科学省・厚生労働省令についても、このことを踏まえた整理を行ったほか、大要以下のような改正を行ったこと。

1 学校教育法施行規則の一部改正の概要

- (1) 全体構成に関する事項
改正法における学校教育法の見直しを踏まえ、学校教育法施行規則においても、新たに義務教育の章を設け、就学関係の規定を移設するとともに、学校種の順序について幼稚園から規定することとしたこと。
- (2) 幼稚園の教育要領に関する事項(略)
- (3) 副校長等の職の設置に関する事項(略)
- (4) 大学における履修証明に関する事項
大学における履修証明に関する事項(略)
- (5) 大学(大学院及び短期大学を含む。以下同じ。)は、学校教育法第百五条に規定する特別の課程の編成に当たっては、当該大学の開設する講習若しくは授業科目又はこれらの一部により体系的に編成するものとする。(第一六四条第一項)
- (6) 特別の課程の総時間数は、一〇時間以上とする。(第一六四条第二項)
- (7) 特別の課程の履修資格は、大学において定めるものとする。ただし、当該資格を有する者は、学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者でなければならぬものとする。(第一六四条第三項)
- (8) 特別の課程における講習又は授業の方法は、大学設置基準、大学通信教育設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準及び短期大学通信教育設置基準の定めるところによるものとする。(第一六四条第四項)
- (9) 大学は、特別の課程の編成に当たっては、当該特別の課程の名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件その他当該大学が必要と認める事項をあらかじめ公表する

ものとする。(第一六四条第五項)

⑥ 大学は、学校教育法第百五条に規定する証明書に、特別の課程の名称、内容の概要、総時間数その他当該大学が必要と認める事項を記載するものとする。(第一六四条第六項)

⑦ 大学は、特別の課程の編成及び当該特別の課程の実施状況の評価並びに履修証明書の交付を行うために必要な体制を整備しなければならないものとする。(第一六四条第七項)

⑧ 高等専門学校における履修証明に関する事項

⑨ 高等専門学校における履修証明に関する事項

⑩ 高等専門学校における履修証明に関する事項

⑪ 高等専門学校における履修証明に関する事項

⑫ 高等専門学校における履修証明に関する事項

⑬ 高等専門学校における履修証明に関する事項

⑭ 高等専門学校における履修証明に関する事項

⑮ 高等専門学校における履修証明に関する事項

⑯ 高等専門学校における履修証明に関する事項

⑰ 高等専門学校における履修証明に関する事項

⑱ 高等専門学校における履修証明に関する事項

⑲ 高等専門学校における履修証明に関する事項

⑳ 高等専門学校における履修証明に関する事項

㉑ 高等専門学校における履修証明に関する事項

㉒ 高等専門学校における履修証明に関する事項

㉓ 高等専門学校における履修証明に関する事項

㉔ 高等専門学校における履修証明に関する事項

㉕ 高等専門学校における履修証明に関する事項

㉖ 高等専門学校における履修証明に関する事項

㉗ 高等専門学校における履修証明に関する事項

㉘ 高等専門学校における履修証明に関する事項

㉙ 高等専門学校における履修証明に関する事項

㉚ 高等専門学校における履修証明に関する事項

㉛ 高等専門学校における履修証明に関する事項

㉜ 高等専門学校における履修証明に関する事項

㉝ 高等専門学校における履修証明に関する事項

㉞ 高等専門学校における履修証明に関する事項

㉟ 高等専門学校における履修証明に関する事項

㊱ 高等専門学校における履修証明に関する事項

㊲ 高等専門学校における履修証明に関する事項

㊳ 高等専門学校における履修証明に関する事項

㊴ 高等専門学校における履修証明に関する事項

㊵ 高等専門学校における履修証明に関する事項

㊶ 高等専門学校における履修証明に関する事項

㊷ 高等専門学校における履修証明に関する事項

㊸ 高等専門学校における履修証明に関する事項

㊹ 高等専門学校における履修証明に関する事項

㊺ 高等専門学校における履修証明に関する事項

㊻ 高等専門学校における履修証明に関する事項

第三 告示改正の概要

- 1 改正法及び上記第二の省令改正により、学校教育法及び学校教育法施行規則に規定する学校種の順序を見直し、幼稚園から規定することとしたこと等に伴い、大幅な条項移動が生じたことから、以下の告示についても、このことを踏まえた整理を行ったこと。
 - ・「中學校学習指導要領」をはじめとする文部科学省関係告示
 - ・「就学前の子どもに関する教育、保育等の

総合的な提供の推進に関する法律第三条

第一項第四号及び同条第二項第三号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設設備及び運営に関する基準(「文部科学省・厚生労働省告示」)

・「地方独立行政法人の設立、定款の変更及び解散の認可の基準」(総務省・文部科学省告示)

○ 副校長等の職の設置に関する留意事項について(略)

○ 大学等における履修証明制度に関する留意事項について

1 大学が履修証明を行うプログラム(以下「履修証明プログラム」という。)は、社会人等の学生以外の者を対象として開設するものであり、大学に学生として在籍し、所要の単位を修得して学位を取得するための学位課程とは異なるものであることから、履修証明プログラムの修了そのものに対して単位を授与するものではないことに留意すること。なお、履修証明プログラムの中に大学が学生を対象として開設する授業科目が含まれている場合には、大学設置基準第三十一条第一項の規定により、当該授業科目について科目等履修生として位置付けることにより、単位を与えることが可能であること。

2 今回の改正は、大学における社会人等を対象とした様々な学習機会の提供を一層促進するための制度上の位置付けをしたものであり、今後とも、これまで各大学が実施してきた類似の取組を制約するものではないこと。一方、改正法施行後に学校教育法第百五条及び学校教育法施行規則第一六四条に基づき編成された特別の課程については、これを修了した者に交付される履修証明書を学校教育法に基づくものとして位置付け、証明書にその旨を記載することが可能であること。

3 大学における履修証明は、大学の自主性・自律性に基づき、多様な分野において多様な取組が行われることを期待しており、履修証明プログラム

の目的、分野、内容、修了要件については各大学において適切に設定されるべきものであること。

4 大学が履修証明を行うに当たって、文部科学大臣の認可や届出の手続は原則として不要であること。なお、履修証明を行うことについて学則への記載は必須でないこと。

一方、上記通知第二の(4)⑤にあるとおり、履修証明に關し必要な事項をあらかじめ公表することは、大学が作成するホームページや募集要項等への掲載が想定されること。

5 上記通知第二の(4)①にあるとおり、特別の課程は体系的に編成することとされており、単に講習又は授業科目の総時間数が一定の時間数に達しているだけでなく、一つの課程としてまとまりのある内容とすることが必要であること。

6 特別の課程の総時間数については、当該課程を構成する講習若しくは授業科目又はこれらの一部の実時間数を合計したものであること。このため、履修証明プログラムの講習又は授業の方法としては、大学設置基準に規定する面接授業、メディアを利用して行う授業の他、大学通信教育設置基準に規定する放送授業によることを想定しており、通信教育における印刷教材等による授業は想定していないこと。

7 特別の課程の履修資格は、大学入学資格を有する者のうちから各大学が定めることとしており、高等学校を卒業していなくても、高等学校卒業程度認定試験の合格や各大学による個別の入学資格審査の合格等の方法により、履修資格を得ることが可能であること。また、大学院が開設する特別の課程の履修資格は、大学院入学資格を有する者のうちから各大学院が定めることを想定していること。

8 履修証明書の記載内容については、上記通知第二の(4)⑥の他、別添三の様式例を参照されたいこと。また、履修証明書の署名は、学長名の他、履修証明を実施する体制等に応じ、例えば学部長名や研究科長名等とすることも想定されること。

9 特別の課程の編成等を行うために整備すべき必要な体制としては、履修証明に関する学内委員会等設けることが想定されるが、必ずしも専門の組織を新たに設けることを求めるものではなく、例えば、大学の生涯学習センター等の既存の組織においてその役割を担うことも想定されるものであり、履修証明プログラムの内容等に於いて各大学の判断により適切な体制を整備されたいこと。

また、必要な体制の整備に当たっては、履修証明プログラムが大学の教育活動の一環であることに鑑み、大学設置基準第七條第二項の規定に準じて行うことが求められること。

10 履修証明プログラムにおける講習又は授業科目の担当は、実施主体である大学の教員として位置付けられた者が、当該講習又は授業科目の実施計画を作成し、自ら講習等を実施し、履修者の成績評価を行うことが想定されているが、これらを補助する者として、例えば学外から講師を招聘することは可能であること。

11 履修証明プログラムを実施するために固有に必要な教員数や校地・校舎面積の基準は定めていないが、履修証明プログラムを開設することにより学位課程の教育に支障があつてはならず、平成二十年四月一日から施行される「大学設置基準の一部を改正する省令（平成一九年文部科学省令第二二二号）」による改正後の大学設置基準第三二條第三項及び第四項の規定により、学生以外の者を相当数受け入れる場合には、相当の専任教員や校地・校舎面積を増加するとともに、一クラス当たりの人数は教育効果を十分にあげられるような適当な人数とする必要があることに留意すること。（平成一九年七月三十一日付け一九文科高第二八一号文部科学省高等教育局長通知を参照。）

12 履修証明プログラムの修了者から履修証明書の再交付を求められた場合等に対応できるよう、学位課程の学籍に関する記録に相当するものを作成しておくことが求められること。その保存期間については、学校教育法施行規則第二八條第二項の規定に準じて取り扱うことが望まれること。

13 高等専門学校及び専修学校の専門課程における履修証明については、上記1〜5に準じて取り扱うものとする。別添三（略）

○ 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について

平成二〇年一月六日二〇文科高第四九七号文部科学省生涯学習政策局長・文部科学省初等中等教育局長・文部科学省高等教育局長から各都道府県教育委員会、各指定都市教育委員会、各都道府県知事、各指定都市市長、各公立大学長、各公立高等専門学校長、大学を設置する各地方公共団体の長、各公立大学の理事、各地方公共団体の長、各私立大学の理事、各私立大学の理事長、構造改革特別区域法第十二條第一項の認定を受けた地方公共団体の長、大学を設置する各学校設置会社の代表取締役あて通知

学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成二〇年文部科学省令第二二六号）が別紙のとおり平成二〇年八月二日付けで公布され、同日から施行されました。

今回の改正は、学則変更について、学校教育法（昭和二十二年法律第二六号、同法施行令（昭和二十八年政令第三四〇号。以下「施行令」という。）及び同法施行規則（昭和二十二年文部省令第一一号。以下「施行規則」という。）上、認可の申請又は届出（以下「届出等」という。）が義務付けられる学則変更の内容を明確化するとともに、煩雑になりがちな学則変更の届出等の手続の簡素化を図るものであります。

今回の改正の概要等は下記のとおりですので、十分留意の上、その実施につき遺漏のないようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、指定都市を除く域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県知事及び構

造改革特別区域法第十二條第一項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、本改正の周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

1 改正の概要

学則変更の届出等の趣旨は、設置認可権者が設置認可時に確認した学校運営の基本的事項を認可後も把握すること等にあることから、学校教育法、施行令及び施行規則上、届出等が義務付けられる学則変更は、施行規則第四條第一項各号、第二項第一号及び第二号並びに第三項に掲げる事項に係る学則変更に限定されることを明確化すること。

2 留意事項

改正後においても、設置認可権者は、必要範囲において、自らが定める規則等により、施行規則第四條第一項各号、第二項第一号及び第二号並びに第三項に掲げる事項以外の事項に関する学則変更の届出等を義務付けることができること。

なお、改正後においても、設置認可権者は、設置認可に当たり、必要な範囲において、自らが定める規則等により、施行規則第四條第一項各号、第二項第一号及び第二号並びに第三項に掲げる事項以外の事項について学則に記載することを求めることができることに変更はないこと。

○ 大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について

平成二〇年一月二五二〇文科高第六二二号文部科学省高等教育局長から各公立大学長、独立行政法人大学入試センター理事長、独立行政法人大学評価・学位授与機構長、独立行政法人日本学生支援機構理事長、大学を設置する各地方公共団体の長、各公立大学法人の理事長、大学を設置する各学校法人の理事長、大学を設置する各学校設置会社の代表取締役、放送大学学園理事長あて通知

このたび、別添1のとおり、大学設置基準等の一部を改正する省令（平成二〇年文部科学省令第三五号）が、また、別添2のとおり、平成二〇年文部科学省告示第一六五号が、それぞれ平成二〇年一月一日に公布され、平成二〇年三月一日から施行されることとなりました。

今回の改正は、平成一七年一月の中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像（答申）」において、地方における高等教育の支援や地方振興に資するため、高等教育機関相互のコンソーシアム（共同事業体）形成支援や設置形態の枠組みを超えた高等教育機関間の連携協力による教育・研究・社会貢献機能の充実・強化を一層促進する必要性について提言がなされていること等を踏まえ、国公私を通じ、複数の大学が相互に教育研究資源を有効に活用しつつ、共同で教育課程を編成する仕組みを創設するものです。

これらの法令改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

記

第一 改正の概要

1 大学設置基準等の一部を改正する省令（平成二〇年文部科学省令第三五号）

(1) 大学設置基準（昭和二十二年文部省令第二八号）の一部改正

ア 共同教育課程の編成

⑦ 二以上の大学は、当該二以上の大学のうち一の大学が開設する授業科目を、当該二以上の大学のうち他の大学の教育課程の一部とみなして、それぞれの大学ごとに同一内容の教育課程（以下「共同教育課程」という。）を編成することができるものとする。ただし、共同教育課程を編成する大学（以下「構成大学」という。）は、それぞれ主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。この場合、共同教育課程の編成は、共同教育課程のみ（大学院の課程に係るものを含む）を編成することはできないものとする。（第四三條第二

① 大学は、共同教育課程のみ（大学院の課程に係るものを含む）を編成することはできないものとする。（第四三條第二

項関係)

㊸ 構成大学は、当該共同教育課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとする。 (第四三条第三項関係)

イ 共同教育課程に係る単位の認定

構成大学は、学生が当該構成大学のうち一の大学において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該構成大学のうち他の大学における当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれれみなすものとする。 (第四四一条関係)

ウ 共同学科に係る卒業要件

共同教育課程を編成する学科(以下「共同学科」という。)に係る卒業要件は、第三二条に定めるもののほか、それぞれの大学において当該共同教育課程の授業科目の履修により所定の単位数以上を修得するものとする。 (第四五一条関係)

医学・歯学に関する学科以外の場合

三二単位以上

医学・歯学に関する学科の場合

三二単位以上

エ 共同学科に係る専任教員数

共同学科に係る専任教員数は、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなして別表第一の表の中欄又はロの表により算定される教授等の数を各構成大学に置く当該共同教育課程を編成する学科ごとの収容定員の割合に応じて按分した数(以下「大学別専任教員数」という。)以上とする。ただし、大学別専任教員数が学部の種類ごと(以下「最小大学別専任教員数」という。)に満たない場合は、当該学科に係る専任教員の数は、最小大学別専任教員数とする。 (第四六一条関係)

オ 共同学科に係る校地の面積

共同学科に係る校地の面積は、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る校地の面積を合計した面積が各

構成大学に置く当該共同教育課程を編成する学科ごとの収容定員を合計した数に十平方メートルを乗じて得た面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学ごとに当該学科に係る収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積を有することを要しない。 (第四七一条関係)

カ 共同学科に係る校舎の面積

共同学科に係る校舎の面積は、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなして別表第三イ又はロの表により算定される面積(以下「全体校舎面積」という。)を各構成大学に置く当該共同教育課程を編成する学科ごとの収容定員の割合に応じて按分した面積(以下「大学別校舎面積」という。)以上とする。ただし、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る校舎の面積の合計が全体校舎面積を超え、かつ、教育上の支障がないと認められる場合には、それぞれの大学が大学別校舎面積を有することを要しないものとする。 (第四八一条関係)

キ 共同学科に係る施設及び設備

共同学科に係る施設及び設備は、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部又は学科とみなして、必要な施設及び設備を備え、かつ、教育上の支障がないと認められる場合には、それぞれの大学ごとに施設及び設備を備えることを要しないものとする。 (第四九一条関係)

(2) 大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二八号)の一部改正

ア 共同教育課程の編成

二以上の大学院は、当該二以上の大学院のうち一の大学院が開設する授業科目を、当該二以上の大学院のうち他の大学院の教育課程の一部とみなして、それぞれの大学院ごとに同一内容の教育課程(以下「共同教育課程」という。)を編成

することができるものとする。 (第三一条第一項関係)

① 共同教育課程を編成する大学院(以下「構成大学院」という。)は、当該共同教育課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとする。 (第三二一条第二項関係)

イ 共同教育課程に係る単位の認定等

構成大学院は、学生が当該構成大学院のうち一の大学院において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該構成大学院のうち他の大学院における当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれれみなすものとする。 (第三二一条第一項関係)

② 構成大学院は、学生が当該構成大学院のうち一の大学院において受けた共同教育課程に係る研究指導を、当該構成大学院のうち他の大学院において受けた当該共同教育課程に係るものとそれれみなすものとする。 (第三二一条第二項関係)

ウ 共同教育課程に係る修了要件

共同教育課程である修士課程又は博士課程の修了要件は、第一六条又は第一七条(第三項を除く。)に定めるもののほか、それぞれの大学院において当該共同教育課程の授業科目の履修により一〇単位以上を修得するものとする。 (第三三一条関係)

エ 共同教育課程を編成する専攻に係る施設及び設備

共同教育課程を編成する専攻に係る施設及び設備は、それぞれの大学院の置く当該共同教育課程を編成する専攻を合わせて一の研究科又は専攻とみなして、必要な施設及び設備を備え、かつ、教育上の支障がないと認められる場合には、それぞれの大学院ごとに施設及び設備を備えることを要しないものとする。 (第三四一条関係)

(3) 短期大学設置基準(昭和五〇年文部省令第二二号)の一部改正

ア 共同教育課程の編成

二以上の短期大学は、当該二以上の短期大学のうち一の短期大学が開設する授業科目を、当該二以上の短期大学のうち他の短期大学の教育課程の一部とみなして、それぞれの短期大学ごとに同一内容の教育課程(以下「共同教育課程」という。)を編成することができるものとする。 (第三六一条第二項関係)

① 短期大学は、共同教育課程のみを編成することはできないものとする。 (第三六一条第二項関係)

② 構成短期大学は、当該共同教育課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとする。 (第三六一条第三項関係)

③ 共同教育課程に係る単位の認定

構成短期大学は、学生が当該構成短期大学のうち一の短期大学において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該構成短期大学のうち他の短期大学における当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれれみなすものとする。 (第三七一条関係)

イ 共同教育課程を編成する学科(以下「共同学科」という。)に係る卒業要件は、第一八条に定めるもののほか、それぞれの短期大学において当該共同教育課程の授業科目の履修により所定の単位数以上を修得するものとする。 (第三八一条関係)

ウ 共同学科に係る専任教員数

共同学科に係る専任教員数は、第一八条に定めるもののほか、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科ごとの収容定員の割合に応じて按分した数(以下「大学別専任教員数」という。)以上とする。ただし、大学別専任教員数が学部の種類ごと(以下「最小大学別専任教員数」という。)に満たない場合は、当該学科に係る専任教員の数は、最小大学別専任教員数とする。 (第三九一条関係)

エ 共同学科に係る校地の面積

共同学科に係る校地の面積は、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る校地の面積を合計した面積が各

二〇単位以上

一〇単位以上

二年制の場合

三年制の場合

夜間学科(三年制)の場合

一〇単位以上

二〇単位以上

共同学科に係る専任教員数

共同学科に係る専任教員数は、それぞれ

の短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科とみなして別表第一の表により算定される教授等の数を各構成短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科ごとの入学定員の割合に応じて按分した数(以下「短期大学別専任教員数」という。)以上とすること。ただし、短期大学別専任教員数が分野ごとに現行の短期大学設置基準で考えられ得る最小限度の数(以下「最小短期大学別専任教員数」という。)に満たない場合は、当該学科に係る専任教員の数は、最小短期大学別専任教員数とすること。(第三九条関係)

オ 共同学科に係る校舎の面積

共同学科に係る校舎の面積は、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る校舎の面積を合計した面積が各構成短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科ごとの学生定員を合計した数に十平方メートルを乗じて得た面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの短期大学ごとに当該学科に係る学生定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積を有することを要しないこと。(第四〇条関係)

カ 共同学科に係る校舎の面積

共同学科に係る校舎の面積は、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科とみなして別表第二の表により算定される面積(以下「全体校舎面積」という。)を各構成短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科ごとの収容定員の割合に応じて按分した面積(以下「短期大学別校舎面積」という。)以上とすること。ただし、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る校舎の面積の合計が全体校舎面積を超え、かつ、教育上の支障がないと認められる場合には、それぞれの短期大学が短期大学別校舎面積を有することを要しないものとする。(第四一条関係)

キ 共同学科に係る施設及び設備

共同学科に係る施設及び設備は、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科とみなして必要な施設及び設備を備え、かつ、教育上の支障がないと認められる場合には、それぞれの短期大学ごとに施設及び設備を備えることを要しないものとする。(第四二条関係)

(4) 専門職大学院設置基準(平成一五年文部科学省令第一六号)の一部改正

ア 共同教育課程の編成

二以上の専門職大学院は、当該二以上の専門職大学院のうち一の専門職大学院が開設する授業科目を、当該二以上の専門職大学院のうち他の専門職大学院の教育課程の一部とみなして、それぞれの専門職大学院ごとに同一内容の教育課程(以下「共同教育課程」という。)を編成することができるものとする。(第三二条第一項関係)

④ 共同教育課程を編成する専門職大学院(以下「構成専門職大学院」という。)は、当該共同教育課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとする。(第三二条第二項関係)

イ 共同教育課程に係る単位の認定に関する事項

構成専門職大学院は、学生が当該構成専門職大学院のうちの一の専門職大学院において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該構成専門職大学院のうち他の専門職大学院における当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとする。(第三三条関係)

ウ 共同教育課程に係る修了要件に関する事項

共同教育課程である専門職学位課程の修了要件は、第一五条、第二三条又は第二九条に定めるもののほか、それぞれの専門職大学院において当該共同教育課程の授業科目の履修により所定の単位数以上を修得するものとする。(第三四条関係)

法科大学院・教職大学院以外
の場合
一〇単位以上
法科大学院の場合
七単位以上
教職大学院の場合
七単位以上

(5) 学位規則(昭和二八年文部省令第九号)の一部改正

共同教育課程を修了した者に対し行う学位の授与は、当該共同教育課程を実施する大学が連名で行うものとする。(第一〇条の二関係)

2 大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件及び専門職大学院に關し必要な事項について定める件の一部を改正する告示(平成二〇年文部科学省告示第一六五号)

(1) 大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件(平成一一年文部科学省第一七五号)の一部改正

共同専攻に係る研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、それぞれの大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻を合わせて一の専攻とみなして第一号から第三号までの規定により算定される研究指導教員等の数を各構成大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻ごとの収容定員の割合に応じて按分した数(以下「大学院別研究指導教員数」という。)以上とすること。(第四号及び第五号関係)

ただし、大学院別研究指導教員数が分野ごとに別表第一又は別表第二に定める研究指導教員数(以下「最小大学院別研究指導教員数」という。)に満たない場合は、当該専攻に係る研究指導教員の数は、最小大学院別研究指導教員数とすること。この場合において、当該最小大学院別研究指導教員数から第四号及び第五号の規定を適用したとしたならば当該専攻に置くものとされる研究指導教員の数を減じた数の研究指導教員については、他の大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻の研究指導教員がこれを兼ねることができるものとする。(第六号関係)

(2) 専門職大学院に關し必要な事項について定める件(平成一五年文部科学省告示第五三三号)の一部改正

共同専攻に係る専任教員数は、それぞれの専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻を合わせて一の専攻とみなして第一條第一項の規定により算定される専任教員数を各構成専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻ごとの収容定員の割合に応じて按分した数(以下「専門職大学院別専任教員数」という。)以上とすること。(第一條第二項及び第三項関係)

ただし、専門職大学院別専任教員数が分野ごとに第一條第一項に規定する最小専門職大学院別専任教員数に満たない場合は、当該専攻に係る専任教員の数は、最小専門職大学院別専任教員数とすること。この場合において、当該最小専門職大学院別専任教員数から第一條第二項及び第三項の規定を適用したとしたならば当該専攻に置くものとされる専任教員の数を減じた数の専任教員については、他の専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻の専任教員がこれを兼ねることができるものとする。(第一條第四項関係)

第二 留意事項

1 協定等に関する事項

大学間協定の締結について
共同教育課程を編成する大学(大学院及び短期大学を含む。以下同じ。)は、共同教育課程の安定的かつ継続的な実施を確保するためあらかじめ構成大学間において、学長、理事長等の大学運営に責任を有する者の名義により協定を締結し、各大学ごとの収容定員、教員の配置、教育研究の内容、業務運営、経費の配分、学生に対する責任、授業料等の取扱、共同実施の終了の際の手續その他共同教育課程の編成及び実施のために必要な基本的な方針について取決めを行うことが必要であると考えられること。

(2) 協議の場の設置について

構成大学は、共同教育課程の編成及び実施に当たって、構成大学間の調整を図るため、

協議会等を設けるものとする。

協議の円滑な実施のため、協議会等は、その審議事項について、各大学において権限を有する者あるいは学長、理事長等から必要な権限を委ねられている者により構成されることが必要であること。

なお、協議会等において、審議すべき事項として、以下のような事項が考えられること。

〈審議事項(例)〉

- ・各大学において開設する授業科目及びこれに係る教員の配置など共同教育課程の編成及び実施に関する基本的事項
- ・大学院における研究指導教員の選定に係る事項
- ・入学者選抜の方針及び実施計画に関する事項
- ・学生の身分取扱い及び厚生補導に関する事項
- ・共同教育課程に係る成績評価の方針に関する事項
- ・学位審査委員会の設置に関する事項
- ・学位の授与及び課程修了の認定に関する事項
- ・共同教育課程に係る教育研究活動等の状況の評価に関する事項
- ・予算に関する事項
- ・その他共同教育課程の編成及び実施のために必要な事項

- (1) 共同教育課程の編成及び実施の条件について

各大学において、共同学科等を設置する場合には、他に通常の教育課程を編成及び実施する学科等(大学院における研究科・専攻を含む。以下同じ。)の組織が設置されている必要があること。

学部のみを有する大学が新たに共同実施制度により大学院で共同専攻を設けること、また、大学院研究科のみを有する大学院大学が新たに共同実施制度により学部段階で共同学科(学部)を設けることは認められること。また、通信教育に係るもの及び外国に設ける学科等の組織において単位を修得しなればならないものについては、対象としないこと。

- (2) 大学院における研究指導体制について

共同教育課程である修士課程又は博士課程においては、学生が全ての構成大学院の教員

から研究指導を受けることができるよう、研究指導教員については、それぞれの学生について全ての構成大学院から教員が主担当又は副担当として配置されるようにするべきものであること。

したがって、主担当の教員のみならず、副担当の教員についても研究指導教員である者を充てるべきものであること。

- (3) 遠隔の大学による共同教育課程の実施について

構成大学が遠隔地にある場合には、共同教育課程の実施に当たり、遠隔教育の実施や各校地において一定期間まとめて授業を受けることができるようなカリキュラム編成など学生の授業科目の履修に過度な負担を生じさせることのないよう適切に配慮することが必要であると考えられること。

- (4) 安定的かつ継続的な修学環境の構築について

構成大学は、共同教育課程の安定的かつ継続的な実施を確保するため、構成大学の一部がやむを得ない事由により授業科目を開設できなくなった場合にも、学生に対し、当該授業科目を他の構成大学が開設し提供することができるよう、あらかじめ、その方策を定めておくことが必要であると考えられること。

- 3 共同学科等の設置に関する事項

(1) 共同学科等の設置申請等の手続きについて
各大学の共同学科等の設置の認可申請又は届出等の手続きは、通常の学部、学科等の設置の場合と同様に、認可申請又は届出等の手続きが必要であること。なお、提出書類の様式等については別途定める予定であること。

また、構成大学に新たに大学を追加する場合又は構成大学のうち一部の大学が離脱する場合においては、編成する共同教育課程の内容の変更を伴うものであり、それまでの共同学科等の組織を一旦廃止の上、改めて新しい組み合わせの構成大学による共同学科等の組織の設置を行うものであることから、認可申請又は届出等の手続きが改めて必要であること。

- (2) 共同学科等に係る収容定員について

共同教育課程を履修する学生に係る収容定

員については、各大学に置かれる共同学科等ごとに定められるものであり、各大学の学則においては、当該大学に置かれる共同学科等に係る収容定員を記載するものであること。また、当該共同教育課程全体の状況を参照することができるよう、その他の大学に置かれる共同学科等に係る収容定員も合計した全体の収容定員を合わせて記載することが望ましいこと。

- (3) 共同学科・共同専攻の名称の取扱いについて

共同学科等の名称については、他の通常の教育課程を実施する学科等と対外的に区別する必要があることから、名称の冒頭に「共同」を付すこととし、「共同〇〇学科」「共同××専攻」などと称するべきものであること。

また、各大学に置かれる当該共同教育課程を編成する共同学科等の名称は、教育内容を共有するものであることから、同一の名称とするべきものであること。

また、共同教育課程を修了した学生の履歴書等における表記については、「A 大学院 ○〇研究科・B 大学院 ××研究科共同 △△専攻修了」などと表記するよう指導することが必要であると考えられること。

- (4) 共同学科等の設置に係る学校法人の寄附行為変更について

共同学科等の設置に係る学校法人の寄附行為変更については、通常の学部、学科等の設置に係る学校法人の寄附行為変更の場合と同様に、認可申請又は届出の手続きが必要であること。なお、「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準(平成一九年文部科学省告示第四一〇号)」を別途改正する予定であること。

- 4 学生に関する事項

(1) 学生の在籍関係について
共同教育課程を修了した者には構成大学の連名による学位が授与されることから、共同教育課程を履修する学生は制度上は全ての構成大学に在籍するものであるが、それぞれの学生について、構成大学のうちいずれか一つの大学を定め、当該大学に本籍を置く必要が

あること。

その際、各大学ごとの収容定員に応じて、各学生について本籍を置く大学を定める必要があること。

学校基本調査等の各種統計、調査等においては、各大学ごとの学生数は上記により本籍を置く学生の数として取り扱う必要があること。

- (2) 入学者選抜の方法等について

共同学科等の入学者選抜は、「大学入学者選抜実施要領」及び「大学院入学者選抜実施要領」を踏まえ、適切に実施すること。特に、入学者選抜の実施方法等の公表時期については、入学者選抜の観点から可能な限り早期の周知に努めること。

なお、入学者選抜の内容・方法等については構成大学で協議の上、共同して実施することが望ましいこと。

この場合において、入学者選抜の際に、各入学者志願者から本籍を置く大学についての希望を聴取し、入学者選抜の結果も合わせて勘案の上、それぞれの学生について本籍を置く大学の割り振りを行うことが考えられること。

- (3) 入学金、授業料等の設定について

共同学科等の入学金、授業料等については、構成大学間の協議を踏まえ、各大学ごとに定め、学生は本籍を置く大学において入学金、授業料等を納付する必要があること。

入学金、授業料等の算定に当たっては、構成大学間による資源の有効活用により実施する共同教育課程の趣旨に鑑み、構成大学の学生間で公平が図られるよう配慮するとともに、構成大学間においてできる限り、学生の便益に配慮する方向で検討することが望ましいこと。

- (4) その他の学生に関する事項について

奨学金の申請については、共同学科等の学生は、それぞれ本籍を置く大学の学生として取り扱うことが必要であること。

また、共同学科等において、国費外国人留学生を受け入れる場合には、それぞれ留学生が本籍を置く大学の学生として取り扱うこと

が必要であること。

学生証については、構成大学の連名による学生証を発行するなどにより、共同学科等の学生が構成大学のうちいずれの大学の施設（図書館、自習室等）も利用可能となるように扱うのが望ましいこと。

なお、上記の入学金、授業料等の納付、奨学金、国費留学生その他の共同学科等の学生の取扱いについて、あらかじめ学生が了知することができるよう入学者選抜要項や募集要項等において明記する必要があること。

5 教職員に関する事項

(1) 教職員の身分取扱いの基本的な考え方に

共同教育課程を編成する学科・専攻の教職員は、原則として構成大学のうちのいずれかの大学に所属するものであること。

このため、教員の採用、昇任、降任、免職、懲戒等は大学を設置する各法人等においてそれぞれの手続きにしたがって行うものであること。非常勤講師や非常勤職員などについても同様の扱いとするものであること。（なお、構成大学間で、共同学科に係る各大学の教職員について共通の給与等のルールを整備することは妨げないこと。）

(2) 共同学科等の長の選任等について

各構成大学にはそれぞれ共同学科等の組織が存在し、共同学科等の組織の長もそれぞれの大学に置かれることとなるが、実際の各大学における共同学科等の組織の長の任命の方法は、構成大学間の協議により決めることが望ましいこと。

この場合において、運用上それぞれの大学ごとに別々の者を共同学科等の長に任命するのではなく、一人の者に統一する場合には、その者がそれぞれの大学に置かれる共同学科等の組織の長と兼ねることとなることから、それぞれの構成大学において、各大学の手続きに従って選任される必要があること。

6 学位に関する事項

(1) 学位審査の在り方について

共同教育課程を履修する者に係る学位の審

査は構成大学が合同で行うことが必要であると考えられること。この場合において、学位審査委員会は、全ての構成大学の教員をもって構成することが必要であると考えられること。ただし、共同教育課程に係る学位審査委員会は、制度上は各大学に置かれる学位審査委員会を合同で開催するものであることから、共同教育課程に係る学位審査委員会の構成員となる教員は所属する大学以外の他の大学の教員を併任するか、あるいは、学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の協力者となる必要があること。

また、共同教育課程に係る学位審査の円滑な実施のため、構成大学は協議の上、学位審査に係る規程等を共同で策定することが望ましいこと。

(2) 学位授与の方式について

共同教育課程を修了した者に対して学位を授与する際には、構成大学の連名で授与するものとする。この場合において、別紙の学位記の様式を参考とすること。

7 教育研究活動の評価に関する事項

共同学科等の教育研究活動に係る評価について、各大学の自己点検・評価、認証評価、国立大学法人評価など大学又は法人単位で実施されるものにおいては、共同教育課程に係る当該大学の教育研究活動の状況に加えて、共同教育課程に係る全体としての教育研究活動の状況を示す報告書を添付する必要があると考えられること。

また、専門職大学院の認証評価においては、課程単位でその教育研究活動の状況の評価するものであることから、共同教育課程を編成する構成大学が共同して認証評価を受ける必要があると考えられること。

8 その他に関する事項

(1) 共同学科等に係る事務の在り方について

共同学科等に係る事務については、効率的な事務処理の観点から、構成大学において協議の上、共同で事務を一括処理する拠点を設けることが望ましいこと。

(2) 連合大学院制度との関係について

今回の大学における教育課程の共同実施制度のほか、他の大学の協力を得て教育研究を実施する仕組みとして大学院設置基準第七條の二及び第八條第四項に規定する連合大学院制度が既に存在しており、各大学においては、各々の実情に応じて、これらの仕組みを選択・活用すべきものであること。

については、別途お知らせします。

記

第一 学校教育法施行規則の一部を改正する省令

(平成二十一年文部科学省令第三十号)の概要

- ① 大学における教育に係る施設は、教育上支障がないと認められるときは、他の大学の利用に供することができること。(第百四十三条の二第二項関係)

- ② (1)の施設を他の大学の利用に供する場合において、当該施設が大学教育の充実に特に資するときは、教育関係共同利用拠点(以下「拠点」という。)として文部科学大臣の認定を受けることができること。(第百四十三条の二第二項関係)

第二 教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程(平成二十一年文部科学省告示第百五十五号)の概要

- (1) 趣旨(第一条関係)
拠点の認定その他の教育関係共同利用拠点に関する事項については、この規程の定めることによること。

- (2) 認定の基準(第二条関係)
拠点の認定の基準は次の①～⑧の要件に適合するものであること。

- ① 学生に対する教育、学生の修学等の支援、教育内容及び方法の改善その他大学における教育に係る機能を有する施設であって、大学教育の充実に特に資すると認められるものであること。(第一号)

- ② 拠点の認定を受けようとする施設(以下「申請施設」という。)が、他の大学の利用に供するものとして大学の学則その他これに準ずる学内規程等に記載されていること。新設の施設の場合にあつては、当該施設が設置された際に学内でのような位置づけを有するのかが明らかにすること。(第二号)

- ③ 開かれた運営体制を確保し、幅広い意見を拠点の運営等に反映させられるため、申請施設の運営について権限を有する者の諮問に応じ、共同利用の実施に関する重要事項について審議する機関として、

次に掲げる委員で組織する運営委員会を置いておくこと。また、その際、イの委員の数が運営委員会の委員の総数の2分の1以下であること。なお、「申請施設の運営について権限を有する者」に具体的に該当する者については、各大学において実態に即して判断することとする。また、ロの委員については、学外者であることが望ましいこととする。(第三号)

- イ 当該申請施設の職員
- ロ 当該共同利用に係る事項に関し学識経験を有する者
- ハ その他申請施設の運営について権限を有する者が必要と認める者

- ④ 申請施設を利用する大学を広く募集するものであること。なお、近隣の大学のみによる共同利用も許容されることとする。また、当該施設を利用する機関は大学のみに限定されるのではなく、各大学の判断で、大学以外に高等専門学校や専門学校等にも拠点の利用を認めることができるものであることとする。(第四号)

- ⑤ 申請施設の種類の他に、共同利用に必要な設備、要件及び資料、データベース等を備えていること。(第五号)

- ⑥ 申請施設を利用する大学に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うための必要な体制を備えていること。(第六号)

- ⑦ より多くの大学の利用を図り、成果を広く発信するという観点から、申請施設の利用の方法及び条件、利用可能な設備及び資料等の状況、申請施設における教育の成果その他の共同利用に関する情報の提供を広く行うものであること。(第七号)

- ⑧ 申請施設の種類等に応じ相当数の大学の利用が見込まれること。なお、望ましい具体的な利用大学数については、申請施設の種類の等に応じて判断することとする。(第八号)

- (3) 認定の申請(第三条関係)

申請施設を置く大学の学長は、申請書に次の①～⑨の書類を添えて、文部科学大臣に申請すること。

- ① 拠点の認定を受ける趣旨及び必要性を説明する書類(第一号)
- ② 学則その他これに準ずるもので申請施設の位置付けを記載しているもの(第二号)
- ③ 申請施設の名称、目的、所在地その他の概要を説明する書類(第三号)
- ④ 運営委員会の規則及び名簿(第四号)
- ⑤ 申請施設を利用する大学の募集及び決定の方法を説明する書類(第五号)
- ⑥ 申請施設の設備及び資料等の状況を説明する書類(第六号)
- ⑦ 申請施設を利用する大学に対する支援の体制を説明する書類(第七号)
- ⑧ 申請施設に関する情報提供の内容及び方法を説明する書類(第八号)
- ⑨ その他第二条に規定する基準に適合することを説明する書類(第九号)

- (4) 認定の手続(第四条関係)
文部科学大臣は、申請があつた場合には、当該申請に係る認定をしようかを決定し、当該申請をした大学の学長に対し、速やかにその結果を通知するものとする。また、当該認定を行う場合において、その有効期間を定めるものとする。なお、有効期間については、各施設ごとに認定の際に判断することとする。

- (5) 変更及び廃止等の届出(第五条関係)
拠点の認定を受けた施設を置く大学の学長(以下「学長」という。)は、次に掲げる場合には、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出るものとする。

- ① 当該施設の名称、目的又は所在地を変更しようとするとき。
- ② 当該施設を廃止しようとするとき。
- ③ 当該施設を共同利用に供することをやめようとするとき。

- (6) 文部科学大臣への報告等(第六条関係)
学長は、毎年度、当該年度における共同利

用の実施計画を定め、当該年度の開始前に、文部科学大臣に提出するものとする。また、学長は、毎年度終了後三月以内、当該年度における共同利用の実施状況を取りまとめ、文部科学大臣に提出するものとする。

- (7) 認定の取消し(第七条関係)
文部科学大臣は、拠点が②に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき又は⑤②若しくは③の届出を大学から受けたときは、認定を取り消すことができること。

- (8) 認定等の公表(第八条関係)
文部科学大臣は、拠点の認定をし、又はこれを取り消したときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公表するものとする。

- (9) 施行期日(附則関係)
教育関係共同利用拠点制度は、平成二十一年九月一日から実施するものであること。

- 別添(略)

○ 大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について

平成二十一年一月一日(二二文科高第 二八八号)文部科学省大臣政務官から各 国公私立大学長、大学を設置する各地方 公共団体の長、各公立大学法人の理事長、 大学を設置する各学校法人の理事長、大 学を設置する各学校設置会社の代表取 締役、放送大学学園理事長あて通知

このたび別添のとおり、大学設置基準の一部を改正する省令(平成二十一年文部科学省令第三十号)【別添1】、大学設置基準附則第七項の規定に基づき、医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学の専任教員数の算定に係る別表第一に定める医学関係の専任教員数に係る基準について定める件(平成二十一年文部科学省告示第百七十一号)【別添2】、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令(平成二十一年文部科学省令第三十五号)【別添3】、及び大学、大学院、短期大学及び

高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示（平成二十一年文部科学省告示第百七十二号）【別添4】がそれぞれ平成二十一年十一月十一日に公布され、同日から施行されることとなりまし。

今回の改正は、平成二十二年度の医学部の入学定員の増員について、収容定員の増加に係る学則の変更の認可申請期間の特例を定めるとともに、収容定員七二〇人を超えて増員しようとする大学について必要な教員等の基準を定め、医学教育の質を確保しながら増員を円滑に行うことを目的に行うものです。

これらの法令改正の概要は下記のとおりです。で、十分に御了知の上、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

記

1 大学設置基準等の一部を改正する省令（平成二十一年文部科学省令第三十四号）

医学部に関しては、十分な教育指導の確保のため、収容定員七二〇人を上限として大学設置基準に定める専任教員数や校舎等の面積の基準が設定されているが、平成二十二年度以降に平成三十六年度までの期間を付して医学部の収容定員を七二〇人を超えて七五〇人までの範囲で増加する大学に係る基準は以下のとおりとする。

- (1) 専任教員数を一五〇人とする。
- (2) 大学の校地の面積の算定について増加は不要とする。
- (3) 校舎及び附属病院の面積を収容定員七二〇人の場合の面積にそれぞれ七二〇人を超える収容定員六人につき七五平方メートル及び一〇〇平方メートルの割合で増加する。

2 大学設置基準附則第七項の規定に基づき、医学部の収容定員を七二〇人を超えて増加する大学の専任教員数の算定に係る別表第一に定める医学関係の専任教員数に係る基準について定める件（平成二十一年文部科学省告示第百七十一号）

大学設置基準附則第七項の規定に基づき医学部の収容定員を七二〇人を超えて増加する大学の専任教員数の算定については、当該大学の医学

部医学科における一年間の担当授業科目が六単位に満たない者及び当該大学における教育研究に従事する時間が一週間当たり一六時間に満たない者を含めないものとする。

3 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令（平成二十一年文部科学省令第三十五号）

(1) 医学部等の収容定員に係る学則変更の認可申請期間の特例（附則第四項）
平成二十二年度の私立大学の医学又は歯学に関する学部の収容定員に係る学則変更の認可を受けようとする者は、平成二十一年十一月十一日から同月十六日までの間に文部科学大臣に申請することができるものとする。

(2) 専任教員の氏名等を記載した書類の提出（附則第五項）

平成二十二年度以降に期間を付して私立大学の医学部の収容定員を七二〇人を超えて増加する学則変更の認可を受けようとする者は、専任教員の氏名等を記載した書類を添えて申請すること。

4 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示（平成二十一年文部科学省告示第百七十二号）

私立大学の医学部の収容定員の増員については、当該収容定員増ではないことを審査基準とする抑制方針に代えて、平成二十二年度以降の期間を付した医学部の収容定員増に係る以下の枠組みを認可基準に規定し、この枠組みに基づく学則変更の認可の申請については、学則変更年度（平成二十二年度）における医学部入学定員の総数が八、八五五人（三六九人増）を超えない範囲で認可を行うものとする。

- (1) 都道府県が策定する地域医療の再生に関する計画に記載された人数の増加
- (2) 他の大学と協力して基礎医学及び社会医学に関する優れた研究者の養成を重点的に担おうとする場合の三人以内の増加
- (3) 歯学部の入学生定員等の減少を行おうとする大学の医学部における当該減少の人

数以内の増加
別添（略）

○ 大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令の施行について

平成二十二年三月一二日二文科高第百二八号文部科学省大臣政務官から各都府県公立大学長、独立行政法人大学評価・学位授与機構長、独立行政法人日本学生支援機構理事長、独立行政法人大学入試センター理事長、大学を設置する各地方公共団体の長、各公立大学法人の理事長、大学を設置する各学校設置会社の代表取締役、放送大学学園理事長あて通知

このたび、別添のとおり、大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令（平成二十二年文部科学省令第三号）が平成二十二年二月二十五日に公布され、平成二十三年四月一日から施行されることとなりました。

学生の資質能力に対する社会からの要請や、学生の多様化に伴う卒業後の職業生活等への移行支援の必要性等が高まっており、教育課程の内外を通じて社会的・職業的自立に関する指導等に取り組み、また、そのための体制を整えることが必要となっております。

このようなことを踏まえ、所要の制度化を図ることが、今回の改正の趣旨です。今回の改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分ご了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

記

第一 改正の概要

- (1) 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間

の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。〔大学設置基準第四十二条の二関係〕

(2) 短期大学は、当該短期大学及び学科又は専攻課程の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、短期大学内の組織間での有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。〔短期大学設置基準第三十五条の二関係〕

第二 留意事項

- (1) 各大学及び短期大学における社会的・職業的自立に関する指導等の在り方
大学及び短期大学（以下「大学等」という。）は、その自主性・自律性や多様性を前提としつつ、教育課程の内外を通じて、社会的・職業的自立に向けた指導等に取り組む必要があること。その際、各大学等がどのような取組を行うかについては、それぞれの教育研究目的、設置する学部・学科の種類、学生数等の規模、学生や教職員の状況により多様なものが考えられ、特定の教育内容・方法が大学等に課されるものではないこと。
- (2) 教育課程の編成における取扱い
各大学等では、教育課程の内容と実施方法に関する方針を定める中で、個別の授業科目のシラバスや、体系的な教育課程の編成を通じて、社会的・職業的自立に関する指導等の在り方を明らかにし、学生に対し、その内容の理解を図ることが求められること。また、教育課程の編成と実施に当たっては、大学等として保証すべき教育の内容・水準に十分留意すること。

(3) 学内における実施体制の確保
各大学等において、社会的・職業的自立に関する指導等の実施に当たり、大学等の判断に基づいて設けられている各種の組織の緊密な連携や、そうした組織の活用を通じて体制を整える必要があること。その際、学内に専任の教職員を配置する、または独立した組織を設けるなど、組織の設置を画一

- 的に課すものではないこと。
- (4) 大学等の取組状況の公表
各大学等において、社会的・職業的自立に関する指導等の取組について、広く社会に説明していくことが求められること。
- (5) 産業界や各種団体をはじめとする社会との連携と協力
社会的・職業的自立に関する指導等の実施に当たっては、学生の就職活動の早期化の現状等を踏まえつつ、産業界や地域の各種団体、関係行政機関等との連携・協力を努める必要があること。
- (6) 大学院における取組
大学院における社会的・職業的自立に関する指導等についても、大学設置基準に基づく実施体制を活用した取組が期待されること。
- (7) 施行について
平成二十三年四月一日施行とすること。なお、平成二十三年四月開設分に係る大学等の設置認可審査においては、一般的な改正内容を踏まえて審査を行うこととする。
- 別添(略)

○ 専門職大学院設置基準及び学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令の施行等について

平成二十二年三月一二日(二)文科高第六六八号文部科学大臣政務官から各地方公立大学長、大学を設置する各地方公共団体の長、各公立大学法人の理事長、大学を設置する各学校設置会社の代表取締役、放送大学園理事長、独立行政法人大学評価・学位授与機構長、財団法人日本連法務研究財団理事長、財団法人大学基準協会会長あて通知

このたび、別添1から別添3のとおり、「専門職大学院設置基準及び学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令(平成二十二年文部科学省令第四号)」が平成二十二年三月一〇日に公布され、平成二十二年四月一日から施行されることになりました。

この改正は、法科大学院教育の質の向上のために、法学未修者における法学の基礎的な学修を充実させることに伴う法学既修者の修了要件単位数の在り方の見直し、及び認証評価における法科大学院が法曹養成の中核的機関としての役割を十分に果たしているかを評価するための評価基準・方法の改善に係るものです。

今回の改正の概要及び留意点は下記のとおりですので、十分御了解の上、その運用に当たって遺漏のないようお取り計らいください。

記

第一 改正の概要

- 一 専門職大学院設置基準の改正
九三単位を超える単位の修得を修了要件とする法科大学院は、法学未修者(法学既修者(法学の基礎的な学識を有すると当該法科大学院が認める者)以外の者)について一年次

配当の法律基本科目を(例えば六単位)増加させた場合、法学既修者に関しては、九三単位を超える部分の単位数に限り、三〇単位を超えて、単位を修得したものとみなすことができることとしたこと。(第二五条第二項)また、第二二条の他の大学院における授業科目の履修、第二二条の入学前の既修得単位の認定及び第二二条の入学前の既修得単位の認定により修得したものとみなすことができる単位数の上限である三〇単位から、同条同項の規定により三〇単位を超えてみなす単位数を除くこととしたこと。(第二五条第三項)

- 二 学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の改正
- (1) 法科大学院の大学評価基準において定める評価事項関係
- ① 入学者選抜に関することとして、入学者の適性の適確かつ客観的な評価について評価を実施することとしたこと。(第四一条第一項第一号ロ)
- ② 教員組織に関することとして、専任教員の適切な配置について評価を実施することとしたこと。(第四一条第一項第一号ハ)
- ③ 教育課程の編成に関することとして、教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設及び体系的な教育課程の編成について評価を実施することとしたこと。(第四一条第一項第一号ホ)
- ④ 法科大学院の課程を修了した者の進路(司法試験の合格状況を含む。)に関することについて評価を実施することとしたこと。(第四一条第一項第一号カ)

(2) 認証評価の方法関係

認証評価の方法について、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成一四年法律第一三九号)第二条に規定する法曹養成の基本理念を踏まえて、認証評価機関が認証評価を行うものとして大学評価基準に定める事項のうち特に重要と認める事項の評価結果を勘案しつつ、総合的に評価するものであることなど、同法第

五条第二項に規定する認定(以下「適格認定」という。)を適確に行うに足りるものとすることとしたこと。(第四一条第一項第二号)

第二 留意事項

一 法学既修者に関する修得したものとみなすことができる単位数について

法科大学院におかれては、第二五条第一項ただし書の規定により三〇単位を超えて修得したものとみなすことのできる単位数は、平成二十二年四月の中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(報告)」において増加可能と提言された、法学未修者一年次における法律基本科目六単位の範囲を超えない運用とされたいこと。

二 法科大学院の認証評価について

認証評価機関におかれては、法科大学院の認証評価の実施にあたっては、次に掲げる事項について留意されたいこと。

- (1) 認証評価を受ける法科大学院(以下「受審法科大学院」という。)が、入学者選抜における競争的な環境を整え、入学者の質を確保するよう取り組んでいるかを評価すること。また、法科大学院適性試験について、実施機関により総受験者数や得点分布状況等を考慮し、法科大学院への入学に最低限必要と考えられる点数の基準が設定された場合には、受審法科大学院において当該基準が適切に活用されているかを評価すること。
- (2) 受審法科大学院が、専任教員について、法律基本科目をはじめとした教育上主要な科目において、その年齢構成に配慮しながら、十分な教育研究上の業績や実務上の実績及び教育を担当する能力を有する者を確保し、適切に配置しているかを評価すること。

(3) 法科大学院修了者の共通的な到達目標が策定された場合には、当該目標を踏まえて、受審法科大学院が、必要な授業科目を自ら開設し、適切に教育課程を編成しているかを評価すること。また、受審法科大学院が、司法試験の解答の作成方法に傾斜した技術的教育などの司法試験の受験指導に過度に偏し

た教育や、法律基本科目や司法試験の選択科目となつていて、一部の授業科目に偏した教育を行つていないかを評価すること。

(4) 法科大学院の課程を修了した者の進路に関する評価にあつては、受審法科大学院における、法曹（裁判官、検察官、弁護士）以外の多様な進路（企業や官公庁等）に関する取組状況についても評価すること。また、単に司法試験の合格状況等の数値的な指標のみをもつて評価を実施することは適当でないことから、入学者の質の確保や修了者の質の確保等の受審法科大学院における取組とあわせて評価すること。

(5) 適格認定の実施にあつては、法科大学院が法曹養成の中核的機関としての役割を十分果たしているかという観点から、総合的な評価を行うこと。

(6) 今回の改正に関し、法科大学院の認証評価について、平成二十二年三月の中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院に係る認証評価の見直しに関する留意事項」において、別添のとおりとしていることを了知いただきたいこと。

別添
(略)

○ 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

平成二十二年六月一六日二二文科高第二三六号文部科学大臣政務官から各国公立大学長、各国公立高等専門学校校長、独立行政法人大学評価・学位授与機構長、独立行政法人日本学生支援機構理事長、独立行政法人大学入試センター理事長、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長、大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の長、各公立大学法人の理事長、大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長、大学を設置する各学校設置会社の代表取締役、放送大学学園理事長あて通知

このたび、別添のとおり、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十二年文部科学省

令第二五号）が平成二十二年六月一五日に公布され、平成二十三年四月一日から施行されることとなりました。

大学等が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、公表すべき情報を法令上明確にし、教育情報の一層の公表を促進することが、今回の改正の趣旨です。

今回の改正の概要及び留意すべき事項等は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

記

第一 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第一号）の改正の概要と留意点

(1) 大学（短期大学、大学院を含む）は、次の教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。（第一七二条の二第一項関係）

① 大学の教育研究上の目的に関すること。（第一号関係）

これは、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二八号）第二条（本省令による改正前の第二条の二）等に規定されているものであること。その際、大学であれば学部、学科又は課程等ごとに、大学院であれば研究科又は専攻ごとに、短期大学であれば学科又は専攻課程ごとに、それぞれ定めた目的を公表することや、平成一九年七月三十一日付け文部科学省高等教育局長通知「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について」で示した事項に留意すること。

② 教育研究上の基本組織に関すること。（第二号関係）

その際、大学であれば学部、学科又は課程等の、大学院であれば研究科又は専攻等の、短期大学であれば学科又は専攻課程等の名称を明らかにすることに留意すること。

③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。（第三号関係）

その際、教員組織に関する情報について

は、組織内の役割分担や年齢構成等を明らかにし、効果的な教育を行うため組織的な連携を図っていることを積極的に明らかにすることに留意すること。

教員の数については、学校基本調査における大学の回答に準じて公表することが考えられること。また、法令上必要な専任教員数を確保していることや、男女別、職別の人数等の詳細をできるだけ明らかにすることに留意すること。

各教員の業績については、研究業績等にとどまらず、各教員の多様な業績を積極的に明らかにすることにより、教育上の能力に関する事項や職務上の実績に関する事項など、当該教員の専門性と提供できる教育内容に関することを確認できるという点に留意すること。

④ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。（第四号関係）

その際、これらの情報は、学校基本調査における大学の回答に準じて公表することが考えられること。

就職状況については、働き方が多様となつている状況を踏まえた公表を、各大学の判断で行うことも考えられること。編入学を実施している場合には、大学設置基準第一八条第一項の規定を踏まえつつ、編入学定員や実際の編入学者数を明らかにすることに留意すること。

⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。（第五号関係）

これらは、大学設置基準第二五条の二第一項等において、学生に明示することとされているものであること。その際、教育課程の体系的性を明らかにする観点に留意すること。年間の授業計画については、シラバスや年間授業計画の概要を活用することが考えられること。

⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること。（第六号関係）

これらは、大学設置基準第二五条の二第二項等において、学生に明示することとされているものであること。その際、必修科目、選択科目及び自由科目の別の必要単位修得数を明らかにし、取得可能な学位に関する情報を明らかにすることに留意すること。

⑦ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。（第七号関係）

その際、学生生活の中心であるキャンパスの概要のほか、運動施設の概要、課外活動の状況及びそのために用いる施設、休息を行う環境その他の学習環境、主な交通手段等の状況をできるだけ明らかにすることに留意すること。

⑧ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。（第八号関係）

その際、寄宿舎や学生寮等の宿舍に関する費用、教材購入費、施設利用料等の費用に関することをできるだけ明らかにすることに留意すること。

⑨ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。（第九号関係）

その際、留学生支援や障害者支援など大学が取り組む様々な学生支援の状況をできるだけ明らかにすることに留意すること。

(2) 大学は、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。その際、大学の教育力の向上の観点から、学生がどのようなカリキュラムに基づき、何を学ぶことができるのかという観点で明確になるよう留意すること。（第一七二条の二第二項関係）

(3) (1)による教育情報の公表は、そのための適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。こと。（第一七二条の二第三項関係）

(4) 大学の教育情報の公表に関する(1)～(3)について、高等専門学校に準用すること。(第一七九条関係)

第二 大学設置基準、高等専門学校設置基準(昭和三六年度省令第二三三号)、大学院設置基準(昭和四九年度省令第二八号)及び短期大学設置基準(昭和五〇年度省令第二二一号)の改正の概要

教育情報の公表に関する規定が学校教育法施行規則上整備されることに伴い、情報の積極的な提供に関する規定の削除など、所要の整理を行うこと。

第三 学校教育法第一〇条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令(平成一六年度省令第七号)の改正の概要

大学の総合的な状況に係る認証評価の大学評価基準に、教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関するものが含まれるものとする。その際、上記第一の改正を踏まえ、大学評価基準が学校教育法施行規則に適合することとする。第一項第一号及び同条第二項関係

第四 施行について
平成二三年四月一日施行とすること。

○ 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令等の施行について

平成二二年一月一日(二二文科高第八〇九号)文部科学大臣政務官から医学部を置く各国私立大学長あて通知

このたびこのたび別添のとおり、「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令(平成二二年文部科学省令第二〇号)」「別添一」「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示(平成二二年文部科学省告示第一四七号)」「別添二」がそれぞれ平成二二年一

月一日に公布され、同日から施行されることとなり。今回の改正は、平成二二年一〇月二一日付け高等教育局長通知「地域の医師確保等の観点からの平成二三年度医学部入学定員の増加について(通知)」により、平成二三年度から平成三一年度までの期間を付した地域の医師確保等の観点からの医学部入学定員の増員について、平成二二年年度の増員と同様の枠組み(別紙参照)で認めることとしたことに伴い、下記の省令及び告示について所要の改正を行うものです。これらの法令改正の概要は下記のとおりですので、十分に御了知の上、その運用に当たっては遺漏なきように取り計らいください。

記

1 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令(平成二二年文部科学省令第二〇号)

医学部等の収容定員に係る学則変更の認可申請期間の特例(附則第六項)として、平成二三年度の私立大学の医学又は歯学に関する学部の収容定員に係る学則変更の認可を受けようとする者は、平成二二年一月一日から同月一日までの間に文部科学大臣に申請することができるものとする。

2 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示(平成二二年文部科学省告示第一四七号)

私立大学の医学部の収容定員の増員に係る学則変更の認可の申請を審査する場合には、以下の平成二三年度の増員と同様の枠組みに基づき、学則変更年度(平成二三年度)における医学部入学定員の総数が八、九三三人を超えない範囲で認可を行うものとする。

- 都道府県が策定する地域医療の再生に関する計画に記載された人数の増加
- 他の大学と協力して基礎医学及び社会医学に関する優れた研究者の養成を重点的に担おうとする場合の三人以内の増加
- 歯学部への入学定員等の減少を行おうとする大学の医学部における当該減少の人数以内の増加

別添(略)

○ 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令等の施行について

平成二三年一月一日(二三文科高第七五八号)文部科学省高等教育局長から、医学部を置く各国私立大学長あて通知

このたび別添のとおり、「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令(平成二三年文部科学省令第三八号)」「別添一」「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示(平成二三年文部科学省告示第一五八号)」「別添二」がそれぞれ平成二三年一月一日に公布され、同日から施行されることとなりました。今回の改正は、平成二三年一〇月二〇日付け高等教育局長通知「地域の医師確保等の観点からの平成二四年医学部入学定員の増加について(通知)」により、平成二四年から平成三一年度までの期間を付した地域の医師確保等の観点からの医学部入学定員の増員について、平成二三年年度の増員と同様の枠組み(別紙参照)で認めることとしたことに伴い、下記の省令及び告示について所要の改正を行うものです。

これらの法令改正の概要は下記のとおりですので、十分に御了知の上、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

記

- 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令(平成二三年文部科学省令第三八号)
- 医学部等の収容定員に係る学則変更の認可申請期間の特例(附則第七項)として、平成二四年の私立大学の医学又は歯学に関する学部の収容定員に係る学則変更の認可を受けようとする者は、平成二三年一月一日から同月一日までの間に文部科学大臣に申請することがで

きるものとする。

2 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示(平成二三年文部科学省告示第一五八号)

私立大学の医学部の収容定員の増員に係る学則変更の認可の申請を審査する場合には、以下の平成二三年度の増員と同様の枠組みに基づき、学則変更年度(平成二四年)における医学部入学定員の総数が九、〇四九人を超えない範囲で認可を行うものとする。

(1) 都道府県が策定する地域医療の再生に関する計画に記載された人数の増加(自治医科大学における人数の増加を含む)

(2) 他の大学と協力して基礎医学及び社会医学に関する優れた研究者の養成を重点的に担おうとする場合の三人以内の増加

(3) 歯学部への入学定員等の減少を行おうとする大学の医学部における当該減少の人数以内の増加

別添一(略)
別添二(略)
別紙(略)

○ 大学院設置基準等の一部を改正する省令の施行について

平成二四年三月一四日二三文科高第一一―二号、文部科学大臣政務官から各公立大学長、独立行政法人大学評価・学位授与機構長、独立行政法人日本学生支援機構理事長、独立行政法人大学入試センター理事長、大学を設置する各地方公共団体の長、各公立大学法人の理事長、大学を設置する各学校法人の理事長、大学を設置する各学校設置会社の代表取締役、放送大学学園理事長あて通知

このたび、別添一のとおり、大学院設置基準等の一部を改正する省令（平成二四年文部科学省令第六号）が平成二四年三月一四日に公布され、同日から施行されることとなりました。

今回の改正は、平成二三年一月の中央教育審議会「グローバル化社会の大学院教育」世界の多様な分野で大学院修了者が活躍するために（答申）における提言を踏まえ、広く産学官の中核的人材としてグローバルに活躍できる高度な人材を養成するため、課程を通じて一貫したプログラムを持った体系的な博士課程教育を構築し、博士課程教育の質を高めるとともに、併せて、公正な入学者選抜に係る規定の整備を行うものです。

これらの改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりです。十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

記

第一 博士論文研究基礎力審査の導入について

一 改正の概要

(1) 大学院設置基準（昭和四九年文部省令第二八号）の改正

前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程の修了要件について、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、①専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養についての試験、②博士論

文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力についての審査（以下①及び②の試験及び審査を「博士論文研究基礎力審査」という。）の合格を、修士論文又は特定課題の研究成果の審査と試験の合格に代えることができることとする。この（第一六条の二関係）これにより、博士課程の前期及び後期の課程を通じて一貫した人材養成上の目的を有する学則に定める履修上の区分（コース、プログラム等）においては、学則に定めることにより、授業科目の履修による単位の修得に加え、

1 専攻分野とその関連分野の専門的知識・能力を評価するための筆記等による試験

2 博士論文研究を行う分野に係る研究の背景や意義、展望に関する認識や、課題を設定し研究を推進する能力等を評価するための研究報告の提出及び口頭試問等による審査による博士論文研究基礎力審査の合格を、修士論文又は特定課題の研究成果の審査と試験の合格に代えて、修了要件とすることができることとなる。

なお、博士論文研究基礎力審査を上記の二つの試験及び審査で構成することとしたのは、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な知識及び能力の修得を適切に把握し、修士の学位に相応しい水準を確保するためであり、厳正かつ客観的な審査を確保するため、各大学により学外や関連分野の教員等も交えた審査体制の確保などに配慮された。

(2) 学校教育法施行規則（昭和二二年文部省令第一二号）の改正

博士課程の後期の課程の入学資格として、外国の大学において教育課程を履修し、博士論文研究基礎力審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同以上の学力があると認められた者を加えることとする。（第一五六条関係）

すなわち、別添二の様式を参考に、外国の大学が行う審査が外国の学校教育制度のもとで当該大学の規程に位置付けられたものであり、また、当該大学における当該審査の合格の基準、当該審査の合格と当該大学における修士の学位

の授与要件の関係、当該審査に合格した者と当該大学に編入学した他の大学の修士の学位を有する者の当該大学における博士の学位を授与するプログラムにおける取扱いの関係等に照らし、当該審査に合格した者について、修士の学位を有する者と同以上の学力があることが、当該大学によって確認された各大学が認めた者に、博士課程の後期の課程の入学資格を与えることとする。

(3) 学位規則（昭和二八年文部省令第九号）の改正

前期及び後期の課程の区分を設けない博士課程における修士の学位の授与について、前記(1)に掲げる博士論文研究基礎力審査により修了要件を満たした者に対しても行うことができることとする。（第三条関係）

(4) 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成一六年文部科学省令第二三三号）の改正

大学院において、独立行政法人日本学生支援機構の第一種学資金の貸与を受けた学生のうち、第一種学資金の返還の免除の認定を行う場合の在学中の業績として、博士課程論文研究基礎力審査の結果を加えることとする。（第三六条関係）

二 留意事項

(1) 博士論文研究基礎力審査は、博士課程を通じて一貫したプログラムを構築し、広範なコースワークや複数専攻制、研究室のローテーションなどの専攻分野の枠を超えた体系的な教育を経て独自の研究を計画し遂行させるなど、博士課程教育の質を高めることを目的としていることから、その導入に際しては、明確な人材養成目的に基づく体系的な教育課程、組織的な指導体制など博士課程教育の改善と一体として行うよう留意されたい。

その際、広範なコースワークなど体系的な教育を充実させる観点から、三〇単位（大学院設置基準に定める最低取得単位数）を超える単位数を修了の要件とするなど十分な学習量の確保に留意されたい。

(2) 博士課程の後期の課程の選抜は、各大学の

判断において適切に実施するものであるが、選抜の実施に当たっては、前期の課程の修了要件に係る審査の別によらず公平な取扱がなされるよう配慮することが望ましい。また、国内外の学生の流動性の向上及び社会人の選抜機会の確保に留意されたい。

第二 入学者選抜に係る規定の整備について

一 改正の概要

(1) 大学院設置基準（昭和四九年文部省令第二八号）の改正

入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適当な体制を整えて行うものとするとの規定を整備すること。（第一条の三関係）

第三 施行について

大学院設置基準等の一部を改正する省令は公布の日から施行すること。

別添（略）

○ 大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令の施行について

平成二十四年五月二十四日二三文科高第一二四一号、文部科学大臣政務官から、各
国私立大学長、独立行政法人大学評
価・学位授与機構長、独立行政法人日本
学生支援機構理事長、独立行政法人大学
入試センター理事長、大学を設置する各
地方公共団体の長、各公立大学法人の理
事長、大学を設置する各学校設置会長の理
事長、大学を設置する各学校設置会長の代
表取締役、放送大学学園理事長あて通知

このたび、別添一のとおり、大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令（平成二十四年文部科学省令第二三号）が平成二十四年五月一日に公布され、平成二十五年一月一日から施行されることとなりました。

今回の改正は、平成二十二年三月に構造改革特別区域推進本部で決定された「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価に係る評価・調査委員会の意見に関する今後の政府の対応方針」の別表一において、構造改革特別区域における運動場及び空地に関する大学設置基準の特例措置に関する事項について、構造改革特別区域における規制の特例措置の内容のとおり全国展開を行うことが盛り込まれたことを踏まえ、関係規定の整備を行うものです。

これらの改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

記

第一 改正の概要

- (1) 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二八号）の一部改正
 - ① 空地に係る代替措置
法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合にお

いて、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができることとする。また、当該措置については、次に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。（第三四条関係）
ア できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもって休息、交流その他に利用できるものであること。
イ 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。

② 運動場に係る代替措置

法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため運動場を設けることができないと認められる場合において、運動場を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、運動場を設けないことができることとする。また、当該措置については、原則として、体育館等のスポーツ施設を校舎と同一の敷地内又はその隣接地に備えることにより行うものとする。ただし、特別の事情があるときは、次に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。（第三五条関係）
ア 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもって利用できること。
イ 校舎から至近の位置に立地していること。

- (2) 短期大学設置基準（昭和五〇年文部省令第二二号）の一部改正
 - ① 空地に係る代替措置
法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため空地を校舎の敷地に有

することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該短期大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができることとする。また、当該措置については、次に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。（第二七条関係）
ア できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもって休息、交流その他に利用できるものであること。
イ 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。

② 運動場に係る代替措置

法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため運動場を設けることができないと認められる場合において、運動場を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該短期大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、運動場を設けないことができることとする。また、当該措置については、原則として、体育館等のスポーツ施設を校舎と同一の敷地内又はその隣接地に備えることにより行うものとする。ただし、特別の事情があるときは、次に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。（第二七条関係）
ア 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもって利用できること。
イ 校舎から至近の位置に立地していること。

- (3) 特定事業の削除
文部科学省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令における特定事業から「空地に係る要

第二 留意事項

(1) 代替措置の取扱いについて

大学等については、引き続き、空地を校舎の敷地に有し、運動場を設けることとすることを原則とする。法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により空地を校舎の敷地に有しない場合、運動場を設けない場合は、例えば、大学、研究所、民間企業等が集積する拠点として整備され、既に高度に土地が利用されていること等の理由により、空地及び運動場を設けるために必要な面積の土地の取得が、物理的に事実上困難であることや、土地の取得に関して法令の制限があること等といった、客観的に見てやむを得ない特別な理由がある場合に限られること。

特に学士課程や短期大学の課程の教育については、学修の定着や多様な活動を可能とする空間を保持するという観点が一層求められること。

(2) 大学等の教育・研究への配慮について

空地を校舎の敷地に有しない場合と運動場を設けない場合のいずれにおいても、代替措置を適切に講じることにより、当該大学等の教育・研究に支障が生じないものとする。なお、大学等の教育・研究に支障が生じないとは、当該大学等における各学部・学科の教育研究上の目的を達成することが可能であることを意味し、特に体育の授業を行う場合には、運動場を有する必要性が高いものであり、授業に支障が生じないような特段の措置が必要であること。

(3) 空地の代替措置について

空地の代替措置については、授業の空き時間により一時的に使用されていない教室の提供ではなく、学生が常時使用可能な休息、交流その他のための専用の施設を備えること。当該施設の採光等の施設環境や利用時間等の利用形態については、当該大学等の

状況に応じて、できる限り開放的であること。ラウンジに備えるべき机や椅子、用具類を収納するロッカーなど学生の様々な活動に有用な設備を備えること。例えば、昼休みなど人が集中する特定の時間においても、基本的な全ての学生が昼食をとることに不自由の無いなど、余裕のある空間を確保すること。

(4) 運動場の代替措置について

運動場の代替措置として、やむを得ず公共または民間のスポーツ施設を学生の利用に供する場合においても、学士課程や短期大学の課程など、それぞれの課程で学修を行う学生の特性に応じて、学生が希望する球技等の様々な運動ができるよう配慮するとともに、経済的負担については、自己所有の場合と同等の環境を確保できるよう、利用料等について無料とすることが望ましく、やむを得ない場合には、これに準ずるようできる限り低廉な価格とするなど、十分な軽減を図ること。

(5) 代替措置の状況の公表等

空地の代替措置及び運動場の代替措置の状況については、学校教育法施行規則第一七二条の二第一項第七号に定める「校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること」にあたり、代替措置を適用する場合には、当該代替措置の状況を速やかに公表することが学校教育法上求められること。また、当該情報の重要性に鑑み、代替措置を講じていることを入学を希望する者等の確に認識できるように、インターネット等の形式により迅速かつ丁寧に周知を図ることとする。また、空地の代替措置及び運動場の代替措置を適用した場合、適切な代替措置であるか学生にアンケートを実施するなど検証を実施し、必要な改善を図ることが望ましいこと。

第三 施行について

平成二五年一月一日から施行するものとする。

○ 専門職大学院設置基準の一部を改正する省令の施行について

平成二四年一月一九日二四文科高第
六八一号、文科科学大臣政務官から各国
公立大学長、大学を設置する各地方公
共団体の長、各公立大学法人の理事長、
大学を設置する各学校法人の理事長、大
学を設置する各学校設置会社の代表取
締役、放送大学学園理事長あて通知

このたび、別添のとおり、専門職大学院設置基準の一部を改正する省令（平成二四年文科科学省令第三八号）が平成二四年十一月十九日に公布され、平成二六年四月一日から施行されることとなりました。

今回の改正は、専門職大学院設置基準上必ず置くこととされる数の専任教員について、同設置基準附則第二項に基づき、専門職大学院の教員を他の学位課程に必要な教員数に算入できることとする経過措置が平成二五年年度末に終了することを受けて、特例措置終了後の取扱いについて、専門職学位課程に必ず置くこととされる数の専任教員については、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員が兼ねることができるとするものです。これは、専門職大学院の質の向上を図る観点から、実態調査結果も踏まえつつ、中央教育審議会において審議を進めた結果、教員の養成機能の維持・向上、進学を希望する学生への対応、国際競争力への影響などを勘案し、専門職学位課程と博士課程との接続を図ることが適当であるとの結論を踏まえて改正するものです。

この改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですが、改正趣旨及び仕組みについて十分御了知いただき、その運用に当たり遺漏なきようにお取り計らいください。

記

第一 専門職大学院設置基準（平成十五年文科科学省令第一六号）の改正について

一 改正の概要

専門職学位課程に必ず置くこととされる数の専任教員について、教育上支障を生じない場

合には、一個の専攻に限り、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。以下「博士課程（前期を除く）」という。）の教員が兼ねることができるとした（第五條第二項）。

二 留意事項

(一) 各専門職大学院においては、専門職大学院の制度は、教育の質保証の観点から、一定の独立性を確保し、教育に専念する教育組織を充実することを制度の趣旨とした上で、他の課程との教育の関連性や優秀な教員を確保するため、学部、修士課程については三分の一まで、博士課程後期についてはその全部の算入を認める旨の経過措置を設けていたが、この特例が平成二五年年度で終了することを受けて、今般の改正が行われることになった経緯を踏まえ、適切に対応すること。

(二) 博士課程（前期を除く。）との接続については、専門職大学院教育を担う教員の養成や専門職学位課程から博士課程への進学者への対応等の観点から、附則ではなく第五條第二項を改正して本則に規定するとともに、大学設置基準等の関連規定との整合等を踏まえ、適切な規定振りとしたものであること。

(三) 博士課程（前期を除く。）の教員が、専門職学位課程に置くこととされる数の専任教員を兼ねることができるとは、教育上支障を生じない場合、一個の専攻に限られるものとしたが、これは博士課程（前期を除く。）との接続は、制度の趣旨を踏まえ、一定の合理的な条件の下に限り認められることを明確にしたものであることに留意すること。なお、教育上支障が生じるかどうかの具体的な判断については、学問分野や個々の大学の状況によってその程度が異なることから、各大学において適切に判断するものであること。

(四) 専門職大学院に必要な専任教員数が配置されているなど独立性の確保及び教育体制の充実を図られている場合には、更なる教育の充実等を図る観点から、専門職学位課程の専任教員が他の研究科や専攻等において教育研究を行うこと、また、他の研究科や専攻

第二 施行について

専門職大学院設置基準の一部を改正する省令は平成二六年四月一日から施行すること。

別添（略）

等の専任教員が専門職大学院において教育を行うことは、教育上支障を生じない限りにおいて、従前どおり差し支えないこと。

(五) 専門職学位課程に必ず置くこととされる専任教員の数を超えて専門職大学院が教員を配置する場合は、求められる数を超えた部分の教員については、本改正の適用が及ぶものではないこと。ただし、この場合であっても、必ず置くこととされる専任教員の中に含まれるか否かを問わず、これまでと同様に、教員の質の確保に努める必要があること。

○大学設置基準の一部を改正する省令等の施行について

平成二十四年一月一九日二四文科高第
六七九号、文部科学大臣政務官から各
国公立大学長、大学を設置する各地方
公共団体の長、各公立大学法人の理事長、
大学を設置する各学校法人の理事長、大
学を設置する各学校設置会社の代表取
締役、放送大学学園理事長あて通知

このたび別添のとおり、大学設置基準の一部を改正する省令（平成二十四年文部科学省令第三六号）【別添一】、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の省令の一部を改正する省令（平成二十四年文部科学省令第三七号）【別添二】及び大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示（平成二十四年文部科学省令第一六三号）【別添三】がそれぞれ平成二十四年十一月十九日に公布され、同日から施行されることとなりました。今回の改正は、平成二十五年度の医学部の入学定員の増員について、収容定員の増加に係る学則の変更の認可申請期間の特例を定めるとともに、収容定員七二〇人を超えて八四〇人までの範囲で増員しようとする大学について必要な教員等の基準を定め、医学教育の質を確保しながら増員を円滑に行うことを目的に行うものです。これらの法令改正の概要は下記のとおりですので、十分に御了知の上、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

記

- 一 大学設置基準の一部を改正する省令（平成二十四年文部科学省令第三六号）
医学部に関しては、十分な教育指導の確保のため、収容定員七二〇人を上限として大学設置基準に定める専任教員数や校舎等の面積の基準が設定され、平成二十二年度以降に平成三十六年度までの期間を付して医学部の収容定員を七二〇人を超えて七五〇人までの範囲で増加する大学の基準が設定されているが、平成二十五年度以降に平成

三十六年度までの期間を付して医学部の収容定員を七五〇人を超えて八四〇人までの範囲で増加する大学に係る基準は以下のとおりとすること。

- (1) 収容定員七八〇人までの場合、専任教員数を一五〇人とし、収容定員八四〇人までの場合、専任教員を一六〇人とする。
 - (2) 大学の校地の面積の算定について増加は不要とする。
 - (3) 校舎及び附属病院の面積を収容定員七二〇人の場合の面積にそれぞれ七二〇人を超える収容定員六人につき七十五平方メートル及び一〇〇平方メートルの割合で増加する。
- 二 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令（平成二十四年文部科学省令第三七号）
平成二十五年度の私立大学の医学又は歯学に係る学部の収容定員に係る学則変更の認可を、平成二十四年十一月十九日から同月二十二日までの間に文部科学大臣に申請することができるものとする。
- 三 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示（平成二十四年文部科学省令第一六三号）
私立大学の医学部の収容定員の増員に係る学則変更の認可の申請を審査する場合には、平成二十四年度の増員と同様に以下の枠組みに基づき、学則変更年度（平成二十五年度）における医学部入学定員の総数が九、〇八九人を超えない範囲で認可を行うものとする。
- (1) 都道府県が策定する地域医療の再生に関する計画に記載された人数の増加（自治医科大学における人数の増加を含む）
 - (2) 他の大学と協力して基礎医学及び社会医学に関する優れた研究者の養成を重点に担おうとする場合の三人以内の増加
 - (3) 歯学部の入学定員等の減少を行おうとする大学の医学部における当該減少の人数以内の増加

別添一（略）
別添二（略）
別添三（略）

○学位規則の一部を改正する省令の施行について

平成二十五年三月一日二四文科高第九
三七号、文部科学省高等教育局長から各
国公立大学長、独立行政法人大学評
価・学位授与機構長あて通知

このたび、別添一のとおり、学位規則の一部を改正する省令（平成二十五年文部科学省令第五号）が平成二十五年三月十一日に公布され、平成二十五年四月一日から施行されることとなりました。今回の改正は、教育研究成果の電子化及びオープンアクセス化の推進の観点から、博士の学位を授与された者は当該博士の学位の授与に係る論文をインターネットの利用により公表するものとするのと同時に、博士の学位を授与した大学及び独立行政法人大学評価・学位授与機構は当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果をインターネットの利用により公表するものとするため、関係規定の整備を行うものです。あわせて、博士の学位授与に関する報告等についてもインターネットの利用によることとします。これらの改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

記

- 一 学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）の一部改正
一 改正の概要
(1) 論文要旨の公表
大学及び独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「大学等」という。）は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から三月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文（以下「博士論文」という。）の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。こと。（第八条関係）
(2) 博士論文の公表
① 博士の学位を授与された者は、当該

博士の学位を授与された日から一年以内に、当該博士論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでないこと。(第九條第一項関係)

② 博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した大学等の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができるものとする。この場合において、当該大学等は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。 (第九條第二項関係)

③ 博士の学位を授与された者が行うこれらの公表は、当該博士の学位を授与した大学等の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。 (第九條第三項関係)

二 留意事項

(1) 公表に係る考え方について
博士論文等の公表に係る制度は、大学における教育研究の成果である博士論文等の質を相互に保証し合う仕組みとして整備されているものであり、公表の方法を、従来、印刷公表、すなわち単行の書籍又は学術雑誌等の公刊物に登載するものとしていたところ、情報化が進展する中において当該目的をより効果的に達成するため、学位を授与された者の印刷に係る負担軽減の観点から、その方法をインターネットの利用により行うものとする。なお、ここにいう公表とは、将来にわたり広く公表された状態を保持することをいい、その方法については第一の二の(2)の通りとすること。

(2) 公表の方法について
改正後の学位規則第八條及び第九條に規定するインターネットの利用による公表の具体的な方法については、当該博士の学位を授与した大学等の機関リポジトリ*共同リポジトリ及び大学共同利用機関法人情

報・システム研究機構国立情報学研究所が提供する共用リポジトリサービスにより構築されたリポジトリを含む。以下同じ。)による公表を原則とされたいこと。機関リポジトリを有していない大学等においては、教育研究成果のオープンアクセス化を含めた知的情報の蓄積・発信のための重要な手段として機関リポジトリを位置付け、整備を図るよう努めることとされたいこと。また、機関リポジトリが整備されるまでの間は、当該大学等のホームページにより公表すること、又は国立国会図書館に送付する博士論文を同館がインターネットの利用により提供することをもって、機関リポジトリによる公表に代えるものとする。なお、機関リポジトリの構築については、別添2を参照すること。

* 大学及び研究機関等における教育研究活動によって生産された電子的な知的生産物を保存し、原則的に無償で発信するためのインターネット上の保存書庫

(3) 代替措置の取扱いについて
改正後の学位規則第九條第二項に規定する、博士論文の全文に代えてその内容を要約したものとするので、「やむを得ない事由がある場合」とは、客観的に見てやむを得ない特別な理由があると学位を授与した大学等が承認した場合をいい、例えば、次に掲げる場合が想定されること。この場合において、当該大学等は、当該博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

① 博士論文が、立体的形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合

② 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から一年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合

③ 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から一年を超えて生じる場合なお、「やむを得ない事由」が無くなった場合は、博士の学位を授与された者は当該博士論文の全文を、大学等の協力を得てインターネットの利用により公表すること。

(4) 学位規程等の整備について
各大学等は、この学位規則の改正に伴い、学位規程等学内諸規程の整備を行った場合においては、速やかに文部科学大臣に報告又は届出をすること。

(5) 改正内容の周知について
各大学等は、博士課程の学生及び博士課程に進学を希望する学生に対し、改正後の学位規則の内容について周知を図ること。

三 施行について

(1) 平成二十五年四月一日から施行するものとする。

(2) 改正後の学位規則第八條の規定は、平成二十五年四月一日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例によるものとする。

(3) 改正後の学位規則第九條の規定は、平成二十五年四月一日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例によるものとする。

四 その他

平成二十五年四月一日をもって、「博士の学位授与に関する報告等について」(昭和五十年三月十八日付文大第一五〇号文部省大学局長通知)は、廃止するものとする。博士の学位授与に関する報告等については、博士の学位授与に関する報告等について平成二十五年四月一日以降に授与した博

士の学位に係る学位授与報告書の学位規則第一二條の規定による提出、及び同日以降に定める又は改正する学位規程の学位規則一三條の規定による報告については、電子メールの利用により提出又は報告するものとする。なお、電子メールの利用については、別添二を参照すること。

二 博士論文の国立国会図書館への送付等について

各大学等は、国立国会図書館からの依頼(別添三)に沿って、国立国会図書館への博士論文の送付等を行うものとする。なお、不明な点に係る照会については、別添二を参照すること。

別添一(略)
別添二(略)
別添三(略)

○ 大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について

平成二五年三月二十九日二四文科高第九六二号、文部科学省高等教育局長から各
国公立大学長、独立行政法人大学評
価・学位授与機構長、独立行政法人日本
学生支援機構理事長、独立行政法人大
学入試センター理事長、大学を設置する各
地方公共団体の長、各公立大学法人の理
事長、大学を設置する各学校法人の理事
長、大学を設置する各学校設置会社の代
表取締役、放送大学学園理事長あて通知

このたび、別添のとおり、「大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令（平成二五年文部科学省令第一三三号）」が平成二五年三月二十九日に公布され、平成二五年四月一日に施行されることとなりました。

今回の改正の趣旨は、平成二十四年八月の中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」の考え方を踏まえ、学生の主体的な学びを促進するため、各大学及び短期大学における創意工夫により、より多様な授業期間の設定を可能にするものです。

これらの省令の概要及び留意事項等は下記のとおりですので、十分御了知の上、その運用に当たって遺漏のないようお取り計らい願います。

記

第一 改正の概要

- 一 大学及び短期大学における授業期間
各授業科目の授業期間について、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うことを原則としつつ、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合には、各大学及び短期大学における創意工夫により、より多様な授業期間の設定を可能にすること。（大学設置基準第二三条及び短期大学設置基準第九条関係）

第二 留意事項

- 一 今回の改正は、知識伝達型の授業から、教員と学生が双方向に意思疎通を図る授業への改

善を行うなど、各大学の創意工夫により、学生の主体的な学びを促進するためのものであり、従来から一般的である週一回の講義に限らず、同一科目の重複回数講義等の実施や、講義とフイールドワークを組み合わせた授業科目の実施、サービスマニエッタの導入等、授業のあり方の多様化を推進するため、弾力的な学事層の設定を可能とするものであること。また、学事層の弾力化を通じて、諸外国の大学の学生や教員との交流が促進されることも想定されること。

- 二 十週又は十五週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要に加え、十週又は十五週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげることができると認められることが必要であること。

- 三 今回の改正は、授業期間の弾力化であり、単位の修得に必要な授業時間を変更するものではなく、例えば、講義及び演習であれば、十五時間から三十時間の範囲の授業をもって一単位とするという大学設置基準第二二条及び短期大学設置基準第七條に定めた単位の計算方法に基づき、我が国の大学の単位制度の国際的通用性の観点から、基準に適合するよう引き続き十分留意すること。

- 四 学期、授業を行わない日及び授業日時数については、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第一号）第四條第一項の規定により、学則に記載することとされていることから、学事層を変更する場合には、学則の変更が必要となること。この場合、公私立大学にあつては、学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三四〇号）第二六條第一項第三号又は学校教育法施行規則第二條第一号の規定に基づき、文部科学大臣への届出が必要となること。

※ サービスマニエッタとは、教育活動の一環として、一定の期間、地域のニーズ等を踏まえた社会奉仕活動を体験することによって、それまで知識として学んできたことを実際のサービスマニエッタに生かし、また実際のサービスマニエッタから自分の学問的取組や進路について新たな視野を得る教育プログラム。

別添（略）

○ 研究開発システムの改革の推進等に関する研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律の公布について

平成二五年二月二二日二五文科科第
三九九号、文部科学省科学技術・学術政
策局長、文部科学省生涯学習政策局長、
文部科学省高等教育局長、文部科学省研
究振興局長、文部科学省研究開発局長か
ら各公立大学長、大学を設置する各
地方公共団体の長、各公立大学法人の理
事長、大学を設置する各学校法人の理
事長、大学を設置する各学校設置会社の代
表取締役、放送大学学園理事長、各大学
共同利用機関法人機構長、独立行政法人
大学評価・学位授与機構長、独立行政法
人国立大学財務・経営センター理事長、
独立行政法人大学入試センター理事長、
文部科学省所管各研究開発法人の長あ
て通知

このたび、第一八五回国会（臨時会）において成立した「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律（平成二五年法律第九十九号。以下「改正法」という。）が、平成二五年十二月十三日に公布され、労働契約法の特例、労働契約法の特例に関する経過措置及び研究開発法人の出資等の業務に係る規定については平成二六年四月一日から、その他の規定については公布の日から、それぞれ施行されることとなりました。

今回の改正は、研究開発システムの改革を引き続き推進することにより研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進を図るため、研究開発法人、大学等の研究者等について労働契約法の特例を定めるとともに、我が国及び国民の安全に係る研究開発等に対して必要な資源の配分を行うこと、研究開発法人に対する出資等の業務の明確化、研究開発等を行う法人に関する新たな制度追加、研究開発等を行う法人に関する新たな制度

の創設に関する規定の整備等を行うものです。改正の概要及び留意事項等は下記のとおりですので、十分御理解の上、適切な運用に遺漏のないようお取り計らい願います。

なお、改正法に関しては、衆議院文部科学委員会において附帯決議が付されており、

記

第一 改正法の趣旨

改正法は、研究開発システムの改革を引き続き推進することにより研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進を図るため、研究開発法人、大学等の研究者等について労働契約法の特例を定めるとともに、我が国及び国民の安全に係る研究開発等に対して必要な資源の配分を行うこと、研究開発等に対して必要な資源の配分を行うこと、研究開発等を行う法人に関する新たな制度の創設に関する規定の整備等を行うものであること。

第二 改正の概要

- 一 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）の一部改正関係

- 1 人材の確保等の支援

国は、研究開発等に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産権の取得及び活用その他の研究開発等に係る運営及び管理に係る業務（以下において「運営管理に係る業務」という。）に関し、専門的な知識及び能力を有する人材の確保その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるとともに、イノベーションの創出に必要な能力を有する人材の育成を支援するために必要な施策を講ずるとした（第十條の二及び第十條の三関係）

- 2 労働契約法の特例

- 1) 以下の①から④までに掲げる者がそれぞれ「有期労働契約」という。）を期間の定めのない労働契約（以下「無期労働契約」という。）に転換させるための申込みを行うために二以上の有期労働契約の契約期間を通算した期間（以下「通算契約期間」という。）が五年を超えなければならないこととされ

ていることについて労働契約法の特例を定め、十年を超えることが必要であるとしたこと。(第十五条の二第一項関係)

① 科学技術に関する研究者又は技術者であつて研究開発法人又は大学等を設置する者との間で定期労働契約を締結したものの

② 研究開発等に係る運営管理に係る業務(専門的な知識及び能力を必要とするものに限る。④において同じ。)に従事する者であつて研究開発法人又は大学等を設置する者との間で定期労働契約を締結したものの

③ 試験研究機関等、研究開発法人及び大学等以外の者が試験研究機関等、研究開発法人又は大学等との契約によりこれらと共同して行う研究開発等(④において「共同研究開発等」という。)の業務に専ら従事する科学技術に関する研究者又は技術者であつて当該試験研究機関等、研究開発法人及び大学等以外の者との間で定期労働契約を締結したものの

④ 共同研究開発等に係る運営管理に係る業務に専ら従事する者であつて当該共同研究開発等を行う試験研究機関等、研究開発法人及び大学等以外の者との間で定期労働契約を締結したものの。

(2) (1)における科学技術には、人文科学のみに係る科学技術を含むこととしたこと。(第二条第一項、第七項関係)

(3) (1)の①及び②の対象となる者(大学の学生である者を除く。)のうち大学に在学している間に研究開発法人又は大学等を設置する者との間で定期労働契約(当該定期労働契約の期間のうち大学に在学している期間を含むものに限る。)を締結していた者については、当該大学に在学している期間は、通算契約期間に算入しないこととしたこと。(第十五条の二第二項関係)

3 我が国及び国民の安全に係る研究開発等に対する必要な資源の配分等

国は、我が国及び国民の安全に係る研究開発等並びに成果を収めることが困難であつても成果の実用化により極めて重要なイノベーションの創出をもたらす可能性のある革新的な研究開発に必要な資源の配分を行うものとし、我が国及び国民の安全の基礎をなす科学技術については、当該科学技術の振興に必要な資源の安定的な配分を行うよう配慮しなければならないこととしたこと。(第二十八条関係)

4 迅速かつ効果的な物品及び役務の調達

国は、研究開発法人及び大学等が研究開発等の特性を踏まえて迅速かつ効果的に物品及び役務の調達を行うことができるよう必要な措置を講ずるものとしたこと。(第三十二条の二関係)

5 研究開発等の適切な評価等

国は、国の資金により行われる研究開発等について、国際的な水準を踏まえるとともに、新規性の程度、革新性の程度等を踏まえて適切な評価を行い、その結果を研究開発等の推進の在り方に反映させるものとし、研究開発等の評価に関する高度な能力を有する人材の確保その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとしたこと。(第三十四条第一項、第二項関係)

6 研究開発法人による出資等の業務

研究開発法人のうち、実用化及びこれによるイノベーションの創出を図ることが特に必要な研究開発の成果を保有するもの(独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)は、個別法の定めるところにより、当該研究開発法人の研究開発の成果を事業活動において活用しようとする者に対する出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うことができることとしたこと。(第四十三条の二及び別表第二関係)

7 研究開発等を行う法人に関する新たな

な制度の創設

(1) 政府は、独立行政法人の制度及び組織の見直しの状況を踏まえつつ、研究開発等を行う法人が世界最高水準の研究開発等を行つて最大の成果を創出するための運営を行うことを可能とする新たな制度を創設するため、必要な法制上の措置を速やかに講ずるものとしたこと。(第四十九条第一項関係)

(2) 同制度においては、研究者、技術者等の給与水準の見直し、業務運営の効率化に関する目標の在り方を見直し、物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みの改善、自己収入に係る仕組みの見直し、経費の繰越しに係る仕組みの柔軟化等が実現される仕組みとすることとしたこと。(第四十九条第二項関係)

二 大学の教員等の任期に関する法律(平成九年法律第八十二号)の一部改正関係

(1) 大学の教員等がその定期労働契約を無期労働契約に転換させるための申込みを行うために通算契約期間が五年を超えることが必要とされていることについて労働契約法の特例を定め、十年を超えることが必要であることとしたこと。(第七条第一項関係)

(2) 大学の教員等のうち、大学に在学している間に国立大学法人、公立大学法人若しくは学校法人又は大学共同利用機関法人等との間で定期労働契約(当該定期労働契約の期間のうち大学に在学している期間を含むものに限る。)を締結している者については、当該大学に在学している期間は、通算契約期間に算入しないこととしたこと。(第七条第二項関係)

三 改正法附則関係

1 施行期日

改正法は、公布の日から施行することとしたこと。ただし、一の二及び六、二並びに三の三及び四については、平成二十六年四月一日(以下「改正法一部施行日」という。)から施行することとしたこと。(附則

第一条関係)

2 検討

(1) 国は、改正法による改正後の研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(以下「改正強化法」という。)及び改正後の大学の教員等の任期に関する法律(以下「改正任期法」という。)の施行状況等を勘案して、一の二の(1)の①から④までに掲げる者及び二(1)の教員等の雇用の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしたこと。また、一の二の(1)の③及び④に掲げる者についての特例は、事業者において雇用される者のうち、研究開発能力の強化等の観点から特に限定して設けられたものであり、国は、その雇用の在り方について、期間の定めのない雇用形態を希望する者等がいることも踏まえ、研究者等の雇用の安定が図られることが研究環境の早期の改善に資するという観点から、研究者等が相互に競争しながら能力の向上を図ることの重要性にも十分配慮しつつ、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしたこと。(附則第一条第一項、第二項関係)

(2) 国は、研究開発法人の業務の実施状況等を勘案し、研究開発法人が一の六による出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うことの適否について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしたこと。また、政府は、関係機関等が連携協力することが研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出に重要であることに鑑み、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体等の間の連携協力体制の整備について速やかに検

討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしたこと。(附則第三条第一項、第二項関係)

3 経過措置

(1) 一の2の(1)の①から④に掲げる者及び二の(1)の教員等のうち、改正法による労働契約法の特例の施行日である平成二十六年四月一日より前に、通算契約期間が五年を超えることになったものについては、従前の例により、無期転換の申込みが可能であることとしたこと。(附則第四条第一項及び第五条第一項関係)

(2) 一の2の(3)及び二の(2)の規定は、有期労働契約(当該有期労働契約の期間のうち大学に在学している期間を含むものに限る。)であって、労働契約法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第五十六号。以下「平成二十四年改正労働契約法」という。)附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十五年四月一日)から改正法一部施行日の前日(平成二十六年三月三十一日)までの間の日を契約期間の初日とするものに係る当該大学に在学している期間についても適用することとしたこと。(附則第四条第二項及び第五条第二項)

4 独立行政法人科学技術振興機構法の一部改正等

独立行政法人科学技術振興機構法の一部を改正し、独立行政法人科学技術振興機構の業務に改正強化法第四十三条の二の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うことを追加するとともに、独立行政法人産業技術総合研究所法の一部及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正し、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務に改正強化法第四十三条の二の規定による出資(金銭の出資を除く。)並びに人的及び技術的支

援を行うことを追加することとしたこと。(附則第六条、第七条及び第八項関係)

第三 留意事項

一 改正強化法第十五条の二による労働契約法の特例の対象者は、研究者、技術者等とされ、同条による労働契約法の特例の対象者と有期労働契約を締結する場合には、相手方が同条に基づく特例の対象者となる旨等を書面により明示し、その内容を説明すること等により、相手方がその旨を予め適切に了知できるようにするなど、適切に運用する必要があること。また、改正強化法第十五条の二第一項第三号及び第四号に掲げる者についての特例は、事業者において雇用される者のうち、研究開発能力の強化等の観点から特に限定して設けられたものであり、共同研究等に「専ら従事する者」に限定されているものであること。

2 改正任期法第七条の適用対象である「教員等」とは、教育研究の分野を問わず、また、常勤・非常勤の別にかかわらず、国立大学法人、公立大学法人及び学校法人の設置する大学(短期大学を含む。)の教員(教授、准教授、助教、講師及び助手)、大学共同利用機関法人、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター及び独立行政法人大学入試センターの職員のうち専ら研究又は教育に従事する者であること。なお、労働契約法第二十二条の規定により地方公務員は同法の適用除外となっていることから、地方公務員の身分を有する公立大学法人化されていない公立大学の教員等は、そもそも労働契約法の適用対象となっておらず、本条の適用対象とはならないこと。

3 各大学等において、改正任期法第七条に定める労働契約法第十八条第一項の規定の特例を適用するに当たっては、「大学の教員等の任期に関する法律」(平成九年法律第八十二号)(以下「任期法」という。)第五条第一項の規定に基づき、同法第四条第一項各号のいずれかに該当することが必要であるとともに、同法第五条第一項の規定に基づき、あ

らかじめ当該大学に係る教員の任期に関する規則を定めるなど、適切に運用する必要があること。

4 国立大学法人、公立大学法人若しくは学校法人又は大学共同利用機関法人等は、今回の改正法に係る就業規則及び任期に関する規則等の制定又は改正等を行うに当たっては、労働関係法令及び任期法の規定に従って、適切に実施すること。

5 労働契約法第十八条は、有期労働契約の濫用的な利用を抑制し労働者の雇用の安定を図る趣旨で設けられた規定であり、改正強化法第十五条の二及び改正任期法第七条は当該規定について研究開発能力の強化及び教育研究の活性化等の観点から通算契約期間の特例を定めたものであること。また、当該特例は、通算契約期間が十年に満たない場合に無期転換ができないこととするものではないこと。なお、労働契約法第十九条において、最高裁判所の判例で確立している「雇止め法理」(一定の場合に雇止めを無効とする判例上のルール)について規定されていることも考慮されたこと。

6 改正強化法第十五条の二第二項及び改正任期法第七条第二項において、学生として大学に在学している間に、TA(ティーチング・アシスタント)、RA(リサーチ・アシスタント)等として大学等を設置する者等との間で、有期労働契約を締結していた場合には、当該大学に在学している期間には通算契約期間に算入しないこと。

7 改正法附則第四条第二項及び第五条第二項の経過措置については、平成二十四年改正労働契約法附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十五年四月一日)から改正法一部施行日の前日(平成二十六年三月三十一日)までの間に、研究開発法人又は大学等を設置する者との間で有期労働契約を締結した場合における当該大学に在学している期間も、通算契約期間に算入されないことを確認的に規定したものであること。

8 平成二十四年改正労働契約法附則第一項

ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十五年四月一日)から改正法一部施行日の前日(平成二十六年三月三十一日)までの間に開始された有期労働契約については、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に労働契約法第十八条第一項に基づき有期労働契約を締結している者が無期労働契約への転換を申し込むことができる権利(以下「無期転換申込権」という。)

が生じていない場合については、今回の特例の対象となり、当該有期労働契約の期間が通算契約期間に算入されること。また、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで、すでに無期転換申込権が生じている場合については、今回の特例は適用されず、従前の例(五年の通算契約期間)により、無期労働契約への転換申込みが可能である旨の経過措置を確信的に置いたものであること。なお、平成二十四年改正労働契約法附則第二項において、第一項ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十五年四月一日)前の日が初日である有期労働契約の契約期間は、通算契約期間に算入しないこととされていること。

添付資料

【別添一】 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第九十九号)(略)

【別添二】 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律(新旧対照表)(略)

【別添三】 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法案に対する附帯決議(衆議院文部科学委員会)(略)

○ 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令の施行について

平成二十六年一月十日二五文科高第七三六号、文部科学省高等教育局長事務代理文部科学事務次官から医学部を置く各国公私立大学長あて通知

このたび別添のとおり、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令(平成二十六年文部科学省令第一号)【別添】が平成二十六年一月十日に公布され、同日から施行されることとなりました。

今回の改正は、平成二十五年十二月十九日付け高等教育局長通知「地域の医師確保等の観点からの平成二十六年医学部入学定員の増加に関する追加申請について(通知)」により、平成二十六年から平成三十一年度までの期間を付した地域の医師確保の観点からの医学部入学定員の増員について、特例的に、追加申請を受け付けることによるものです。

法令改正の概要は下記のとおりですので、十分に御了知の上、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

記

平成二十六年年度の私立大学の医学又は歯学に係る学部の収容定員に係る学則変更の認可を、平成二十六年一月十日から同月十七日までの間に文部科学大臣に申請することができるものとする(別添(略))

○ 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令等について

平成二十六年二月三日二五文科高第八〇九号、文部科学省高等教育局長から各公私立大学長、各公私立高等専門学校長、各公立大学法人の理事長、大学を設置する各専修学校法人の理事長、大学を設置する各専修学校設置会社の代表取締役、放送大学学園理事長、高等専門学校を設置する各地方公共団体の教育委員会教育長、高等専門学校を設置する各専修学校法人の理事長あて通知

このたび、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令(平成二十六年文部科学省令第四号)【別添一】及び「学位の種類及び分野の変更等に関する基準の一部を改正する告示(平成二十六年文部科学省告示第一五号)【別添二】が、平成二十六年二月三日に公布されました。

これらの省令等の概要は下記のとおりですので、十分に御了知の上、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

なお、大学の設置等に係る申請書類等の様式については、文部科学省のホームページ(http://www.next.go.jp/menu/koutou/ninkainain3_a3.htm)上で公表しておりますので、適宜御活用ください。

記

第一 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令(平成二十六年文部科学省令第四号)

- (1) 設置認可の申請期限の変更
大学又は高等専門学校を設置の認可について、審査の充実及び申請者の補正申請等に係る事務処理期間の確保のため、審査期間を七か月から十か月に延長したこと。
また、学生募集をより円滑に実施しやすくなるよう認可時期の早期化を図るため、大学

又は高等専門学校の設置認可については、申請期限を五か月、認可時期を二か月早め、学部等の設置及び大学における通信教育の開設の設置認可については、申請期限及び認可時期をそれぞれ二か月早めたこと。(第二条、第三条、第六条及び別表)

(2) 提出書類の記載内容の明確化

大学等の設置等の認可に係る申請書類、学部等の設置等に係る届出書類において、長期的かつ安定的に学生の確保を図ることができる見通し等があることについて記載する必要があることを明確化したこと。(第二条、第三条、第六条、第七条、第二条及び別表)

第二 学位の種類及び分野の変更等に関する基準の一部を改正する告示(平成二十六年文部科学省告示第一五号)

- (1) 学位・学科の分野のうち保健衛生学関係について、保健衛生学関係(看護学関係、保健衛生学関係(リハビリテーション関係)、保健衛生学関係(看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。))に改めたこと。(第一条別表第一、第二条別表第二関係)
- (2) 学位・学科の分野が学際領域等別表に掲げる分野の区分により難い場合に、設置等又は開設の前後において学位・学科の分野の変更を伴わないものとして取り扱うこととするものについて、既設の学部等の廃止を伴い、かつ、新設学部等に必要とされる教員数の半数以上が既設学部等に所属していた教員で占められる等、実質的な組織の変更を伴わない場合に限定したこと。(第一条第一項別表第一備考欄、第二条別表第二備考欄)
- (3) その他
所要の規定の整備を行ったこと。

第三 公布、施行日等

- (1) 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令に關し、第一(1)については、平成二十六年二月三日に公布、同年十月一日から施行され、平成二十八年年度開設案件から適用とすること。
- 第一(2)については、平成二十六年二月三日に公布、同年三月一日から施行され、平成二十

七年度開設案件から適用とすること。

- (2) 学位の種類及び分野の変更等に関する基準の一部を改正する告示について、平成二十六年二月三日に公布、同年四月一日から施行され、平成二十七年年度開設案件から適用とすること。

第四 留意事項

- (1) 大学等の設置等の認可に係る申請書類、学部等の設置等に係る届出書類への長期的かつ安定的に学生の確保を図ることができる見通し等の記載に当たっては、「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校」の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示の施行について(通知二)(二四文科高第九三三号・平成二十五年二月二十八日付文部科学省高等教育局長通知)を踏まえ、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が、人材の需要の動向を考慮して定められている等社会的要請を踏まえたものであることについて併せて記載すること。
- (2) 保健衛生学関係(看護学関係)については、保健師、助産師、看護師の養成を行うものが含まれること。保健衛生学関係(リハビリテーション関係)については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の養成を行うものが含まれること。
- (3) 第二に掲げる告示の施行以前に学際領域として取り扱われていた、学位・学科の分野が複数にわたる場合であっても、それらを構成する分野がそれぞれ特定できる場合は、それぞれの学位・学科の分野、主となる分野が存在する場合は当該学位・学科の分野として取り扱うこととし、同告示施行後は学際領域として取り扱わないこととする。

別添一(略) 別添二(略)

○ 専門職大学院設置基準の一部を改正する省令の施行について

平成二十六年二月一九日二五文科高第七七八号、文部科学省高等教育局長から各
国公立大学長、大学を設置する各地方
公共団体の長、各公立大学法人の理事長、
大学を設置する各学校法人の理事長、大
学を設置する各学校設置会社の代表取
締役、放送大学学園理事長あて通知

このたび、別添のとおり、専門職大学院設置基準の一部を改正する省令（平成二十六年文部科学省令第八号）が平成二十六年二月十九日に公布され、平成二十六年四月一日から施行されることとなりました。

今回の改正は、平成二十四年八月の中央教育審議会答申「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（答申）」（以下「答申」という。）に基づき教職大学院の発展・拡充を推進するため、新設等が集中することが見込まれる平成三十年度までの間は、優秀な教員を確保する必要のあることから、教職大学院に必ず置くこととされる専任教員について、教育上支障を生じない場合には、引き続き、他の課程の教員がこれを兼ねることができるとするものです。

この改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですが、改正趣旨及び内容について十分御了知いただき、その運用に当たり遺漏なきようにお取り計らいください。

記

第一 専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）の改正について

一 改正の概要

平成三十年度までの間、教職大学院に必ず置くこととされる専任教員について、教育上支障を生じない場合には、学部の専任教員又は修士課程若しくは博士課程を担当する教員（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く博士課程（以下「博士課程（前期を除く）」という。）を担当する教員以外は三分の一を超えない数に限る。）がこれを兼ねることができるとした（附則

第二項及び第三項関係）

二 留意事項

(1) 専門職大学院の専任教員については、専門職大学院設置基準附則第二項に定める特例措置は平成二十五年年度末に終了し、平成二十六年年度以降は、昨年十一月の同基準第五条第二項の改正により、博士課程（前期を除く。）に限ってこれを兼ねることができるとした。今回の同基準附則第二項及び第三項の改正は、教職大学院に限り、その拡充が見込まれる間、優秀な教員を確保できるように、期限を設けて、これまでと同様の特例措置を講じたものであることに留意すること。なお、教育上支障が生じるかどうかの具体的な判断についても、これまでと同様、学問分野や個々の大学の状況によって適切に判断されるべきものであること。

(2) 教職大学院に必要な数の専任教員が配置されているなど、教職大学院の独立性が確保され、必要な教育体制が整備されている場合には、更なる教育の充実等を図る観点から、教職大学院の専任教員が他の専攻や学部等において教育研究を行うこと、また、他の専攻や学部等の専任教員が教職大学院において教育を行うことは、教育上支障を生じない限りにおいて、従前どおり差し支えないこと。

(3) 教職大学院に置かなければならない専任教員の数を超過して教員を置く場合、必要数を超える教員は、これまでと同様、特例措置によらず、学部の専任教員等を兼ねることができるとした。ただし、この場合であっても、これまでと同様、専任教員の必要数に含まれるか否かを問わず、教員の質の確保に努める必要があること。

(4) 特に国立大学におかれては、答申及び昨年十月の教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議報告「大学院段階の教員養成の改革と充実等について」やミッションの再定義等を踏まえた教職大学院の発展・拡充に向けて、今回

の特例措置の活用による積極的な取組が望まれること。なお、その際、今回の特例措置が平成三十年度末に終了することに留意すること。

第二 施行について

平成二十六年四月一日から施行すること。

別添（略）

○ 大学通信教育設置基準の一部を改正する省令の施行について

平成二十六年三月二五日二五文科高第九八七号、文部科学省高等教育局長から各
国公立大学（短期大学を除く）長、大
学を設置する各地方公共団体の長、各
公立大学法人の理事長、大学を設置する
各学校法人の理事長、大学を設置する各
学校設置会社の代表取締役、放送大学学
園理事長あて通知

このたび、別添のとおり、大学通信教育設置基準の一部を改正する省令（平成二十六年文部科学省令第一〇号）が平成二十六年三月二十五日に公布され、平成二十六年四月一日から施行されることとなりました。

今回の改正は、平成二十四年四月に構造改革特別区域推進本部で決定された「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価・調査委員会の評価意見等に関する今後の政府の対応方針」の別紙1において、「インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業一について」全国展開を行うことが盛り込まれたことを踏まえ、関係規定の整備を行うものである。

この改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

記

第一 改正の概要

(1) 大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）の一部改正

通信教育学部のみを置く大学であって、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）を利用して教室以外の場所のみにおいて授業を履修させるものについては、インターネット等を利用して行う授業の特性を踏まえた授業の設計その他の措置を当該大学が講じられており、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合は、通信教育学部を置く大学の校舎等の施設の面積基準を満たさなくてもよいこととする（第十一条第二項関係）

(2) 規制の特例措置に関する規定の削除

文部科学省関係構造改革特別区域法第三十条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令における「インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業」に関する規定を削除すること。（第九条関係）

第二 留意事項

(1) 校舎等の施設について
校舎等の施設の面積基準を満たさない場合であっても、大学通信教育設置基準第十条第一項に規定する校舎等の施設を備える必要があること。また、卒業要件内で面接授業を行う場合は、従来通り同条第二項に規定する校舎等の施設の面積基準を満たす必要があること。

(2) 教育効果を高めるための措置について
インターネット等を利用して教室以外の場所のみにおいて授業を履修させる大学（以下「インターネット等大学」という。）については、授業の実施方法がインターネット等のみを利用したものに限定されているという特性を考慮し、例えば教員がインスタラクションルデザイナーと共同で授業の組立てを行うなど、インターネット等を利用して授業の教育効果が確実なものとなるよう必要な措置を講じることが必要であること。

また、対面性を補完するための方策として、個々の学生の総合的な能力や学習成果を確認すべきと考えられる場面においては、教員と

学生本人の一对一のやりとりが可能となる同時双方向の手段を適切に導入すること。

なお、教育研究に支障がないとは、当該大学における各学部・学科の教育研究上の目的を達成することが可能であることを意味するものであること。

(3) 学生への支援について

インターネット等大学の特性を踏まえ、例えば必要な体制を整備してコンピュータの操作等に関する問い合わせに対応するなど、学生に対する技術面での支援をこれまでと同様に行うことが求められること。また、学生が大学生活を円滑に行えるよう、例えば教育課程外で面接や面談、集団活動の機会を設けるなど、社会人経験のない者を中心に、学生の心理面に対する十分な配慮を行うことが必要であること。

第三 施行について

平成二十六年四月一日から施行するものとすること。

別添(略)

○ 学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令について

平成二十六年八月二十九日二六文科高第四四一号、文部科学省高等教育局長・文部科学省研究振興局長から各国公私立大学長、大学を設置する各地方公共団体の長、各公立大学法人の理事長、大学を設置する各学校設置会社の代表取締役、各大学共同利用機関法人機構長あて通知

このたび、別添のとおり「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」(平成二十六年法律第八八号。以下「改正法」という。)が平成二十六年六月二十七日に公布され、平成二十七年四月

月一日から施行されることとなりました。

これを受け、「学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令」(平成二十六年文部科学省令第二五号。以下「改正省令」という。)が平成二十六年八月二十九日に公布され、平成二十七年四月一日から施行されることとなりました。

これらの法令の改正の趣旨、概要及び留意事項等は下記のとおりですので、十分に御了知ください。

記

第一 改正の趣旨

大学(短期大学を含む。以下同じ。)が、人材育成・イノベーションの拠点として、教育研究機能を最大限に發揮していくためには、学長のリーダーシップの下で、戦略的に大学を運営できるガバナンス体制を構築することが重要である。今回の改正は、大学の組織及び運営体制を整備するため、副学長の職務内容を改めるとともに、教授会の役割を明確化するほか、国立大学法人の学長又は大学共同利用機関法人の機構長の選考に係る規定の整備を行う等の所要の改正を行ったものである。

第二 改正の概要

1. 学校教育法(昭和二十二年法律第二六号)の一部改正

(1) 副学長の職務(第九十二条第四項関係) 副学長の職務は、これまでは「学長の職務を助ける」と規定されてきたが、学長の補佐体制を強化するため、学長の指示を受けた範囲において、副学長が自らの権限で校務を処理することを可能にすることで、

より円滑かつ柔軟な大学運営を可能にするため、副学長の職務を「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」に改めたこと。

(2) 教授会の役割の明確化(第九十三条関係) 教授会については、これまで「重要な事項を審議する」と規定されてきたが、教授会は、教育研究に関する事項について審議する機関であり、また、決定権者である学長等に対して、意見を述べる関係にあることを明確化するため、以下のとおり改正を

行ったこと。

① 教授会は、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与その他教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要であると学長が定めるものについて、学長が決定を行うに当たって意見を述べることとしたこと。(第九十三条第二項)

② 教授会は、学長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができることとしたこと。(第九十三条第三項)

2. 国立大学法人法(平成十五年法律第一二二号)の一部改正

(1) 学長又は機構長の選考の透明化(第十二条及び第二十六条関係) ① 国立大学法人の学長又は大学共同利用機関法人の機構長の選考は、学長選考会議又は機構長選考会議(以下「学長等選考会議」という。)が定める基準により、行わなければならないこと。(第十二条第七項(大学共同利用機関法人については、第二十六条において準用))

② 国立大学法人及び大学共同利用機関法人(以下「国立大学法人等」という。)は、学長又は機構長の選考が行われたときは当該選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、学長等選考会議が①に規定する基準を定め、又は変更したときは当該基準を、それぞれ遅滞なく公表しなければならないこととしたこと。(第十二条第八項(大学共同利用機関法人については、第二十六条において準用))

(2) 経営協議会(第二十条第三項及び第二十七条第三項関係) 国立大学法人等の経営協議会の委員の過半数は、当該国立大学法人等の役員又は職員以外の者で大学又は大学共同利用機関に関し広くかつ高い識見を有するものの中から、教育研究評議会の意見を聴いて学長又は機構長が任命する委員(以下「学外等委員」という。)でなければならないこととしたこと。

したこと。

(3) 教育研究評議会(第二十一条第三項関係) 国立大学法人の教育研究評議会の組織について、学校教育法第九十二条第二項の規定により副学長(同条第四項の規定により教育研究に関する重要事項に関する校務をつかさどる者に限る。)を置く場合には、当該副学長(当該副学長が二人以上の場合には、その副学長のうちから学長が指名する者)を教育研究評議会の評議員としたこと。

3. 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第一一号)の一部改正 (1) 学生に対する懲戒の手続の策定(第二十六条第五項関係) 学長は、学生に対する退学、停学及び訓告の処分の手続を定めなければならないこととしたこと。

(2) 学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業(第四百四十四条関係) 学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業について、教授会の議を経て、学長が定めることとしている現行規定を削除したこと。

4. 国立大学法人法施行規則(平成十五年文部科学省令第五七号)の一部改正 (1) 学長又は機構長の選考を行った際の公表事項(第一条の二関係) 学長又は機構長の選考を行った際は、学長又は機構長として選考された者を学長等選考会議が選考した理由、学長等選考会議における学長又は機構長の選考の過程を公表することとしたこと。

(2) 教育研究上の重要な組織の長等の任命(第七条の二関係) 国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第一〇三号)第二十六条の規定による学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長の任命は、学長又は機構長の定めるところにより行うものとしたこと。

5. 施行期日

第三

1. 留意事項

改正法及び改正省令は、平成二十七年四月一日から施行すること。

学校教育法及び同法施行規則の一部改正
学校教育法及び同法施行規則の改正は、全ての国立大学、公立大学、私立大学及び構造改革特別区域法（平成十四年法律第一八九号）に基づいて学校設置会社が設置する大学に適用されるものである。

(1) 副学長の職務（学校教育法第九十二条第四項関係）

① 副学長は、学長を補佐するのみならず、学長から指示を受けた範囲の職務について自らの権限で処理することができるようにすること。

② 副学長は、これまでと同様に、大学の規模や実情に応じて置くことができる職であり、必置の職ではないこと。

③ 同じ学校教育法にある副校長に関する規定等と平仄を合わせるため、改正前の学校教育法第九十二条第四項の「学長の職務を助け」を、改正後は「学長を助け」に改めたが、本質的な変更はないこと。

④ 今回の改正により、副学長の法律上の権限の範囲は広がるが、各大学における具体的な所掌範囲については、適切な手続に基づいて、学長が個別に命ずること。

なお、改正法の施行後であっても、副学長が、必ず学長から校務をつかさどるよう命令を受けなければならないものではなく、命令を受けられない場合には、従前どおり、副学長として、学長を補佐する職務に従事することが可能であること。

⑤ 学長から副学長への、副学長がつかさどる校務の命令は、随時行うことが可能であるが、学内外からも権限と責任が明らかになるよう、文書（学長裁定等）で明確にしておくこと。

(2) 教授会の役割の明確化（学校教育法第九十三条関係）

① 学校教育法第九十三条第一項に規定するとおり、教授会は、これまでと同様に、

大学における必置の機関であること。

② 学校教育法第九十三条第二項各号に掲げる事項については、教授会に意見を述べる義務が課されていること。学長に対しても、教授会に意見を述べさせる義務を課しているものと解されるが、学長は、教授会の意見に拘束されるものではないこと。

③ 学長は、学校教育法第九十三条第二項に基づいて教授会が意見を述べるべき事項が学長裁定等適切な方法で明確化されているか再確認すること。なお、学長裁定等が必要に応じて随時定めることで足りるが、学長が定めた事項については、教授会に周知すべきこと。その際、同法第九十三条第二項第三号に基づいて学長が定めた事項のほか、同項第一号及び第二号に規定する事項についても、教授会が意見を述べるものとされている事項に含まれていることに留意すること。

④ 学校教育法第九十三条第二項第一号で規定された以外の、学生の退学、転学、留学、休学については、本人の希望を尊重すべき場合など様々な事情があり得ることから、学校教育法施行規則第四百四十四条は削除し、教授会が意見を述べることを義務付けなかったこととしたこと。

ただし、懲戒としての退学処分等の学生に対する不利益処分については、教授会や専門の懲戒委員会等において多角的な視点から慎重に調査・審議することが重要であることから、同施行規則第二十六條第五項において、学長は、学生に対する同施行規則第二十六條第二項に規定する退学、停学及び訓告の処分の手続を定めなければならないこととしたこと。

なお、同施行規則の改正を受け、退学、転学、留学、休学、復学、再入学その他学生の身分に関する事項について、各大学において、大学への届出、審査等の新たな手続を定める必要があるか点検し、必要に応じて定めること。

⑤ 学校教育法第九十三条第二項第三号の「教育研究に関する重要な事項」には、教育課程の編成、教員の教育研究業績の審査等が含まれており、その他学長が教授会の意見を聴くことが必要である事項を定める際には、教授会の意見を聴いて定めること。その際、教授会の意見を参酌するよう努めること。

なお、参酌とは、様々な事情、条件等を考慮に入れて参照し、判断することであること。

⑥ 学校教育法第九十三条第二項第三号の「教育研究に関する重要な事項」には、キャンパスの移転や組織再編等の事項も含まれると考えられるが、具体的にどのような事項について教授会の意見を聴くこととするかは、学長が、各大学の実情等を踏まえて判断すべきこと。

なお、これらの事項の中には、経営に深く関わる事項が含まれる場合も考えられるが、経営に関する事項は、国立大学法人の学長、公立大学法人の理事長、公立大学を設置する地方公共団体の長、学校法人の理事会、学校設置会社の取締役会等において決定されるべきであり、学校教育法に基づいて設置される教授会は、あくまでも教育研究に関する専門的な観点から意見を述べるものであること。

⑦ 学校教育法第九十三条第二項各号に掲げる事項以外の事項についても、教授会は、同条第三項に規定する「教育研究に関する事項」として審議することが可能であること。なお、同法第九十三条第三項前段の「審議」とは、字義どおり、論議・検討することを意味し、決定権を含まないものではないこと。

⑧ 学校教育法第九十三条第二項及び同条第三項後段に基づき、教授会が学長等に意見を述べる前には、教授会として責任を持つて、専門的な観点から遅滞なく審議することが求められること。

⑨ 学校教育法第九十三条第二項及び同条

第三項後段に基づき、教授会が学長等に意見を述べる際に、教授会として何らかの決定を行うことが想定されるが、教授会の決定が直ちに大学としての最終的な意思決定とされる内部規則が定められていない場合には法律の趣旨からして適切ではなく、学長が最終決定を行うことが明らかとなるような見直しが必要であること。

⑩ 学校教育法第九十三条第二項及び同条第三項後段に基づき教授会が述べた意見は、それぞれ法律に基づき述べられた意見であるが、いずれの意見についても、これを受けた学長等が最終的に判断すべきこと。なお、同法第九十三条第二項については、法律が学長が決定を行うに当たり教授会に意見を述べる義務を課していることを踏まえると、当該教授会の意見を慎重に参酌すべきこと。

⑪ 学校教育法第九十三条第三項前段は、学部長その他研究科、研究所等の組織の長においても、基本的には各組織に関する校務の決定権を有する場合があることから、学長と同様に教授会との関係を明確化したものであること。

⑫ 学校教育法第九十三条第三項後段の「学長等の求めに応じて、意見を述べることができる」とは、学長等が教授会の意見を求める場合に、これに対して教授会が意見を述べるといふ関係を確定的に規定したものであること。学長の求めがない場合の取扱いについては、法律では規定していないが、教授会が教育研究に関する事項について審議した結果を、事実行為として学長等に対して伝えることは差し支えないこと。

⑬ ①から⑫までの前提の上で、円滑な大学運営を図るといふ観点から、学長と教授会が適切な役割を果たし、意思疎通を図っていくこと。

⑭ 教授会は、必ずしも学部や研究科単位で置かなければならないものではなく、

全教員から構成される全学教授会や、学科や専攻ごとに置かれる教授会、教育課程編成委員会や教員人事委員会など機能別に組織される教授会など多様な在り方が考えられることから、教育研究の実態を踏まえながら、各大学において、適切な教授会の設置単位の在り方について再点検を行うこと。

⑮ 教授会の役割を明確化する観点から、個人情報等の取扱いには十分に留意した上で、議事次第や議事概要等のホームページでの公表など適切な方法によって透明化を図ること。

2. 国立大学法及同法施行規則の一部改正

国立大学法及同法施行規則の改正は、全ての国立大学法人等に適用されるものである。

(1) 学長又は機構長の選考の透明化（国立大学法人法第十二条及び第二十六条関係）

① 学長等選考会議は、当該国立大学法人等にふさわしい学長又は機構長の候補者を選出する重要な責任と権限を有しており、この責任と権限に基づき、広く学内外の候補者から主体的に選考を行うこと。

このため、学長等選考会議が定める基準には、学長又は機構長に求められる資質・能力、学長又は機構長の選考の系統・方法に関する具体的な事項が盛り込まれることが想定されること。

② 学長等選考会議は、候補者の推薦への関与、所信表明の機会の設定やヒアリングの実施、質問状の公開など適切な方法を通じて、主体的な選考を行うこと。なお、選考の過程で教職員による、いわゆる意向投票を行うことは禁止されるものではないが、その場合も、投票結果をそのまま学長等選考会議の選考結果に反映させるなど、過度に学内又は機構内の意見に偏るような選考方法は、学内又は機構内のほか社会の意見を学長又は機構長の選考に反映させる仕組みとして設けられた学

長等選考会議の主体的な選考という観点からは適切でないこと。

③ 学長等選考会議の構成員については、審査の公正性等の観点にも配慮しつつ、多様なステークホルダーが参画するよう努めること。また、学外等委員について、できる限り多くの委員の出席が可能となる会議日程を設定するなど会議への出席の確保、積極的な情報提供による欠席した委員に対するフォロー等、各国立大学法人等における学長等選考会議の運用について十分配慮し、委員が議事に積極的に参加することができるような運営に努めること。

④ 学長等選考会議は、選考した学長又は機構長の業務執行の状況について、恒常的な確認を行うことが必要であること。業務執行の状況についての確認を行う時期については、各国立大学法人等の実情に応じて、学長等選考会議において適切に判断すべきものであること。なお、学長又は機構長自身が学長等選考会議の構成員となっている場合は、学長又は機構長の業務執行の状況についての確認に当たって、その運用に特に留意することが必要であること。

また、国立大学法人法第十七条及び第二十六条に基づき、文部科学大臣が行う学長又は機構長の解任は、学長等選考会議の申出により行うものとされていることを踏まえ、学長又は機構長の解任に係る申出に関する規則等について、あらかじめ整備することが必要であること。

⑤ 学長又は機構長の任期については、国立大学法人等の自主性・自律性の尊重に配慮する観点から、学長等選考会議の議を経て、各国立大学法人等の規則で定めるものであるが、学長又は機構長が適切にリーダーシップを発揮できるよう、任期を設定すること。また、現学長又は現機構長について、例えば、学長等選考会議が優れた業績を上げていると判断した場合

には、教職員による、いわゆる意向投票を行わずに再任を認めるなど、柔軟な手続を確保することについても適切に留意すること。

⑥ 国立大学法人等が選考の結果その他文部科学省令で定める事項及び学長選考会議が定める基準を公表するに当たっては、ホームページへの掲載その他の適切な方法によって行うこと。

⑦ ①から⑥までの点を踏まえて、全ての国立大学法人等において、現在の学長又は機構長の選考の方法や学長等選考会議の運営について点検を行い、より公正・透明な選考が行われるよう必要な改善を図ること。

(2) 経営協議会（国立大学法人法第二十条第三項及び第二十七条第三項関係）

経営協議会については、国立大学法人等の運営に学外者の意見を適切に反映するとともに、学長又は機構長の意思決定を支えるために審議を行うことを通じて、学長又は機構長が適切な意思決定を行う上で重要な役割を果たすことが期待されている。このことを踏まえ、学外等の委員の意見が審議においてより適切に反映されるようにするために、経営協議会への出席が確保できるかどうかという観点を含め、経営協議会の規模や大学等の実情を踏まえた適切な学外等の委員を選任すること。また、経営協議会の場にとどまらない学外等の委員に対する積極的な情報提供、多くの学外等の委員の出席が可能となる会議日程の設定、欠席した学外等の委員に対するフォロー、議事概要の公表その他の適切な情報公開等、各国立大学法人等における経営協議会の運用について十分配慮することが必要であること。

(3) 教育研究評議会（国立大学法人法第二十一条第三項関係）

教育研究評議会については、教育研究に関する重要事項に関する校務をつかさどる副学長を評議員とすることとするが、ど

の副学長を何名評議員とするかは、各国立大学法人において学長が判断すべきこと。

(4) 学長又は機構長の選考を行った際の公表事項（国立大学法人法施行規則第一条の二関係）

学長又は機構長として選考された者を学長等選考会議が選考した理由については、学長等選考会議が定める基準に照らして当該者が適切と判断した理由が明らかとなるものとする等、可能な限り具体的なものとする。また、学長等選考会議における学長又は機構長の選考の過程については、学長等選考会議が定める基準に照らして、学長又は機構長候補者の推薦・立候補等を受け付けた期間、学長又は機構長候補者の選考に関わるヒアリングの実施期日、教職員による、いわゆる意向投票の実施状況等、学長等選考会議の開催状況以外のものが含まれるものであること。

(5) 教育研究上の重要な組織の長の任命（国立大学法人法施行規則第七条の二関係）

国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法第二十六条において、国立大学法人等の職員の任命権は学長又は機構長にあることが規定されており、国立大学法人法施行規則第七条の二については、教育研究上の重要な組織の長の任命についても、その任命権を有する学長又は機構長の定める手続により行うことが求められるものであることを確認的に規定したものであること。

3. 改正の基本的な考え方

(1) 大学が果たすべき社会的責任

公的な存在である大学のステークホルダーは、学生や教職員、大学の設置者等の直接的な関係者にとどまらず、保護者や卒業生、地域社会や各種団体・企業、さらには国民一般に及ぶものである。大学は、社会からの付託に応える教育研究を展開し、こうした様々なステークホルダーに対して、社会的責任（Social Responsibility）を果たしていくことが求められること。

また、そのためには、大学運営に権限と責任を有する学長が、教育研究評議会や経営協議会、理事会・評議員会、監事などの機関を有効に活用しながら、それぞれの大学が果たすべき役割を的確に捉えた上で、自らの説明責任を果たし、透明性の高い大学運営を行っていくことが必要であること。なお、国立大学法人については、法律上、その設置の目的が、「大学の教育研究に対する国民の要請にこたえる」こと等とされているとともに、その運営費の多くが、国からの公的支援により支えられていることに鑑み、学長が最終的に責任を負う対象は、国民であることに留意すること。

(2) 権限と責任の一致

① 学長の権限と責任

学校教育法第九十二条第三項は、「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統轄する。」と規定しており、学長は、大学の全ての校務について、包括的な責任者としての権限を有するとともに、特に高い立場から教職員を指揮監督することとされていること。今回の改正では、この規定に変更はなく、学長は引き続き、大学の校務について権限を有しており、その前提の下で大学運営について最終的な責任を負うこと。

また、学長は自らの権限と責任の重大性を十分に認識し、適切な手続に基づいて意思決定を行うこと。

② 学長に対する業績評価

校務に関する決定権を有する学長が、その結果について責任を負うことは当然であり、学長の業務執行の状況(副学長等への指示・監督状況、意思決定の手続を含む。)について、学長選考会議や理事会等の学長選考組織、監事等が恒常的に確認すること。

特に国立大学法人の監事については、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第六十七号)により

国立大学法人法が改正され、監事機能の強化が図られたところであり、適切な予算・人員面の手当をするなど、その機能が適切に発揮されるようにすべきこと。なお、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による国立大学法人法の改正については、別途留意すべき点について、施行通知を发出する予定であること。

③ 学長と教授会の関係

今回の法改正は、教授会が法律上の審議機関として位置付けられていることを明確化するものであること。仮に、各大学において、大学の校務に最終的な責任を負う学長の決定が、教授会の判断によって拘束されるような仕組みとなっている場合には、「権限と責任の不一致」が生じた状態であると考えられるため、責任を負う者が最終決定権を行使する仕組みに見直すべきであること。

なお、学長が教育研究に関する判断を行うに当たって、その判断の一部を教授会に委任することは、学長に最終的な決定権が担保されている限り、法律上禁止されるものではないこと。しかしながら、教授会の判断が直ちに大学の判断となり、学長が異なる判断を行う余地がないような形で権限を委譲することは、学長が最終的な決定権を有すると規定している法律の趣旨に反するものであること。

(3) 内部規則の総点検・見直し

① 今回の法改正を契機に、各大学等においては、改正法及び改正省令の施行期日までに、内部規則全体の解釈及び実態の運用と照らし合わせて上で、関係する内部規則について、法改正の趣旨を適切に踏まえたものか総点検し、必要な見直しを行うことが求められること。

その際、各大学等においては、今回の改正事項のうち、教授会の役割の明確化(学

校教育法第九十三条関係、学長等選考の透明化(国立大学法人法第十二条、第二十六條関係)、経営協議会(国立大学法人法第二十六条第三項、第二十七条第三項関係)及び教育研究評議会(国立大学法人法第二十一条第三項関係)の構成については、改正法の施行を待たずに、各大学等の判断によって内部規則等を見直すことが可能であることに留意した上で、計画的に総点検・見直しを行っていくこと。

なお、改正法及び改正省令の施行期日までは、学校教育法施行規則第四百四十四条が有効であることに留意すること。

② 内部規則の総点検・見直しの作業は、法改正の趣旨を学内等の教職員に広く周知・徹底した上で、全学的に実施すること。

③ 内部規則の総点検・見直しに当たっては、規定上の個別の文言のみで判断すべきではなく、内部規則相互の整合性や上下関係・優先関係を確認し、全体を分かりやすく体系化した上で、学長の校務に関する最終決定権が内部規則全体の体系の中で担保されるようにすること。

また、意思決定における各機関の責任を再確認し、学長の決定に至るまでの適切な意思決定過程を確立すること。

④ 内部規則の最終的な決定権は、大学の設置者又は学長が有しており、大学の設置者や学長が、教授会の決定に拘束されるような内容又は手続を規定する内部規則については、見直しが求められること。

⑤ 国立大学法人及び公立大学法人においては、法人化以降は教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)に定められた教員の採用、昇任、転任、降任、免職、懲戒等(以下「採用等」という。)に関する規定は適用されておらず、教員の採用等については、法律上、審議機関とされている教授会や教育研究評議会、教育研究審議機関に決定権は付与されていないことを踏まえながら、学長の校務に関する最終決定権が担保されているかという観点か

ら、内部規則の適切な総点検・見直しを行うことが求められること。

(4) 大学の自治の尊重

「大学の自治」とは、大学が、学術の中心として深く真理を探究することを本質とするに鑑みて、大学における「学問の自由」(憲法第二十三条)を保障するため、教育研究に関する大学の自主的な決定を保障するものと理解されている。

教育基本法(平成十八年法律第二〇号)第七条第二項においても、大学の自主性・自律性を尊重することが規定されており、今回の法改正は「大学の自治」の考え方を変更するものではないこと。

(5) 学長と理事会との関係

私立大学においては、私立学校法(昭和二十四年法律第二七〇号)第三十六条により、設置者である学校法人がその運営についての責任を負い、理事会が最終的な意思決定機関として位置付けられていること。

なお、今回の改正は、学校教育法に基づく学長の権限と、私立学校法に基づく理事会の権限との関係に変更を加えるものではないこと。

(6) 公立大学における学長、学部長その他の人事

① 地方公共団体が直接管理している公立大学には、従来どおり、教育公務員特例法が適用され、公立大学法人が設置している公立大学には、地方独立行政法人法(平成十五年法律第一一八号)の公立大学に関する特例が適用されるが、これら公立大学における学長、学部長その他の人事については、今回の改正の対象ではなく、法的な取扱いに変更はないこと。

② ただし、学長の選考については、公立大学においても、求めるべき学長像を具体化し、候補者のビジョンを確認した上で決定することは重要であり、国立大学法人の学長選考の透明化等が法的に定められたことを参考に、地方公共団体及び公立大学法人並びに公立大学の主体的な判

断により、透明性の高い選考が行われるよう見直していくこと。

(7) 私立大学における学長、学部長その他の人事

① 私立大学における学長、学部長その他の人事については、今回の法改正の対象ではなく、理事会が最終決定を行うという法的な取扱いに変更はないこと。

② ただし、学長の選考については、私立大学においても、建学の精神を踏まえ、求めべき学長像を具体化し、候補者のビジョンを確認した上で決定することは重要であり、学校法人自らが学長選考方法を再点検し、学校法人の主體的な判断により見直していくこと。

別添一〇五(略)

○ 大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について

平成二十六年一月七日二六文科高第五三八号、文部科学省高等教育局長から医学部を置く各国公立大学長あて通知

このたび、別紙1〜4のとおり、「大学設置基準の一部を改正する省令(平成二十六年文部科学省令第三二号)」、「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令(平成二十六年文部科学省令第三三号)」、「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示(平成二十六年文部科学省告示第一四九号)」、「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第七條第一項の規定に基づき、平成二十七年年度の私立の大学の収容定員を増加する学則の変更の認可の申請に係る文部科学大臣が定める期間を定める件(平成二十六年文部科学省告示第一五〇号)」が平成二十六年十月七日に公布され、同日から施行されました。

今回の改正の趣旨は、平成二十六年七月二十三日日付け文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知「地域の医師確保等の観点からの平成二十七年年度医学部入学定員の増加について(通知)」により、平成二十七年年度から平成三十一年度までの期間を付した地域の医師確保等の観点からの医学部入学定員の増員について、平成二十六年年度の増員と同様の枠組みで認めることとしたことに伴い、所要の規定を整備するものです。

これらの省令等の概要は下記のとおりですので、十分に御了知の上、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

記

1 大学設置基準の一部を改正する省令(平成二十六年文部科学省令第三二号)

医学部の専任教員数等の特例が適用される場合を、地域医療再生計画に位置付けた場合ではなく、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六四号)第四條第一項の都道府県計画等に位置付けた場合とすること。

2 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令(平成二十六年文部科学省令第三三号)

私立大学の医学部の収容定員を増加する学則変更認可申請については、文部科学大臣が定める期間内に申請するものとする。

3 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示(平成二十六年文部科学省告示第一四九号)

① 医学部の収容定員の増加の認可を行うことができる場合を、地域医療再生計画に位置付けた場合ではなく、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六四号)第四條第一項の都道府県計画等に位置付けた場合とすること。

② 私立大学の医学部の収容定員を増加する学則変更認可申請を審査する場合については、学則変更年度(平成二十七年年度)における医学部入学定員等の合計数の見込みが

九、一四四人を超えない範囲で認可を行うものとすること。

4 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第七條第一項の規定に基づき、平成二十七年年度の私立の大学の収容定員を増加する学則の変更の認可の申請に係る文部科学大臣が定める期間を定める件(平成二十六年文部科学省告示第一五〇号)

平成二十七年年度の私立大学の医学部の収容定員を増加する学則変更認可申請に係る文部科学大臣が定める期間は、平成二十六年十月七日から十月九日までとすること。

○ 大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について

平成二十六年一月一日二六文科高第六二二号、文部科学省高等教育局長から各国公立大学長、大学を設置する各地方公共団体の長、各公立大学法人の理事長、大学を設置する各学校設置会社の代表取締役あて通知

このたび、別添のとおり、「大学設置基準等の一部を改正する省令(平成二十六年文部科学省令第三四号)【別添一】が、また、同省令の規定等に基づき、平成二十六年文部科学省告示第一六三三号【別添二】、同第一六四四号【別添三】、同第一六五五号【別添四】、同第一六六六号【別添五】、同第一六七七号【別添六】、同第一六八八号【別添七】、同第一六九九号【別添八】、同第一七〇〇号【別添九】、同第一七一七号【別添十】及び同第一七二二号【別添十一】が、それぞれ平成二十六年十一月十四日に公布され、同日から施行されました。

今回の改正は、グローバル化の進展の中、高等教育においても、国境を越えた学生の流動性が年々拡大していることを背景に、各大学、大学院、短期大学及び専門職大学院(以下「大学等」という。)において、留学の促進のための取組や海外の

大学等との連携による国際的な教育プログラムの開発等の取組が進められていることに鑑み、こうした大学等のグローバル化のための取組を支援するとともに、日本人学生が海外の大学等で学修したり外国人学生を我が国の大学等が受け入れたりとするための機会を拡大するため、我が国の大学等と外国の大学等が大学間協定に基づき連携して編成する教育課程や、当該教育課程を編成する学科等の新設に際しての専任教員数等について特例を設けるものとするものです。また、これらの特例を設けるに当たっては、我が国の大学等が当該学科等を設置するための要件や、当該教育課程の編成・実施に当たっては、我が国の大学等と外国の大学等が協議しなければならない事項等を定めるものとす。

これらの法令改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

記

第1 改正の概要

1 大学設置基準等の一部を改正する省令(平成二十六年文部科学省令第三四号)

(1) 大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二八号)の一部改正

ア 国際連携学科の設置

(ア) 大学は、学部、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の大学と連携して教育研究を実施するための学科(以下「国際連携学科」という。)を設けることができるものとする。

(イ) 第五十條第一項関係

(イ) 大学は、学部に国際連携学科のみを設けることはできないこととする。

(ウ) 第五十條第二項関係

(ウ) 国際連携学科の収容定員は、当該学科を設ける学部の収容定員の二割(一の学部に複数の国際連携学科を設けるときは、それらの収容定員の合計が当該学部の収容定員の二割)を超えない範囲で定めるものとする。(第五十條第三項関係)

イ 国際連携教育課程の編成

- (7) 国際連携学科を設ける大学は、国際連携学科において連携して教育研究を実施する一以上の外国の大学（以下「連携外国大学」という。）が開設する授業科目を教育課程の一部とみなして、当該連携外国大学と連携した教育課程（通信教育に係るものを除く。）を以下「国際連携教育課程」という。）を編成することができるものとする。（第五十一条第一項関係）

- (イ) 国際連携学科を設ける大学は、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国大学と文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。（第五十一条第二項関係）

ウ 共同開設科目

- (7) 国際連携学科を設ける大学は、連携外国大学と共同して授業科目を開設することができるものとする。（第五十二条第一項関係）

- (イ) 国際連携学科を設ける大学がアの授業科目（以下「共同開設科目」という。）を開設した場合、当該大学の国際連携学科の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、三十単位を超えない範囲で、当該大学又は連携外国大学のいずれかにおいて修得した単位とすることができるものとする。ただし、連携外国大学において修得した単位数が、オの連携外国大学において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国大学において修得した単位とすることはできないこととする。（第五十二条第二項関係）

エ 国際連携教育課程に係る単位の認定

国際連携学科を設ける大学は、学生が連携外国大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得し

た単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。（第五十二条関係）

オ 国際連携学科に係る卒業の要件

- (7) 国際連携学科に係る卒業の要件は、第三十二条第一項から第四項までに定めるもののほか、国際連携学科を設ける大学及びそれぞれの連携外国大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により、次のとおり所定の単位数以上を修得するものとする。（第五十四条第一項及び第二項関係）

- ・医学又は歯学に関する学若しくは薬学（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを履修する課程に限る。）又は獣医学を履修する課程以外の国際連携学科の場合

- ・国際連携学科を設ける大学において六十二単位以上
- ・それぞれの連携外国大学において三十一単位以上

- ・薬学に関する国際連携学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを履修する課程の場合

- ・国際連携学科を設ける大学において九十三単位以上
- ・それぞれの連携外国大学において三十一単位以上

- ・獣医学を履修する課程に係る国際連携学科の場合

- ・国際連携学科を設ける大学において九十一単位以上
- ・それぞれの連携外国大学において三十一単位以上

- ・医学又は歯学に関する国際連携学科の場合

国際連携学科を設ける大学において九十四単位以上
それぞれの連携外国大学において三十一単位以上

- (イ) (7)により国際連携学科を設ける大学及びそれぞれの連携外国大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項、第三十条第一項若しくは第二項又は第五十三条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。（第五十四条第三項関係）

カ 国際連携学科に係る専任教員数

国際連携学科を置く学部に係る専任教員の数は、第十三条に定める学部の種類及び規模に応じて定める教授等の数に、一の国際連携学科ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とすること。（第五十五条関係）

キ 国際連携学科に係る施設及び設備

(7) 国際連携学科に係る施設及び設備については、当該学科を置く学部の施設及び設備を利用することができるものとし、当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しないものとする。（第五十六条第一項関係）

ク 医学を履修する課程等に関する経過措置

大学は、改正後の大学設置基準第五十条第一項の規定にかかわらず、当分の間、医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの及び獣医学を履修する課程に係る国際連携学科を設置することができることとする。（大学設置基準等の

一部を改正する省令附則第二項関係）
その他
その他所要の規定の整備を行うこと。（第六条第二項、第十条第一項及び第十八条第一項関係）

- (2) 大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二八号）の一部改正

ア 国際連携専攻の設置

(7) 大学院は、研究科に、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の大学院（国際連合大学を含む。以下同じ。）と連携して教育研究を実施するための専攻（以下「国際連携専攻」という。）を設けることができるものとする。（第三十五条第一項関係）

- (イ) 大学院は、研究科に国際連携専攻のみを設けることはできないこととする。（第三十五条第二項関係）

- (ウ) 国際連携専攻の収容定員は、当該専攻を設ける研究科の収容定員の二割（一の研究科に複数の国際連携専攻を設けるときは、それらの収容定員の合計が当該研究科の収容定員の二割）を超えない範囲で定めるものとする。（第三十五条第三項関係）

イ 国際連携教育課程の編成

(7) 国際連携専攻を設ける大学院は、国際連携専攻において連携して教育研究を実施する一以上の外国の大学院（以下「連携外国大学院」という。）が開設する授業科目を教育課程の一部とみなして、当該連携外国大学院と連携した教育課程（通信教育に係るものを除く。）を編成することができるものとする。（第三十六条第一項関係）

(イ) 国際連携専攻を設ける大学院は、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国大学院と文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。（第三十六条第二項関係）

ウ 共同開設科目

(ア) 国際連携専攻を設ける大学院は、連携外国大学院と共同して授業科目を開設することができるものとする。

(イ) 第三十七条第一項関係

(イ) 国際連携専攻を設ける大学院がアの授業科目(以下「共同開設科目」という)を開設した場合、当該大学院の国際連携専攻の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、5単位を超えない範囲で、当該大学院又は連携外国大学院のいずれかにおいて修得した単位とすることができるものとする。

ただし、連携外国大学院において修得した単位数が、オの連携外国大学院において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国大学院において修得した単位とする。ただし、連携外国大学院において修得した単位とすることはできないこととする。

(イ) 第三十九条第一項及び第二項関係

エ 国際連携教育課程に係る単位の認定等

(ア) 国際連携専攻を設ける大学院は、学生が連携外国大学院において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

(イ) 第三十八条第一項関係

(イ) 国際連携専攻を設ける大学院は、学生が連携外国大学院において受けた国際連携教育課程に係る研究指導を、当該国際連携教育課程に係るものとみなすものとする。

(イ) 第三十八条第二項関係

オ 国際連携専攻に係る修了要件

(ア) 国際連携専攻である修士課程の修了の要件は、第十六条(修士課程として取り扱うものとする)博士課程の前期の課程にあっては、第十六条及び第十六条の二に、博士課程の修了の要件は、第十七条第一項及び第二項に、それぞれ

定めるもののほか、国際連携専攻を設ける大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十五単位以上を、それぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得するものとする。

(イ) 第三十九条第一項及び第二項関係

(イ) 第三十九条第一項及び第二項関係

(イ) 第三十九条第一項及び第二項関係

カ 国際連携専攻に係る専任教員数

(ア) 国際連携専攻を置く研究科に係る専任教員の数のうち一人(一の研究科に複数の国際連携専攻を置く場合には、一の国際連携専攻ごとの一人)を、大学設置基準第十三条に定める専任教員の数に算入できない教員とすること。

(イ) 第九十条第一項の規定にかかわらず、国際連携専攻の教員であつて同項の規定により専攻ごとに置く教員は、当該専攻を置く研究科の他の専攻の教員であつて同項各号に定める資格を有するものが兼ねることができるとすること。

(イ) 第四十条第二項関係

(イ) 第四十一条第一項関係

キ 国際連携専攻に係る施設及び設備

(ア) 国際連携専攻に係る施設及び設備については、当該専攻を置く研究科の施設及び設備を利用することができるものとし、当該専攻に係る施設及び設備を備えることを要しないものとする。

(イ) 国際連携専攻を設ける大学院が外国において国際連携教育課程に係る教育研究を行う場合においては、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

(イ) 第四十一条第二項関係

(イ) 第四十一条第二項関係

ク その他

(イ) 第四十一条第二項関係

(イ) 第四十一条第二項関係

ア 国際連携学科の設置

(イ) 第四十三条第一項関係

(イ) 第四十三条第二項関係

(イ) 第四十三条第三項関係

(イ) 第四十三条第三項関係

(イ) 第四十三条第三項関係

イ 国際連携教育課程の編成

(イ) 第四十三条第三項関係

(イ) 国際連携専攻を設ける短期大学は、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国短期大学と文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。

(イ) 第四十四条第二項関係

(イ) 第四十四条第二項関係

ウ 共同開設科目

(イ) 第四十四条第二項関係

(イ) 第四十四条第二項関係

エ 国際連携専攻を設ける短期大学の認定等

(イ) 第四十五条第一項関係

(イ) 第四十五条第一項関係

(イ) 第四十五条第一項関係

(イ) 第四十五条第一項関係

オ 国際連携専攻を設ける短期大学の認定

(イ) 第四十六条第一項関係

オ 国際連携学科に係る卒業の要件

- (7) 国際連携学科に係る卒業の要件は、第十八条第一項若しくは第二項又は第十九条に定めるもののほか、国際連携学科を設ける短期大学及びそれぞれの連携外国短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により、次のとおり所定の単位数以上を修得するものとする。 (第四十七条第一項から第三項まで関係)
- ・ 修業年限が二年の短期大学の国際連携学科の場合

国際連携学科を設ける短期大学において三十一単位以上

それぞれ連携外国短期大学において十単位以上

- ・ 夜間学科等以外の学科に係る修業年限が三年の短期大学の国際連携学科の場合

国際連携学科を設ける短期大学において四十七単位以上

それぞれ連携外国短期大学において二十単位以上

- ・ 夜間学科等に係る修業年限が三年の短期大学の国際連携学科の場合

国際連携学科を設ける短期大学において三十一単位以上

それぞれ連携外国短期大学において十単位以上

- (イ) (7)により国際連携学科を設ける短期大学及びそれぞれの連携外国短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十四条第一項(同条第二項において準用する場合を含む)、第十五条第一項、第十六条第一項若しくは第二項又は第四十六条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。 (第四十七条第四項関係)

カ 国際連携学科に係る専任教員数

短期大学における国際連携学科に係る専任教員の数は、第二十二条に定める学科の種類及び規模に応じて定める教授等の数に、一の国際連携学科ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。 (第四十八条関係)

キ 国際連携学科に係る施設及び設備

- (7) 国際連携学科に係る施設及び設備については、当該学科を置く短期大学の施設及び設備を利用することができるものとし、当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しないものとする。 (第四十九条第一項関係)

(イ) 国際連携学科を設ける短期大学が外国において国際連携教育課程に係る教育研究を行う場合においては、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。 (第四十九条第二項関係)

ク その他

- その他所要の規定の整備を行うこと。 (第四条第二項及び第二十二條の第二項関係)
- (4) 専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第一六号)の一部改正

ア 国際連携専攻の設置

(7) 専門職大学院(法科大学院を除く)は、研究科に、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の専門職大学院に相当する大学院(国際連合大学を含む。以下同じ。)と連携して教育研究を実施するための専攻(以下「国際連携専攻」という。)を設けることができるものとする。 (第三十五条第一項関係)

(イ) 専門職大学院は、研究科に国際連携専攻のみを設けることはできないこととする。 (第三十五条第三項関係)

- (ウ) 国際連携専攻の収容定員は、当該専攻を設ける研究科の収容定員の二割(一の研究科に複数の国際連携専攻を設けるときは、それらの収容定員の合計が当該研究科の収容定員の二割)を

超えない範囲で定めるものとする。 (第三十五条第三項関係)

イ 国際連携教育課程の編成

- (7) 国際連携専攻を設ける専門職大学院は、国際連携専攻において連携して教育研究を実施する一以上の外国の専門職大学院に相当する大学院(以下「連携外国専門職大学院」という。)が開設する授業科目を教育課程の一部とみなして、当該連携外国大学院と連携した教育課程(通信教育に係るものを除く。)(以下「国際連携教育課程」という。)を編成することができるものとする。 (第三十六条第一項関係)

(イ) 国際連携専攻を設ける専門職大学院は、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国専門職大学院と文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。 (第三十六条第二項関係)

ウ 共同開設科目

- (7) 国際連携専攻を設ける専門職大学院は、連携外国専門職大学院と共同して授業科目を開設することができるものとする。 (第三十七条第一項関係)

(イ) 国際連携専攻を設ける専門職大学院がアの授業科目(以下「共同開設科目」という。)を開設した場合、当該専門職大学院の国際連携専攻の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、七単位を超えない範囲(教職大学院にあつては当該教職大学院が修了要件として定める四十五単位以上の単位数の四分の一を超えない範囲)で、当該専門職大学院又は連携外国専門職大学院のいずれかにおいて修得した単位とすることができるものとする。ただし、連携外国専門職大学院において修得した単位数が、オの連携外国専門職大学院において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連

携外国専門職大学院において修得した単位とすることはできないこととする。 (第三十七条第二項関係)

エ 国際連携教育課程に係る単位の認定

- 国際連携専攻を設ける専門職大学院は、学生が連携外国専門職大学院において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。 (第三十八条第一項関係)

オ 国際連携専攻に係る修了要件

- (7) 国際連携専攻である専門職学位課程の修了の要件は、第十五条又は第十九条に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける専門職大学院及びそれぞれの連携外国大学院において、次のとおり所定の単位数以上を修得するものとする。 (第三十九条第一項及び第三項関係)
- ・ 教職大学院以外の専門職大学院の場合

国際連携専攻を設ける専門職大学院において十五単位以上

それぞれの連携外国専門職大学院において十単位以上

- ・ 教職大学院の場合

国際連携専攻を設ける専門職大学院において二十三単位以上

それぞれの連携外国専門職大学院において七単位以上

- (イ) (7)により国際連携専攻を設ける専門職大学院及びそれぞれの連携外国専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十三条第一項(同条第二項において準用する場合を含む)、第十四条第一項又は第三十八条(教職大学院にあつては、第二十七条第一項(同条第二項において準用する場合を含む)、第二十八条第一項又は第三十八条)の規定により修得したものとみな

すことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。(第三十九條第二項及び第四項関係)

カ 国際連携専攻に係る専任教員数
第五條第一項の規定にかかわらず、国際連携専攻の教員であつて同項の規定により専攻ごとに置く教員は、当該専攻を置く研究科の他の専攻の専任教員が兼ねることができるものとする。(第四十條関係)

キ 国際連携専攻に係る施設及び設備
(ア) 国際連携専攻に係る施設及び設備については、当該専攻を置く研究科の施設及び設備を利用することができるものとし、当該専攻に係る施設及び設備を備えることを要しないものとする。(第四十一條第一項関係)

ク その他
その他所要の規定の整備を行うこと。(第十三條第二項関係)

2 専門職大学院に関し必要な事項について定める件(平成十五年文部科学省告示第五十三号)の一部改正
(1) 国際連携専攻に係る専任教員の数
国際連携専攻に係る専任教員の数は、第一條第一項の規定により置くものとされる専任教員の数に、一の国際連携専攻ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とすること。(第一條第六項関係)

(2) その他
その他所要の規定の整備を行うこと。(第一條第七項関係)

3 大学が国際連携専攻を設ける場合について定める件(平成二十六年文部科学省告示第一六四号)、大学院が国際連携専攻を設ける場合について定める件(平成二十六年文部科学省告示第一六五号)、短期大学が国際連携専攻を設ける場合について定める件(平成二十六年文部科学省告示第一六六号)及び専門職大学院が国際連携専攻を設ける場合について定める件(平成二十六年文部科学省告示第一六七号)

告示第一六五号、短期大学が国際連携専攻を設ける場合について定める件(平成二十六年文部科学省告示第一六六号)及び専門職大学院が国際連携専攻を設ける場合について定める件(平成二十六年文部科学省告示第一六七号)

大学等が国際連携専攻又は国際連携専攻(以下「国際連携専攻」という。)を設ける場合は、次の要件を満たすものとする。
(1) 連携外国大学等について、外国の学校教育制度において適切に位置付けられていること。
(2) 連携外国大学等が置かれる外国において、連携して教育課程を編成する大学等が連名で学位を授与することが認められていること。

4 国際連携専攻を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学と協議する事項について定める件(平成二十六年文部科学省告示第一六八号)、国際連携専攻を設ける大学院が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学院と協議する事項について定める件(平成二十六年文部科学省告示第一六九号)、国際連携専攻を設ける短期大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国短期大学と協議する事項について定める件(平成二十六年文部科学省告示第一七〇号)及び国際連携専攻を設ける専門職大学院が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国専門職大学院と協議する事項について定める件(平成二十六年文部科学省告示第一七一〇号)

国際連携専攻等に関する事項は、次のとおりとする。
(1) 教育課程の編成に関する事項
(2) 教育組織の編成に関する事項
(3) 入学者の選抜及び学位の授与に関する事項
(4) 学生の在籍の管理及び安全に関する事項
(5) 学生の奨学及び厚生補導に関する事項

(6) 教育研究活動等の状況の評価に関する事項
5 学位の種類及び分野の変更等に関する基準(平成十五年文部科学省告示第三九号)の一部改正

国際連携専攻等の設置等については、当分の間、設置等に当たつて文部科学大臣に認可を受けることを要しないものには該当しないものとする。(附則第二項関係)

2 留意事項
1 総論
(1) 一般の大学設置基準等の一部改正等は、我が国の大学等が外国の大学等と共同で単一の学位を授与する、いわゆる「ジョイント・ディグリー」(以下「JD」という。)を実現するに当たつて、我が国の大学等と外国の大学等が、大学間協定に基づき連携して国際連携教育課程を編成し、及び実施することや、これらの大学等が連携して教育研究を実施するための国際連携専攻等を設けること等を定めることにより、我が国の大学等の教育研究としての質の保証を伴つた運用がなされることを求めるものであること。

(2) 各大学等がJDを実施するに当たつては、一般の大学設置基準等一部改正等により実施することとされていることを確実に履行することとはもとより、「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン」(平成二十六年十一月十四日中央教育審議会大学分科会大学のグローバル化に関するワーキング・グループ)「別添十二」を参照の上、同ガイドラインを十分に踏まえた運用がなされることを期待されること。

2 国際連携専攻等に関する事項
(1) 国際連携専攻等の設置申請等の手続について
各大学等の国際連携専攻等の設置等に当たつては、認可申請の手続が必要であること。

と。なお、提出書類の様式等については別途定める予定であること。

また、連携外国大学等に新たな外国の大学等を追加する場合又は連携外国等のうち一部の外国の大学等が離脱する場合には、編成する国際連携教育課程の内容の変更を伴うものであり、それまでの国際連携専攻等の組織を一旦廃止の上、改めて新しい国際連携専攻等の組織の設置を行うものであることから、認可申請の手続が改めて必要であること。

(2) 国際連携専攻等に係る収容定員等について
国際連携専攻等に係る収容定員(短期大学にあつては学生定員)については、各大学等に置かれる国際連携専攻ごとに定められるものであり、各大学等の学則においては、当該大学等に置かれる国際連携専攻等に係る収容定員等を記載するものであること。

(3) 国際連携専攻等の名称の取扱いについて
国際連携専攻等の名称については、他の通常の教育課程を実施する学科等と対外的に区別する必要があることから、名称に「国際連携」を付すこととし、「国際連携〇〇学科」、「国際連携〇〇専攻」などと称するべきものであること。また、複数の連携外国大学等とそれぞれ国際連携教育課程を編成し、及び実施するなど、一つの学部等に複数の国際連携専攻等を設ける場合は、それぞれの違いが明確となるよう、「国際連携△△学科」及び「国際連携□□学科」、「国際連携△△専攻」及び「国際連携□□専攻」などと称するべきものであること。

(4) 国際連携専攻等の設置に係る学校法人の寄附行為変更について
国際連携専攻等の設置に係る学校法人の寄附行為変更については、通常の学部、学科等の設置に係る学校法人の寄附行為変更の場合と同様に、認可申請又は届出の手続が必要であること。

3 国際連携教育課程に関する事項

- (1) 国際連携教育課程は、我が国の大学等と連携外国大学等が連携して編成する教育課程であるが、我が国の大学が責任を担うことは体系的な当該教育課程の編成を担うことは必須であり、教育課程の編成の一部又は全部については、連携外国大学等に委ねたままとすることはできず、必ず連携外国大学等と協議をしなければならないこと。
- (2) 国際連携教育課程の内容について
連携外国大学等が開設する授業科目の中には、我が国の大学等では開設できないようなものがあると考えられ、また、我が国の大学等の強みを生かした授業科目を連携外国大学等に提供できることも考えられることから、このような授業科目を我が国の大学等と連携外国大学等が双方に提供し合い国際連携教育課程を編成することにより、我が国の大学等単独や国内の大学等との連携では実現することが困難な教育研究が行われることが期待されること。

- (3) 大学院における研究指導について
国際連携教育課程である修士課程又は博士課程においては、我が国の大学院として責任ある研究指導を確保する必要があることから、それぞれの学生について、我が国の大学院から研究指導教員が配置されるようにすべきものであること。また、連携外国大学院との協議において、研究指導に係る我が国の大学院と連携外国大学院の間の役割分担や責任の範囲をあらかじめ定めしておく必要があると考えられること。

4 連携外国大学等との協議に関する事項

我が国の大学等と外国の大学等が国際連携教育課程を編成し、及び実施するための協議の場においては、その円滑な実施のため、当該協議の場における審議事項について、学長等の各大学等において権限を有する者又は当該者から必要な権限を委ねられている者により構成されることが必要であること。

5 連携外国大学等に関する事項

- (1) 連携外国大学等の位置付けについて
1の(1)のとおり、JDは、我が国の大学等が外国の大学等と共同で単一の学位を授与するものであり、我が国の大学等と連携外国大学等は、同一の学位の種類(学位の種類及び分野の変更等に関する基準別表第一の上欄に掲げる学位の種類をいう。)に位置付けられる学位を授与することができる必要があること。例えば、我が国の大学が学士課程において国際連携学科を設ける場合、連携外国大学は、学士に相当する学位を授与することができる大学である必要があること。
- (2) 大学院及び専門職大学院に係る取扱いについて
専門職大学院については、連携外国専門職大学院が置かれる国において、我が国の専門職大学院制度と同様の仕組みがあるとは限らず、我が国の大学院の修士課程に相当する課程において教育研究が行われている場合も考えられるため、大学院の修士課程及び専門職大学院については、同一の学位の種類に相当するものとして取扱い、国際連携専攻を設けることができるものとする。例えば、我が国の専門職大学院は、外国の大学院又は外国の専門職大学院が「修士(専門職)」又は「教職修士(専門職)」に相当する学位を授与することができる機関である場合も、より、「修士」に相当する学位を授与することができる機関である場合も、連携外国大学院又は連携外国専門職大学院とすること。同様に、我が国の大学院は、外国の大学院又は外国の専門職大学院が「修士」に相当する学位を授与することができる機関である場合も、より、「修士(専門職)」又は「教職修士(専門職)」に相当する学位を授与することができる機関である場合も、連携外国大学院又は連携外国専門職大学院とすること。

6 共同開設科目に関する事項

- (1) 共同開設科目に係る基本的な考え方について

7 教職員に関する事項

- (1) 教職員の身分取扱いの基本的な考え方について
国際連携学科等の教職員は、原則として、我が国の大学等又は連携外国大学等のうちのいずれかの大学等に所属するものであること。このため、教員の採用、昇任、降任、免職、懲戒等は、大学等を設置する各法人等においてそれぞれの手続きに従って行うものであること。非常勤講師や非常勤職員等についても同様の扱いとするものであること。
- (2) 国際連携学科等の長の選任等について
国際連携学科等を設ける我が国の大学等においては、国際連携学科等の長が置かれることとなるため、その選任等の方法等については、国際連携学科等を設ける大学等において適切に定める必要があること。
- (3) 国際連携学科等に係る専任教員等について
国際連携学科等においては、それらの母体となる学部等の他の学科等の教員が教育及び研究指導に当たれることを前提としているため、国際連携学科等を設けるに当たり必要とする専任教員及び研究指導教員等についても、母体となる学部等の他の学科等の教員が国際連携学科等の教員を兼ねることを認めることとしていること。

共同開設科目は、我が国の大学等と外国の大学等が共同で授業科目を計画・設計し、共同で実施・管理し、成績管理等の質保証を行うつた上で、単位授与を行うものであること。このため、一方の大学等が共同開設科目の実施等を主として担うような運用は適当ではないこと。

8 施設及び設備に関する事項

- (1) 校地及び校舎について
国際連携学科等に係る校地及び校舎については、国際連携学科等を設ける学部等に十分な校地及び校舎があることを前提としていることから、当該校地及び校舎を共用することを原則とし、新たな校地及び校舎を備えることを要しないこと。
- (2) 施設及び設備について
国際連携学科等に係る施設及び設備についても、(1)と同様の考え方により、新たな施設及び設備を備えることを要しないこと。ただし、国際連携学科等を設ける大学等が外国において国際連携教育課程に係る教育研究を行う場合においては、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとしていることに留意が必要であること。

9 学生に関する事項

- (1) 学生の在籍関係について
国際連携学科等を卒業又は修了した者には、我が国の大学等が連携外国大学等と共同で単一の学位が授与されることから、国際連携学科等の学生は、我が国の大学等と連携外国大学等にそれぞれ在籍する、いわゆる二重在籍となること。また、このことは、日本人学生に限らず、外国人学生についても同様の取扱いとなること。
- (2) 入学者選抜の方法等について
国際連携学科等の学生は、(1)のとおり我が国の大学等と連携外国大学等との二重在籍に

なることから、その入学資格については、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他関係法令に規定する我が国の大学等への入学資格を満たすとともに、あわせて、連携外国大学等における入学資格についても満たす必要があること。

また、国際連携学科等の入学者選抜は、「大学入学者選抜実施要項」及び「大学院入学者選抜実施要項」を踏まえるとともに、その方法等については、我が国の大学等と連携外国大学等の協議により定め、適切に実施すること。特に、入学者選抜の実施方法等の公表時期については、入学者志願者保護の観点から可能な限り早期の周知に努めること。

(3) 入学金、授業料等の設定について
国際連携学科等の入学金、授業料等については、我が国の大学等と連携外国大学等の協議を踏まえ、適切に設定すること。また、学生が入学金、授業料等をいずれの大学等に対して納付するのかが等、入学金、授業料等に係る取扱いについても、我が国の大学等と連携外国大学等の協議において適切に定めること。
入学金、授業料等の算定に当たっては、我が国の大学等と連携外国大学等による資源の有効活用により実施する国際連携教育課程の趣旨に鑑み、これらの大学等の学生間で公平が図られるよう配慮するとともに、これらの大学等の間においてできる限り学生の便益に配慮する方向で検討することが望ましいこと。
(4) 国際連携学科等の実施が困難になった場合の対応等について

天災や騒乱等の事情により、国際連携学科等の実施が困難となった場合には、学生の保護の観点から、国際連携学科等に所属する学生を、当該学科等を置く学部等の他の学科等に転じさせ、当該学生の教育研究活動が継続されるよう配慮するとともに、それまでの連携外国大学等の授業科目の履修により修得した単位について、他大学等の授業科目の履修等に係る単位認定等により転じた先の学科等の単位としてみなすこととする旨の学内規定の整備等が必要であると考えられること。な

お、その場合においても、国際連携学科等で修得した単位の全てを自動的に転じた学科等における単位としてみなすことは適当ではなく、当該転じた学科等の教育課程に照らして、適切な授業科目の履修に係るものに限る必要があること等に留意すること。

(5) その他の学生に関する事項について
国際連携学科等の学生の奨学金の申請については、日本人の学生のみならず外国人の学生についても、我が国の大学等の学生として取り扱うことが必要であること。

また、我が国の大学等と連携外国大学等の協議により、国際連携学科等の学生が我が国の大学等と連携外国大学等のいずれの大学等の施設（図書館、自習室等）も利用可能となるように扱うことが望ましいこと。

なお、上記の入学金、授業料等の納付、奨学金その他の国際連携学科等の学生の取扱いについては、あらかじめ学生が知することができるよう募集要項等において明記する必要があること。

10 学位に関する事項

(1) 学位審査の在り方について

国際連携教育課程を履修する者に係る学位の審査は、我が国の大学等と連携外国大学等が合同で行うことが必要であると考えられること。この場合において、学位審査委員会は、我が国の大学等と連携外国大学等の教員をもつて構成することが必要であると考えられること。

ただし、国際連携学科等における学位審査委員会は、制度上は我が国の大学等に置かれる学位審査委員会に、連携外国大学等の教員が参画するものであることから、国際連携教育課程に係る学位審査委員会の構成員となる連携外国大学等の教員については、我が国の大学等の教員として併任させるか、あるいは、学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第九条の協力者となることが必要であること。
また、国際連携教育課程に係る学位審査の円滑な実施のため、我が国の大学等と連携外

国大学等は、協議の上、学位審査に係る規程等を共同で策定することが必要であると考えられること。

(2) 学位授与の方式について

国際連携学科等を卒業又は修了した者に対して学位を授与する際には、JDによる学位記が、国際的には関係大学等による連名とされるのが一般的であることに鑑み、原則として、我が国の大学等と連携外国大学等が連名で授与するものとする。この場合において、学位記の様式や学位授与の方法等については、我が国の大学等と連携外国大学等が協議の上、取り決めることが必要であると考えられること。

11 教育研究活動の評価に関する事項

国際連携学科等の教育研究活動に係る評価について、各大学の自己点検・評価、認証評価、国立大学法人評価など大学又は法人単位で実施されるものにおいては、国際連携学科等に係る当該大学等の教育研究活動の状況に加えて、国際連携教育課程に係る全体としての教育研究活動の状況を示す報告書を添付する必要があると考えられること。

12 事務の取扱に関する事項

国際連携学科等に係る事務については、効率的な事務処理の観点から、我が国の大学等と連携外国大学等の間で協議の上、適切な体制を構築することが望ましいこと。
別添（略）

○ 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示の施行等について

平成二十七年一月一日（二七文科高第六三五号、文部科学省高等教育局長から、医学部を置く各公私立大学長あて通知）

このたび、別紙一及び別紙二のとおり、「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示（平成二十七年文部科学省告示第一六二号）」及び「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第七条第一項の規定に基づき、平成二十八年度の私立の大学の収容定員を増加する学則の変更の認可の申請に係る文部科学大臣が定める期間を定める件（平成二十七年文部科学省告示第百六十三号）」が平成二十七年十月一日に公布され、同日から施行されました。

今回の改正の趣旨は、平成二十七年七月二十一日付け文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知「地域の医師確保等の観点からの平成二十八年度医学部入学定員の増加について（通知）」により、平成二十八年度から平成三十一年度までの期間を付した地域の医師確保等の観点からの医学部入学定員の増員について、平成二十七年年度の増員と同様の枠組みで認めることとしたことに伴い、所要の規定を整備するものです。

これらの告示等の概要は下記のとおりですので、十分に御了知の上、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

記

1 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示（平成二十七年文部科学省告示第一六二号）
私立大学の医学部の収容定員を増加する学則変更認可申請を審査する場合には、学則変更年度（平成二十八年度）における医学部入学定員

等の合計数の見込みが九千二百七十二人を超えない範囲で認可を行うものとする。

2 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第七条第一項の規定に基づき、平成二十八年度の私立大学の収容定員を増加する学則の変更の認可の申請に係る文部科学大臣が定める期間を定める件（平成二十七年文部科学省告示第一六三号）

平成二十八年度の私立大学の医学部の収容定員を増加する学則変更認可申請に係る文部科学大臣が定める期間は、平成二十七年十月一日から十月九日までとすること。

○ 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令について

平成二十七年二月一〇日（二六文科高第八八七号、文部科学省高等教育局長から各公立大学長、各公立大学設置する各地方公共団体の長、各公立大学法人の理事長、大学を設置する各学校法人の理事長、大学を設置する各学校設置会社の代表取締役あて通知

このたび、「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令（平成二十七年文部科学省令第二号）」（別添）が、平成二十七年二月十日に公布され、同年三月一日から施行されます。

今回の改正は、平成二十六年十一月十四日に大学設置基準等の一部を改正する省令（平成二十六年文部科学省令第三四号）が公布され、我が国の大学、大学院、短期大学及び専門職大学院（以下「大学等」という。）と外国の大学等が大学間協定に基づき連携して教育課程（以下「国際連携教育課程」という。）を編成、実施する仕組み（以下「国際連携教育課程制度」という。）が創設されたことに伴い、当該国際連携教育課程を編成する短期大

学の学科、私立の大学の学部の学科及び大学の大学院（専門職大学院を含む。）の研究科の専攻（以下「国際連携学科等」という。）を設置するに当たっての申請に係る様式等を新たに規定するものです。

この省令改正の概要は下記のとおりですので、十分に御了知の上、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

なお、大学の設置等に係る申請書類等の様式については、文部科学省のホームページ（http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/main3_a3.htm）上で公表しておりますので、適宜御活用ください。

記

第一 改正の概要

(1) 国際連携学科等の設置の認可の申請に係る期間

国際連携教育課程制度は、我が国の大学等と外国の大学等（以下「連携外国大学等」という。）が連携して教育課程を編成し、実施するものであることから、連携外国大学等が置かれる国の学事暦や学生受け入れ等の準備状況に応じて、次のとおり、複数の申請に係る期間を設けたこと。（第三条関係）

- ・開設前々年度の三月一日から三月三十一日
 - ・開設前年度の三月一日から八月三十一日
 - ・開設前年度の三月一日から三月三十一日
 - ・開設前年度の八月一日から八月三十一日
 - ・開設年度の八月一日から八月三十一日
- 認可又は不認可の決定時期
- (2) 認可又は不認可の決定時期
- 国際連携学科等の設置の認可の申請があった場合、遅くとも、申請のあった翌月から起算して六月以内に認可するかどうかの決定をすることとしたこと。（第十条関係）

- (3) 申請書類の整備
- 国際連携学科等で連携外国大学の授業科目、連携外国大学と共同して開設する授業科目（共同開設科目）及び担当教員数等の状況を記載するため、必要な申請書類を整備したこと。（別記様式第一号及び別表関係）

第二 留意事項

(1) 国際連携学科等の設置の認可の申請に係る期間、一般的な審査スケジュールを参照しつつ、認可後から開設までに必要な学生募集等の準備期間を考慮し、適切な期間を設定すること。

(2) 国際連携教育課程を履修することで資格取得を可能とする場合の課程認定等に必要となる手続きについては、従来どおり別途行う必要があることから、当該課程認定等の申請手続きや審査期間も踏まえて、適切な時期に国際連携学科等の認可申請をすること。

別添（略）

○ 学校教育法第一百十條第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令の施行等について

平成二十七年三月三十一日（二六文科高第一一三〇号、文部科学省高等教育局長から独立行政法人大学評価・学位授与機構長、財団法人日弁連法務研究財団理事長、財団法人大学基準協会会長あて通知

このたび、別添一、別添二のとおり、「学校教育法第一百十條第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令（平成二十七年文部科学省令第十六号）」が平成二十七年三月三十一日に公布され、平成二十七年四月一日から施行されることになりました。

この改正は、法科大学院教育の質の向上のために、認証評価機関が客観的指標を適切に活用しつつ、教育の実態や課題の改善状況を実質的に評価し、適格認定が厳格に行われるようにすることを主な目的とするものです。

認証評価機関におかれては、下記の留意事項を踏まえ、評価基準や解釈指針等の改正を行い、その運用に遺漏のないようお取り計らいください。

記

1 改正内容

- (1) 大学評価基準において定める評価事項関係（第四条第一項第一号）
- ① 入学者選抜に関する事項として、入学者の適性に加え、その能力の適確かつ客観的な評価について評価を実施することとしたこと。（第一号ロ）
- ② 収容定員に関する事項として、在学する学生の数の収容定員に基づく適正な管理に加え、入学定員の適切な設定について評価を実施することとしたこと。（第一号ニ）
- ③ 司法試験の合格状況を含む教育活動の成果及び当該成果につながる教育活動の実施状況について評価を実施することとしたこと。（第一号カ）

(2) 認証評価機関は、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年十二月六日法律第一三九号）」第五条に規定する適格認定を受けられなかった法科大学院の教育状況について、当該法科大学院の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしたこと。（第四条第一項第三号）

(3) 認証評価を行った後に、受審法科大学院の教育課程及び教員組織のみならず、教育活動の状況全般について重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該法科大学院の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した結果への当該事項の付記等に努めるよう認証評価機関に求めることとしたこと。（第四条第三項）

2 留意事項

- (1) 「入学者の質の保証」、「入学定員の適正な管理」、「教育活動の実施状況及びその成果」については、客観的指標を対外的に明確にする形で取り入れ、重点的に評価すること。
- (2) (1)に掲げる事柄が客観的指標の水準を下回っている法科大学院については、教育の質と関連付けてその原因を精緻に評価するとともに、改善見込みについても具体的に

分析・明示することなどを通じ、総合的に
 適格認定の判断を行うこと。

その際、客観的指標の水準を下回ること
 は、それ自体、教員や教育課程など当該法
 科大学院の教育の質に関して何らかの深刻
 な課題を抱えていることを強く類推させる
 ものであることから、当該法科大学院の状
 況についての評価の結果、特段の考慮すべ
 き事項が存在しないと認められる限りは、
 適格認定を与えるべきではないこと。なお、
 仮に、適格認定を与える場合には、その評
 価結果や理由等を社会に対して説明する責
 任をより強く求められるものであること。

(3) 客観的指標として、次に掲げるものを活
 用することが適当であること。

① 入学者選抜における競争倍率(目安：二
 倍)

本指標が目安を下回っている場合には、
 競争的環境の下での入学者選抜が十分に
 機能しているとは言いがたいなど、入学
 者の質の保証への影響が懸念される。そ
 のため、適性試験や個別の入学者選抜を
 通じて入学者の質の確保がなされている
 かを重点的に確認する必要があること。

なお、当該指標は教育の実施状況等、他の
 事項の評価を行う際の判断に当たっても
 関係するものであること。

② 入学定員充足率(目安：五〇%) / 入学
 者数(目安：一〇名)

本指標が目安を下回っている場合には、
 教育組織として規模が小さくなりすぎて
 いるなど、法科大学院としてふさわしい
 教育環境の確保への影響が懸念される。
 そのため、夜間開講や地域性等の個別の
 事情を勘案しつつも、定員に基づいた入
 学者数の適正な管理とともに、入学定員
 についても適切に設定されているかを重
 点的に確認する必要があること。なお、当
 該指標は教育の実施状況等、他の事項の
 評価を行う際の判断に当たっても関係す
 るものであること。

③ 司法試験合格率(目安：司法試験合格率

が全国平均の半分)

本指標が目安を下回っている場合には、
 教育の実施状況や教員の質の保証に課題
 があることが強く類推される。そのため、
 法学未修者教育や夜間開講の実施状況、
 司法試験の合格率の改善状況等の個別の
 事情を勘案しつつも、法科大学院として
 ふさわしい教育の質が確保できているか
 を重点的に確認する必要があること。な
 お、当該指標は入学者の質の確保や入学
 定員の適正な管理等の事項の評価を行う
 際の判断に当たっても関係するものであ
 ること。

(4) 認証評価機関においては、適格認定を受
 けられなかった法科大学院について再度評
 価を行うための手続等を定め、当該法科大
 学院の求めに応じ、評価を行うよう努め
 ること。

(5) 必要に応じ評価結果への付記等に努め
 ることとする。法科大学院を取り巻く教育活
 動の状況についての重要な変更としては、
 志願者の大幅な減少による入学定員充足率
 の変化等が想定されること。

別添一(略)
 別添二(略)

○ 大学、大学院、短期大学及び高等
 専門学校の設置等に係る認可の
 基準の一部を改正する告示の施
 行について

平成二十七年九月一八日二七文科高第五
 九三号、文部科学省高等教育局長から各
 公私立大学長、大学を設置する各地方公
 共団体の長、各公立大学法人の理事長、大
 学を設置する各学校法人の理事長、大
 学を設置する各学術園理事長、高等専門学
 校を設立する各地方公共団体の教育委員
 会教育長、高等専門学校を設置する各
 学校法人の理事長あて通知

このたび、別添のとおり「大学、大学院、短期
 大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準
 の一部を改正する告示(平成二十七年文部科学省
 告示第五十四号)」が、平成二十七年九月十八日
 に公布され、同年十月一日から施行されます。

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校(以
 下「大学等」という。)は、教育にふさわしい環境
 の確保のため、在学する学生の数を学則等に定め
 た入学定員等に基づき適正に管理することが求め
 られています。

今回の改正の趣旨は、都市圏の大学を中心に入
 学定員等を超えて学生を受け入れている状況が
 見られることに鑑み、入学定員等の一層適正な管
 理を促すため、「平均入学定員超過率」に係る要件
 を厳格化し、適切な教育環境を確保することに
 あります。改正の概要は下記のとおりですので、十
 分に御了知の上、認可申請に当たって遺漏のない
 ようお取り計らいください。

記

大学等に関する学校教育法(昭和二十二年法律
 第二十六号)第四条第一項の認可(設置者の変更
 及び廃止に係るものを除く)の申請の審査に関し
 て、「平均入学定員超過率」に係る要件を、現行の
 一律一・三倍未満から、下表のとおり、大学の収
 容定員の規模、大学が設置する学部の入学者の

規模等に応じて、一・〇五倍未満から一・一五倍
 未満の範囲で定めることとしたこと。また、平成
 二十九年年度から平成三十年年度までの開設等に係る
 ものに関しては、経過措置を設けることとしたこ
 と。

開設年度	区分	大 学				短期大学	高等専門学校
		4000人以上		4000人未満			
		学部規模 (入学定員)	300人以上	100人以上 300人未満	100人未満		
H29年度	平均入学定員超過率	1.25倍未満	1.30倍未満	1.30倍未満	1.30倍未満	1.30倍未満	1.30倍未満
H30年度	平均入学定員超過率	1.15倍未満	1.20倍未満	1.25倍未満	1.25倍未満	1.25倍未満	1.25倍未満
H31年度以降	平均入学定員超過率	1.05倍未満	1.10倍未満	1.15倍未満	1.15倍未満	1.15倍未満	1.15倍未満

別添(略)

○ 大学設置基準等の一部を改正する省令の公布について

平成二八年三月三十一日二七文科高第一一八六号、文部科学省高等教育局長から各国公立大学長、各国公立高等専門学校長、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長、大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の長、各公立大学法人の理事長、大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長、大学を設置する各学校設置会社の代表取締役、放送大学学園理事長あて通知

このたび、別添一及び別添二のとおり、「大学設置基準等の一部を改正する省令」（平成二八年文部科学省令第一八号）が平成二八年三月三十一日に公布され、平成二九年四月一日から施行されることとなりました。

今回の改正は、社会のあらゆる分野で急速な変化が進行する中で、大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）がその使命を十全に果たすためには、その運営についても一層の高度化を図ることが必要であることを踏まえ、全ての大学等に、その職員が大学等の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるための研修（スタッフ・ディベロップメント。以下「SD」という。）の機会を設けることなどを求めるものです。改正の概要及び留意すべき事項等は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようお取り計らいください。

記

第一 改正の概要

- 1 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部改正
大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第二十五条の三に規定するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。（第四十一条の三関係）
- 2 高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）の一部改正

高等専門学校は、当該高等専門学校の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第十七条の四に規定するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。（第十一条の一関係）

3 大学設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）の一部改正

- (1) 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第十四条の三に規定するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。（第四十三条関係）
- (2) その他所要の規定の整備を行うこと。（第十條第二項関係）

4 短期学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の一部改正

短期大学は、当該短期大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第十一条の三に規定するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。（第三十五条の三関係）

第二 留意事項

- 1 専門職大学院の扱いについて
専門職大学院については、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第四十二条第一項の規定により大学院設置基準に係る規定が適用され、大学院と同様の扱いとなること。
- 2 対象となる職員について
「職員」には、事務職員のほか、教授等の教員や学長等の大学執行部、技術職員等も含まれること。
- 3 「機会を設けること」について
(1) 今回の改正は、個々の職員全てに対して一律に研修の機会を設けることを義務付ける趣旨ではなく、SDの具体的な対象や内

容、形態等については、各大学等において、その特性や実態を踏まえ、各職員のキャリアパスも見据えつつ、計画的・組織的に判断されるべきこと。

- (2) SDの機会については、各大学等が自ら企画して設けるほか、関連団体等が実施する研修に職員が参加する機会を設けることなどが考えられること。
- 4 「その他必要な取組」について
SDを効果的・効率的に実施する観点から、各大学等において、その実情に応じ、例えば職員の研修の実施方針・計画を全学的に策定するなどの取組を行うことが期待されること。

第三 施行期日

本通知に係る省令については、平成二九年四月一日から施行することとしたこと。

別添一（略）
別添二（略）

○ 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の公布について

平成二八年三月三十一日二七文科高第一一八九号、文部科学省高等教育局長から各国公立大学長、大学を設置する各地方公共団体の長、各公立大学法人の理事長、大学を設置する各学校法人の理事長、大学を設置する各学校設置会社の代表取締役あて通知

このたび、別添一及び別添二のとおり、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（平成二八年文部科学省令第十六号）が平成二八年三月三十一日に公布され、平成二九年四月一日から施行されることとなりました。

今回の改正は、大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）が、自らの教育理念に基づき、育成すべき人材像を明確化した上で、それを実現するための適切な教育課程を編成し、体系的・組織的な教育活動を行うとともに、当該大学等の教育

を受けるにふさわしい学生を受け入れるための入学者選抜を実施することにより、その使命をよりよく果たすことができるよう、全ての大学等において、その教育上の目的を踏まえて、「卒業の認定に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」及び「入学者の受入れに関する方針」（以下「三つの方針」という。）を策定し、公表することを求めるものです。

改正の概要及び留意すべき事項等は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようお取り計らいください。

記

第一 改正の概要

- 1 卒業の認定に関する方針等の策定
(1) 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次のアからウまでの方針（大学院にあつては、ウの方針に限る。）を定めるものとする。（第一六五条の二第一項関係）
 - ア 卒業の認定に関する方針
 - イ 教育課程の編成及び実施に関する方針
 - ウ 入学者の受入れに関する方針(2) (1)のイの方針を定めるに当たっては、アの方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならないものとする。（同条第二項関係）
 - 2 卒業の認定に関する方針等の公表
大学は、1の(1)により定める方針を公表するものとする。（第一七二条の二第一項第一号関係）
 - 3 その他
その他所要の規定の整備を行うこと。（同項第四号関係）
- #### 第二 留意事項
- 1 今回の改正は、各大学等における三つの方針について、その策定及び公表を法令上位置付けたものであり、本改正省令の施行日である平成二九年四月一日以降、全ての大学等において、三つの方針が策定・公表されている必要があること。なお、高等専門学校につ

いては、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第一七九条の規定により大学に係る規定が準用され、大学と同様の扱いとなること。

2 今回の改正に合わせて、中央教育審議会大学分科会大学教育部会において、各大学が三つの方針を策定・公表する際の参考指針として「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成二十八年三月三十一日。以下「ガイドライン」という。）（別添三）が策定されており、各大学等においては、これも参考として取り組むことが期待される。なお、今回の改正で規定される「卒業の認定に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」及び「入学者の受入れに関する方針」は、それぞれガイドラインにいう「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」と同じ意味内容を指すものであること。

3 大学院については入学者受入れの方針の策定・公表のみが規定されているが、これは、改正前における同様の規定（第一七二条の二第一項第四号）について、今般の改正の際に整理を行ったものであり、従前の規定の趣旨から変更はないこと。なお、大学院においても、それぞれの自主的・自律的な判断に基づき、課程の修了の認定に関する方針や教育課程の編成及び実施に関する方針の策定に積極的に取り組むことが期待されること。

第三 施行期日
本通知に係る省令については、平成二十九年四月一日から施行することとしたこと。

別添一（略）
別添二（略）
別添三（略）

○ 学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について

平成二十八年三月三十一日二七文科高第一一八九号、文部科学省高等教育局長から、各国公立大学長、大学を設置する各地方公共団体の長、各公立大学法人の理事長、大学を設置する各学校法人の理事長、大学を設置する各学校設置会社の代表取締役あて通知

このたび、別添のとおり、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年文部科学省令第九号）【別添一】が、また、平成二十八年文部科学省告示第七四号【別添二】、同第七五号【別添三】、同第七六号【別添四】及び同第七七号【別添五】が、それぞれ平成二十八年三月三十一日に公布され、同年四月一日から施行されることとなりました。

今回の改正は、我が国として留学生を積極的に受け入れ、国際化を推進していく観点から、大学又は大学院の入学資格に関して、外国の学校教育における十二年又は十六年の課程の修了という要件の原則は維持しつつ、一定の要件を満たした場合に、外国の学校教育における十二年又は十六年に満たない課程を修了した者に対し、大学又は大学院の入学資格を付与すること等を定めるものです。

これらの法令改正の概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようお願いいたします。

第一 改正の概要

1 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年文部科学省令第九号）
学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第一号。以下「規則」という。）第一五五条第一項に、外国の大学その他の外国の学校により、次の要件を満たす学士の学位に相当する学位を授与された者を追加し、我が国の大学院博士前期課程又は修士課程（医学、歯学、薬学又は獣医学のうち、その基礎となる学部の修業年限が六年であるもの（以下「医学等」という）に係る大学院にあっては博士課程）の入学資格を付与する。（第百五十五条第一項第四号の二関係）

① 教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものとして外国の学校が授与したものであること

② 修業年限が三年（医学等に係る大学院の博士課程への入学については、五年）以上である課程を修了することにより授与されるものであること

2 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件（昭和五十六年文部省告示第一五三三号）の一部改正
規則第百五十条第一号の規定により、外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者に「外国において、高等学校に対応する学校の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十一年以上の課程を修了したとされるものであることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを修了した者」を追加し、我が国の大学院入学資格を付与する。（第三号関係）

3 高等学校に対応する外国の学校の課程のうち当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があること認められるものに係る基準の新設（文部科学省告示第七五号）
外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件
第三号の規定に基づき、文部科学大臣が定める基準を新設し、次の①から③に掲げる内容を規定する。

① 当該課程の修了者が当該外国の学校教育における十一年以上の課程を修了したとされるものであること
② 当該課程の修了者が大学に対応する当該外国の学校に入学することができる

のであること

③ 高等学校の教科等に相当する教科等により編成される教育課程を有すると認められるものであること

4 大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件（昭和二十三年文部省告示第四七号）の一部改正
規則第百五十条第四号の規定により、大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者に、英国の大学入学資格として認められているジェネラル・サーティファイケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格（General Certificate of Education Advanced Level (GCEAL) 資格。以下「Aレベル資格」という。）を有する者で、十八歳に達したものを追加する。（第二十三号関係）

また、現行告示においては、外国人を対象に教育を行うことを目的として我が国において設置された教育施設であつて、その教育活動等について、国際的な評価団体（ウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ（Western Association of Schools and Colleges、以下「WASC」という）、アソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル（Association of Christian Schools International、以下「ACSI」という）、カウンセル・オブ・インターナショナル・スクールズ（Council of International Schools、以下「CIS」という））の認定を受けたものに置かれる十二年の課程を修了した者で、十八歳に達したものに對して大学入学資格を付与しているところ、これらの評価団体から教育活動等に係る認定を受けた外国の教育施設に置かれる十二年の課程を修了した者で、十八歳に達したものに對しても大学入学資格を付与する。（第二十四号関係）

5 高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を定める件（平成十三年文部科学省告示第一六七号）の一部改正

規則第五十四号第五号の規定により、いわゆる「飛び入学」の資格を有する者として文部科学大臣が指定するものに、英国の大学入学資格として認められているAレベル資格を有する者で十七歳に達したものを追加する(第六号関係)

第二 留意事項

1 学校教育法施行規則の一部改正関係

① 各大学においては、入学を希望する者に係る外国の大学その他の外国の学校が本改正により定められた要件を満たすものであるかについて、当該外国の学校が授与する学位記その他の書類などにより確認する必要があること。

② 大学その他の学校の教育研究活動等の総合的な状況について、当該国の政府又は関係機関の認証を受けた者が評価を行う制度がない国については、該当する大学その他の学校により学士の学位に相当する学位を授与された者の当該国以外の大学院を含めた大学院への進学状況、該当する大学その他の学校における外国大学との単位互換や共同学位などの国際的な連携の状況等を踏まえ、当該国の学位の我が国の学位との相当性を勘案し、必要に応じて別の告示において個別に対象となる国名及び学校種名を指定することを考えていること。

③ 本改正省令の施行日前に、外国の大学その他の外国の学校により今回の改正により定められた要件を満たす学士の学位に相当する学位を授与された者についても、大学院入学資格が認められること。

2 高等学校に対応する外国の学校の課程のうち当該課程を修了した者が大学入学に關し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準(文部科学省告示第七五号)関係

外国の学校の課程の指定に当たっては、文部科学省より外国の大使館に対し本改正の内容に沿った学校の課程の有無について照会し、その状況を把握した上で、別の告示において対象となる国名及び学校種名を個別に指定す

る予定であること。

3 Aレベル資格関係

① 各大学においては、自大学のアドミッシヨン・ポリシーに基づき、入学を希望する者に対して求めるAレベル資格の科目数や評価について定め、あらかじめ公表することが必要であること。

② 各大学においては、入学を希望する者がAレベル資格を有しているかについて、Aレベル資格の成績証明書やその他の書類などにより確認する必要があること。

③ 本改正告示の施行日前に、Aレベル資格を取得し年齢要件を満たす者についても、大学入学資格が認められること。

4 国際的な評価団体関係

① 各大学においては、入学を希望する者に係る教育施設がWASC、CIS、AGSIのいずれかにより認定を受けていることについて、当該教育施設が証明する書類などにより確認することが必要であること。

② 本改正告示の施行日前に、WASC、CIS、AGSIのいずれかにより認定を受けた教育施設の課程を修了した者についても、大学入学資格が認められること。

5 高等学校(大学)卒業に対応する諸外国の教育課程の年数について

高等学校(大学)卒業に対応する諸外国の教育課程の年数に関する情報のうち、文部科学省において把握しているものは【別添六】のとおりであるので適宜参考とされたいこと。(なお、各国において随時教育制度の見直しが行われており、必ずしも最新の情報でない場合があり得ること。)

- 別添一(略)
- 別添二(略)
- 別添三(略)
- 別添四(略)
- 別添五(略)
- 別添六(略)

○ 学校教育法第一百条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令の公布について

平成二十八年三月二日二七文科高一二一三号、文部科学省高等教育局長から、各公立大学長、各私立大学長、各私立高等学校長、各私立専門学校長、各私立高等専門学校長、各私立大学設置する各地方公共団体の長、各私立大学法人の理事長、各私立高等専門学校を設置する各地方公共団体の長、各私立大学設置する各地方公共団体の代表取締役、放送大学学園理事長、各認証評価機関の長、あて通知

このたび、別添1及び別添2のとおり、「学校教育法第一百条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令(平成二十八年文部科学省令一七号)」(以下「改正細目省令」という。)が平成二十八年三月三十一日に公布され、平成三十年四月一日から施行されることとなりました。

今回の改正は、平成二十八年三月の中央教育審議会大学分科会「認証評価制度の充実に向けて(審議まとめ)」(以下「審議まとめ」という。)を踏まえ、大学及び高等専門学校(以下「大学等」という。)における教育研究の水準の向上に重要な役割を担う認証評価について、大学等の教育的質的転換や内部質保証の確立を重視した評価への改善・発展など、評価の内容の充実と質の向上を図ることを主な目的とするものです。

改正の概要及び留意すべき事項等は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようお取り計らいください。

記

第一 改正の概要

1 大学評価基準において定める評価事項関連(第一項第二項関係)

(1) 大学評価基準における共通項目の充実
認証評価機関が定める評価基準(以下「大学評価基準」という。)に共通して定めな

ればならない項目として、以下の点を追加するものとする。

ア 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受け入れに関する方針に関すること。(第一号へ関係)

イ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み(以下「内部質保証」という。)に関すること。(第一号子関係)

(2) 重点評価項目の設定
大学評価基準に定める項目のうち、内部質保証に関するものについては、重点的に認証評価を行うものとする。(第二号関係)

(3) 設置計画履行状況等調査との連携
認証評価機関は、設置計画履行状況等調査(大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成十八年文部科学省令第一二号)第十四条に規定する調査)の結果を踏まえた文部科学大臣の意見において「是正意見」「改善意見」が付された大学に対する評価を行うに当たっては、当該意見に対して講じた措置を把握するものとする。(第三号関係)

2 評価の質の向上(第一条第一項第四号及び第五号、第二条第四号関係)

(1) 認証評価機関は自己点検・評価の義務化
認証評価機関は、大学評価基準、評価方法、評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。(第二条第四号関係)

(2) 評価機関におけるフォローアップ
認証評価機関は、評価の結果、改善が必要とされる事項を指摘した大学の教育研究活動等の状況について、当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めるものとする。(第一条第一項第五号関係)

(3) 評価における社会との関係強化
認証評価機関は、その評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業等の関係者からの意見聴取が含まれるものとする。

第二 留意事項
(第一条第一項第四号関係)

1 高等専門学校等の教育研究等の総合的な状況に係る認証評価(以下「機関別評価」という。)において、従前、大学の機関別評価の内容を準用していることから、第一の一及び二の内容についても、同様に準用するものであること。

2 各大学等が自主的・自律的に、教育研究の質の確保に資する内部質保証の体制の構築等に取り組み、また認証評価機関が大学評価基準を見直し、認証評価を行う際には、今般の改正細目省令により実施することとされている第一の一及び二の内容はもとより、審議まとめ(別添三)を踏まえた運用がなされることが期待されること。

特に、以下の点に配慮する方向で対応することが期待されること。

① 重点的に認証評価を行うこととされた内部質保証に関することについて、優れた取組等を実施していると評価した大学等に対し、次回評価において評価内容及び方法の弾力化により評価の効率化を図ること。

② 大学等の教育の質的転換を促進するため、各大学等が学生の学修状況の把握・評価の実施状況についての評価に取り組むこと。

③ 評価の過程において、認証評価と社会との関係強化等の観点から、高等学校、地方公共団体、企業、学生等からの意見聴取に取り組むこと。

④ 認証評価に係る各大学等の負担の軽減のため、国立大学法人評価などの他の評価における教育研究に関する評価資料及び結果も活用した評価に取り組むこと。

第三 施行について
平成三十年四月一日から施行すること。

別添一(略)
別添二(略)
別添三(略)

○ 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示等の施行等について

平成二十八年一月三日二八文科高第五九三号、文部科学省高等教育局長から、医学部を置く各公私立大学長あて通知

このたび、別紙一及び別紙二のとおり、「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示(平成二十八年文部科学省告示第一三八号)」及び「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第七条第一項の規定に基づき、平成二十九年年度の私立の大学の収容定員を増加する学則の変更の認可の申請に係る文部科学大臣が定める期間を定める件(平成二十八年文部科学省告示第一三九号)」が平成二十八年十月三日に公布され、同日から施行されました。

今回の改正の趣旨は、平成二十八年七月二十一日付文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知「地域の医師確保等の観点からの平成二十九年年度医学部入学定員の増加について(通知)」により、平成二十九年年度から平成三十一年度までの期間を付した地域の医師確保等の観点からの医学部入学定員の増員について、平成二十八年年度の増員と同様の枠組みで認めることとしたことに伴い、所要の規定を整備するものです。

これらの告示等の概要は下記のとおりですので、十分に御知の上、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

記

1 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示(平成二十八年文部科学省告示第一三八号)
私立大学の医学部の収容定員を増加する学則変更認可申請を審査する場合には、学則変更年度(平成二十九年年度)における医学部入学定員等の合計数の見込みが九千四百三十人を

超えない範囲で認可を行うものとする。こと。
2 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第七条第一項の規定に基づき、平成二十九年年度の私立の大学の収容定員を増加する学則の変更の認可の申請に係る文部科学大臣が定める期間を定める件(平成二十八年文部科学省告示第一三九号)
平成二十九年年度の私立大学の医学部の収容定員を増加する学則変更認可申請に係る文部科学大臣が定める期間は、平成二十八年十月三日から十月十一日までとすること。

○ 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について

平成二十九年三月三十一日二八文科初第一八五四号、文部科学事務次官から、各都道府県知事、各都道府県教育委員会、各指定都市・中核市長、各指定都市教育委員会、構造改革特別区域法第一二条第一項の認定を受けた地方公共団体の長、各国公立大学長、各国公立立高等専門学校長、独立行政法人国立立高等専門学校長、独立行政法人国立立高等専門学校長、各地方公共団体の長、各公立大学法人の理事長、大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長、大学を設置する各学校設置会社の代表取締役、放送大学学園理事長あて通知

このたび、「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等(以下「改正法」という。))が、本年三月三十一日に公布され、平成二十九年四月一日から施行されることとなりまし。

今回の改正は、子供をめぐる教育課題が複雑化・困難化する中、学校の指導・運営体制を強化するとともに、地域住民との連携・協働を含めた学校運営の改善を図ることにより、学校の機能強化を一体的に推進することが重要であることから、公立義務教育諸学校の教職員定数の標準を改正するとともに、義務教育諸学校等の事務職員の職務内容を改めるほか、共同学校事務室の規定の整備、学校運営協議会の設置の努力義務化、地域学校協働活動の実施体制の整備等の措置を講ずるものです。

また、本法改正を踏まえ、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令(平成二十九年政令第一二八号)」(以下「改正令」という。))、「義務教育費国庫負担法第二十条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令(平成二十九年文部科学省令第二二一号)」、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四七条の六第一項ただし書に規定する二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合を定める省令(平成二十九年文部科学省令第二三三三号)」及び「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づく文部科学大臣の定めについての一部改正(平成二十九年三月三十一日)」(以下「大臣の定め」という。))がそれぞれ平成二十九年四月一日に施行されます。

改正法等の概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御知の上、事務処理上遺漏のないよう願います。

各都道府県知事及び都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会、学校、学校法人に対して、国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、構造改革特別区域法第一二条第一項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、本改正の周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。なお、改正法等は、関係資料と併せて文部科学

省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

記

第一 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員

定数の標準に関する法律の一部改正（改正法第一条）、同法施行令の一部改正（改正令第一条）及び大臣の定めの一部改正

1 改正の概要

① 公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程の教頭及び教諭等の数の標準の改正

ア 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の児童又は生徒の数に応じた算定基準を新設すること。（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第一一六号。以下「義務標準法」という。）新第七条第一項第四号関係）

イ 障害に応じた特別の指導であつて政令で定めるものが行われている児童又は生徒（特別支援学級の児童又は生徒を除く。）十三人につき教員一人をそれぞれ算定する基準を新設すること。（義務標準法新第七条第一項第五号関係）

政令で定める特別の指導については、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために障害に応じて行われる指導であつて、平成五年文部省告示第七号（学校教育法施行規則第一四〇条の規定による特別の教育課程について定める件）で定めるところにより教育課程の一部として行う必要があると認められる者に対して行われるものとする。（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二〇二号）（以下「義務標準法施行令」という。）新第二条第一項関係及び大臣の定め記二）

ウ 日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導であつて政令で定めるもの

が行われている児童又は生徒十八人につき教員一人をそれぞれ算定する基準を新設すること。（義務標準法新第七条第一項第六号関係）

政令で定める特別の指導については、日本語に通じないことによる学習上又は生活上の困難を克服するために日本語を理解し、使用する能力に応じて行われる指導であつて、平成二十六年文部科学省告示第一号で定めるところにより教育課程の一部として行う必要があると認められる者に対して行われるものとする。（義務標準法施行令新第二条第二項関係及び大臣の定め記三）

エ 初任者研修を受ける教諭等六人につき教員一人を算定する基準を新設すること。（義務標準法新第七条第一項第七号関係）

② 公立の特別支援学校の小学部及び中学部の教頭及び教諭等の数の標準の改正

ア 日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導であつて政令で定めるものが行われている児童及び生徒十八人につき一人の教員を算定する基準を新設すること。（義務標準法新第一条第一項第五号）

政令で定める特別の指導は、日本語に通じないことによる学習上又は生活上の困難を克服するために日本語を理解し、使用する能力に応じて行われる指導であつて、平成二十六年文部科学省告示第一号で定めるところにより教育課程の一部として行う必要があると認められる者に対して行われるものとする。（義務標準法施行令新第六条関係及び大臣の定め記五）

イ 初任者研修を受ける教諭等六人につき一人の教員を算定する基準を新設すること。（義務標準法新第一条第一項第六号関係）

③ 教職員定数の算定に関する特例の改正

ア 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の教頭及び教諭等について、障害に応じた特別の指

導に関する特例加算の対象範囲を改め、当該指導を受ける児童又は生徒の障害の種類及び当該指導が行われる学校の所在する地域の地理的条件を勘案した特例加算を行うことができることとする。（義務標準法新第一五条第三号及び義務標準法施行令新第七条第三号関係）

イ 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程について、第四の(1)の共同学校事務室が置かれている場合に事務職員の特例加算を行うことができることとする。（義務標準法新第一五条第五号及び義務標準法施行令新第七条第五項関係）

④ 教職員定数の標準に関する経過措置

都道府県小中学校等教職員定数及び指定都市小中学校等教職員定数及び指定都市特別支援学校教職員定数の標準については、平成三十八年三月三十一日までの間は、公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の児童又は生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、この法律による改正後の教職員定数の標準に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定めるものとする。（改正法附則第二条関係）

平成二十九年度については、義務標準法新第七条第一項第五号から第七号まで並びに新第一一条第一項第五号及び第六号において新設する算定基準を十年間で実現する方針の下に、これらの算定基準の十分の一に相当する基準により教頭及び教諭等の数を算定することとする。また、校長、養護教諭等、栄養教諭等及び事務職員については、改正後の義務標準法の規定により算定される教職員の数とすること。（改正令附則第二条関係）

2 留意事項

① 今回の改正により基礎定数が新設され、

教員の安定的・計画的な採用・研修・配置が行いやすくなることを踏まえ、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会において、正規教員の採用や人事配置を一層適切に行うとともに、研修や人事配置の工夫等により教員の専門性の向上に努め、その域内において質の高い指導体制を確保すること。

② 今回の改正は、学校が直面する教育課題が複雑化・困難化していることに対応するため学校の機能強化を図るものであり、改正法令の趣旨に沿った適切な教職員配置に努めること。

③ 今回の改正により教頭及び教諭等の数の算定の基礎に加えられる1①イ及びウの指導の実施に当たっては、以下の点に留意すること。

ア 地域全体に必要な指導を実施することができるよう、複数の学校の兼務発令や行政区を越える兼務発令を活用するなど、専門性の高い人材による効果的かつ効率的な指導を行うための方策について検討を行うことが適当であること。

イ いわゆる「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」それぞれの指導形態の特徴、指導の教育的効果、児童生徒や保護者の負担等を総合的に勘案し、各学校や地域の実態を踏まえて効果的な指導形態を選択すること。なお、1①イ及びウの算定基準による教頭及び教諭等の数の算定は、児童生徒の在籍校の設置者に応じた都道府県又は指定都市ごとに行われるものであり、当該指導の担当教員の所属校と対象児童生徒の在籍校の設置者が異なる場合には、必要に応じて当該設置者間において適切な事務処理を行うこと。

ウ 特別の教育課程に基づく教育の必要性の有無について、それぞれ関係の告示や通知等を参照の上、専門的な知見を活用しつつ、客観的かつ円滑に適切な判断を行うこと。また、その際には、各学校及び市区町村教育委員会において、判断の

基準となつた資料等を適切に管理・保存するなど、適切な事務処理を行うこととし、必要に応じて都道府県教育委員会と連携すること。

エ 障害のある児童生徒については、特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について、関係の法令及び「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）（平成二十五年十月四日付け文科初第七五六号）」等の通知、文部科学省作成の「教育支援資料」等を参考に、客観的かつ円滑に適切な判断を行うこと。

オ 通級による指導を受ける児童生徒については、近年の傾向から引き続きその増加が見込まれることから、専門性のある担当教員を確実に養成するため、研修の内容及び日数の充実や、新たに通級による指導を担当する教員が着任前にも必要な研修を受けられるようにするなど実施時期の見直し等について検討願いたいこと。

カ 日本語に通じない児童生徒については、特別の教育課程に基づく教育を行うべきかの判断について、「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA（Dialogic Language Assessment for Japanese as a Second Language）」（平成二十六年一月文部科学省初等中等教育局国際教育課）等の日本語の能力の測定手法等を参考に、客観的かつ円滑に適切な判断を行うこと。

⑤ 初任者に対する研修の実施に当たっては、今回の改正により新設される基礎定数に基づく指導教員の配置を含め、効果的な研修の実施に必要な体制の構築に努めること。

⑥ 義務標準法に定められる児童生徒数を下回る数を基準として学級編制を行う場合において、基礎定数に基づく教員の配置によるほか、加配定数を活用した教員の配置により行うに当たっては、当該加配定数は義務標準法施行令新第七条第六項に規定する

文部科学大臣が定める教育指導の改善に関する特別な研究が行われているものとして措置することとしていることから、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会においては、当該研究の実施に係る要項を定め、関係する学校を研究指定校とする必要があること。

⑦ 都道府県教育委員会及び市町村教育委員会においては、今回の改正の施行後においても、引き続き、障害や日本語に通じないことによる課題のある児童生徒に対する特別の指導をはじめとする指導が一層充実するように、教職員配置を含む学校指導体制の充実に努めること。

⑧ 都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会においては、教職員定数の加配等の教職員配置に関する取組の客観的な成果について、適切に把握し情報公開するなど説明責任を果たすことが求められること。

第二 義務教育費国庫負担法の一部改正（改正法第二条、同法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部改正（改正令第二条）並びに同政令施行規則の一部改正

1 改正の概要

① 学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席していると認められる児童又は生徒に対して特別の指導を行うための教育課程及び夜間その他特別の時間において主として学齢を経過した者に対して指導を行うための教育課程の実施を目的として、都道府県立の義務教育諸学校に配置される教職員の給与及び報酬等に要する経費を国庫負担の対象に加えるものとする。（義務教育費国庫負担法新第二条第三号関係）

② この法律による改正後の義務教育費国庫負担法の規定は、平成二十九年以降の年度の予算に係る国の負担について適用し、平成二十八年以前年度の年度に係る経費につ

き平成二十九年以降の年度に支出される国の負担については、なお従前の例によるものとする。（改正法附則第三条関係）

2 留意事項

① 今回の改正は、不登校児童生徒の実態に配慮した特色ある教育課程を編成し教育を実施する学校（以下「特例校」という。）及び夜間その他特別の時間において授業を行う学校（以下「夜間中等等」という。）における指導を希望する者が、都道府県内の様々な地域に居住していることなどから、都道府県単位でもこれらの者の受け入れ体制の整備が図られるよう、国庫負担の対象を追加したものである。都道府県教育委員会においては、今回の改正を踏まえ、これらの学校の市区町村による設置の促進に加え、都道府県による設置について積極的な検討が望まれること。

② 特例校及び夜間中等等における教育については、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成二十八年法律第一〇五号。以下「教育機会確保法」という。）に定める基本理念、同法に基づく基本指針及び関係通知等を踏まえて実施すること。

③ 特例校を設置するためには、教育課程の編成に係る文部科学大臣の指定を受ける必要があること（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第一号）第五六条及び「不登校児童生徒等又は療養等による長期欠席生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校に関する指定要項」（平成十七年七月六日文部科学大臣決定（最終改正平成二十八年五月二十五日）参照。なお、当該教育課程を分校、分教室において実施することも可能であること。

④ 夜間中等等については、各都道府県に少なくとも一か所は設置されるよう、都道府県教育委員会は、教育機会確保法の内容を踏まえつつ、夜間中等等を自ら設置することや、域内の市（指定都市を含む）区町村教育委員会による設置に向けての協議を都

道府県教育委員会が主導して実施することなど、必要な措置を講ずるよう努めること。

第三 学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正（改正法第三条）

1 改正の概要

事務職員の職務について、事務をつかさどるものとする。（学校教育法新第三十七条第一四項関係、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第一四条第一五項関係）

2 留意事項

今回の改正は、教育指導面や保護者対応等により学校組織マネジメントの中核となる校長、教頭等の負担が増加するなどの状況にあつて、学校におけるマネジメント機能を十分に発揮できるようにするため、学校組織における唯一の総務・財務等に通じる専門職である事務職員の職務を見直すことにより、管理職や他の教職員との適切な業務の連携・分担の下、その専門性を生かして学校の事務を一定の責任をもって自己の担当事項として処理することとし、より主体的・積極的に校務運営に参画することを目指すものである。

なお、今回の改正により、事務職員に過度に業務が集中することにならないよう、共同学校事務室の仕組みの活用等も含めて業務の効率化を進めるとともに、新たな職務を踏まえ、資質、能力と意欲のある事務職員の採用、研修等を通じた育成に一層努めること。

また、学校教育法第三十七条第四項は同法第二八条、第四九条、第四九条の八、第六二条、第七〇条第一項、第八二条、第一一四条及び第一一三条において準用されており、幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校等の事務職員の職務についても、本改正の対象となっていること。

第四 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（改正法第四条、同法律施行令の一

部改正（改正令第三条）並びに同法律第四七条の六第一項ただし書に規定する二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合を定める省令

1 共同学校事務室

1 改正の概要

① 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する二以上の学校に係る事務（学校教育法第三七条第一四項の規定により事務職員がつかさどる事務その他の事務であつて共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものとして政令で定めるものに限る。）を当該学校の事務職員が共同処理するための組織として、当該指定する二以上の学校のうちいずれか一の学校に、共同学校事務室を置くことができることとする。地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教法」という。）新第四七条の五第一項関係

また、「共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものとして政令で定めるもの」とは、教材、教具その他の備品の共同購入に関する事務、教職員の給与及び旅費の支給に関する事務、その他共同学校事務室において共同処理することが効果的な処理に資するものとして教育委員会規則で定めるものであること。（地教法施行令新第七條の二関係）
② 共同学校事務室に、室長及び所要の職員を置くこととし、室長は、共同学校事務室の室務をつかさどるものとする。（地教法新第四七条の五第二項及び第三項関係）
③ 共同学校事務室の室長及び職員は、①による指定を受けた学校であつて、当該共同学校事務室がその事務を共同処理する学校の事務職員をもって充てるものとする。（地教法新第四七条の五第四項関係）
④ ②及び③のほか、共同学校事務室の室

2

留意事項

長及び職員に関し必要な事項として、地教法施行令において、市町村の教育委員会が、県費負担教職員を共同学校事務室の室長又は室員に充てようとする場合には、その任命権者である都道府県教育委員会の同意を得なければならないこととしたこと。（地教法施行令新第七條の三関係）

① 学校事務の共同実施は、現在でも各教育委員会における自主的な運用として行われており、ミスや不正の防止、学校間の事務処理の標準化、事務職員の職務遂行能力の向上等の効果が見られるところであるが、実施に当たつての権限・責任関係が明確でない、共同実施を行う業務の範囲が曖昧であるといった課題がある。この度の共同学校事務室（以下「事務室」という。）の制度化により、事務の共同処理の実施に係る責任・権限関係の明確化、共同学校事務室でのOJTの実施による事務職員の育成及び資質の向上など、事務処理のさらなる効果的な実施や事務体制の強化が期待されること。
② 事務室の設置に当たつては、事務室を置く学校及び事務の共同処理を行う学校名、共同処理を行う事務の具体的内容及び範囲等について、教育委員会規則で定めること。
③ 事務室の室長及び職員は、事務の共同処理を行う学校の事務職員をもって充てることとしており、学校の事務職員として任用されていることを前提としたものであること。具体的発令方法については、事務室を設置する教育委員会の規則等に基いて行うこと。
④ 第四七条の五第一項「事務職員がつかさどる事務その他の事務」とは、事務職員が処理することとされている事務のほか、例えば、事務の共同処理の対象となる学校の校長等に、地方自治法第一八〇条の二の規定等により委任されている予

算執行事務等の校務が含まれること。このため、校務以外の事務を事務室の事務とすることは想定されないこと。
⑤ 第四七条の五第四項「室長に充てること」が困難であるときその他特別の事情があるとき」とは、例えば、事務室を設置して事務の共同処理を行う学校の事務職員に経験の浅い職員しかおらず、適任者がいない場合などが考えられること。このような場合には、例えば、事務室が置かれる学校の校長が室長を兼ねることなどを想定していること。

⑥ 事務室の室長は、事務の共同処理を行う際に、各学校の意向を踏まえらるるよう、各学校の校長等と連携を図ること。また、教育委員会も、事務室及び各学校の校長等との連携を図り、適宜必要な支援を行うこと。

2) 学校運営協議会

1 改正の概要

① 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならないものとする。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができることとする。（地教法新第四七条の六第一項関係）

また、この「文部科学省令で定める場合」については、小中一貫教育・中高一貫教育を施す場合、その他複数の学校について学校運営協議会が一体として協議を行うことが当該学校の運営の改善に資するなど教育委員会が必要と認めた場合を規定していること。（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四七条の六第一項ただし書に規定する二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要

がある場合を定める省令関係）

② 学校運営協議会の委員に地域学校協働活動推進員（第五の一の②）その他の対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の運営に資する活動を行う者を加えるものとする。（地教法新第四七条の六第二項関係）

③ 対象学校の校長は、②の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができることとする。（地教法新第四七条の六第三項関係）

④ 学校運営協議会は、対象学校の教育課程の編成等についての基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供しよう努めるものとする。（地教法新第四七条の六第五項関係）

⑤ 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができることとする。（地教法新第四七条の六第七項関係）

⑥ 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならないものとする。（地教法新第四七条の六第九項関係）

⑦ 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の地方教

育行政の組織及び運営に関する法律第四七条の六の規定の施行の状況、学校教育を取り巻く状況の変化等を勘案し、学校運営協議会の活動の充実及び設置の促進を図る観点から、学校運営協議会の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。〔改正法附則第五条関係〕

2

留意事項

① 学校運営協議会の設置の促進及びその活動の充実について

この法律の趣旨を踏まえ、その所管する学校について学校運営協議会を設置していない各教育委員会は、学校と保護者や地域住民等の信頼関係の深化等に一層積極的に取り組むなど、学校運営協議会を設置するために必要な環境整備を漸次推進する必要があること。

また、すでに学校運営協議会の設置について教育委員会規則を制定している教育委員会は、今回の改正による学校運営協議会の役割の見直し等を踏まえ、すみやかに当該規則を改めるなど、この法律の趣旨に沿った学校運営協議会の運営を確保し、その活動を一層充実したものとするための措置を講ずる必要があること。

② 地域学校協働活動推進員等の対象学校の運営に資する活動を行う者を委員に加えることについて

教育委員会は、学校運営協議会による対象学校の運営や当該運営への必要な支援に関する協議が実効的に行われ、当該協議の結果を踏まえた学校運営への支援活動が円滑に実施されるよう、学校運営協議会の委員として、従前の対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者及び当該学校の所在する地域の住民に加え、対象学校の運営に資する活動を行う者を任命する必要があること。

こうした者の具体的な例としては、今回の社会教育法の改正によって位置付け

られる地域学校協働活動推進員をはじめ、学校と保護者や地域住民等の間をつなぐコーディネーターとしての役割を担っている者、学校運営への支援活動を行っている地域の自治会やPTA等の団体の取りまとめを行う立場にある者、学校運営を支援するボランティア活動を経験した者等が想定されること。

③ 委員の任命に関する対象学校の校長による意見の申出について

教育委員会は、対象学校の校長が、自らの運営状況やその課題を踏まえ、どのような人物が学校運営協議会の委員にふさわしいかについて意思表示をすることができると、学校運営協議会の委員の任命に当たり当該校長が意見を申し出る機会を確保するため、その手続を教育委員会規則に定めるなど適切な配慮を行う必要があること。

④ 学校運営協議会がその協議の結果に関する情報を提供するよう努めることについて

学校運営協議会がその協議の結果に関する情報提供を行うに当たり、具体的には、学校だよりや学校運営協議会だよりといった形で配布すること、インターネットを通じて情報を発信すること、PTA集会等の会合の場を利用して周知することなどが想定されるほか、今回、学校運営協議会の委員として追加されたこととなった地域学校協働活動推進員等の学校運営に資する活動を行う者により情報提供がなされることも期待されること。

このため、教育委員会は、学校運営協議会がこうした情報提供を円滑に行うことができるよう適切な配慮を行う必要があること。

⑤ 職員の任命に関する意見の対象となる事項について

学校運営協議会による対象学校の職員の任命に関する意見は、対象学校の運営に関する基本的な方針を踏まえて実現し

ようとする教育目標、内容等に合った教職員の配置を求める観点から引き続き重要な役割を有するものであること。

一方、当該意見が、学校運営の混乱につながるなどの指摘があることも踏まえ、今回の改正においては、その対象となる事項を教育委員会の判断に委ねることとしたものであり、教育委員会は、地域の実情等を踏まえ、当該意見が学校運営の改善に資する内容となるよう、学校運営協議会が意見を述べる事項について、教育委員会規則において適切に規定すること。

⑥ 学校運営協議会の適正な運営を確保するための必要な措置について

教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に支障が生じ又は生ずるおそれがある場合には、学校運営協議会に対する指導・助言や委員の交代を行うなど、学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講ずること。

⑦ 学校運営協議会の在り方の検討について

学校運営協議会については、その設置を努力義務としたことを踏まえた各自治体における取組の状況や、学校運営への必要な支援に関しても協議することとしたことによる効果の状況、また、今後の学校教育を取り巻く環境の変化を踏まえ、本法施行後五年を目途として、その在り方について検討を加えることとしていること。その際、学校運営協議会の活動の充実や設置の促進を図る観点から、その検討を行うことが想定されること。

⑧ 学校内における地域との連携・協働の推進のための環境整備について

学校が地域と連携・協働するに当たっては、地域との連絡・調整、校内の教職員の支援ニーズの把握・調整等の役割を担う者を置くことが効果的であり、教育委員会は、学校内において地域との連携・

協働の中核となる教職員を校務分掌に位置付けるなど、必要な環境整備を行うことが望ましいこと。

また、学校運営協議会は、対象学校の運営を改善するために教育委員会によって設置されるものであり、その責任の下で適切に運営される必要があることから、教育委員会は、学校運営協議会の設置及び運営に当たっては、対象学校においてその教職員の過度な事務等の負担が生ずることのないよう、適切な配慮を行う必要があること。

第五

1 改正の概要

① 教育委員会が講ずべき地域学校協働活動に係る措置

都道府県及び市町村の教育委員会は、地域住民その他の関係者が学校と協働して行う地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。〔社会教育法新第五条第二項及び第六条第二項関係〕

② 地域学校協働活動推進員

教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができることとし、地域学校協働活動推進員は、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行うものとする。〔社会教育法新第九条の七関係〕

2 留意事項

① 地域学校協働活動について
地域学校協働活動は、社会教育法第五条

第一項第一三号から第一五号までに規定する活動であつて、地域と学校がパートナーとして共に子供たちを育てるために行うものであること。すなわち、地域住民等が学校と協働し、①主として学齢児童及び学齢生徒を対象とする、学校の授業の終了後又は休業日における学習等の活動、②青少年を対象とするボランティア活動など社会奉仕体験活動や自然体験活動等の活動、③社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動等（地域住民等が学校の授業や部活動等を含めた多様な学校の教育活動へ参加することなど）の活動であること。

地域住民等が学校の授業や部活動等を含めた多様な学校の教育活動に参加するなど、教育課程の内外に関わらず、地域と学校の連携協働が促されることにより、社会総がかりでの教育を実現し、地域の活性化が図られることが期待されていること。

② 地域住民と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置について

教育委員会が、地域学校協働活動の機会を提供するに当たっては、各地域及び学校の状態等を踏まえて、各教育委員会の判断により、必要な措置を講じることとするものであること。なお、「連携協力体制の整備」に係る具体的な措置としては、「地域学校協働活動推進員の確保や学校と地域が連携協働するための組織的な体制（地域学校協働本部等）の整備が考えられること。また、「普及啓発」に係る具体的な措置としては、「イベント等の開催、手引書や優良事例集の作成・配布等が考えられること。なお、「その他の必要な措置」については、地域学校協働活動に関する目標・計画の策定・評価等、地域の状況等に応じた様々な措置が考

えられること。

③ 地域学校協働活動推進員について
教育委員会が、地域学校協働活動推進員を委嘱するに当たっては、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施のため、地域住民等と学校との情報の共有や地域住民等に対する助言等を適切に行うことができよう者について、当該教育委員会の判断において選任するものであること。なお、委嘱に当たっては、当該地域学校協働活動推進員が順守すべき条件等をあらかじめ明確にしておくことが望ましいこと。

④ 学校運営協議会と地域学校協働活動との関係について

今回の改正により、学校運営協議会は、「学校の運営への必要な支援」に関しても協議する機関とされるときにも、その委員として、「地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者」についても、教育委員会が任命することとされている。これにより、学校運営協議会において、学校の運営への必要な支援について、地域学校協働活動推進員も参画して協議を行い、これを地域学校協働活動に反映させることで、教育活動の充実や教職員の負担軽減等、学校運営の改善を図るものであること。

⑤ 地域学校協働活動と学校の教職員との関係について

地域学校協働活動の機会を提供する事業は、教育委員会の責任において行うものであり、教育委員会は、学校における教職員の過度な事務等の負担が生ずることのないよう、特に留意すること。

第六

施行期日について

○ 改正法、改正令、義務教育費国庫負担法第二條ただし書及び第三條ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四七条の六第一項た

だし書に規定する二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合を定める省令並びに大臣の定めは、平成二十九年四月一日から施行するものとすること。
〔参考〕関係資料（文部科学省ホームページ）
http://www.next.go.jp/b_menu/houan/kakutei/detail/383845.htm

トップ ▾ 政策・審議会 ▾ 国会提出法律 ▾ 第一九三回国会における文部科学省成立法律（平成二十九年一月二十日） ▾ 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律を参照

○ 専門職大学及び専門職短期大学の制度化等に係る学校教育法の一部を改正する法律等の公布について（通知）

平成二十九年九月二日二九文科高第五四二号、文部科学事務次官から、各国公立大学長、大学を設置する各地方公共団体の長、各公立大学法人の理事長、大学を設置する各学校設置会社の代表取締役、各都道府県知事、各都道府県教育委員会教育長、各指定都市市長、各指定都市教育委員会教育長、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長あて通知

先の第九十三回通常国会において、「学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）（以下「改正法」という。）が成立し、平成二十九年五月三十一日に公布され、平成三十一年四月一日から施行されることとなりました。

また、これを受け、「学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第二三三号）」（以下「整備政令」という。）が平成二十九年九月一日に、下の表三に掲げる省令等が平成二十九年九月八日に公布

され、いずれも平成三十一年四月一日から施行されることとなりました。
これらの法令の制定・改正の趣旨、概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、その運用に当たって遺漏のないようお取り計らいください。

また、都道府県知事におかれては、市町村長及び所轄の学校その他の教育機関に対して、都道府県教育委員会にあつては、城内の市町村教育委員会に対して、本改正の周知を図るよう配慮願います。

なお、改正法及び整備政令によるその他関係法律及び関係政令の所要の規定の整備については、文部科学省のホームページに関係条文等を掲載しておりますので、御参照ください。

表一 法律（平成二十九年五月三十一日公布）

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四一号）	【一部改正する法律】 ・学校教育法（昭和二十二年法律第二六号） ・その他関係法律
-------------------------------	--

表二 政令（平成二十九年九月一日公布）

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第三二二号）	【一部改正する政令】 ・学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三四〇号） ・その他関係政令
---	--

表三 省令等（平成二十九年九月八日公布）

専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三三三号）	【一部改正する省令】 ・学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第一一号） ・学位規則（昭和二十八年文部省令第九号） ・専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第一六号） ・学校教育法第百十條第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年文部科学省令第七号）
専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三四四号）	【一部改正する省令】 ・学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第一一号） ・学位規則（昭和二十八年文部省令第九号） ・専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第一六号） ・学校教育法第百十條第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年文部科学省令第七号）
専門職短期大学に關し必要な事項を定める件（平成二十九年文部科学省告示第一〇九号）	【一部改正する省令】 ・学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第一一号） ・学位規則（昭和二十八年文部省令第九号） ・専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第一六号） ・学校教育法第百十條第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年文部科学省令第七号）
学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第三五五号）	【一部改正する省令】 ・学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第一一号） ・学位規則（昭和二十八年文部省令第九号） ・専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第一六号） ・学校教育法第百十條第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年文部科学省令第七号）
学位の種類及び分野の変更等に関する基準の一部を改正する告示（平成二十九年文部科学省告示第一一一号）	【一部改正する告示】 ・学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三九号）

第一 学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四一号）
1 改正の趣旨

我が国の社会情勢がめまぐるしく変化し、課題も複雑化していく中で、今後、職業の在り方や働き方も大きく様変わりすることが想像されている。このような中で、我が国が、成長・発展を持続していくためには、優れた専門技能等をもつて、新たな価値を創造することができ、専門職業人材の養成が不可欠である。改正法は、こうした状況を踏まえ、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする専門職大学の制度を設ける等の措置を講ずるものである。

展を持続していくためには、優れた専門技能等をもつて、新たな価値を創造することができ、専門職業人材の養成が不可欠である。改正法は、こうした状況を踏まえ、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする専門職大学の制度を設ける等の措置を講ずるものである。

2 改正の概要

(1) 学校教育法の一部改正

① 専門職大学の制度化

ア 学校教育法（以下「法」という。）第八三条の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするものは、専門職大学とすることを定めたこと。（第八三条の二第二項）

イ 専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより、その専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとしたこと。（第八三条の二第二項）

ウ 専門職大学には、医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主な目的とするもの又は獣医学を履修する課程を置くことができないこととしたこと。（第八三条の二第三項）

② 専門職大学の課程の区分
ア 専門職大学の課程は、前期課程及び後期課程に区分できることとしたこと。（第八七条の二第一項）
イ 専門職大学の前期課程における教育は、専門職大学の目的のうち、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを實現するために行われるものとしたこと。（第八七条の二第二項）

ウ 専門職大学の後期課程における教育は、前期課程における教育の基礎の上に、法

第八三条の二第一項に規定する目的を實現するために行われるものとしたこと。（第八七条の二第三項）

③ 専門職短期大学の制度化

ア 法第一〇八条第二項の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを目的とするものは、専門職短期大学とすることを定めたこと。（第一〇八条第四項）

イ 専門職短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、その専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとしたこと。（第一〇八条第五項）

④ 学位

ア 専門職大学は、専門職大学を卒業した者又は専門職大学の前期課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとしたこと。（第一〇四条第二項）

イ 専門職短期大学は、専門職短期大学を卒業した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとしたこと。（第一〇四条第五項）

⑤ 実務経験を通じて修得した実践的な能力を勘案した修業年限の通算
専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じて当該職業を担うための実践的な能力を修得した者が専門職大学又は専門職短期大学（以下「専門職大学等」という。）に入学する場合において、当該実践的な能力の修得により当該専門職大学等の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した実践的な能力の水準その他の事項を勘案して専門職大学等が定める期間を修業年限に通算することができることとしたこと。（第八八条の二）

⑥ 専門職大学等の認証評価

専門職大学等は、専門職大学院を置く大学と同様、その教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価(分野別認証評価)を受けるものとしたこと。(第一〇九条第三項)

⑦ 専門職大学院における関連事業者等との協力

専門職大学院は、文部科学大臣の定めるところにより、その専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとしたこと。(第九十九条第三項)

(2) 留意事項

① 専門職大学及び専門職短期大学は、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させ、又は育成することを、機関全体の目的とする大学及び短期大学の制度として創設されたものであること。大学及び短期大学が、その一部の学部や学科において、専門職大学等のように実践的かつ応用的な職業教育を行う仕組みについては、今後、大学設置基準及び短期大学設置基準を改正して、そのための制度を別途整備する予定であること。

② 改正後の法の規定に基づく文部科学大臣の定めとして、関連事業者等との協力による教育課程の編成・実施等に関する事項については専門職大学設置基準、専門職短期大学設置基準及び専門職大学院設置基準において、学位の種類については学位規則第二条の二において、実務経験を通じて修得した実践的な能力を勘案した修業年限の通算に関する事項については学校教育法施行規則第一四六条の二において、所要の定めを行っていること。

③ 法第一〇九条第三項に規定する分野別認証評価について、同項の政令で定める期間、専門職大学院におけるこれまでの分野別認証評価の取扱いと同様、学校教育法

行令第四〇条において、五年以内と定められていること。

④ その他修業年限や入学資格、学長、教授その他の職員、教授会に関する規定をはじめ、大学一般及び短期大学一般に係る事項を定める法の規定は、専門職大学及び専門職短期大学にも適用があるものであること。

3 その他関係法律の改正

② 学校教育法の施行に伴う関係政令の整備に關する政令(平成二十九年政令第二三二号)

1 学校教育法施行令の一部改正

(1) 改正の概要

① 文部科学大臣の認可を受けなければならぬ事項

専門職大学の課程(前期課程及び後期課程に区分されたものに限る。)の設置及び変更について、法第四条第一項に定める文部科学大臣の認可を受けなければならない事項としたこと。(第三三条第七号)

② 文部科学大臣に届け出なければならない事項

専門職大学の課程(前期課程及び後期課程に区分されたものに限る。)の変更(前期課程及び後期課程の修業年限の区分の変更(当該区分の廃止を除く。))を伴うものを除く。について、法第四条第二項第三号に定める文部科学大臣に届け出なければならない事項としたこと。(第三三条の二第一号ロ)

(2) 留意事項

文部科学大臣の認可を受けなければならぬ課程の変更としては、具体的には、前期課程及び後期課程の修業年限の区分の変更を想定しているものであること。また、文部科学大臣に届け出なければならない課程の変更としては、具体的には、前期課程及び後期課程の区分の廃止を想定しているものであること。

その他関係政令の改正

その他関係政令について、改正法の施行に伴う所要の規定の整備を行ったこと。

2 専門職大学設置基準(平成二十九年文部科学

第三

所定の整備を行ったこと。

その他の規定の整備を行ったこと。

その他の規定の整備を行ったこと。

学省令第三三三号)及び専門職短期大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三四号)

1 専門職大学設置基準の制定

(1) 総則

① 趣旨

専門職大学設置基準は、専門職大学を設置するに必要な最低の基準とするともに、専門職大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならないこととしたこと。(第一条)

② 教育研究上の目的

専門職大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとしたこと。(第二条)

③ 入学者選抜

入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。とともに、専門職大学は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めるものとしたこと。(第三条)

④ 教員と事務職員等の連携及び協働

専門職大学は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該専門職大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとしたこと。(第四条)

(2) 教育研究上の基本組織

① 学部

学部は、専攻により教育研究の必要に応じて組織されるものであって、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとしたこと。(第五条)

② 学科

学部には、専攻により学科を設けるとし

もに、学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとするものとしたこと。(第六条)

③ 課程

学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができることとしたこと。(第七条)

④ 学部以外の基本組織

法第八五条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織は、当該専門職大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められるものとして、次に掲げる要件を備えるものとしたこと。(第八条第一項)

(ア) 教育研究上必要な教員組織、施設設備その他の諸条件を備えること。

(イ) 教育研究を適切に遂行するためにふさわしい運営の仕組みを有すること。

(ウ) 学部以外の基本組織に係る専任教員数、校舎の面積及び必要な附属施設の基準は、当該学部以外の基本組織の教育研究上の分野に相当すると認められる分野の学部等に係るこれらの基準に準ずるものとしたこと。(第八条第二項)

(3) 収容定員

① 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとしたこと。

この場合において、昼夜開講制を実施するとき及び外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれらに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとしたこと。(第九条第一項)

② 収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるとともに、専門職大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正

に管理するものとしたこと。(第九条第二項及び第三項)
教育課程

④ 教育課程の編成方針

ア 専門職大学は、当該専門職大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を、産業界及び地域社会と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとしたこと。(第一〇条第一項)

イ 教育課程の編成に当たっては、専門職大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授し、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を展開させるとともに、豊かな人間性及び職業倫理を涵養するよう適切に配慮しなければならないこととしたこと。(第一〇条第二項)

ウ 専門職大学は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとしたこと。また、当該授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとしたこと。(第一〇条第三項及び第四項)

⑤ 教育課程連携協議会

ア 専門職大学は、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとしたこと。(第一一条第一項)

イ 教育課程連携協議会は、次の者をもって構成するものとしたこと。(第一一条第二項)

- (イ) 学長が指名する教員その他の職員
- (ロ) 当該専門職大学の課程に係る職業

に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するもの関係者であつて、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者

(ウ) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

(エ) 臨地実務実習(5)ア(エ)の臨地実務実習をいう。その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職大学と連携する事業者

(オ) 当該専門職大学の教員その他の職員以外の者であつて学長が必要と認める者

ウ 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとしたこと。(第一一条第三項)

(イ) 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

(ロ) 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

③ 教育課程の編成方法
教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとしたこと。(第一一条第二項)

④ 専門職大学の授業科目
専門職大学は、次に掲げる授業科目を開設するものとしたこと。(第一一条第三項)

ア 基礎科目(生涯にわたる自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。)

イ 職業専門科目(専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたる必要な能力を育成するための授業科目をいう。)

ウ 展開科目(専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であつて、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目をいう。)

エ 総合科目(修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に高めるための授業科目をいう。)

⑤ 単位
ア 各授業科目の単位数は、専門職大学において定めるものとしたこと。単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとしたこと。(第一一条第四項及び第二項)

(イ) 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で専門職大学が定める時間の授業をもって一単位とすること。

(ロ) 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で専門職大学が定める時間の授業をもって一単位とすること。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専門職大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができること。

(ハ) 一単位の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、(イ)及び(ロ)の基準を考慮して専門職大学が定める時間の授業をもって一単位とすること。

イ 卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の結果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができることとしたこと。(第一一条第四項)

⑥ 一年間の授業期間
一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則としたこと。(第一一条第五項)

⑦ 各授業科目の授業期間
各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとしたこと。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでないこと。(第一一条第六項)

⑧ 授業を行う学生数
専門職大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、四十人以下とすることとしたこと。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでないこと。(第一一条第七項)

⑨ 授業の方法
授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとしたこと。(第一一条第八項)

⑩ 授業の方法として、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で行うこと、授業を外国において履修させること及び授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行うことができるものとしたこと。(第一一条第九項)

⑪ 成績評価基準等の明示等
専門職大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとしたこと。また、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するものとしたこと。(第一一条第十項)

⑫ 教育内容等の改善のための組織的な研修等

⑬ 学長が指名する教員その他の職員

⑭ 当該専門職大学の課程に係る職業

⑮ 産業界及び地域社会との連携

⑯ 教育課程の編成

⑰ 教育課程連携協議会

⑱ 職業専門科目

⑲ 基礎科目

⑳ 総合科目

専門職大学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（フアカルティ・ディベロップメント）を実施するものとしたこと。（第二〇条）

⑫ 昼夜開講制

専門職大学は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制により授業を行うことができることとしたこと。（第二一条）

(5) 卒業の要件等

① 単位の授与

専門職大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとしたこと。ただし、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、専門職大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができることとしたこと。（第二二条）

② 履修科目の登録の上限

ア 専門職大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならないこととしたこと。また、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、専門職大学の定めるところにより、当該上限を超えて履修科目の登録を認めることができることとしたこと。（第二三条）

③ 他大学又は短期大学における授業科目の履修等

ア 専門職大学は、教育上有益と認めるときは、学生が専門職大学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、六十単位を超えない範囲で当該専門職大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができることとしたこと。（第二四条第一項）

イ アは、学生が、外国の大学等に留学する場合、外国の大学等が行う通信教育に

おける授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学等の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものにおいて履修する場合について準用すること。（第二四条第二項）

④ 大学以外の教育施設等における学修

ア 専門職大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校等の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該専門職大学における授業科目の履修とみなし、専門職大学の定めるところにより単位を与えることができることとしたこと。（第二五条第一項）

イ アにより与えることができる単位数は、

③ アにより当該専門職大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとしたこと。（第二五条第二項）

⑤ 入学前の既修得単位等の認定

ア 専門職大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職大学に入学する前に大学等において履修した授業科目について修得した単位を、当該専門職大学に入学した後の当該専門職大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができることとしたこと。（第二六条第一項）

イ 専門職大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職大学に入学する前に行った④アの学修を、当該専門職大学における授業科目の履修とみなし、専門職大学の定めるところにより単位を与えることができることとしたこと。（第二六条第二項）

ウ 専門職大学は、学生が当該専門職大学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力を修得している場

合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該実践的な能力の修得を、当該専門職大学における授業科目の履修とみなし、三十単位を超えない範囲で専門職大学の定めるところにより、単位を与えることができることとしたこと。（第二六条第三項）

エ アからウまでにより修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該専門職大学において修得した単位以外のものについては、③ア及び④アにより当該専門職大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとしたこと。（第二六条第四項）

⑥ 長期にわたる教育課程の履修

専門職大学は、専門職大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができることとしたこと。（第二七条）

⑦ 科目等履修生等

ア 専門職大学は、専門職大学の定めるところにより、科目等履修生に対し、単位を与えることができることとし、科目等履修生に対する単位の授与については、①を準用することとしたこと。（第二八条第一項及び第二項）

イ 専門職大学は、科目等履修生その他の学生以外の者（科目等履修生等）を相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員及び校地・校舎の面積を増加するものとしたこと。また、科目等履修生等を受け入れる場合においては、一の授業科目について同時に授業を行うこれらの者の人数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数と

するものとしたこと。（第二八条第三項及び第四項）

⑧ 卒業の要件

ア 専門職大学の卒業の要件は、次のいずれにも該当することとしたこと。（第二九条第一項）

(ア) 専門職大学に四年以上在学すること。

(イ) 百二十四単位以上（基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ二十単位以上、職業専門科目に係る六十単位以上並びに総合科目に係る四単位以上を含む。）を修得すること。

(ウ) 実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認める場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目）に係る四十単元以上を修得すること。

(エ) (ウ)の授業科目に係る単位に臨地実務実習（企業等の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目であつて、文部科学大臣が定めるところにより開設されるものをいう。）に係る二十単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認められる場合には、五単位を超えない範囲で、連携実務演習等（企業等の事業者と連携して開設する演習又は実習等による授業科目のうち、当該事業者の実務にかかわる課題に取り組むもの（臨地実務実習を除く。）であつて、文部科学大臣が定めるところにより開設されるものをいう。）をもってこれに代えることができること。

イ アの卒業の要件として修得すべき百二十四単位のうち、(4)⑨イに基づき多様なメディアを高度に利用して行う授業により修得する単位数は六十単位を超えない

⑨ ものとされたこと。(第二九条第二項)
前期課程の修了要件

ア 専門職大学の前期課程のうち修業年限が二年のものの修了要件は、次のいずれにも該当することとしたこと。(第三〇条第一項)

(ア) 専門職大学の前期課程に二年以上在学すること。

(イ) 六十二単位以上(基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ十単位以上、職業専門科目に係る三十単位以上並びに総合科目に係る二単位以上を含む。)を修得すること。

(ウ) 実験、実習又は実技による授業科目(やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認められる場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目)に係る二十単位以上を修得すること。

(エ) (ウ)の授業科目に係る単位に臨地実務実習に係る十単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認められる場合には、二単位を超えない範囲で、連携実務演習等をもってこれに代えることができること。

イ 専門職大学の前期課程のうち修業年限が三年のものの修了要件は、次のいずれにも該当することとしたこと。(第三〇条第二項)

(ア) 専門職大学の前期課程に三年以上在学すること。

(イ) 九十三単位以上(基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ十五単位以上、職業専門科目に係る四十五単位以上並びに総合科目に係る二単位以上を含む。)を修得すること。

(ウ) 実験、実習又は実技による授業科目(やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認められる場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目)に係る三十単

位以上を修得すること。

(エ) (ウ)の授業科目に係る単位に臨地実務実習に係る十五単位が含まれること。

ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認められる場合には、三単位を超えない範囲で、連携実務演習等をもってこれに代えることができること。

ウ 夜間において授業を行う学部その他授業を行う時間について教育上特別の配慮を必要とする学部に係る修業年限が三年の専門職大学の前期課程の修了要件は、イにかかわらず、専門職大学に三年以上在学し、ア(イ)からエ)までのいずれにも該当することとすることができるとしたこと。(第三〇条第三項)

(6) 教員組織

① 教員組織

ア 専門職大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとしたこと。(第三一条第一項)

イ 専門職大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとしたこと。(第三一条第二項)

ウ 専門職大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとしたこと。(第三二条第三項)

エ 専門職大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとし、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとしたこと。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない

こととしたこと。(第三二条第四項)
② 授業科目の担当

専門職大学は、教育上主要と認める授業科目(主要授業科目)については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教に担当させるものとしたこと。また、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとしたこと。(第三二条)

③ 授業を担当しない教員

専門職大学には、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができることとしたこと。(第三三条)

④ 専任教員

ア 教員は、一の専門職大学に限り、専任教員となるものとし、専任教員は、専ら一の専門職大学における教育研究に従事するものとしたこと。(第三四条第一項及び第二項)

イ アにかかわらず、専門職大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該専門職大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該専門職大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該専門職大学の専任教員とすることができることとしたこと。(第三四条第三項)

⑤ 専任教員数

ア 専任教員数の基準として、学部の種類及び規模に応じて必要とされる教授等の数及び専門職大学全体の収容定員に応じて必要とされる教授等の数をそれぞれ別表により定め、専門職大学における専任教員の数は、それぞれの別表に定める数を合計した数以上としたこと。(第三五条並びに別表第一イの表及びロの表)

イ アの別表に定める専任教員数の半数以上は原則として教授とすることとしたこと。(別表第一イの表備考第一号)

ウ 収容定員の数がアの別表に定める数に満たない場合における専任教員数は、その二割の範囲内において兼任の教員に代えることができることとしたこと。(別表第一イの表備考第三号)

エ 夜間学部がこれと同じ種類の昼間学部と同一の施設等を使用する場合の必要専任教員数は、アの別表に定める教員数の三分の一以上としたこと。ただし、夜間学部の収容定員が昼間学部の収容定員を超える場合は、夜間学部の必要専任教員数は別表に定める教員数とし、昼間学部の必要専任教員数は別表に定める教員数の三分の一以上としたこと。また、昼夜開講制を実施する場合は、これに係る収容定員、履修方法、授業の開状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、別表に定める必要専任教員数を減ずることができることとしたこと。(別表第一イの表備考第六号及び第七号)

⑥ 実務の経験等を有する専任教員

ア ⑤による専任教員の数のおおむね四割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とするものとしたこと。(第三六条第一項)

イ 実務の経験を有する専任教員のうち、アのおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数以上は、次のいずれかに該当する者とするものとしたこと。(第三六条第二項)

(ア) 大学において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴のある者
(イ) 博士の学位、修士の学位又は修士(専門職)、法務博士(専門職)若しくは教職修士(専門職)の学位を有する者
(ウ) 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者
ウ アのおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当

し、かつ、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う者（いわゆる「みなし専任教員」）で足りるものとしたこと。（第三六条第三項）

(7) 教員の資格

① 学長の資格

学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者としたこと。（第三七条）

② 教授の資格

教授となることのできる者は、次のいずれかに該当し、かつ、専門職大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者としたこと。（第三八条）

ア 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者

イ 研究上の業績がアの者に準ずると認められる者

ウ 修士（専門職）、法務博士（専門職）又は教職修士（専門職）の学位を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者

エ 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴のある者

オ 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者及び実的な技術の修得を主とする分野にあつては実的な技術に秀でていると認められる者

カ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

③ 准教授の資格

准教授となることのできる者は、次のいずれかに該当し、かつ、専門職大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者としたこと。（第三九条）

ア ②のいずれかに該当する者

イ 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴のある者

ウ 修士の学位又は修士（専門職）、法務博士（専門職）若しくは教職修士（専門職）の学位を有する者

エ 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者

オ 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

④ 講師の資格

講師となることのできる者は、次のいずれかに該当する者としたこと。（第四〇条）

ア ②又は③の教授又は准教授となることのできる者

イ その他特殊な専攻分野について、専門職大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

⑤ 助教の資格

助教となることのできる者は、次のいずれかに該当し、かつ、専門職大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者としたこと。（第四一条）

ア ②アからカまで又は③アからオまでのいずれかに該当する者

イ 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は修士（専門職）、法務博士（専門職）若しくは教職修士（専門職）の学位を有する者

ウ 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

⑥ 助手の資格

助手となることのできる者は、次のいずれかに該当する者としたこと。（第四二条）

ア 学士の学位又は学士（専門職）の学位を有する者

イ アの者に準ずる能力を有すると認められる者

① 校地

ア 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとしたこと。（第四三条第一項）

イ アにかかわらず、専門職大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるためアの空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該専門職大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができることとしたこと。（第四三条第二項）

ウ イの措置は、次に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとしたこと。（第四三条第三項）

(ア) できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもって休息、交流その他に利用できるものであること。

(イ) 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。

② 運動場、体育館その他のスポーツ施設

ア 専門職大学は、原則として体育館その他のスポーツ施設を備えるとともに、なるべく運動場を設けるものとしたこと。（第四四条第一項）

イ 専門職大学は、やむを得ない特別の事情があるときは、体育館その他のスポーツ施設を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該専門職大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、体育館その他のスポーツ施設を設けないことができることとしたこと。（第四四条第二項）

ウ イの措置は、当該専門職大学以外の者が備える運動施設であつて次に掲げる要件を満たすものを学生に利用させること

により行うことができるものとしたこと。（第四四条第三項）

(ア) 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもって利用できること。

(イ) 校舎から至近の位置に立地していること。

(ウ) 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。

③ 校舎等施設

ア 専門職大学は、その組織及び規模に際し、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとしたこと。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでないこととしたこと。（第四五条第一項）

(ア) 学長室、会議室、事務室

(イ) 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）

(ウ) 図書館、医務室、学生自習室、学生控室

イ 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとしたこと。（第四五条第二項）

ウ 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとしたこと。（第四五条第三項）

エ 校舎には、アの施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとしたこと。（第四五条第四項）

オ 専門職大学は、校舎のほか、なるべく講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとしたこと。（第四五条第五項）

カ 夜間学部を置く専門職大学又は昼夜開講制を実施する専門職大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとしたこと。（第四五条第六項）

④ 校地の面積

ア 専門職大学における校地の面積（附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）は、

収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積とすることとしたこと。(第四六条第一項)

イ 専門職大学は、その場所に立地することとが教育上特に必要であり、かつ、やむを得ない事由により所要の土地を取得することが困難であるためその面積を確保することができないと認められる場合において、教育に支障のない限度において、当該面積を減ずることができるとすること。(第四六条第二項)

ウ 同じ種類の昼間学部及び夜間学部が近接した施設等を使用し、又は施設等を使用する場合の校地の面積は、当該昼間学部及び夜間学部における教育研究に支障のない面積とすることとしたこと。(第四六条第三項)

エ 昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、その面積を減ずることができるとすること。(第四六条第四項)

⑤ 校舎の面積
 ア 校舎の面積の基準として、学部の種類及び規模に応じ必要とされる基準校舎面積及び加算校舎面積をそれぞれ別表により定め、専門職大学における校舎の面積は、一個の学部のみを置く専門職大学にあつては別表に定める基準校舎面積以上複数の学部を置く専門職大学にあつては別表に定める基準面積と加算面積を合計した面積以上としたこと。(第四七条並びに別表第二イの表及びロの表)

イ 夜間学部が同じ種類の昼間学部と同一の施設を使用する場合は、夜間学部又は昼間学部の収容定員のいずれか多い数により、アの別表に定める面積とすることとしたこと。また、昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、別表に

定める面積を減ずることができるとすることとしたこと。(別表第二イの表備考第三号及び第四号)

ウ 卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実験・実習室その他の実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用により確保する場合その他の相当の事由があると認められる場合には、教育研究に支障がない限度において、アの別表に定める面積を減ずることができるとすることとしたこと。(別表第二イの表備考第五号)

エ アの別表に定める校舎の面積は、専有部分の面積としたこと。ただし、当該専門職大学と他の学校、幼保連携型認定こども園、専修学校又は各種学校が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であつて、それぞれの学校等の校舎の専有部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準となる校舎の面積を合算した面積以上のものであるときは、当該専門職大学の教育研究に支障がない限度において、別表に定める面積に当該学校等との共用部分の面積を含めることができることとしたこと。(別表第二イの表備考第七号)

⑥ 図書等の資料及び図書館
 ア 専門職大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究に必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとしたこと。(第四八条第一項)

イ 図書館は、アの資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、アの資料の提供に関し、他の専門職大学の図書館等との協力に努めるものとしたこと。(第四八条第二項)

ウ 図書館には、その機能を十分に發揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くとともに、専門職大学の

教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとし、閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとしたこと。(第四八条第三項から第五項まで)

⑦ 附属施設
 ア 次の表の左欄に掲げる学部を置き、又は学科を設ける大学には、その学部又は学科の教育研究に必要な施設として、それぞれ右欄に掲げる附属施設を置くものとしたこと。また、工学に関する学部を置く専門職大学には、原則として実験・実習工場を置くものとしたこと。(第四九条)

学部又は学科	附属施設
教員養成に関する学部又は学科	附属学校又は附属幼保連携型認定こども園
農学に関する学部	農場
林学に関する学部	演習林
畜産学に関する学部又は学科	飼育場又は牧場
水産学又は商船に関する学部	練習船(共同利用による場合を含む。)
水産増殖に関する学部	養殖施設
薬学に関する学部又は学科	薬用植物園(薬草園)
体育に関する学部又は学科	体育館

育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとしたこと。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでないこと。(第五二条)

⑧ 教育研究環境の整備
 専門職大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとしたこと。(第五三条)

⑨ 大学等の名称
 ア 専門職大学は、その名称中に専門職大学という文字を用いなければならないこととしたこと。(第五四条第一項)

⑧ 実務実習に必要な施設
 専門職大学は、実験・実習室及び附属施設のほか、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保するものとしたこと。(第五〇条)

⑨ 機械、器具等
 専門職大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとしたこと。(第五一条)

⑩ 二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備
 専門職大学は、二以上の校地において教

⑨ 事務組織等
 ① 事務組織
 専門職大学は、その事務を遂行するため、当該専門職大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとするものとしたこと。(第五四条第二項)

② 厚生補導の組織
 専門職大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとしたこと。(第五五条)

③ 社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制

専門職大学は、当該専門職大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、専門職大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとしたこと。(第五七条)

④ 研修の機会等

専門職大学は、当該専門職大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修(スタッフ・ディベロップメント)の機会を設けることその他必要な取組を行うものとしたこと。(第五八条)

(10) 共同教育課程に関する特例

二以上の専門職大学は、その専門職大学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、当該二以上の専門職大学のうち一の専門職大学が開設する授業科目を、当該二以上の専門職大学のうち他の専門職大学の教育課程の一部とみなして、それぞれの専門職大学ごとに同一内容の教育課程(共同教育課程)を編成することができると等とし、共同教育課程に関する特例として、共同教育課程に係る単位の認定、共同科目に係る卒業の要件、専任教員数、校地の面積、校舎の面積並びに施設及び設備に関する事項を定めたこと。(第五九条から第六五条まで)

(11) 国際連携学科に関する特例

専門職大学は、その学部の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、学部に、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の専門職大学に相当する大学と連携して教育研究を実施するための学科(国際連携学科)を設けることができること等とし、国際連携学科に関する特例として、国際連携教育課程の編成、共同開設科目、国

際連携教育課程に係る単位の認定、卒業の要件、専任教員数並びに施設及び設備に関する事項を定めたこと。(第六六条から第七二条まで)

(12) 雑則

① 外国に設ける組織

専門職大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国に学部、学科その他の組織を設けることができるものとしたこと。(第七三条)

② 段階的整備

新たに専門職大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができることとしたこと。(第七四条)

2 専門職短期大学設置基準の制定

省令の概要

(1) 総則

① 趣旨
専門職短期大学設置基準は、専門職短期大学を設置するのに必要な最低の基準とするともに、専門職短期大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならないこととしたこと。(第一一条)

② 教育研究上の目的

専門職短期大学は、学科又は専攻課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとしたこと。(第二一条)

③ 入学者選抜

入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとするともに、専門職短期大学は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めるものとしたこと。(第三一条)

④ 教員と事務職員等の連携及び協働

専門職短期大学は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該専門職短期大学の教員と事務職員等との適切

な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとしたこと。(第四一条)

(2) 学科

① 学科

学科は、教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教員組織その他が学科として適当な規模内容をもつと認められるものとしたこと。(第五一条第一項)

② 専攻課程

学科には、教育上特に必要があるときは、専攻課程を置くことができることとしたこと。(第五一条第二項)

(3) 収容定員

① 収容定員は、学科ごとに学則で定めるものとしたこと。この場合において、学科に専攻課程を置くときは、専攻課程を単位として学科ごとに定めるものとしたことともに、昼夜開講制を実施するとき及び外国に学科その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとしたこと。(第六一条第一項及び第二項)

② 収容定員は、教員組織、校地、校舎その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるとともに、専門職短期大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとしたこと。(第六条第三項及び第四項)

(4) 教育課程

① 教育課程の編成方針

ア 専門職短期大学は、当該専門職短期大学及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を、産業界及び地域社会と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとしたこと。(第七一条第一項)

イ 教育課程の編成に当たっては、専門職短期大学は、学科に係る専門の学芸を教授し、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的

な能力を育成するとともに、豊かな人間性及び職業倫理を涵養するよう適切に配慮しなければならないこととしたこと。(第七一条第二項)

ウ 専門職短期大学は、学科に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとしたこと。また、当該授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとしたこと。(第七一条第三項及び第四項)

② 教育課程連携協議会

ア 専門職短期大学は、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとしたこと。(第八一条第一項)

イ 教育課程連携協議会は、次の者をもって構成するものとしたこと。(第八一条第二項)

(ア) 学長が指名する教員その他の職員
(イ) 当該専門職短期大学の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するもの関係者であつて、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者
(ウ) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者
(エ) 臨地実務実習(5)⑧ア(エ)の臨地実務実習をいう。その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職短期大学と連携する事業者
(オ) 当該専門職短期大学の教員その他の職員以外の者であつて学長が必要と認める者

ウ 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとしたこと。(第八条第三項)

(7) 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

(イ) 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

③ 教育課程の編成方法
教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとしたこと。(第九条)

④ 専門職短期大学の授業科目
専門職短期大学は、次に掲げる授業科目を開設するものとしたこと。(第一〇条)

ア 基礎科目(生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。)

イ 職業専門科目(専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目をいう。)

ウ 展開科目(専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目をいう。)

エ 総合科目(修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に高めるための授業科目をいう。)

⑤ 単位
ア 各授業科目の単位数は、専門職短期大学において定めるものとしたこと。単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効

果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとしたこと。(第一一条第一項及び第二項)

(7) 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で専門職短期大学が定める時間の授業をもって一単位とする。

(イ) 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で専門職短期大学が定める時間の授業をもって一単位とすること。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専門職短期大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。

(ウ) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、(7)及び(イ)の基準を考慮して専門職短期大学が定める時間の授業をもって一単位とすること。

イ 卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができるものとしたこと。(第一一条第三項)

⑥ 一年間の授業期間
一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則としたこと。(第二一条)

⑦ 各授業科目の授業期間
各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとしたこと。ただし、教育上必要があると認められる場合は、この限りでないこと。(第一一条第三項)

⑧ 授業を行う学生数
専門職短期大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、四十人以下と

することとしたこと。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでないこと。(第一四条)

⑨ 授業の方法
ア 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとしたこと。(第一五条第一項)

イ 授業の方法として、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所での履修を履修させること、授業を外国において履修させること及び授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行うことができるものとしたこと。(第一五一条第二項から第四項まで)

⑩ 成績評価基準等の明示等
専門職短期大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとしたこと。また、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとしたこと。(第二六条)

⑪ 教育内容等の改善のための組織的な研修等
専門職短期大学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究(フアカルティ・デイベロップメント)を実施するものとしたこと。(第二七条)

⑫ 昼夜開講制
専門職短期大学は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制により授業を行うことができるものとしたこと。(第二八条)

(5) 卒業の要件等
① 単位の授与
専門職短期大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えらるものとしたこと。ただし、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、専門職短期大学の定める適切な方法により学修の成

果を評価して単位を与えることができるものとしたこと。(第一九条)

② 履修科目の登録の上限
ア 専門職短期大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならないこととしたこと。また、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、専門職短期大学の定めるところにより、当該上限を超えて履修科目の登録を認めることができるものとしたこと。(第二〇条)

③ 他の短期大学又は大学における授業科目の履修等
ア 専門職短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が専門職短期大学の定めるところにより他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、修業年限が2年の専門職短期大学にあつては80単例を適用する夜間3年制の専門職短期大学にあつては80単位)を超えない範囲で当該専門職短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるものとしたこと。(第二一条第一項)

イ アは、学生が、外国の短期大学又は大学に留学する場合、外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の短期大学又は大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用すること。(第二一条第二項)

④ 短期大学又は大学以外の教育施設等における学修
ア 専門職短期大学は、教育上有益と認め

るときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該専門職短期大学における授業科目の履修とみなし、専門職短期大学の定めるところにより単位を与えることができることとしたこと。(第二二条第一項)

イ アにより与えることができる単位数は、修業年限が二年の専門職短期大学にあっては③アにより当該専門職短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位、修業年限が三年の専門職短期大学にあっては③アにより当該専門職短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて四十六単位(卒業要件の特例を適用する夜間三年制の専門職短期大学にあっては三十単位)を超えないものとしたこと。(第二二条第二項)

ア 専門職短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職短期大学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、当該専門職短期大学に入学した後の当該専門職短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができることとしたこと。(第二二条第一項)

イ 専門職短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職短期大学に入学する前に④アの学修を、当該専門職短期大学における授業科目の履修とみなし、専門職短期大学の定めるところにより単位を与えることができることとしたこと。(第二二条第二項)

ウ 専門職短期大学は、学生が当該専門職短期大学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該実践的な能力の修得を、当該専門職短期大学における授業科目の

履修とみなし、修業年限が二年の専門職短期大学にあっては十五単位を、修業年限が三年の専門職短期大学にあっては二十単位(卒業要件の特例を適用する夜間三年制の専門職短期大学にあっては十五単位)を超えない範囲で専門職短期大学の定めるところにより、単位を与えることができることとしたこと。(第二二条第三項)

エ アからウまでにより修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該専門職短期大学において修得した単位以外のものについては、③ア及び④アにより当該専門職短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて、修業年限が二年の専門職短期大学にあっては三十単位を、修業年限が三年の専門職短期大学にあっては四十六単位(卒業要件の特例を適用する夜間三年制の専門職短期大学にあっては三十単位)を超えないものとしたこと。(第二二条第四項)

⑥ 長期にわたる教育課程の履修
専門職短期大学は、専門職短期大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えている等の事情にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができることとしたこと。(第二二条)

⑦ 科目等履修生等
ア 専門職短期大学は、専門職短期大学の定めるところにより、科目等履修生に対して、単位を与えることができることとし、科目等履修生に対する単位の授与については、①を準用することとしたこと。(第二二条第一項及び第二項)

イ 専門職短期大学は、科目等履修生その他の学生以外の者(科目等履修生等)を相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員及び校地・校舎の面積を増加するも

のとしたこと。また、科目等履修生等を受け入れる場合においては、一の授業科目について同時に授業を行うこれらの者の人数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとしたこと。(第二二条第三項及び第四項)

⑧ 卒業の要件
ア 修業年限が二年の専門職短期大学の卒業の要件は、次のいずれにも該当することとしたこと。(第二二条第一項)

(ア) 専門職短期大学に二年以上在学すること。
(イ) 六十二単位以上(基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ十単位以上、職業専門科目に係る三十単位以上並びに総合科目に係る二単位以上を含む)を修得すること。
(ウ) 実験、実習又は実技による授業科目(やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認める場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目)に係る二十単位以上を修得すること。

(エ) ⑦の授業科目に係る単位に臨地実務実習(企業等の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目)であって、文部科学大臣が定めるところにより開設されるものをいう。に係る十単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認められる場合には、2単位を超えない範囲で、連携実務演習等(企業等の事業者と連携して開設する演習又は実習等)による授業科目のうち、当該事業者の実務にかかわる課題に取り組みもの(臨地実務実習を除く。)であって、文部科学大臣が定めるところにより開設されるものをいう。をも

つてこれに代えることができること。
イ 修業年限が三年の専門職短期大学の卒業の要件は、次のいずれにも該当することとしたこと。(第二二条第二項)

(ア) 専門職短期大学に三年以上在学すること。
(イ) 九十三単位以上(基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ十五単位以上、職業専門科目に係る四十五単位以上並びに総合科目に係る二単位以上を含む)を修得すること。
(ウ) 実験、実習又は実技による授業科目(やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認める場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目)に係る三十単位以上を修得すること。

(エ) ⑦の授業科目に係る単位に臨地実務実習に係る十五単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認められる場合には、三単位を超えない範囲で、連携実務演習等をもってこれに代えることができること。

ウ ア及びイにより卒業の要件として修得すべき単位数のうち、④イの多様なメディアを高度に利用して行う授業により修得する単位数は、修業年限二年の専門職短期大学にあっては三十単位、修業年限三年の専門職短期大学にあっては四十六単位(卒業要件の特例を適用する夜間三年制の専門職短期大学にあっては三十単位)を超えないものとしたこと。(第二二条第三項)

⑨ 卒業の要件の特例
夜間において授業を行う学科その他授業を行う時間について教育上特別の配慮を必要とする学科(夜間学科等)に係る修業年限が三年の専門職短期大学の卒業の要件は、専門職短期大学に三年以上在学し、④イ(イ)から(エ)までのいずれにも該当することとすることができるものとしたこと。(第二

七条)

(6) 教員組織

① 教員組織

ア 専門職短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、学科の規模及び授与する学位の分野に応じ、必要教員数を置くものとしたこと。(第二八条第一項)

イ 専門職短期大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとしたこと。(第二八条第二項)

ウ 専門職短期大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとしたこと。(第二八条第三項)

エ 専門職短期大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとし、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとしたこと。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでないこととしたこと。(第二八条第四項)

② 授業科目の担当

専門職短期大学は、教育上主要と認める授業科目(主要授業科目)については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教に担当させるものとしたこと。また、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとしたこと。(第二九条)

③ 授業を担当しない教員

専門職短期大学には、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができることとしたこと。(第三〇条)

④ 専任教員

ア 教員は、一の専門職短期大学に限り、専任教員となるものとし、専任教員は、専ら一の専門職短期大学における教育研究に従事するものとしたこと。(第三一条第一項及び第二項)

イ アにかかわらず、専門職短期大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該専門職短期大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該専門職短期大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該専門職短期大学の専任教員とすることができるとしたこと。(第三一条第三項)

⑤ 専任教員数

ア 専任教員数の基準として、学科の種類及び規模に応じて必要とされる教授等の数及び専門職短期大学全体の入学定員に応じて必要とされる教授等の数をそれぞれ別表により定め、専門職短期大学における専任教員数は、それぞれの別表に定める数を合計した数以上としたこと。(第三二条並びに別表第一イの表及びロの表)

イ アの別表に定める専任教員数の三割以上は教授とするものとしたこと。(別表第一イの表備考第一号)

ウ 入学定員の数があるの別表に定める数に満たない場合における専任教員数は、その二割の範囲内において兼任の教員に代えることができるものとしたこと。(別表第一イの表備考第五号)

エ 教育課程が同一又は類似の夜間学科等を併せ置く場合の当該夜間学科等の必要専任教員数は、アの別表に定める教員数の三分の一以上としたこと。ただし、夜間学科等の入学定員が昼間学科等の入学定員を超える場合には、当該夜間学科等の必要専任教員数は別表に定める教員数とし、当該夜間学科等の必要専任教員数は別表に定める教員数の三分の一以上としたこと。また、昼夜開講制を実施する場合は、これに係る収容定員、履修方法、

授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、別表に定める必要専任教員数を減ずることができるとしたこと。(別表第一イの表備考第八号及び第九号)

⑥ 実務の経験等を有する専任教員

ア ⑤による専任教員数の数のおおむね四割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とするものとしたこと。(第三三条第一項)

イ 実務の経験等を有する専任教員のうち、アのおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数以上は、次のいずれかに該当する者とするものとしたこと。(第三三条第二項)

(7) 教員の資格

① 学長の資格

学長となることのできる者は、人格が高く、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者としたこと。(第三三条第三項)

② 教授の資格

教授となることのできる者は、次のいずれかに該当し、かつ、専門職短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有する者とするものとしたこと。(第三六条)

(ウ) 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者

ウ アのおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学科の運営について責任を担う者(いわゆる「みなし専任教員」)で足りるものとしたこと。(第三三条第三項)

③ 博士の学位、修士の学位又は修士(専門職)、法務博士(専門職)若しくは教職修士(専門職)の学位を有する者

(イ) 博士の学位、修士の学位又は修士(専門職)、法務博士(専門職)若しくは教職修士(専門職)の学位を有する者

(ア) 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者

イ 研究上の業績がアの者に準ずると認められる者

ウ 修士(専門職)、法務博士(専門職)又は教職修士(専門職)の学位を有し、研究上の業績がアの者に準ずると認められる者

エ 芸術上の優れた業績を有すると認められる者及び実的な技術の修得を主とする分野にあっては実的な技術に秀でていと認められる者

カ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

③ 准教授の資格

准教授となることのできる者は、次のいずれかに該当し、かつ、専門職短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有する者とするものとしたこと。(第三六条)

ア ②のいずれかに該当する者

イ 大学、短期大学又は高等専門学校において助教又はこれに準ずる職員としての経歴のある者

ウ 修士の学位又は修士(専門職)、法務博士(専門職)若しくは教職修士(専門職)の学位を有する者

エ 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者

オ 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

④ 講師の資格

講師となることのできる者は、次のいずれかに該当する者としたこと。(第三七条)

ア ②又は③の教授又は准教授となることのできる者

イ その他特殊な専攻分野について、専門職短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

⑤ 助教の資格

助教となることのできる者は、次のいずれかに該当し、かつ、専門職短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者としたこと。

(第三八条)

ア ②アからカまで又は③アからオまでのいずれかに該当する者

イ 修士の学位(医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位)又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位を有する者

ウ 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

⑥ 助手の資格

助手となることのできる者は、次のいずれかに該当する者としたこと。(第三九条)

ア 学士の学位又は学士(専門職)の学位を有する者

イ アの者に準ずる能力を有すると認められる者

(8) 校地、校舎等の施設及び設備等

① 校地

ア 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとしたこと。(第四〇条第一項)

イ アにかかわらず、専門職短期大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるためアの空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することに

より得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該専門職短期大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができることとしたこと。(第四〇条第二項)

イの措置は、次に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとしたこと。(第四三条第三項)

ウ イの措置は、次に掲げる要件を満たす

施設を校舎に備えることにより行うものとしたこと。(第四三条第三項)

(ア) できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもって休息、交流その他に利用できるものであること。

(イ) 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。

② 運動場、体育館その他のスポーツ施設

ア 専門職短期大学は、原則として体育館その他のスポーツ施設を備えるものとする。なるべく運動場を設けるものとしたこと。(第四一条第一項)

イ 専門職短期大学は、やむを得ない特別の事情があるときは、体育館その他のスポーツ施設を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該専門職短期大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、体育館その他のスポーツ施設を設けないことができることとしたこと。(第四一条第二項)

ウ イの措置は、当該専門職短期大学以外の者が備える運動施設であつて次に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとしたこと。(第四一条第三項)

(ア) 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもって利用できること。

(イ) 校舎から至近の位置に立地していること。

(ウ) 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。

③ 校舎等施設

ア 専門職短期大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとしたこと。

ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでないこととしたこと。(第四二条第一項)

(ア) 学長室、会議室、事務室

(イ) 教室(講義室、演習室、実験室、実習室等とする)、研究室

(ウ) 図書館、保健室

イ 教室は、学科の種類及び学生数に応じ、必要な種類と数を備えるものとしたこと。(第四二条第二項)

ウ 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとしたこと。(第四二条第三項)

エ 校舎には、アの施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとしたこと。(第四二条第四項)

オ 専門職短期大学は、ア及びウの施設のほか、なるべく講義、学生自習室及び学生控室並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとしたこと。(第四二条第五項)

カ 夜間学科等を置く専門職短期大学又は昼夜開講制を実施する専門職短期大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとしたこと。(第四二条第六項)

④ 図書等の資料及び図書館

ア 専門職短期大学は、学科の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究に必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとしたこと。(第四三条第一項)

イ 図書館は、アの資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、アの資料の提供に関し、他の専門職短期大学の図書館等との協力に努めるものとしたこと。(第四三条第二項)

ウ 図書館には、その機能を十分に發揮させるために必要な専門的職員その他の専

任の職員を置くとともに、専門職短期大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとし、閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとしたこと。(第四三条第三項から第五項まで)

⑤ 校地の面積

ア 専門職短期大学における校地の面積(附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く)は、収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積とすることとしたこと。(第四四条第一項)

イ 専門職短期大学は、その場所に立地することが教育上特に必要であり、かつ、やむを得ない事由により所要の土地を取得することが困難であるためアの面積を確保することができないと認められる場合において、教育に支障のない限度において、当該面積を減ずることができることとしたこと。(第四四条第二項)

ウ 同じ種類の昼間学科及び夜間学科が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校地の面積は、当該昼間学科及び夜間学科における教育研究に支障のない面積とすることとしたこと。(第四四条第三項)

エ 昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、アの面積を減ずることができることとしたこと。(第四四条第四項)

⑥ 校舎の面積

ア 校舎の面積の基準として、学科の種類及び規模に応じ必要とされる基準校舎面積及び加算校舎面積をそれぞれ別表により定め、専門職短期大学における校舎の面積は、一の分野についてのみ学科を置く専門職短期大学にあつては別表に定める基準校舎面積以上、二以上の分野につ

いてそれぞれ学科を置く専門職短期大学にあつては別表に定める基準面積と加算面積を合計した面積以上としたこと。(第四五条並びに別表第二イの表及びロの表)

イ 同じ種類の昼間学科及び夜間学科等が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校舎の面積は、当該昼間学科及び夜間学科等における教育研究に支障のない面積とすることとしたこと。

また、昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、アの別表に定める面積を減ずることができることとしたこと。(別表第二イの表備考第三号及び第四号)

ウ 卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実験・実習室その他の実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用により確保する場合その他の相当の事由があると認められる場合には、教育研究に支障がない限度において、アの別表に定める面積を減ずることができることとしたこと。(別表第二イの表備考第五号)

エ アの別表に定める校舎の面積は、専用部分の面積としたこと。ただし、当該専門職短期大学と他の学校、幼保連携型認定こども園、専修学校又は各種学校が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であつて、それぞれの学校の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準となる校舎の面積を合算した面積以上のものであるときは、当該専門職短期大学の教育研究に支障がない限度において、別表に定める面積に当該学校等との共用部分の面積を含めることができることとしたこと。(別表第二イの表備考第七号)

⑦ 附属施設

専門職短期大学には、学科の種類に応じ、

教育研究に必要な場合は、適当な規模内容を備えた附属施設を置くものとしたこと。(第四六条)

⑧ 実務実習に必要な施設

専門職短期大学は、実験・実習室及び附属施設のほか、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保するものとしたこと。(第四七条)

⑨ 機械、器具等

専門職短期大学は、学科の種類、学生数及び教員数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとしたこと。(第四八条)

⑩ 二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備

専門職短期大学は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとしたこと。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでないこと。(第四九条)

⑪ 教育研究環境の整備

専門職短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとしたこと。(第五〇条)

⑫ 専門職短期大学等の名称

ア 専門職短期大学は、その名称中に専門職短期大学という文字を用いなければならないこととしたこと。(第五一条第一項)

イ 専門職短期大学及び学科の名称は、専門職短期大学等として適当であるとともに、当該専門職短期大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとするものとしたこと。(第五一条第二項)

(9) 事務組織等

① 事務組織

専門職短期大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとしたこと。(第五二条)

② 厚生補導の組織

専門職短期大学は、学生の厚生補導を行

うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとしたこと。(第五三条)

③ 社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制

専門職短期大学は、当該専門職短期大学及び学科又は専攻課程の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、専門職短期大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとしたこと。(第五四条)

④ 研修の機会等

専門職短期大学は、当該専門職短期大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修(スタッフ・ディベロップメント)の機会を設けることその他必要な取組を行うものとしたこと。(第五五条)

(10) 共同教育課程に関する特例

二以上の専門職短期大学は、その専門職短期大学及び学科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、当該二以上の専門職短期大学のうちの専門職短期大学が開設する授業科目を、当該二以上の専門職短期大学のうちの他の専門職短期大学の教育課程の一部とみなして、それぞれの専門職短期大学ごとに同一内容の教育課程(共同教育課程)を編成することができること等と教育課程に関する特例として、共同教育課程に係る単位の認定、共同学科に係る卒業の要件、専任教員数、校地の面積、校舎の面積並びに施設及び設備に関する事項を定めたこと。(第五六条から第六二条まで)

(11) 国際連携学科に関する特例

専門職短期大学は、その教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、専門職短期大学に、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の専門職短期大学に相当する短期大学と連携して教育研究を

施するための学科(国際連携学科)を設けることができること等とし、国際連携学科に関する特例として、国際連携教育課程の編成、共同開設科目、国際連携教育課程に係る単位の認定、卒業の要件、専任教員数並びに施設及び設備に関する事項を定めたこと。(第六三条から第六九条まで)

(12) 雑則

① 外国に設ける組織

専門職短期大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国に学科その他の組織を設けることができることとしたこと。(第七〇条)

② その他の基準

専攻科及び別科に関する基準は、別に定めることとしたこと。(第七一条)

③ 段階的整備

新たに専門職短期大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができることとしたこと。(第七二条)

3 留意事項

(1) 実務経験者その他の入学者の多様性の確保について

① 専門職短期大学等においては、文部科学省高等教育局長が毎年度発出する大学入学者選抜実施要項に基づき、入学者選抜を適切に実施すること。専門職短期大学等は、設置基準において入学者の多様性確保に配慮した入学者選抜が努力義務化された趣旨を踏まえ、高等学校(普通科、専門学科及び総合学科)の卒業生、実務経験者その他の社会人、他の高等教育機関からの編入学生など、多様な入学者を積極的に受け入れることが期待されること。入学者の選抜に当たっては、実務経験や保有資格、技能検定での成績等を積極的に考慮するなど、多様な背景を持つ志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価すること等が考えられること。(専門職短期大学設置基準第三二条第二項)専門職短期大学設置基準第三二条第二項関係

② 専門職大学等は、特に、実務経験者等の

社会人の学修ニーズへの対応において積極的な役割を果たすことを期待されるものであること。各専門職大学等においては、多様なメディアを高度に利用したいわゆる遠隔授業や、昼夜開講制、長期履修学生、入学前の実務経験を勘案した単位認定等の制度の活用も含め、その目的に応じた適切な方法により、社会人が学びやすい学修機会を提供し、社会人が望まれること。履修証明プログラム等による短期の学修機会を提供するとともに、その成果を入学後の学位取得にもつなげることができるよう、教育課程のモジュール化や学内単位バンクの整備等の取組も考えられること。専門職大学設置基準第一八条第二項、第二一条、第二六条第三項及び第二七条／専門職短期大学設置基準第一五条第二項、第一八条、第二三条第三項及び第二四条関係

(2) 教育課程の編成方針について

専門職大学等の教育は、理論と実務を架橋した教育により、実践的かつ創造的・応用的な能力を育成・展開させるものであること。各専門職大学等においては、産業界等との密接な連携を図りつつ、そのための教育課程を開発・実施し、不漸の見直しを行っていくことが求められること。専門職大学設置基準第一〇条第四項及び専門職短期大学設置基準第七條第四項に規定する「適切な体制」の整備としては、授業科目の開発等に関する担当組織を設けることや、教育内容・方法の開発等に経験・実績のある教員等を配置することなどが考えられること。(専門職大学設置基準第一〇条／専門職短期大学設置基準第七條関係)

(3) 教育課程連携協議会について

① 教育課程連携協議会の設置形態については、一の専門職大学等に一の教育課程連携協議会を設ける形のほか、分野や学部等の別により複数の教育課程連携協議会を設ける形が考えられること。なお、設置基準上の教育課程連携協議会であることが学内規程等により明らかにされていれば、その名

称は、必ずしも「教育課程連携協議会」としなくとも差し支えないこと。

② 教育課程連携協議会の構成については、

専門職大学設置基準第一一条第二項及び専門職短期大学設置基準八条第二項の各号(第五号を除く。)に規定する構成員をそれぞれ一名以上含むものとし、その構成員の過半数は、当該専門職大学等の教職員以外の者とするを基本とすること。

③ 専門職大学設置基準第一一条第二項第二号及び専門職短期大学設置基準八条第二項第二号の「当該専門職大学／専門職短期大学の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者又は当該職業に就いたもの」は、主として職能団体や事業者団体を想定したものであるが、専攻分野の特性により、当該職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による研究団体なども含み得ること。

④ 教育課程連携協議会は、産業界等との連携による教育課程の編成・実施に関する基本的な事項や、その実施状況の評価に関する事項を審議するものであること。専門職大学等においては、教育研究機関としての自律性を確保しつつ、産業界等と連携した教育を推進することが求められており、学位授与や教育課程編成、教員業績審査等の専門的な事項については教授会が審議すること等を踏まえつつ、教育課程連携協議会が、他の審議機関との適切な役割分担を図りながら、積極的な機能を果たすことを期待されるものであること。(専門職大学設置基準第一一条／専門職短期大学設置基準八条関係)

(4) 授業科目について

① 開設すべき授業科目として定めた基礎科目、職業専門科目、展開科目及び総合科目は、それら全体の履修を通じ、これからの社会で求められる実践的かつ創造的な専門職業人材を養成することを目指すものであること。理論にも裏付けられた実践力の育成に加え、特定の職業における専門性に留

まらない分野全般への精通や、関連する他分野への展開、生涯にわたる資質向上のための基礎の涵養など、幅広い能力の育成を図ることを旨とするものであること。

② 基礎科目は、社会的・職業的自立を図るために必要な能力に加え、生涯にわたる自らの資質を向上させるために必要な能力を育成することを目的とするものであり、例えば、ICT、外国語など、様々な職種を通じたキャリアアップの基礎となるリテラシー科目等が、その内容として考えられること。

③ 職業専門科目は、特定の職業(職種)において必要とされる理論的かつ実践的な能力に加え、当該職業の分野(例えば、観光分野、農業分野、情報分野など)についてその分野全般にわたり必要な能力を育成することを目的とするものであり、実習等の充実を図りつつ、理論と実践にわたる授業科目をバランスよく配当する必要があること。

④ 展開科目は、専攻する特定の職業分野に関連する他分野の応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成することを目的としており、例えば、専門技能等を活かした開業や新たな事業展開を図る際に必要となる経営等の知識や、連携・協働が進む隣接他分野の職業に関する知識等を学ぶ科目などが、その内容として考えられること。

⑤ 総合科目は、修得した知識・技能等を総合し、実践的かつ応用的な能力を総合的に高めることを目的とするものであり、卒業・修了を前に、それまでの授業等で身に付けた知識・技能等を統合し、真の課題解決力・創造力に結び付けるための総合的な演習科目等が、その内容として考えられること。

⑥ なお、各専門職大学等の教育課程においては、その教育の目的に応じ、これら四種類の授業科目以外の授業科目を開設することも可能であること。各専門職大学等においては、これらの授業科目の開設を通じ、

学生の主体的な学修を促す教育活動の展開を図ることが期待されること。(専門職大学設置基準第一二条及び第一三条／専門職短期大学設置基準九条及び第一〇条関係)

(5) 同時に授業を行う学生数について

① 専門職大学等の教育課程の特性に鑑み、実習等をはじめとした実践的な職業教育の授業を効果的に実施できるよう、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、原則として、四十人以下としたこと。

② 四十人を超える学生数での授業が認められるケースとしては、例えば、著名な講師を招き、その講義を複数の学科等の学生に同時に聴講させる場合などで、教育上必要があり十分な効果をあげられる場合が考えられること。(専門職大学設置基準第一七条／専門職短期大学設置基準第一四條関係)

(6) 入学前の実務の経験を通じた実践的な能力修得に対する単位認定について

① 入学前の実務の経験を通じた実践的な能力修得に対する単位認定について「文部科学大臣が別に定めるところ」としては、「専門職大学に關し必要な事項を定める件(文部科学省告示第一〇九号)」第四條及び「専門職短期大学に關し必要な事項を定める件(文部科学省告示第一一〇号)」第四條において、対象となる授業科目、単位を与えられる者及び単位を与える方法を定めていること。

② 当該単位認定を受けた者については、学校教育法第八八條の二及び学校教育法施行規則第一〇五條第一項の規定に基づき、専門職大学等の定めるところにより、修業年限の通算を認められるものともなり得ること。(専門職大学設置基準第二六條第三項／専門職短期大学設置基準第二三條第三項関係)

(7) 専門職大学等の卒業の要件及び専門職大学の前期課程修了の要件について卒業・修了要件について設置基準で定めた単位数は、各授業科目等において修得すべき最少の単位数であること。各専門職大学等では、単位制度の趣旨に沿い、個々の授業科目

について十分な学習量を確保すること（単位制度の実質化）に留意した上で、これらを超える単位数を卒業・修了要件に位置付けることが可能であること。例えば、専門職大学にあつては、卒業に必要な単位数を百二十四単位以上、開設すべき授業科目の単位数の合計を百四単元以上（基礎科目二十単位以上、職業専門科目六十単位以上、展開科目二十単位以上及び総合科目四単位以上）としており、その差分については、各専門職大学等の教育の目的に応じ、いずれかの単位数を増やす、又はこれら以外の授業科目を開設することにより修得させるものとする。（専門職大学設置基準第二九条及び第三〇条／専門職短期大学設置基準第二六条関係）

① 臨地実務実習及び連携実務演習等の開設に關し「文部科学大臣が別に定めるところ」としては、「専門職大学に關し必要な事項を定める件」第五條及び「専門職短期大学に關し必要な事項を定める件」第五條において、実施計画の作成や当該実施計画に記載すべき事項、指導員の配置や当該指導員の要件等に關する事項を定めていること。

② 臨地実務実習については、学生を企業等の事業者の実務に従事させるものであることから、その実施方法や管理、手当等の実態によっては、実習先事業者と学生の間に使用従属関係が認められ、労働関係法令が適用される場合もあることに留意が必要であること。労働関係法令の適用の有無や適用される場合の遵守すべき事項等については、今後、厚生労働省と協議して指針を作成し、公表する予定であること。

③ なお、臨地実務実習の実習場所（企業その他の事業者の事業所又はこれに類する場所）については、企業等の学外の事業者の施設のほか、当該専門職大学等の附属施設であつても、専攻に係る職業等の事業を営む事業者としての運営がなされているものは、これに含み得ること。（専門職大学設置基準第二九条第一項第四号／専門職短期大

学設置基準第二六条第一項第四号関係）
専任教員について

① 専門職短期大学設置基準第三二条第二項及び「専ら」とは、専任教員が当該専門職大学等における教育研究活動を本務とし、これに従事する時間の割合などが、他に従事する業務などと比べて著しく高いことを想定していること。

② 専門職短期大学設置基準第三三條第三項の「教育研究に支障がない」とは、教員本人の勤務形態とともに、当該専門職大学等の教員組織全体における教育研究の遂行に支障がないことを想定していること。同項による専任教員の占める割合が過度に高くなることにより、専門職大学等における教育研究の遂行に支障が生じる場合も想定されること、また、同項はあくまで第二項で定める専任教員の例外を定めるものであることから、第三項による専任教員の割合は、この趣旨を踏まえて適正なものとなるよう留意すること。専門職短期大学設置基準第三三條／専門職短期大学設置基準第三三條関係

⑩ 専門職短期大学設置基準第三三條関係
実務の経験等を有する専任教員について
① 専門職短期大学等においては、理論と実務の架橋を図り、実践的な教育を行う観点から、必要専任教員数のおおむね四割以上は、「専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」（いわゆる「実務家教員」とした）こと。さらに当該必要とされる実務家専任教員数の二分の一以上は、実務の経験等に加え、大学等の教員歴、修士以上の学位、企業等での研究上の業績のいずれかを有する者（いわゆる「研究能力を併せ有する実務家教員」とした）こと。

② 「実務家教員の「実務の能力」については、保有資格、実務の業績、実務を離れた後の年数等により、その適格を判断されるものであること。実務を離れた後の年数につい

ては、おおよその目安として、実務を離れたから五年から十年以内であることが望ましく、実務を離れた前の実務経験の長さも考慮されること。

③ 研究能力を併せ有する実務家教員のうち「企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者」については、研究業績として、著書、論文等の学術上の業績を必ずしも求めるものではなく、実務上の実践知識を形式知化、あるいは構造化・理論化し、様々な形で発表した業績などが含まれること。

④ ①により必要とされる実務家専任教員数の二分の一の範囲内は、いわゆる「みなし専任教員」として、「一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部／学科の運営について責任を負う者」で足りることとしたこと。ここにいう「教育課程の編成」については担当する授業科目の教育内容、単位認定などに責任を有すること等が、「学部／学科の運営」については教授会等への出席など、組織の運営に責任をもつて関与すること等が、一般的に求められること。

⑤ 「みなし専任教員」については、企業等の現場で現に取り扱われている生きた知識・技能等を教授していく上で、その役割が期待されるものであり、(8)②の専任教員（大学等以外の業務をもつ専任教員）と同様、教育研究水準の維持・確保に考慮しつつ、適切な活用を図られたいこと。（専門職短期大学設置基準第三三條／専門職短期大学設置基準第三三條関係）

⑪ 空地及び体育館その他のスポーツ施設について
① 専門職短期大学等においては、空地を校舎の敷地に有し、体育館その他のスポーツ施設を備えることを原則とすること。特に、18歳前後の学生の人格形成を促す上では、多様な活動を可能とする空間を確保するという観点が一層求められること。
② 「法令の規定による制限その他のやむを

得ない事由」により、空地を校舎の敷地に有しない場合及び、体育館等を設けない場合は、例えば、民間企業等の施設が集積し、既に高度に土地が利用されていること等の理由により、空地や体育館等を設けるために必要な土地の確保が、物理的に事実上困難であることや、土地の取得に關して法令の制限があることなど、客観的に見てやむを得ない事由がある場合であること。

③ 空地の代替措置については、授業の空き時間により一時的に使用されていない教室の提供ではなく、学生が常時使用可能な、休息、交流等のための専用の設備を備えるものとし、できる限り開放的で、余裕のある空間を確保する必要があること。

④ 体育館等の代替措置については、やむを得ず公共又は民間の運動施設を学生の利用に供する場合においても、当該専門職短期大学等に修学する学生の特性に応じて、学生が希望する球技等の様々な運動ができるよう配慮すること。「経済的負担の軽減」については、体育館等を自ら備える場合と同等の環境を確保できるように、学生の利用料等負担を無料とすることが望ましく、やむを得ない場合には、これに準ずるようできる限り低廉な価格にするなど、十分な軽減を図ること。（専門職短期大学設置基準第三三條及び第四〇条／専門職短期大学設置基準第四〇条及び第四一條関係）

⑫ 校地の面積について、必要とされる面積は、原則として、収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積としたこと。
① 校地に面積について、必要とされる面積は、原則として、収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積としたこと。
② 「その場所に立地することが教育上特に必要」な場合は、例えば、臨地実務実習の円滑な実施や実務家教員の確実な確保等のために、専門職短期大学等を特定場所に立地させることが特に必要である場合をいうこと。
③ 「やむを得ない事由により所要の土地を確保することが困難」であるため基準面積

を確保できない場合は、例えば、専門職大学等の立地場所の周辺に民間企業等の施設が集積し、既に高度に土地が利用されていること等の理由により、設置基準に定める面積の確保が物理的に事実上困難であることや、土地の取得に関して法令の制限があること等といった、客観的に見てやむを得ない事由がある場合をいうこと。

④ 「教育上支障のない限度」とは、例えば、当該校地に必要な面積基準を満たす校舎が備えられるとともに、休息や交流等学生の多様な活動を可能とする空間が確保され、教育課程の編成・実施や厚生補導の実施等を図る上で支障のない範囲のものであることをいうこと。(専門職大学設置基準第四六条／専門職短期大学設置基準第四四関係)校舎の面積について

⑬ ① 専門職大学設置基準別表第二イの表第五号及び専門職短期大学設置基準別表第二イの表第五号の規定により、これらの表に定める面積を減ずることができる場合として、「(専門職大学設置基準)第二九条第一項第四号／(専門職短期大学)第二六条第一項第四号に規定する卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実験・実習室その他の実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用により確保する場合」及び「その他の相当の事由があると認められる場合」を規定したこと。

② 臨地実務実習に必要な施設を事業者の施設の使用により確保する場合の減算については、設置基準上も必修化された臨地実務実習(二十単位分又は十単位若しくは十五単位分)を実施するための施設が事業者から継続的・安定的に供用され、かつ、当該施設を含め、全授業科目の授業を実施する上で必要な施設設備が整っていることを条件として、事業者の施設における主な実習場所の面積に相当する面積を、必要校舎面積から減ずることを認めることとする。なお、これにより減ずることができる面積は、別表第二に定める面積の十五パーセン

トまでとすること。

③ 「その他の相当の事由があると認められる場合」の減算は、さらに、産業界等との密接な連携、社会人学生の受入れなどの専門職大学等の特色に鑑み、必要校舎面積を減ずることを認めるものであり、例えば、設置基準上必修化された臨地実務実習以外の実習を校外で行う場合に、校外施設の確保の状況に応じて必要校舎面積を減ずること等が考えられること。これにより、②の減算に加え、別表第二に定める面積の五パーセントまでをさらに減ずることができることとする。 (専門職大学設置基準第四七条及び別表第二／専門職短期大学設置基準第四五条及び別表第二関係)

⑭ ① その他専門職大学設置基準(第二四条第二項を除く。)及び専門職短期大学設置基準(第二一条第二項を除く。)の規定において「別に定めるところ」によることとされている事項については、「専門職大学に關し必要な事項を定める件」第一一条から第三五条まで及び第六九条から第九九条まで並びに「専門職短期大学に關し必要な事項を定める件」第一一条から第三五条まで及び第六九条から第九九条までの規定により、大学設置基準及び短期大学設置基準の相当の規定に基づく関係告示を準用することとしたこと。

② 専門職大学設置基準第二四条第二項及び専門職短期大学設置基準第二一条第二項の規定により、外国の大学等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものについては、「外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設の指定等に関する規程(平成十六年文部科学省告示第一七六号)」を改正して、同告示の規定を専門職大学等にも適用する予定であること。

③ その他専門職大学設置基準又は専門職短

期大学設置基準の規定の解釈、留意事項等については、必要に応じ、大学設置基準又は短期大学設置基準の相当規定に関する通知を参照されたいこと。

第四 専門職大学に關し必要な事項を定める件(平成二十九年文部科学省告示第一〇九号)及び専門職短期大学に關し必要な事項を定める件(平成二十九年文部科学省告示第一一〇号) 1 専門職大学に關し必要な事項を定める件の制定 告示の概要

(1) 入学前の実務の経験を通じ実践的な能力を修得した者に対する単位認定に関する事項 専門職大学設置基準第二六条第三項に規定する入学前の実務の経験を通じた実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなして行う単位の授与は、次の表の左欄に掲げる授業科目について、同表の中欄に掲げる者に対し、それぞれ同表の右欄に掲げる方法によって行うものとしたこと。ただし、与えることのできる単位数は、同表の各項の方法により与える単位数を合わせて三十単位を超えないものとした

授業科目	単位を与えられる者	単位を与える方法
職業専門科目及び展開科目	専門性が求められる職業に係る実務の経験を有し、かつ、法令の規定に基づく職業資格又は次に掲げる実務の能力に關する審査における成果(当該専門職大学において専門職大学の教育に相当する水準を有することと認められたものに限る。)を有することにより、当該専門職大学の授業科目において修得させることとしている実践的な能力と同等以上の能力を修得しているものと認められる者	中欄に掲げる者の申出により、その者が修得していると認められる実践的な能力を修得させることとしている授業科目について、当該授業科目に係る単位を三十単位を超えない範囲で与える。
	<p>① 法令の規定に基づく技能検定、技能審査その他の実務の能力に關する審査</p> <p>② ①に掲げるもののほか、①の審査と同等以上の社会的評価を有する実務の能力に關する審査であつて、次に掲げる要件を備えたもの</p> <p>ア 審査を行う者が国、地方公共団体、独立行政法人その他の公益的法人であること</p> <p>イ 審査の内容が、学校教育法第八三条の二第一項に規定する専門職大学の目的に照らし適切なものであること</p>	

<p>ウ 審査が全国的な規模において、毎年一回以上行われるものであること</p> <p>エ 審査の実施の方法が、適切かつ公正であること</p>	<p>科目において修得させることとして、当該授業者科目得させることとして、当該専門職大学の授業における実務上の業績を有すること専門性が求められる職業に係る実務の経験を有し、かつ、当該職業に在る実践的な能力と同等以上の能力を修得していると認められる者</p>
<p>ウ 審査が全国的な規模において、毎年一回以上行われるものであること</p> <p>エ 審査の実施の方法が、適切かつ公正であること</p>	<p>科目において修得させることとして、当該授業者科目得させることとして、当該専門職大学の授業における実務上の業績を有すること専門性が求められる職業に係る実務の経験を有し、かつ、当該職業に在る実践的な能力と同等以上の能力を修得していると認められる者</p>
<p>ウ 審査が全国的な規模において、毎年一回以上行われるものであること</p> <p>エ 審査の実施の方法が、適切かつ公正であること</p>	<p>科目について、当該授業者科目得させることとして、当該専門職大学の授業における実務上の業績を有すること専門性が求められる職業に係る実務の経験を有し、かつ、当該職業に在る実践的な能力と同等以上の能力を修得していると認められる者</p>

(2) 第四條

② 臨地実務実習及び連携実務演習等の開設に関する事項

- ア 専門職大学設置基準第二九条第一項第四号に規定する臨地実務実習に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものとしたこと。(第五條第一項)
- (ア) 臨地実務実習施設の開設者又は管理者である事業者等と協議して臨地実務実習の実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施すること。
- (イ) 実施計画には、臨地実務実習施設における実習の内容、期間、一日当たりの実習時間及び主たる実習場所、受け入れる学生の数、実習指導者の配置、成績評価の基準及び方法、学生に対する報酬及び交通費支給等の取扱い、実習中の災害補償及び損害賠償責任その他の臨地実務実習の実施に必要な事項を記載すること。
- (ウ) 臨地実務実習施設には、実習内容を受け入れる学生の数等に応じ、必要な数の実習指導者を置くこと。
- (エ) 実習指導者は、臨地実務実習に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、臨地実務実習の指

導を行うために必要な能力を有すると認められる者であること。

- (オ) 巡回指導等の実施、定期的な報告の受理等により、臨地実務実習に係る授業科目を担当する教員が臨地実務実習施設における実習の実施状況を十分に把握できる体制を整えていること。
- イ 専門職大学設置基準第二九条第一項第四号に規定する連携実務演習等に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものとする。(第五條第二項)
- (ア) 連携実務演習等の授業で取り組む課題は、連携先事業者における実務に密接な関連を有するものとして連携先事業者が指定するものであって、学生の探究的な学習活動が促されるものであること。
- (イ) 連携先事業者と協議して連携実務演習等の実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施すること。
- (ウ) 連携実務演習等の実施計画は、連携実務演習等の内容及び日程、演習等指導者の指定、成績評価の基準及び方法、学生に対する報酬等の取扱いその他の連携実務演習等の実施に必要な事項を記載すること。

事項	準用する告示
<p>専門職大学設置基準第一八条第二項の規定に基づき、専門職大学が履修させることができる授業等(多様なメディアを高度に利用して行う授業)に関する事項</p>	<p>平成十三年文部科学省告示第五一〇号(大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件)</p>
<p>専門職大学設置基準第一八条第四項の規定に基づき、専門職大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合に関する事項</p>	<p>平成十五年文部科学省告示第四三三〇号(大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件)</p>
<p>専門職大学設置基準第二五条第一項の規定に基づき、専門職大学が単位を与えることのできる学修(大学以外の教育施設等における学修)に関する事項</p>	<p>平成三年文部科学省告示第六八〇号(大学設置基準第二十九条第一項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件)平成〇〇年文部科学省告示第一六四号(大学が国際連携学修を定める件)</p>
<p>専門職大学設置基準第六六条第一項の規定に基づき、専門職大学が国際連携学修を設ける場合に関する事項</p>	<p>平成二十六年文部科学省告示第一六四号(大学が国際連携学修を設ける場合について定める件)</p>
<p>専門職大学設置基準第六七条第二項の規定に基づき、国際連携学修を設ける専門職大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国専門職大学と協議する事項</p>	<p>平成二十六年文部科学省告示第一六八号(国際連携学修を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学と協議する事項について定める件)</p>
<p>専門職大学設置基準第七三条の規定に基づき、専門職大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合に関する事項</p>	<p>平成二十年文部科学省告示第一〇三三〇号(大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合の基準)</p>
<p>専門職大学設置基準第七四条の規定に基づき、新たに専門職大学を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備に関する事項</p>	<p>平成十五年文部科学省告示第四四〇号(大学設置基準第四十五条の規定に基づき新たに大学等を設置し、又は築字を履修する課程の修業年限を変更する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件)</p>

- (エ) 連携先事業者において、演習等指導者を指定すること。
 - (オ) 演習等指導者は、連携実務演習等に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、連携実務演習等の指導を行うために必要な能力を有するものと認められる者であること。
 - (3) その他必要な事項
- 次の表の左欄に掲げる事項については、同表右欄に掲げる告示の規定を準用するものとしたこと。(第一条から第三条まで及び第六条から第九条まで)

2 専門職短期大学に関し必要な事項を定める件の制定

告示の概要

(1) 入学前の実務の経験を通じ実践的な能力を修得した者に対する単位認定に関する事項
 専門職短期大学設置基準第二三条第三項に規定する入学前の実務の経験を通じた実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなして行う単位の授与は、次の表の左欄に掲げる授業科目について、同表の中欄に掲げる者に対し、

授業科目 職業専門科目及び 展開科目	単位を与えられる者	単位を与える方法
	<p>① 法令の規定に基づく技能検定の、技能審査その他の実務の能力に関する審査</p> <p>② ①に掲げるもののほか、①の審査と同等以上の社会的評価を有する実務の能力に関する審査であって、次に掲げる要件を備えたもの</p> <p>イ 審査を行う者が国、地方公共団体、独立行政法人その他の公益的法人であること</p> <p>ロ 審査の内容が、学校教育法第一〇八条第四項に規定する専門職短期大学の目的に照らして適切なるものであること</p>	<p>中欄に掲げる者の申出により、その者が修得していると認められる実践的な能力を修得させることとしている授業科目について、当該授業科目に係る単位を、修業年限が二年の専門職短期大学にあつては十五単位を超えない範囲で、修業年限が三年の専門職短期大学にあつては二十三位(卒業要件の特例を適用する夜間三年制専門職短期大学にあつては十五単位)を超えない範囲で与える。</p>

それぞれ同表の右欄に掲げる方法によつて行うものとする。ただし、与えることのできる単位数は、同表の各項の方法により与える単位数を合わせて、修業年限が二年の専門職短期大学にあつては十五単位、修業年限が三年の専門職短期大学にあつては二十三位(卒業要件の特例を適用する夜間三年制の専門職短期大学にあつては十五単位)を超えないものとする。 (第四条)

<p>臨地実務実習</p>	<p>ハ 審査が全国的な規模において、毎年一回以上行われるものであること</p> <p>ニ 審査の実施の方法が、適切かつ公正であること</p>	<p>中欄に掲げる者の申出により、その者が修得していると認められる実践的な能力を修得させることとしている授業科目について、当該授業科目に係る単位を、修業年限が二年の専門職短期大学にあつては十単位を超えない範囲で、修業年限が三年の専門職短期大学にあつては十五単位(卒業要件の特例を適用する夜間三年制の専門職短期大学にあつては十単位)を超えない範囲で与える。</p>
<p>臨地実務実習及び連携実務演習等の開設に関する事項</p> <p>ア 専門職短期大学設置基準第二六条第一項第四号に規定する臨地実務実習に係る授業科目の開設は、次に掲げることにより行うものとする。(第五条第一項)</p> <p>(ア) 臨地実務実習施設の開設者又は管理者である事業者等と協議して臨地実務実習の実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施すること。</p> <p>(イ) 実施計画には、臨地実務実習施設における実習の内容、期間、一日当たりの実習時間及び主たる実習場所、受け入れる学生の数、実習指導者の配置、成績評価の基準及び方法、学生に対する報酬及び交通費支給等の取扱い、実習中の災害補償及び損害賠償責任その他の臨地実務実習の実施に必要な事項を記載すること。</p> <p>(ウ) 臨地実務実習施設には、実習内容、受け入れる学生の数等に応じ、必要な数の実習指導者を置くこと。</p>	<p>ハ 審査が全国的な規模において、毎年一回以上行われるものであること</p> <p>ニ 審査の実施の方法が、適切かつ公正であること</p>	<p>中欄に掲げる者の申出により、その者が修得していると認められる実践的な能力を修得させることとしている授業科目について、当該授業科目に係る単位を、修業年限が二年の専門職短期大学にあつては十単位を超えない範囲で、修業年限が三年の専門職短期大学にあつては十五単位(卒業要件の特例を適用する夜間三年制の専門職短期大学にあつては十単位)を超えない範囲で与える。</p>
<p>イ 審査を行う者が国、地方公共団体、独立行政法人その他の公益的法人であること</p> <p>ロ 審査の内容が、学校教育法第一〇八条第四項に規定する専門職短期大学の目的に照らして適切なるものであること</p>	<p>中欄に掲げる者の申出により、その者が修得していると認められる実践的な能力を修得させることとしている授業科目について、当該授業科目に係る単位を、修業年限が二年の専門職短期大学にあつては十五単位を超えない範囲で、修業年限が三年の専門職短期大学にあつては二十三位(卒業要件の特例を適用する夜間三年制専門職短期大学にあつては十五単位)を超えない範囲で与える。</p>	

(エ) 実習指導者は、臨地実務実習に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、臨地実務実習の指導を行うために必要な能力を有すると認められる者であること。

(オ) 巡回指導等の実施、定期的な報告の受理等により、臨地実務実習に係る授業科目を担当する教員が臨地実務実習施設における実習の実施状況を十分に把握できる体制を整えていること。

イ 専門職短期大学設置基準第二六条第一項第四号に規定する連携実務演習等に係る授業科目の開設は、次に掲げることにより行うものとする。(第五条第二項)

(ア) 連携実務演習等の授業で取り組む課題は、連携先事業者における実務に密接な関連を有するものであつて、連携先事業者が指定するものであつて、学生の探究的な学習活動が促されるものであること。

(イ) 連携先事業者と協議して連携実務

事項	準用する告示
専門職短期大学設置基準第一五条第二項の規定に基づき、専門職短期大学が履修させることができる授業等(多様なメディアを高度に利用して行う授業)に関する事項	平成十三年文部科学省告示第五二号(短期大学設置基準第十一条第二項の規定に基づき、短期大学が履修させることができる授業等について定める件)
専門職短期大学設置基準第一五条第四項の規定に基づき、専門職短期大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合に関する事項	平成十五年文部科学省告示第五一号(短期大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件)
専門職短期大学設置基準第二二条第一項の規定に基づき、専門職短期大学が単位を与えることのできる学修(専門職短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)に関する事項	平成三年文部省告示第六九号(短期大学設置基準第十五条第一項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件)
専門職短期大学設置基準第六三条第一項の規定に基づき、専門職短期大学が国際連携学科を設ける場合に関する事項	平成二十六年文部科学省告示第一六六号(短期大学が国際連携学科を設ける場合について定める件)
専門職短期大学設置基準第六四条第二項の規定に基づき、国際連携学科を設ける専門職短期大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国専門職短期大学と協議する事項	平成二十六年文部科学省告示第一七〇号(国際連携学科を設ける短期大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国短期大学と協議する事項について定める件)
専門職短期大学設置基準第七〇条の規定に基づき、専門職短期大学が外国に学科その他の組織を設ける場合に関する事項	平成二十年文部科学省告示第一〇五号(短期大学が外国に学科その他の組織を設ける場合の基準)

- 演習等の実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施すること。
- (ウ) 連携実務演習等の実施計画は、連携実務演習等の内容及び日程、演習等指導者の指定、成績評価の基準及び方法、学生に対する報酬等の取扱いその他の連携実務演習等の実施に必要な事項を記載すること。
- (エ) 連携先事業者において、演習等指導者を指定すること。
- (オ) 演習等指導者は、連携実務演習等に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、連携実務演習等の指導を行うために必要な能力を有すると認められる者であること。
- (3) その他必要な事項

3

- 次の表の左欄に掲げる事項については、同表右欄に掲げる告示の規定を準用するものとすること。(第一条から第三条まで及び第六条から第九条まで)
- 留意事項
- 入学前の実務の経験を通じ実践的な能力を修得した者に対する単位認定について
 - 専門職短期大学設置基準第二六条第三項又は専門職短期大学設置基準第二三条第三項の

専門職短期大学設置基準第七二条の規定に基づき、新たに専門職短期大学を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備に関する事項

規定により単位を与えられる者は、実務の経験を通じた実践的な能力の修得により、当該専門職短期大学等の授業科目で修得させる能力と同等以上の能力を既に有していると認められる者であり、その修得した能力に關し、職業資格・技能検定等による客観的な証明があるものについては職業専門科目及び展開科目に係る単位を、それ以外のものについては、専門職における相当の実務業績が認められることにより、臨地実務実習に係る単位を与えることが可能となること。当該単位の授与は、専門職短期大学等の定めるところにより行うものとしており、これを行う専門職短期大学等においては、単位を与えることのできる授業科目の名称や、求める職業資格・技能検定等又は実務業績に關して、予め明示しておくことが望ましいこと。

② 単位を与えることができるのは、当該職業資格・技能検定等又は職業実務業績から認められる能力が、その内容及び水準において、当該授業科目で修得させる能力以上

平成十五年文部科学省告示第五二号(短期大学設置基準第三十七条の規定に基づき新たに短期大学等を設置し、又は兼学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件)

- と認められる場合であること。各専門職短期大学等においては、当該国家資格・技能検定等が証明する能力又は当該職業の職務範囲に従事した実務の困難性等から認められる能力の内容・水準が、当該授業科目の到達目標等に照らして十分であるかを適切に判断の上、単位認定を行うこと。
- 臨地実務実習及び連携実務演習等について
 - 臨地実務実習の実施に当たっては、座学

- で学んだ知識・技能を定着、発展させるなど、授業科目としての効果を十分に担保するよう、受入先事業者とも十分協議し、その実施内容・方法を適切に定めること。
- ② 連携実務演習等については、臨地実務実習に代替するものであり、企業等の実務上の課題に取り組む課題解決型の授業科目としての効果を十分に担保するよう、連携先事業者と十分協議し、その実施内容・方法を適切に定めること。
- ③ 臨地実務実習及び連携実務演習等の実施計画で定めるべき「その他の臨地実務実習/連携実務演習等の実施に必要な事項」としては、例えば、臨地実務実習及び連携実務演習等の成果として生じた知的財産権等の帰属に関する事項などか考えられること。
- 第五** 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十九年文部科学省令第三五号)
- 1 学校教育法施行規則の一部改正
- (1) 改正の概要
- 専門職短期大学等の設備、編制、学部及び学科専門職短期大学等の設備、編制、学部及び学

科に関する事項、教員の資格に関する事項、その他専門職大学等の設置に関する事項は、専門職大学設置基準及び専門職短期大学設置基準の定めるところによることとしたこと。(第一四二条第二項及び第五項)

② 実務経験を通じて修得した実践的な能力を勘案した修業年限の通算の要件及び通算することのできる期間

ア 法第八八条の二に規定する実務経験を通過して修得した実践的な能力を勘案した修業年限の通算は、専門職大学等の定めるところにより、当該職業を担うための実践的な能力(当該専門職大学等で修得させることとしているものに限る。)の修得を授業科目の履修とみなして単位を与えられた者に対し、与えられた当該単位数、その修得に要した期間その他専門職大学等が必要と認める事項を勘案して行うものとしたこと。(第一四六条の二第一項)

イ 法第八八条の二ただし書の規定に基づき文部科学大臣が定める期間の定めとして、専門職大学等が定める修業年限に通算することのできる期間は、当該専門職大学等の修業年限の四分の一を超えてはならないこととしたこと。(第一四六条の二第二項)

③ 認証評価機関が存在しない場合等の代替措置

法第一〇九条第三項に規定する分野別認証評価について、認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合における代替措置として、同項ただし書に規定する文部科学大臣の定める措置は、次に掲げるいずれかの措置としたこと。

ア 専門職大学等が、外国に主たる事務所を有する法人等であつて、当該専門職大学等の課程に係る分野について評価を行うもののうち、適正な評価を行うと国際的に認められたものとして文部科学大臣が指定した団体から、教育課程等の状況

について定期的に評価を受け、その結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告すること。(第一六七条第一号)

イ 専門職大学等が、教育課程等の状況について、当該専門職大学等の課程に係る分野に識見を有する者による検証を定期的に行い、その結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告すること。(第一六七条第二号)

④ 教育研究活動等の状況についての情報の公表

専門職大学等及び専門職大学院を置く大学にあつては、大学及び短期大学に求められている情報の公表に加え、専門性が求められる職業に関連する事業を行う者等との協力の状況についての情報を公表するものとしたこと。(第一七二条の二第二項)

⑤ その他
その他所要の規定の整備を行ったこと。

(2) 留意事項

① 分野別認証評価機関が存在しない場合等の代替措置のうち、学校教育法施行規則第一六七条第二号に定める措置については、制度創設当初の経過的な措置として、これによる代替を可能としたものであること。専門職大学等の設置に当たっては、このことを踏まえ、分野別認証評価の受審の在り方について適切に検討する必要があること。認証評価機関が存在しない分野においても認証評価機関の創設に向けた関係者の取組が推進されるよう、専門職大学等による積極的な協力が望まれること。

② 学校教育法施行規則第一七二条の二第二項に規定する関連事業者等との協力の状況についての情報公表の内容としては、教育課程連携協議会(専門職大学設置基準第一条、専門職短期大学設置基準第八条、専門職大学院設置基準第六条の二)の審議状況等に関する情報が考えられること。

③ 法第一〇九条第一項に基づく自己点検・評価の結果の公表を含め、専門職大学等における情報の公表に当たっては、教育研究

活動等の状況について、できる限り客観的な指標を採り入れる等により、産業界等をはじめとしたステークホルダーに対し分かりやすく明示していくことが必要であること。

2 学校教育法第百十條第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部改正

(1) 改正の概要

① 専門職大学等に係る大学評価基準についての認証の基準の細目

文部科学大臣が認証評価機関を認証する際の基準の適用の細目として、認証評価機関が定める大学評価基準が、専門職大学に係るものにあつては専門職大学設置基準に、専門職短期大学に係るものにあつては専門職短期大学設置基準に、それぞれ適合していることが必要である旨を定めたこと。(第一条第一項)

② 分野別認証評価に係る認証評価機関の認証の基準の細目

ア 大学評価基準に定めるべき事項の追加
分野別認証評価を行う認証評価機関が大学評価基準に定めるべき事項として、教育課程連携協議会に関する事及び学修成果に関する事(進路に関する事を含む)を追加した事。(第一条第三項第一号)

イ 評価における関係者の参画

分野別認証評価における評価方法には、高等学校、地方公共団体等の関係者からの意見聴取に加え、関連職業団体関係者等の意見聴取が含まれていることが必要である旨を定めたこと。(第一条第三項第二号)

ウ 大学評価基準の設定・変更にあつての意見聴取

分野別認証評価に係る大学評価基準の設定又は変更にあつては、関連職業団体関係者等の意見聴取を行うことが必要である旨を定めたこと。(第一条第三項第三号)

(2) 留意事項

改正後の第一条第三項に規定する分野別認証評価に係る認証評価機関の認証の基準の細目については、専門職大学等の分野別認証評価に加え、専門職大学院を置く大学の分野別認証評価についても同様に適用があるものであること。

3 専門職大学院設置基準の一部改正

(1) 改正の概要

① 教育課程の編成方針

専門職大学院における教育課程の編成方針として、産業界等との連携による授業科目の開設や、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえた授業科目の開発、当該状況の変化に対応した教育課程の構成等の不断の見直し、そのための適切な体制の整備等に関する事項を追加した事。(第六条)

(2) 教育課程連携協議会

① 専門職大学院は、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとした事。(第六条の二第一項)

② 教育課程連携協議会は、次の者をもって構成するものとした事。ただし、専攻分野の特性その他の当該専門職大学院における教育の特性により適当でないことと認められる場合は、(ウ)の者を置かないことができるものとした事。

ア 学長又は当該専門職大学院に置かれる研究科の長が指名する教員その他の職員(第六条の二第二項)

イ 当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するもの関係者であつて、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者(第六条の二第二項第二号)

ウ 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者(第六条の二第二項第三号)

エ 当該専門職大学院を置く大学の教員その他の職員以外の者であつて学長等が必

要と認める者(第六条の二第二項第四号)

③ 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長等に意見を述べることとしたこと。(第六条の二第三項)

ア 産業界等との連携による授業科目の開発及び開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

イ 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

(2) 留意事項

① 教育課程連携協議会の設置形態については、一の専門職大学院に一の教育課程連携協議会を設ける形のほか、分野や専攻等別に複数数の教育連携協議会を設ける形が考えられること。なお、既にいわゆるアドバイザリーボード等の組織を設けている専門職大学院においては、当該既存の組織を活用しつつ、設置基準に定める構成等の条件を整えることにより対応することとして差し支えないこと。また、設置基準上の教育課程連携協議会であることが学内規程等により明らかにされていれば、その名称は必ずしも「教育課程連携協議会」としなくとも差し支えないこと。

② 教育課程連携協議会の構成については、専門職大学院設置基準第六条の二第二項第一号から第三号まで(同項ただし書に規定する場合)は第六条の二第二項第一号及び第二号)の構成員をそれぞれ一名以上含むものとし、その構成員の過半数は、当該大学の教職員以外の者とするを基本とすること。

③ 専門職大学院設置基準第六条の二第二項第二号の「当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体」は、主として職能団体や事業者団体を想定したものであるが、専攻分野の特性により、当該職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による研究団体なども含み得ること。

と。

④ 専門職大学院設置基準第六条の二第二項第三号に掲げる者を置かないことができる。「当該専門職大学院における教育の特性により適当でない」と認められる場合」としては、当該専門職大学院が専ら国際的に通用する高度で専門的な知識・能力を涵養することを目的としている場合が想定されること。

⑤ 教育課程連携協議会は、産業界等との連携による教育課程の編成・実施に関する基本的な事項や、その実施状況の評価に関する事項を審議するものであり、教授会その他の審議機関との適切な役割分担により、教育研究機関としての自律性を確保しつつ、産業界等と連携した教育の推進に向け積極的な機能を果たすことが期待されるものであること。

4 学位規則の一部改正

(1) 改正の概要

① 専門職大学が行う学位の授与

ア 法第一〇四条第二項に規定する専門職大学を卒業した者に対し授与する文部科学大臣の定める学位は、「学士(専門職)」としたこと。(第二一条の二)

イ 法第一〇四条第二項に規定する専門職大学の前期課程を修了した者に対し授与する文部科学大臣の定める学位は、「短期大学士(専門職)」としたこと。(第二一条の三第二項)

② 専門職短期大学が行う学位の授与

法第一〇四条第六項に規定する専門職短期大学を卒業した者に対し授与する文部科学大臣の定める学位は、「短期大学士(専門職)」としたこと。(第五条の五)

③ その他
その他所要の改正を行ったこと。

(2) 留意事項

① 各専門職大学等において「学士(専門職)」又は「短期大学士(専門職)」の学位を授与する際には、「〇〇学士(専門職)」、「〇〇短期大学士(専門職)」のように、適切な専

攻分野の名称を「学士(専門職)」、「短期大学士(専門職)」の前に付記するものとする。付記する専攻分野の名称については、修めた課程の特徴をより明確に表すよう、学問分野ではなく職業・産業界の名称を付すことを基本とすること。

② なお、現在、中央教育審議会では「我が国の高等教育に関する将来構想について(平成二十九年三月六日諮問)」の審議の中で、学位等の国際通用性の確保に関する課題への対応についての検討を進めているところであるが、専門職大学等の学位についても国際通用性の確保は特に重要であり、専門職大学等を設置しようとする者においては、付記する専攻分野の名称について、同様の内容を提供する国内外の他の学位プログラムとも共通性のある名称を用いるなど、分かりやすく、通用性のあるものとする観点から、十分な検討を行うこと。

第六

学位の種類及び分野の変更等に関する基準の一部を改正する告示(平成二十九年文部科学省告示第一一一号)

(1) 改正の概要

大学(専門職大学を含む)の学部等又は短期大学(専門職短期大学を含む)の学科の設置等のうち学位の種類及び分野の変更を伴わないものについては、あらかじめ文部科学大臣に届け出ることとされているところ、専門職大学等に係る学位の種類及び分野の変更に関する基準を次のとおり定めたこと。(別表第一)

① 学位の種類別の区分として「学士(専門職)」及び「短期大学士(専門職)」の区分を設けたこと。

② 「学士(専門職)」に係る学位の分野の区分として「文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係(看護学関係)、保健衛生学関係(リハビリテーション関係)、

保健衛生学関係(看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。)」の十六区分を定めたこと。

③ 「短期大学士(専門職)」に係る学位の分野の区分として「文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係(看護学関係)、保健衛生学関係(リハビリテーション関係)、保健衛生学関係(看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。)」の十五区分を定めたこと。

(2) 留意事項

① 学位の種類及び分野の変更等に関する基準に定める「学位の分野」の区分は、当該区分を超える変更を認可に係らしめることとする区分として定められたものであり、当該基準は、設置認可に係る手続の要・不要を判定するための基準であって、学位に付す専攻分野の名称をこれに準拠させるものではないこと。

② 「学士(専門職)」及び「短期大学士(専門職)」の学位に付す専攻分野の名称については、学問分野ではなく職業・産業界の名称を付すことが基本となるが、それらの学位がどの「学位の分野」の区分に当たるかについては、類似の内容をもつ学位プログラム(「学士」、「短期大学士」等)に係るものを含む。)の例などを参考として、相当の区分に分類するものとする。

- 別添一 一 一 一 三 (略)
 - 別添二 一 一 一 二 (略)
 - 別添三 一 一 一 二 (略)
 - 別添四 一 一 一 二 (略)
 - 別添五 一 一 一 四 (略)
 - 別添六 (略)
- 〔参考〕関係資料(文部科学省ホームページ)
http://www.next.go.jp/a_menu/koutou/senmo
<http://1395435.hnu>
トップ教育 > 大学・大学院、専門教育 >

○ 大学設置基準及び短期大学設置 基準の一部を改正する省令等の 公布について(通知)

平成三〇年一月二十六日二九文科高第九三〇号、文部科学省高等教育局長から各
国公私立大学長、大学を設置する各地方
公共団体の長、各公立大学法人の理事長
大学を設置する各学校法人の理事長、大
学を設置する各学校設置会社の代表取
締役、放送大学学園理事長、各都道府県
知事、各都道府県教育委員会教育長、各
指定都市市長、各指定都市教育委員会教
育長、独立行政法人大学改革支援・学位
授与機構長、大学の教育研究等の総合的
な状況について認証評価を行う各認証
評価機関の長あて通知

この度、別添のとおり、「大学設置基準及び短期
大学設置基準の一部を改正する省令(平成三十年
文部科学省令第一号)」「別添一―及び別添一―
二」が、また、同省令の規定に基づき、「学位の種
類及び分野の変更等に関する基準の一部を改正す
る告示(平成三十年文部科学省告示第四号)」「別
添二」大学の専門職学科に関し必要な事項を定
める告示(平成三十年文部科学省告示第五号)「別
添三―一」短期大学の専門職学科に関し必要な
事項を定める告示(平成三十年文部科学省告示第
六号)「別添三―二」短期大学が入学前の実務
の経験を授業科目の履修とみなして行う単位の授
与について定める告示(平成三十年文部科学省告
示第七号)「別添三―三」が、それぞれ平成三十
年一月二十六日に公布され、平成三十一年四月一
日から施行されることとなりました。

今回の改正は、「学校教育法の一部を改正する法
律(平成二十九年法律第四一号)」により専門職大
学及び専門職短期大学(以下「専門職大学等」と
いう。)の制度化が図られたことを踏まえ、専門職
大学等の趣旨をさらに既存の大学及び短期大学
(以下「大学等」という。)の中にも活かし、既存
の大学等の一部の組織において実践的かつ創造的
な専門職業人養成の取組を推進するよう、新たに
専門職学科の制度を創設するものです。
加えて、短期大学については、社会人のための

職業教育機能・再教育機能を強化するよう、また、
地域における高等教育機会確保の観点から、小規
模な学科においても適切な運営が可能となるよう、
短期大学設置基準等の所要の規定の整備を行うこ
ととしています。

これらの省令・告示の改正・制定の趣旨、概要
及び留意事項は下記のとおりです。十分に御
了知の上、その運用に当たって遺漏のないようお
取り計らいください。

また、都道府県知事におかれては、市町村長及
び所轄の学校に対して、都道府県教育委員会にお
かれては、域内の市町村教育委員会に対して、本
改正の周知を図るよう配慮願います。

記

第一 改正・制定の趣旨

1 専門職学科の制度化

我が国の社会情勢がめまぐるしく変化し、課
題も複雑化していく中で、今後、職業の在り方
や働き方も大きく様変わりすることが想像され
ている。このような中で、我が国が、成長・発
展を持続していくためには、優れた専門技能等
をもつて、新たな価値を創造することができ
る専門職業人材の養成が不可欠となっている。こ
うした状況を踏まえ、先般「学校教育法の一部
を改正する法律」が成立し、機関全体を専門職
業人養成に特化した大学等の枠組みとして、
専門性が求められる職業を担うための実践的か
つ応用的な能力を育成し、展開させることを目
的とする専門職大学等の制度化が図られること
となった。

これらを受け、専門職大学等の趣旨をさらに
既存の大学等の中にも活かし、既存の大学等の
一部の組織において、実践的かつ創造的な専門
職業人養成の取組を推進するよう、大学等の専
門職学科の制度を創設する。

2 短期大学の機能強化

短期大学については、社会人のための職業教
育機能・再教育機能を強化するよう、実務の経
験を有する者が短期大学に入学する場合に、当
該実務経験を通じて能力修得への単位認定を行
える仕組みを整備する。
また、地域における高等教育機会確保の観点

から、小規模な学科においても適切な運営が可
能となるよう、短期大学の専任教員数及び校舎
面積について、小規模の学科を想定した基準を
追加する。

第二 大学設置基準及び短期大学設置基準の一部 を改正する省令(平成三十年文部科学省令第一 号)

1 改正の概要

(1) 大学設置基準の一部改正

ⅰ 専門職学科に関する特例

① 専門職学科とする学科等

i) 専門職学科

大学の学部のうち、専門性が求め
られる職業を担うための実践的かつ応用的
な能力を展開する教育課程を編成するもの
は、専門職学科としたこと。(第四十二条の
四第一項)

ii) 専門職学部

専門職学科のみで組織する学部は、専門
職学部としたこと。(第四十二条の四第二項)

② 専門職学科に係る入学者の選抜に当たつ ては、大学設置基準第二条の二(入学者選 抜)に定めるところによるほか、実務の経 験を有する者その他の入学者の多様性の確 保に配慮した入学者選抜を行うよう努める ものとしたこと。(第四十二条の五)

③ 教員組織

i) 専任教員数

学部の種類及び規模に応じて必要とされ
る専任教員の数に関し、専門職学科につい
てはより小規模の学科を想定した基準を追
加することとし、大学設置基準別表第一イ
の表について、専門職学科以外の学科に係
る表と専門職学科に係る表とをそれぞれ分
けて定めることとしたこと。(別表第一イ(1)
の表及び(2)の表)

ii) 実務の経験等を有する専任教員

ア 専門職学科に係る専任教員数のうち、 大学設置基準別表第一による学部の種類 及び規模に応じ定める専任教員数のおお むね四割以上は、専攻分野におけるお

むね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする」としたこと。(第四十二條の六第一項)

イ 専門職学科に係る実務の経験等がある専任教員のうち、アのおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数以上は、次のいずれかに該当する者とする」としたこと。(第四十二條の六第二項)

(ア) 大学又は専門職大学において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴のある者

(イ) 博士の学位、修士の学位又は修士(専門職)、法務博士(専門職)若しくは教職修士(専門職)の学位を有する者

(ウ) 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者

ウ アのおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う者(いわゆる「みなし専任教員」)で足りるものとしたこと。(第四十二條の六第三項)

④ 教育課程

i) 専門職学科に係る教育課程の編成方針

ア 専門職学科の教育課程の編成に当たっては、大学設置基準第十九条(教育課程の編成方針)に定めるところによるほか、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を展開させるとともに、職業倫理を涵養するよう適切に配慮しなければならないこととしたこと。(第四十二條の七第一項)

イ 専門職学科を設ける大学は、専門職学科の専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授

業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとしたこと。また、当該授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとしたこと。(第四十二條の七第二項及び第三項)

ii) 教育課程連携協議会

ア 専門職学科を設ける大学は、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとしたこと。(第四十二條の八第一項)

イ 教育課程連携協議会は、次の者をもって構成するものとしたこと。(第四十二條の八第二項)

(ア) 学長又は専門職学科を設ける学部の長(以下「学長等」という。)が指名する教員その他の職員

(イ) 当該専門職学科の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であつて、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者

(ウ) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

(エ) 臨地実務実習(⑤ii)ウ)の臨地実務実習をいう。その他の授業科目の開発又は授業の実施において当該専門職学科を設ける大学と連携する事業者

(オ) 当該専門職学科を設ける大学の教員その他の職員以外の者であつて学長等が必要と認める者

ウ 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長等に意見を述べらるものとしたこと。(第四十二條の八第三項)

(ア) 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開発その他の専門職学科の教育課程の編成に関する基本的な事項

(イ) 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の専門職学科の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

iii) 専門職学科の授業科目

専門職学科は、次に掲げる授業科目を開設するものとしたこと。(第四十二條の九)

ア 一般・基礎科目(幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うための授業科目並びに生涯にわたる自らの資質を向上させ社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。)

イ 職業専門科目(専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたる必要な能力を育成するための授業科目をいう。)

ウ 展開科目(専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であつて、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目をいう。)

エ 総合科目(修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に高めるための授業科目をいう。)

iv) 専門職学科に係る授業を行う学生数

専門職学科の一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、四十人以下とすることとしたこと。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでないこと。(第四十二條の十)

⑤ 卒業の要件等

i) 入学前の実務経験を通じて修得した実践的な能力についての単位認定

ア 専門職学科を設ける大学は、学生が当該大学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力を修得している場合において、教育上有益と認める

ときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該実践的な能力の修得を、当該専門職学科における授業科目の履修とみなし、三十単位を超えない範囲で大学の間定めておけることにより、単位を与えることができるものとしたこと。(第四十二條の十一第一項)

イ アにより与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該大学において修得した単位以外のものについては、大学設置基準第二十八條から第三十條までの規定により当該大学において修得したものとみなし、又は与える単位数と合わせて六十単位を超えないものとしたこと。(第四十二條の十一第二項)

ii) 専門職学科に係る卒業の要件

専門職学科に係る卒業の要件は、大学設置基準第三十二條(卒業の要件)に定めるところによるほか、次のいずれにも該当することとしたこと。(第四十二條の十二)

ア 大学設置基準第三十二條第一項の規定により卒業の要件として修得すべき百二十四単位以上の単位に、一般・基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ二十単位以上、職業専門科目に係る六十単位以上並びに総合科目に係る四十単位以上が含まれること。

イ 実験、実習又は実技による授業科目(やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認められる場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目)に係る四十単位以上を修得すること。

ウ イの授業科目に係る単位に臨地実務実習(企業等の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目であつて、文部科学大臣が定めるところにより開設されるものをいう。)に係る二十単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効

- 果を十分にあげることができると認められる場合には、五単位を超えない範囲で、連携実務演習等（企業等の事業者による授業科目のうち、当該事業者の実務にかかわる課題に取り組むもの（臨地実務実習を除く。）であつて、文部科学大臣が定めるところにより開設されるものをいう。）をもってこれに代えることができること。

⑥ 校舎等の施設

イ 校舎の面積

ア 学部の種類及び規模に応じ必要とされる基準校舎面積及び加算校舎面積について、専門職学部については、より小規模の学科を想定した基準を追加することとし、大学設置基準別表第三イの表及びびハの表について、専門職学部以外の学部に係る表と専門職学部に係る表とをそれぞれ分けて定めることとしたこと。（別表第三イ(1)の表及び(2)の表並びにハ(1)の表及び(2)の表）

イ 専門職学部に係る基準校舎面積及び加算校舎面積について、卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実験・実習室その他の実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用により確保する場合その他の相当の事由があると認められる場合には、教育研究に支障がない限度において、アの別表に定める面積を減ずることができることとしたこと。（別表第三イ(2)の表備考第二号）

ii) 実務実習に必要な施設
 専門職学科を設ける大学は、実験・実習室及び附属施設のほか、当該専門職学科に係る臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保するものとしたこと。（第四十二条の十三）

⑦ その他
 専門職学科の制度化に伴い、学部以外の基本組織に関する規定など所要の規定の整備を行ったこと。（第六条第二項及び第三項など）

⑧ 専門職大学の制度化に伴う規定の整備
 ア 大学の助手となることのできる者の資格として、学士（専門職）の学位を有する者を追加したこと。（第十七条第一号）
 イ その他所要の規定の整備を行ったこと。
 短期大学設置基準の一部改正
 1) 短期大学全般に関する制度改正
 ① 入学前の実務経験を通じて修得した職業に必要な能力についての単位認定
 短期大学は、学生が当該短期大学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通過し、当該職業に必要な能力を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該職業に必要な能力の修得を、当該短期大学における授業科目の履修とみなし、修業年限が二年の短期大学にあつては十五単位を、修業年限が三年の短期大学にあつては二十三単位（卒業要件の特例を適用する夜間三年制の短期大学にあつては十五単位を超えない範囲で短期大学の定めるところにより、単位を与えること）ができることとしたこと。（第十六条第三項）
 ② 小規模学科のための基準の整備
 i) 専任教員数
 短期大学の専任教員数に關し、入学定員の数が短期大学設置基準別表第一に定める数に満たない場合には、その二割の範囲内において兼任の教員に代えることができることとしたこと。（別表第一イの表備考第四号）
 ii) 校舎の面積
 短期大学については、学科の種類及び規模に応じ必要とされる基準校舎面積及び加算校舎面積に關し、別表第二を改正して、収容定員五十人までの場合の面積の定めを追加したこと。（別表第二イの表及びびロの表）
 ③ 専門職学科に関する特例
 ① 専門職学科とする学科
 短期大学の学科のうち、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な

2) 専門職大学の制度化に伴う規定の整備

能力を育成する教育課程を編成する者は、専門職学科としたこと。（第三十五条の四）
 ② 専門職学科に係る入学者選抜
 専門職学科に係る入学者の選抜に当たつては、短期大学設置基準第二条の二（入学者選抜）に定めるところによるほか、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めるものとしたこと。（第三十五条の五）

③ 教育課程

イ 専門職学科に係る教育課程の編成方針

ア 専門職学科の教育課程の編成に当たつては、短期大学設置基準第五条（教育課程の編成方針）に定めるところによるほか、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を育成するとともに、職業倫理を涵養するよう適切に配慮しなければならないこととしたこと。（第三十五条の六第一項）

イ 専門職学科を設ける短期大学は、専門職学科の専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとしたこと。また、当該授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとしたこと。（第三十五条の六第二項及び第三項）

ii) 教育課程連携協議会
 ア 専門職学科を設ける短期大学は、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとしたこと。（第三十五条の七第一項）
 イ 教育課程連携協議会は、次の者をもって構成するものとしたこと。（第三十五条の七第二項）

(ア) 学長又は専門職学科の長（以下「学長等」という。）が指名する教員その他の職員
 (イ) 当該専門職学科の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者又は当該職業の団体、広範囲の地域で活動するものとの関係者であつて、当該職業の実務に關し豊富な経験を有する者
 (ウ) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者
 (エ) 臨地実務実習（④アウ）の臨地実務実習をいう。）その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職学科を設ける短期大学と連携する事業者
 (オ) 当該専門職学科を設ける短期大学の教員その他の職員以外の者であつて学長等が必要と認める者
 ウ 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長等に意見を述べらるものとしたこと。（第三十五条の七第三項）
 (ア) 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
 (イ) 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に關する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項
 iii) 専門職学科の授業科目
 専門職学科は、次に掲げる授業科目を開設するものとしたこと。（第三十五条の八）
 ア 一般・基礎科目（幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うための授業科目並びに生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。）
 イ 職業専門科目（専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり

必要な能力を育成するための授業科目をいう。

ウ 展開科目（専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目をいう。）

エ 総合科目（修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に高めるための授業科目をいう。）

イ 専門職学科に係る授業を行う学生数

専門職学科の一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、四十人以下とすることとしたこと。ただし、教育上必要があることと認められる場合は、この限りでないこと。（第三十五条の九）

④ 卒業の要件

ア 修業年限が二年の専門職学科に係る卒業の要件は、短期大学設置基準第十八条（卒業の要件）に定めるところによるほか、次のいずれにも該当することとしたこと。（第三十五条の十第一項）

(ア) 短期大学設置基準第十八条第一項の規定により卒業の要件として修得すべき六十二単位以上の単位に、一般・基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ十単位以上、職業専門科目に係る三十単位以上並びに総合科目に係る二単位以上が含まれること。

(イ) 実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認められる場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目）に係る二十単位以上を修得すること。

(ウ) (イ)の授業科目に係る単位に臨地実務実習（企業等の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の業務に従事することにより行う実習による授業科目であって、文部科学大臣が定め

るところにより開設されるものをいう。）に係る十単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認められる場合には、二単位を超えない範囲で、連携実務演習等（企業等の事業者と連携して開設する演習又は実習等による授業科目のうち、当該事業者の実務にかかわる課題に取り組みもの（臨地実務実習を除く。）であって、文部科学大臣が定めるところにより開設されるものをいう。）をもってこれに代えることができること。

イ 修業年限が三年の専門職学科に係る卒業の要件は、短期大学設置基準第十八条に定めるところによるほか、次のいずれにも該当することとしたこと。ただし、同令第十九条の規定による卒業要件の特例を適用する夜間三年制の専門職学科にあつては、アと同様としたこと。（第三十五条の十第二項）

(ア) 短期大学設置基準第十八条第二項の規定により、卒業の要件として修得すべき九十三単位以上の単位に、一般・基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ十五単位以上、職業専門科目に係る四十五単位以上並びに総合科目に係る二単位以上が含まれること。

(イ) 実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認められる場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目）に係る三十単位以上を修得すること。

(ウ) (イ)の授業科目に係る単位に臨地実務実習に係る十五単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認められる場合には、三単位を超えない範囲で、連携実務演習等をもってこれに代えることができること。

ア 専門職学科に係る専任教員数のうち、短

⑤ 実務の経験等を有する専任教員

期大学設置基準別表第一による学科の種類及び規模に応じ定める専任教員数のおおむね四割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とするものとしたこと。（第三十五条の十一第一項）

イ 専門職学科に係る実務の経験等を有する専任教員のうち、アのおおむね四割の専任教員は、次のいずれかに該当する者とするものとしたこと。（第三十五条の十一第二項）

(ア) 大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学又は高等専門学校において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴のある者

(イ) 博士の学位、修士の学位又は修士（専門職）、法務博士（専門職）若しくは教職修士（専門職）の学位を有する者

(ウ) 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者

ウ アのおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数の範囲内については、専任教員以外の者であつても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う者（いわゆる「みなし専任教員」）で足りるものとしたこと。（第三十五条の十一第三項）

⑥ 実務実習に必要な施設
専門職学科を設ける短期大学は、実験・実習室及び附属施設のほか、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保するものとしたこと。（第三十五条の十二）

⑦ その他
専門職学科の制度化に伴う所要の規定の整備を行ったこと。

⑧ 専門職大学及び専門職短期大学の制度化に伴う規定の整備

ア 短期大学の助手となることのできる者の資格として、学士（専門職）の学位を有する者を追加したこと。（第二十六条第一号）

イ その他所要の規定の整備を行ったこと。
2 留意事項

(1) 学部・学科に代わる組織を設ける場合における専門職学科に関する特例の適用について

① 改正大学設置基準において、大学の学部の学科のうち、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開する教育課程を編成するものは、専門職学科としたこと。

② 大学設置基準第五条の規定により、大学は、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができることとされており、大学の学部の課程であつて、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開する教育課程を編成するものを設ける場合にあつても、専門職学科に関する特例が適用されるものであること。

③ 同様に、学校教育法第八十五条ただし書に規定する学部以外の基本組織を置く場合にあつても、大学設置基準第六条第二項及び第三項の改正により、当該学部以外の基本組織及びこれに設けられる学科に相当する組織について、専門職学部及び専門職学科に係る特例が適用されることとしたこと。

(2) 専門職学科における実務経験者その他の入学者の多様性の確保について
専門職学科を設ける大学等においては、文部科学省高等教育局長が毎年度発出する大学入学者選抜実施要項に基づき、入学者選抜を適切に実施すること。また、設置基準において入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜が努力義務化された趣旨を踏まえ、高等学校（普通科、専門学科及び総合学科）の卒業生、実務経験者その他の社会人、他の高等教育機関からの編入学生など、多様な入学者を積極的に受け入れることが期待されること。入学者の選抜に当たっては、実務経験や保有資格、技能検定での成績等を積極的に考慮するなど、多様な背景を持つ志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価すること等が考え

られること。
(大学設置基準第四十二条の五/短期大学設置基準第三十五条の五関係)

(3) 専門職学科に係る教育課程の編成方針について

専門職学科の教育は、理論と実務を架橋した教育により、実践的かつ創造的・応用的な能力を育成・展開させるものであること。また、産業界等との密接な連携を図りつつ、そのための教育課程を開発・実施し、不断の見直しを行っていくことが求められること。大学設置基準第四十二条の七第三項及び短期大学設置基準第三十五条の六第三項に規定する「適切な体制」の整備としては、授業科目の開発等に関する担当組織を設けることや、教育内容・方法の開発等に経験・実績のある教員等を配置することなどが考えられること。

(4) 教育課程連携協議会について

① 教育課程連携協議会の設置形態については、一の大学等に一の教育課程連携協議会を設ける形のほか、分野や学部等の別により複数の教育課程連携協議会を設ける形が考えられること。なお、設置基準上の教育課程連携協議会であることが学内規程等により明らかにされていれば、その名称は、必ずしも「教育課程連携協議会」としなくとも差し支えないこと。

② 教育課程連携協議会の構成については、大学設置基準第四十二条の八第二項及び短期大学設置基準第三十五条の七第二項の各号(第五号を除く)に規定する構成員をそれぞれ一名以上含むものとし、その構成員の過半数は、当該大学等の教職員以外の者とするを基本とすること。

③ 大学設置基準第四十二条の八第二項第二号及び短期大学設置基準第三十五条の七第二項第二号の「当該専門職学科の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体」は、主として職能団体や事業者団体を想定したものであるが、専攻

分野の特性により、当該職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による研究団体なども含む得ること。

④ 教育課程連携協議会は、産業界等との連携による教育課程の編成・実施に関する基本的な事項や、その実施状況の評価に関する事項を審議するものであること。専門職学科を設ける大学等においては、教育研究機関としての自律性を確保しつつ、産業界等と連携した教育を推進することが求められており、学位授与や教育課程編成、教員業績審査等の専門的な事項については教授会が審議すること等を踏まえつつ、教育課程連携協議会が、他の審議機関との適切な役割分担を図りながら、積極的な機能を果たすことを期待されるものであること。

(5) 専門職学科の授業科目について

① 開設すべき授業科目として定めた一般・基礎科目、職業専門科目、展開科目及び総合科目は、それら全体の履修を通じ、これからの社会で求められる実践的かつ創造的な専門職業人材を養成することを旨とするものであること。理論にも裏付けられた実践力の育成に加え、特定の職業における専門性に留まらない分野全般への精通や、関連する他分野への展開、生涯にわたる資質向上のための基礎的涵養など、幅広い能力の育成を図ることを旨とするものであること。

② 一般・基礎科目は、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うこと及び社会的・職業的自立を図るために必要な能力に加え、生涯にわたり自らの資質を向上させるために必要な能力を育成することを目的とするものであること。幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うための授業科目については、例えば、全学共通の一般教養科目等のうち、専門職学科の教育上の目的を達成するために必要なものを履修させることが想定されること。また、社会的・職業的自立や生涯にわたる資質向上のための授業科目としては、例えば、I

CT、外国語など、様々な職種を通じたキャリアアップの基礎となるリテラシー科目等が、その内容として考えられること。

③ 職業専門科目は、特定の職業(職種)において必要とされる理論的かつ実践的な能力に加え、当該職業の分野(例えば、観光分野、農業分野、情報分野など)についてその分野全般にわたる必要な能力を育成することを目的とするものであり、実習等の充実を図りつつ、理論と実践にわたる授業科目をバランスよく配当する必要があること。

④ 展開科目は、専攻する特定の職業分野に関連する他分野の応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成することを目的としており、例えば、専門技能等を活かした開業や新たな事業展開を図る際に必要となる経営等の知識や、連携・協働が進む隣接他分野の職業に関する知識等を学ぶ科目などが、その内容として考えられること。

⑤ 総合科目は、修得した知識・技能等を総合し、実践的かつ応用的な能力を総合的に高めることを目的とするものであり、卒業を前に、それまでの授業等で身に付けた知識・技能等を統合し、真の課題解決力・創造力に結び付けるための総合的な演習科目等が、その内容として考えられること。

⑥ なお、専門職学科の教育課程においては、その教育の目的に応じ、これら四種類の授業科目以外の授業科目を開設することも可能であること。専門職大学の開設する各大学等においては、これらの授業科目の開設を通じ、学生の主体的な学修を促す教育活動の展開を図ることが期待されること。

⑦ 制度上の必修単位数として、例えば、大学の専門職学科にあつては、卒業に必要な単位数を百二十四単位以上、開設すべき授業科目の単位数の合計を百四単位以上(一般・基礎科目二十単位以上、職業専門科目六十単位以上、展開科目二十単位以上及び総合科目四単位以上)としているが、その差分については、各専門職学科の教育の目的に応じ、いずれか

の単位数を増やす、又はこれら以外の授業科目を開設することにより修得させるものとする。

(6) 大学設置基準第四十二条の九/短期大学設置基準第三十五条の八関係

① 専門職学科の教育課程の特性に鑑み、実習等をはじめとした実践的な職業教育の授業を効果的に実施できるよう、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、原則として、四十人以下としたこと。

② 四十人を超える学生数での授業が認められるケースとしては、例えば、著名な講師を招き、その講義を複数の学科等の学生に同時に聴講させる場合や、全学共通の一般教養科目等を、専門職学科の学生にも一般・基礎科目として受講させる場合などで、教育上必要があり十分な効果をあげられる場合が考えられること。

(7) 大学設置基準第四十二条の十/短期大学設置基準第三十五条の九関係

① 入学前の実務の経験を通じた能力修得に対する単位認定については、「文部科学大臣が別に定めるところ」としては、「大学の専門職学科に必要事項を定める告示」第一条及び「短期大学が入学前の実務の経験を授業科目の履修とみなして行う単位の授与について定める告示」において、対象となる授業科目、単位を与えられる者及び単位を与える方法を定めていること。

(8) 大学設置基準第四十二条の十一/短期大学設置基準第十六条第三項関係

① 臨地実務実習及び連携実務演習等の開設に關し「文部科学大臣が別に定めるところ」としては、「大学の専門職学科に必要事項を定める告示」第二条第一項及び第二項並びに「短期大学の専門職学科に必要事項を定める告示」第一条及び第二条において、

実施計画の作成や当該実施計画に記載すべき事項、指導員の配置や当該指導員の要件等に関する事項を定めていること。

② 臨地実務実習については、学生を企業等の事業者の実務に従事させるものであることから、その実施方法や管理、手当等の実態によつては、実習先事業者と学生の間に使用従属関係が認められ、労働関係法令が適用される場合もあることに留意が必要であること。労働関係法令の適用の有無や適用される場合の遵守すべき事項等については、今後、厚生労働省と協議して指針を作成し、公表する予定であること。

③ なお、臨地実務実習の実習場所（企業その他の事業者の事業所又はこれに類する場所）については、企業等の学外の事業者の施設のほか、当該大学等の附属施設であっても、専攻に係る職業等の事業を営む事業者としての運営がなされているものは、これに含み得ること。

(9) 実務の経験等を有する専任教員について

① 専門職学科等においては、理論と実務の架橋を図り、実践的な教育を行う観点から、学部・学科の種類及び規模に応じ定める専任教員数のおおむね四割以上は、「専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（いわゆる「実務家教員」とした）こと。さらに当該必要とされる実務家専任教員数の二分の一以上は、実務の経験等に加え、大学等での教員歴、修士以上の学位、企業等での研究上の業績のいずれかを有する者（いわゆる「研究能力を併せ有する実務家教員」とした）こと。

② 実務家教員の「実務の能力」については、保有資格、実務の業績、実務を離れた後の年数等により、その適格を判断されるものであること。実務を離れた後の年数については、おおよその目安として、実務を離れたから五年から十年以内であることが望ましく、実務

を離れる前の実務経験の長さも考慮されること。

③ 研究能力を併せ有する実務家教員のうち「企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者」については、研究業績として、著書、論文等の学術上の業績を必ずしも求めるのではなく、実務上の実践知識を形式知化、あるいは構造化・理論化し、様々な形で発表した業績などが含まれること。

④ ①により必要とされる実務家専任教員数の二分の一の範囲内は、いわゆる「みなし専任教員」として、「一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部/学科の運営について責任を負う者」で足りることとしたこと。ここにいう「教育課程の編成」については担当する授業科目の教育内容、単位認定などに責任を有すること等が、「学部/学科の運営」については教授会等への出席など、組織の運営に責任をもって関与すること等が、一般的に求められること。

⑤ 「みなし専任教員」については、企業等の現場で現に取り扱われている生きた知識・技能等を教授していく上で、その役割が期待されるものであること。各大学等における「みなし専任教員」の活用に当たっては、教育研究水準の維持・確保に考慮しつつ、適切な活用を図りたいこと。

(10) 大学の専門職学部及び短期大学の専門職学科に係る校舎の面積について

① 大学設置基準別表第三イ②の表備考第二号及び短期大学設置基準別表第二イの表備考第五号の規定により、これらの表に定める面積を減ずることができる場合として、「卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実験・実習室その他の実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用により確保する場合」及び「その他の相当の事由があると認められる場合」を規定したこと。

② 臨地実務実習に必要な施設を事業者の施設の使用により確保する場合の減算については、

設置基準上も必修化された臨地実務実習（二十単位分又は十単位若しくは十五単位分）を実施するための施設が事業者から継続的・安定的に供用され、かつ、当該施設を含め、全授業科目の授業を実施する上で必要な施設設備が整っていることを条件として、事業者の施設における主な実習場所の面積に相当する面積を、必要校舎面積から減ずることを認めることとする。なお、これにより減ずることができない面積は、大学設置基準別表第三又は短期大学設置基準別表第二に定める面積の十五パーセントまでとすること。

③ 「その他の相当の事由があると認められる場合」の減算は、さらに、産業界等との密接な連携、社会人学生の受入れなどの専門職学科等の特色に鑑み、必要校舎面積を減ずることを認めるものであり、例えば、設置基準上必修化された臨地実務実習以外の実習を校外で行う場合に、校外施設の確保の状況に応じて必要校舎面積を減ずることが考えられること。これにより、②の減算に加え、大学設置基準別表第三又は短期大学設置基準別表第二に定める面積の五パーセントまでをさらに減ずることができるとすること。

(11) 大学設置基準別表第三/短期大学設置基準別表第二関係

① 専門職学科を設ける大学等に係る機関別認証評価について

② このことを踏まえ、機関別認証評価を行う各認証評価機関におかれても、例えば、専門職学科を設ける大学等の評価に当たり、専門職学科の教育課程連携協議会に関すること、進路に関すること等の評価を行うことを、大学評価基準に定めるなど、適切な対応を図りたいこと。

13) 専門職学科の課程を修了した者に授与する学位の表記について

① 大学又は短期大学が、専門職学科の課程を修了した者に対し、「学士」又は「短期大学士」の学位を授与する際には、「学士（○○専門職）」、「短期大学士（○○専門職）」のように、付記する専攻分野名に「専門職」の文字を付すものとする。また、ここにおける専攻分野の名称は、修めた課程の特徴をより明確に表すよう、学問分野ではなく職業・産業分野の名称を付すことを基本とすること。

② なお、現在、中央教育審議会では「我が国の高等教育に関する将来構想について（平成二十九年三月六日諮問）」の審議の中で、学位等の国際通用性の確保に関する課題への対応についての検討を進めているところであるが、専門職学科の学位についても国際通用性の確保は特に重要であり、専門職学科を設置しようとする者にあつては、付記する専攻分野の名称について、同様の内容を提供する国内外の他の学位プログラムとも共通性のある名称を用いるなど、分かりやすく、通用性のあるものとする観点から、十分な検討を行うこと。

第三 学位の種類及び分野の変更等に関する基準の一部を改正する告示（平成三十年文部科学省告示第四号）

1 改正の概要

文部科学大臣の認可を要せず、届出のみで行える学科等の設置の範囲を定める「学位の種類

の実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施すること。

(イ) 実施計画には、臨地実務実習施設における実習の内容、期間、一日当たりの実習時間及び主たる実習場所、受け入れる学生の数、実習指導者の配置、成績評価の基準及び方法、学生に対する報酬及び交通費支給等の取扱い、実習中の災害補償及び損害賠償責任その他の臨地実務実習の実施に必要な事項を記載すること。

(ウ) 臨地実務実習施設には、実習内容、受け入れる学生の数等に応じ、必要な数の実習指導者を置くこと。

(エ) 実習指導者は、臨地実務実習に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、臨地実務実習の指導を行うために必要な能力を有すると認められる者であること。

(オ) 巡回指導等の実施、定期的な報告の受理等により、臨地実務実習に係る授業科目を担当する教員が臨地実務実習施設における実習の実施状況を十分に把握できる体制を整えていること。

イ 短期大学設置基準第三十五条の第十一項第三号に規定する連携実務演習等に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものとすること。(第二十一条)

(ア) 連携実務演習等の授業で取り組む課題は、連携先事業者における実務に密接な関連を有するものとして連携先事業者が指定するものであって、学生の探究的な学習活動が促されるものであること。

(イ) 連携先事業者と協議して連携実務演習等の実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施すること。

(ウ) 連携実務演習等の実施計画は、連携実務演習等の内容及び日程、演習等指導者の指定、成績評価の基準及び方法、学生に対する報酬等の取扱いその他の連携実務演習等の実施に必要な事項を記載すること。

(エ) 連携先事業者において、演習等指導者を指定すること。

(オ) 演習等指導者は、連携実務演習等に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、連携実務演習等の指導を行うために必要な能力を有すると認められる者であること。

(3) 短期大学が入学前の実務の経験を授業科目の履修とみなして行う単位の授与について定める告示の制定

入学前の実務の経験を通じ能力を修得した者に対する単位認定に関する事項

短期大学設置基準第十六条第三項に規定する入学前の実務の経験を通じた職業に必要な能力の修得を授業科目の履修とみなして行う単位の授与は、次の表の左欄に掲げる授業科目について、同表の中欄に掲げる者に対し、それぞれ同表の右欄に掲げる方法によって行うものとする。ただし、与えることのできる単位数は、同表の各項の方法により与える単位数を合わせて、修業年限が二年の短期大学にあっては十五単位、修業年限が三年の短期大学にあっては二十三単位(卒業要件の特例を適用する夜間等三年制の短期大学にあっては十五単位)を超えないものとする。

授業科目	単位を与えられる者	単位を与える方法
職業専門科目及び専門性が求められる職業に係る実務の経験を有し、かつ、法展開科目令の規定に基づく職業資格が認められる者(専門職は次に掲げる実務の能力に関する審査における成果当該短大学において短期大学の教員による審査に相当する水準を有するものと認められるに限る。)	中欄に掲げる者の申出により、その者が修得している職業に必要な能力を修得していることとして、当該授業科目に係る単位を、修業年限が二年の短期大学にあっては十五単位、修業年限が三年の短期大学にあっては二十三単位を超えない範囲で与える。	
職業専門科目及び専門性が求められる職業に係る実務の経験を有し、かつ、法展開科目令の規定に基づく職業資格が認められる者(専門職は次に掲げる実務の能力に関する審査における成果当該短大学において短期大学の教員による審査に相当する水準を有するものと認められるに限る。)	中欄に掲げる者の申出により、その者が修得している職業に必要な能力を修得していることとして、当該授業科目に係る単位を、修業年限が二年の短期大学にあっては十五単位、修業年限が三年の短期大学にあっては二十三単位を超えない範囲で与える。	
職業専門科目及び専門性が求められる職業に係る実務の経験を有し、かつ、法展開科目令の規定に基づく職業資格が認められる者(専門職は次に掲げる実務の能力に関する審査における成果当該短大学において短期大学の教員による審査に相当する水準を有するものと認められるに限る。)	中欄に掲げる者の申出により、その者が修得している職業に必要な能力を修得していることとして、当該授業科目に係る単位を、修業年限が二年の短期大学にあっては十五単位、修業年限が三年の短期大学にあっては二十三単位を超えない範囲で与える。	

る要件を備えたもの
イ 審査を行う者が国、地方公共団体、独立行政法人その他の公益的法人であること
ロ 審査の内容が、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十一条に規定する短期大学の目的に照らして適切なものであること
ハ 審査が全国的な規模において、毎年一回以上行われるものであること
ニ 審査の実施の方法が、適切かつ公正であること

臨地実務実習(専ら職業の経験を有し、かつ、当該職業において実務上の業績を有することにより、当該短期大学の授業科目において修得させることとして、当該短期大学にあっては十五単位、修業年限が三年の短期大学にあっては二十三単位を超えない範囲で与える)を修得していることと認められる者

中欄に掲げる者の申出により、その者が修得している職業に必要な能力を修得していることとして、当該授業科目に係る単位を、修業年限が二年の短期大学にあっては十五単位、修業年限が三年の短期大学にあっては二十三単位を超えない範囲で与える。

2 留意事項

(1) 入学前の実務の経験を通じ能力を修得した者に対する単位認定について
① 大学設置基準第四十二条の十一第一項又は短期大学設置基準第十六条第三項の規定により単位を与えられる者は、専門性が求められる職業における実務の経験を通じた能力の修得により、当該大学の専門職学科又は短期大学の授業科目で修得させる能力と同等以上の能力を既に有していると認められる者であること。
② ①の者のうちその修得した能力に関し職業資格・技能検定等による客観的な証明があるものに対しては、大学の専門職学科にあっては

は職業専門科目及び展開科目に係る単位を、短期大学にあっては職業に必要な能力の育成を目的とする科目に係る単位を与えることが可能となること。その他①の者に対しては、当該職業における相当の実務業績が認められることにより、専門職学科の臨地実務実習に係る単位を与えることが可能となること。

③ 当該単位の授与は、大学等の定めるところにより行うものとしており、これを行う大学等においては、単位を与えることのできる授業科目の名称や、求める職業資格・技能検定等又は実務業績について、予め明示しておくことが望ましいこと。

④ 単位を与えることができるのは、当該職業資格・技能検定等又は職業実務業績から認められる能力が、その内容及び水準において、当該授業科目で修得させる能力以上と認められる場合であること。各大学等においては、当該国家資格・技能検定等が証明する能力又は当該職業の職務範囲、従事した実務の困難性等から認められる能力の内容・水準が、当該授業科目の到達目標等に照らして十分であるかを適切に判断の上、単位認定を行うこと。

(2) 臨地実務実習の実施に当たっては、座学で学んだ知識・技能を定着・発展させるなど、授業科目としての効果を十分に担保するよう、受入先事業者とも十分協議し、その実施内容・方法を適切に定めること。

② 連携実務演習等については、臨地実務実習に代替するものであり、企業等の実務上の課題に取り組む課題解決型の授業科目としての効果を十分に担保するよう、連携先事業者と十分協議し、その実施内容・方法を適切に定めること。

③ 臨地実務実習及び連携実務演習等の実施計画で定めるべき「その他の臨地実務実習/連携実務演習等の実施に必要な事項」としては、例えば、臨地実務実習及び連携実務演習等の成果として生じた知的財産権等の帰属に関する事項などが考えられること。

別添一―一―二(略)

別添二（略）
別添三―一〇三―三三（略）

〔参考〕関係資料（文部科学省ホームページ）
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senmo_n/1395435.htm

トップ▽教育▽大学・大学院、専門教育▽
専門職大学・専門職短期大学▽専門職大学
等関係法令を参照

○ 専門職大学院設置基準の一部を 改正する省令等の公布について （通知）

平成三〇年三月二〇日一九文科高第一
一五四号、文部科学省高等教育局長から
各国公立大学長、大学を設置する各地
方公共団体の長、各公立大学法人の理事
長、大学を設置する各学校法人の理事長、
大学を設置する各学校設置会社の代表
取締役、放送大学学園理事長あて通知

この度、別添のとおり、「専門職大学院設置基準
の一部を改正する省令（平成三十年文部科学省令
第一一号）」【別添一】が、また、同省令の規定に
基づき、「専門職大学院に関し必要な事項について
定める件の一部を改正する告示（平成三十年文部
科学省告示第六六号）」【別添二】が、それぞれ平成
三十年三月三十日に公布され、平成三十年四月一
日から施行されることとなりました。

今回の改正は、平成二十八年八月に取りまとめ
られた中央教育審議会大学分科会大学院部会専門
職大学院ワーキンググループ「専門職大学院を中
核とした高度専門職業人養成機能の充実・強化方
策について」等に基づき、社会（「出口」）や地域
のニーズに対応するための新たな取組や専門職大
学院の特長を伸ばすための取組を促進させ、高度
専門職業人養成機能を一層強化させる観点から、
専門職大学院の専任教員に係る要件の緩和や専門
職大学院と学部や修士課程等との連携の強化等を
推進するとともに、法科大学院の入学者選抜に係
る努力義務の要件の緩和を図るものです。

これらの省令・告示の改正の趣旨、概要及び留

意事項は下記のとおりですので、十分に御了知の
上、その運用に当たって遺漏のないようお取り計
らいください。

記

第一 改正の概要

- 1 専門職大学院設置基準の一部を改正する省令
（平成三十年文部科学省令第十一号）
専門職学位課程と他の課程との兼務
- (1) 専門職学位課程に必ず置くこととされる
専任教員について、教育上支障を生じない場
合には、一個の専攻に限り、学部の専任教員
又は、博士課程若しくは他の専門職学位課
程を担当する教員がこれを兼ねることがで
きるようにすること。（第五条第二項関係）
- (2) ①のうち修士課程、博士課程（前期及び後
期の課程に区分する博士課程における前期
の課程に限る。）又は他の専門職学位課程の
教員については、当該課程を廃止し、又は当
該課程の収容定員を減じてその教員組織を
基に専門職学位課程を設置する場合（専門職
学位課程を廃止し、又は収容定員を減じる場
合にあつては、教育研究上の目的及び教育課
程の編成に重要な変更がある場合に限る。）
であつて、当該設置から五年を経過するまで
の間に限ること。（第五条第二項関係）
- (3) ①及び②により兼務できる者のうち、博士
課程（前期及び後期の課程に区分する博士課
程における前期の課程を除く。）を担当する
教員以外のものについては、専門職大学院に
関し必要な事項について定める件（平成十五
年文部科学省告示第五三〇号）において定める
こととする。（第五条第三項関係）
- (4) 平成二十五年以前に設置された教職大
学院については引き続き平成三十年年度まで
の間、修士課程及び博士課程（前期及び後期
の課程に区分する博士課程における前期の
課程に限る。）との兼務を三分の一の範囲内
で認めることとする。（附則第二項及び
第三項関係）
- (2) その他
所要の規定の整備を行ったこと。
2 専門職大学院に関し必要な事項について定め

る件の一部を改正する告示（平成三十年文部科
学省告示第六六号）

- (1) 上記1(1)①により兼務することができるとする
学部の専任教員又は修士課程、博士課程（前
期及び後期の課程に区分する博士課程におけ
る前期の課程に限る。）若しくは他の専門職学
位課程の専任教員を兼ねることができるとする者の
数は大学院設置基準第九条第一項の規定によ
り修士課程に置くものとする専任教員の数ま
でとすること。（第一条第二項関係）
- (2) 法科大学院のほかに法学分野の専門職学位課
程を置く際の教員基準の緩和
法科大学院を置く大学が、一の研究科に当該
法科大学院以外の法学を履修する専門職学位
課程を置く場合は、第一条第一項に定める最小
専門職大学院別専任教員数を減ずることがで
きるよう規定を改め、七人とする。（第一
条第一項関係）
- (3) みなし専任教員の要件緩和
第二条第二項に定める者（みなし専任教員）
の一年間の授業科目の担当単位数である、六単
位を「四単位」とすること。（第二条第二項関
係）
- (4) 法科大学院の入学者選抜に関する努力義務の
削除
法科大学院の入学者選抜について、入学者の
うち、法学を履修する課程以外の課程を履修し
た者又は実務等の経験を有する者（以下「法学
未修者等」という。）の割合が三割以上となる
ように努めなければならないこととしている
規定を削除すること。（第三条関係）
- (5) その他
所要の規定の整備を行ったこと。
第二 留意事項
1 専門職大学院の教員組織に関する改正
各専門職大学院においては、当該専門職大学
院の専任教員が他の課程との兼務を行う場合、
教員の教育負担が過度にならないことや、各課
程における教育の質の低下を招かないよう、今
般の改正が行われることになった経緯を踏まえ、
十分留意して適切に対応すること。また、博士
後期課程の教員を兼ねることができるとする者の数は、

従前と変わらずすべての専門職大学院の専任教
員が兼ねることができるとすること。

- (2) 大学院設置基準第九条第一項の規定により修
士課程に置くものとする専任教員の数を超え
て配置される専任教員については、更なる教
育の充実等を図る観点から、専門職学位課程
の専任教員が他の研究科や専攻等において教
育研究を行うこと、また、他の研究科や専攻
等の専任教員が専門職大学院において教育を
行うことは、教育上支障を生じない限りにお
いて、従前どおり差し支えないこと。
- (3) 専門職大学院に置かなければならない専任教
員の数を超えて教員を置く場合、必要数を超
える教員は、これまでと同様、学部の専任教
員等を兼ねることができるとすること。ただし、こ
の場合であっても、これまでと同様、専任教
員の必要数に含まれるか否かを問わず、教育
の質の確保に努める必要があること。
- (4) 専門職大学院に関し必要な事項について定め
る件（平成十五年文部科学省告示第五三〇号）
（以下「平成十五年告示」という。）第一条第
一項のただし書き以外の部分の改正について
は、大学院に専攻ごとに置くものとする教員
の数について定める件（平成十一年文部省告
示第一七五号）に規定する教員数を算出する
際の計算方法と専門職大学院も同様で運用さ
れてきたことから、規定の意味するところを
明確化するために関連規定との整合等を踏ま
え、適切な規定ふりとしたものであること。
- (5) いわゆる研究者教員のほか、平成十五年告示
第二条第一項に規定する実務家教員の双方が
他の課程を兼ねることができるとすること。
- (6) 専門職大学院設置基準第五条第二項カッコ書
きの措置に関しては、今後の専門職大学院の
整備状況や社会情勢等を踏まえ、将来的に本
規定を削除する可能性があること。
- (7) 平成十五年告示第一条第一項ただし書きにつ
いては、法科大学院の教員基準を緩和するも
のではないことから、これまでと同様、当該
法科大学院における必要専任教員数を確保す
ることに留意し、引き続き質の確保に努める
必要があること。

- 2 法科大学院の入学者選抜に関する改正
(1) 今回の改正は、飽くまで法科大学院入学者に占める法学未修者等の割合に関する数値基準を撤廃するものであり、入学者の選抜に当たり、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めるものとする努力義務は堅持されることから、各法科大学院においては、引き続き、入学者の多様性の確保に努められたいこと。

- (2) 数値基準の撤廃により、入学者選抜の競争性を高め、入学者の質を確保することが期待されることから、各法科大学院においては、一層の創意工夫により、入学者の適性の適確な評価に配慮した公平な入学者選抜の充実に努められたいこと。

別添一（略）
別添二（略）

○ 大学設置基準及び大学院設置基準の一部を改正する省令等の施行について（通知）

平成三〇年七月五日三〇文科高第二八七号、文部科学省高等教育局長から各国公私立大学長、大学を設置する各地方公共団体の長、各公立大学法人の理事長、大学を設置する各学校法人の理事長、大学を設置する各学校設置会社の代表取締役、放送大学学園理事長あて通知

この度、別添一のとおり、大学設置基準及び大学院設置基準の一部を改正する省令（平成三十年文部科学省令第二二二号）が、また、別添二のとおり、大学院に専攻ことに置くものとする教員の数について定める件の一部を改正する告示（平成三十年文部科学省告示第一五三三号）が、それぞれ平成三十年六月二十九日に公布・施行されました。

今回の改正は、平成三十年六月八日の中央教育審議会大学分科会の答申を受けて、次代の我が国を担う新たな価値を創出するための企画立案やそれを果たする能力を持つ技術者の量的拡大及び質的充実を図るため、複数の工学の専攻分野を横断

した教育課程の実施に向けた工学部等における柔軟な教育体制の構築や、学部と大学院の連続性に配慮した教育課程における、工学以外の専攻分野の内容や、企業等と連携した実践的な内容を盛り込んだ教育の実施を促進するものです。

これらの法令改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御知の上、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

記

第1 改正の概要 大学設置基準及び大学院設置基準の一部を改正する省令

- 1 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二八号）の一部改正

- (1) 工学に関する学部の教育課程の編成

ア 工学に関する学部を設ける大学であって当該学部を基礎とする大学院の研究科を設けるものは、当該学部における教育及び当該研究科における教育の連続性に配慮した教育課程（以下1において「工学分野の連続性に配慮した教育課程」という。）を編成することができると。（第四十九条の二第二項関係）

イ 工学分野の連続性に配慮した教育課程を編成する大学は、当該教育課程を履修する学生が幅広く深い教養及び総合的な判断力を向上させることができるよう、当該大学における工学に関する学部において、工学以外の専攻分野に係る授業科目、企業等との連携による授業科目その他多様な授業科目を開設するよう努めるものとする。（第四十九条の二第二項関係）

(2) 工学分野の連続性に配慮した教育課程に係る教員の配置

ア (1)イの工学以外の専攻分野に係る授業科目を開設する場合は、第十三条に規定する数の専任教員に加え、当該授業科目の実施に必要な教員を置くものとする。この場合において、当該教員については、大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における工学に関する学

部以外の学部における専任教員をもって充てることとすること。（第四十九条の三第一項関係）

イ (1)イの企業等との連携による授業科目を開設する場合は、第十三条に規定する数の専任教員に加え、当該授業科目の実施に必要な専任教員として、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を置くものとする。この場合において、当該教員が専任教員以外の者である場合には、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の教育研究上の組織の運営について責任を担うこととすること。（第四十九条の三第二項関係）

- (3) 「課程」を設ける工学に関する学部における専任教員数

第五条の規定に基づき学科に代えて課程を設ける工学に関する学部に係る専任教員の数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数とすること。ただし、収容定員が、アにあつては別表第一イの表に定める数、イにあつては同表に定める数に専攻分野の数を乗じた数に満たない場合の専任教員数は、その二割の範囲内において兼任の教員に代えることができると。（第四十九条の四関係）

ア 当該学部が一の専攻分野のみを有する場合、大学設置基準の別表第一イの中欄に定める専任教員数とすること。収容定員が同表の同欄に定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四百人につき教員三人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。

イ 当該学部が二以上の専攻分野を有する場合、大学設置基準の別表第一イの下欄に定める専任教員数に専攻分野の数を乗じた数とすること。収容定員が同表の同欄に定める数に専攻分野の数を乗じた数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四百人につき教員三人の割合により算出される数に専攻分野の数を乗じた数の教員を増加するものとする。

- 2 大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二八号）の一部改正

- (1) 工学を専攻する研究科の教育課程の編成

ア 工学を専攻する研究科を設ける大学院を置く大学であつて当該研究科における教育課程を設けるものは、当該学部における教育及び当該研究科における教育の連続性に配慮した教育課程（以下2において「工学分野の連続性に配慮した教育課程」という。）を編成することができると。（第三十四条の二第二項関係）

イ 工学分野の連続性に配慮した教育課程を編成する大学の大学院は、当該教育課程を履修する学生が工学に関する高度の専門的知識及び能力を修得するとともに、工学に関する分野の基礎的素養を培うことができるよう、当該大学院における工学を専攻する研究科において、工学以外の専攻分野に係る授業科目、企業等との連携による授業科目その他多様な授業科目を開設するよう努めるものとする。（第三十四条の二第二項関係）

(2) 工学分野の連続性に配慮した教育課程に係る教員の配置

ア (1)イの工学以外の専攻分野に係る授業科目を開設する場合は、第九条に規定する数の教員に加え、当該授業科目の実施に必要な教員を置くものとする。この場合において、当該教員については、大学院における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学院における工学を専攻する研究科以外の研究科における教員をもって充てることとすること。（第三十四条の三第一項関係）

イ (1)イの企業等との連携による授業科目を開設する場合は、第九条に規定する数の教員に加え、当該授業科目の実施に必要な教員として、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を置くものとする。この場合において、当該教員が第九条により置くこととされる教員以外の者である場合は、一年につき四単位以上の授業科目を担当し、かつ、

教育課程の編成その他の教育研究上の組織の運営について責任を担うこととする。

(第三十四条の三第二項関係)

3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行すること。(附則第一項関係)
- (2) 施行の際、現に設置されている大学の大学設置基準第五条の規定に基づき学科に代えて課程を設けるに際しては、当該課程に係る専任教員の数については、当分の間、なお従前の例によることとができること。(附則第二項関係)

大学院に専攻科目に置くものとする教員の数について定める件の一部を改正する告示

- 1 工学を専攻する研究科以外の基本組織を置く場合は、別表第一の表の中欄の研究指導教員数に定める数に当該研究科以外の基本組織における専攻分野の数を乗じた数の研究指導教員を置くとともに、原則として、同表の下欄のその他の教員組織に定める数に当該研究科以外の基本組織における専攻分野の数を乗じた数以上を置くものとする。(第七号関係)
- 2 施行期日等

- (1) 公布の日から施行すること。(附則第一項関係)
- (2) 施行の際、現に設置されている大学院を置く大学の工学を専攻する研究科以外の基本組織に係る教員の数については、当分の間、なお従前の例によることとができること。(附則第二項関係)

第2 留意事項

- 1 対象となる学部等に関する事項
本改正の対象となる「工学に関する学部」、「工学を専攻する研究科」とは、学位の種類及び分野の変更等に関する基準(平成十五年文部科学省告示第三十九号)別表第一の下段に掲げる学位の分野「工学関係」を含む学位を授与する学部、研究科であり、主に工学に関する教育研究を行うものであること。
- 2 工学分野の学部と大学院の連続性に配慮した教育課程の質の保証に関する事項
(1) 工学以外の専攻分野の授業科目を開設する場合の、学内の工学以外の学部・研究科の教員の活用については、教育の質保証を図るため、他の専攻分野の学部・研究科の教員のエフォート管理に係る学内規程及び計画を適切に定め、大

学における教育研究の遂行に支障が無いように留意すること。

- (2) 企業等との連携による授業科目を開設する場合は、教育の経験等を有する教員の活用については、教育の質保証を図るため、各大学において、採用の段階から担当する講義や指導内容に応じた、保有資格、実務の業績、実務を離れた後の年数等により、当該教員の適格性を適切に判断すること。

また、各大学における教育課程の目的、教育内容・方法についての組織的な研究・研修(ファカルティ・ディベロップメント(FD))等を実施することが期待されること。

- (3) 工学分野の学部と大学院の連続性に配慮した教育課程の編成に当たっては、当該教育課程を実施する教育組織及び担当教員等に関する情報、また、当該教育課程が、工学以外の専攻分野の内容や、企業等と連携した課題解決型学習(Project-Based Learning)など実践的な内容を盛り込んだ教育課程となっていることを明確にすることが期待される。その際、例えば、カリキュラム・ツリー等を定め、大学のホームページ等を活用し、当該教育課程を実施する教員組織及び担当教員等に関する情報とともに、これを学生等に示すなどの取組が考えられること。

- (4) 工学分野の学部と大学院の連続性に配慮した教育課程を設けた場合であっても、学部四年間で卒業する学生への対応及び学位の質保証並びに修士課程又は博士前期課程からの入学者への対応にも十分に配慮すること。

- 3 工学部に「課程」、大学院に工学系の「研究科以外の基本組織」を設けた場合の専任教員数に関する事項
(1) 学科に代えて「課程」を設ける工学に関する学部における専任教員数及び工学を専攻する研究科以外の基本組織に係る教員の数を算出するに当たっては、専攻分野の教員に応じて算出することとなるが、専攻分野とは、組織として教育研究の対象とする専門の学問分野をいうこと。

(例) 専門委員会及び専攻分野の構成について(平成十八年四月二十五日 大学設置分科会決定)

(別紙)「構成する専攻分野を例示」に掲げる専攻分野

- (2) 学科を置く学部から「課程」を置く学部組織を変更する場合は、従来の学科の分野が変更後の学部における専攻分野に該当すると想定されること。また、「研究科」を「研究科以外の基本組織」に変更する場合には、従来の研究科にある専攻の分野が変更後の「研究科以外の基本組織」における専攻分野に該当すると想定されること。

4 工学部に「課程」、大学院に工学系の「研究科以外の基本組織」を設けた場合の教育課程の質保証に関する事項

「課程」を置く工学部及び工学系の「研究科以外の基本組織」を置く大学院においては、その教育課程の内容を明確にすることが期待される。その際、例えば、カリキュラム・ツリー等を定め、大学のホームページ等を活用し、これを学生等に示すなどの取組が考えられること。

別添一(略)
別添二(略)

○ 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件の一部を改正する告示等の施行について(通知)

平成三十二年二月八日文科高第一〇四三号、各国公立大学長、大学を設置する各地方公共団体の長、各公立大学法人の理事長、大学を設置する各学校法人の理事長、大学を設置する各学校設置会社の代表取締役、独立行政法人大学入試センター理事長、独立行政法人日本学生支援機構理事長、放送大学学園理事長、各都道府県知事、各都道府県教育委員会教育長、厚生労働省医政局長、厚生労働省社会・援護局長あて通知

この度、別添1のとおり「外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者

を指定する件の一部を改正する件」(平成三十一年文部科学省告示第一〇号)が、別添2のとおり「高等学校に対応する外国の学校の課程のうち当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものを指定する件の一部を改正する件」(平成三十一年文部科学省告示第十一号)が、別添3のとおり「大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件の一部を改正する件」(平成三十一年文部科学省告示第十二号)が、別添4のとおり「高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を定める件の一部を改正する件」(平成三十一年文部科学省告示第十三号)が、それぞれ平成三十一年一月三十一日に公布され、同日から施行されました。

今回の改正は、平成三十年十一月の中央教育審議会答申「二〇四〇年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」における提言等を踏まえ、我が国として留学生や帰国子女等を積極的に受け入れ、大学の国際化を推進していく観点から、大学への入学資格に関して、外国の学校等における十二年の課程の修了という要件は維持しつつ、「十八歳に達したものとす年齢要件を撤廃する等、大学入学資格関係告示について所要の改正を行うものです。

これらの告示改正の概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようお取り計らいください。また、専修学校の専門課程の入学資格については、大学入学資格の一部を準用しているため、専修学校の専門課程にも下記について準用されます。つきましては、各都道府県知事及び都道府県教育委員会におかれては、所管又は所轄の専修学校(専門課程を置くものに限る。以下同じ)に対して、専修学校を置く国立大学長におかれては、管下の専修学校に対して、厚生労働省医政局及び社会・援護局におかれては、所管の専修学校に対して、下記について周知いただくようお願いいたします。なお、大学及び大学院への入学資格に係る情報については、文部科学省のホームページ(http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikak)上で公表しておりますので、適宜御活用くだ

第1 記

第1 改正の概要

1 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件（昭和五十六年文部省告示第一五三三号）の一部改正

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）以下、「規則」という。第一五〇条第一号の規定に基づき、外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者として指定されている、①外国において、高等学校に対応する学校の課程を修了した者等で、準備教育課程等を修了し、かつ、十八歳に達したもの（昭和五十六年文部省告示第一五三三号第二号）、②我が国において、高等学校相当として指定した十二年制の外国人学校を修了した者で十八歳に達したもの（同告示第四号）、及び、③我が国において、高等学校相当として指定した十二年制未満の外国人学校を修了し、準備教育課程を修了し、かつ、十八歳に達した者（同告示第五号）について、「十八歳に達したもの」とする年齢要件を撤廃し、これらの者で十八歳未満のものに対して我が国の大学入学資格を付与する。

2 高等学校に対応する外国の学校の課程のうち当該課程を修了した者が大学入学に關し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものを指定する件（平成二十八年文部省告示第一七七号）の一部改正

④「ペルー共和国のエスクエラ・セクンダリアの課程」及び⑤「ロシア連邦のオープンエデュケーション・オブゾヴァーニエの課程」を新たに指定し、当該課程を修了した者に対し、我が国の大学入学資格を付与する。

3 大学入学に關し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件（昭和二十三年文部省告示第四七号）の一部改正

規則第一五〇条第四号の規定に基づき、大学入学に關し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として指定されている、①国際バカロレア資格（国際バカロレア事務局）、アビトゥア資格（ドイツ）、バカロレア資格（フランス）若しくはGCE資格（イギリス）のいずれかを有する者で十八歳に達したもの（昭和二十三年文部省告示第四七号第二〇号乃至第二三三号）、又は、②WASC（アメリカ）、ACSI（アメリカ）若しくはGIA（イギリス）から教育活動等に係る認定を受けた教育施設に置かれる十二年の課程を修了した者で十八歳に達したもの（同告示第二四号）について、「十八歳に達したもの」とする年齢要件を撤廃し、これらの者で十八歳未満のものに対して我が国の大学入学資格を付与する。

4 高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を指定する件（平成十三年文部省告示第一六七号）の一部改正

規則第一五四条第五号の規定に基づき、大学への飛び入学の資格に關し、高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者として指定されている、国際バカロレア資格（国際バカロレア事務局）、アビトゥア資格（ドイツ）、バカロレア資格（フランス）又はGCEA資格（イギリス）のいずれかを有する者で十七歳に達したものに於いて、3の改正により、これらの資格を有する者には年齢に關わらず大学入学

第2

留意事項

1 年齢要件の撤廃関係

資格が認められることとなるため、本告示から当該4資格に關する規定を削除する。大学入学資格のうち、「大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、十八歳に達したもの」（規則第一五〇条第七号）及び、同条第一号の規定に基づき、外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者として指定されている、「外国において、学校教育における十二年の課程を修了した者」と同等以上の学力があるかどうかに關する認定試験であると認められる当該国の検定（国の検定に準ずる者を含む。次号において同じ。）に合格した者で、十八歳に達したもの（昭和五十六年文部省告示第一五三三号第一号）については、これらの要件が学校教育における課程の修了を前提としていないことから、引き続き、「十八歳に達したもの」との要件を維持するものであること。

2 高等学校に対応する外国の学校の課程の指定関係

(1)適用開始日について
今回指定する5つの外国の学校の課程については、それぞれ、文部科学省による調査の結果、当該課程が指定の基準を満たすことになった日として確認された日を適用開始日として規定することであること。このため、適用開始日以降に当該課程を修了した者に限り、我が国の大学入学資格が付与されるものであること。

(2)ウズベキスタン関係

「シコーラ・スレドドゥネヴァ・オブゾヴァーニヤ」とは、ウズベキスタン共和国における中等教育学校を意味し、本改正においては、同国の中等教育学校の課程を指定する趣旨であること。このとき、十二年制の課程である「リツエイ」（中等特別学習機関）及び「カレッジ」（中等職業訓練機関）は含まないこと（これらの卒業者は「外国において学校教育における十二年の課程を修了した者」（規

則第一五〇条第一号）に当たること。

(3)スーダン関係

「アル・マドラサ・アッ・サーナウィーヤ」とは、スーダン共和国における高等学校を意味し、本改正においては、同国の高等学校の課程を指定する趣旨であること。

(4)ペルーシ関係

「トレイチャ・ストウベニ・オープンシエヴォ・スレドドゥネヴォ・オブゾヴァーニヤ」とは、ペルーシ共和国における普通中等教育第三段階を意味し、本改正においては、同国において普通中等教育第三段階の教育を行う学校の課程を指定する趣旨であること。このとき、十二年以上の課程である中等専門教育又は職業技術教育を行う学校の課程は含まないこと（これらの卒業者は「外国において学校教育における十二年の課程を修了した者」（規則第一五〇条第一号）に当たること）。

(5)ペルー関係

「エスクエラ・セクンダリア」とは、ペルー共和国における中等学校を意味し、本改正においては、同国の中等学校の課程を指定する趣旨であること。

(6)ロシア関係

「オープンシエ・スレドドゥネヴォ・オブゾヴァーニエ」とは、ロシア連邦における中等普通教育を意味し、本改正においては、同国において中等普通教育を行う学校の課程を指定する趣旨であること。

(7)その他

今回新たに指定する5つの外国の学校の課程以外に、新たに外国から申請を受け、又は文部科学省による調査の結果、高等学校に対応する外国の学校の課程のうち当該課程を修了した者が大学入学に關し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準（平成二十八年文部省告示第七五号）に規定する要件を満たすことが確認できた場合には、当該外国の学校の課程を追加して指定することがあり得ること。

3 共通的事項

① 本改正の施行日前に、本改正による改正

後の大学入学資格の要件を満たすこととなつた者（平成三十一年度文科省告示第一号により新たに指定される5つの外国の学校の課程の修了者については、各課程の適用開始日以降に当該課程を修了した者に限り）についても、施行日以降、大学入学資格が認められること。

② 入学を希望する者が大学入学資格を満たすものであるかについて、各大学において、書類等により適切に確認すべきことについては、従前のとおりであること。

③ 平成三十一年度の大学入学者選抜の実施に当たっては、「平成三十一年度入学者選抜実施要項」（平成三十年六月四日付け文部科学省高等教育局長通知）「第9 出願資格」において「大学に入学を希望することのできる者は、学校教育法第九〇条の規定により大学の入学資格を有する者又は大学入学の前までに入学資格を有することとなる見込みの者とする」とされていることを踏まえ、本改正により新たに大学入学資格を得る者から出願があつた場合にも、適切に対応すること。

④ 本改正により、我が国の大学における留学生や帰国子女等の受け入れが一層進むことが予想されるが、各大学においては、それらの者に対する適切な修学支援の実施に努めるとともに、その受け入れ等に当たっては、「外国人留學生の適切な受け入れ及び在籍管理の徹底等について（通知）」（平成二十九年三月二十八日付け文部科学省高等教育局学生・留學生課長通知）に基づき適切に対応すること。

○ 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

平成三十一年三月二十九日文科高第一三三一号、各国公立大学長、各国公立高等専門学校長、大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の長、各公立大学法人の理事長、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長、大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長、大学を設置する各学校設置会社の代表取締役、放送大学学園理事長、各都道府県知事、各都道府県教育委員会教育長、厚生労働省医政局長、厚生労働省社会・援護局長あて通知

この度、別添1のとおり「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（平成三十一年度文科省令第一号）が平成三十一年一月三十日に公布され、同年四月一日から施行されることとなりました。今回の改正は、平成三十年十一月の中央教育審議会答申「二〇四〇年に向けた高等教育のグランドデザイン」（答申）における提言等を踏まえ、リカレント教育に対する社会的ニーズの高まりに答えるため、大学、高等専門学校及び専修学校の専門課程（以下「大学等」という）における履修証明制度の最低時間数を短縮するものです。

省令改正の概要及び留意事項等は下記のとおりです。十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようお取り計らいください。また、各都道府県知事及び都道府県教育委員会におかれては、所管又は所轄の専修学校（専門課程を置くものに限る。以下同じ。）に対して、専修学校を置く国立大学長におかれては、管下の専修学校に対して、厚生労働省医政局及び社会・援護局におかれては、所管の専修学校に対して、下記について周知いただくようお願いいたします。なお、履修証明制度については、平成三十一年度を目的とする改正を予定していることを申し添えます。

第1 記

改正の概要
学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第一六四条第二項において、履

修証明制度の総時間数の下限について「百二十時間以上」と規定されているところ、これを「六十時間以上」に改めること。

第2 留意事項

1 大学等における履修証明制度の実施に当たっては、引き続き、平成二十年一月二十三日付け文部科学事務次官通知「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令等の整備について（通知）」【本通知別添2】の別添2「大学等における履修証明制度に関する留意事項について」を参照すること。

2 今回の改正により、総時間数が六〇時間以上二〇〇時間未満の講習又は授業科目についても新たに履修証明プログラムとして開設することが可能となるが、それらの特別の課程についても、単に講習又は授業科目の総時間数が一定の時間数に達しているだけではなく、一つの課程としてまとまりのある内容とすることが必要であること。また、履修証明プログラムを開設する大学等においては、特別の課程の体系的な確保のために、その編成や教育方法等について一層の工夫が望まれること。

第3 施行期日等

本通知に係る省令については、平成三十一年四月一日から施行することとしたこと。なお、改正後の学校教育法施行規則第一六四条第二項の規定は、この省令の施行の日以後に講習又は授業が開始される特別の課程から適用されるものであること。別添1〜3（略）

○ 私立学校法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）

令和元年五月十三日元文科高第二八号、文部科学省高等教育局私学部長から文部科学大臣所轄各学校法人理事長、大学を設置する各学校設置会社の代表取締役役あて通知

このたび、別紙1のとおり「私立学校法施行規則の一部を改正する省令（令和元年文部科学省令第一号）」、「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示（令和元年文部科学省告示第一号）」、「大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示（令和元年文部科学省告示第二号）」及び「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の一部を改正する告示（令和元年文部科学省告示第三号）」が令和元年五月十日に公布され、同日から施行されることとなりました。

改正の概要及び留意事項は、下記のとおりです。各学校法人におかれては、学部等の設置に係る寄附行為変更の認可申請に当たって御了知いただくようお願いいたします。

記

1. 改正の概要

(1) 私立学校法施行規則の一部を改正する省令
学部等単位での設置者変更を可能とすることに伴う規定の整備を行うこと。（第四条の二第二項関係）

(2) 学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示

① 二以上の大学等を設置する学校法人が、一の大学等若しくはその学部等を廃止して、その組織並びに校地並びに施設及び設備の同一性を保持しつつ、当該学校法人が設置する他の大学等に学部等を設置する場合には、校地の寄附行為の変更を認可する場合には、校地の整備、標準設置経費、負債率、経常経費の財源に係る基準等を適用しないこととする。（第四の四関係）

② 学部等の設置者変更に係る規定を整備し、学部等の組織並びに校地並びに施設及び設備の同一性を保持しつつ行われる設置者変更に係る寄附行為の変更等を認可する場合には、校地の整備、標準設置経費、負債率、経常経費の財源に係る基準等を適用しないこととする。（第五関係）

(3) 大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正す

る告示

二以上の大学等を設置する学校設置会社が、一の大学等若しくはその学部等を廃止して、その組織並びに校地並びに施設及び設備の同一性を保持しつつ、当該学校設置会社が設置している大学等に学部等を設置する場合には、校地の整備、標準設置経費、負債率、経常経費の財源に係る基準等を適用しないこととする。(第四の三関係)

(4) 学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の一部を改正する告示

学部等単位での設置者変更を可能とすることに伴う規定の整備を行うこと。(別表第一関係)

2. 留意事項

(1) 本改正は、学部等単位での事業譲渡の円滑化のための方策として、学部等の組織及び校地・校舎等の同一性を保持しつつ行われる設置者変更を可能とするともに、同一法人内で既存の学部等を基にした新たな学部等の新設に当たって申請に必要な書類の精選等を行うものであること。

(2) 学部等の設置者変更等を行うことにより、在学生の所属する大学が変更されることとなることから、学生や保護者等に対し、十分に説明の機会を設け、学生の理解を十分得よう努めること。学生が継続的に同様の学修ができるよう留意するとともに、学生の理解を十分得よう努めること。

(3) 学部等の設置者変更等により学部を譲渡する元の大学等において引き続き教育研究が行われる場合には、他の学部等における教育研究の質が低下しないよう留意すること。

(4) 学部等の設置者変更等を行うに当たっては、一般改正を行った私立学校法施行規則、学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準等に基づく寄附行為の変更に関する認可申請に加え、学校教育法及び大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則等に基づく学部等の設置者変更等に係る認可申請についても行う必要があるため、遺漏なきよう対応すること。

(5) 学部等の設置者変更等を検討している学校法人において、高等教育局高等教育企画課大学習設置室及び高等教育局私学行政課に相談されたいこと。
別添1～4(略)

○ 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の施行等について(通知)

令和元年八月二三日元文科高第三二八号、各国私立立大学長、独立行政法人大学入試センター理事長、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長、各国公立高等専門学校長、大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の長、各公立大学法人の理事長、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長、大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長、大学を設置する各学校設置会社の代表取締役、放送大学学園理事長、各都道府県知事、各都道府県教育委員会教育長、厚生労働省医政局長、厚生労働省社会・援護局長あて通知

この度、別添1のとおり「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(令和元年文部科学省令第一号)(以下「改正省令」という。))が、別添2のとおり「大学設置基準第二十九条第一項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件等の一部を改正する告示(令和元年文部科学省告示第五四号)(以下「改正告示」という。))が、それぞれ令和元年八月十三日に公布され、同日から施行されました。

今回の改正は、二〇四〇年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)(平成三〇年一月二六日中央教育審議会)において、大学が多様な学生を受け入れるためにリカレント教育を推進すること、社会のニーズを踏まえた教育を幅広く展開させるために実務家の大学教育への参画を促進すること及び大学が時代の変化に応じ多様な教育プログラムを迅速かつ柔軟に編成できるようにすることなどが提言されたことを踏まえ、リカレント

教育の推進、実務家教員の大学教育への参画促進及び学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラムの実施等に向け、所要の規定を整備するものです。

これらの法令改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきよう御取計らいください。

また、同答申において、単位互換制度が大学間連携の促進や教育改革のためのツールとして適切かつ積極的に運用されるよう、基本的な考え方を改めて明示することが提言されたことを踏まえ、別添3のとおり「単位互換制度の運用に係る基本的な考え方について」を整理しましたので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきよう御取計らいください。

このことについて、各都道府県知事及び都道府県教育委員会教育長におかれては、所管又は所轄の専修学校(専門課程を置くものに限る。以下同じ。))に対して、専修学校を置く国立大学長におかれては、管下の専修学校に対して、厚生労働省医政局長及び社会・援護局長におかれては、所管の専修学校に対して、周知いただくようお願いいたします。

記 改正の概要

第1 改正省令

1 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)の一部改正

ア 一定の単位を修得した者の修業年限の通算

科目等履修生として一の大学(専門職大学、大学院(専門職大学院を含む。第1の1(3)及び第2の4を除き、以下同じ。))及び短期大学(専門職短期大学を含む。第1の1(4)及び第2の4を除き、以下同じ。))を含む。において一定の単位を修得した者に対し、当該大学入学後に修得したものとみなすことができる当該単位数やその修得に要した期間等を勘案して修業年限の通算ができることとされているところ、今般、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二八号)第三

一条第二項等の規定により、大学(専門

職大学及び短期大学を含む。第1の1(1)ウ及び第2の2①及び③において「単位授与大学」という。))は、当該大学の学生以外の者で学校教育法(昭和二十二年法律第二六号)第一〇五条に規定する特別の課程(以下「特別の課程」という。))を履修する者(以下「特別の課程履修生」という。))に対し、単位を与えることができることとする。単位を踏まえて、修業年限の通算の対象に特別の課程履修生として一定の単位を修得した者を加えることとする。(第一四六条関係)

イ 学修証明書の交付

大学(専門職大学、大学院及び短期大学を含む。第1の1(1)ウ並びに第2の1及び2において同じ。))は、当該大学の定めるところにより、当該大学の学生又は科目等履修生として体系的に開設された授業科目の単位を修得した者に対し、学修証明書を交付することができるものとする。(第一六三条の2関係)

ウ 特別の課程の編成に当たってあらかじめ公表すべき事項

大学が特別の課程の編成に当たってあらかじめ公表すべき事項として、単位の授与の有無(単位授与と大学が編成する場合に限る。))及び実施体制を新たに加えることとする。(第一六四条第五項関係)

エ その他

その他その他の所要の規定を整備することとする。

(2) 大学設置基準の一部改正

ア 専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員

大学(専門職大学、大学院及び短期大学を除く。第1の1(2)並びに第2の3及び4において同じ。))に専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員を置く場合であって、当該教員が1年につき6単位以上の授業科目を担当する場合には、大学は、

当該教員が教育課程の編成について責任を担うこととするよう努めるものとする。(第十條の二関係)

イ 特別の課程履修生に対する単位授与
大学は、大学の定めるところにより、当該大学の特別の課程履修生に対し、単位を与えることができるものとする。(第三十一條関係)

ウ 学部等連係課程実施基本組織に関する特別
(7) 大学は、横断的な分野に係る教育課程を実施する上で特に必要があると認められる場合であつて、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該大学に置かれる2以上の学部等(学部又は学部以外の基本組織をいう。以下同じ。)との緊密な連係及び協力の下、当該2以上の学部等が有する教員組織及び施設設備等の一部を用いて横断的な分野に係る教育課程を実施する学部以外の基本組織(以下「学部等連係課程実施基本組織」という。)を置くことができるものとする。(第四十二條の3の2第1項関係)

(イ) 学部等連係課程実施基本組織に係る専任教員は、教育研究に支障がないと認められる場合には、(7)の2以上の学部等(以下「連係協力学部等」という。)の専任教員がこれを兼ねることができるとすること。(第四十二條の3の2第2項関係)

(ロ) 学部等連係課程実施基本組織に係る専任教員数、校舎の面積及び附属施設の基準は、連係協力学部等の全てがそれらに係る当該基準をそれぞれ満たすことをもって足りるものとする。(第四十二條の3の2第3項関係)

(ハ) 学部等連係課程実施基本組織の収容定員は、連係協力学部等の収容定員の内数とし、当該学部等連係課程実施基本組織ごとに学則で定めるものとする。(第四十二條の3の2第4項関係)

(ニ) 学部等連係課程実施基本組織における教員数は、当該学部等連係課程実施基本組織を1学科で組織する学部とみなして別表

第1イ(1)の表の中欄から算出される教員数とするものとする。(別表第1イ(1)備考一二関係)

(ハ) 大学は、この省令による改正後の大学設置基準第四十二條の3の2の規定にかかわらず、当分の間、医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの及び獣医学を履修する課程を主として実施する学部等連係課程実施基本組織を設置することができないものとする。(改正省令附則第2條関係)

エ その他
その他所要の規定の整備を行うこととする。

(3) 大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)の一部改正
ア 大学院(専門職大学院を除く。第1の1(3)イ及び第2の4において同じ。)には、イの研究科等連係課程実施基本組織ごとに、文部科学大臣が別に定める数の研究指導教員及び研究指導補助教員を置くものとする。(第九條第一項関係)

イ 大学(大学院に限る。)は、横断的な分野に係る教育課程を実施する上で特に必要があると認められる場合であつて、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該大学に置かれる2以上の研究科等(研究科又は研究科以外の基本組織をいう。以下同じ。)との緊密な連係及び協力の下、当該2以上の研究科等が有する教員組織及び施設設備等の一部を用いて横断的な分野に係る教育課程を実施する研究科以外の基本組織(以下「研究科等連係課程実施基本組織」という。)を置くことができるものとする。(第三十條の二第一項関係)

ウ 研究科等連係課程実施基本組織に置く教員は、教育研究に支障がないと認められる場合には、イの2以上の研究科等(以下「連係協力研究科等」という。)の教員であつて、第九條第一項各号に定める資格を有する者がこれを兼ねることができるものとする。

エ 研究科等連係課程実施基本組織の収容定員は、連係協力研究科等の収容定員の内数とし、当該研究科等連係課程実施基本組織ごとに学則で定めるものとする。(第三十條の二第二項関係)

(ハ) 学科連係課程実施学科に係る専任教員数、校舎の面積及び附属施設の基準は、連係協力学科の全てがそれらに係る当該基準をそれぞれ満たすことをもって足りるものとする。(第三條の2第3項関係)

(ロ) 学科連係課程実施学科の収容定員は、連係協力学科の収容定員の内数とし、当該学科連係課程実施学科ごとに学則で定めるものとする。(第三條の2第4項関係)

(ニ) 学科連係課程実施学科における教員数は、当該学科連係課程実施学科を同一分野に属する学科が1学科の場合の学科とみなして

別表第1イの表により算出した教員数とするものとする。(別表第1イ備考10関係)

イ 特別の課程履修生に対する単位授与
短期大学は、短期大学の定めるところにより、当該短期大学の特別の課程履修生に対し、単位を与えることができるものとする。(第17條関係)

ウ その他
その他所要の規定の整備を行うこととする。

(5) 専門職大学院設置基準(平成28年文部科学省令第33号)の一部改正
ア 特別の課程履修生に対する単位授与
専門職大学院は、専門職大学院の定めるところにより、当該専門職大学院の特別の課程履修生に対し、単位を与えることができるものとする。(第28條関係)

イ その他
その他所要の規定の整備を行うこととする。

(6) 専門職短期大学設置基準(平成28年文部科学省令第22号)の一部改正
ア 特別の課程履修生に対する単位授与
専門職短期大学は、専門職短期大学の定めるところにより、当該専門職短期大学の特別の課程履修生に対し、単位を与えることができるものとする。(第25條関係)

イ その他
その他所要の規定の整備を行うこととする。

(7) 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成18年文部科学省令第12号)の一部改正

2 改正告示

(1) 大学設置基準第二十九条第一項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件（平成三年文部省告示第六十八号）の一部改正

大学設置基準第二十九条第一項等の規定により、大学（専門職大学を含む。第1の2（二）において「単位授与大学」という。）が単位を与えることのできる学修として、大学（専門職大学、大学院及び短期大学を含む。第1の2（三）において同じ。）が編成する特別の課程における学修、高等専門学校の特例の課程における学修で、単位授与大学において大学教育に相当する水準を有すると認められたもの及び専門課程を置く専修学校が編成する特別の課程における学修で、単位授与大学において大学教育に相当する水準を有すると認められたものに加えること。（第1号、第3号及び第4号関係）

(2) 短期大学設置基準第十五条第一項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件（平成三年文部省告示第六十九号）の一部改正

短期大学設置基準第十五条第一項等の規定により、短期大学（第1の2（四）において「単位授与短期大学」という。）が単位を与えることのできる学修として、大学が編成する特別の課程における学修、高等専門学校の特例の課程における学修で、単位授与短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認められたもの及び専門課程を置く専修学校が編成する特別の課程における学修で、単位授与短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認められたものに加えること。（第1号、第3号及び第4号関係）

(3) 大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件（平成11年文部省告示第175号）の一部改正

研究科等連係課程実施基本組織を置く場合は、当該研究科等連係課程実施基本組織を1の専攻とみなして、別表第1の表の中欄に定める数の研究指導教員を置くとともに、同表の下欄に定める数の研究指導補助教員を置くものとする。（第4号関係）

第2 留意事項

1 学修証明書の交付

① 一般の改正は、大学における学修へのニーズが多様化していることを踏まえ、大学の学位を与える課程における学位の取得のみならず、その一部についての学修に対する社会的認知や評価の向上を図るため、大学の学生又は科目等履修生として体系的に開設された授業科目の単位を修得した者に対し、大学がその事実を証する書面（以下「学修証明書」という。）を交付すること（以下「学修証明」という。）について、制度上の位置付けをしたものであり、今後とも、これまで各大学が実施してきた類似の取組を制約するものではないこと。

一方、改正省令の施行後に学校教育法施行規則第163条の2に基づき交付する学修証明書については、これを学校教育法施行規則に基づくものとして位置付け、学修証明書にその旨を記載することが可能であること。

② 大学における学修証明としては、例えば、学位を与える課程の中に一定のまとまりを持った副専攻を設定して、当該副専攻として開設された授業科目において必要な単位を修得した者に対して学修証明書を交付することなどが想定されるが、学修証明については、大学の自主性・自律性に基づき、多様な分野において多様な取組が行われることを期待しており、学修証明の目的、分野、内容及び交付要件並びに学修証明書の記載内容及び様式については各大学において適切に設定されるべきものであること。なお、当該学修証明書が学位記や卒業証書であるとの誤認を与えないよう留意すること。

③ 第1の1（ロイ）にあるとおり、学修証明の対象は、体系的に開設された授業科目の単位を修得した者とされており、体系的な学修としてまとまりのある内容とすることが必要であること。したがって、体系的性があるとは認めがたい授業科目において単位を修得した者に対して学修証明書を交付することはもとより、単に特定の年次に配当された授業科目において単位を修得した者や、一定の単位数を修得した者に対して、学修証明書を交付することは適切ではないこと。

④ 大学が学修証明書を交付するに当たって、文部科学大臣の認可や届出の手続は不要であること。

と。なお、学修証明書の交付について学則への記載は必須でないこと。

2 特別の課程履修生への単位授与等

① 第1の1（イ）及びウにあるとおり、一般、大学設置基準第31条第2項等の規定により、単位授与大学は、特別の課程履修生に対し、単位を与えることができることを踏まえて、大学入学後に修得したものとみなすことができる単位数やその修得に要した期間等を勘案して修業年限の通算ができる、当該単位授与大学の入学前に当該単位授与大学において一定の単位を修得した者に科目等履修生のほか、特別の課程履修生を加えることとし、大学が特別の課程の編成に当たってあらかじめ公表すべき事項として、単位の授与の有無（単位授与大学が編成する場合に限る。）及び実施体制を新たに加えることとしたところ。

また、本年4月には、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成三十一年文部科学省令第2号）が施行され、履修証明制度の総時間数の下限について「百二十時間以上」と規定されていたところ、これを「六十時間」に改められたところ。

② これらを踏まえ、大学、高等専門学校及び専修学校における履修証明制度の適切な実施に資するため、別添4「大学等における履修証明制度の運用及びその履修者に対する単位授与等に関する留意事項について」を整理したこと。なお、「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令等の整備について（通知）」（平成二十一年二月二十三日付文部科学事務次官通知（一九九文科第一〇七四号）の別添4「大学等における履修証明制度に関する留意事項について」は廃止し、今後は本通知による取扱とすること。

③ 第1の2（1）及び（2）にあるとおり、単位授与大学が特別の課程履修生に対して単位を与える場合には、当該単位授与大学は、当該特別の課程が、大学教育に相当する水準を有するものであることを確認する必要がある。その際、特別の課程の編成に当たってあらかじめ公表すべき事項とされているものについて、当該特別の課程を編成する大学等に確認することが考えられること。

① 一般の改正は、実務の経験及び高度の実務の能力を有する者の大学教育への参画を促すことにより、大学が社会のニーズ等を踏まえた教育を幅広く展開させることができるよう、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する教員（以下「実務家教員」という。）について、当該教員が1年につき6単位数以上の授業科目を担当する場合には、教育課程の編成について責任を担うこととするよう、大学が努めるべきものとするものであること。なお、ここでいう実務家教員については、職位や雇用形態の別を問わず、また、改正省令施行の際現に大学に在職する教員を含むこと。

② 実務家教員の実務の能力については、保有資格、実務の業績及び実務を離れた後の年数等により、判断されるものであること。実務を離れた後の年数については、おおむねその目安として、10年以内であることが望ましく、実務を離れた前の実務経験の長さも考慮されること。

③ 実務家教員に求められる具体的な人材像や配置すべき実務家教員の数は、各大学・学部等の目的や学問分野の特性等によって異なるため、各大学・学部等において適切に判断すべきものであること。

④ 教育課程の編成への参画の在り方については、例えば、教授会や教務委員会等への参画等が考えられるが、これらに限られるものではなく、各大学において適切に判断すべきものであること。なお、ここでいう参画とは、単に教授会や教務委員会等に参加させれば足りるという趣旨ではなく、授業科目の内容及び方法の改善につながるような、実質を伴った取組を行うことが期待されること。

⑤ 実務家教員は、実務に関する豊富な知識・技能等を有する。一方、必ずしも大学における教育活動に熟練しているとは限らないため、各大学において積極的に大学設置基準第31条の3等に基づき実施するものとされている授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（いわゆる「フアカルティ・ディベロップメント」のこと）に参加させるよう努めること。

⑥ 大学の教育内容をより実践的なものにするためには、実務家教員の参画を促すのみならず、

各大学が教育内容について不断の見直しを図り、その過程に全ての教員が主体的に関与することが期待されること。なお、教育内容の見直しに当たっては、学部等連係課程実施基本組織等の活用も考えられること。

4 学部等連係課程実施基本組織等

(1) 総論

学部等連係課程実施基本組織等は、横断的な分野に係る教育課程を実施する上で特に必要があると認められる場合であって、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、設置できるものであること。

したがって、例えば、①学部等連係課程実施基本組織等が実施する教育課程が、横断的な分野に係る教育課程とは認められない場合、②既設の学部等を実質的に廃止若しくは改組することを目的に、新たな学部等連係課程実施基本組織を設ける場合又は③多数若しくは大規模な学部等連係課程実施基本組織等を設置することにより、教育研究に支障が生じる場合などは、学部等連係課程実施基本組織等を設置することができないこと。

同様に、各連係協力学部等についても、横断的な分野に係る教育課程を実施する上で、他の連係協力学部等と緊密に連係及び協力する必要性があると認められること、かつ、連係協力学部等となることにより、当該連係協力学部等における教育研究に支障が生じないことが必要であること。

したがって、例えば、横断的な分野に係る教育課程を実施する上で、その教員組織及び施設設備等を全く若しくはほとんど用いられないかわからず、又は、教育研究上の必要性が認められないにもかかわらず、連係協力学部等となることは適切ではないこと。

また、大学の専門職学部・学科については、大学設置基準第十章及び別表において、専門職学部・学科以外の学部・学科とは異なる基準を設けていることなどを踏まえ、専門職学部・学科を連係協力学部とする学部等連係課程実施基本組織を設置しようとする場合には、教育研究における支障の有無について、特に慎重な検討が必要であること。短期大学の専門職学科についても同様であること。なお、専門職大学及び専門職短期大学については、

学部等連係課程実施基本組織及び学科連係課程実施学部を設置することができないこと。

(2) 横断的な分野に係る教育課程の実施のために必要な基本的な方針について

横断的な分野に係る教育課程の安定的かつ継続的な実施を確保するため、あらかじめ、連係協力学部等こととの学部等連係課程実施基本組織等の収容定員の内訳、教員の配置、教育研究の内容、業務運営、経費の配分、学生に対する責任その他横断的な分野に係る教育課程の実施のために必要な基本的な方針を明らかにしておくことが望ましいと考えられること。

(3) 共同教育課程を編成する学科及び専攻、工学分野の連続性に配慮した教育課程を編成する学科及び専攻に関する特例との関係について

共同教育課程を編成する学科及び専攻、工学分野の連続性に配慮した教育課程を編成する工学に関する学部及び研究科並びに国際連携教育課程を編成する学科及び専攻に関する特例は、それぞれ、2以上の大学、大学院若しくは短期大学による共同教育課程、工学に関する学部とそれを基礎とする研究科との工学分野の連続性に配慮した教育課程又は大学、大学院若しくは短期大学と外国大学との国際連携教育課程を実施するものであるところ、同一の大学、大学院又は短期大学における学部間、研究科間又は学科間における横断的な分野に係る教育課程の実施を目的とする学部等連係課程実施基本組織等の対象としてこれらの特例が適用される学部、研究科又は学科を含めることは、複数の組織間での連係と学部間、学科間又は研究科間の連携とが重複することになり、教育研究の水準の維持や教員の従事比率（エフォート）の管理が困難になると考えられることから、学部等連係課程実施基本組織等の対象から除くこととしたこと。

(4) 大学院の修士課程における横断的な分野に係る教育課程の実施について

修士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程に限る。）を含む。）を置き修士の学位を与える研究科等と専門職学位課程を置き専門職学位を与える研究科等との

連係及び協力による研究科等連係課程実施基本組織の設置は認められないこと。ただし、修士の学位を与える研究科等が他の修士の学位を与える研究科等と連係及び協力により研究科等連係課程実施基本組織を設置する場合であって、連係協力研究科等となる研究科等における修士課程の一部について他の専門職学位課程との間で教員の業務等の連携が行われている場合に、当該教員等を横断的な分野に係る教育課程において用いることは差し支えないこと。

(5) 設置申請等の手続について

学部等連係課程実施基本組織等については、学校教育法第八十五条ただし書に規定する「学部以外の教育研究上の基本となる組織」（以下「学部以外の基本組織」という。）の一類型であることから、その設置に当たっては、学位の種類及び分野の変更を伴う場合には認可申請が、変更を伴わない場合には届出がそれぞれ必要であること。このため、学部等連係課程実施基本組織等は、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則第十四条に基づく設置計画履行状況調査の対象となること。当該学部等連係課程実施基本組織等の設置が学位の種類及び分野の変更を伴うか否かについて疑義がある場合には、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会の事前相談に諮ることが望ましいこと。なお、令和2年度に開設を希望する場合は十月の事前相談の受付期間に提出することが望ましい。

学部等連係課程実施基本組織等の設置の届出を行う場合には、学部等の設置の届出の際に提出が必要となる書類のうち、校地校舎等の図面、教員個人調書及び教員就任承諾書の提出は不要であり、かつ、当該届出については、当該学部等連係課程実施基本組織等を設置しようとする日の1年前の日から2か月前の日までに届出を行えば足りること。

学部等連係課程実施基本組織等の廃止については、学部（大学院の場合には研究科、短期大学の場合は学科。）の例によること。

その他設置申請等の手続の詳細については、文部科学省ホームページ等で追って公表予定であるが当面の間、個別に相談すること。

なお、学部等連係課程実施基本組織等の設置に係る学校法人の寄附行為変更については、通常の学部等の設置に係る学校法人の寄附行為変更の場合と同様に、認可申請又は届出の手続が必要であること。

(6) 名称等について

学部等連係課程実施基本組織等の名称については、社会通用性にも留意しつつ、教育研究上の目的にふさわしいものとなるよう、各大学等において適切に定めること。

なお、「学部等連係課程実施基本組織」等の名称は、あくまで法令上の用語であって、本名称の全部又は一部を、各学部等連係課程実施基本組織等の名称に含めることを求めるものではないこと。

また、学部等連係課程実施基本組織等そのものに対する社会通用性の向上に向けて、各大学等における積極的な周知・広報が期待されること。

(7) 収容定員について

学部等連係課程実施基本組織等の収容定員については、連係協力学部等の収容定員の総数の範囲内とし、学部等連係課程実施基本組織ごとに学則において定めること。また、各連係協力学部等の収容定員のうち学部等連係課程実施基本組織等の収容定員として活用する内訳についてもあらかじめ定めるものとし、入学希望者や在学生等が混乱することのないよう募集要項や学部等則において明示すること。なお、医師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る学部等が連係協力学部等となる場合にあつては、当該各分野における人材需要に対応する観点から、当該学部等の収容定員について学部等連係課程実施基本組織等の収容定員に活用することは適切ではないこと。

(8) 学生組織について

学部等連係課程実施基本組織等に所属する学生の学籍管理については、学部等連係課程実施基本組織等において行うことのほか、各連係協力学部等において行うことや学部等連係課程実施基本組織等と連係協力学部等とが共同して行うことなどが想定されるが、各大学等において適切に判断すること。

また、各大学等においては、所属する学部等連係課程実施基本組織等に対する学生の所属意識を

醸成するための取組が期待されること。

(9) 専任教員等について

学部等連係課程実施基本組織等の専任教員（大学院における研究指導教員及び研究指導補助教員を含む。以下同じ。）については、連係協力学部等の専任教員が兼ねることができ、これは教育研究に支障がないと認められる場合に限られること。

大学及び短期大学の専門職学部及び専門職学科については、大学設置基準第四十二条の6第3項又は短期大学設置基準第三十五条の十一第3項において、それぞれいわゆる「みなし専任教員」の規定が設けられていることを踏まえ、これらを連係協力学部等とする学部等連係課程実施基本組織等を設置しようとする場合には、教育研究における支障の有無について、特に慎重な検討が必要であること。

学部等連係課程実施基本組織等と連係協力学部等の両方の専任教員を兼ねる教員については、その業務の複雑性が高まることと想定されることから、各大学、大学院及び短期大学においては、一層、個々の教員の勤務状況を適切に把握し、当該教員の勤務環境に十分に配慮するとともに、従事比率（エフォート）の管理等を通じて、当該教員の教育研究に支障が生じることがないように、適切な措置を講じることが求められること。

また、学部等連係課程実施基本組織等において、当該学部等連係課程実施基本組織等の管理運営や連係協力学部等との調整等を主に担当する教員を置くことが望ましいこと。なお、当該教員として、連係協力学部等の専任教員を兼ねる教員を置くことは妨げられないが、そのことにより当該教員の教育研究に支障が生じることがないように、十分に配慮することが求められること。

なお、改正省令による改正後の大学設置基準別表第1イ(1)備考第一二及び短期大学設置基準別表第1イ備考一〇並びに改正告示による改正後の大学院に専攻ことに置くものとする教員の数について定める件第4号において、学部等連係課程実施基本組織等における専任教員数及び専攻ことに置くものとする教員数の基準を定めていることから、各大学、大学院及び短期大学は本基準に基づ

き専任教員（連係協力学部の専任教員が兼ねる者を含む。）を適切に配置すること。ただし、改正省令による改正後の大学設置基準第42条の3の2第3項又は短期大学設置基準第3条の2第3項により、連係協力学部等の全てがそれらに係る当該基準をそれぞれ満たすことをもって学部等連係課程実施基本組織等における専任教員数の基準を満たしているものとする。

(10) 施設及び設備等について

学部等連係課程実施基本組織等に係る校地、校舎等の施設及び設備（以下「施設及び設備等」という。）については、連係協力学部等の施設及び設備等の一部を共用することを前提に、新たな施設及び設備等を備えることを要しないこととしているが、これは教育研究に支障がないと認められる場合に限られること。

この際、学部等連係課程実施基本組織等の学生が、連係協力学部等の施設及び設備等を十分に利用できるよう、学部等連係課程実施基本組織等と連係協力学部等の協議により、適切な体制を整えることが望ましいこと。

(11) 入学者選抜の方法等について

学部等連係課程実施基本組織等は入学者選抜の募集単位とすることができる。なお、入学者選抜の方法としては、従来から置かれていた各連係協力学部等と学部等連係課程実施基本組織等においてそれぞれ入学者選抜を実施する方法に加え、各連係協力学部等及び学部等連係課程実施基本組織等が合同で実施するなど、大きくり化するものは差し支え無いこと。

また、学部等連係課程実施基本組織等の入学者選抜は、「大学入学者選抜実施要項」及び「大学院入学者選抜実施要項」を踏まえ、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うこと。

(12) 3つのポリシーについて

大学及び短期大学は、「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミSSION・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）や、学部等連係課程実施基本組織が横断的

な分野に係る教育課程を実施するものであることを踏まえ、学位プログラムごとに、学校教育法施行規則第165条の2に規定する卒業の認定に関する方針（以下「ディプロマ・ポリシー」という。）、教育課程の編成及び実施に関する方針（以下「カリキュラム・ポリシー」という。）、及び入学者の受入に関する方針（以下「アドミSSION・ポリシー」という。）を定め、これら3つの方針（以下「3つのポリシー」という。）に基づき教育活動を行うことが望ましいこと。大学院については、改正省令施行の時点でカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーの策定が法令上義務付けられていないが、これらの策定を義務付ける省令改正を近日中に予定していることから、これらについても策定することが必要となること。

また、3つのポリシーについては、これらを一貫した理念のもとに定め、それらに基づく体系的で組織的な大学教育を実施するとともに、当該教育課程共通の考え方や尺度を踏まえた適切な点検・評価を通じて不断の改善に取り組むことが期待されること。

なお、必ずしも3つのポリシー全てを同一の単位で策定する必要はなく、例えば、入学者が幅広い分野の知見に触れながら自らの適性や関心等に基づき専攻分野を決めることができるようアドミSSION・ポリシーにおいて入学者の募集単位を大きくり化している場合などにおいては、複数のディプロマ・ポリシーに対して1つのアドミSSION・ポリシーが対応するなど、ポリシー間で策定単位が異なることも考えられること。ただし、このような場合においても、3つのポリシーが全体として一貫性のあるものとして策定されるように設計を行うことが求められること。

(13) 教学管理体制について

学部等連係課程実施基本組織等が実施する横断的な分野に係る教育課程の質保証の観点から、教育課程の編成・実施、学生の入学及び卒業の判定並びに学位に関する審査、学生への履修指導、成績評価並びに大学設置基準第25条の3等に規定する授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（いわゆる「ファカルティ・デベロップメント」のこと。）等を実施する教学管

理体制を整備することが極めて重要であること。その際、連係協力学部等が連係及び協力して、学部等連係課程実施基本組織等に各種委員会等の教学管理を担う組織を設けることが想定されること。なお、大学、大学院及び短期大学が時代の変化に応じ多様な教育プログラムを迅速かつ柔軟に編成できるようにするという本制度の趣旨を踏まえれば、学部等連係課程実施基本組織等との教学管理体制に加えて、学長の下に全学的な教学管理体制を設け、新たな学部等連係課程実施基本組織等の設置や質保証の取組を一元的に進めていくことなども考えられること。

(14) 学位授与について

学部等連係課程実施基本組織等を卒業又は修了した者に対する学位授与については、連係協力学部等の卒業又は修了した者に対する通常の学位と区別して、当該課程の実施主体や性格が明らかに異なるよう適切な方式とすること。ただし、連係協力学部等の名称を学位記に付記することを妨げるものではないこと。

(15) 教育研究活動の評価について

学部等連係課程実施基本組織等の教育研究活動に係る評価について、学部等連係課程実施基本組織等は学部以外の基本組織の一類型であることから、自己点検・評価、認証評価、国立大学法人評価など各大学、大学院若しくは短期大学又は法人単位で実施されるものにおいては、学部等連係課程実施基本組織等の教育研究活動の状況を示す必要があると考えられること。

(16) 事務の取扱について

学部等連係課程実施基本組織等に係る事務については、効率的な事務処理の観点から、連係協力学部等との緊密な連係及び協力の下、適切な体制を構築することが望ましいこと。

別添一（略）
別添二（略）
別添三（略）
別添四（略）
別添五（略）

○ 学校教育法施行規則及び大学院設置基準の一部を改正する省令の施行について(通知)

令和元年九月二十六日 元文科高第三八〇号、各公立大学長、各私立大学長、各地方公共団体の長、各公立大学法人の理事長、大学を設置する各学校法人の理事長、大学を設置する各大学設置会代表取締役、放送大学学園理事長、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長 へあて通知

この度、別添のとおり「学校教育法施行規則及び大学院設置基準の一部を改正する省令(令和元年文科省令第十三号)(以下「改正省令」という。が令和元年八月三十日に公布され、大学院設置基準の改正については令和元年八月三十日から、学校教育法施行規則の改正については令和二年四月一日から施行されることとなりました。

今回の改正は、「二〇四〇年を見据えた大学院教育のあるべき姿」(社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策(審議まとめ)) (平成三十一年一月二十二日中央教育審議会大学分科会)における提言を踏まえ、大学院が今後の社会の需要に応えていく観点から、「大学院教育の体質改善の方策として、「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針及び「入学者受入れの方針」(以下「三つの方針」という。)を出発点とした学位プログラムとしての大学院教育の確立、学位論文に係る評価に当たっての基準の公表による大学院の取組の社会への発信、博士後期課程の学生が修了後自らが有する学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定、既存の経済的支援等の情報提供の促進を行うものです。

今回の改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

第1 改正の概要

1. 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省

令第十一号)の一部改正

(1) 「三つの方針」の策定・公表の義務化

大学院は、当該大学院、研究科、又は専攻ごとに、その公表上の目的を踏まえて、「三つの方針」を定め、公表するものとする。(第一六五条の2第1項関係)

(2) 学位論文に係る評価に当たっての基準の公表の義務化

大学院(専門職大学院を除く。第2の2(1)において同じ。)を置く大学は、大学院における学位論文に係る評価に当たっての基準を公表するものとする。(第一七一条の2第3項関係)

2. 大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二八号)の一部改正

(1) 学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供の努力義務化

大学院は、博士後期課程の学生は修了後自らが有する学識を教授する見込みがあることから、そのために必要な能力を培うための機会を設けること又は当該機会に関する情報の提供を行うことに努めるものとする。(第四十二条の2関係)

(2) 経済的負担の軽減のための措置等に関する情報の明示の努力義務化

大学院は、授業料、入学科その他の大学院が徴収する費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関する情報を整理し、学生及び入学を志望する者に対して明示するよう努めるものとする。(第四十二条の3関係)

第2 留意事項

1. 「三つの方針」の策定・公表の義務化について

(1) 今回の改正は、各大学院における「三つの方針」について、その策定及び公表を法令上義務付けたものであり、改正省令第1条の施行日である令和二年四月一日以後、全ての大学院において、「三つの方針」が策定、公表されている必要があること。なお、「入学者受入れの方針」の策定、公表は平成二十三年に義務化されていること。

(2) 各大学院においては、「三つの方針」の策定・公表に当たっては、「未来を牽引する大学院教育改革」(社会と協働した「知のプロフェッショナル」の育成(審議まとめ)) (平成二十七年九月

「日中央教育審議会大学分科会」及び「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン(平成二十八年三月三十一日中央教育審議会大学分科会大学教育部会(以下「ガイドライン」という。))を参考の一つとして取り扱うとともに、形式的ではなく内容の伴う記述であること、「三つの方針」の相互の関連性が意識されていることが期待されること。なお、学校教育法施行規則第一六五条の2に規定される「卒業又は修了の認定に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」及び「入学者の受入れに関する方針」は、それぞれガイドラインにいう「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」と同じ意味内容を指すものであること。

(3) これまで自発的に「三つの方針」を策定してきた大学院においては、上記(2)や運用状況を踏まえて再点検することが強く期待されること。また、策定又は再点検した「三つの方針」を踏まえ、必要に応じて教育研究組織の在り方や定員設定に関する見直しを行うことが期待されること。

2. 学位論文に係る評価に当たっての基準の公表の義務化について

(1) 今回の改正は、各大学院における学位論文に係る評価に当たっての基準について、その公表を法令上義務付けたものであり、改正省令第1条の施行日である令和二年四月一日以後、全ての大学院において、学位論文に係る評価に当たっての基準が公表されている必要があること。

(2) 今回の改正で公表が義務化された学位論文に係る評価に当たっての基準としては、大学院設置基準第十四条の2第2項に定める学位論文に係る評価に当たっての基準が該当すること。具体的には、同省令第十六条に定める修士論文、同省令第十七条に定める博士論文及び学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第4条第2項に定める博士論文に係る評価に当たっての基準が該当する

こと。また、本改正の趣旨から、大学院設置基準第十六条に定める特定の課題についての研究及び同省令第十六条の2に定める試験及び審査に係る評価に当たっての基準についても公表することが期待されること。

(3) 学位論文に係る評価に当たっての基準について、公表すべき事項としては、学位論文が満たすべき水準に加えて、例えば、審査委員の体制、審査の方法及び項目等も期待されること。

(4) 修了要件として学位論文や特定の課題についての研究を課している専門職大学院においても、評価に当たっての基準を公表することが望ましいこと。

3. 学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供の努力義務化について

(1) 今回の改正は、各大学院における、博士後期課程の学生を対象とした、学識を教授するために必要な能力を培うための機会(いわゆる「ブレED」)の設定又は当該機会に関する情報提供に努めることについて法令上位置付けたものであり、改正省令第2条の施行日である令和元年八月三〇日以後、全ての大学院において、ブレEDの設定又は情報提供に努める必要があること。

(2) ブレEDとしては、例えば、主体的な学びを促すための学生指導法や教材の作成・活用方法等に関するセミナーや授業の開催、また、教育能力向上のため大学として設計し指導を行う等適切に関与したティーチング・アシスタント(TA)制度等による実践的な教育経験の機会の提供等が想定されること。なお、各大学院において策定した「三つの方針」を踏まえた上で、ブレEDを授業として単位認定を伴うかたちで開講することは妨げないこと。

(3) ブレEDの情報提供とは、大学院の規模等により当該大学院でのブレEDの実施が困難な場合等は、当該大学院の博士後期課程の学生が参加可能な他大学院等で実施されているブレEDに関する情報提供を行うことを意味すること。

(4) 各大学院は、ブレEDを自ら実施することだけでなく、教育関係共同利用拠点等の大学間連携の枠組みの活用も見据えて、ブレEDに関

する取組の充実を図ることが期待されること。
4. 経済的負担の軽減のための措置等に関する情報の明示の努力義務化について

(1) 今回の改正は、各大学院における授業料、入学料その他の大学院が徴収する費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関する情報（いわゆる「ファイナンシャル・プラン」）を整理して、学生や入学を志望する者に対して明示することに努めることについて法令上位置付けたものであり、改正省令第2条の施行日である令和元年八月三〇日以後、全ての大学院において、ファイナンシャル・プランの明示に努める必要があること。

(2) ファイナンシャル・プランについて、明示すべき事項としては、例えば、授業料、入学料及び同窓会等の会費等の大学院が徴収する費用、並びに当該大学院独自の奨学金、他機関の奨学金及び学内業務に補助的に従事させ給料を与える取組等の経済的支援のメニューやその条件、金額等が想定されること。これらの情報が整理され、一覧的・網羅的に学生や入学を志望する者が確認できる形で、在学生向け書類や入学出願書類、当該大学院のホームページ等から参照できるようにする必要があること。

(3) ファイナンシャル・プランの明示に当たって、これまでの経済的支援の実施状況や学生の実態を踏まえつつ、学内の経済的支援のメニューの充実を図ることも期待されること。
別添（略）

○ 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示の施行について（通知）

令和元年一〇月三一日元文科高第六二五号、各公立大学長、各私立高等専門学校長、各公立大学長、各公立大学長、各公立大学法人の理事長、各私立大学法人の理事長、大学を設置する各大学法人の理事長、大学を設置する各大学設置会社代表取締役、放送大学学園理事長、高等専門学校を設置する地方公共団体の教育委員会教育長、高等専門学校を設置する各大学法人の理事長あて通知

このたび、別添のとおり「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示（令和元年文科科学省告示第九五号）」が、令和元年十月三十日に公布され、同日から施行されました。

今回の改正の概要は下記のとおりですので、十分に御知の上、認可申請に当たって遺漏のないようお取り計らいください。

記

第一 平均入学定員超過率に係る要件の改正について

大学、短期大学及び高等専門学校（以下、「大学等」という。）並びに大学院に関する学校教育法（昭和二十二年法律第二六号）第四条第一項の認可（設置者の変更及び廃止に係るものを除く。）の申請の審査に関する「平均入学定員超過率」に係る要件について、以下のとおりとしたこと。

(1) 大学及び短期大学が外国に設ける学部又は学科に係る基準の設定について
大学及び短期大学の海外進出を促進するため、外国に学部又は学科を設ける大学及び外国に学科を設ける短期大学に対する平均入学定員超過率に係る規定の適用については、平均入学定員超過率に当該大学が外国に設ける学部又は当該短期大学が外国に設ける学科（以下「外国に設ける学部等」という。）のうち開設後修業年限に相当する年数が

経過していないものに係る平均入学定員超過率を含まないものとし、開設後当該年数が経過した外国に設ける学部等が満たすべき平均入学定員超過率については、1.30倍未満とするものとしたこと。

区分	大学				短期大学		高等専門学校
	4,000人以上			4,000人未満	1.30倍未満(※)		
大規模 (収容定員)	300人以上			100人以上	100人未満	1.15倍	1.15倍
学部規模 (入学定員)	300人以上	100人以上	100人未満	1.15倍	1.15倍	1.15倍	1.15倍
平均入学定員超過率	1.05倍	1.10倍	1.15倍	1.15倍	1.15倍	1.30倍	1.15倍
	未満	未満	未満	未満	未満	未満(※)	未満

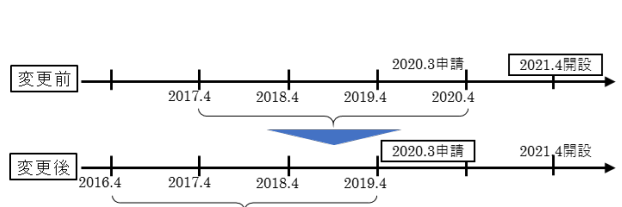
※ 外国に設ける学部等にあつては、開設後修業年限に相当する期間、平均入学定員超過率による要件を適用しない。

(2) 平均入学定員超過率による要件の適用範囲の見直しについて

平均入学定員超過率による要件の適用範囲について、現行では、認可申請者が設置する他の大学等の学部等も対象とされているところ、認可の申請に係る大学等に置く学部等のみを対象とするよう改めたこと。

(3) 平均入学定員超過率による要件の適用年度の見直しについて

平均入学定員超過率による要件の適用年度について、現行では、「認可の申請に係る大学の開設等をする年度の前年度」から過去四年間等（修業年限に相当する期間。以下同じ。）とされているところ、「当該認可の申請をする年度」から過去四年間等としたこと。



第二 施行について
公布の日から施行し、令和二年度において認可を行う申請の審査から適用するが、第一(3)の改正については、令和元年度に申請が行われるものについては、「令和元年度又は令和二年度のいずれかの年度」から過去四年間等を適用年度とすること。

○ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について（通知）

令和元年一〇月三一日元文科高第六二三号、各公立大学長、各私立大学長、各公立大学法人の理事長、各私立大学法人の理事長、大学を設置する各大学法人の理事長、大学を設置する各大学設置会社代表取締役、放送大学学園理事長、各認定評価機関の長あて通知

この度、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第四号。以下「改正法」という。）が、令和元年六月二六日に公布され、第一の1.(9)については同日から、第三の1.(3)及び(4)については令和三年一月一日から、第一の1.(3)の一部及び(8)、第三の1.(1)及び(2)並びに第四については令和四年一月一日から、それ以外の規定は令和二年四月一日から、それぞれ施行されることとなりました。

法曹の養成のための中核的な教育機関としての法科大学院における教育の充実を図り、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する法曹となる人材の確保を推進することが必要となっております。

「法曹養成制度改革の更なる推進について」（平成二七年六月三〇日法曹養成制度改革推進会議決定）において、「平成二七年度から平成三〇年度までの期間を法科大学院集中改革期間と位置付け、法科大学院の抜本的な組織見直し及び教育の質の向上を図ることにより、各法科大学院において修了者のうち相当程度が司法試験に合格できるよう充実した教育が行われることを目指す」と、「法科大学院生に対する経済的支援の更なる充実や優秀な学生を対象とした在学期間の短縮により、法科大学院課程修了までに要する負担の縮減を図ること」とされたところです。今回の改正は、このような観点から、大学の責務として、法科大学院において、法曹となろうとする者に必要とされる学識等を涵（かん）養するための教育を段階的かつ体系的に実施すべきこと等を新たに規定するとともに、法科大学院を設置する大学と当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置く大学との連携に関する制度の新設、法科大学院の課程に在学する者であつて、法務省令で定める所定の単位の修得及び当該課程の修了の見込みについて当該法科大学院を設置する大学の学長が認定したものに對する司法試験の受験資格の付与等の措置を講ずるものです。

また、これに伴い、学校教育法施行令の一部改正する政令（令和元年政令第一二八号）等関連政令、省令及び告示が、令和二年四月一日以降順次施行されることとなっています。

これらの法令の改正の概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知ください。

なお、法科大学院を設置する大学と当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置く大学との連携に関する制度の新設に伴い大学間において締結する協定に係る具体的な運用方針を「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第六条第二項に基づき締結した大学間協定の認定について」（令和元年一月三十一日元文科高第六二四号高等教育局長通知）のとおり策定しましたので、これらを踏まえて、適切な運用をお願いします。

記

第一 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成一四年法律第一三九号。以下「連携法」という。）の一部改正

1. 改正の概要

- (1) 国は、(4)の法曹養成連携協定の目的となつている大学の課程における教育の充実を図る責務を有するものとする。 (第三条第一項関係)
- (2) 大学は、法科大学院において、次に掲げる学識等を涵（かん）養するための教育を段階的かつ体系的に実施するものとする。 (第四条関係)
- ① 法曹となろうとする者に共通して必要とされる専門的学識（専門的な法律知識その他の学識をいう。 (2)において同じ。)
- ② 法曹となろうとする者に共通して必要とされる①に掲げる専門的学識の応用能力（法的な推論、分析、構成及び論述の能力をいう。 (2)において同じ。)
- ③ ①及び②に掲げるもののほか、法曹となろうとする者に必要とされる専門的な法律分野に関する専門的学識及びその応用能力
- ④ 次に掲げるものその他①から③までに掲げる専門的学識及びその応用能力の基盤の上に涵（かん）養すべき将来の法曹としての実務に必要な学識及び能力並びに素養
- (7) 法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力

(4) 法律に関する実務の基礎的素養

- (3) 法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院における成績評価、修了の認定及び第三の1.

- (1)の法科大学院を設置する大学の学長の認定の基準及び実施状況等を公表するものとする。 (第五条関係)

- (4) 法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置くこととする大学と、当該課程における教育の実施等に関する協定（以下「法曹養成連携協定」という。）を締結し、文部科学大臣の認定を受けることができるものとする。 (第六条関係)

法曹養成連携協定においては、以下の事項を定めることとする。

- ① 法曹養成連携協定の目的となる法科大学院（以下「連携法科大学院」という。）及び当該連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための大学の課程（以下この条において「連携法曹基礎課程」という。）
- ② 連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置に関する事項
- ③ 連携法曹基礎課程における成績評価の基準
- ④ 連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項
- ⑤ 連携法曹基礎課程を修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法
- ⑥ 法曹養成連携協定の有効期間
- ⑦ 法曹養成連携協定に違反した場合の措置

- ① 連携法科大学院を設置する大学が、当該連携法科大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況（以下単に「教育研究活動の状況」という。）について、学校教育法第九十九条第六項に規定する適合認定を受けていること。
- ② 連携法曹基礎課程を修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象とする入学者選抜に關し、文部科学省令で定めるところにより、連携法曹基礎課程における科目の単位の修得の状況を踏まえ、入学者の適性の適確な評価に配慮した公平な入学者選抜を行うこととされていること。
- ③ 法曹養成連携協定に違反した場合の措置その他の法曹養成連携協定の内容及び、連携法曹基礎課程の学生の不利益とならないよう配慮されたものであること。
- (5) 法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院の入学者選抜の実施方法等について、次に示す者に対する適切な配慮を行うものとする。 (第一〇条関係)
 - ① 職業経験を有する者であつて法科大学院に入学しようとする者
 - ② 法学を履修する課程以外の大学の課程を修了して法科大学院に入学しようとする者
 - ③ 学校教育法（昭和二年法律第二六号）第九十九条の規定により大学を卒業して法科大学院に入学しようとする者及び同法第一〇二条第二項の規定により法科大学院に入学しようとする者
 - (6) 文部科学大臣は、法科大学院に係る設置基準を定めるときは、法科大学院における教育が法曹養成の基本理念及び(2)の大学の責務を踏まえたものとなるように意を用いるものとする。 (第一一条関係)
 - (7) 認定評価機関が法科大学院の教育研究活動の状況についての認定評価を行うに際し、(4)の文部科学大臣の認定を受けた法曹養成連携協定の目的となつている法科大学院の認定評価については、当該法曹養成連携協定において当該法科大学院が行うこととされている事項の実施状況を含めて行うものとする。 (第一二条第二項

関係)

(8) 法務大臣は、第三の1.(1)の法務省令の制定等に際し、あらかじめ文部科学大臣に通知するものとし、この場合において、文部科学大臣は、法務大臣に対し、必要な意見を述べることができるとすること。(第一三条第三項関係)

(9) 法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院の学生の収容定員の総数その他の法曹の養成に関する事項について、相互に協議を求め、又は大学その他の法曹の養成に関係する機関の意見を聴くことができるものとする。(第一三条第五項関係)

2. 留意事項

(1) 第四条第一号から第三号までに定める学識等は、法科大学院教育によりまずもつて涵(かん)養すべき学識等であり、司法試験で求められる法曹とならうとする者に必要とされる専門的学識及びその応用能力であること。

この法曹とならうとする者に必要とされる専門的学識等は、司法試験法(昭和二十四年法律第一四〇号)第三条第一項及び第二項柱書にそれぞれ規定される「裁判官、検察官又は弁護士とならうとする者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力」及び「裁判官、検察官又は弁護士とならうとする者に必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力」を示しているものであり、具体的には、第四条の定める「法曹とならうとする者に共通して必要とされる専門的学識」(一号)とその「応用能力」(二号)が、司法試験で共通して問われる法律基本科目に関する学識等に該当し、「法曹とならうとする者に必要とされる専門的な法律の分野に関する専門的学識及びその応用能力」(三号)が、司法試験の選択科目に関する学識等に該当するものであること。

(2) 第五条第一号における「当該教育課程を履修する上で求められる学識及び能力」とは、法科大学院入学後の学修に当たって求められる学識・能力を明らかにするとともに、各年次が終了する段階でどの程度の学識及び能力を身に付けておく必要があるかを明らかにするものであること。

(3) 第五条第五号における「当該法科大学院の課程を修了した者の進路に関する状況」とは、司法試験の合格率や合格者数(既修者・未修者それぞれ)を含めた修了者の進路状況の公表を求めるものであること。また、法曹であるか否かを問わず法科大学院修了者の活躍の場の広がりや期待されていることからすれば、法科大学院修了者の進路状況(法曹としての進路に限らない。)を調査・把握し、広く社会に発信していくことも極めて有用であることから、法科大学院における就職支援等の充実について(平成二六年五月三〇日二六文科高第二二四号高等教育局長通知)にあるとおり、引き続き「法科大学院修了者が専門的な法律知識や考え方を身に付けた有意な人材として広く社会で活躍できるよう支援するため、修了者の進路状況の正確な把握と就職支援の充実」が必要であること。

(4) 第六条第二項第一号における連携法曹基礎課程については、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成を downstairs するものとして各大学の判断において開設するものであり、法科大学院が引き続きプロセスとしての法曹養成制度の中核機関であることに変わりはないこと。連携法曹基礎課程の導入と早期卒業や飛び入学制度の活用及び司法試験の法科大学院在学中受験資格(以下「在学中受験資格」という。)による受験(以下「在学中受験」という。)によって、時間的・経済的負担の軽減を図ることが連携法曹等の改正の目的の一つであるが、連携法曹基礎課程の開設を検討している大学においては、法学部全体の在り方や果たしている役割を踏まえ、とともに、連携法曹基礎課程を修了後協定先の法科大学院へ進学した場合の合格率は、現在の既修者コース修了者の一年目の合格率を上回るレベルを達成することが当然想定されていることに鑑み、当該合格率を達成できることが見込まれる適切な規模を見極めつつ、未来ある若者を受け入れる立場から、準備を進める必要があること。

(5) 第六条第三項第一号における「学校教育法第一〇九条第六項に規定する適合認定を受けていること」という要件については、適合認定を受けられなかった法科大学院が、学校教育法第一〇九条第二項に規定する基準を適用するに際し必要な細目を定める省令(平成一六年文部科学省令第七号。以下、「細目省令」という。)第四條第一項第三号に基づく再度の評価によって大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定を受けていることを含むものとすること。

(6) 第六条第三項第二号における「連携法曹基礎課程を修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象とする科目の単位の修得の状況を踏まえ」た「入学者選抜」(以下「特別選抜」という。)とあるのは、法科大学院は、協定先の連携法曹基礎課程の成績のみに基づく選抜(以下「五年一貫型教育選抜」という。成績に加えて面接などを行う場合を含む。)の点、「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について」(平成二二年四月一七日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会報告)において「法律基本科目のうち、少なくとも憲法、民法、刑法については、法的な文書作成能力を評価するため、論文試験を課すべきである。」とされていることの例外となること。)のほか、連携法曹基礎課程(当分の間、当該法科大学院以外の法科大学院のみと法曹養成連携協定を締結している大学の課程を含む。)の成績に加え、法律科目の論文式試験等により入学志願者の適性や能力を総合的に判定する方法による選抜(以下「開放型選抜」という。)が可能であること。

公平性の観点から、専願枠や自大学出身者募集枠を設けたり、協定先の大学によって異なる選抜方法を採用したりすることなど、同一の募集区分において、選抜方法について異なる扱いをすることは適切ではないこと(例えば、協定先のA大学からは五年一貫型教育選抜のみを行い、別の協定先のB大学からは開放型選抜のみを行うことなど)。

ただし、地方においても十分な司法サービスを提供を担う法曹を確保することが重要であることに鑑み、地方大学(後述)出身者を対象とした特別枠(以下「地方大学枠」という。)を設けることは可能であること。この場合、自大学

も含めて地方大学出身者を対象とした専願枠を設けることや推薦入試による選抜を実施することも可能であること(ただし、推薦入試とは、論文式試験の免除を必ずしも意味するものではなく、入学者選抜への出願に当たって一定の者の推薦が必要となる入試を意味するものであることに留意すること)。

この場合の地方大学の定義は、直近の国勢調査(平成二七年)における大都市圏以外の地域に設置されている大学に加え、大都市圏であっても当該都市圏に法科大学院が設置されていない地域にある大学とすること。また、大学本部が大都市圏内に設置されている場合でも、連携法曹基礎課程を開設する学部がその圏外に設置されていれば地方大学とすること。

なお、入学者選抜に際して、特定の属性に係る特別枠の設定を行う場合は、各大学は関係者をはじめ広く社会の理解を得られるよう説明責任を果たすことが必要であり、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)又は募集要項等において、その内容及び設定理由等を合理的に説明するとともに、それぞれの区分等について募集人員、出願要件等を明記する必要があること。

(7) 第一〇条第一号及び第二号に関し、法学未修者の選抜に当たっては、「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン」(平成二九年二月一三日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会を参考に、後述の改正専門職大学院設置基準(平成一五年文部科学省令第一六号。以下「設置基準」という。)第二〇条も踏まえ、引き続き受験者の適性と能力を確かめる客観的に判定及び評価すること。また、「専門職大学院設置基準の一部を改正する省令等の公布について」(平成三〇年三月三〇日二九文科高第一一五四号高等教育局長通知)において示したとおり、「多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めるものとする努力義務は堅持されることから、各法科大学院においては、引き続き、入学者の多様性の確保に努められたいこと」は維持されること。

(8) 関連する省令及び告示の改正については、後

述する第五の「1. 専門職大学院設置基準（平成一五年文部科学省令第一六号）の一部改正及び専門職大学院に必要事項について定める件（平成一五年文部科学省令第五三三号）の一部改正」及び「2. 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第六条第一項の規定に基づく文部科学大臣の認定に関する省令（令和元年文部科学省令第二〇号）の制定」を参照すること。

第二 学校教育法（昭和二十二年法律第二六号）の一部改正

1. 改正の概要

(1) 大学院を置く大学は、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者について、当該大学院を置く大学の定める単位の修得状況及びこれに基づき、当該大学院に入学させることができるものとする。（第一〇二条第二項関係）

2. 留意事項

(1) 関連する省令の改正については、後述する第五の「4. 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第一号）の一部改正」を参照すること。

第三、第四 略

第五 政令・文部科学省令・文部科学省告示の一部改正等

1. 専門職大学院設置基準（平成一五年文部科学省令第一六号）の一部改正及び専門職大学院に必要事項について定める件（平成一五年文部科学省令第五三三号）の一部改正

(1) 専門職大学院設置基準の改正概要

① 入学者選抜に当たっては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するものとされるところ、連携法第四条で規定される学識等を涵（かん）養する教育を受ける上で求められる適性及び能力を有するかどうかを、適確かつ客観的に評価し判定するものと規定。

（改正（第二〇条関係））

② 教育課程の編成に当たっては、連携法第二条に規定する法曹養成の基本理念及び第四条に規定する大学の責務を踏まえ、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその应用能力（弁論の能力を含む。）並びに法律に関

する実務の基礎的素養を涵（かん）養するよう適切に配慮しなければならないことを新たに規定。（新設（新第二〇条の二関係））

③ 現在、専門職大学院に必要事項について定める件（平成一五年文部科学省令第五三三号）以下「専門職大学院告示」という。）に規定されている、法科大学院が開設すべき四つの科目群について、設置基準に新たに規定。（新設（新第二〇条の三関係））

(7) 法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

(8) 法律実務基礎科目（法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。）

(9) 基礎法学・隣接科目（基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。）

(10) 展開・先端科目（先端的な法領域に関する科目その他の実定法に関する多様な分野の科目であつて、法律基本科目以外のものをいう。）

(11) 法律基本科目の基礎科目を履修した後に応用科目を履修するよう教育課程を編成すること

(12) 三〇単位以上の基礎科目を必修科目として開設すること

(13) 法律基本科目について、学生が公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。）、民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）、刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）のいずれかに過度に偏ることなく履修するよう配慮するものとする

(14) 法律基本科目の基礎科目及び応用科目の履修を踏まえて他の科目群を履修するよう教育課程を編成すること

(15) 展開・先端科目のうち、以下の八つの科目の全てを選択科目として開設するよう努めるものとする

(16) 倒産法
租税法
経済法
知的財産法
労働法
環境法
国際関係法（公法系）
国際関係法（私法系）

④ 現在、専門職大学院告示において規定されている、(7)同時に授業を行う学生数を少数とすること、及び(8)法律基本科目の授業については五〇人を標準として行うことについて、設置基準において、(7)同時に授業を行う学生数を少数とすることを基本とする、及び(8)一法律基本科目について同時に授業を行う学生数は五〇人以下を原則とすることとして規定。（新設（新第二〇条の四関係））

⑤ 設置基準第八条第一項に規定する事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答のほか、連携法第四条第二号及び第三号に規定される、論述の能力その他の専門的学識の应用能力を涵（かん）養するために必要な方法により授業を行うよう適切に配慮しなければならないことを新たに規定。（新設（新第二〇条の五関係））

⑥ 設置基準第一〇条第二項に規定する学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、連携法第五条第二号及び第三号の規定に基づき公表する基準に基づいて、連携法第四条各号に掲げる学識及び能力並びに素養が涵（かん）養されているかどうかについて、厳格かつ客観的に評価及び認定を行うものとすることを新たに規定。（新設（新第二〇条の六関係））

⑦ 連携法第五条第五号（令和四年一〇月一日より第六号）に規定される「その他文科省令で定める事項」として、以下の各号を規定。（新設（新第二〇条の七関係））

(7) 入学者選抜における志願者及び受験者

の敷その他入学者選抜の実施状況に関すること

(4) 当該法科大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合及び年度当初に当該法科大学院に在籍した者のうち当該年度途中で退学した者の占める割合

(5) 当該法科大学院が開設する授業科目のうち基礎科目若しくは応用科目又は選択科目として開設するものの名称

(6) 授業料、入学料その他の当該法科大学院が徴収する費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関すること

(7) 当該法科大学院に入学した者のうち連携法第一〇条第一号又は第二号に該当していた者であつて、司法試験法第一条第一項に規定する司法試験を受けたもの（当該法科大学院の課程を修了した者又は同課程に在学する者に限る。）のうち当該試験に合格したものの占める割合

(8) 連携法第六条第一項の認定を受けた同項の法曹養成連携協定（以下「認定法曹養成連携協定」という。）の目的となる法科大学院（以下「認定連携法科大学院」という。）にあっては、当該認定連携法科大学院に入学した者のうち当該認定連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための大学の課程（以下「認定連携法曹基礎課程」という。）を修了して当該認定連携法科大学院に入学した者の占める割合及び当該認定連携法曹基礎課程を修了して当該認定連携法科大学院に入学した者（当該認定連携法科大学院の課程を修了した者又は同課程に在学する者に限る。）であつて、司法試験を受けたもののうち当該試験に合格したものの占める割合

(9) 当該法科大学院の課程に在学する者であつて、司法試験法第四条第二項の規定

により司法試験を受けたものの数及びこれらのものうち当該試験に合格したものの占める割合

⑧ 現在専門職大学院告示において規定されている履修科目として登録することができる単位数の上限について、設置基準において一年につき三六単位を標準として定めるとともに、法科大学院が、認定連携法曹基礎課程(当該法科大学院以外の法科大学院のみと認定法曹養成連携協定を締結している大学の課程を含む)を修了して当該法科大学院に入学した学生その他登録した履修科目の単位を当該法科大学院が定めた基準に照らして優れた成績をもって修得することが見込まれる者として当該法科大学院が認める学生については、一年につき四四単位まで履修科目として登録を認めることができることと規定。(新設(新第二〇条の八関係))

⑨ 入学前の既修得単位の認定及び法学既修者に関する単位の認定の上限について、認定連携法曹基礎課程(当該法科大学院以外の法科大学院のみと認定法曹養成連携協定を締結している大学の課程を含む)を修了して法科大学院に入学した学生又はこれらの者と同等の学識を有すると当該法科大学院が認める学生については、それぞれ三〇単位から四六単位を増加し、入学前の既修得単位の認定の及び法学既修者に関する単位の認定を併せて四六単位を上限とすることを規定。(改正第二二条及び改正第二五条関係)

⑩ 修了要件として、三年の在籍年数と九三単位以上の修得に加えて、以下を規定。(改正第二三条関係)

(7) 科目群毎に、必要単位数を以下のとおり規定

- 法律基本科目の基礎科目 三〇単位以上
 - 法律基本科目の応用科目 一八単位以上
 - 法律実務基礎科目 一〇単位以上
 - 基礎法学・隣接科目 四単元以上
 - 展開・先端科目 一二単位以上
- (4) 展開・先端科目の一二単位には、選択

2. 留意事項

① 第二〇条における「連携法：第四条各号に掲げる学識及び能力並びに素養を涵(かん)養するための教育を受ける上で求められる適性及び能力を有するかどうかを、適確かつ客観的に評価し、判定するものとする」とは、連携法曹基礎課程からいわゆる地方大学枠によって法科大学院に入学する者や未修者、社会人についても適用されるものであり、地方大学枠や未修者、社会人であるからといって、法科大学院における教育を受ける上で求められる適性及び能力等を有していない場合も入学を認められるものではないこと。

② 細目省令第四条第一項第一号二「入学定員の適切な設定及び在学する学生の数の収容定員に基づく適正な管理」と規定されているところであるが、これは、法科大学院における教育を受ける上で求められる適正及び能力を有していない場合も、定員充足率を確保する観点で入学を認めるべきものでないことは当然であり、適性及び能力を有する者について入学を認めた上で、定員充足率の確保が図られるべきであること。同時に、「学校教育法第一〇条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令の施行等について」(平成二七年三月三十一日二六文科高第一一三〇号高等教育局長通知)において、「入学者が一〇名を下回っている場合には、「教育組織として規模が小さくなりすぎているなど、法科大学院としてふさわしい教育環境の確保への影響が懸念される」との点については、引き続き維持されるものであること。したがって、「入学定員充足率五〇％、入学者数一〇名を下回っている場合には、教育組織として規模が小さくなりすぎているなど、法科大学院としてふさわしい教育環境の確保への影響が懸念される。そのため、夜間開講や地域性等の個別の事情を勘案しても、定員に基づいた入学者数の適正な管理とともに、入学定員についても適切に設定されている

か」については、認証評価における重点的な評価対象となるだけでなく、引き続き各法科大学院においても自ら判断すべき事項であること。

③ 第二〇条の三第一項各号において規定する四つの科目群については、専門職大学院告示第四条第一項において規定する四つの科目群と同じであること。専門職大学院告示第四条第二項において「学生の授業科目の履修が同項各号のいずれかに過度に偏ることのないよう配慮するものとする」とされ、「学校教育法の一部を改正する法律等の施行について」(平成一五年三月三十一日一五文科高第一六二号文部科学事務次官通知)において「例えば法律基本科目など特定の分野の科目に過度に偏ることがないよう配慮することが求められるもの」とされている点は、今回、第二三条第一号において、各科目群について、学生が修得すべき単位数を定めていることから、認証評価においてもこの点を踏まえて行うこと。

④ 第二〇条の三第二項において、法律基本科目の「基礎科目」を履修した後に、「応用科目」を履修することとしているのは、基礎科目の履修を通じて専門的学識を身に付けた上で応用科目を履修することで、より効率的に能力を身に付けることができるの考えによるものであり、応用科目を履修する中で又はその後改めて専門的学識を身に付けるために基礎科目を履修することを妨げるものではないこと。

⑤ 同項において、基礎科目は「連携法第四条第一号に規定する専門的学識」を涵(かん)養するための教育を行う科目、応用科目は「同条第二号に規定する応用能力」を涵(かん)養するための教育を行う科目」とそれぞれ規定されているが、この定義は主に当該学識や能力を涵(かん)養することを目的とする場合の分類であり、実際は同一の科目で当該学識及び能力の両方を涵(かん)養する場面も想定されることから、認証評価においてもこの点を踏まえて行うこと。

⑥ 第二〇条の三第四項における「法律基本科目の開設に当たっては、学生が公法系科目(憲法及び行政法に関する分野の科目をいう)、民事系科目(民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう)、刑事系科目(刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう)のいずれかに過度に偏ることなく履修するよう配慮するものとする。」とは、法曹となろうとする者に共通して必要とされる専門的学識及びその応用能力(すなわち司法試験に合格することができるレベルの学識及び能力)を涵(かん)養するために、これらの科目を偏りなく履修する必要があることを示すものであること。

⑦ 一方、「公法系科目」「民事系科目」「刑事系科目」がそれぞれ何単位必要であるかは、各法科大学院が決めるべきことであり、認証評価においてもこの点を踏まえて行うこと。

⑧ 第二〇条の四第二項における「五〇人以下とする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができる」と認められる場合は、この限りではない。とは、改正前の専門職大学院告示第五条第二項における「五〇人を標準として行うものとする」と上限については同義であるが、下限については、双方向又は多方向に行われる討論等を行うのに適した範囲である限りにおいて、特段下限を設けないこととする。なお、実践的な教育を行う観点から専門職大学の授業規模が専門職大学設置基準(平成二九年文部科学省令第三三三号第一七条において四〇人以下とされていることも踏まえ、法律基本科目以外の科目についても、各法科大学院において工夫し、少人数による指導が行われるべきこと。

⑨ 第二〇条の五における「論述の能力その他の専門的学識の応用能力を涵(かん)養するために必要な方法により授業を行うよう適切に配慮しなければならない」とは、例えば、論述式の定期考査を実施した上で、その採点結果について答案とともに返却し、学生との質疑応答を通じて、学生が改善点を見いだし

論述の能力を向上させることなど、多様な方法が考えられ、各法科大学院の創意工夫により行われるべきものであること。

「司法制度改革の趣旨に則った法科大学院教育の在り方について」（平成一九年一月一日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会報告）及び「法科大学院における司法試験に関連する指導方法等の具体的な取扱いについて」（平成二六年七月二六日二六文科高第三四二号高等教育局長通知）において示された「司法試験の合格に資するよう教育を行うことは、法科大学院の本来の役割である」こと、「司法試験での回答の作成方法に傾斜した技術的教育や理解を伴わない機械的な暗記をさせる教育などは不適當であること」、「一方で、司法試験の問題やそれに類する形式の事例教材が教材の一つとして使われることをもって直ちに、受験指導に偏った指導であるということ」は適當でないこと」との方向性については、変わるものではないこと。その上で、例えば、前述のような論述式の定期考査の答案を教材とした論述の能力等を向上させるための指導などは、司法試験での回答の作成方法に傾斜した技術的教育にも、受験指導に偏った指導にも直ちに当たらず、むしろ論述の能力等を涵（かん）養することに資する指導として積極的に行われるべきものであること。同様に、司法試験の問題やそれに類する形式の事例教材が教材に使われることをのみもって受験指導に偏った指導であると判断することは適當ではなく、むしろ論述の能力等を涵（かん）養する上で適切な教材となり得るものであるれば、司法試験の問題であれそれに類する形式の事例教材であれ積極的に活用されるべきであり、それらを用いて法曹として必要とされる論述能力を涵（かん）養するための添削・指導等を行うことも、司法試験での回答の作成方法に傾斜した技術的教育や受験指導に偏った指導に当たらない限りで積極的に行われるべきものであること。

前述の少人数指導や授業方法の工夫は、飽

くまで法科大学院において「学識及び能力並びに素養」を涵（かん）養するために行われるものであり、認証評価においても当該目的に留意して行うこと。

「論述の能力その他の専門的学識の応用力」とは、連携法第四条において「専門的学識の応用力」を「法的な推論、分析、構成及び論述の能力をいう」と定義しており、「論述の能力」は「専門的学識の応用力」の一部として、必ず涵（かん）養されるべき能力として規定するものであること。

なお、前述の報告における「基礎的知識の定着を促し、また確認する上で、過去の司法試験における短答式問題等が利用される場合があるが、その利用が法科大学院教育に必要な知識の定着確認等を目的とするかぎり、そのことをもって直ちに試験対策に偏った指導とは言えない面もある」との点は、現在においても変わらないこと。

⑦ 第二〇条の七各号に掲げる公表事項については、入学希望者が進学先を決める上での参考となるよう、必要に応じその数字が意味するところについて注釈を付記するなどして、公表内容をわかりやすく伝える工夫を行うこと（例：第二号における退学した者の占める割合については、単に進路変更した場合に限らず、司法試験予備試験や司法試験、国家公務員試験等に合格したために退学する場合など様々な場合がある）。

⑧ 第二〇条の七第二号に掲げる「標準修業年限以内で修了した者の占める割合」については、各年度の年度当初に在籍した学生数を母数として、次の年度に進学しなかった人数（いわゆる留年率）についてもあわせて公表すること。

⑨ 第二〇条の七第四号に掲げる「授業料、入学科その他の当該法科大学院が徴収する費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関すること」については、これまでも「法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実について」（平成二六年一〇月九日中央教育審議会大学分科会法科大学院

特別委員会提言）などを踏まえ、各法科大学院においてその充実を図ってきたところであるが、時間的・経済的負担の軽減の重要性と必要性に鑑み、今後ともその充実を図っていくことが必要であること。

⑩ 第二〇条の七第六号に掲げる「認定連携法曹基礎課程を修了して当該認定連携法科大学院に入学した者」とは、認定連携法曹基礎課程から協定先である認定連携法科大学院に特別選抜又は一般選抜により入学した者を指すものであること（当該法科大学院以外の法科大学院のみと認定法曹養成連携協定を締結している大学の課程を修了して当該法科大学院に入学した者は含まないこと）。

なお、後述のとおり、認定連携法曹基礎課程から認定連携法科大学院に進学する者としては、早期卒業により学士の学位を取得して進学する者を念頭に置いているが、学部を卒業せずに飛び入学により進学する者も一定数存在することが想定されることから、認定連携法曹基礎課程からの入学者のうち、早期卒業又は飛び入学により入学した者それぞれの割合及びその司法試験合格率も公表すること。

⑪ 第二〇条の七第七号に掲げる「司法試験法第四条第二項の規定により司法試験を受けたものの数及びこれらのものうち当該試験に合格したものの占める割合」とは、連携法第五条第四号の規定における「法科大学院における司法試験法：第四条第二項第一号の規定による認定の基準及び実施状況」に基づき、法科大学院に在籍する中でいわゆる在学中受験資格を取得した者の数を公表することに加えて、当該在学中受験資格により司法試験を受けた者の数及びその司法試験合格率を公表することを求めるものであること。

また、これらについては、各法科大学院の在籍人数が異なることを踏まえ、いわゆる最終年度の年度当初に在籍した学生数を母数として、

(7) 在学中受験資格取得者数を分子とした

割合

(4) 在学中受験資格による司法試験受験者数を分子とした割合

(9) 在学中受験資格による司法試験合格者数を分子とした割合

も併せて公表すること。

また、第二〇条の七第七号の「司法試験法第四条第二項の規定により司法試験を受けた者」については、

(7) 在学中受験資格により司法試験を受けた者のうち、留年をせずに司法試験を受けた者に係る数字

(4) 協定先の連携法曹基礎課程からの入学者に係る数字

も併せて公表すること。

⑫ 第二〇条の八第一項の規定は、改正前の専門職大学院告示第六条に規定する「一年につき三六単位を標準として定める」と同義であること。

同条第二項の規定は、改正後の連携法第六条に規定する連携法曹基礎課程を修了して法科大学院に入学した学生にとどまらず、当該法科大学院以外の法科大学院のみと認定法曹養成連携協定を締結している大学の課程を修了して当該法科大学院に入学した者その他登録した履修科目の単位を当該法科大学院が定めた基準に照らして優れた成績をもつて修得することが見込まれる者として当該法科大学院が認める学生（例えばいわゆる最終年度に在籍する学生など、法曹となるための一定の学修の積み上げがある者として、三六単位を超えて登録したとしても、登録した履修科目の単位を当該法科大学院が定めた基準に照らして優れた成績をもつて修得することが見込まれる者）については、法科大学院の判断で上限を四四単位として登録を認めることができることを規定するものであること。

なお、「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について」（平成二六年八月一日二六文科高第三九三号高等教育局長通知）の「二 年間登録単位数の上限について」

において「法科大学院の学生が一年間に履修科目として登録することができる単位数の上限の標準については、…一年につき三六単位の標準とされているが、上記一には、三六単位の標準を増加させた場合には、三六単位からおおむね二割程度（八単位程度）増加させた四四単位程度まで標準の範囲内であるとする」とした点については、四四単位を上限とする点において異なるものではないこと。

また、同通知の「一 法学未修者の法律基本科目の単位数及び配当年次の扱いにおいて」において「法学未修者を対象として法律基本科目の単位数を増加させた場合の法学既修者の履修免除の単位数については、…「法学未修者一年次における法律基本科目六単位の範囲を超えない」運用を求めているが、法学未修者が法律基本科目を更に重点的に学ぶことを可能とする観点からこれを見直し、一年次及び二年次において合計一〇単位程度まで許容されることとする」としている。一方、第二〇条の八第二項において「登録した履修科目の単位を当該法科大学院が定めた基準に照らして優れた成績をもって修得することが見込まれる者として当該法科大学院が認める学生」について例外的に四四単位まで履修登録を認める趣旨は上述のとおりであり、各法科大学院教育の質の確保・向上に向けた更なる努力や、その単位の実質化及び学修成果の可視化が求められるものである点を踏まえ、法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実の観点から三六単位を超えた履修登録を認める場合においても、同様にその単位の実質化等が図られるよう十分に留意すること。

⑬ 第二二条第一項及び第二五条第一項における「認定連携法曹基礎課程を修了して法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると当該法科大学院が認める者」（以下「認定学生」という。）とは、認定連携法曹基礎課程（当該法科大学院以外の法

科大学院のみと認定法曹養成連携協定を締結している大学の課程を含む。）に在籍し、当該課程において学修すべき単位に加えて、法科大学院が開設している科目の単位を科目等履修等によって修得できる者であつて、それらの学修を基盤として、その上に法科大学院における学修を通じて学識及び能力並びに素養を涵（かん）養すべくより深く学ぼうとしている場合を第一に想定しており、そうした者については、学部在籍中に履修した科目を再度履修し単位を修得することなく、その先の学修を行えるように、上限を緩和するものであること。

あわせて、認定連携法曹基礎課程を修了して法科大学院に入学した者と同等の学識を有すると当該法科大学院が認める者についても、同様に扱うことが可能となること。その場合、法科大学院においてどのような者を同等と認めるかについての基準をあらかじめ定めておくこと。

なお、第二二条では、今回の改正により、進学先以外の法科大学院で修得した単位について認定する単位数の上限を緩和することを想定していること。

⑭ 第二二条第一項の規定に基づく入学前の既修得単位等の認定及び第二五条第一項の規定に基づく法学既修者に関する単位の認定における、第二〇条の三第一項各号に規定される科目の取扱いは、連携法第二条及び第四条の規定の趣旨を踏まえ、以下のとおりとすること。

(7) 法学既修者に関する単位の認定…法律基本科目のうち基礎科目及び基礎法学・隣接科目

(4) 入学前の既修得単位の認定…(7)に加えて法律基本科目のうち応用科目及び展開・先端科目のうち選択科目

(9) (7)、(4)いずれにも適さず、法科大学院において履修されるべき科目…法律実務元端科目や展開・先端科目のうち選択科目以外の科目など(7)、(4)以外の科目

⑮ 第二三条に基づく、法科大学院の課程の修

了要件については、未修者については令和三年度以降、既修者については令和四年度以降、それぞれ入学する者から適用することとし、各法科大学院においては、関連規程等の整備等をそれまでに進めること。

連携法曹基礎課程については、連携法第六條第一項の規定に基づく文部科学大臣の認定に関する省令（令和元年文部科学省令第二〇号）に基づく文部科学大臣による認定を経て、令和二年度から法令に基づく連携法曹基礎課程を開始することとなるため、令和二年度の連携法曹基礎課程における教育課程においては、第二三条に基づく、令和三年度からの法科大学院未修者用の教育課程における法律基本科目の基礎科目（連携法科大学院が法学既修者に関して一括して履修免除を行う範囲に相当する科目に限る。）の全てが必修科目として開設され、当該教育課程との同等性が担保されていないことが直ちに問題となることはないものの、令和三年度以降は上記が担保されることが必要となることに鑑み、令和二年度の教育課程の開始時点から、令和三年度からの未修者用の教育課程をできる限り念頭に置いた教育課程を編成すること。

⑯ 「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について」（平成二二年四月一七日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会報告）における「法律基本科目の必要修得単位数は、おおむね、修了要件単位数の三分の二以内となっている」との記述については、修了に必要な単位数が科目群ごとに第二三条に規定されたことを踏まえ、その要件の範囲内においては、過度に偏ることがない範囲内において柔軟な履修を認めるものであること。

⑰ 「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実」（平成二六年八月一一日二六文科高第三九三号高等教育局長通知）において、「入学時に十分な実務経験を有する者については、大学がそれまでの実務経験を把握・評価した上で適当と認めた場合には、当該実

務経験に相当する展開・先端科目に代わり、法律基本科目を履修することも可能とすること」、「ただし、法律基本科目によって代替する単位数については、各法科大学院の目的に沿った教育活動を展開する観点から、おおむね二〜四単位を目途とすることが適切である」とことについては、第二三条第二号ホにおいて規定される「二単位以上の修得すべき単位について、二単位以下に減じることが可能である」という意味ではなく、二単位を超える範囲において、各法科大学院の判断に基づき、当該学生について展開・先端科目に代わり、法律基本科目を履修することを学生に課すことを可能とするものであること。

また、法律基本科目の履修を代わりに課すこととなる展開・先端科目に、選択科目は含まれないものであること。

⑱ 第二五条に基づく既修者認定については、従来、「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について」（平成二二年四月一七日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会報告）にあるとおり、

(7) 科目毎に可否を決定し、科目毎に履修免除を行う方法は妥当ではなく、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める方法として、一年次配当科目について一括して免除する方法を原則とすること、

(4) 対象を法律基本科目に限ること、

(1) 認定学生については、二年次配当科目とされる法律基本科目（基礎科目）についても、一括して履修免除の対象とすることが可能であるとともに、当該法科大学院以外の法科大学院のみと認定法曹養成連携協定を締結している大学の課程において必修科目でない場合等も踏まえて個別に履修免除を行うことが可能であるが、その場合も少なくとも一年次配当科目については、引き続き一括して履修免除を行うべきであること。また、「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について」（平成二六年八月

一一日二六文科高第三九三号高等教育局長通知)において、一年次及び二年次において三〇単位を超えて合計一〇単位程度まで履修免除することが認められた点については、修了単位である九三単位を超えて法律基本科目を履修することとなった場合についてのものであり、この場合は、当該通知のとおり、二年次配当科目とされる法律基本科目(基礎科目)の分も含めて一括して履修免除すべきものであること

(イ) 早期卒業や飛び入学により法科大学院に入学しようとする者に対しては、一括して履修免除しなかった科目について既修者コースへの入学前までに認定試験を実施するなど、個別に履修免除を行うことが可能であること

(ロ) 認定学生については、法律基本科目だけでなく、基礎法学・隣接科目についても、履修免除の対象とすることが、④の(7)で述べたとおり可能であり、基礎法学・隣接科目についても個別に履修免除することが可能であること

⑭ 今般の司法試験法の改正に伴い、令和五年度以降、法科大学院の最終年次においては、在学中受験資格を取得した者及び取得しなかった者、在学中受験資格により司法試験を受験した者及び受験しなかった者並びに在学中受験資格により司法試験を受験しこれが混在する状況が生じ得ることを踏まえ、それぞれの者が適切な学修を継続できるように、個々の学生への支援を充実するなどカリキュラム編成上の工夫等を行うこと(例、法科大学院在学中に司法試験を受験しなかった者や、受験したものの合格しなかった者などを対象に法律基本科目を改めて履修する機会を確保することなど)。

2. 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第六条第一項の規定に基づく文部科学大臣の認定に関する省令(令和元年文部科学省令第二〇号)の制定

(1) 改正概要

① 有為な人材を出身大学・学部等を問わず幅広く受け入れ、質・量ともに豊かな法曹を養成するという法科大学院制度創設の趣旨に照らし、自大学を初めとする連携法曹基礎課程の在学生のみを対象とした過度な囲い込みなどを防止するため、連携法第六条第三項第二号に規定する入学者選抜は、各法科大学院の入学定員の二分の一を超えない範囲内において行うこと。(第二条関係)

② 法曹養成連携協定の大任認定要件として、第一の(4)に記載した連携法第六条第三項第一号から第三号に定める内容のほか、連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続に資するものとして文部科学省令で定める基準(同項第四号)として、以下の四点を規定すること。(第三条関係)

(7) 設置基準第二〇条の三第二項(新設)に規定する法律基本科目の基礎科目(法科大学院が、同令第二五条第一項に基づきその単位を修得したものとみなす科目に限る。)に相当する科目が、連携法曹基礎課程において、必修科目として段階的かつ体系的に開設されていること

(イ) (7)のほか、連携法曹基礎課程における教育の実施に関し、大学院設置基準第一五条において準用する大学設置基準第三一条第一項の規定により連携法科大学院が単位を与える授業科目を履修し、又は履修しようとする当該連携法曹基礎課程の学生に対する教育課程に関する配慮その他の当該連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための措置が講じられていること

(ロ) 連携法曹基礎課程の学生の卒業に関し、学校教育法第八九条に規定する卒業の認定(以下「早期卒業の認定」という。)の基準が整備されていること

(ハ) 早期卒業の認定を受けようとする連携法曹基礎課程の学生が当該認定を受けることができるよう、適切な学修の支援を

(2) 留意事項

① 第二条における、連携法曹基礎課程における科目の修得の状況を踏まえた入学者選抜(特別選抜)に係る入学定員は「法科大学院の入学定員の二分の一を超えないものとする」に關して、連携法曹基礎課程における成績のみに基づく(成績に加えて面接などを行う場合を含む)五年一貫型教育選抜を通じて法科大学院に入学する者は、当分の間、当該法科大学院の入学定員の四分の一を超えないことを原則とすること

また、二分の一を超えないものとする一に關しては、法曹養成連携協定を締結している連携法曹基礎課程から入学する者に加え、当分の間、当該法科大学院以外の法科大学院のみと認定法曹養成連携協定を締結している大学の課程から、当該課程における科目の修得の状況を踏まえた入学者選抜(開放型選抜)を経て入学する者についても含むこととする

② 第三条第一号における「法律基本科目の基礎科目(法科大学院が、同令第二五条第一項に基づきその単位を修得したものとみなす科目に限る。)」とは、法律基本科目(七科目)の基礎科目のうち一部の科目のみを専門職大学院設置基準第二五条第一項に基づく既修者認定の対象とする法科大学院のみと連携する連携法曹基礎課程にあつては、当該既修者認定の対象となる基礎科目を必修科目として開設すれば足りること。なお、連携法曹基礎課程から入学する者の既修者認定においても、第五の1.(2)の⑧に記載したとおり、一括して履修免除を行うのが原則であることに変わりはないこと

また、「必修科目として段階的かつ体系的に開設されていること」とは、

(7) 当該科目が必修科目として開設されていること、

(イ) 法科大学院における科目と同名の科目であれば足りるものではなく、その教育内容が法科大学院におけるそれと同等以

上であること、

(ロ) 連携法曹基礎課程における教育課程が連携法科大学院における教育と円滑な接続を図る観点から段階的かつ体系的であること、

③ 第三条第二号における「前号のほか、連携法曹基礎課程における教育の実施に關し、教育課程に関する配慮その他の当該連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための措置が講じられていること」とは、具体的には、例えば、

(7) 授業で使用する教材の統一や少人数かつ双方向又は多方向で行う科目の開設

(イ) 法科大学院における教育の導入としての科目の開設

(ロ) 法科大学院における法律基本科目について、連携法曹基礎課程に開設された基礎科目に相当する科目を必修科目として履修させるにとどまらず、連携法科大学院が開設する応用科目の科目等履修や連携法科大学院及び連携法曹基礎課程による共同開講科目として開設された応用科目の履修をし、又はしようとする学生に対するカリキュラム編成上の配慮や履修指導

など各法科大学院の創意工夫を通じて、連携法曹基礎課程に在籍する学生が充実した学修をすることができるよう連携法科大学院における教育との円滑な接続に配慮した環境を整備することであること

また、(7)の法律基本科目に関する科目等履修や共同開講科目の履修により修得した単位については、改正後の専門職大学院設置基準第二二条の規定に基づき、積極的に法科大学院入学前の既修得単位等として認定を行うべきものであること

④ 第三条第三号における「早期卒業の認定」の基準」の整備に当たっては、早期卒業の要件に関する制度変更はないことから、学校教育法第八九条が「卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認

める場合」に早期卒業を認めることできると規定していること及び「学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について」（平成一年九月一四日文高大第二二六号文部事務次官通知）において「安易な運用により大学教育の質の低下を招かないよう早期卒業の適正な運用に努められたいこと」と示されていることを踏まえて行うこと。また、法曹養成連携協定制度の創設により、学部段階の学修量及び内容を維持したまま、学修期間の短縮が図られることを踏まえ、各大学の学部段階における法学教育の質の確保・向上に向けた更なる努力や、その単位の実質化及び学修成果の可視化が求められるものである点に十分に留意すること。

一方で、今回の制度改正においては、厳格な成績評価基準、修了認定基準を設け、適切に運用することにより、学部の早期卒業を標準的な運用とすることを想定している。前述の通知の「安易な運用により大学教育の質の低下を招かないよう早期卒業の適正な運用に努められたいこと」というのは、早期卒業の認定を相対的に判断し早期卒業者の数を抑制すべきという趣旨ではなく、連携法曹基礎課程において厳格な成績評価基準、修了認定基準を設け、各授業科目において、法学既修者として学ぶ前提としてふさわしい水準の到達目標を設定し、これを総じて十分達成したとして、各大学の判断により、当該課程を修了していることをもって「単位を優秀な成績で修得した」と認定して早期卒業を認めることとする運用は可能であること。各法科大学院は、早期卒業を希望する学生が早期卒業制度を活用できるよう、積極的に支援すること。なお、各大学において早期卒業の可否を総合的に判断する際に、連携法科大学院の特別選抜の可否等を判断材料の一つとして取り扱うことは差し支えないこと。

3. 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三四〇号）の一部改正、学校教育法施行令第二三条の二第一項第六号の規定による分野を定める件（令和元年文部科学省告示第九六号）の制定、

大学、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準（平成一五年文部科学省告示第四五号）の一部改正、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成一八年文部科学省令第一二二号）の一部改正

改正概要

- 1) 学校教育法施行令第二三条第一項第一三三号（新設）において、大学院の収容定員に係る学則の変更を文部科学大臣の認可事項とする。〔学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三四〇号）の一部改正〕
 - 2) 学校教育法施行令第二三条の二第一項六号（新設）において、文部科学大臣が定める分野（後述）に係るものを除き、大学院の研究科の収容定員に係る学則の変更を届出事項として明確化すること。（同上）
 - 3) 「文部科学大臣が定める分野」として、新たに制定する文部科学省告示において「法曹の養成に係る分野」を規定し、法科大学院の収容定員に係る学則の変更を認可事項とすること。（学校教育法施行令第二三条の二第一項第六号の規定による分野を定める件（文部科学省告示）の新設）
 - 4) 設置認可の基準において、一〇年間（期限を伸長することも想定される）において、法科大学院の新規設置を認めないこととする。とともに、平成三二年度四期に募集を継続した入学定員の総数（二、一五三人）を法科大学院の入学定員の総数の上限とすること。〔大学、短期大学及び高等専門学校等の設置等に関する規則（平成一五年文部科学省告示第四五号）の一部改正〕
 - 5) これらに伴う手続に関する所要の改正を行うこと。（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成一八年文部科学省令第一二二号）の一部改正）
- (2) 留意事項
- 1) 令和二年四月からの収容定員に係る学則の変更については、現行の手続によるものとし、令和三年四月からの収容定員に係る学則の変更より、今回の改正法令等が適用されるものであること。その際の手続など必要な行

為は、施行日である令和三年四月一日以前から行うことができること。

2) 改正後の告示の題名を「大学、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準」（以下「設置認可の基準」という。）と改め、本文から「大学院」を削除しているが、この改正は、設置認可の基準における「大学等」の定義を整理し、「大学」には大学院が含まれることとしたことによるものであり、大学院が当該告示の対象となることに変わりはないこと。

3) 設置認可の基準第四項における「令和元年度における全国の大学の法科大学院に係る入学定員のうち平成三二年度四月一日に入学する予定の者として募集が行われた数の総数」とは、平成三〇年一〇月五日の中央教育審議会法科大学院等特別委員会資料にある約二、三〇〇人と同義であり、具体的には、平成三二年度四期期の入学を念頭に平成三〇年度に募集を行った人数の総計（入学定員から募集停止としている人数を引いた人数の総数）である二、一五三人を指していること。

4) 設置認可の基準第四条第一号第二号における「教育について優れた実績を有する」とは、法科大学院修了資格又は在学中受験資格により司法試験を受験した者の合格率が極めて高いこと（例えば、修了後一年目までの合格率が五年連続で七割を超えていることなど）等の実績が必要であること。

5) (1)④に記載した法科大学院に係る入学定員に関する基本的な考え方は、国公立大学に共通するものであること。

4. 学校教育法施行規則（昭和二十八年文部省令第一一〇号）の一部改正

改正概要

- 1) 学部単位の成績に準ずる程度に大学院教育を受けるにふさわしい資質・能力を客観的に判断できるものとして、専門職大学院設置基準に基づき各法科大学院が「当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識」を有するかどうかを判定するために実施

する、いわゆる「既修者認定試験」を、文部科学大臣が定めるものとして、学校教育法施行規則に位置付けることとする。

留意事項

1) 連携法曹基礎課程から法科大学院への進学については、連携法曹基礎課程を修了し、早期卒業により学士の学位を取得してから法科大学院へ進学することが想定されていること。一方、三年間で学士の学位を取得できなかった（早期卒業をすることができなかった）連携法曹基礎課程在籍者について法科大学院への飛び入学を活用することも可能であること。

2) また、連携法曹基礎課程に在籍していない学部学生が、法科大学院への飛び入学を希望する場合には、学部における成績に加え、既修者認定試験の成績も含めて法科大学院が総合的に判断することも可能とし、もって飛び入学がより活用できるようにするものであること。なお、学部試験の成績を考慮することなく当該試験の成績のみで飛び入学の可否を判断することは認められないこと。

3) 法科大学院への飛び入学の適否の判断材料として既修者認定試験を用いる場合は、判断基準を受験予定者にあらかじめ明示することが必要であること。

4) なお、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施する単位累積加算制度の活用により学士の学位を取得できる場合があること。

5) 施行日を令和二年四月一日と定めたのは、令和二年四月一日以降に入学する者から適用することを意図しており、その場合は、令和元年度中に、入学者選抜の実施等必要な手続を行うことが想定されること。

5. 学校教育法第一一〇条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成一六年文部科学省令第七号）

- 1) 学校教育法第一一〇条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（以下「細目省令」という。）は、連携法の改正及び専門職大学院設置基準の改正を踏まえ

て所要の改正を行う必要があるが、一般の学校教育法の一部を改正する法律（令和元年法律第一号）を踏まえた細目省令の改正と併せて改正を行う予定であること。

○ 学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令の公布について（通知）

令和元年十二月十六日 元文科高第七七六号、文部科学省高等教育局長から各国公私立大学長、各国公私立高等専門学校長、各国立大学法人の長、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長、大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の長、各公立大学法人の理事長、文部科学大臣所轄学校法人理事長、大学を設置する各学校設置会社の代表取締役、放送大学学園理事長、各認証評価機関の長あて通知

この度、別添のとおり、「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令（令和元年文部科学省令第二十八号）」（以下「改正細目省令」という。）が令和元年十二月十六日に公布され、一部の規定は令和二年四月一日から、それ以外の規定は令和四年四月一日から施行されることとなりました。

この改正は、「学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第十一号）」において、認証評価の方法について認証評価機関に新たに大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うことを義務付けたことに伴い、認証評価を実施する際に求める内容について整理するとともに、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第一三九号）」（以下「連携法」という。）の改正が行われたことを踏まえ、「専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第一六号）」（以下「設置基準」という。）が改正されたことに伴い、必要な整備を行うものです。

改正の概要及び留意すべき事項等は下記のとおり

りです。ので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようお取り計らいください。

記

第1 認証評価において大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うことが義務付けられたことに伴う改正

1 改正の概要

(1) 認証評価機関におけるフォローアップの対象の明確化

認証評価機関は、認証評価の結果において改善が必要とされる事項を指摘された大学の教育研究活動等の状況について、当該大学の求めに応じた評価を行うよう努めることとされているが、その対象に、学校教育法第一〇九条第六項に規定する適合認定（以下単に「適合認定」という。）を受けられなかった大学が含まれることを明確化すること。その際に確認する内容は、改善が必要とされた事項に限ること。（第一条第一項第五号）

(2) 法科大学院に係る認証評価に関する規定の削除

全ての認証評価において、大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うことが義務付けられたこと及び連携法の改正が行われたことに伴い、法科大学院に係る認証評価における個別の規定を削除すること。

2 留意事項

(1) 高等専門学校の教育研究等の総合的な状況に係る認証評価（以下「機関別評価」という。）においては、従前、大学の機関別評価の内容を準用していることから、第1の1の(1)の内容についても、同様に準用すること。

(2) 認証評価機関に努力義務として課している第一条第一項第五号に基づく再度の評価（以下単に「再度の評価」という。）、改善が必要とされた事項について確認し、その状況の可否について判断することが求められること。

(3) 特に、適合認定を受けられない事由となつた改善が必要とされる事項の再度の評価については、大学等の教育研究等の状況を社会に分かりやすく示す観点から、適合認定を受

けられなかった学校教育法第一〇九条第二項又は第三項に基づく認証評価（以下「本評価」という。）の結果と合わせて、大学評価基準に適合しているか否かの認定を改めて行うことが望まれること。

(4) 再度の評価は、大学における認証評価の結果を踏まえた自主的・自律的な改善に対して、認証評価機関として実施する認証評価の一部として位置付けられるものであり、本評価とは区別されるものであるため、再度の評価を受審した年度は学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三四〇号）第四〇条に規定する期間の起算の年度とはならないこと。

(5) 再度の評価は認証評価の一部として位置付けられるものであるため、学校教育法第一〇九条第四項に基づく結果の通知・公表等については、評価の透明性を確保しつつ、大学の質の向上を図る趣旨に鑑み、本評価に準じて取り扱われることが望まれること。

3 施行期日

改正細目省令のうち、第1の内容に関するものは令和二年四月一日から施行するものとする。

第2 連携法改正を踏まえた設置基準の改正に伴う改正

1 改正の概要

(1) 教育活動等の状況に係る情報の提供に関することについて、連携法第五条を踏まえ、設置基準第二〇条の七（新設）において情報の公表が新たに規定されたことに伴い、現在「情報の提供」とされているところを「情報の公表」に改正するとともに、規定順をリに変更すること。（第四条第一項第一号リ）

(2) 入学者の選抜における入学者の多様性の確保並びに適性及び能力の適確かつ客観的な評価に関することについて、連携法第四条を踏まえ、設置基準第二〇条において学識等を「涵（かん）養するための教育を受ける上で求められる適性及び能力を有するかを、適確かつ客観的に評価し、判定することが規定されたことに伴い、現在「評価」とされているところを「評価及び判定」に改正するとともに、

規定順をイに変更すること。（第四条第一項第一号イ）

(3) 教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の体系的な教育課程の編成に関することについて、連携法第四条を踏まえ、設置基準第二〇条の2及び第二〇条の三において開設すべき科目を規定するとともに、「段階的かつ体系的な教育課程」を編成する旨が規定されたことに伴い、現在「体系的な教育課程」とされているところを「段階的かつ体系的な教育課程」と改正するとともに、規定順をニに変更すること。（第四条第一項第一号ニ）

(4) 授業の方法に関することについて、連携法第四条において涵養すべき学識及び能力並びに素養が規定されたことに伴い、現在「授業の方法」とされているところを「学識及び能力並びに素養を涵養するための授業の方法に関すること」と改正し、授業方法の改善を通じて学識等の涵養を目的とすることを明示的に規定するとともに、規定順をへに変更すること。（第四条第一項第一号へ）

(5) 学修の成果に係る評価及び修了の認定の客観性及び厳格性の確保に関することについて、設置基準第二〇条の六において連携法第四条各号に掲げる学識及び能力並びに素養について厳格かつ客観的に評価及び修了の認定を行うことが規定されたことに伴い、現在「評価及び修了の認定の客観性及び厳格性の確保」とされているところを、趣旨は変えずに「厳格かつ客観的な評価及び修了の認定」と改正するとともに、規定順をトに変更すること。（第四条第一項第一号ト）

(6) 学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限の設定に関することについて、現在告示において規定されている年間の履修登録単位数の上限について、連携法第六条を踏まえ、設置基準第二〇条の八（新設）において連携法曹基礎課程を修了した者等について年間の履修登録の上限単位数を引き上げることが可能となることを規定することに伴い、現状各大学評価基

準においては年間の上限のみを規定していることや、学期制が多様である現在においては学期の上限を各々定める必要性が高くないことなどから、現在「一年間又は一学期」とされているところを「一年間」と改正すること。（第四条第一項第一号又）

(7) 専門職大学院設置基準第二十五条第一項に規定する法学既修者の認定に関することについて、連携法第六条を踏まえ、設置基準第二二条第一項に規定する入学前既修得単位の認定及び第二五条第一項に規定する法学既修者の認定において、連携法曹基礎課程を修了した者等について上限単位数を引き上げることが可能とすることを規定することに伴い、現在の既修者認定に加えて、入学前の既修得単位の認定についても併せて規定すること。（第四条第一項第一号）

(8) 連携法第四条を踏まえ、設置基準第二二条において修了認定において必要な単位数を規定することに伴い、「課程の修了要件に関すること。」を新たに規定すること。（第四条第一項第一号）

(9) 連携法第一二条第二項を踏まえ、認定法曹養成連携協定の実効性を担保するため、協定において認定連携法科大学院が協力等を約束した事項の実施状況に関することを新たに規定すること。（第四条第一項第一号）

留意事項

(1) 下記①～⑦をはじめ「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について（令和元年十月三十一日元文科高第六二三号高等教育局長通知。以下「施行通知」という。）については、認証評価において引き続き留意すること。

① 第一条第五号に関して、施行通知の連携法に係る留意事項(5)において、「第六条第三項第一号における「学校教育法第一〇九条第六項に規定する適合認定を受けていること」という要件については、適合認定を受けられなかった法科大学院が、学校教育法第一〇九条第二項に規定する基準を適

用するに際して必要な細目を定める省令（平成一六年文部科学省令第七号。以下、「細目省令」という。）第四条第一項第三号に基づく再度の評価によって大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定を受けていることを含むものとする」となるとされていること。なお、「第四条第一項第三号」の部分については、改正後は「第一条第五号」となること。

② 第四条第一項第一号ハに関して、施行通知の設置基準に係る留意事項①において、「細目省令第四条第一項第一号ニ「入学定員の適切な設定及び在学する学生の数の収容定員に基づく適正な管理」と規定されているところであるが、これは、法科大学院における教育を受ける上で求められる適性及び能力を有していない場合も、定員充足率を確保する観点で入学を認めるべきものでないことは当然であり、同時に、「入学定員充足率五〇％、入学者数一〇名を下回っている場合には、法科大学院としてふさわしい教育環境の確保への影響が懸念される。そのため、夜間開講や地域性等の個別の事情を勘案しても、定員に基づいた入学者数の適正な管理とともに、入学定員についても適切に設定されているか」については、認証評価における重点的な評価対象となるだけでなく、引き続き各法科大学院において自ら判断すべき事項であること」となるとされていること。なお、「第四条第一項第一号ニ」の部分については、改正後は「第四条第一項第一号ハ」となること。

③ 第四条第一項第一号ニに関して、施行通知の設置基準に係る留意事項②において、「専門職大学院告示第四条第二項において、「学生の授業科目の履修が同項各号のいずれかに過度に偏ることのないよう配慮するものとする」とされ、「学校教育法の一部を改正する法律等の施行について（平成十五年三月三十一日一五文科高第一六二号文部科学事務次官通知）」において「例えば法律基本科目など特定の分野の科目に過度に偏

ることがないよう配慮することが求められる」となるとされている点は、今回、（設置基準）第二三条第二号において、各科目群について、学生が修得すべき単位数を定めていることから、認証評価においてもこの点を踏まえて行うこと」となっていること。

④ 第四条第一項第一号ニに関して、施行通知の設置基準に係る留意事項③において、「設置基準第二〇条の三第二項について、「基礎科目は「連携法第四条第一号に規定する専門的学識」を涵養するための教育を行う科目、応用科目は「同条第二号に規定する応用能力」を涵養するための教育を行う科目」とそれぞれ規定されているが、この定義は主に当該学識や能力を涵養することを目的とする場合の分類であり、実際は同一の科目で当該学識及び能力の両方を涵養する場面も想定されることから、認証評価においてもこの点を踏まえて行うこと」となっていること。

⑤ 第四条第一項第一号ニに関して、施行通知の設置基準に係る留意事項④において、「設置基準第二〇条の三第四項について、「「公法系科目」「民事系科目」「刑事系科目」がそれぞれ何単位必要であるかは、各法科大学院が決めるべきことであり、認証評価においてもこの点を踏まえて行うこと」となっていること。

⑥ 第四条第一項第一号ホに関して、施行通知の設置基準に係る留意事項⑤において、「第二〇条の四第二項における「五〇人以上とする。ただし、教育上必要があるが、かつ、十分な教育効果があることができない」と認められる場合は、この限りではない。」とは、改正前の専門職大学院告示第五条第二項における「五〇人を標準として行うものとする」と上限については同義である」となっていること。

⑦ 第四条第一項第一号ヘに関して、施行通知の設置基準に係る留意事項⑥において、「第二〇条の五における「論述の能力その他の専門的学識の応用能力を涵養するため

に必要な方法により授業を行うよう適切に配慮しなければならない」とは、例えば、論述式の定期考査を実施した上で、その採点結果について答案とともに返却し、学生との質疑応答を通じて、学生が改善点を見いだし論述の能力を向上させることなど、多様な方法が考えられるべきものであること。：司法試験の問題やそれに類する形式の事例教材が教材に使われることをのみ受験指導に偏った指導であると判断することは適当ではなく、むしろ論述の能力等を涵養する上で適切な教材となり得るものであれば、司法試験の問題であれそれに類する形式の事例教材であれ積極的に活用されるべきであり、それらを用いて法曹として必要とされる論述能力を涵養するための添削・指導等を行うことも、司法試験での回答の作成方法に傾斜した技術的教育や受験指導に偏った指導に当たらない限りで積極的に行われるべきものであること。：少人数指導や授業方法の工夫は、飽くまで法科大学院において「学識及び能力並びに素養」を涵養するために行われるものであり、認証評価においても当該目的に留意して行うこと」となっていること。

(2) 第四条第一項第一号リに関して、法科大学院における情報の公表について定める設置基準第二〇条の七第六号は令和四年四月一日から、同条第七号は令和五年四月一日から施行されることを踏まえ、認証評価においても遺漏なく対応すること。

(3) 第四条第一項第一号ヌ及びブルに関して、法科大学院の履修科目の登録の上限について定める設置基準第二〇条の八、入学前の既修得単位の認定について定める第二二条及び法学既修者について定める第二二条の関連する改正部分は、令和四年四月以後において在籍する学生に適用されることを踏まえ、各法科大学院においては前年度より適切に対応すること。

(4) 第四条第一項第一号ヲに関して、法科大

学院の課程の修了要件について定める設置基準第二三条各号においてそれぞれの単位数としているのは、本改正について諮問した中央教育審議会における議論を踏まえ、一律の修了要件としては最低限を規定した上で各法科大学院に委ねる趣旨であり、認証評価においても当該趣旨に留意して行うこと。

3 施行期日

改正細目省令のうち、第2の内容に関するものは令和四年四月一日から施行するものとする。

○ 高等専門学校設置基準及び学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）

令和二年二月十日元文科高第一〇一〇号、文部科学省高等教育局長から各国公私立高等専門学校長、高等専門学校を設置する地方公共団体の長、高等専門学校を設立する各公立大学法人の理事長、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長、高等専門学校を設置する各学校法人の理事長あて通知

この度、別添1のとおり、「高等専門学校設置基準及び学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（令和二年文部科学省令第一号（以下「改正省令」という。）が、また、別添2のとおり、「高等専門学校設置基準第二十条第一項の規定により高等専門学校が単位の修得を認定することのできる学修を定める件の一部を改正する告示」（令和二年文部科学省告示第七号）（以下「改正告示」という。）が、それぞれ令和二年二月一日に公布・施行されました。

今回の改正は、「二〇四〇年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成三〇年一月二十六日中央教育審議会）において、大学との連携など高等教育の高度化、我が国の高等教育の国際化を進めていくこと等により、高等専門学校の教育の質を高めていくことが重要と提言されたことを踏まえ、高等専門学校における大学等との連携強

化や留学を含む学生の多様な学修の促進等を図るため、所要の規定を整備するものです。

これらの省令・告示改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいくください。

記

第1 改正の概要

1 改正省令

(1) 高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二三三号）の一部改正

ア 学生が他の高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位について、高等専門学校が当該高等専門学校において修得したものとみなすことができる単位数の上限について三〇単位を超えない範囲内とされていた取扱いを改め、六〇単位を超えない範囲内とする。（第一九条関係）

イ 学生が行う高等専門学校以外の教育施設等における学修について単位認定できる単位数の上限について、第一九条により当該高等専門学校において修得したものとみなす単位数と合わせて六〇単位を超えない範囲内とする。（第二〇条第二項関係）

ウ 学生が外国の大学又は高等専門学校に留学する場合及び外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合の学修について単位認定できる単位数の上限について、第一九条及び第二〇条第一項により当該高等専門学校において修得したものとみなし、又は認定する単位数と合わせて六〇単位を超えない範囲内とすること。（第二〇条第三項関係）

エ 高等専門学校は、高等専門学校の定めるところにより、当該高等専門学校の学生以外の者で学校教育法（昭和二十二年法律第二六号）第一二三条において準用する同法第一〇五条に規定する特別の課程（以下「特別の課程」という。）いわゆる「履修証明プログラム」のこと。）を履修する者（以下「特別の課程履修生」という。）に対し、単位の修得を認定することができるものとする。（第二一条第

二項関係

(2) 学校教育法施行規則（昭和二年文部省令第一号）の一部改正

高等専門学校が特別の課程の編成に当たってあらかじめ公表すべき事項として、単位の修得の認定の有無を新たに加えることとする。（第一七九条関係）

2 改正告示

(1) 高等専門学校設置基準第二十条第一項の規定により高等専門学校が単位の修得を認定することのできる学修を定める件（平成三年文部省告示第八五号）の一部改正

高等専門学校設置基準第二〇条第一項の規定により、高等専門学校が単位の修得を認定することのできる学修として、大学（専門職大学、大学院及び短期大学を含む。）が編成する特別の課程における学修、高等専門学校が編成する特別の課程における学修及び専門課程を置く専修学校が編成する特別の課程における学修で、高等専門学校において高等専門学校教育に相当する水準を有すると認められたものを新たに加えること。（第一号、第二号及び第四号関係）

第2 留意事項

1 自校以外の教育施設等における学修の単位認定の拡大

(1) 第1の1(1)アイウの改正は、高等専門学校設置基準第一七条第一項の「高等専門学校は、当該高等専門学校及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。」との規定を原則として、高等専門学校における大学等との連携や留学を含む学生の多様な学修の促進を図ることを目的としたものであることに留意すること。

(2) 当該制度の活用に当たっては、単位認定の対象とする自校以外の教育施設等における学修が教育上有益と認められることが必要であること。単位認定の際には、自校以外の教育施設等における学修が高等専門学校教育に相当する水準を有するものであるか、単位認定を行う授業科目が当該高等専門学校の教育課程全体からみて適切であるか等について、各高等専門学校におい

て適切に判断すべきこと。

2 特別の課程履修生への単位の修得の認定

(1) 特別の課程履修生への単位の修得の認定については、「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の施行等について（通知）」（令和元年八月二三日付け高等教育局長通知（元文科高第三二八号）の別添4「大学等における履修証明制度の運用及びその履修者に対する単位授与等に関する留意事項について」に準じて適切に実施すべきこと。

(2) 第1の2(1)にある高等専門学校が、学生が行った他の教育施設が編成する特別の課程における学修に対して単位の修得を認定する場合であって、当該特別の課程が高等専門学校教育に相当する水準を有するものであることを確認する際には、特別の課程の編成に当たってあらかじめ公表すべき事項とされているものについて、当該特別の課程を編成する教育施設に確認することが考えられること。

○ 大学院設置基準の一部を改正する省令の施行について（通知）

令和二年六月三十日二文科高第二八八号、文部科学省高等教育局長から各都府県私立大学長、大学を設置する各地方公共団体の長、各公立大学法人の理事長、大学を設置する各学校法人の理事長、大学を設置する各学校設置会社の代表取締役、放送大学学園理事長、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長あて通知

この度、別添1のとおり「大学院設置基準の一部を改正する省令」（令和二年文部科学省令第二四号）（以下「改正省令」という。）が令和二年六月三十日に公布され、同日から施行されることとなりました。

今回の改正は、二〇四〇年を見据えた大学院教育のあるべき姿を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策（「審議まとめ」）（平成三十一年一月二十二日中央教育審議会大学分科会）、「経済財政運営と改革の基本方針二〇一九」（令和元年六月二十一日閣議決定）等を踏まえ、大学院におけるリカレント教育の推進のため、「他大学院の単位互換及び入学前の既修得単位の認定の柔軟化」及び「入学前の既修得単位等を勘案した在学习期間の短縮」を行うものです。

今回の改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

記

第1 改正の概要

一 他大学院の単位互換及び入学前の既修得単位の認定の柔軟化

A 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において修得した単位を、一五単位を超えない範囲で当該大学院において修得したものとみなすことができることとする。B 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学院に入学する前に他の大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、一五単位

を超えない範囲で当該大学院に入学した後、当該大学院において修得したものとみなすことができることとする。

A及びBで修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて二〇単位を超えないものとする。〔第十五条関係〕

二 入学前の既修得単位等を勘案した在学习期間の短縮

大学院は、入学前に当該大学院及び他の大学院において修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により当該大学院の修士課程又は博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く。）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して一年を超えない範囲で当該大学院が定める期間在学したものとみなすことができることとする。ただし、修士課程については、当該課程に少なくとも一年以上在学するものとする。

修士課程を修了した者の大学院設置基準第十七条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。この文について同じ。）に規定する博士課程における在学期間（同条第一項の規定により博士課程における在学期間を含む）に適用しないこととする。〔第十八条関係〕

三 その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

第2 留意事項

一 他大学院の単位互換及び入学前の既修得単位の認定の柔軟化について

(1) 今回の改正は、累積した学修を評価することにより社会人等のリカレント教育を促進するため、他大学院の単位互換の範囲及び入学前の既修得単位の認定について、それぞれこれまで一〇単位を超えない範囲であったものを、一五単位を超えない範囲へ

と拡充し、両者合わせて二〇単位を超えないこととするものであること。

(2) 他大学院の単位互換及び入学前の既修得単位の認定に当たっては、その互換又は認定しようとする他大学院等の授業科目が当該大学院の教育課程に即したものであることが前提であり、大学院の単位やそれに基づく学位の信頼性や通用性を損なうことのないよう、内部質保証の体制整備に十分留意する必要があること。また、別添4（令和元年八月十三日付け元文科高第三二八号別添3）も参照すること。

(3) 他大学院の単位互換及び入学前の既修得単位の認定により、リカレント教育への対応のみならず、教育資源の有効活用、教育内容の豊富化、他大学院との連携等の取組が進むことが期待されること。

(4) 他大学院において履修した一つの授業科目について修得した単位が二単位以上の場合、これを分割した上で単位を認定することはできないこと。

(5) 入学前に他大学院において修了に必要な単位として認定された単位についても、当該大学院において教育上有益と認めるとき、当該大学院において修得したものとみなし、単位として認定できること。

二 入学前の既修得単位等を勘案した在学习期間の短縮について

(1) 今回の改正は、累積した学修を評価することにより社会人等のリカレント教育を促進するため、学部段階や専門職大学院において既に認められている入学前の既修得単位等を勘案した在学习期間の短縮制度を、大学院においても法令上位置づけるものであること。

(2) 入学前の単位等を勘案した在学习期間の短縮を認定するに当たっては、むやみに在学期間の短縮を行うのではなく、当該学生の修得した単位の授業科目が当該大学院における学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に照らし合わせて体系的であるかどうか、当該大学院において必要な研究指

導に要する期間や当該学生が論文又は特定課題に努めるに当たり必要な期間を考慮する等、十分に検討を行い判断すること。

(3) 修士課程については、入学前の既修得単位等を勘案して一年を超えない範囲で在学したものとみなすことが可能であること。ただし、この場合においても、一年以上在学するものとするため、第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程や第十六条ただし書の規定による在学期間を適用する場合は、特に留意が必要であること。

(4) 博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く。）については、入学前の既修得単位等を勘案して一年を超えない範囲で在学したものとみなすことが可能であること。また、第十七条第一項ただし書の規定による在学期間を適用する場合と併せて適用することも可能であること。

(5) 医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程（当該課程に係る研究科の基礎となる学部の修業年限が六年であるものに限り。）又は獣医学を履修する博士課程については、入学前の既修得単位等を勘案して一年を超えない範囲で在学したものとみなすことが可能であること。また、第四十四条ただし書の規定による在学期間を適用する場合と併せて適用することも可能であること。

(6) 修士課程を修了後、博士課程に入学し、第十七条第一項又は第二項の規定により博士課程における在学期間に修士課程における在学期間を含む場合、当該博士課程における在学期間については、本改正の内容は適用しないこと。ただし、この場合においても、当該修士課程における在学期間に本改正の内容は適用できること。

(7) 修士課程修了後、例えば異なる分野の博士課程に入学し、第一項又は第二項の規定によらず博士課程における在学期間に修士課程における在学期間を含まない場

合、入学前の既修得単位等を踏まえた在学期間の短縮は可能であること。

三 今回の改正は、リカレント教育の促進を目的として行ったものであるが、リカレント教育の実施に当たっては、教育内容の広報の工夫、学修成果の可視化や学修量の明示等も含めて検討することが期待されること。

【別添1】～【別添4】略

○ 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準等の一部を改正する告示の施行について（通知）

令和二年十月二十九日二文科高第六九六号 文部科学省高等教育局長から各私立大学長、各公立高等教育専門学校長、各公立大学法人の理事長、大学を設置する各学校法人の理事長、大学を設置する各学校設置会社の代表取締役、放送大学学園理事長、高等専門学校を設置する地方公共団体の教育委員会教育長、高等専門学校を設置する各学校法人の理事長あて通知

このたび、別添のとおり「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準等の一部を改正する告示（令和二年文部科学省告示第一三五号）」が、令和二年十月二十九日に施行され、その概要は下記のとおりですので、十分に御了知の上、認可申請に当たって遺漏のないようお取り計らいください。

記

第一 大学の統合等の際のいわゆる定員抑制分野に係る例外措置について

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四五号。以下「告示」という。）においては、歯科医師、獣医師、船舶職員又は医師の養成（いわゆる「定員抑制分野」）に係る学部等の設置や収容定員増は、一定の例

外を除いて認可しないこととされているが、大学統合の場合など、定員抑制分野に係る既設の学部等を廃止し、その職員組織等を基に学部等の設置又は既設の学部等の収容定員増を行おうとするものについては、当該設置又は収容定員増をした後の当該学部等に係る入学定員等の合計が、廃止する既設の学部等の入学定員等の合計（既設の学部等の収容定員増の場合にあつては、廃止する既設の学部等及び収容定員増を行う既設の学部等の入学定員等の合計）を超えない場合には認可できることとしたこと。

また、令和三年四月施行の「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示（令和元年文部科学省告示第九七号）」により、新たに定員抑制分野に加わる法科大学院についても、同告示を改正し、同様の措置を講ずることとしたこと。

第二 認可基準の平均入学定員超過率の算定に係る例外的な措置について

告示第一条第三号に定める平均入学定員超過率の算定に当たっては、令和三年度の大学等の入学者のうち、新型コロナウイルス感染症の病原体に感染したこと又は感染したおそれのあることなどにより、当該大学等の入学者を選抜するための試験を予定の日を受験することができず、当該大学等の定めるところにより後日行われた試験を受験して合格し、入学した者については、平均入学定員超過率の算定に当たり入学者の数に含まないこととしたこと。

当該取扱いは、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、受験生の受験機会の確保の観点から、例外的に実施するものであり、各大学等において適正な定員管理を行うことにより、教育条件を維持・向上させることの重要性は変わるものではないことから、各大学等においては、本取扱いを前提として、引き続き入学定員管理の適正化の観点を十分に踏まえつつ、適切な入学者選抜を行うことが重要である。

なお、平均入学定員超過率の算定に含まない入学者の解釈等については、令和二年八月十八日付け二文科高第四四二号高等教育局長通知及び令和二年八月十八日付け二文科高第四四三号高等教育局私学部長通知と同様の取扱いとするため、当省高等教育局大学振興課大学入試室が別途公表している「令和三年度入学者選抜実施要項（令和二年六月十九日）に関するQ&A」（令和二年八月三日付け、その後の更新含む）も参照のこと。

○ 高等専門学校設置基準の一部を改正する省令の施行について（通知）

令和二年十一月十七日二文科高第七四八号、文部科学省高等教育局長から各公立高等専門学校長、高等専門学校を設置する各公共団体の長、高等専門学校を設置する各公立大学法人の理事長、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長、高等専門学校を設置する各学校法人の理事長あて通知

この度、別添のとおり、「高等専門学校設置基準の一部を改正する省令（令和二年文部科学省令第四〇号）」（以下「改正省令」という。）が令和二年十一月十七日に公布・施行されました。

今回の改正は、二〇四〇年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）（平成三十年十一月二十六日中央教育審議会）を踏まえ、高等専門学校における実践的な技術者や新たな産業を牽引する人材を育成する機能の強化等を図るため、所要の規定を整備するものです。

この改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

記

第一 改正の概要

1 高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第三号）の一部改正

ア 高等専門学校に置かなければならない必要な専任教員数の二割の範囲内については、専任教員以外の者であっても、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であつて、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成について責任を担うもので足りるものとしたこと。（第八条の二）

第二 留意事項

イ 高等専門学校における多様なメディアを高度に利用した授業について、卒業の要件として修得すべき単位として認められる単位数の上限について三〇単位を超えないものとされていた取扱いを改め、六〇単位を超えないものとする。（第一八条第二項）

1 実務家教員の高等専門学校教育への参画促進

(1) 今般の改正は、高等専門学校教育に実務の経験及び高度の実務の能力を有する者の参画を促すことにより、社会から求められている実践的な技術者育成等を幅広く展開させることができるよう、必要専任教員数の二割の範囲内については、専任教員以外の者であっても、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員（以下「実務家教員」という。）であつて、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成について責任を担うもの（いわゆる「みなし専任教員」）で足りることとするものであること。なお、ここでいう実務家教員には、職位や雇用形態の別を問わず、また、改正省令施行の際、現に高等専門学校に在職する教員を含むこと。

(2) 「みなし専任教員」は、企業等の現場で現に取り扱われている生きた知識・技能等を教授する役割が期待されるものであり、この活用に際しては、教育水準の維持・確保や、学生の厚生補導に関する業務も含めた他の教員への負担等に配慮しつつ、適切に図らなければならないこと。

(3) 実務家教員の実務の能力については、保

有資格、実務の業績及び実務を離れた後の年数等により、判断されるものであること。実務を離れた後の年数については、おおよその目安として十年以内であることが望ましく、実務を離れた前の実務経験の長さも考慮されること。

(4) 実務家教員に求められる具体的な人材像や配置する実務家教員の数については、各高等専門学校における分野の特性等によって異なることを踏まえて、各高等専門学校において適切に判断すること。

(5) 教育課程の編成への参画の在り方については、例えば、各高等専門学校における教務主事を中心とした教育課程の編成に関する会議等への参画等が考えられること。なお、ここでいう参画とは、単に教育課程の編成に関する会議等に参加できれば足りるという趣旨ではなく、授業科目の内容及び方法の改善につながるような、実質を伴った取組を行うことが期待されること。

(6) 実務家教員は、実務に関する豊富な知識・技能等を有する一方、必ずしも高等専門学校における教育活動に熟練しているとは限らないため、高等専門学校設置基準第十七条の四に基づき各高等専門学校において実施する授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（いわゆる「フアカルティ・ディベロップメント」のこと。）に積極的に参加させるよう努めること。

(7) 各高等専門学校は、より実践的な教育を行うため、実務家教員の参画を促すのみならず、教育内容について不断の見直しを図り、その過程に全ての教員が主体的に関与することが期待されること。

2 メディアを利用して行う授業の修得単位上限の拡大

今般の改正は、高等専門学校における情報通信技術を活用した教育や、実務家教員の高等専門学校教育への参画促進に資するため、高等専門学校における多様なメディアを高度に利用した授業について、卒業の要件として修得すべき単位として認められる単位数の上

限を三〇単位から六〇単位に拡大するものであること。なお、メディアを利用して行う授業は、各高等専門学校の育成する人材像や学問分野の特性等を踏まえ、各高等専門学校において適切に実施すべきものであること。その際、学生及び保護者に対し、ねらいや具体的な実施方法等について十分に説明を行うこと。

○ 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

令和三年一月十八日二文科高第九五二号、文部科学省高等教育局長から公立大学長、各公立高等専門学校長、大学を設置する各地方公共団体の長、各公立大学法人の理事長、大学を設置する各学校法人の理事長、大学を設置する各学校設置会社の代表取締役、放送大学学園理事長、高等専門学校を設置する地方公共団体の教育委員会教育長、高等専門学校を設置する各学校法人の理事長あて通知

この度、別添のとおり、「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令（令和三年文部科学省令第二号）」が本年一月十五日に公布され、同日から施行されました。

この改正は、「規制改革実施計画」（令和二年七月十七日閣議決定）において、「各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続（※）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされていることを踏まえたものです。

（※各府省が所管する行政手続のうち、法令等または慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの。）

改正される本省令の内容は下記のとおりです。御了知ください。

別記様式第1号の1、別記様式第1号の2、別記様式第7号の3、別記様式第7号の5、別記様式第7号の6に係る押印及び署名を不要とすることとしたこと。

○ 大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行等について（通知）

令和三年二月二十六日二文科高第一〇七〇号、文部科学省高等教育局長から各国立大学長、独立行政法人大学入試センター理事長、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長、各公立高等専門学校長、大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の長、各公立大学法人の理事長、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長、大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長、大学を設置する各学校設置会社の代表取締役、放送大学学園理事長、各都道府県知事、各都道府県教育委員会教育長あて通知

このたび、別添1のとおり「大学設置基準等の一部を改正する省令（令和三年文部科学省令第九号）（以下「改正省令」という。）が、別添2のとおり「大学等連携推進法」の認定等に関する「規程」（令和三年文部科学省令第一七号）（以下「認定規程」という。）が、別添3のとおり「大学設置基準第十九条の二第一項第一号の文部科学大臣が定める基準等を定める件」（令和三年文部科学省告示第一八号）等（以下「文部科学大臣が定める基準等」という。）が、別添4のとおり「大学設置基準第十九条の二第三項の連携開設科目を開設する大学が協議すべき事項について定める件」（令和三年文部科学省告示第一九号）等（以下「連携開設科目を開設する大学が協議すべき事項」という。）が、別添5のとおり「専門職大学に関し必要な事項を定める件及び専門職短期大学に関し必要な事項を定める件の一部を改正する告示」（令和三年文部科学省告示第二〇号）が、それぞれ令和三年二月二十六日に公布され、同日から施行されました。

今回の改正は、二〇四〇年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）（平成三十年十一月二十六日中央教育審議会）において、複数大学による人的・物的リソースの効果的共有及び教育研究機能の強化を図るため、各大学設置者の枠組みを越えた連携や機能分担を促進する制度の創設が提言されたことを踏まえ、この制度の実現に向け、所要の規定を整備するものです。

これらの規定及び留意事項は下記のとおりですの
で、御了知の上、適正な実施をお願いします。

第1 記

1 改正省令について

1 大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二八号)の一部改正

(1) 連携開設科目

① 大学は、次のいずれかに該当する他の大学、専門職大学又は短期大学(以下「1」内において「他大学」という。)が当該大学と連携して開設する授業科目(以下「連携開設科目」という。)を、当該大学が自ら開設したものとみなすことができるものとすること。(第一九条の二第一項関係)ア 当該大学の設置者(その設置する他大学と当該大学との緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が別に定める基準に適合するものに限る。)が設置する他大学

イ 大学等連携推進法人(その社員のうちに大学、専門職大学又は短期大学の設置者が二以上ある一般社団法人のうち、その社員が設置する大学、専門職大学又は短期大学の間の連携の推進を目的とするものであって、当該大学、専門職大学又は短期大学の間の緊密な連携が確保されていることについて文部科学大臣の認定を受けたものをいう以下同じ。)(当該大学の設置者が社員であるものであり、かつ、連携開設科目に係る業務を行うものに限る。)の社員が設置する他大学

② ①により当該大学が自ら開設したものとみなすことができる連携開設科目は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方針に沿って開設されなければならないものとする。(第一九条の二第二項関係)

ア ①アに該当する他大学が開設するもの
①アに規定する基準の定めるところにより当該大学の設置者が策定する連携

開設科目の開設及び実施に係る方針
イ ①イに該当する他大学が開設するもの
①イの大学等連携推進法人が策定する大学、専門職大学又は短期大学の間の教育研究活動等に関する連携を推進するためのの方針をいう。

③ ①により連携開設科目を自ら開設したものとみなす大学及び当該連携開設科目を開設する他大学は、当該連携開設科目を開設し、及び実施するため、文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。(第一九条の二第三項関係)

(2) 連携開設科目に係る単位の認定
大学は、学生が他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。(第二七条の三関係)

(3) 卒業の要件に関する事項
卒業の要件として修得すべき単位数のうち、連携開設科目により修得したものとみなすものとする単位数は三〇単位を超えないものとする。(第三二条第六項関係)

(4) 共同学科に係る卒業の要件に関する事項
全ての構成大学の設置者が同一であり、かつ、①アに規定する基準に適合している場合又は全ての構成大学の設置者が同一の大学等連携推進法人(共同教育課程に係る業務を行うものに限る。)の社員である場合における共同教育課程に係る授業科目の履修によりそれぞれで修得すべき単位数については、「二一〇単位」及び「二二〇単位」とあるのは、「二二〇単位」とすること。(第四五条第三項関係)

(5) その他
その他所要の規定の整備を行うこととする

2 専門職大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三三三号)の一部改正
(1) 連携開設科目

① 専門職大学は、次のいずれかに該当する他の大学が当該専門職大学と連携して開設する連携開設科目を当該専門職大学が自ら開設したものとみなすことができるものとする。(第一一条の二第一項関係)

ア 当該専門職大学の設置者(その設置する他の大学と当該専門職大学との緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が別に定める基準に適合するものに限る。)が設置する他の大学

イ 大学等連携推進法人(当該専門職大学の設置者が社員であるものであり、かつ、連携開設科目に係る業務を行うものに限る。)の社員が設置する他の大学

② ①により当該専門職大学が自ら開設したものとみなすことができる連携開設科目は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方針に沿って開設されなければならないものとする。(第一一条の二第二項関係)

ア ①アに該当する他の大学が開設するもの
①アに規定する基準の定めるところにより当該専門職大学の設置者が策定する連携開設科目の開設及び実施に係る方針

イ ①イに該当する他の大学が開設するもの
①イの大学等連携推進法人が策定する連携推進方針(その社員が設置する他の大学との教育研究活動等に関する連携を推進するためのの方針をいう。)

③ ②により連携開設科目を自ら開設したものとみなす専門職大学及び当該連携開設科目を開設する他の大学は、当該連携開設科目を開設し、及び実施するため、文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。(第一一条の二第三項関係)

(2) 連携開設科目に係る単位の認定
専門職大学は、学生が他の大学において履修した連携開設科目について修得した単

位を、当該専門職大学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。(第三二条の二関係)

(3) 卒業の要件に関する事項

卒業の要件として修得すべき単位数のうち、連携開設科目により修得したものとみなすものとする単位数は三〇単位を超えないものとする。(第二九条第三項関係)

(4) 共同学科に係る卒業の要件に関する事項
全ての構成専門職大学の設置者が同一であり、かつ、①アに規定する基準に適合している場合又は全ての構成専門職大学の設置者が同一の大学等連携推進法人(共同教育課程に係る業務を行うものに限る。)の社員である場合における共同教育課程に係る授業科目の履修によりそれぞれの大学で修得すべき単位数については、「二一〇単位」とあるのは、「二〇単位」と、「一〇単位」とあるのは、「七単位」と、「二〇単位」とあるのは、「一五単位」とすること。(第六一条第五項関係)

(5) その他
その他所要の規定の整備を行うこととする

3

大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二八号)の一部改正

(1) 連携開設科目

大学院における連携開設科目については大学設置基準の各規定を準用すること。(第一五条関係)

(2) 修士課程の修了の要件に関する事項

修士課程の修了の要件として修得すべき単位数のうち、連携開設科目により修得したものとみなすものとする単位数は七単位を超えないものとする。(第一六条第二項関係)

(3) 博士課程の修了の要件に関する事項

博士課程の修了の要件として修得すべき単位数のうち、連携開設科目により修得したものとみなすものとする単位数は七単位を超えないものとする。(第一七条第四項関係)

(4) 共同教育課程に係る卒業の要件に関する事項

全ての構成大学院を置く大学の設置者が同一であり、かつ、大学設置基準第一九条の二第一項第一号に規定する基準に適合している場合又は全ての構成大学院を置く大学の設置者が同一の大学等連携推進法人（共同教育課程に係る業務を行うものに限る。）の社員である場合における共同教育課程に係る授業科目の履修によりそれぞれの大学院で修得すべき単位数については、「一〇単位」とあるのは「七単位」とすること。（第三三条第三項関係）

(5) その他
その他所要の規定の整備を行うこととする。

4 専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第一六号）の一部改正

(1) 連携開設科目

① 専門職大学院は、次のいずれかに該当する他の大学院が当該専門職大学院と連携して開設する連携開設科目を、当該専門職大学院が自ら開設したものとみなすことができること。（第六条の三第一項関係）

ア 当該専門職大学院を置く大学の設置者（その設置する大学に置かれる他の大学院と当該専門職大学院との緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が別に定める基準に適合しているものに限る。）が設置する大学に置かれる他の大学院

イ 大学等連携推進法人（当該専門職大学院を置く大学の設置者が社員であるものであり、かつ、連携開設科目に係る業務を行うものに限る。）の社員が設置する大学に置かれる他の大学院

② ①により当該専門職大学院が自ら開設したものとみなすことができる連携開設科目は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方針に沿って開設されなければならないものとする。（第六条の三

第二項関係）

ア ①アに該当する他の大学院が開設するもの ①アに規定する基準の定めるところにより当該専門職大学院を置く大学の設置者が策定する連携開設科目の開設及び実施に係る方針

イ ①イに該当する他の大学院が開設するもの ①イの大学等連携推進法人が策定する連携推進方針（その社員が設置する大学の間の教育研究活動等に関する連携を推進するための方針をいう。）

③ ①により連携開設科目を自ら開設したものとみなす専門職大学院及び当該連携開設科目を開設する他の大学院は、当該連携開設科目を開設し、及び実施するため、文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。（第六条の三第三項関係）

(2) 連携開設科目に係る単位の認定
専門職大学院は、学生が他の大学院において履修した連携開設科目について修得した単位を、当該専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。（第二二条の二関係）

(3) 修了の要件に関する事項
修了の要件として修得すべき単位数のうち、連携開設科目により修得したものとみなすものとする単位数は、当該専門職大学院が修了要件として定める三〇単位以上の単位数の四分の一を超えないものとする。（第一五条第二項関係）

(4) 法科大学院の課程の修了の要件
法科大学院の課程の修了の要件として修得すべき九三単位のうち、連携開設科目により修得したものとみなすものとする単位数は、一五単位を超えないものとする。ただし、九三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り一五単位を超えてみることができ。（第三三条第二項関係）

(5) 教職大学院の課程の修了要件

教職大学院の課程の修了の要件として修得すべき単位数のうち、連携開設科目により修得したものとみなすものとする単位数は、当該教職大学院が修了要件として定める四五単位以上の単位数の四分の一を超えないものとする。（第二九条第二項関係）

(6) 共同教育課程に係る卒業の要件に関する事項

全ての構成専門職大学院を置く大学の設置者が同一であり、かつ、(1)①アに規定する基準に適合している場合又は全ての構成専門職大学院を置く大学の設置者が同一の大学等連携推進法人（共同教育課程に係る業務を行うものに限る。）の社員である場合における共同教育課程に係る授業科目の履修によりそれぞれの大学院で修得すべき単位数については、「一〇単位」とあるのは「七単位」とすること。（第三四条第二項関係）

(7) その他
その他所要の規定の整備を行うこととする。

5

短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二一号）の一部改正

(1) 連携開設科目

① 短期大学は、次のいずれかに該当する他の大学（短期大学及び専門職短期大学を含む。以下同じ。）が当該短期大学と連携して開設する連携開設科目を、当該短期大学が自ら開設したものとみなすことができること。（第五条の二第一項関係）

ア 当該短期大学の設置者（その設置する他の大学と当該短期大学との緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が別に定める基準に適合しているものに限る。）が設置する他の大学

イ 大学等連携推進法人（当該短期大学の設置者が社員であるものであり、かつ、連携開設科目に係る業務を行うものに限る。）の社員が設置する他の大学

たものとみなすことができる連携開設科目は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方針に沿って開設されなければならないものとする。（第五条の二第二項関係）

ア ①アに該当する他の大学が開設するもの ①アに規定する基準の定めるところにより当該短期大学の設置者が策定する連携開設科目の開設及び実施に係る方針

イ ①イに該当する他の大学が開設するもの ①イの大学等連携推進法人が策定する連携推進方針（その社員が設置する大学の間の教育研究活動等に関する連携を推進するための方針をいう。）

③ ①により連携開設科目を自ら開設したものとみなす短期大学及び当該連携開設科目を開設する他の大学は、当該連携開設科目を開設し、及び実施するため、文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。（第五条の二第三項関係）

(2) 連携開設科目に係る単位の認定
短期大学は、学生が他の大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。（第三三条の三関係）

(3) 卒業の要件に関する事項
卒業の要件として修得すべき単位数のうち、連携開設科目により修得したものとみなすものとする単位数は、修業年限が二年の短期大学にあっては十五単位、修業年限が三年の短期大学にあっては二十三単位を超えないものとする。（第十八条第四項関係）

(4) 共同学科に係る卒業の要件に関する事項
全ての構成短期大学の設置者が同一であり、かつ、(1)①アに規定する基準に適合している場合又は全ての構成短期大学の設置者が同一の大学等連携推進法人（共同教育課程に係る業務を行うものに限る。）の社員である場合における共同教育課程に係る授業科目の履修によりそれぞれの大学で修得すべき単位数につ

いては、「十単位」とあるのは「七単位」、「二十単位」とあるのは「十五単位」とすること。
(第三十八条第四項関係)

(5) その他
その他所要の規定の整備を行うこととする。

専門職短期大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三四号)の一部改正

(1) 連携開設科目

① 専門職短期大学は、次のいずれかに該当する他の大学が当該専門職短期大学と連携して開設する連携開設科目を、当該専門職短期大学が自ら開設したものとみなすことができること。(第八条の二第一項関係)

ア 当該専門職短期大学の設置者(その設置する他の大学と当該専門職短期大学との緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が別に定める基準に適合しているものに限る。)

イ 大学等連携推進法人(当該専門職短期大学の設置者が社員であるものであり、かつ、連携開設科目に係る業務を行うものに限る。)の社員が設置する他の大学

② ①により当該専門職短期大学が自ら開設したものとみなすことができる連携開設科目は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方針に沿って開設されなければならないものとする。(第八条の二第二項関係)

ア ①アに該当する他の大学が開設するもの(①アに規定する基準の定めるところにより当該専門職短期大学の設置者が策定する連携開設科目の開設及び実施に係る方針)

イ ①イに該当する他の大学が開設するもの(①イの大学等連携推進法人が策定する連携推進方針(その社員が設置する他の大学との教育研究活動等に関する連携を推進するための方針をいう。))

③ ①により連携開設科目を自ら開設したものとみなす専門職短期大学及び当該連携開設科目を開設する他の大学は、当該連携開設科目を開設し、及び実施するため、文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。(第八条の二第三項関係)

(2) 連携開設科目に係る単位の認定

専門職短期大学は、学生が他の大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、当該専門職短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。(第二十条の二関係)

(3) 卒業の要件に関する事項

卒業の要件として修得すべき単位数のうち、連携開設科目により修得したものとみなすものとする単位数は、修業年限が二年の専門職短期大学にあつては十五単位、修業年限が三年の専門職短期大学にあつては二十三単位を超えないものとする。(第二十六条第四項関係)

(4) 共同科目に係る卒業の要件に関する事項

全ての構成専門職短期大学の設置者が同一であり、かつ、①アに規定する基準に適合している場合又は全ての構成専門職短期大学の設置者が同一の大学等連携推進法人(共同教育課程に係る業務を行うものに限る。)の社員である場合における共同教育課程に係る授業科目の履修によりそれぞれの大学で修得すべき単位数については、「十単位」とあるのは「七単位」、「二十単位」とあるのは「十五単位」とすること。(第五十八条第四項関係)

(5) その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

7 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第一号)の一部改正

大学が公表するものとされている教育研究活動等の状況についての情報のうち、授業科目、授業の方法及び内容、年間の授業の計画並びに学修の成果に係る評価については、連携開設科

目に係るものを含むものとする。(第七十二条の二関係)

第2 認定規程の趣旨

1 認定規程の趣旨
十八歳人口の減少やグローバル化の進展など高等教育を取り巻く環境が大きく変化する中、大学は、多様化する学修者のニーズや社会からの要請に応えていかなければならない。このためには、各大学が個々で取り組むだけでなく、自らの強みや特色を生かしつつ、一定の地域や特定分野において、幅広く他の大学や地方公共団体、産業界などと連携、協力して教育研究活動等に取り組んでいくことが効果的であり、大学間の連携をより強固なものにしていくことが求められている。

このため、大学間の連携を推進し、質の高い高等教育を実現するため、一般社団法人について、文部科学大臣が大学等連携推進法人として認定する制度を創設した。

認定規程は、この認定等に関する事項を定めるものである。

2 認定の基準について(認定規程第三条関係)

大学等連携推進法人の認定の基準は、以下のとおりであること。

(1) 二以上の設置者(大学を設置する者をいう。以下第二及び第六において同じ。)を社員とする一般社団法人であること。その社員とは、設置者以外の者を含めることを妨げないこと。

(2) その社員である二以上の設置者がそれぞれ設置する大学(以下「参加大学」という。)に係る大学等連携推進業務を行うことを主たる目的とし、その旨を定款で定めているものであること。

(3) 大学等連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

(4) 大学等連携推進業務を行うに当たり、役員(使用人、社員等の一般社団法人の関係者に對し特別の利益を与えないものであること。)

(5) 参加大学に係る大学等連携推進業務以外の業務を行う場合には、当該業務を行うこ

とによって参加大学に係る大学等連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(6) 以下の事項を記載した大学等連携推進方針を策定し、インターネットの利用その他の適切な方法により、公表しているものであること。

① 参加大学の教育研究活動等に関する連携の推進を図る意義に関する事項

② 参加大学における連携開設科目の開設又は共同教育課程の編成(その実施についての当該参加大学の役割分担を含む。)その他の①の連携の内容及びその目標に関する事項

③ 当該一般社団法人が行う大学等連携推進業務に関する事項

④ 当該一般社団法人の社員に設置者以外の者が含まれる場合にあつては、設置者以外の社員が実施する①の連携の推進に関する事項

(7) 社員の資格の得喪に関して、当該一般社団法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件などの不当な条件を付していないものであること。

(8) 社員は、各一個の議決権を有するものであること。ただし、社員の議決権に関する定款の定めが

・当該一般社団法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること

・社員が当該一般社団法人に対して提供した金銭などの財産の価額に応じて異なる取扱いをしないものであること

いづれにも該当する場合は、この限りでないこと。

(9) 設置者である社員(5(1)において「参加法人」という。)の有する議決権の合計が総社員の議決権の過半を占めているものであること。

(10) 代表理事を一人置いているものであること。

- (1) 理事会を置いているものであること。
- (2) 役員について、以下のいずれにも該当するものであること。
 - ① 各役員について、本人、配偶者又は三親等内の親族である役員及び以下の者である役員の合計数が、役員の総数の三分の一を超えないこと。
 - ア 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - イ 役員の使用人及び使用人以外の者でその役員から受ける金銭などの財産によって生計を維持しているもの
 - ウ アヤイの三親等内の親族でアヤイと生計を一にするもの
 - ② 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 大学等連携推進法人が8(2)によりその認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該大学等連携推進法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの
 - イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)などの教育又は研究に関する法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下単に「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(13②において「暴力団員等」という。)

- 3 認定の申請について(認定規程第四条関係)
 - (1) 大学等連携推進法人の認定を受けようとする一般社団法人は、申請書に
 - ・ 定款
 - ・ 登記事項証明書又はその写し
 - ・ 社員の氏名又は名称及び住所を記載した書類
 - ・ 役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類
 - ・ 事業計画書及び収支予算書
 - ・ 大学等連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎を有することを明らかにする貸借対照表
 - ・ 大学等連携推進方針
 - ・ その他二に掲げる基準に適合することを証する書類
 - (2) 申請書には、
 - ・ 当該一般社団法人の名称及び代表理事の氏名
 - ・ 当該一般社団法人の主たる事務所の所在地を記載しなければならないこと。
 - (3) 申請を行う一般社団法人が公益社団法人である場合においては、(1)の「その他2に掲げる基準に適合することを証する書類」について、2のうち(4)、(7)、(8)、(11)、(12)②及び(13)を除く。及び(13)②を除くこと。
- 4 公示について(認定規程第五条関係)

- 5 届出について(認定規程第六条関係)
 - (1) 大学等連携推進法人は、
 - ・ 名称及び代表理事の氏名の変更
 - ・ 主たる事務所の所在地の変更
 - ・ 大学等連携推進方針の変更
 - ・ 社員及び参加法人が設置する大学の変更
 - (2) 大学等連携推進業務に係る定款の変更
 - (3) 3(3)の規定の適用を受けた大学等連携推進法人は、公益認定の取消しを受けた場合には、遅滞なく、その旨を文部科学大臣に届け出なければならないこと。
 - (4) 大学等連携推進法人は、解散する場合には、遅滞なく、その旨を文部科学大臣に届け出なければならないこと。
 - (5) 事業報告書等について(認定規程第七条関係)
 - (1) 大学等連携推進法人は、毎事業年度終了後三月以内に、
 - ・ 当該事業年度の事業報告書
 - ・ 当該事業年度の貸借対照表及び損益計算書
 - ・ 当該事業年度の監事の監査報告書
 - (2) 当該事業年度の監事の監査報告書を作成し、文部科学大臣に提出するとともに、これを五年間公表しなければならないこと。
 - (3) インターネットの利用により(1)の書類を公表している場合には、その書類を公表しているホームページアドレスを記載した書類の提出をもってその書類の提出に代えることができること。
 - (6) 大学等連携推進法人は、定款、社員の氏名又は名称が記載された名簿及び役員名簿が記載された名簿及び役員名簿を提出しなければならないこと。

- 7 報告の徴収等について(認定規程第八條関係)
 - 文部科学大臣は、認定規程の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、大学等連携推進法人に対し、報告又は資料の提出を求めることができること。
- 8 認定の取消し等について(認定規程第九條関係)
 - (1) 文部科学大臣は、大学等連携推進法人が、
 - ・ 解散したとき
 - ・ 文部科学大臣に認定の取消しの申請をしたとき
 - (2) 文部科学大臣は、大学等連携推進法人が、
 - ・ 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき
 - ・ 2の基準に適合しなくなったとき
 - ・ 7により求められた報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき
 - ・ これらのほか、教育若しくは研究に関する法令又はその法令に基づく行政機関の処分違反したとき
 - (3) 文部科学大臣は、大学等連携推進法人が2の基準に適合しなくなったことを理由として認定の取消しをしようとするときは、当該大学等連携推進法人にあらかじめその旨を通知するとともに、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をするものとする。
 - (4) 電磁的記録による申請等について(認定規程第十條関係)
 - (1) 認定規程の規定に基づき文部科学大臣に申請、届出その他の通知等(以下「申請等」という。)を行う場合には、書面等に代えて、電子情報処理組織を使用して書面等に係る電磁的記録により行うことができること。
 - (2) (1)の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、文部科学大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ

の記録がされた時に文部科学大臣に到達したものとみなすこと。

10. 電磁的記録による作成等について（認定規程第十一條関係）

認定規程の規定に基づき大学等連携推進法人が書面等を作成し、又は保存する場合には、書面等に代えて電磁的記録により行うことができること。

II. 施行について（認定規程附則関係）

認定規程は、公布の日から施行すること。

第3 文部科学大臣が定める基準等について

1 大学の設置者が設置する他の大学と当該大学との緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が別に定める基準は、次のとおりとする。令和三年文部科学省告示第十八号第一條、令和三年文部科学省告示第二十一号第一條及び令和三年文部科学省告示第二十三号第一條関係

(1) 当該大学の設置者において、その設置する二以上の大学による連携した教育研究活動の実施に関する基本方針を策定し、公表していること。

(2) 一の方針において、次に掲げる事項が記載されていること。

- ① 当該連携した教育研究活動の実施を中核となつて行う者に関する事項
- ② 当該二以上の大学における連携開設科目的開設又は共同教育課程の編成の継続的かつ安定的な実施のため必要な事項
- ③ その実施についての当該二以上の大学の役割分担に関する事項

(3) (1)の方針の下、当該二以上の大学の緊密な連携協力体制が継続的に運用されていること。

2 当該大学の設置者は、その策定した(1)の方針（当該方針を変更した場合にあっては、変更後の方針を含む。）を文部科学大臣に届け出るものとする。令和三年文部科学省告示第十八号第二條、令和三年文部科学省告示第二十一号第二條及び令和三年文部科学省告示第二十三号第二條関係

第4 連携開設科目に関して協議する事項について

1 連携開設科目を自ら開設したものとみなす大学及び当該連携開設科目を開設する他の大学、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために、当該連携開設科目に関して協議する事項は、次のとおりとする。令和三年文部科学省告示第十九号、令和三年文部科学省告示第二十二号及び令和三年文部科学省告示第二十四号関係

- (1) 授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画に関する事項
- (2) 学修の成果に係る評価に当たつての基準に関する事項
- (3) 履修に係る学生の移動等の負担の軽減を図るための措置に関する事項
- (4) これらのほか、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために必要な事項

第5 専門職大学に關し必要な事項を定める件及び専門職短期大学に關し必要な事項を定める件の一部を改正する告示について

1 専門職大学に關し必要な事項を定める件に以下の(1)及び(2)を加えること。（第一條関係）

(1) 専門職大学設置基準第十一條の二第一項第一号の文部科学大臣が定める基準等については、大学設置基準に基づく文部科学大臣が定める基準等の規定を準用する。

(2) 専門職大学設置基準第十一條の二第三項の規定に基づき、連携開設科目を自ら開設したものとみなす専門職大学及び当該連携開設科目を開設する他の大学が、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために、当該連携開設科目に關して協議する事項については、大学設置基準に基づく連携開設科目に關して協議する事項の規定を準用する。

2 専門職短期大学に關し必要な事項を定める件に以下の(1)及び(2)を加えること。（第二條関係）

(1) 専門職短期大学設置基準第八條の二第一項第一号の文部科学大臣が定める基準等については、短期大学設置基準に基づく文部科学大臣が定める基準等の規定を準用する。

(2) 専門職短期大学設置基準第八條の二第三項の規定に基づき、連携開設科目を自ら開設したものとみなす専門職短期大学及び当該連携

開設科目を開設する他の大学が、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために、当該連携開設科目に關して協議する事項については、短期大学設置基準に基づく連携開設科目に關して協議する事項の規定を準用する。

第6 留意事項

1 教学上の特例について

(1) 連携開設科目の開設の目的については、授業科目の質の向上や教育資源の有効活用であり、具体的には、類似の授業科目の担当教員が知見や強みを持ち寄り授業内容・方法等の改善を図ることや、一大学ではなし得ない授業科目の充実、生まれた余力で少人数教育やTA補助によるきめ細かな指導、他大学の教員や学生との交流等による、授業科目や教育水準の向上等であること。

(2) 連携開設科目の位置づけについて

連携開設科目の開設に当たっては、各大学の「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を踏まえた「教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）」に基づき、学位プログラムとしての体系的やバランスがとれるよう、連携開設科目をどの程度開設するか、当該科目を必修・選択・自由のどの区分とするかや何単位までを卒業要件に算入するかなどを工夫することが期待されること。

(3) 連携開設科目を開設する際の協議の場について

連携開設科目の開設に当たり、安定的かつ継続的な実施を確保するため、大学設置基準第十九條の二第三項等に基づいて、大学間で協議の場（教学管理体制）を構築し、例えば、当該科目の計画、授業の方法や場所、授業科目の担当者、開設科目の主幹大学の明確化や、各大学の詳細な役割の分担、成績評価の手法や単位認定の系統、履修に係る学生の移動等の負担の軽減を図るための措置など、連携開設科目の実施について必要な事項を協議した上で、それらについてあらかじめ協定等を定めておくことが望ましいこと。

その際、当該協議の場は、各大学において

権限を有する者あるいは学長、理事長等から必要な権限を委ねられている者により構成される必要があること。

各大学が連携して主体性と責任を持つ観点からは、当該協議の場の役割は、協定等の締結にとどまらず、連携開設科目に関する改善、見直しを行うため、定期的・継続的に開催する必要があると考えられること。

(4) 連携開設科目実施上の工夫について

連携開設科目を開設する際に一の授業科目を履修する学生数が多数となる場合や大学設置基準第二十五條第二項等に基づき遠隔授業を行う場合には、授業の実施方法について適切に工夫することが求められること。

授業の実施に当たり、学生に大学間での移動を求める場合には、集中講義や時間割の配慮等、負担過重を防ぐ工夫が求められること。

連携開設科目の実施に当たり、複数の教員が一の授業科目を担当する場合には、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とすることに留意すること。また、試験やレポートの採点や成績評価を共同して行う場合には、採点・成績評価・単位認定等の基準の統一を図り、ばらつきを生じないようにする必要があり、これらの基準については、上記(3)の協議の場において大学間で適切に協議を行うこと。

(5) 連携開設科目に係る授業料等について

連携開設科目を開設する場合の授業料等については、授業料の額や納付方法を上記(3)の協議の場等において定め、あらかじめ学生に周知すること。

(6) 連携開設科目を開設する際の大学数について

連携開設科目の開設に参加する大学数について、多数となると質保証の観点から極めて重要な上記(3)の協議の場において調整が困難となることや、一つの科目の履修学生数が過大なものになる懸念があるため、教学管理を円滑に機能させる観点から、大学数が過大にならないようにする配慮が求められること。

(7) 連携開設科目に係る認証評価について

連携開設科目の開設に参加する大学の機関

としての認証評価については、大学等連携推進法人としてではなく、大学ごとに認証評価の対象となること。

また、連携開設科目については、各認証評価機関が定める大学評価基準における「教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること」に係る項目等の中で、他の大学が開設する科目も含めて適否の確認を行うなど自己点検・評価において重点的に取り扱うこと。

(8) 連携開設科目に係る学生への周知について
連携開設科目として他大学で開設される科目を自大学で開設したものとみなす場合においては、特に、卒業要件として求められる単位数に算入する場合に上限が設けられていること等に鑑み、公開するシラバス上で連携開設科目であること、卒業要件の単位数への算入に上限があること、授業の実施場所等を明示し、周知不足により学生の不利益とならないよう留意すること。

(9) 連携開設科目の中止や中断について
何らかの事情により他大学で開講を予定していた連携開設科目が開講されなくなった場合や、中断を余儀なくされた場合は、各大学において、自大学の学生が卒業要件等の関連から不利益を受けることのないよう十分に配慮する必要があること。

(10) 連携開設科目や共同教育課程の実施主体について
連携開設科目や共同教育課程の実施主体はあくまでも大学であること。

(11) 連携開設科目や共同教育課程に係る方針への記載事項について
大学設置基準第十九条の二第二項等で求められている方針においては、複数大学を設置する法人については、連携開設科目や共同教育課程について、法人内で大学間の連携に係る調整等の業務を中核となつて行う者に関する事項や、各大学の教職員を対象とした研修に関する事項等、連携開設科目や共同教育課程の継続的かつ安定的な開設・編成及び実施のために必要な事項や大学間における役割分担な

どを記載すること。その際、大学間の負担が平準化されるよう留意すべきこと。

なお、大学等連携推進法人が策定する連携推進方針については5を参照すること。
(12) 複数大学を設置する法人の大学間における緊密な連携協力体制について

複数大学を設置する法人が連携開設科目の開設や共同教育課程の要件緩和を活用する場合、文科科学大臣が定める基準等第一項第三号において求められる大学間の緊密な連携協力体制については、同項第二号に記載の連携した教育研究活動の実施を中核となつて行う者等を中心とした当該法人の体制の下、大学間において、連携開設科目の開設や共同教育課程の編成に当たつて必要となる協議の場を通じた定期的な連絡・調整の実施など、大学等連携推進法人に参加する大学間において求められる連携協力体制と同等以上の連携協力体制が確保されている必要があること。

2 大学等連携推進法人について
大学等連携推進法人は、認定を受けた後も引き続き、一般社団法人及び一般財団法人に係る法律（平成十八年法律第四八号）に定める一般社団法人の要件や大学等連携推進法人の認定の基準を満たす必要があること。

3 大学等連携推進業務について
大学等連携推進業務とは、例えば認定規程第二条第一項第二号イ及びロに掲げる事項が想定されること。連携開設科目、共同教育課程及び共同教職員研修に関する事務の管理とは、連携開設科目の開設・実施又は共同教育課程の編成・実施のための協議の場の運営管理等や共同教職員研修の企画・運営等が想定されること。また、研究のあつせんとは、産学連携の窓口を設置することを通じた企業等とのマッチング支援や研究シーズに関する情報の一元的な把握等が想定されること。

これらのほか、教育研究施設の利用に関する支援、物品の共同調達等に関する事務手続、共同で行う広報や各種セミナーに関する事務手続等、幅広い業務が大学等連携推進業務とし

て想定されるが、大学間の教育研究活動等に関する連携の推進に資するものである必要がある。したがって、連携に何ら関係のない業務の実施については大学等連携推進業務とはみなされないこと。

4 大学等連携推進法人の社員について
大学間の教育研究活動等に関する連携を推進するため、大学等連携推進法人の社員には設置者（二以上含む）こと。設置者は、国立、公立、私立を同じくしても、異なつてもかまわないうこと。大学の特定の学部等のみが連携する場合でも、当該学部等ではなく、その設置者が社員となること。なお、社員となることのできる設置者数に上限はないものの、大学間の連携を実施するに当たつて適正な数とする。

また、設置者のほか、大学間の教育研究活動等に関する連携内容に応じ、設置者以外の者も大学等連携推進法人の社員に含むことができること。設置者以外の者とは、高等専門学校を設置する法人、地方公共団体、国立研究開発法人及び民間企業等が想定されること。

5 大学等連携推進方針について
二以上の大学の間の教育研究活動等に関する連携を推進するための方針であること。具体的には、以下の事項が記載されているものであること。
(1) 参加大学の教育研究活動等に関する連携の推進を図る意義に関する事項については、一般社団法人として当該大学間の教育研究活動等に関する連携を推進することに対し、その意義について記載すること。

(2) 参加大学における連携開設科目の開設又は共同教育課程の編成（その実施についての当該参加大学の役割分担を含む）等の参加大学の教育研究活動等に関する連携の内容及びその目標に関する事項については、参加大学が、教育研究活動等に関してどのような連携を行うのかについて、その内容を記載すること。連携開設科目を開設又は共同教育課程を編成する場合は、対象となる分野等の内容及び実施等に当たつての参加大学の役割分担について記載すること。また連携内容に加

え、その目標についても記載すること。
なお、連携内容及び目標に係る上記の事項がそれぞれ必要かつ十分に記載されている必要があること。また、教職課程において連携開設科目を開設する場合には、その旨を明示しておくこと。

(3) 一般社団法人が行う大学等連携推進業務に関する事項については、一般社団法人としてどのような大学等連携推進業務を行うのかについて、その内容を記載すること。
(4) 設置者以外の社員が実施する、参加大学の教育研究活動等に関する連携の推進に関する事項については、一般社団法人の社員に設置者以外の者を含む場合に、その社員がその連携を進めるために実施する取組について記載すること。

6 認定の申請等について
申請等に当たつては、別途定める「大学等連携推進法人の認定等に関する申請の手引き」や「複数大学を設置する法人の教学上の特例に関する届出手引き」に基づくこと。
7 その他
教職課程における連携開設科目の取扱いについては、別途予定されている、教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二六号）の一部改正の内容を参照すること。

○ **大学設置基準等の一部を改正する省令及び大学が国際連携学科を設ける場合について定める件等の一部を改正する告示の施行等について（通知）**

令和四年三月十七日三文科高第一五六九号、文部科学省高等教育局長から各国公私立大学長、大学を設置する各地方公共団体の長、各公立大学法人の理事長、大学を設置する各学校法人の理事長、大学を設置する各学校設置会社の代表取締役

この度、別添一のとおり「大学設置基準等の一部を改正する省令(令和四年文部科学省令第三号)(以下「改正省令」という。)」が、別添二のとおり「大学が国際連携学科を設ける場合について定める件等の一部を改正する告示(令和四年文部科学省告示第三三三三号)(以下「改正告示」という。)」が令和四年三月十七日に公布され、学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)等に関する規定は同日から施行され、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)等に関する規定は令和四年八月二日から施行されることとなりました。

今回の改正は、令和三年六月に教育再生実行会議で取りまとめられた「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について(第二次提言)」等を踏まえ、大学のグローバル化のための取組の一つとして、日本人学生が海外の大学等で学修したり外国人学生を我が国の大学等が受け入れたりするための機会の拡大に向け、我が国の大学等と外国の大学等が大学間協定に基づき連携して国際連携教育課程を編成することができる制度(ジョイント・ディグリー)を更に推進するべく、所要の規定を整備するものです。

これらの法令改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようお取り計らいください。

記

第1 改正の概要

1 改正省令

(一) 大学設置基準の一部改正

ア 国際連携学科の收容定員に係る制限の撤廃

国際連携学科の收容定員は、当該学科を設ける学部の收容定員の二割を超えない範囲で定めるものとしていた制限を撤廃することとしたこと。これに伴い、国際連携学科を設ける大学は外国における災害その他の事由により外国の大学と連携した教育研究を継続する

ことが困難となる事態に備え、計画の策定その他国際連携学科の学生の学修の継続に必要な措置を講ずることとしたこと。(第五十条第二項及び第三項関係)

イ 共同開設科目

国際連携学科を設ける大学が共同開設科目を開設した場合、当該大学の国際連携学科の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、三十単位を超えない範囲で、当該大学又は連携外国大学のいずれかにおいて修得した単位とすることができるとされているところ、当該大学及び連携外国大学において修得した単位数が、当該大学及びそれぞれの連携外国大学において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を当該大学及び連携外国大学において修得した単位とすることはできないこととしたこと。(第五十二条第二項関係)

ウ 国際連携学科に係る卒業の要件

国際連携学科に係る卒業の要件は、通常求められる卒業の要件に加え、国際連携学科を設ける大学及びそれぞれの連携外国大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとし、国際連携学科を設ける大学において修得する最低単位数を引き下げたこと。また、医学又は歯学に関する国際連携学科に係る卒業の要件についても同様に、国際連携学科を設ける大学及びそれぞれの連携外国大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十二単位以上を修得することとしたこと。(第五十四条第一項及び第二項関係)

エ 国際連携学科に係る施設及び設備

アの改正に伴い、国際連携学科に係る施設及び設備について、当該学科を置く学部の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しないこととしていた規定を削除すること。(第五十六条関係)

オ 国際連携学科を設ける二以上の大学が連携して教育研究を実施する場合の適用

国際連携学科を設ける二以上の大学は、国際連携学科において連携して教育研究を実施することができることとしたこと。この場合(以下「1」)において「共同国際連携教育課程の場合」という。)、所要の読替えをすること。(第五十六条の二条関係)

カ 共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程の編成

共同国際連携教育課程の場合にあつては、当該二以上の大学は、当該二以上の大学のうち一の大学が開設する授業科目を、当該二以上の大学のうち他の大学の国際連携教育課程の一部とみなして、それぞれの大学ごとに同一内容の国際連携教育課程を編成するものとしたこと。(第五十六条の三関係)

キ 共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程に係る単位の認定

共同国際連携教育課程の場合にあつては、当該二以上の大学は、学生が当該二以上の大学のうち一の大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該二以上の大学のうち他の大学における当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれれみならずものとしたこと。(第五十六条の四関係)

ク 共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る専任教員数

共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科を置くそれぞれの学部に係る専任教員の数は、当該学部における当該国際連携学科以外の学科を一の学部とみなして算出される学部の種類及び規模に応じて定める教授等の数と、所定の方法により算出される当該国際連携学科に係る専任教員の数を合計した数に、一の国際連携学科ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上としたこと。(第五十六条の五関係)

ケ 共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校地の面積

共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る校地の面積については、それぞれの大学に置く当該国際連携学科に係る校地の面積を合計した面積がこれらの国際連携学科に係る收容定員を合計した数に十平方メートルを乗じて得た面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学ごとに当該国際連携学科に係る收容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積を有することを要しないこととしたこと。(第五十六条の六関係)

コ 共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校舎の面積

(一) 共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科を置くそれぞれの大学における校舎面積の算定については、所要の読替えを行うこととしたこと。(第五十六条の七第一項関係)

(二) 共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る校舎の面積については、それぞれの大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学部とみなしてその種類に応じ算定される面積をこれらの国際連携学科に係る收容定員の割合に応じて按分した面積以上とすることとしたこと。(第五十六条の七第二項関係)

(三) 共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る校舎の面積については、それぞれの大学に置く当該国際連携学科に係る校舎の面積を合計した面積が全大学で必要とされる校舎面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学ごとに必要な校舎面積を有することを要しないこととしたこと。(第五十六条の七第三項関係)

サ 共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る施設及び設備

共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る施設及び設備については、それぞれの大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学部又は学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設

備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学ごとに当該国際連携学科に係る施設及び設備を備えることを要しないこととしたこと。(第五十六条の八関係)

(2) 専門職大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十三号)の一部改正
ア 国際連携学科の収容定員に係る制限の撤廃

国際連携学科の収容定員は、当該学科を設ける学部(の二割)を超えない範囲で定めるものとしていた制限を撤廃することとしたこと。これに伴い、国際連携学科を設ける専門職大学は外国における災害その他の事由により外国の大学と連携した教育研究を継続することが困難となる事態に備え、計画の策定その他国際連携学科の学生の学修の継続に必要な措置を講ずることとしたこと。(第六十六条第二項及び第三項関係)

イ 共同開設科目
国際連携学科を設ける専門職大学が共同開設科目を開設した場合、当該専門職大学の国際連携学科の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、三十単位(修業年限が二年の専門職大学の前期課程にあっては二十三位(夜間等三年生前期課程にあっては十五単位)を超えない範囲で、当該専門職大学又は連携外国専門職大学のいずれかにおいて修得した単位とすることができることとされているところ、当該専門職大学及び連携外国専門職大学において修得した単位数が、当該専門職大学及びそれぞれの連携外国専門職大学において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を当該専門職大学及び連携外国専門職大学において修得した単位とすることはできないこととしたこと。(第六十八条第二項関係)

ウ 国際連携学科に係る卒業の要件
国際連携学科に係る卒業の要件は、通常求められる卒業の要件に加え、国際連携学科を

設ける専門職大学及びそれぞれの連携外国専門職大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとし、国際連携学科を設ける大学において修得する最低単位数を引き下げたこと。また、修業年限が二年の専門職大学の前期課程の修了については十単位以上、修業年限が三年の専門職大学の前期課程の修了については十単位以上、夜間等三年制前期課程にあっては十単位以上を修得することとしたこと。(第七十条第一項、第二項、第三項及び第四項関係)

エ 国際連携学科に係る施設及び設備
アの改正に伴い、国際連携学科に係る施設及び設備について、当該学科を置く学部の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しないこととしていた規定を削除すること。(第七十二条関係)

オ 国際連携学科を設ける二以上の専門職大学が連携して教育研究を実施する場合の適用
国際連携学科を設ける二以上の専門職大学は、国際連携学科において連携して教育研究を実施することができることとしたこと。この場合(以下(2)において「共同国際連携教育課程の場合」という)、所要の読替えをすること。(第七十二条の二関係)

カ 共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程の編成
共同国際連携教育課程の場合にあっては、当該二以上の専門職大学は、当該二以上の専門職大学のうち一の専門職大学が開設する授業科目を、当該二以上の専門職大学のうちの大学の国際連携教育課程の一部とみなして、それぞれの大学ごとに同一内容の国際連携教育課程を編成するものとしたこと。(第七十二条の三関係)

キ 共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程に係る単位の認定
共同国際連携教育課程の場合にあっては、

当該二以上の専門職大学は、学生が当該二以上の専門職大学のうち一の専門職大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該二以上の専門職大学のうちの他の大学における当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものと認めみなすものとしたこと。(第七十二条の四関係)

ク 共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る専任教員数
共同国際連携教育課程の場合にあっては、国際連携学科を置くそれぞれの学部に係る専任教員の数は、当該学部における当該国際連携学科以外の学科を一の学部とみなして算出される学部の種類及び規模に応じて定める授等の数と、所定の方法により算出される当該国際連携学科に係る専任教員の数を合計した数に、一の国際連携学科ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上としたこと。(第七十二条の五関係)

ケ 共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校地の面積
共同国際連携教育課程の場合にあっては、国際連携学科に係る校地の面積については、それぞれの専門職大学に置く当該国際連携学科に係る校地の面積を合計した面積がこれらの国際連携学科に係る収容定員を合計した数に十平方メートルを乗じて得た面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職大学ごとに当該国際連携学科に係る収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積を有することを要しないこととしたこと。(第七十二条の六関係)

コ 共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校舎の面積
(3) 共同国際連携教育課程の場合にあっては、国際連携学科を置くそれぞれの専門職大学における校舎面積の算定については、所要の読替えを行うこととしたこと。(第七十二条の七第一項関係)

(2) 共同国際連携教育課程の場合にあっては、

国際連携学科に係る校舎の面積については、それぞれの専門職大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学部とみなしてその種類に応じ算定される面積をこれらの国際連携学科に係る収容定員の割合に応じて按分した面積以上とするものとしたこと。(第七十二条の七第二項関係)

(3) 共同国際連携教育課程の場合にあっては、国際連携学科に係る校舎の面積については、それぞれの専門職大学に置く当該国際連携学科に係る校舎の面積を合計した面積が全専門職大学で必要とされる校舎面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職大学ごとに必要な校舎面積を有することを要しないこととしたこと。(第七十二条の七第三項関係)

サ 共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る施設及び設備
共同国際連携教育課程の場合にあっては、国際連携学科に係る施設及び設備については、それぞれの専門職大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学部又は学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職大学ごとに当該国際連携学科に係る施設及び設備を備えることを要しないこととしたこと。(第七十二条の八関係)

(3) 大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)の一部改正
ア 国際連携専攻の収容定員に係る制限の撤廃
国際連携専攻の収容定員は、当該専攻を設ける研究科の収容定員の二割を超えない範囲で定めるものとしていた制限を撤廃することとしたこと。これに伴い、国際連携専攻を設ける大学院は外国における災害その他の事由により外国の大学院と連携した教育研究を継続することが困難となる事態に備え、計画の策定その他国際連携専攻の学生の学修の継続に必要な措置を講ずることとしたこと。(第三

十五條第二項及び第三項関係

イ 共同開設科目

国際連携専攻を設ける大学院が共同開設科目を開設した場合、当該大学院の国際連携専攻の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、七単位を超えない範囲で、当該大学院又は連携外国大学院のいずれかにおいて修得した単位とすることができること。ただし、当該大学院及び連携外国大学院において修得した単位数が、当該大学院及びそれぞれの連携外国大学院において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を当該大学院及び連携外国大学院において修得した単位とすることはできないこととしたこと。(第三十七條第二項関係)

ウ 国際連携専攻に係る修了要件

国際連携教育課程である修士課程の修了の要件は、通常求められる修了の要件に加え、国際連携専攻を設ける大学院及びそれぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとしたこと。また、国際連携教育課程である博士課程の修了の要件は、通常求められる修了の要件に加え、国際連携専攻を設ける大学院及びそれぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとしたこと。(第三十九條第一項及び第二項関係)

エ 国際連携専攻に係る専任教員数

アの改正に伴い、国際連携専攻の教員であつて専攻ごとに置く教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該専攻を置く研究科の他の専攻の教員であつて、定められた資格を有するものが兼ねることができるとして、規定を削除すること。(第四十條関係)

オ 国際連携専攻に係る施設及び設備

アの改正に伴い、国際連携専攻に係る施設及び設備について、当該専攻を置く研究科の施設及び設備を利用することができるものと、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該専攻に係る施設及び設備を備える

ことを要しないこととしていた規定を削除すること。(第四十一條関係)

力 国際連携専攻を設ける二以上の大学院が連携して教育研究を実施する場合の適用
国際連携専攻を設ける二以上の大学院は、国際連携専攻において連携して教育研究を実施することができることとしたこと。この場合(以下(3)において「共同国際連携教育課程」という)、所要の読替えをすること。(第四十一條の二関係)

キ 共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程の編成
共同国際連携教育課程の場合にあつては、当該二以上の大学院は、当該二以上の大学院のうち一の大学院が開設する授業科目を、当該二以上の大学院のうち他の大学院の国際連携教育課程の一部とみなして、それぞれの大学院ごとに同一内容の国際連携教育課程を編成するものとしたこと。(第四十一條の三関係)

ク 共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程に係る単位の認定等
共同国際連携教育課程の場合にあつては、当該二以上の大学院は、学生が当該二以上の大学院のうち一の大学院において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該二以上の大学院のうち他の大学院における当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとしたこと。(第四十一條の四関係)

ケ 共同国際連携教育課程の場合の国際連携専攻に係る施設及び設備
共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携専攻に係る施設及び設備については、それぞれの大学院に置く当該国際連携専攻を合わせて一の研究科又は専攻とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学院ごとに当該国際連携専攻に係る施設及び設備を備えることを要しないこととしたこと。(第

四十一條の五関係)

(4) 専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)の一部改正

ア 国際連携専攻の収容定員に係る制限の撤廃

国際連携専攻の収容定員は、当該専攻を設ける研究科の収容定員の二割を超えない範囲で定めるものとしていた制限を撤廃することとしたこと。これに伴い、国際連携専攻を設ける専門職大学院は外国における災害その他の事由により外国の専門職大学院と連携した教育研究を継続することが困難となる事態に備え、計画の策定その他国際連携専攻の学生の学修の継続に必要な措置を講ずることとしたこと。(第二十五條第二項及び第三項関係)

イ 共同開設科目

国際連携専攻を設ける専門職大学院が共同開設科目を開設した場合、当該専門職大学院の国際連携専攻の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、七単位を超えない範囲で、当該専門職大学院又は連携外国専門職大学院のいずれかにおいて修得した単位とすることができることとしたこと。当該専門職大学院及び連携外国専門職大学院において修得した単位数が、当該専門職大学院及びそれぞれの連携外国専門職大学院において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を当該専門職大学院及び連携外国専門職大学院において修得した単位とするものとしたこと。(第三十七條第二項関係)

ウ 国際連携専攻に係る修了要件

国際連携教育課程である専門職学位課程の修了の要件は、通常求められる修了の要件に加え、国際連携専攻を設ける専門職大学院及びそれぞれの連携外国専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとしたこと。また、国際連携教育課程である教職大学院の課程の修了の要件は、通常求められる修了の要

件に加え、国際連携専攻を設ける教職大学院及びそれぞれの連携外国専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により七単位以上を修得することとしたこと。(第三十九條第一項及び第三項関係)

エ 国際連携専攻に係る専任教員数

アの改正に伴い、国際連携専攻の教員であつて専攻ごとに置く教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該専攻を置く研究科の他の専攻の教員であつて、定められた資格を有するものが兼ねることができるとして、規定を削除すること。(第四十條関係)

オ 国際連携専攻に係る施設及び設備

アの改正に伴い、国際連携専攻に係る施設及び設備について、当該専攻を置く研究科の施設及び設備を利用することができるものと、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該専攻に係る施設及び設備を備えることを要しないこととしていた規定を削除すること。(第四十一條関係)

カ 国際連携専攻を設ける二以上の専門職大学院が連携して教育研究を実施する場合の適用
国際連携専攻を設ける二以上の専門職大学院は、国際連携専攻において連携して教育研究を実施することができることとしたこと。この場合(以下(4)において「共同国際連携教育課程の場合」という)、所要の読替えをすること。(第四十一條関係)

キ 共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程の編成
共同国際連携教育課程の場合にあつては、当該二以上の専門職大学院は、当該二以上の専門職大学院のうち一の専門職大学院が開設する授業科目を、当該二以上の専門職大学院のうち他の専門職大学院の国際連携教育課程の一部とみなして、それぞれの専門職大学院ごとに同一内容の国際連携教育課程を編成するものとしたこと。(第四十二條関係)

ク 共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程に係る単位の認定等
共同国際連携教育課程の場合にあつては、

当該二以上の専門職大学院は、学生が当該二以上の専門職大学院のうち一の専門職大学院において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該二以上の専門職大学院のうち他の専門職大学院における当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとしたこと。(第四十三条関係)

ケ 共同国際連携教育課程の場合の国際連携専攻に係る施設及び設備

共同国際連携教育課程の場合にあっては、国際連携専攻に係る施設及び設備については、それぞれの専門職大学院に置く当該国際連携専攻を合わせて一の研究科又は専攻とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職大学院ごとに当該国際連携専攻に係る施設及び設備を備えることを要しないこととしたこと。(第四十四条関係)

(5) 短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)の一部改正

ア 国際連携学科の学生定員に係る制限の撤廃

国際連携学科の学生定員は、当該短期大学の学生定員の二割を超えない範囲で定めるものとしていた制限を撤廃することとしたこと。これに伴い、国際連携学科を設ける短期大学は外国における災害その他の事由により外国の短期大学と連携した教育研究を継続することが困難となる事態に備え、計画の策定その他国際連携学科の学生の学修の継続に必要な措置を講ずることとしたこと。(第四十三条第三項関係)

イ 共同開設科目

国際連携学科を設ける短期大学が共同開設科目を開設した場合、当該短期大学の国際連携学科の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、修業年限が二年の短期大学にあっては十五単位、修業年限が三年の短期大学にあっては二十三単位を超えない範囲

で、当該短期大学又は連携外国短期大学のいずれかにおいて修得した単位とすることができるとされているところ、当該短期大学及び連携外国短期大学において修得した単位数が、当該短期大学及びそれぞれの連携外国短期大学において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を当該短期大学及び連携外国短期大学において修得した単位とするのはできないこととしたこと。(第四十五条第二項関係)

ウ 国際連携学科に係る卒業の要件

修業年限が二年の短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、通常求められる卒業の要件に加え、国際連携学科を設ける短期大学及びそれぞれの連携外国短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとし、国際連携学科を設ける短期大学において修得する最低単位数を引き下げたこと。また、修業年限が三年の短期大学の卒業の要件については十単位以上、夜間等三年制学科にあっては十単位以上を修得することとしたこと。(第四十七条第一項第三項関係)

エ 国際連携学科に係る施設及び設備

アの改正に伴い、国際連携学科に係る施設及び設備について、当該学科を設ける短期大学の施設及び設備を利用することができるとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しないこととしていた規定を削除すること。(第四十九条関係)

オ 国際連携学科を設ける二以上の短期大学が連携して教育研究を実施する場合の適用

国際連携学科を設ける二以上の短期大学は、国際連携学科において連携して教育研究を実施することができることとしたこと。この場合(以下(5)において「共同国際連携教育課程」という。)、所要の読替えをすること。(第四十九条の二条関係)

カ 共同国際連携教育課程の場合の国際

連携教育課程の編成

共同国際連携教育課程の場合にあっては、当該二以上の短期大学は、当該二以上の短期大学のうち一の短期大学が開設する授業科目を、当該二以上の短期大学のうち他の短期大学の国際連携教育課程の一部とみなして、それぞれの短期大学ごとに同一内容の国際連携教育課程を編成するものとしたこと。(第四十九条の三関係)

キ 共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程に係る単位の認定

共同国際連携教育課程の場合にあっては、当該二以上の短期大学は、学生が当該二以上の短期大学のうち一の短期大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該二以上の短期大学のうち他の短期大学における当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとしたこと。(第四十九条の四関係)

ク 共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る専任教員数

共同国際連携教育課程の場合にあっては、国際連携学科が属する分野に係る学科の種類及び規模に応じ定める専任教員数は、当該分野における当該国際連携学科以外の学科について算出される学科の種類及び規模に応じて定める専任教員の数と、所定の方法により算出される当該国際連携学科に係る専任教員数を合計した数に、一の国際連携学科ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とすること。(第四十九条の五関係)

ケ 共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校地の面積

共同国際連携教育課程の場合にあっては、国際連携学科に係る校地の面積については、それぞれの短期大学に置く当該国際連携学科に係る校地の面積を合計した面積がこれらの国際連携学科に係る収容定員を合計した数に十平方メートルを乗じて得た面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの短期大学ごとに当該国際連

携学科に係る収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積を有することを要しないこととしたこと。(第四十九条の六関係)

コ 共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校舎の面積

(一)共同国際連携教育課程の場合にあっては、国際連携学科を置くそれぞれの短期大学における校舎面積の算定については、所要の読替えを行うこととしたこと。(第四十九条の七第一項関係)

(二)共同国際連携教育課程の場合にあっては、国際連携学科に係る校舎の面積については、それぞれの短期大学に置く当該国際連携学科に係る校舎の面積を合計した面積が全短期大学で必要とされる校舎面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの短期大学ごとに必要な校舎面積を有することを要しないこととしたこと。(第四十九条の七第二項関係)

(三)共同国際連携教育課程の場合にあっては、国際連携学科に係る校舎の面積については、それぞれの短期大学に置く当該国際連携学科に係る校舎の面積を合計した面積が全短期大学で必要とされる校舎面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの短期大学ごとに必要な校舎面積を有することを要しないこととしたこと。(第四十九条の七第三項関係)

サ 共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る施設及び設備

共同国際連携教育課程の場合にあっては、国際連携学科に係る施設及び設備については、それぞれの短期大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの短期大学ごとに当該国際連携学科に係る施設及び設備を備えることを要しないこととしたこと。(第四十九条の八関係)

(6) 専門職短期大学設置基準(平成二十

九年文部科学省令第三十四号)の一部改正

ア 国際連携学科の収容定員に係る制限の撤廃

国際連携学科の収容定員は、当該専門職短期大学の収容定員の二割を超えない範囲で定めるものとしていた制限を撤廃することとしたこと。これに伴い、国際連携学科を設ける専門職短期大学は外国における災害その他の事由により外国の専門職短期大学に相当する短期大学と連携した教育研究を継続することが困難となる事態に備え、計画の策定その他国際連携学科の学生の学修の継続に必要な措置を講ずることとしたこと。(第六十三条第三項関係)

イ 共同開設科目

国際連携学科を設ける専門職短期大学が共同開設科目を開設した場合、当該専門職短期大学の国際連携学科の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、修業年限が二年の専門職短期大学にあつては十五単位、修業年限が三年の専門職短期大学にあつては二十三単位を超えない範囲で、当該専門職短期大学又は連携外国専門職短期大学のいずれかにおいて修得した単位とすることができるとされているところ、当該専門職短期大学及び連携外国専門職短期大学において修得した単位数が、当該専門職短期大学及びそれぞれの連携外国専門職短期大学において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を当該専門職短期大学及び連携外国専門職短期大学において修得した単位とする。こととはできないこととしたこと。(第六十五条第二項関係)

ウ 国際連携学科に係る卒業の要件

修業年限が二年の専門職短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、通常求められる卒業の要件に加え、国際連携学科を設ける専門職短期大学及びそれぞれの連携外国専門職短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとし、国際連携学科を設ける専門職短期大学において修得する最低単位数を引き下げた

こと。また、修業年限が三年の専門職短期大学の卒業の要件については二十単位以上、夜間等三年制学科にあつては十単位以上を修得することとしたこと。(第六十七条第一項く第三項関係)

エ 国際連携学科に係る施設及び設備

アの改正に伴い、国際連携学科に係る施設及び設備について、当該学科を設ける専門職短期大学の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しないこととしていた規定を削除すること。(第六十九条関係)

オ 国際連携学科を設ける二以上の専門職短期大学が連携して教育研究を実施する場合の適用

国際連携学科を設ける二以上の専門職短期大学は、国際連携学科において連携して教育研究を実施することができることとしたこと。この場合(以下(6)において「共同国際連携教育課程」という。)、所要の読替えをする。こと。(第六十九の二条関係)

カ 共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程の編成

共同国際連携教育課程の場合にあつては、当該二以上の専門職短期大学は、当該二以上の専門職短期大学のうち一の専門職短期大学が開設する授業科目を、当該二以上の専門職短期大学のうち他の専門職短期大学の国際連携教育課程の一部とみなして、それぞれの専門職短期大学ごとに同一内容の国際連携教育課程を編成するものとしたこと。(第六十九の三関係)

キ 共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程に係る単位の認定

共同国際連携教育課程の場合にあつては、当該二以上の専門職短期大学は、学生が当該二以上の専門職短期大学のうち一の専門職短期大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該二以上の専門職短期大学のうち他の専門職短期大学における当該国際連携教育課程に係る

授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとしたこと。(第六十九条の四関係)

ク 共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る専任教員数

共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科が属する分野に係る学科の種類及び規模に応じ定める教授等の数は、当該分野における当該国際連携学科以外の学科について算出される学科の種類及び規模に応じ定める教授等の数と、所定の方法により算出される当該国際連携学科に係る専任教員の数を合計した数に、一の国際連携学科ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上としたこと。(第六十九の五関係)

ケ 共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校地の面積

共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る校地の面積については、それぞれの専門職短期大学に置く当該国際連携学科に係る校地の面積を合計した面積がこれらの国際連携学科に係る収容定員を合計した数に十平方メートルを乗じて得た面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職短期大学ごとに当該国際連携学科に係る収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積を有することを要しないこととしたこと。(第六十九の六関係)

コ 共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校舎の面積

共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科を置くそれぞれの専門職短期大学における校舎面積の算定については、所要の読替えを行うこととしたこと。(第六十九の七第一項関係)

ク 共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る校舎の面積については、それぞれの専門職短期大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学部とみなしてその種類に応じ算定される面積をこれらの国際

連携学科に係る収容定員の割合に応じて按分した面積以上とするものとしたこと。(第六十九の七第二項関係)

ク 共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る校舎の面積については、それぞれの専門職短期大学に置く当該国際連携学科に係る校舎の面積を合計した面積が全専門職短期大学で必要とされる校舎面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職短期大学ごとに必要な校舎面積を有することを要しないこととしたこと。(第六十九の七第三項関係)

サ 共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る施設及び設備

共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る施設及び設備については、それぞれの専門職短期大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職短期大学ごとに当該国際連携学科に係る施設及び設備を備えることを要しないこととしたこと。(第六十九の八関係)

シ 共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る施設及び設備

共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る施設及び設備については、それぞれの専門職短期大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職短期大学ごとに当該国際連携学科に係る施設及び設備を備えることを要しないこととしたこと。(第六十九の八関係)

シ その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。こと。

2 改正告示

(1) 大学が国際連携学科を設ける場合について定める件(平成二十六年文部科学省告示第六十四号)、大学院が国際連携専攻を設ける場合について定める件(平成二十六年文部科学省告示第六十五号)、専門職大学院が国際連携専攻を設ける場合について定める件(平成二十六年文部科学省告示第六十七号)及び短期大学が国際連携学科を設ける場合について定める件(平成二十六年文部科学省告示第六十六号)の一部改正
大学等が国際連携学科を設ける場合に満た

すべき要件として、連携外国大学等については、その教育研究活動等の総合的な状況について、外国の政府若しくは関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものであることを追加したこと。

(2) 大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件(平成十一年文部省告示第七十五号)の一部改正

国際連携専攻を設ける二以上の大学院が連携して教育研究を実施する場合にあっては、当該二以上の大学院が設けるそれぞれの国際連携専攻に置く教員の数については、共同教育課程の規定を準用すること。

(3) 専門職大学院に関し必要な事項について定める件(平成十五年文部科学省告示第五十三号)の一部改正

国際連携専攻を設ける二以上の専門職大学院が連携して教育研究を実施する場合にあっては、当該二以上の専門職大学院が設けるそれぞれの国際連携専攻に置く教員の数については、共同教育課程の規定を準用すること。

国際連携専攻を設ける二以上の教職大学院が連携して教育研究を実施する場合にあっては、当該二以上の教職大学院は、当該二以上の教職大学院のうち一の教職大学院が開設する授業科目を、当該二以上の教職大学院のうち他の教職大学院が開設したものとそれぞれみなすものとする。

(4) 学位の種類及び分野の変更等に関する基準(平成十五年文部科学省告示第三十九号)の一部改正

学位の種類及び分野の変更等に関する基準における、大学の学部等の設置等にあたり授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないものを定めた規定について、当分の間、国際連携学科等の設置等については適用しないこととする旨の附則の規定を削除したこと。

(5) その他
その他所要の規定の整備を行うこととする。

第2 留意事項

1 連携外国大学等が実施する教育の質の保証について

連携外国大学等が実施する教育について、改正告示により新たに求められる外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価について確認することはもとより、協議の場等を通じた体系的な教育課程の編成や共同での教員研修の実施等を通じ、我が国の学位を授与するにふさわしい質の確保に努めること。

2 定員に関する制限の撤廃に伴う措置について

国際連携学科等の定員について、当該学科等を設ける学部等の定員の二割を超えない範囲で定員を設ける旨の制限が撤廃されたものの、当該制限が設けられていた趣旨である、外国における災害その他の事由により外国の大学等と連携した教育研究を継続することが困難となる事態に備えることの必要性については引き続き変わらないため、改正後の大学設置基準第五十条第三項等に定める学生の学修の継続に必要な措置について、実効性のある計画策定等を確実に実施する必要があること。

3 共同開設科目に係る単位について

国際連携教育課程の卒業要件として我が国の大学等で最低限修得しなければならない単位数が引き下げられたことに伴い、共同開設科目により修得した単位について、これまでも必要とされていた連携外国大学等において最低限修得することとされている単位数に加え、我が国の大学等において最低限修得することとされている単位数を修得した上で等で修得した単位とすることはできないこと

とされたこと。

4 共同国際連携教育課程に関する事項

(1) 協議の場の設置について
共同国際連携教育課程の場合においては、協議の場を設ける場合、連携して教育研究を実施する我が国の大学等及び連携外国大学等全てが参加するものとする。

(2) 遠隔の大学等による共同国際連携教育課程の実施について
連携して共同国際連携教育課程を実施する大学等が遠隔地にある場合には、遠隔授業の実施や、各校地において一定期間まとめて授業を受けることができるようなカリキュラム編成など学生の授業科目の履修に過度な負担を生じさせることのないよう適切に配慮することが必要であると考えられること。

(3) 収容定員について
共同国際連携教育課程を履修する学生に係る収容定員については、各大学等に置かれる国際連携学科等ごとに定められるものであり、各大学等の学則においては、当該大学に置かれる国際連携学科等に係る収容定員を記載するものであること。また、当該共同国際連携教育課程全体の状況を参照することができるよう、その他の大学等に置かれる国際連携学科等に係る収容定員も合計した全体の収容定員を合わせて記載することが望ましいこと。

(4) 学生の在籍関係について
共同国際連携教育課程を履修する学生は、制度上は連携して当該共同国際連携教育課程を実施する全ての大学等に在籍するものであるが、それぞれの学生について、いずれか一つの大学等を定め、当該大学等に本籍を置く必要があること。

その際、大学等ごとの収容定員に応じて、各学生について本籍を置く大学等を定める必要があること。

学校基本調査等の各種統計、調査等においては、大学等ごとの学生数は上記により本籍

を置く学生の数として取り扱う必要があること。

(5) 学位審査の在り方について

共同国際連携教育課程を履修する者に係る学位の審査は我が国の各大学等と連携外国大学等が合同で行うことが必要であると考えられること。この場合において、学位審査委員会は、全ての大学等の教員をもって構成することが必要であると考えられること。

ただし、共同国際連携教育課程に係る学位審査委員会は、制度上は各大学等に置かれる外国大学等の教員が参画するものであることから、共同国際連携教育課程に係る学位審査委員会の構成員となる教員は所属する大学等以外の他の大学等の教員を併任するか、あるいは、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の協力者となる必要があること。

また、共同国際連携教育課程に係る学位審査の円滑な実施のため、各大学等は協議の上、学位審査に係る規程等を共同で策定することが望ましいこと。

(6) 学位授与の方式について

共同国際連携教育課程を修了した者に対して学位を授与する際には、我が国の各大学等及び連携外国大学等の連名で授与するものとする。

(7) 教育研究活動の評価に関する事項

共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科等の教育研究活動に係る評価について、各大学等の自己点検・評価、認証評価、国立大学法人評価など大学等又は法人単位で実施されるものにおいては、共同国際連携教育課程に係る当該大学等の教育研究活動の状況に加えて、共同国際連携教育課程に係る全体としての教育研究活動の状況を示す報告書を添付する必要があると考えられること。

また、専門職大学院の認証評価においては、課程単位でその教育研究活動の状況を評価す

るものであることから、共同国際連携教育課程を編成する各大学が共同して認証評価を受ける必要があると考えられること。

5 国際連携学科等の設置等の手続等について

届出による国際連携学科等の設置等が可能となったこと等の制度改正に伴い、認可申請や届出を行うに当たっての手続や提出書類に変更点があるので、四月以降の認可申請・届出の手続等については以下三三に別途掲載予定の「国際連携学科等の設置の認可申請等に係る提出書類の作成の手引（令和四年度（八月認可申請、届出用）」を確認し、対応すること。

6 その他

改正省令及び改正告示の公布に合わせて、文部科学省において、国際連携教育課程等に関する留意事項や注意点を網羅的にまとめたガイドラインを以下のホームページに掲載している。国際連携教育課程の実施に当たっては、本通知に加え、当該ガイドライン及び平成二六年一月一日四日高等局長通知「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について（通知）」（二六文科高第六二二号）も併せて参照すること。

○ 大学設置基準等の一部を改正する省令等の公布について（通知）

令和四年九月三十日四文科高第九六三号、文部科学省高等教育局長から各国民立大学法人の長、大学を設置する各地方公共団体の長、高等専門学校を設置する各都道府県・指定都市教育委員会教育長、各文部科学大臣所轄学校法人理事長、各大学を設置する各学校設置会社の代表取締役、独立行政法人大学入試センター理事長、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長、放送大学学園理事長

この度、別添一のとおり「大学設置基準等の一部を改正する省令（令和四年文部科学省令第三四号。以下「改正省令」という。）が、別添二のとおり「大学設置基準等の一部を改正する省令の施行に伴う文部科学省関係告示の整理に関する告示」（令和四年文部科学省告示第一三〇号。以下「整理告示」という。）が、別添三のとおり「教育課程等特例認定大学等の認定に関する規程」（令和四年文部科学省告示第一三二号。以下「認定規程」という。）が、それぞれ令和四年九月三〇日に公布され、同年一〇月一日から施行されます。

今回の改正は、「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」（令和四年三月一八日中央教育審議会大学分科会質保証システム部会）において、「学修者本位の教育の実現」の考え方を質保証システムへと反映させ、また、必要な情報を社会に公表し社会との対話を進める「社会に開かれた質保証」を図ることとする方針に基づき、「客観性の確保」、「透明性の向上」、「先進性・先進性の確保（柔軟性の向上）」及び「厳格性の担保」の観点を踏まえた大学設置基準等の改正が提言されたことを踏まえ、教育研究実施組織、基幹教員、校地、校舎等の施設及び設備、教育課程等に係る特例制度等に関する所要の規定の整備を行うものです。

今回の改正の概要及び留意事項等は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようお取り計らいください。

記

第1 改正の概要

1 改正省令

(一) 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二八号）の一部改正

① 総則

ア 入学者選抜及び教育課程の編成について、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第一一号）第一六五条の二第二項の規定に基づき定める三つのポリシー（卒業認定・学位授与の方針）、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」に基づき行うものとするを明確化すること。（第二条の二及び第十九条第一項関係）

イ 大学は自己点検・評価及び認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことを明確化すること。（第三条第三項関係）

② 教育研究実施組織等

ア 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。（第七条第一項関係）

イ 大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。（第七条第二項関係）

ウ 大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。（第七条第三項関係）

エ 大学は、教育研究実施組織及び厚生補導の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、当該大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。（第七条第四項関係）

③ 基幹教員等

ア 大学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であって、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に

係る授業科目を担当するものをいう。以下（一）及び（二）において同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。（第八条第一項関係）

イ 大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学が定める者（以下イにおいて「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができるものとする。

また、大学は、学生等の指導補助者に対する必要な研修を行うものとする。（第八条第三項及び第一一条第三項関係）

ウ 大学における基幹教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員の数を合計した数以上とすること。（第一〇条関係）

(ア) 別表第一及び別表第二に定める基幹教員の数の半数以上は原則として教授とすることとし、四分の三以上は専ら当該大学の教育研究に従事する教員とすること。（別表第一イ(1)備考第一号関係）

(イ) 別表第一に定める基幹教員数には、一の基幹教員は、同一大学ごとに一の学部についてのみ算入するものとする。ただし、複数の学部（他の大学若しくは専門学校に置かれる学部又は短期大学に置かれる学科を含む。以下（イ）、（ウ）及び（カ）において同じ。）において、それぞれ一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当する基幹教員は、当該学部について当該基幹教員数の四分の一の範囲内で算入することができるものとする。（別表第一イ(1)備考第二号関係）

(ウ) 収容定員が別表第一に定める数に満たない場合の基幹教員数には、その二割の範囲内において基幹教員以外の教員（助手を除く。）を算入することができる。ただし、

(イ)のただし書の規定により複数の学部について算入する基幹教員と合わせて、別表第一に定める基幹教員数の四分の一を超えないものとする。 (別表第一イ(1)備考第三号関係)

(ウ) 別表第二に定める基幹教員数には、別表第一の基幹教員数に算入した基幹教員数を算入しないものとする。 (別表第二備考第二号関係)

(オ) 収容定員が別表第二に定める数に満たない場合の基幹教員数には、その二割の範囲内において基幹教員以外の教員(助手を除く。)を算入することができる。ただし、専ら当該大学の教育研究に従事する教員以外の教員の数と合わせて、別表第二に定める基幹教員数の四分の一を超えないものとする。 (別表第二備考第三号関係)

(カ) 専門職学科を置く学部において基幹教員数として算入することができる、一年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う基幹教員以外の者については、複数の学部について算入する基幹教員の数等と合わせて、別表第一に定める基幹教員数の四分の一を超えないものとする。 (第四二条の三第三項関係)

④ 単位の計算方法

単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね一五時間から四五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位として単位数を計算するものとする。 (第二二条第二項関係)

⑤ 校地、校舎等の施設及び設備等

校地について、学生間の交流及びび学生と教員等との間の交流の場としての役割を明確化する。 (第三四条第一項及び第二項関係)

イ 大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行

う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。 (第三五条関係)

ウ 大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。また、研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする。 (第三六条第一項及び第三項関係)

エ 大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。また、図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。 (第三八条第一項及び第三項関係)

⑥ 教育課程等に係る特例制度

ア 教育課程又は施設及び設備等に関する事項に關し、その改善に係る実証的な成果の創出に資する先導的な取組を行うため特に必要があると認められる場合であつて、大学が、当該先導的な取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う大学であることの文部科学大臣の認定を受けたときには、文部科学大臣が別に定めるところにより、この省令上の特例対象規定の全部又は一部によらないことができる。 (第五七条第一項関係)

イ アの認定を受けた大学は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表するものとする。 (第五七条第二項関係)

⑦ その他の改正事項

ア 一年間の授業を行う期間は、三五週にわたることを原則とする。 (第二二条関係)

イ 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、八週、一〇週、一五週その他の大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。 (第二三条関係)

ウ 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。 (第二七条関係)

エ 卒業の要件は、一四単位以上を修得することのほか、大学が定めることとする。 (第三二条第一項関係)

オ 専門職学科を設ける大学が当該専門職学科の一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、四〇人以下であることを明示した上で、その例外が認められるのは、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、十分な教育効果を上げることができることとする。 (第四二条の七関係)

カ その他所要の規定の整備を行うこととする。

(2) 大学通信教育設置基準(昭和五六年文部省令第三三三号)の一部改正

① 総則
大学は自己点検・評価及び認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことを明確化すること。 (第一条第三項関係)

② 授業の方法等

印刷教材等による授業に關し、印刷教材その他これに準ずる教材の内容をインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供することも可能であることを明確化する。 (第二条第一項関係)

③ 基幹教員等
通信教育学部における基幹教員の数は、別表第一により定める基幹教員の数以上とする。 (第八条第一項関係)

(ア) 別表第一に定める基幹教員数の半数以上は原則として教授とすることとし、四分の三以上は専ら当該大学の教育研究に従事する教員とすること。 (別表第一備考第一号関係)

(イ) 別表第一に定める基幹教員数には、一の基幹教員は、同一大学ごとに一の学部についてのみ算入するものとする。ただし、複数の学部(他の大学に置かれる学部又は短期大学に置かれる学科を含む。以下(イ)において同じ。)において、それぞれ一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当する基幹教員は、当該学部について当該基幹教員数の四分の一の範囲内で算入することができる。 (別表第一備考第二号関係)

④ 単位の計算方法

単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね一五時間から四五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位として単位数を計算するものとする。 (第五五条第一項関係)

⑤ 教育課程等に係る特例制度

ア 教育課程又は施設及び設備等に関する事項に關し、その改善に係る実証的な成果の創出に資する先導的な取組を行うため特に必要があると認められる場合であつて、大学が、当該先導的な取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う大学であることの文部科学大臣の認

定を受けたときには、文部科学大臣が別に定めるところにより、特例対象規定の全部又は一部によらないことができることとする。

つ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。

イ アの認定を受けた大学は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表するものとする。

ウ 専門職大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。

⑥ その他の改正事項
ア 授業は、年間を通じて適切に行うものとする。

エ 専門職大学は、教育研究実施組織及び厚生補導の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、当該専門職大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。

③ 専門職大学設置基準(平成二九年文部科学省令第三号)の一部改正

③ 基幹教員等
ア 専門職大学は、主要授業科目については原則として基幹教員(教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員(助手を除く。))であつて、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの(専ら当該専門職大学の教育研究に従事するものに限る。))又は一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。

① 総則
ア 入学者選抜及び教育課程の編成について、学校教育法施行規則第一六五条の二第一項の規定に基づき定める三つのポリシー(卒業認定・学位授与の方針、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」)に基づき行うものとする。

イ 専門職大学は、自己点検・評価及び認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不審の見直しを行うことを明確化すること。

② 教育研究実施組織等
ア 専門職大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。

イ 専門職大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他専門職大学が定める者(以下イにおいて「指導補助者」という。)に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができる教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができることとする。

イ 専門職大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該専門職大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保し

ウ 専門職大学における基幹教員の数は、別表第一イにより当該専門職大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数と別表第一イにより専門職大学全体の収容定員数に合わせた基幹教員の数を合計した数(カ)において「専門職大学必要基幹教員数」という。)以上とする。

イ 専門職大学は、自己点検・評価及び認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不審の見直しを行うことを明確化すること。

イ 専門職大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。

イイにより当該専門職大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数と別表第一イにより専門職大学全体の収容定員数に合わせた基幹教員の数を合計した数(カ)において「専門職大学必要基幹教員数」という。)以上とする。

イ 別表第一イ及びロに定める基幹教員数の半数以上は原則として教授とすることとし、四分の三以上は専ら当該専門職大学の教育研究に従事する教員とすること。

イ 別表第一イ及びロに定める基幹教員数に同一の学部についてのみ算入するものとする。

イ 収容定員が別表第一イに定める数に満たない場合の基幹教員数には、その二割の範囲内において基幹教員以外の教員(助手を除く。)を算入することができる。

イ 別表第一イに定める基幹教員数の四分の一を超えないものとする。

イ 収容定員が別表第一イに定める数に満たない場合の基幹教員数には、その二割の範囲内において基幹教員以外の教員(助手を除く。)を算入することができる。

イ 別表第一イに定める基幹教員数の四分の一を超えないものとする。

イ 収容定員が別表第一イに定める数に満たない場合の基幹教員数には、その二割の範囲内において基幹教員以外の教員(助手を除く。)を算入することができる。

第一イに定める基幹教員数の四分の一を超えないものとする。

イ 基幹教員数として算入することができる。一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部の運営については、複数の学部について算入する基幹教員の数等と合わせて、専門職大学必要基幹教員数の四分の一を超えないものとする。

④ 単位の計算方法
単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね一五時間から四五時間までの範囲で専門職大学が定める時間の授業をもって一単位として単位数を計算するものとする。

⑤ 校地、校舎等の施設及び設備等
校地について、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流の場としての役割を明確化すること。

イ 専門職大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。

イ 専門職大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。

イ 専門職大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電

イ 専門職大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電

磁的方法により提供される学術情報その他の教育研究に必要な資料を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。また、図書館には、その機能を十分に發揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。(第四八条第一項及び第三項関係)

⑥ 教育課程等に係る特例制度

ア 教育課程又は施設及び設備等に関する事項に關し、その改善に係る実証的な成果の創出に資する先導的な取組を行うため特に必要があると認められる場合であつて、専門職大学が、当該先導的な取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う専門職大学であることの文部科学大臣の認定を受けたときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、この省令上の特例対象規定の全部又は一部によらないことができないこととする。(第七六条第一項関係)

イ アの認定を受けた専門職大学は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表するものとする。(第七六条第二項関係)

⑦ その他の改正事項

ア 一年間の授業を行う期間は、三五週にわたることを原則とする。(第一五五条関係)

イ 各授業科目の授業は、十分な教育効果を得ることができるよう、八週、一〇週、一五週その他の大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。(第一六六条関係)

ウ 専門職大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、四〇人以下であること明示した上で、その例外が認められるのは、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、十分な教育効果を上げる

ことができるものと認められる場合であることを明確化すること。(第一七七条関係)

エ 専門職大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の専門職大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。(第二二一条関係)

オ 専門職大学の卒業の要件は、第二九条第一項各号のいずれにも該当することのほか、当該専門職大学が定めることとする。(第二九条第一項関係)

カ 専門職大学の前期課程のうち修業年限が二年のものも修了要件は、第三〇条第一項各号のいずれにも該当することのほか、当該専門職大学が定めることとし、専門職大学の前期課程のうち修業年限が三年のものも修了要件は、第三〇条第二項各号のいずれにも該当することのほか、当該専門職大学が定めることとする。(第三〇条第一項及び第二項関係)

キ その他所要の規定の整備を行うこととする。

(4) 大学院設置基準(昭和四九年文部省令二八号)の一部改正

① 総則

ア 入学者選抜及び教育課程の編成について、学校教育法施行規則第一六五条の二第一項の規定に基づき定める三つのポリシー(卒業認定・学位授与の方針)、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」に基づき行うものとすることを明確化すること。(第一条の三及び第一一条関係)

イ 大学院は、自己点検・評価及び認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことを明確化すること。(第一条第三項関係)

② 教育研究実施組織等

ア 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。(第八条第一項関係)

イ 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。(第八条第二項関係)

ウ 大学院は、学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。(第八条第三項関係)

エ 大学院は、教育研究実施組織及び厚生補導の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学院運営に係る企画立案、当該大学院以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学院運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。(第八条第四項関係)

③ 授業科目について補助する者

大学院は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学院が定める者に補助させることができ、また、十分な教育効果を得ることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、当該授業科目を担当する教員以外の教員の一部を分担させることができることとする。また、大学院は、当該授業科目について補助する者(教員を除く)に対し、必要な研修を行うものとする。(第九条の三第三項及び第二二一条第二項関係)

④ 施設及び設備等

大学院は、教育研究を促進するため、研究科及び専攻の種類に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報その他の教育研究に必要な資料を系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。(第二二一条関係)

⑤ その他の改正事項
その他所要の規定の整備を行うこととする。

(5) 専門職大学院設置基準(平成一五年文部科学省令第一六号)の一部改正

① 総則

ア 教育課程の編成について、学校教育法施行規則第一六五条の二第一項の規定に基づき定める三つのポリシー(卒業認定・学位授与の方針)、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」に基づき行うものとすることを明確化すること。(第六条第一項関係)

イ 専門職大学院は、自己点検・評価及び認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことを明確化すること。(第一条第三項関係)

② 教育研究実施組織等

専門職大学院は、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。(第四条関係)

③ その他の改正事項

ア 法科大学院の一の法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、五〇人以下であることは、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、十分な教育効果を得ることができると認められる場合であることを明確化すること。(第二〇条の四第二項関係)

イ その他所要の規定の整備を行うこととする。

(6) 短期大学設置基準(昭和五〇年文部省令第二二一号)の一部改正

① 総則

ア 入学者選抜及び教育課程の編成について、学校教育法施行規則第一六五条の二第一項の規定に基づき定める三つのポリシー(卒業認

定・学位授与の方針、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」に基づき行うものとする。ことを明確化すること。(第二二条の二及び第五條第一項関係)

イ 短期大学は、自己点検・評価及び認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことを明確化すること。(第一三項関係)

② 教育研究実施組織等

ア 短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、学科の規模及び授与する学位の分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。(第二〇条第一項関係)

イ 短期大学は、教育研究実施組織を編制するに

当たっては、当該短期大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。(第二〇条第二項関係)

ウ 短期大学は、学生に対し、課外活動、修学、

進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。(第二〇条第三項関係)

エ 短期大学は、教育研究実施組織及び厚生補導

の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、短期大学運営に係る企画立案、当該短期大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の短期大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。(第二〇条第四項関係)

③ 基幹教員等

ア 短期大学は、主要授業科目については原則として基幹教員(教育課程の編成その他の学科の運営について責任を担う教員(助手を除く。))であって、当該学科の教育課程に係る主要授

業科目を担当するもの(専ら当該短期大学の教育研究に従事するものに限る。)又は一年につき八単位以上の当該学科の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下(6)及び(7)において同じ。)に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。(第二〇条の二第一項関係)

イ 短期大学は、各授業科目について、当該授業

科目を担当する教員以外の教員、学生その他の短期大学が定める者(以下イにおいて「指導補助者」という。)に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができることとする。また、短期大学は、学生等の指導補助者に対する必要な研修を行うものとする。(第二〇条の二第三項及び第二二条の二第三項関係)

ウ 短期大学における基幹教員の数は、別表第一

イにより当該短期大学に置く学科の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数と別表第一口により短期大学全体の入学定員に応じ定める基幹教員の数を合計した数以上とすること。(第二二条関係)

(ア) 別表第一イ及び別表第一ロに定める基幹

教員数の三割以上は教授とすることとし、四分の三以上は専ら当該短期大学の教育研究に従事する教員とすること。(別表第一イ備考第一号関係)

(イ) 別表第一に定める基幹教員数には、一の

基幹教員は、同一短期大学ごとに一の学科についてのみ算入するものとする。ただし、複数の学科(他の短期大学若しくは専門職短期大学に置かれる学科又は大学(短期大学及び専門職短期大学を除く。))に置かれる学部を含む。以下(イ)、(ウ)及び(オ)において同じ。)において、それぞれ一年につき八単位以上の当該学科の教育課程に係る授業科目を担当する基幹教員は、当該学科について当該基幹教員数

の四分の一の範囲内で算入することができるとすること。(別表第一イ備考第二号関係)

(ウ) 入学定員が別表第一イに定める数に満た

ない場合の基幹教員数には、その二割の範囲内において基幹教員以外の教員(助手を除く。))を算入することができる。ただし、(イ)のただし書の規定により複数の学科について算入する基幹教員と合わせて、別表第一イに定める基幹教員数の四分の一を超えないものとする。(別表第一イ備考第四号関係)

(エ) 別表第一ロに定める基幹教員数には、別

表第一イの基幹教員数に算入した基幹教員の数を算入しないものとする。(別表第二備考第二号関係)

(オ) 専門職学科において基幹教員数として算

入することができる、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学科の運営について責任を担う基幹教員以外の者については、複数の学科について算入する基幹教員の数等と合わせて、別表第一イに定める基幹教員数の四分の一を超えないものとする。(第三五條の八第三項関係)

④ 単位の計算方法

単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね一五時間から四五時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。(第七條第二項関係)

⑤ 校地、校舎等の施設及び設備等

ア 校地について、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流の場としての役割を明確化すること。(第二七條第一項及び第二二項関係)

を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講室及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。(第二七條の二関係)

ウ 短期大学は、その組織及び規模に応じ、教育

研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。また、研究室は、基幹教員及び専ら当該短期大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする。(第二八條第一項及び第三項関係)

エ 短期大学は、教育研究を促進するため、学部

の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報その他の教育研究に必要な資料を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。また、図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。(第二九條第一項及び第三項関係)

⑥ 教育課程等に係る特例制度

ア 教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、その改善に係る実証的な成果の創出に資する先導的な取組を行うため特に必要があると認められる場合であって、短期大学が、当該先導的な取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う大学であることの文部科学大臣の認定を受けたときには、文部科学大臣が別に定めるところにより、この省令上の特例対象規定の全部又は一部によらないことができることとする。(第五〇條第一項関係)

イ アの認定を受けた短期大学は、特例対象規定

の全部又は一部によらない教育を行うための教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表するものとする。(第五〇條第二項関係)

- ⑦ その他の改正事項
 - ア 一年間の授業を行う期間は、三五週にわたることを原則とすること。(第八条関係)
 - イ 各授業科目の授業は、十分な教育効果を得ることができるよう、八週、一〇週、一五週その他の短期大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。(第九条関係)
 - ウ 短期大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の短期大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。(第二三条関係)
 - エ 卒業の要件は、修業年限が二年の短期大学においては六二単位以上を、修業年限が三年の短期大学においては九三単位以上を修得することのほか、当該短期大学が定めることとする。(第一八条第一項関係)
 - オ 専門職学科を設ける短期大学が当該専門職学科の一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、四〇人以下であることを明示した上で、その例外が認められるのは、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、十分な教育効果を上げることができると思われる場合であることを明確化すること。(第三五条の六関係)
 - カ 夜間学科等に係る修業年限が三年の短期大学の卒業の要件は、六二単位以上を修得することのほか、当該短期大学が定めることとする。(第一九条関係)
 - キ その他所要の規定の整備を行うこととする。
- (7) 短期大学通信教育設置基準(昭和五十七年文部省令第三号)の一部改正
 - ① 総則
 - 短期大学は自己点検・評価及び認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことを明確化すること。(第一条第三項関係)
 - ② 授業の方法等
 - 印刷教材等による授業に関し、印刷教材そ

- ③ 基幹教員等
 - ア 通信教育学科における基幹教員の数は、別表第一により定める基幹教員の数以上とすること。(第八条第一項関係)
 - (ア) 別表第一に定める基幹教員数の三割以上は原則として教授とすることとし、四分の三以上は専ら当該短期大学の教育研究に従事する教員とすること。(別表第一備考第二号関係)
 - (イ) 別表第一に定める基幹教員数には、一の基幹教員は、同一短期大学ごとに一の学科についてのみ算入するものとする。ただし、複数の学科(他の短期大学に置かれる学科又は大学(短期大学を除く。)に置かれる学部を含む。以下(イ)において同じ。)において、それぞれ一年につき八単位以上の当該学科の教育課程に係る授業科目を担当する基幹教員は、当該学科について当該基幹教員数の四分の一の範囲内で算入することができることとする。(別表第一備考第三号関係)
- ④ 単位の計算方法
 - 単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね一五時間から四五時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。(第五条第一項関係)
- ⑤ 教育課程等に係る特例制度
 - ア 教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、その改善に係る実証的な成果の創出に資する先導的な取組を行うため特に必要があると認められる場合であつて、短期大学が、当該先導的な取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う短期大学であることの文部科学大臣の認定を受けたときには、文部科学大臣が別に定めるところにより、特例対象規定の全部又は一部によらないことができることとする。(第二二条第一項関係)
 - イ アの認定を受けた短期大学は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表するものとする。(第二二条第二項関係)

- ⑥ その他の改正事項
 - ア 授業は、年間を通じて適切に行うものとする。(第四条関係)
 - イ その他所要の規定の整備を行うこととする。
 - (8) 専門職短期大学設置基準(平成二九年文部科学省令第三四号)の一部改正
 - ① 総則
 - ア 入学者選抜及び教育課程の編成について、学校教育法施行規則第一六五条の二第一項の規定に基づき定める三つのポリシー(「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」)に基づき行うものとする(これを明確化すること。(第三条第一項及び第六条第一項関係))
 - イ 大学は自己点検・評価及び認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことを明確化すること。(第一条第三項関係)
 - ② 教育研究実施組織等
 - ア 専門職短期大学は、その教育研究上の目的を

- ③ 基幹教員等
 - ア 専門職短期大学は、主要授業科目については原則として基幹教員(教育課程の編成その他の学科の運営について責任を担う教員(助手を除く。))であつて、当該学科の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの(専ら当該専門職短期大学の教育研究に従事するものに限る。)(又は一年につき八単位以上の当該学科の教育課程に係る授業科目を担当するもの)をいう。以下(8)において同じ。)に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。(第二九条第一項関係)
 - イ 専門職短期大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生
- ④ 達成するため、学科の規模及び授与する学位の分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。(第二八条第一項関係)
- イ 専門職短期大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該専門職短期大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。(第二八条第二項関係)
- ウ 専門職短期大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。(第一八条第二項関係)
- エ 専門職短期大学は、教育研究実施組織及び厚生補導の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、専門職短期大学運営に係る企画立案、当該専門職短期大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の専門職短期大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。(第一八条第四項関係)

その他の専門職短期大学が定める者（以下イにおいて「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができることとする。また、専門職短期大学は、学生等の指導補助者に対する必要な研修を行うものとする。（第二十九条第三項及び第三十三条第三項関係）

ウ 専門職短期大学における基幹教員の数は、別表第一イの表により当該専門職短期大学に置く学科の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数と別表第一ロの表により専門職短期大学全体の入学定員に応じ定める基幹教員の数を合計した数（カ）において「専門職短期大学必要基幹教員数」という。）以上とすること。（第三十一条関係）

（ア） 別表第一イ及びロに定める基幹教員数の三割以上は教授とすることとし、四分の三以上は専ら当該専門職短期大学の教育研究に従事する教員とすること。（別表第一イ備考第一号関係）

（イ） 別表第一イ及びロに定める基幹教員数には、一の基幹教員は、同一専門職短期大学ごとに一の学科についてのみ算入するものとすること。ただし、複数の学科又は他の短期大学に置かれる学科又は大学（短期大学を除く。）に置かれる学部を含む。以下（イ）、（ウ）及び（カ）において同じ。）において、それぞれ一年につき八単位以上の当該学科の教育課程に係る授業科目を担当する基幹教員は、当該学科について当該基幹教員数の四分の一の範囲内で算入することができることとする。（別表第一イ備考第二号関係）

（ウ） 入学定員が別表第一イに定める数に満たない場合の基幹教員数は、その二割の範囲内において基幹教員以外の教員（助手を除く。）を算入することができること。ただし、（イ）のただし書の規定により複数の学科について算入する基幹教員と合わせて、こ

の表に定める基幹教員数の四分の一を超えないものとする。（別表第一イ備考第五号関係）

（エ） 別表第一ロに定める基幹教員数には、別表第一イの基幹教員数に算入した基幹教員の数を超えないものとする。（別表第一ロ備考第一号関係）

（オ） 入学定員が別表第一ロに定める数に満たない場合の基幹教員数には、その二割の範囲内において基幹教員以外の教員（助手を除く。）を算入することができること。ただし、専ら当該専門職短期大学の教育研究に従事する教員以外の教員の数と合わせて、別表第一ロに定める基幹教員数の四分の一を超えないものとする。（別表第一ロ備考第三号関係）

（カ） 基幹教員数として算入することができる、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う基幹教員以外の者については、複数の学部について算入する基幹教員の数等と合わせて、専門職短期大学必要基幹教員数の四分の一を超えないものとする。（第三十二条第三項関係）

④ 単位の計算方法
単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね一五時間から四五時間までの範囲で専門職短期大学が定める時間の授業をもって一単位として単位数を計算するものとする。（第一一条第二項関係）

⑤ 校地、校舎等の施設及び設備等
ア 校地について、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流の場としての役割を明確化すること。（第四〇条第一項及び第二項関係）

イ 専門職短期大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育

館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。（第四一条関係）

ウ 専門職短期大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。また、研究室は、基幹教員及び専ら当該専門職短期大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする。（第四二条第一項及び第三項関係）

エ 専門職短期大学は、教育研究を促進するため、学科の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報その他の教育研究に必要な資料を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。また、図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。（第四三条第一項及び第二項関係）

⑥ 教育課程等に係る特例制度
ア 教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、その改善に係る実証的な成果の創出に資する先導的な取組を行うため特に必要があると認められる場合であつて、専門職短期大学が、当該先導的な取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う専門職短期大学であることの文部科学大臣の認定を受けたときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、この省令上の特例対象規定の全部又は一部によらないことができることとする。（第七三条第一項関係）

イ アの認定を受けた専門職短期大学は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表するものとする。（第七三条第二項関係）

⑦ その他の改正事項
ア 一年間の授業を行う期間は、三五週にわたることを原則とする。（第一二条関係）

イ 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、八週、一〇週、一五週その他の大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。（第一二条関係）

ウ 専門職短期大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、四〇人以下であることを明示した上で、その例外が認められるのは、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、十分な教育効果を上げることができることと認められる場合であることを明確化すること。（第一四条関係）

エ 専門職短期大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の専門職短期大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。（第一八条関係）

オ 修業年限が二年の専門職短期大学の卒業の要件は、第二六条第一項各号のいずれにも該当することのほか、当該専門職短期大学が定めることとし、修業年限が三年の専門職短期大学の卒業の要件は、第二六条第二項各号のいずれにも該当することのほか、当該専門職短期大学が定めることとする。（第二六条第一項及び第二項関係）

カ 夜間学科等に係る修業年限が三年の専門職短期大学の卒業の要件は、第二六条第一項各号に掲げる要件のいずれにも該当することのほか、当該専門職短期大学が定めることとする。（第二七条関係）

キ その他所要の規定の整備を行うこととする。

⑧ 高等専門学校設置基準（昭和三六年度省令第三号）の一部改正

① 総則
ア 入学選抜及び教育課程の編成について、学校教育法施行規則第一六五条の二第一項の規

定に基づき定める三つのポリシー（卒業認定・学位授与の方針、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」）に基づき行うものとする。ことを明確化すること。（第三條の二及び第一七条第一項関係）

イ 高等専門学校は自己点検・評価及び認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことを明確化すること。（第二條第一項関係）

② 教育研究実施組織等
ア 高等専門学校は、学科の種類及び学級数に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。（第六條第一項関係）

イ 高等専門学校は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該高等専門学校の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育に係る責任の所在を明確にするものとする。（第六條第二項関係）

ウ 高等専門学校は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。（第六條第三項関係）

エ 高等専門学校は、教育研究実施組織及び厚生補導の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、高等専門学校運営に係る企画立案、当該高等専門学校以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の高等専門学校運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。（第六條第四項関係）

オ 高等専門学校は、当該高等専門学校及び学科の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、高等専門学校内の組織間の有機的な連携を図り、

適切な体制を整えるものとする。（第六條第五項関係）

③ 基幹教員等
ア 教員のうち、一般科目を担当する基幹教員（教育課程の編成その他の学科の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であつて、専ら当該高等専門学校の教育に従事するもの又は一年につき八単位以上の当該高等専門学校の授業科目を担当するものをいう。以下（9）において同じ。）の数は、第六條第六項各号に掲げる数を下つてはならないものとする。（第六條第六項関係）

イ 一般科目を担当する基幹教員の数及び専門科目を担当する基幹教員の数を合計した数（ウ及びオにおいて「高等専門学校必要基幹教員数」という。）の四分の三以上は、専ら当該高等専門学校の教育に従事する教員とする。（第六條第九項関係）

ウ 高等専門学校の基幹教員が他の高等専門学校において八単位以上の授業科目を担当する場合は、当該基幹教員を当該他の高等専門学校の高等専門学校必要基幹教員数の四分の一の範囲内で算入することができるものとする。（第六條第一〇項関係）

エ 高等専門学校は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の高等専門学校が定める者（以下エにおいて「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができるものとする。また、高等専門学校は、学生等の指導補助者に対し、必要な研修を行うものとする。（第七條第二項及び第九條第三項関係）

オ 基幹教員数として算入することができる、1年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成について責任を担う基幹教員以外の者については、複数の高等専門学校について算入する基幹教員の数と合わせて、

高等専門学校必要基幹教員数の四分の一を超えないものとする。（第八條の二関係）

④ 単位の計算方法
高等専門学校が定める授業科目については、一単位の授業科目を四五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね一五時間から四五時間までの範囲で高等専門学校が定める時間の授業をもって一単位として単位数を計算することができるものとする。（第一七條第四項関係）

⑤ 校地、校舎等の施設及び設備等
ア 校地について、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流の場としての役割を明確化する。（第二二條関係）

イ 高等専門学校は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。（第二三條関係）

ウ 高等専門学校は、その組織及び規模に応じ、教育に支障のないよう、教室、図書館、保健室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。（第二四條関係）

エ 高等専門学校は、教育研究を促進するため、学科の種類、教員数及び学生数に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。また、図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。（第二六條第一項及び第二項関係）

⑥ 教育課程等に係る特例制度
ア 教育課程又は施設及び設備等に関する事項

に関し、その改善に係る実証的な成果の創出に資する先導的な取組を行うため特に必要があると認められる場合であつて、高等専門学校が、当該先導的な取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、学生研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う高等専門学校であること、文部科学大臣の認定を受けたとき、文部科学大臣が別に定めるところにより、この省令上の特例対象規定の全部又は一部によらないことができることとする。（第二八條第一項関係）

イ アの認定を受けた高等専門学校は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表するものとする。（第二八條第二項関係）

⑦ その他の改正事項
ア 一年間の授業を行う期間は、三五週にわたることを原則とする。（第一五條関係）

イ その他所要の規定の整備を行うこととする。

(10) 施行期日等
① 施行期日
この省令は、令和四年一月一日から施行する。（附則第一條関係）

② 認可の申請に係る審査に関する経過措置
ア 令和5年度に行おうとする大学の設置等（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成一八年文部科学省令第一二号）第一条に規定する大学の設置等という。以下同じ。）の認可の申請に係る審査については、なお従前の例による。（附則第二條第一項関係）

イ 令和6年度に行おうとする大学の設置等の認可の申請に係る審査については、大学及び高等専門学校の選択により、なお従前の例によることができる。（附則第二條第二項関係）

イ 令和6年度に行おうとする大学の設置等の認可の申請に係る審査については、大学及び高等専門学校の選択により、なお従前の例による。（附則第二條第二項関係）

イ 令和6年度に行おうとする大学の設置等の認可の申請に係る審査については、大学及び高等専門学校の選択により、なお従前の例による。（附則第二條第二項関係）

イ 令和6年度に行おうとする大学の設置等の認可の申請に係る審査については、大学及び高等専門学校の選択により、なお従前の例による。（附則第二條第二項関係）

イ 令和6年度に行おうとする大学の設置等の認可の申請に係る審査については、大学及び高等専門学校の選択により、なお従前の例による。（附則第二條第二項関係）

イ 令和6年度に行おうとする大学の設置等の認可の申請に係る審査については、大学及び高等専門学校の選択により、なお従前の例による。（附則第二條第二項関係）

イ 令和6年度に行おうとする大学の設置等の認可の申請に係る審査については、大学及び高等専門学校の選択により、なお従前の例による。（附則第二條第二項関係）

イ 令和6年度に行おうとする大学の設置等の認可の申請に係る審査については、大学及び高等専門学校の選択により、なお従前の例による。（附則第二條第二項関係）

係)

ウ 令和七年度以後に行おうとする大学の設置等の認可(設置者の変更に係るものに限る。)の申請に係る審査については、イの規定を準用すること。(附則第二条第三項関係)

③ 届出に関する経過措置

ア この省令の施行の日前にした大学の設置等の届出については、なお従前の例によること。

イ アの規定にかかわらず、令和五年度又は令和六年度に行おうとする大学の設置等の届出については、大学及び高等専門学校を選択により、なお従前の例によること。

(附則第三条第一項関係)

④ 施設及び教員に関する経過措置

ア この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する、この省令による改正後の大学設置基準、専門職大学設置基準、短期大学設置基準及び専門職短期大学設置基準の次の(ア)～(ウ)に掲げる規定の適用並びにこの省令による改正後の大学通信教育設置基準、短期大学通信教育設置基準及び高等専門学校設置基準の次の(ア)及び(ウ)に掲げる規定の適用については、なお従前の例によること。 (附則第四条第一項関係)

(ア) 教室、研究室、図書館、保健室、事務室その他必要な施設(高等専門学校設置基準については、教室、図書館、保健室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする規定)

(イ) 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学、当該専門職大学、当該短期大学、又は当該専門職短期大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする規定

(ウ) 教員に関する規定

イ アの規定にかかわらず、令和七年度以後に行おうとする大学の設置等の認可(設置者の変更に係るものを除く。)の申請又は届出をする場合には、当該認可の申請又は届出に係る大

学又は高等専門学校については、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定を適用すること。(附則第四条第二項関係)

⑤ 講師の経歴に関する経過措置

この省令の施行前における専任の講師の経歴及び④アの規定によりなお従前の例によることとされる場合における専任の講師の経歴は、この省令による改正後の大学設置基準、専門職大学設置基準、短期大学設置基準、専門職短期大学設置基準及び高等専門学校設置基準に規定する基幹教員としての講師の経歴とみなすこと。(附則第五条関係)

2 認定規程

(1) 認定の基準(認定規程第一条関係)

① 教育課程等特例認定大学等としての認定以下「認定」という。)を受けようとする大学(専門職大学、短期大学及び専門職短期大学を含む。)及び高等専門学校(以下「大学等」という。)が、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制が十分整備されていること並びに教育研究活動等の状況を積極的に公表していること。

② 認定を受けようとする大学等が、申請の日の直近の認証評価(分野別認証評価を除く。)において適合認定を受けていること。

③ 認定を受けようとする大学等が、申請の日前5年以内において次のいずれにも該当しないこと。

ア 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したこと。

イ 財政状況が健全でなくなったこと。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、教育条件又は管理運営が適正を欠くに至ったこと。

④ 次に掲げる事項が、申請計画書において明らかにされていること。

ア 申請目的

イ 先導的な取組として特例対象規定の全部又は一部によらない教育(以下「先導的な教育」という。)を行う学部、学科、課程又は学部以外の基本組織(以下「学部等」という。)

ウ 先導的な教育において、その全部又は一部によらないこととする特例対象規定

エ 先導的な教育の実施内容

オ 先導的な教育の実施が、当該先導的な教育を行わない場合に比して教育研究水準の向上に資する取組である根拠

カ 学生に対する適切な配慮のための具体的な措置

キ 実施予定期間

ク 先導的な教育の実施を通じて得られる教育効果の検証に係る計画

⑤ 申請計画書の内容が円滑かつ確実に実施されることと見込まれること。

(2) 認定の申請(認定規程第二条関係)

認定を受けようとする大学等の学長(高等専門学校にあつては校長。以下同じ。)は、申請書に申請計画書その他別に定める書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

(3) 認定の手続等(認定規程第三条関係)

① 文部科学大臣は、認定の申請があつた場合には、当該申請に係る認定をすることがかを決定し、当該申請をした大学等の学長に対し、速やかにその結果を通知するものとする。

② 文部科学大臣は、中央教育審議会大学分科会の審査を経て、認定を行うものとし、認定期間を延長するとき並びに教育課程等特例認定を行う学部等及び特例対象規定を変更しようとするときも同様とする。

③ 文部科学大臣は、認定を行う場合においては、申請計画書により大学等が申請する実施予定期間を踏まえ、その認定期間を定めるものとする。

④ 文部科学大臣は、先導的な教育の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

⑤ 文部科学大臣は、教育課程等特例認定大学等が認定期間の延長を申請した場合において、

特に必要があると認めるときは、当該認定期間を延長することができる。

(4) 公示(認定規程第四条関係)

① 文部科学大臣は、認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示するものとする。認定期間の延長を認めるとき、変更の届出があつたとき及び認定を取り消したときも同様とする。

② 前項の規定による公示は、教育課程等特例認定大学等に係る申請計画書を踏まえ、先導的な教育の実施内容、当該先導的な教育を行う学部等及びその全部又は一部によらないこととされた特例対象規定その他別に定める事項を付して行うものとする。

(5) 申請計画書の内容変更(認定規程第五条関係)

① 教育課程等特例認定大学等は、申請計画書に記載した先導的な教育を行う学部等及び特例対象規定を変更しようとするときは、文部科学大臣の認定を受けなければならないこと。

② 教育課程等特例認定大学等は、申請計画書に記載した①以外の事項を変更する場合には、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届けなければならないこと。ただし、別に定める軽微な変更については、この限りでないこと。

(6) 実施状況報告書等(認定規程第六条関係)

① 教育課程等特例認定大学等は、認定期間の開始の日から起算する毎計画年度、実施状況報告書を作成し、当該計画年度終了後三月以内に、文部科学大臣に提出しなければならないこと。

② 教育課程等特例認定大学等は、インターネットの利用により別に定める書類を公表している場合には、当該書類を公表しているウェブサイトのアドレスを記載した書類の提出をもつて①による実施状況報告書の提出に代えることができること。

③ 教育課程等特例認定大学等は、認定期間終了

後三月以内に、教育効果検証報告書を作成し、文部科学大臣に提出しなければならないこと。

(7) 報告の徴収等(認定規程第七条関係)

文部科学大臣は、教育課程等特例認定大学等が行う先導的な教育の実施状況を確認するため必要があると認めるときは、当該教育課程等特例認定大学等に対し、当該先導的な教育の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は調査を行うことができること。

(8) 措置の要求(認定規程第八条関係)

文部科学大臣は、教育課程等特例認定大学等が行う先導的な教育の適正な実施のため必要があると認めるときは、当該教育課程等特例認定大学等に対し、当該先導的な教育の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができること。

(9) 認定の取消し(認定規程第九条関係)

① 文部科学大臣は、教育課程等特例認定大学等から認定の取消しの申請があつたときは、当該認定を取り消さなければならないこと。

② 文部科学大臣は、教育課程等特例認定大学等が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該教育課程等特例認定大学等の認定を取り消すことができること。

ア 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

イ 先導的な教育の円滑かつ確実な実施が現になされていないことが明らかであるとき又は見込まれなくなつたとき。

ウ 認定を受けなければならない事項を、認定を受けずに変更したとき。

エ 届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

オ (7)の報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき又は調査に応じなかつたとき。

カ (8)の措置をとらなかつたとき。

キ ア〜カのほか、法令の規定、法令に基づく所轄庁の処分、審判行為又は定款に違反したとき。

ク 認定された後に行われた認証評価(分野別認証評価を除く。)において適合認定を受けられなかつたとき。

③ 文部科学大臣は、認定を取り消すに当たっては、中央教育審議会大学分科会の審査を経て行うものとする。

(10) 認定期間に係る特例(認定規程第一〇条関係)

教育課程等特例認定大学等が認定を受けた日から当該教育課程等特例認定大学等に係る認定期間の末日までの間に入学し、学部等における先導的な教育を受けている学生が在籍している間は、当該認定に係る先導的な教育を継続することができること。認定を取り消された場合についても、これと同様とする。

3 整理告示

今回の改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととする。

第2 留意事項等

1 総則

(1) 改正の趣旨
教育課程の編成等について、学校教育法施行規則第一六五条の二第一項の規定に基づき定める三つのポリシー(卒業認定・学位授与の方針)、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学受入れの方針」に基づき行うものとすることを明確化するなどの改正については、大学教育の質保証は学位プログラムを中心として行われるものであり、各大学における内部質保証は、三つのポリシーに基づいて編成される学位プログラムを基礎として行われるべきであることを、改めて明示する観点から行ったものであること。また、内部質保証等による教育研究活動等の不連続の見直しが求められることも、今回併せて明確化したこと。

2 教育研究実施組織等

(1) 改正の趣旨

今回の改正は、教員と事務職員等の関係や組織の機能を一体的に規定することで、教員と事務職員等相互の協働を前提とした役割分担や、組織的な連携体制の確保等による、教育研究活動から厚生補導までを含めた教職協働の実質化が促進され、教育研究活動のより一層の質の向上を期するものであること。

(2) 留意事項

① 今回の改正後も、従前の教員組織等が果たしてきた役割や必要性は変わらず、教員や事務職員等の役割や連携等について、学内の規程等に明記すること等により、引き続き担保されることと求められること。また、必ずしも今回新たに規定した「教育研究実施組織」に対応する新たな組織を設けたり、新たに人員を配置したりすることを求めるものではないこと。

② 「専属の教員又は事務職員等」とは、従前の「専任の職員」との規定を、(1)に示した内容を踏まえて改めたものであり、学生の厚生補導や大学運営に必要な業務を担う者を適切に配置するとの規定の趣旨は従前と変わらないこと。なお、(1)でいう「専属の教員」は、当然に教育研究に携わるものであること。

③ 「事務職員等」とは、「大学設置基準等の一部を改正する省令の公布について(通知)」(平成二九年三月三十一日付二八文科高第一二四八号文部科学省高等教育局長通知)に示しているとおり、技術職員のほか、図書館に置かれる専門的職員など、大学に置かれる様々な職員が含まれること。

3 基幹教員等

(1) 基幹教員

(1) 改正の趣旨
今回の改正は、大学教育の基本的な単位である学位プログラムの編成、実施や改善等を担う教員の責任性の明確化を図るとともに、教員が十分に養成されていない成長分野等において、民間企業からの実務家教員の登用や、複数大学等でのクロスアポイントメント等による人材確保を特に期するものであること。

② 基幹教員の要件
ア 「教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員」とは、各大学等が設置する教授会や教務委員会等の、教育課程の編成や学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与等についての審議を行う会議に、構成員として直接的かつ実質的に参画する教員であること。

イ 「当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当」との要件については、各大学等において、年度を単位として担当の有無を確認する必要があるが、単位数に係る要件は特段定めがないほか、当該科目を、当該年度を通じて担当することを求めるものではないこと。

ウ 「主要授業科目」とは、学生に学位を取得させるに当たり、当該学位のレベルと分野に応じて達成すべき能力を育成するために必要な科目群であり、各授業科目のうちいずれが主要授業科目に当たるかは、当該授業科目と三つのポリシーとの関係等を踏まえ、各大学等で判断するものであること。なお、当該判断に当たっては、大学設置基準上、授業科目は必修科目、選択科目及び自由科目に分けて教育課程を編成することとされていることも踏まえ、各教育課程上のこれらの区分別の科目の位置付けも勘案すること。

エ 「二年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当」との要件については、複数の学部等で共通して開講されている授業科目であっても、これを履修した学生に授与される単位が各学部等の教育課程の修了に関する単位として位置付けられている場合には、当該授業科目の単位数をここでいう「八単位以上」の内数に算入することは可能であること。ただし、当該授業科目の算入は、いずれか一の学部等に限定すること。なお、複数の学部等で共通して開講されている授業科目で、各学部等で授業科目の名称や位置付けが異なっていたとしても、同一の教員により同一の内容及び開講時間で実施される授業であれば、こ

れと同様の取扱いとすること。

オ 「専ら当該大学の教育研究に従事するもの」とは、一の大学でフルタイム雇用されている者（事業主と期間の定めのない労働契約を締結しているフルタイム労働者（当該フルタイム労働者と一週間の所定労働時間が同じ労働契約を有する者を含む。）であって、月額報酬二〇万円以上かつ当該大学以外の業務の従事日数が週三日未満であること等を満たす者を想定していること。なお、当該要件については、学部等の単位ではなく、大学等の単位で適用する必要があり、例えば、同一の大学等において、一の学部等で「専ら当該大学の教育研究に従事する」基幹教員として取り扱う場合、他の学部等と同様に取り扱うことは認められないこと。（③イを参照のこと。）

カ 基幹教員の要件については、教授、准教授、助教及び講師の別に応じて差異があるものではなく、要件を満たす者については、③アにいう必要最低教員数に含まれるか否かを問わず、基幹教員として取り扱う必要があること。他方、基幹教員の要件を形式的に充足することのみを目的として、教育課程の編成等についての意思決定に係る会議への参画実態がなにもかかわらず、形式的に当該会議の構成員に加えたり、当該意思決定に実質上は関与しない会議を設けたりする場合には、基幹教員の要件を満たすことにはならず、認められないこと。仮にこうした事態が生じていることが判明した場合には、学校教育法第一五条の規定に基づく改善勧告や変更命令の対象となり得ること。なお、基幹教員の処遇等については、各大学等における判断によるものであること。

③ 基幹教員数の算出等

ア 各大学等における基幹教員数は、大学設置基準等の別表に定める数（以下「必要最低教員数」という。）以上である必要があること。必要最低教員数の四分の三以上は、専ら当該大学の教育研究に従事する基幹教員である必要があること、四分の一以下であれば、複数の大学

等において基幹教員となる者を算入することが可能であること。ただし、各大学等の必要最低教員数の算出に当たり、同一の基幹教員を、当該大学に置く学部等の種類及び規模に応じ別表に定める基幹教員の数と、大学全体の収容定員に応じ別表に定める基幹教員の数とに、重複して算入することは認められないこと。

イ 専ら当該大学の教育研究に従事する基幹教員については、仮に要件を満たす場合であっても、同一の大学等の他の学部等で、必要最低教員数として算入することは認められないこと。

ウ 同一の者が基幹教員として従事できる大学等の数に、一律の制限を設けるものではないが、適切な教育研究活動等が行われるよう、労務管理等には十分留意することが必要であり、特に、他大学における教育課程の編成等への参画の状況や、担当授業科目の状況に係る情報は得ておくことが望ましいこと。

エ 複数の大学等において基幹教員となる場合、兼業やクロスアポイントメントの形によることと想定される。基幹教員の処遇等については、各大学等における判断によることとなるが、必要に応じ、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（令和四年七月八日改訂 厚生労働省）や「クロスアポイントメント制度の基本的枠組と留意点【追補版】」（令和二年六月二六日 経済産業省・文部科学省）等を参考とし、適切に対応されたいこと。

④ 基幹教員に係る情報公表

ア 現行においても、学校教育法施行規則第一七一条の二の規定に基づき、各大学等においては、教員に係る情報についても公表することとされており、今回の改正後の基幹教員の規定を適用した場合には、例えば、基幹教員の数、各基幹教員が有する学位、教育研究等の業績、教育課程の編成その他の学部の運営への参画の状況、主要授業科目の担当の有無や単位数といった担当授業科目に係る状況について、各大学等において、遅滞なく、適切に公表する

必要があること。また、他の大学等における基幹教員としての勤務に係る情報も、得ておくことが望ましいこと。

イ 基幹教員以外の教員に係る情報公表についても、引き続き適切に行う必要があること。教員に係る情報公表に際しては、「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）」（平成二十二年六月一六日付け二二文科高第二三六号文部科学大臣政務官通知）も参照されたいこと。

ウ 必要最低教員数が適切に算出されていることを担保する観点から、各大学等において、専ら当該大学の教育研究に従事する基幹教員と、それ以外の基幹教員の別について把握しておく必要があることとはもとより、各大学等での基幹教員数の公表に当たり、これらの別に係る内訳も公表する必要があること。

⑤ 経過措置等

ア 今回の改正において、現に設置されている大学等に対する基幹教員の規定の適用については、従前の例によることとすることができることとしているが、基幹教員の規定を適用する場合には、大学等の一部の学部等に限ってこれを行うことは認められず、必ず、大学等の全部の学部等において一斉に当該規定を適用する必要があること。

イ アに示したことは、今回の改正後の規定を適用することとされた令和七年度以後に行おうとする大学の設置等の認可（設置者の変更に係るものを除く。）の申請又は届出等を契機として、基幹教員の規定を適用する場合も、当該申請又は届出を契機とはせず、各大学等の任意の時期に基幹教員の規定を適用する場合も、同様であること。

ウ 基幹教員の規定の適用に当たっては、事前に十分な準備期間を設け、全学的に入念な確認を経てこれを行うことが必要であること。なお、基幹教員の規定と同様に、現に設置されている大学等に対する経過措置を置いている校舎及び研究室に係る規定については、必ずしも基幹教員の規定の適用と同時期に適用す

る必要はないこと。

エ 今回の改正では、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準においては基幹教員に係る改正はなされておらず、従前の取扱いから変更はないこと。

① 指導補助者

（２）改正の趣旨
今回の改正は、大学等の学生その他の大学等が定める者に授業を補助させることができ旨などを確認的に規定することで、いわゆる「ティーチング・アシスタント」等の指導補助者の授業への参画を促進し、学生へのより手厚い指導体制を確保することを通じ、大学教育等のより一層の質の向上を期するものであること。

② 留意事項

ア 指導補助者は、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、授業担当教員の指導計画に基づき、授業の一部を分担することも可能であること。ここでいう「授業の一部」とは、一の授業科目において行われる各回の授業の一部を分担するのみならず、一回の授業の全部を担当することも許容されるものであること。ただし、授業担当教員の指導計画に基づき授業の一部を分担する趣旨を踏まえれば、授業科目における大半の授業を指導補助者が担当することは原則として想定されないものであり、望ましくないこと。

イ 指導補助者が授業の一部を分担する場合であっても、授業科目の指導に係る一義的な責任は、授業担当教員が負うものであること。各大学等は、授業担当教員と指導補助者の責任関係や具体的な役割分担等について、あらかじめ学内の規程等に明記するなどし、指導補助者が不当に不利益を被らないよう適切な配慮を行うこと。なお、授業担当教員の役割については、授業時間ごとの指導計画の作成、当該授業の実施状況の十分な把握、成績評価等が想定されること。

4 単位の計算方法

(1) 改正の趣旨

今回の改正は、一単位の授業科目について、授業時間外の学修時間も含めた四五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とするとは維持しつつ、構成方法別に必要な授業時間数の基準を定めた規定を廃止することにより、様々な授業方法を組み合わせた授業科目の設定をより柔軟に行い得るようにするを期するものであること。

(2) 留意事項

① 今回、授業方法別に必要な授業時間数の基準を定めた規定は廃止されることになるもの、各大学等においては、学生の適切な履修科目の選択等に資するよう、引き続き、各授業科目のシラバス等には、講義や演習、実習等の授業方法についても分かりやすく示す必要があること。このことは、複数の授業方法を組み合わせる場合も同様であること。

② 単位の計算に当たっては、各授業科目について、授業時間のほか、授業時間外の学修(事前学修及び事後学修)も含めて、一単位当たり標準四五時間の学修を必要とする内容をもって適切に構成すること。このことを前提として、一コマ当たりの授業時間や、一週間当たりの授業の実施回数、各授業科目の授業期間等については、学生が効果的に学修できるように十分に考慮した上で、各大学等の判断により適切に設定することが可能であること。ただし、各授業科目について、あらかじめ各大学等が定める単位修得に必要な授業時間数、いわゆる定期試験に相当する試験を含むことは想定されないこと。

③ なお、「教学マネジメント指針」(令和二年一月二二日中央教育審議会大学分科会)に記載のとおり、事前学修及び事後学修の内容についてはシラバスに盛り込む必要があるほか、これらに必要な学修時間の目安を示すことも考えられること。

④ 今回の改正の内容にかかわらず、大学設置基準の単位の計算方法を準用している医療関係

職種養成所指定規則及び短期大学設置基準の単位の計算方法を準用している指定保育士養成施設の修業教科目等を定めた告示において一単位当たりの実驗、実習及び実技の授業時間の下限を、現行の三〇時間とする規定を置くこととされたことに留意すること(齒科衛生士学校養成所指定規則等の一部を改正する省令(令和四年文部科学省令・厚生労働省令第三号)及び児童福祉法施行規則第六条の二第一項第三号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法等の一部を改正する告示(令和四年厚生労働省告示第三〇八号)を参照のこと)。

5 校地、校舎等の施設及び設備等

(1) 改正の趣旨

① 今回の改正は、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂、寄宿舎・課外活動施設等の厚生指導施設について、各大学等の実情や必要性に応じて整備を行うこととするほか、校舎について、教育研究上必要となる教室、研究室、図書館、医務室、事務室を備えることは各大学等に求めつつ、これ以外の施設については、多面的な利活用も想定し、大学等は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、必要な施設を備えることとする。ともに、研究室は、適切な教育研究環境の確保の観点から引き続き必要となることから、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする。

② 図書館を中心に系統的に整備する資料の例として、電子ジャーナル等を念頭に「電磁的方法により提供される学術情報」を加えるほか、図書館に閲覧室、整理室等を備えることを求める規定を削除するなど、紙の図書のみを想定したような規定を見直すこととし、教育研究上必要な多様な資料の整備促進等を期するものであること。

(2) 留意事項

① 施設及び設備等の整備は、各大学等が教育研究上の必要性等に応じて、適切に判断すべき

ものであり、例えば、運動場を校舎から遠く隔たった地に設け、学生がその利用に当たり非常に長時間の移動を強いられるなど、学生に対して著しい不利益を生じさせてはならないことは、今回の改正後も変わらないこと。

② 今回の改正により、全ての基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとした研究室については、従前と同様に、必ずしも教員一人に対し一室を備えることは要さず、各教員が研究執務に専念できる環境が適切に確保された、いわゆる共同研究室等でも差し支えないこと。

③ 高等専門学校設置基準第二条第二項において、高等専門学校は、その教育内容を学術の進展に即応させるため、必要な研究が行われるように努めるものとするとして、必要に応じて、研究室の整備等による研究環境の確保に留意すること。

④ 経過措置として、現に設置されている大学等に対する校舎及び研究室の規定の適用については、従前の例によることとされていること。

6 その他

(1) 一年間の授業期間

一年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め、三五週にわたることを原則としていた改正前の規定について、定期試験等の方法も多様化していることや、一年間の授業期間に定期試験等の期間が概念上含まれることは明らかであることから、「定期試験等の期間を含め」との文言を削除することとしたものであること。今回の改正後も、各大学等の判断により、一年間の授業期間中に定期試験等の期間を定めることが可能であることは従前と変わらないものであること。

(2) 各授業科目の授業期間

各授業科目の授業は、原則として一〇週又は一五週にわたる期間を単位として行うものとし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効

果をあげることができると認められる場合は、これ以外の期間を定めることも可能とした改正前の規定について、国際化を通じた教育研究力の向上等の観点から、学事暦の多様化・柔軟化の促進が要請されていることを踏まえ、各授業科目の授業期間を一〇週又は一五週を原則とするを改め、八週、一〇週、一五週を期間を例示しつつ、大学の判断により、多様な期間が設定できること等を明確化したものであること。

(3) 単位の授与

① 大学は一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとしていた改正前の規定について、従来、当該規定上の「試験」には、レポート等の多様な学修評価方法を含むと解釈してきていること等を踏まえ、当該規定を削除するとともに、多様な学修評価方法により単位を与えることを明確化したものであること。

② なお、単位の授与に当たっては、各大学等における厳格な成績評価が求められるものであることに留意すること。

(4) 卒業の要件の明確化

① 卒業の要件は、改正前の大学設置基準上、大学に四年以上在学し、一・二四単位以上を修得することとしていたところ、当該規定上の「四年」とは、厳密に丸四年間の在学を求める趣旨とは解されないことから、「大学に四年以上在学し」との文言を削除すること。卒業の要件に係る専門職短期大学設置基準、短期大学設置基準及び専門職短期大学設置基準における改正についても、同様の観点から行うこととしたものであること。

② また、今回の改正後の卒業の要件に係る規定のうち「大学が定める」とは、各大学等が定める「卒業認定・学位授与の方針」に基づいて、学生の卒業の認定や学位の授与がなされることを念頭としたものであり、各大学等が、当該方針と関係のない事柄について、別途卒業

の要件として定めることは基本的に想定されないものであること。(1)～(3)、(6)①も参照のこと。

③ なお、「卒業認定・学位授与の方針」については、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」と同様、学校教育法施行規則第一七二条の二第一項第一号の規定に基づき公表する必要があるため、もって、社会から周知し得るようにすること。

④ ただし、学校教育法(昭和二年法律第二六号)第八七条の規定に基づき、大学の修業年限は四年とすることが引き続き基本となることから、今回の改正により、例えば、⑥に示す早期卒業制度によることなく、学生に入学後三年間で卒業の要件とされた単位数を取得させた上で、当該学生を直ちに卒業させたり、残余の在学期間は休学として形式上は入学から四年経過後に卒業させたりするといったことは認められないこと。

⑤ 他方、いわゆる九月入学をした学生が、学期の区分に従い、七月に大学を卒業し、サマースクールに参加後、同じ年の九月に海外の大学院に進学するといったことについては、解釈上の疑義を生じることなく可能となること。この場合も、学校教育法施行規則の規定に基づき、各大学等は、学年の途中における学生の入学及び卒業は、学期の区分に従いこれをさせることとなっていること(第一六三条第二項)や、学年や学期等に関する事項は学則への記載が必要であること(第四条第一項第一号)に留意の上、適切に対応すること。

⑥ 学校教育法上、一定の要件を満たす大学は、当該大学に三年以上在学した学生が、卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、各大学の判断により、卒業を認めることができるという、早期卒業制度が設けられている(第八九条)。当該制度のより積極的な活用を促す観点から、大学が、優秀な成績で単位を修得することが見込まれる学生を対象として、三年間にわたって編成された教育課程を修了するモデルを示すことも可能であること。

(5) 同時に授業を行う学生数

① 専門職大学及び専門職短期大学並びに大学又は短期大学に設置する専門職学科における一の授業科目について同時に授業を行う学生数についての改正は、四〇人を超える学生数での授業が認められる場合を明確にしたものであり、実践的な職業教育の授業を効果的に実施できるようにする観点から、四〇人以下が原則であることに変更はないこと。四〇人を超える学生数での授業が認められる場合としては、例えば、原級留置等の影響で四〇人を超えたとしても、授業の方法や体制等を踏まえれば教育効果に影響がないと考えられる場合や、授業の一部又は全部について、主として基礎的な知識の修得を目的とする講義であって、複数のクラスで合同で実施しても教育効果を十分に上げられる場合などが考えられること。ただし、講義であれば、直ちに例外が認められるというものではなく、今般明確化したこととおり、あくまでも五人以下が原則であることを前提として、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮し、四〇人を超える学生数で授業を実施しても十分な教育効果を上げられるかどうか、③で示した内容と合わせて適切に判断すること。

② 法科大学院における一の法律基本科目について同時に授業を行う学生数についての改正についても、五〇人を超える学生数での授業が認められる場合を明確にしたものであり、五〇人以下が原則であることに変更はないこと。五〇人を超える学生数で授業を行う場合には、法曹の養成のため、密度の高い授業を行うことができるよう少人数による教育が求められている趣旨も踏まえ、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮し、十分な教育効果を上げられるかどうかという観点から適切に判断すること。なお、法律基本科目以外の授業科目についても、引き続き少人数とすることを基本とすること。

③ ①②について、上記を超える学生数で授業を行う場合にあつては、指導補助者の配置や授

業の事前・事後のサポート等、四〇人又は五〇人以下の学生数で実施する場合と同等以上の教育効果を担保するよう、必要に応じて十分な配慮を行うとともに、学生等に対して適切に説明すること。あらかじめ上記を超えることが明らかな場合については、その旨や、十分な教育効果を上げるため、どのような配慮を行うかについても併せてシラバスに記載すること。

(6) その他

① (1)～(3)に関連して、現在、多くの大学等で、二学期制「授業科目当たり二単位、一五回(週一回)の授業」が基本的な取扱いとなつており、このような取扱いは、慣行上定着してきたものに過ぎないこと。また、こうした慣行が、授業科目の細分化により体系的な履修がなされないという学修の実質化の課題につながっているとの指摘もあること。これらのことを踏まえ、授業期間の設定や授業期間における授業科目数について、各大学等において考え方を再整理し、必要に応じて見直しを検討することも重要と考えられること。

② (1)～(4)に関連して、各大学等の学則には、今回の改正前の規定を引用している例も多く見られるところ、今回の改正に合わせるため、各大学等において考え方を再整理した上で、学則改正の要否について検討すること。ただし、直ちに当該改正を行わない場合であっても、法令違反状態となるものではないこと。

③ 教育課程等に係る特例制度に係る留意事項等については、後日、別に示す予定であること。

④ 第一の一(一)②及び③に示した認可の申請に係る審査及び届出に関する経過措置については、国立大学においてもこれに準ずること。

⑤ 今回の改正に係る解説資料等を、文部科学省ホームページの以下のURLに掲載していること。また、今後の集の掲載等、随時情報を

更新する予定であるので、引き続きこれらを適宜参照されたいこと。

⑥ 大学の設置等に当たっては、改正後の大学設置基準等に基づいて手続を行う場合と、認可の申請に係る審査又は届出に関する経過措置により、改正前の大学設置基準等に基づいて手続を行う場合とは、様式や記載事項が異なることから、それぞれの場合に応じて参照する「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引(令和六年度開設用)」(以下「手引」という)を作成・公表するので、よく確認の上、取り違えがないように留意されたいこと。なお、改正後の大学設置基準等に基づく場合に参照する手引は、近日中に作成・公表予定であり、改正前の大学設置基準等に基づく場合に参照する手引は、文部科学省ホームページの以下のURLに掲載していること。

○ 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令の公布について(通知)

令和四年九月三十日四文科高第九二六
文部科学省高等教育局長から各公立
大学長、各公私立高等専門学校長、大学
を設置する各学校法人の理事長、大学を
設置する各学校設置会社の代表取締役、
放送大学学園理事長、高等専門学校を設
置する地方公共団体の教育委員会教育
長、高等専門学校を設置する各学校法人
の理事長

この度、別添のとおり、「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令」(令和四年文部科学省令第三三三号)が令和四年九月三十日に公布され、令和四年一月一日に施行されることとなりました。

今回の改正は、「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について(審議まとめ)」(令和四年三月一八日中央教育審議会大学分科会質保証システム部会)の提言を踏まえた

「大学設置基準等の一部を改正する省令」（令和四年文科科学省令第5号）が令和四年九月三〇日に公布され、教育研究実施組織、基幹教員、校地、校舎等の施設及び設備、教育課程等に係る特例制度等に関する所要の規定の整備が行われたことに伴う大学の設置等の認可の申請及び届出に係る様式等の変更の他、設置認可の実態等を踏まえた手続規則の改正を行うものです。その概要は下記のとおりです。十分に御了知の上、大学の設置等の認可申請及び届出に当たっては、遺漏のないようお取り計らいください。

なお、大学の設置等に係る申請書類等の様式については、文科科学省のホームページ上で公表しておりますので、適宜御活用ください。

第1 改正の概要

① 「基本計画書」別記様式第2号（その一の二）（その一の二）（その一の四）（その一の五）関係
教員数の内訳を記載する欄の変更
大学設置基準等（大学院設置基準及び専門職大学院設置基準を除く。）において、「一の大学に限り専任教員となる」という現行の「専任教員」の定義等が見直され、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であって、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当する教員が「基幹教員」として定義されたことを踏まえ、申請された設置計画において改正後の各設置基準に基づき各学部等や大学全体で必要とされる基幹教員数を満たしていることを確認するため、基幹教員に關した（i）～（iv）の内訳の欄を追加するものとしたこと。

(i) 「a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事するものであって、主要授業科目を担当するもの」

(ii) 「b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事するものであって、年間八単元以上の授業科目を担当するもの」

育研究に従事するものであって、年間八単元以上の授業科目を担当するもの」

(iii) 「c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間八単元以上の授業科目を担当する者（a 又は b に該当する者を除く）」

(iv) 「d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間八単位以上の授業科目を担当する者（e、b 又は c に該当する者を除く）」

また、大学設置基準別表第一（大学通信教育設置基準別表第一、専門職大学設置基準別表第一、短期大学設置基準別表第一、短期大学通信教育設置基準別表第一及び専門職短期大学設置基準別表第一について同じ。）により、当該大学に置く学部等の種類及び規模に応じ定める基幹教員数のうち、四分の三以上は、専ら当該大学の教育研究に従事する教員である必要があるが、かつ、別表第一に定める基幹教員数には、一の基幹教員は、同一大学ごとに一の学部についてのみ算入するものとされていることから、この数を確認するため、備考欄に当該学部の種類及び規模に応じ定める最低基幹教員数の四分の三の数を記載するものとしたこと。

また、専任教員が基幹教員に改められたことにより、内訳の「専任教員等」と「兼任教員等」を、「基幹教員」、「助手」、「兼任教員以外の教員（助手を除く）」に改めたこと。

「事務職員」等欄の変更

大学設置基準等の改正により、職員等に関する「専任」が「専属」に改められ、また、授業科目の担当に關し指導補助者が規定されたことに伴い、「事務職員」、「技術職員」、「図書館職員」、「その他の職員」、「指導補助者」（以下「教員以外の職員」という。）の内訳について、「専任」「兼任」をそれぞれ「専属」「その他」に改めるとともに、教員以外の職員の職種に「指導補助者」を追加したこと。また、大学設置基準等において、「図書館」には、その機能を十分に

發揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとすること。」とされたことに伴い、「図書館専門職員」の欄を「図書館職員」に改めたこと。

ウ 「校地等」、「校舎」等の施設及び設備等の記載欄の変更
大学設置基準等の改正に伴い、校地、校舎等の施設及び設備のうち備えるべき施設等に変更があったことから、記載事項を整理したこと。

エ 「図書・設備」欄の変更
大学設置基準第三八条において、図書館を中心に系統的に整備すべき資料として「図書、学術雑誌、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）」により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料」が規定されることに伴い、「図書」の内訳として「電子図書」を追加したこと。

オ 大学院の設置等に係る「基本計画書」の追加
これまで、大学院については、大学の学部等と同一の様式を使用してきたが、大学院は、「基幹教員」の取扱いが適用されず、一の大学に限り研究指導教員又は研究指導補助教員となることのできるものとして従来どおり専任性を求める取扱いに変更はないことから、大学の学部等と様式を分けるものとしたこと。

② 「教育課程等の概要」別記様式第二号（その二の二）（その二の二）（その二の三）（その二の四）関係
基幹教員の要件を確認する観点から、「教育課程等の概要」に記載されている各科目が教育課程上の主要授業科目であることを網羅的に確認できるよう、「主要授業科目」の欄を追加したこと。

③ 「授業科目の概要」別記様式第二号（その三の二）（その三の二）（その三の三）関係
基幹教員の要件を確認する観点から、「授業科目の概要」に記載されている各科目が、その内容に照らし教育課程上の主要授業科目であることを網羅的に確認できるよう、「主要授業科目」の欄を追加したこと。

④ 「教員の氏名等」別記様式第3号（その二の二）（その二の四）、「基幹教員の氏名等」附則別記様式関係
「専任教員」が「基幹教員」に改められることに伴い、「専任区分」を「教員区分」に改めたこと。なお、「教員区分」については、「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引（令和六年度開設用）」（以下「手引」という。）で具体的な区分を別途案内する予定であること。

また、「教員の氏名等」に記載された基幹教員について、当該教員が基幹教員の要件に合致することを確認するため、「主要授業科目」、「教育課程の編成等の意思決定に係る会議等への参画状況」及び「申請に係る学部等以外の組織（他の大学等に置かれる学部等を含む）」での基幹教員としての勤務状況」の欄を追加したこと。なお、「教育課程の編成等の意思決定に係る会議等への参画状況」については、基幹教員の要件として、教育課程の編成等についての意思決定に係る会議に、構成員として直接かつ実質的に参画すること等を確認するためのものであり、必ずしも項目として列挙している「教授会」や「教務委員会」への参画に限定されるものでないことに留意すること。

⑤ 「教員の氏名等」別記様式第3号（その二の二）（その二の五）関係
これまで、大学院については、別記様式第三号（その二の二）（共同教育課程を設置する場合は、別記様式第三号（その二の二）の提出を求めていたが、①オの整理と同様に大学の学部等と様式を分けるものとしたこと。

⑥ 「基幹教員の年齢構成・学位の保有状況」別記様式第三号（その三の二）（その三の二）、「教員個人調査」別記様式第四号（その二の二）、「教育研究業績書」別記様式第四号（その二の二）関係
「専任教員」を「基幹教員」に改めたこと。なお、大学院についても同一の様式を使用するが、大学院については、「基幹教員」の記載について、「専任教員」と読み替える注記を追加したこと。

⑦ 「実務の経験等を有する基幹教員一覧」別記様式

式第三号(その四)関係

「専任教員を「基幹教員」に改めるとともに、「専任区分」を「教員区分」に改めたこと。

⑧ 「教員就任承諾書」別記様式第五号関係

教員就任承諾書に、上記①アの基幹教員の四つの分類のいずれの区分に該当する教員であるか明記するため、様式の記載を変更したこと。なお、様式内に記載されている文章は文例であり、例えば基幹教員以外の教員の場合の記載方法については、手引で具体的な区分を別途案内する予定であること。

⑨ 「通信教育実施方法説明書」別記様式第八号関係

「専任教員」を「基幹教員」に改めるとともに、「図書館専門職員」を「図書館職員」に改めたこと。

(2) 設置認可審査の実態等を踏まえた現行の手続規則の改善

上記の改正事項に加え、設置認可審査上の実態等を踏まえて、以下の改正を行うものであること。

① 学部等の設置届出を提出した場合、収容定員変更の届出を省略する旨の規定を追加すること(第七条第六項関係)

学部等の設置のうち、当該学部等において授与する学位の種類及び分野に変更がない場合は、届出で足りることとされている。また、私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更については認可申請が必要とされているが、そのうち、大学の学部又は短期大学の学科であった収容定員の総数の増加を伴わないもの、大学院の研究科の収容定員の変更については、届出で足りるとされているところである。これらの手続を同時に行う場合、基本計画書に規定される内容や学則の変更内容等は重複することになるため、学部等の設置の届出を行い、かつ、当該届出書類において収容定員の変更を行う旨を記載すれば、収容定員の変更の届出を別途行う必要はなく学部等の設置の届出をもって代替することを可能とするものであること。

② 高等専門学校の設置等に係る「基本計画書」の追加(「基本計画書」別記様式第二号(その一の三)及び「教員の氏名等」別記様式第三号(その二の三)関係)

高等専門学校については、大学で用いる様式と同一の様式を使用してきたが、高等専門学校設置基準(以下「高専設置基準」という。)のうち、学級数、一般科目に必要な基幹教員数及び専門科目に必要な基幹教員数といった高等専門学校に必要と対応する、高等専門学校の設置等に係る独自の様式を新たに設けるものであること。

基幹教員の各内訳の記載については、以下のとおりとする。

ア 「a. 一般科目担当基幹教員のうち、専ら当該高等専門学校の教育に従事する者」

イ 「b. 一般科目担当基幹教員のうち、年間八単位以上の授業科目を担当する者(ア)に該当する者を除く。)

ウ 「c. 専門科目担当基幹教員のうち、専ら当該高等専門学校の教育に従事する者」

エ 「d. 専門教育担当基幹教員のうち、年間八単位以上の授業科目を担当する者(ウ)に該当する者を除く。)

また、高専設置基準第六条第九項により、一般科目を担当する基幹教員と専門科目を担当する基幹教員の合計数の四分の三は、専ら当該高等専門学校の教育に従事する教員である必要があるため、これを確認するため、備考欄にその教員数を記載するものとしたこと。

③ 基本計画書の記載内容を整理(別記様式第二号(その一の一)(その一の四)関係)

ア 「学位の分野」等の追加
学位の種類及び分野の変更等に関する基準(平成一五年文部科学省告示第三九号)に規定される「学位の分野」及び「学科の分野」については、その重要性に鑑(かん)み、申請大学等の基本情報が網羅的に記載される「基本計画書」(様式)の記載項目として追記するものとしたこと。

イ 「運動場用地」の削除
大学設置基準上の校地面積の基準を確認す

るに当たって、運動場用地の内訳は不要であることから削除し、「校舎敷地」に併せて記載するものとしたこと。

ウ 「図書館」欄の削除

図書館の機能は、「図書」欄にある冊数等で確認が可能であることから、「面積」や「閲覧座席数」等を記載していた「図書館」欄を削除すること。

④ 二以上の大学等が連携して国際連携教育課程を実施することができるようになったことに伴う変更(別記様式第二号(その二の三)(その三の三)関係)

大学設置基準等が改正され、二以上の大学が連携して国際連携教育課程を編成することができるようになったことから、書類の作成に於いての注記に「国内連携大学」を追記したこと。

⑤ 自署及び押印並びに印鑑証明書の提出の廃止(「教員個人調書」別記様式第四号(その一)、「教育研究業績書」別記様式第四号(その二の二)、「教育・実務業績書(専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の教員)」別記様式第四号(その二の二)、「教員就任承諾書」別記様式第五号、「教育課程連携協議会構成員就任承諾書」別記様式七号の三、「臨地実務実習施設使用承諾書」別記様式七号の五、「連携実務演習等に関する承諾書」別記様式七号の六関係)

大学等の設置認可申請に当たって、教員の業績の真正性や就任意思等は申請者である学校法人等が教員等の間で確実に確認すべきものであることから、自署及び押印を廃止するとともに、印鑑証明書の添付は求めないこととしたこと。

第二 施行について

この省令は、令和四年一〇月一日から施行すること。

① 認可の申請に係る審査に関する経過措置

令和五年度に行おうとする大学の設置等(大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成一八年文部科学省令第二二号)第一条に規定する大学の設置等をいう。以下同

じ。)の認可の申請に係る審査については、なお従前の例によること。

② 令和六年度に行おうとする大学の設置等の認可の申請に係る審査については、大学及び高等専門学校の選択により、なお従前の例によることとすることができる。

③ 令和七年度以後に行おうとする大学の設置等の認可(設置者の変更に係るものに限る。)の申請に係る審査については、②の規定を準用すること。

(2) 届出に関する経過措置

① この省令の施行の日前にした大学の設置等の届出については、なお従前の例によること。

② ①の規定にかかわらず、令和五年度又は令和六年度に行おうとする大学の設置等の届出については、大学及び高等専門学校の選択により、なお従前の例によることとすることができる。

第三 留意事項について

(1) 大学の設置等に当たっては、改正後の大学設置基準等に基づいて手続を行う場合と、認可の申請に係る審査又は届出に関する経過措置により、改正前の大学設置基準等に基づいて手続を行う場合とでは、様式や記載事項が異なることから、それぞれの場合に於いて参照する「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引(令和六年度開設用)」(以下「手引」という。)を作成・公表するので、よく確認の上、取り違えがないように留意されたいこと。なお、改正後の大学設置基準等に基づく場合に参照する手引は、近日常に作成・公表予定であり、改正前の大学設置基準等に基づく場合に参照する手引は、文部科学省ホームページに掲載していること。

(2) 改正後の大学設置基準等に基づいて手続を行う場合の様式や記載事項により作成した提出書類と、認可の申請に係る審査又は届出に関する経過措置により、改正前の大学設置基準等に基づいて手続を行う場合の様

式や記載事項により作成した提出書類が混在した申請書又は届出書（以下「申請書等」という。）を提出することはできないので、いずれか選択の上で、申請書等を作成すること。また、同一年度において、複数の認可の申請や届出を行う場合も同様であること。用語の解釈については、「大学設置基準等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」（令和四年九月三〇日付け四文科高第九六三三号文部科学省高等教育局長通知）も参照のこと。

○ 大学、短期大学及び高等専門学校 の設置等に係る認可の基準の 一部を改正する告示の公布につ いて（通知）

令和四年九月三十日四文科高第九二七号文部科学省高等教育局長から各公私立大学長、各公私立高等専門学校長、大学を設置する各学校法人の理事長、大学を設置する各学校設置会社の代表取締役、放送大学学園理事長、高等専門学校を設置する地方公共団体の教育委員会教育長、高等専門学校を設置する各学校法人の理事長

この度、別添のとおり「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示」（令和四年九月三〇日）が、令和四年一〇月一日から施行されることとなりました。今回の改正の概要は下記のとおりですので、十分に御了解の上、認可申請に当たって遺漏のないようお取り計らいください。

第一 平均入学定員超過率に係る要件の改正について

「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」（平成一四年文部科学省告示第四五号。以下「認可基準告示」という。）において定められる、大学、短期大

学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）に関する学校教育法（昭和二年法律第二六号）第四条第一項の認可（設置者の変更及び廃止に係るものを除く。）の申請の審査に関する「平均入学定員超過率」に係る要件について、以下のとおりとしたこと。

(1) 審査基準を入学定員から収容定員に変更することについて（第一条第一項第三号関係）
「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」（令和四年三月一八日中央教育審議会大学分科会質保証システム部会。以下「審議まとめ」という。）において、大学における社会変化に応じた組織改編等を促す観点から、「現行で入学定員に基づく単年度の算定としているものは、収容定員に基づく複数年度の算定へと改める」ことが提言されたことを踏まえ、平均入学定員超過率による審査基準を改め、収容定員充足率による審査基準とし、収容定員充足率の基本的な定義は「認可の申請をする年度の五月一日現在の収容定員の数に対する学生の数の割合」とした。

(2) 収容定員充足率の算定対象となる学部等から学部等連係課程実施基本組織等を除くことについて（第一条第一項第三号関係）
大学設置基準等において、専任教員数・校舎の面積及び附属施設の基準は連係協力学部等の全てがそれらに係る当該基準をそれぞれ満たすことをもって足りるものとしていることを踏まえ、収容定員充足率の算定対象から学部等連係課程実施基本組織を除くこととしたこと。
また、学部等連係課程実施基本組織に在籍している学生は連係協力学部等の収容定員の内数として扱われるため、連係協力学部等が認可告示に定める審査基準に抵触した場合、当該大学は認可の要件を満たさないこととなることは現行の取扱いと変わらないこと。なお、収容定員充足率の算定において、学部等

連係課程実施基本組織に在籍している学生数は連係協力学部等に振り戻して計算することとし、その振り戻し数は、原則として当該認可の申請をする年度の五月一日現在の学部等連係課程実施基本組織に在籍している学生数を、学部等連係課程実施基本組織の定員に対する各連係協力学部等の内数の割合で算出したものとする。

また、短期大学設置基準第三条の二に定める学科連係課程実施学科は、学校教育法第一〇八条第七項に定める短期大学の学科の類型であるが、学部等連係課程実施基本組織と同趣旨の制度であるため、同様に算定対象から外すこととしたこと。なお、収容定員充足率の算定についても、認可の申請をする年度の五月一日現在に学科連係課程実施学科に在籍している学生数を、同様に連係協力学科に振り戻して計算すること。

(3) 収容定員未充足の状態が一定水準以内であることを認可基準に加えることについて（第一条第一項第四号関係）

一八歳人口の急減期を見据え、教育環境の確保や経営困難な大学が生じる事態から学生を保護する観点等から、各大学における適切な定員管理を促すため、申請に係る大学に置く学部又は短期大学若しくは高等専門学校に置く学科の収容定員充足率が〇・五倍を上回ることとしたこと。

(4) 収容定員充足率の算定に当たって、修業年限超過学生（修業年限を超えて在籍している学生をいう。以下同じ。）を除くことについて（第一条第二項関係）

認可の基準の定員に関する考え方を入学定員から収容定員に改めたことに伴い、現状の平均入学定員超過率では算定されていない修業年限超過学生が含まれることとなる。そのことに伴う大学への影響を一定程度配慮することに加え、審議まとめにおいて、「成績管理の厳格化・明確化と両立が図られる」ことが提言されたことを踏まえ、成績管理の厳格

化・明確化に取り組む大学等の学部等に限り、修業年限超過学生の数を控除して収容定員充足率を算定することとしたこと。
なお、「GPA」等は必ずしもGPAには限定されないが、GPAと同様、学生等の履修科目に係る成績の平均を数値で表す客観的な指標等であり、算出方法の設定や公表等、公平性・公正性に配慮した適切な学生への個別指導」には、以下の要件を満たすものとする。

① 当該学部等において、成績不振の基準を具体的に定めていること。

② 成績不振学生に対し、大学等として主体的に指導（補習・個別指導面談等）をしていること。

(例)
・相談窓口を設置し、大学として主体的に当該学生と相談を実施。
・成績不振の学生（及びその保護者）に通知を送付するとともに、大学として主体的に個別の面談を実施し、当該学生をフォロー。

(5) 学部等新設後完成年度までの収容定員の算定について（第一条第三項関係）

認可の基準の定員に関する考え方を入学定員から収容定員に改めたことに伴い、大学等/new設した場合や学部を新設した場合、新設年度に大学一年生が入学した後、当該学生が四年生となる、いわゆる完成年度までの間は、収容定員の算定について特例を定めたこと。

(例) A年四月一日に定員一〇〇〇人の大学を設置した場合であって、A十三年三月一日に学部新設申請をした場合

○ 学部等の設置後経過した年数…3年
○ 修業年限に相当する年数…4年
○ 収容定員…一〇〇〇

○ 算式… $\frac{3}{4} \times 1000 = 750$ 人
よって、A十三年三月一五日の申請を審査する際の収容定員充足率の算定に当たっては、収容定員千二百人を分母とするのではなく、上記算式による七百人を分母とすることとなる。

(6) 収容定員変更後の学部等における完成年度までの収容定員の算定について(第一条第四項関係)

認可の基準の定員に関する考え方を入学定員から収容定員に改めたことに伴い、大学等が既設学部等の収容定員を増加させた場合、収容定員を増加させた年度に一年生が入学した後に当該学生が四年生となるいわゆる完成年度までの間は、収容定員の算定について特例を定め

たこと。
また、収容定員を減少させる変更の場合も同様であること。

なお、収容定員の変更を修業年限に相当する年数が経過するまでの間に複数回変更を行う場合は、それぞれの変更ごとに算定すること。

(例) A年四月一日に定員八〇〇人の学部を二〇〇〇百人に変更した場合であって、A十三年三月一五日に学部新設申請をした場合

○認可の申請をする年度の五月一日現在の収容定員の数：二〇〇〇人

○修業年限に相当する年数：四年

○収容定員を変更した日から経過した年数：三年

○収容定員を変更する前の収容定員の数：八〇〇人

○算式：(二二〇〇/四)×三十(八〇〇/四)

×(四一三)＝一一〇〇人

よって、A十三年三月一五日の申請を審査する際の収容定員充足率の算定に当たっては、収容定員二二〇〇人を分母とするのではなく、上記算式による一一〇〇人を分母とすることとなる。

(7) 外国に設ける学部等について開設後修業年限に相当する年数を経過していないものに係る収容定員充足率を除外することに
ついて(第一条第五項及び第六項関係) 外国に設ける学部等は、開設当初から受験者数や歩留率等を予測して定員に対して過不足なく学生を確保することは日本国内

と比して非常に困難であることから、従来から平均入学定員超過率については、開設後修業年限に相当する年数を経過していない場合は認可の基準に含めない特例を設けていた。そのことを踏まえ、収容定員充足率についても同様、開設後修業年限に相当する年数を経過していない場合は認可の基準に含めないことにした。

第二 施行期日及び経過措置について

この告示は、令和四年一〇月一日から施行すること。

なお、第一(1)、(2)及び(7)のうち定員超過に係る部分の改正については、この告示の施行の際に現にされている大学の設置等の認可の申請に係る審査については、従前の例によることとし、令和六年度に行おうとする大学の設置等の認可の申請に係る審査においては改正前の認可基準告示においても平均入学定員超過率に基づく審査が既になされていることから、経過措置は適用しないこと。

また、第一(3)の改正については、改正前の認可基準告示においては定員未充足に関する直接的な審査はなされていないことから、経過措置として令和五年度又は令和六年度に行おうとする大学の設置等の認可の申請に係る審査については、適用しないこと。

○ 大学、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示の施行について(通知)

令和五年二月二十八日四文科高第一七六六文部科学省高等教育局長から各公立大学長、各私立立高等専門学校長、大学を設置する各学校法人の理事長、大学を設置する各学校設置会社の代表取締役、放送大学学園理事長、高等専門学校を設置する地方公共団体の教育委員会教育長、高等専門学校を設置する各学校法人の理事長

この度、別添のとおり「大学、短期大学及び高

等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示(令和四年文部科学省告示第八号)が、令和五年二月二十八日に公布され、同日から施行されました。

今回の改正の概要は下記のとおりです。十分に御了知の上、認可申請に当たって遺漏のないようお取り計らいください。

記

第一 「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準(平成一四年文部科学省告示第四五号。以下「認可基準告示」という。)

において定められる、大学、短期大学及び高等専門学校(以下「大学等」という。)に関する学校教育法(昭和二年法律第二六号)第四條第一項の認可(設置者の変更及び廃止に係るものを除く。)の申請の審査に係る要件について、以下のとおりとしたこと。

(1) 厳格な成績管理をしている場合、二年以内の修業年限超過者を除くことについて(第一条第二項関係)

令和四年一〇月一日施行の改正(令和四年文部科学省告示第二一九号)の際、認可基準告示第一条第二項において、大学が厳格な成績管理をしている場合における収容定員充足率の算定に当たっては、学生数から二年以内の修業年限超過者を除く規定を設けたことである。これは、「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実についで」(審議まとめ)(令和四年三月一八日中央教育審議会大学分科会質保証システム部会)の提言を受け、大学が厳格な成績管理を実施した結果、収容定員超過者が多数生じ、場合によっては収容定員充足率の基準に抵触するなど大学に不利益となる可能性に鑑み、その点について配慮する規定を設けたものである。

一方、定員未充足が生じている学部等において、厳格な成績管理により修業年限超過者が生じる場合には、大学にとって不利益が生じることは基本的には想定されな

いことから、配慮規定は定員超過の場合に限って適用することとし、定員未充足の場合には修業年限超過者を収容定員充足率における学生の数に加えるよう改めることとする。

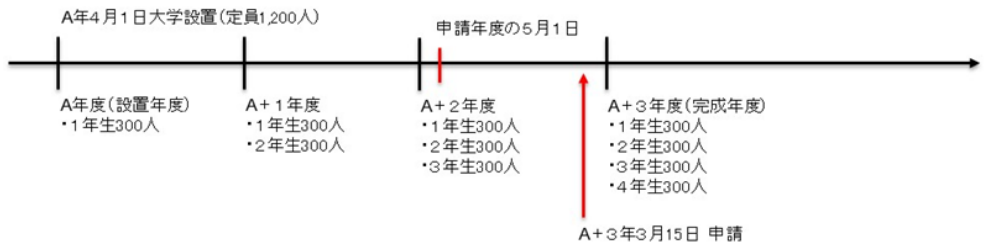
(2) 学部等新設又は収容定員変更した場合の取扱について(第一条第三項関係)

令和四年一〇月一日施行の改正(令和四年文部科学省告示第二一九号)の際、認可基準告示第一条第三項第三号において設置後完成年度を迎えていない学部等がある場合、同第四項において収容定員を変更した後、修業年限を経過していない学部等がある場合の特例について規定したところであるが、編入学定員がある場合や医学部臨時定員増がある場合に適切な算定ができないことから、規定を改めることとする。

具体的には、大学等に関する学校教育法第四條第一項の認可の申請に係る収容定員充足率の算定において、設置後完成年度を迎えていない学部等がある場合、又は当該学部等の収容定員を変更した後、修業年限に相当する年数を経過していない学部等がある場合について、申請年度における各年次の入学定員及び編入学定員に相当する数の合計数を用いて収容定員充足率を算定することとする。

学部新設後の完成年度までの間は、以下の考え方に基づき算出すること。

(例) A年四月一日に収容定員二二〇〇人の大学(一学部一学科)を設置した場合であって、A十三年三月一五日に学部新設申請をした場合

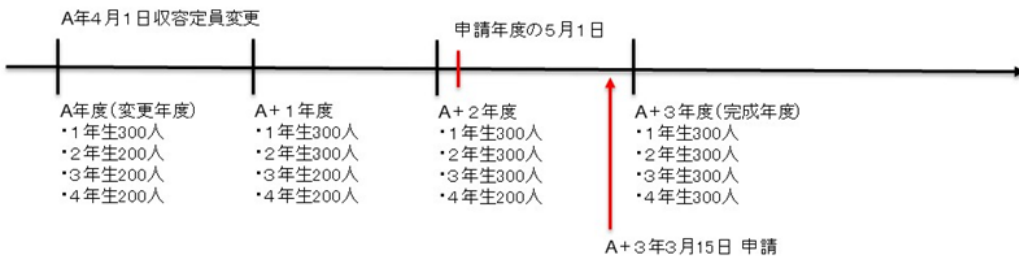


○大学の設置後経過した年数…三年
 ○算式…申請年度の五月一日現在の学生数
 (三〇〇人+三〇〇人+三〇〇人)

よって、A十三年三月一五日の申請を審査する際の収容定員充足率の算定に当たっては、収容定員一(二〇〇人)を分母とするのではなく、上記算式による九〇〇人を分母とすることとなる。

収容定員変更(増加又は減少)後の完年度までの間は、以下の考え方に基づき算出すること。

例) A年四月一日に定員八〇〇人の学部を一二〇〇人に変更した場合であって、A十三年三月一五日に学部新設申請をした場合



○収容定員を変更した日から経過した年数三年
 ○算式…申請年度の五月一日現在の学生数
 (三〇〇人+三〇〇人+三〇〇人+二〇〇人)

よって、A十三年三月一五日の申請を審査する際の収容定員充足率の算定に当たっては、収容定員一(二〇〇人)を分母とするのではなく、上記算式による一(一〇〇人)を分母とすることとなる。

完成年度を迎えていない秋入学等、年度の途中に入学者を受け入れる学部等がある場合、学部等連係課程実施基本組織等がある場合、レイトスペシャライゼーション等により複数学科を学部単位で募集するなど、募集単位が大きくくり化を導入している場合、長期履修学生がいる場合については、大学の設置等に係る提出書類の作成の手引(令和6年度開設用) (https://www.next.go.jp/a/menu/koutou/ninka/1422217_00003.html)の「大学の設置手続等に関してよくある質問」を参照の上、算定すること。

(3) 認可基準の収容定員充足率の算定に係る例外的な措置について

令和三年度及び令和四年度の入学者について、新型コロナウイルス感染症の関係で設けられていた平均入学定員超過率の算定に係る特例につき、認可基準告示第一条第一項第三号に定める収容定員充足率の算定に係る調整に改めるとともに、令和五年度の入学者のうち、新型コロナウイルス感染症の病原体に感染したこと又は感染したおそれのあることなどにより、本来受験する予定であった日程での受験ができず、各大学等の定めた規定に基づく追試験等に合格し入学した者の数については、認可基準告示第一条第一項第三号に定める収容定員充足率の算定に当たって学生の数には含まないこととしたこと。

当該取扱いは、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、受験生の受験機会を確保する観点から、例外的に実施するものであり、各大学等において適正な定員管理を行うことにより、教育条件を維持・向上させることの重要性は変わるものではないことから、各大学等においては、引き続き定員管理の適正化の観点を十分に踏まえつつ、適切な入学者選抜を行うことが重要であること。

なお、収容定員充足率の算定に含まない入学者の解釈等については、令和四年度の大学等の入学者に係る新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた例外的な措置(告示附則第二項)と同様に取り扱うこととするため、当省高等教育局・大学教育・入試課大学入試室が別途公表している「令和五年度大学入学者選抜実施要項等(令和四年六月三日)に関するQ&A(令和四年七月二十九日付け、その後の更新を含む。)」も参照のこと。

第二 施行期日について

この告示は、令和五年二月二十八日から施行すること。

○ 大学、短期大学及び高等専門学校
 の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示の施行について(通知)

令和五年三月二十九日四文科高第二〇一―二号文部科学省高等教育局長から各国公私立大学長、各公立大学法人の長、大学を設置する各地方公共団体の長、大学を設置する各学校法人の理事長、大学を設置する各学校設置会社の代表取締役、放送大学学園理事長

この度、別添1のとおり「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示」(令和五年文部科学省告示第2号。以下「改正告示」という。)が、別添2のとおり「学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)

第二十三条の二第一項第四号の規定により文部科学大臣が定めることとされた分野に関する告示（令和五年文部科学省告示第三十五号。以下「分野告示」という。）が、それぞれ令和五年三月二十九日に公布されます。

今回の改正は、「6年制課程における薬学部教育の質保証に関するとりまとめ（令和四年八月薬学系人材養成の在り方に関する検討会）において、将来的に薬剤師の供給が過剰となること等に鑑み、地域の需要に応じて地域における薬剤師の不足を解消するための人材養成を行う場合を除き、薬学に関する学部の学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの（以下「臨床薬学に関する学科」という。）の設置及び収容定員増を抑制することが提言されたことを踏まえ、大学、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準等に関する所要の規定の整備を行うものです。今回の改正の概要及び留意事項等は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようお取り計らいくださ

記

第一 改正の概要

1 大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に
係る認可の基準の一部を改正する告示（平成十五年文部科学告示第66号）の一部改正

(1) 薬剤師の養成に係る大学等の設置及び収容定員増の抑制

臨床薬学に関する学部及び学科の設置（大学の新設を含む）並びに当該学科における収容定員の増加を抑制すること。（第一条第一項第五号関係）

(2) 抑制の例外

臨床薬学に関する学部の設置及び臨床薬学に関する学科の収容定員増に係る学則の変更（以下「臨床薬学に関する学部の設置等」という。）の認可の申請であつて、地域における薬剤師の数その他の事情を勘案して薬剤師の確保を特に図るべき区域として文部科学大臣が別に定める基準に該当する区域において、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年

法律第六十四号。以下「医療介護総合確保法」という。）第四条第一項の都道府県計画その他の都道府県が作成する計画に基づき行うとするもの（臨床薬学に関する学部の収容定員増に係る学則の変更にあつては、当該計画に当該学部の臨床薬学に関する学科に係る入学定員及び臨床薬学（以下「入学定員等」という。）の増加として記載された人数の増加を行うことにより算出される収容定員増を行うものに限る。）の審査については、第一条第一項第五号の規定を適用しないこととする。（第一条第六項関係）

(3) 抑制の例外の場合における認可申請の審査における観点

抑制の例外の場合における臨床薬学に関する学科の設置等の認可の申請の審査については、当該大学が行おうとする地域における薬剤師の確保のための教育内容及び薬剤師が不足すると見込まれる地域の医療機関又は薬局に将来勤務しようとする当該大学の臨床薬学に関する学科の学生に対する修学資金の貸与その他の支援（第一条第六項の文部科学大臣が別に定める基準に該当する区域の都道府県が行うもの又は当該都道府県の知事が認めたものに限る。）の内容（臨床薬学に関する学科の収容定員増に係る学則の変更にあつては、医療介護総合確保法第四条第一項の都道府県計画その他の都道府県が作成する計画に当該大学の臨床薬学に関する学科の入学定員等の増加として記載された人数の支援に必要な内容を含むものとする。）に照らして行うものとする。（第四条関係）

(4) 組織再編又は統合の場合における特例

既設の臨床薬学に関する学部又は学科を廃止し、その職員組織等を基に臨床薬学に関する学部又は学科の設置若しくは既設の臨床薬学に関する学部又は学科の収容定員増を行うものについては、当該設置又は収容定員増をした後の当該臨床薬学に関する学部又は学科に係る入学定員等が、

廃止する既設の臨床薬学に関する学部又は学科に係る入学定員等の合計（既設の臨床薬学に関する学部又は学科の収容定員増の場合にあつては、廃止する既設の臨床薬学に関する学部又は学科及び収容定員増を行う既設の臨床薬学に関する学部又は学科に係る入学定員等の合計）を超えない場合には、第一条第一項第五号の規定に関わらず、認可を行うことができることとする。（第六条関係）

(5) 施行期日等

① 施行期日等

この告示は、令和七年四月一日から施行すること。ただし、認可の申請のうち、令和七年四月一日前にされた令和七年度以降に行おうとする臨床薬学に関する学科の設置等の認可の申請については、改正告示第一条及び第四条の規定の例により、その審査を行うこととし、令和五年十月一日から施行すること。（附則第一条関係）

② 経過措置

令和七年度に行おうとする臨床薬学に関する学科の設置等の認可の申請のうち、令和五年十月一日において当該申請についての意思の決定及びその内容の公表（当該意思の決定を証する書類の刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法により行われているものに限る。）並びに当該臨床薬学に関する学科の設置等をするために必要な校舎等の施設又は設備の設置又は整備に関する契約の締結が行われているものに係る審査については、改正後の規定を適用せず、なお従前の例によることとする。（附則第二条関係）

③ 検討規定

改正告示の施行後五年を目途として、改正後の規定の施行の状況並びに地域及び社会における薬剤師の養成に係る需要に照らし臨床薬学に関する学科の収容定員の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第三条関係)

2 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の二第一項第四号の規定により、文部科学大臣が定めることとされた分野に関する告示の制定

(1) 薬剤師の養成に関する分野の追加

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の二第一項第四号の規定により、文部科学大臣が定めることとされた分野に、新たに薬剤師の養成に関する分野を追加することとし、当該分野について以下のとおり定めることとする。
医師、歯科医師、薬剤師、獣医師及び船舶職員の養成に係る分野

(2) 施行期日等

この告示は、令和六年三月一日から施行することとする。なお、平成十七年文部科学省告示第五十一号（学校教育法施行令第二十三条の二第一項第四号の規定による分野を定める件）は、令和六年二月二十九日より、廃止することとする。

第二 留意事項等

(1) 改正の趣旨

今回の改正は、将来的に薬剤師の供給が必要を上回り薬剤師が過剰となること、ひいては待遇面を含む就職先の確保が困難であることや優秀な学生の確保に対する懸念が示されたことを受けたものである。このため、改正告示及び分野告示の施行前に、臨床薬学に関する学科の設置及び収容定員増を申請しようとする大学においても、改正の趣旨を踏まえ適切に対応されたいこと。具体的には、「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引（令和六年度開設用）」を確認の上、地域的な人材需要の動向等を踏まえた上で対応されたいこと。

また、「6年制課程における薬学部教育の質保証に関するとりまとめ（令和四年八月薬学系人材養成の在り方に関する検討会）」においては、「各大学においては、入学定員充足率が低いことに加えて、標準修業年限内の卒業率・国家試験合格率が全国平均を大

幅に下回る大学も存在しており、教育の質の維持・確保に課題がある」と、「社会環境の変化を見据えて求められる資質・能力を身に付けた質の高い薬剤師を養成するためには、入学者の確保・選抜の在り方のみならず入学後の教育マネジメントの確立や、教員の確保をはじめとする教育の実施体制、進路指導等の出口管理までの全般にわたり、教育の質を向上させるための取組を充実・強化する必要がある」と等が指摘されている。各大学においては、同とりまための内容を十分に踏まえ、薬学部教育の改善及び充実に努められたいこと。

(2) 薬剤師の確保を特に図るべき区域として文部科学大臣が別に定める基準

当該基準については、現在、厚生労働省において、病院や薬局における業務の需要等を勘案した薬剤師の偏在指標の検討を進めているところであり、当該内容を踏まえ改めて定めるものであること。

(3) 医療介護総合確保法第四条第一項の都道府県計画その他の計画

臨床薬学に関する学科の設置又は収容定員増を申請しようとする大学については、医療介護総合確保法第四条第一項に基づく都道府県計画や医療計画等の都道府県が作成する計画に基づき、人材需要の見通し及び人材育成の必要性について明らかにすること。認可申請にあたっては、地域における薬剤師の需給見通しを踏まえた養成すべき人数等の客観的な根拠を明らかにすることが必要であること。特に、収容定員の増加を申請しようとする大学については、増加する収容定員数は、都道府県が作成する計画に当該大学の臨床薬学に関する学科に係る入学生員等の増加として記載された人数の増加を行うことにより算出される収容定員数の増加分に限られるので留意されたいこと。認可申請においては、以上の内容がわかる資料の提出を求める予定であるので、都道府県担当部局と十分に連携の上、対応すること。

(4) 地域における薬剤師確保のための教育内容は、具体的に以下の取組が想定されるため、これに留意されたいこと。

- ・ 薬剤師の地域偏在等を含む地域における医療等の現状と課題について、学生が総合的に理解するための授業を行うこと
- ・ カリキュラム編成にあたっては、早期体験実習や臨床における実務実習において地域医療について学修する授業を行う等、地域医療に関する体系的な学修が可能となるよう配慮すること
- ・ これらの授業の実施においては、大学と都道府県や関係団体が連携して行うこと

(5) 臨床薬学に関する学科の学生に対する修学資金の貸与その他の支援

修学資金その他の支援については、改正告示第一六条第六項に規定する「地域における薬剤師の数その他の事情を勘案して薬剤師の確保を特に図るべき区域」として文部科学大臣が別に定める基準に該当する区域の都道府県が実施するもの又は当該区域の都道府県知事が認めたものに限られること。その他の支援とは、例えば、当該地域において臨床における実務実習を円滑に実施するための支援や当該地域の医療機関等への就職支援など、卒業生が当該地域に定着するために効果的かつ具体的な方策が想定されるため、大学と都道府県や関係団体が十分に連携して実施すること。また、臨床薬学に関する学科の収容定員増に係る学則の変更にあつては、修学資金の貸与その他の支援の内容において、増加する入学生員等の人数の支援に必要な内容を含むものとして留意されたいこと。

(6) 国立大学における取扱い

公立大学においては、学校教育法第四条に定める学部等の設置の手續及び学校教育法施行令二十六条第一項第三号に定める学則変更の手續のうち学部の学科の設置に係る

届出並びに学部の学科の収容定員の変更を伴うものについては、私立大学と同様に取扱い扱うものであるため留意されたいこと。また、改正後の内容については、国立大学についても、これに準ずること

○ 大学、短期大学及び高等専門学校 の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示の施行について(通知)

令和五年九月一日五文科高第七八八号
文部科学省高等教育局長から各都道府県公立大学長、各公立大学法人の長、大学を設置する各地方公共団体の長、大学を設置する各学校法人の理事長、大学を設置する各学校設置会社の代表取締役、放送大学学園理事長

この度、別添1のとおり「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準第一六条第六項の文部科学大臣が定める基準(令和五年文部科学省告示第百三十三号)が令和五年九月一日に公布されました。

当該基準は、令和五年三月二十九日に公布された「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示(令和五年文部科学省告示第三十四号。以下「改正告示」という。))において、令和七年度以降の薬学に関する学部の学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの(以下「臨床薬学に関する学科」という。)の設置及び収容定員増は抑制する一方で、「地域における薬剤師の数その他の事情を勘案して薬剤師の確保を特に図るべき区域」として文部科学大臣が別に定める基準に該当する区域において、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画(以下「医療計画」という。)等に基づき薬剤師の地域偏在を解消するための人材養成を行うこととする場合は、抑制の例外とすることとされたことを受けて、また、厚生労働省より、「薬剤師確保計画ガイドラインについて(令和五年六月九日付け薬生総発〇六〇九第二号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知)及び「薬剤師偏在指標等について(令和五年六月九

日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡)が示されたことを踏まえ、改正後の大学、短期大学及び高等専門学校に設置等に係る認可の基準(平成十五年文部科学省告示第四十五号。以下「認可基準告示」という。))第一条第六項の規定に基づき、薬剤師の確保を特に図るべき区域として文部科学大臣が定める基準を定めるものです。今回の基準の概要及び留意事項等は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようお取り計らいください。

記

第1 告示の概要

1 認可基準告示第一条第六項の文部科学大臣が定める基準
認可基準告示第一条第六項の文部科学大臣が定める基準(以下「区域基準」という。)については、厚生労働省において「薬剤師確保計画ガイドライン」が示されたことを受け、各地域の薬剤師の偏在状況を相対的に示す薬剤師偏在指標を用いることとし、具体的には、将来時点において、都道府県内の病院及び薬局に勤務する薬剤師の総労働時間と見込まれる時間が当該都道府県内の病院及び薬局の適切な運営を維持するために必要と見込まれる薬剤師が行うべき業務の総量を基に算出した労働時間を下回ること、すなわち将来時点の薬剤師偏在指標注が、「〇(目標偏在指標)」を下回ることとするこ

注 将来の薬剤師偏在指標

将来の薬剤師偏在指標 Ⅱ

将来の調整薬剤師労働時間 (①) × 将来の薬剤師の推計業務量 (②)

① 将来の調整薬剤師労働時間 Ⅱ

現在の調整薬剤師労働時間 (※1) × 薬剤師需給予測における薬剤師数の伸び率 (※2)

(※1) 調整薬剤師労働時間 (病院) Ⅱ

Ⅱ (勤務形態別性別年齢階級別病院薬剤師数 × 病院薬剤師の勤務形態別性別年齢階級別労働時間) × 調整係数 (病院) (※3)

調整薬剤師労働時間 (薬局) Ⅱ

Ⅱ (勤務形態別性別年齢階級別薬局薬剤師数 × 薬局薬剤師の勤務形態別性別年齢階級別労働時間) × 調整係数 (薬局) (※3)

(※2) 調整係数 (病院) Ⅱ

全薬剤師 (病院) の労働時間 (中央値)

Ⅱ 全薬剤師 (病院+薬局) の平均的な労働時間 (業態別労働時間の中央値の加重平均)

(※3) 調整係数 (薬局) Ⅱ

全薬剤師 (薬局) の労働時間 (中央値) × 全薬剤師 (病院+薬局) の平均的な労働時間 (業態別労働時間の中央値の加重平均)

(※4) 薬剤師需給予測における薬剤師数の伸び率 (1.15) Ⅱ

目標準年次における全業態の薬剤師の需要数 × 現在時点における全業態の薬剤師の供給数

② 将来の薬剤師の推計業務量 Ⅱ

目標準年次 (2036年) の直近時点の性・年齢階級別将来推計人口を用いて算出した薬剤師の推計業務量

※在宅業務実施件数については、人口1人当たりの在宅医療の需要の伸び率 (1.25) を乗ずる。

2 薬剤師の確保を特に図るべき区域

医療法 (昭和二十三年法律第二百五号) の規定に基づき、各都道府県は、当該都道府県における医療計画を定めることとされており、「医療計画については (令和五年三月三十一日付医政発〇三三一第一十六号厚生労働省医政局長通知) の別紙「医療計画作成指針」において、地域の実情に応じた薬剤師の確保策の実施等が新たに記載されている。薬剤師確保策を検討するに際しての参考として示された薬剤師確保計画ガイドラインにおいて、都道府県ごとに薬剤師偏在指標に基づく薬剤師確保の方針、確保すべき薬剤師数、目標の達成に向けた施策などを薬剤師確保計画において定めることとされていることから、薬剤師の確保を特に図るべき区域については、都道府県を単位として定めることとする。なお、区域基準に該当する都道府県 (以下「該当区域」という) は、以下のとおりであること。

青森県、山形県、群馬県、富山県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

3 施行期日

この告示は、改正告示の施行の日から施行すること。

具体的には、令和七年四月一日から施行することとするが、令和七年四月一日前にされた令和七年度以降に行おうとする臨床薬学に関する学科の設置等の認可の申請については、改正告示第一条及び第四条の規定の例により、その審査を行うこととし、令和五年十月一日から施行することとする。

第2 留意事項等

1 基準の趣旨

区域基準は、今後、地域によっては薬剤師が不足することが指摘されており、薬剤師確保計画ガイドラインにおいて、地域の実情に応じた薬剤師の確保策を講じることが重要とされていることを踏まえ、改正後の認可基準告示第一条第六項の規定に基づき定めるものであり、将来、全国的には薬剤師の供給が必要を上回り薬剤師が過剰となること、ひいては

待遇面を含む就職先の確保が困難であること

や優秀な学生の確保に懸念があることには変わりはないため、全体の抑制方針については堅持されていることに留意されたいこと。

このため、改正告示の施行前に、臨床薬学に関する学科の設置及び収容定員増を申請しようとする大学において、「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引 (令和六年度開設用)」 (以下「手引」という) を確認の上、地域的な人材需要の動向等を踏まえた上で適切に対応すること。なお、手引については毎年度更新していることから、最新の開設年度用を参照すること。

また、「6年制課程における薬学部教育の質保証に関するとりまとめ (令和四年八月薬学系人材養成の在り方に関する検討会)」においては、「各大学においては、入学生員充足率が低いことに加えて、標準修業年限内の卒業率・国家試験合格率が全国平均を大幅に下回る大学も存在しており、教育の質の維持・確保に課題がある」こと、「社会環境の変化を見据えて求められる資質・能力を身に付けた質の高い薬剤師を養成するためには、入学者の確保・選抜の在り方のみならず入学後の教学マネジメントの確立や教員の確保をはじめとする教育の実施体制、進路指導等の出口管理まで全般にわたって、教育の質を向上させるための取組を充実・強化する必要がある」こと等が指摘されている。各大学においては、同とりまとめの内容を十分に踏まえ、薬学部教育の改善及び充実を努められたいこと。

2 該当区域における臨床薬学に関する学科の設置及び収容定員増に係る要件

該当区域において、臨床薬学に関する学科の設置及び収容定員増の認可申請を行うおうとする大学においては、当該認可申請が、①改正後の認可基準告示第一条第六項の規定に従い、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律 (平成元年法律第六十四号。以下「医療介護総合確保法」という) 第四条第一項の都道府県計画その他の計画に基づいて行われると

もに、②改正後の認可基準告示第四条第一項

の規定に基づき、当該大学において、地域における薬剤師確保のための教育体制・教育内容を整備し、該当区域内の医療機関又は薬局に将来勤務しようとする当該大学の学生に対して当該区域の都道府県が認める修学資金の貸与等の取組を実施し、該当区域に確実に薬剤師が確保できるような取組を実施することが必要であること。

したがって、該当区域であっても、これらの取組が実施されない場合においては、臨床薬学に関する学科の設置及び収容定員増は認められないことに留意されたいこと。

3 医療介護総合確保法第四条第一項の都道府県計画その他の計画

臨床薬学に関する学科の設置又は収容定員増を申請しようとする大学については、医療介護総合確保法第四条第一項に基づく都道府県計画や医療計画等の都道府県が作成する計画に基づき、人材需要の見通し及び人材育成の必要性について明らかにすること。認可申請にあたっては、地域における薬剤師の需給見通しを踏まえた養成すべき人数等の客観的な根拠を明らかにすることが必要であること。

特に、収容定員の増加を申請しようとする大学については、増加する収容定員数は、都道府県が作成する計画に当該大学の臨床薬学に関する学科に係る入学生員等の増加として記載された人数の増加を行うことにより算出される収容定員数の増加分に限られるので留意されたいこと。認可申請においては、以上の内容がわかる資料の提出を求める予定であるので、都道府県担当部局と十分に連携の上、対応すること。

4 地域における薬剤師確保のための教育内容

地域における薬剤師確保のための教育内容は、具体的に以下の取組が想定されるため、これに留意すること。

- ・ 薬剤師の地域偏在や病院薬剤師の不足等を含む地域における医療の現状と課題について、学生が総合的に理解するための授業

を行うこと

- カリキュラム編成にあたっては、地域医療について学修する授業や臨床における実務実習の充実を図る等、地域に必要な医療に関する体系的な学修が可能となるよう配慮すること

- これらの授業の実施においては、大学と都道府県や関係団体が連携して行うこと

5 臨床薬学に関する学科の学生に対する修学資金の貸与その他の支援

修学資金その他の支援については、該当区域の都道府県が実施するもの又は該当区域の都道府県知事が認めたものに限られること。その他の支援とは、例えば、該当区域において臨床における実務実習を円滑に実施するための支援や該当区域の医療機関等への就職支援など、卒業生が該当区域に定着するための効果的かつ具体的な方策が想定されるため、大学と該当区域の都道府県や関係団体が十分に連携して実施すること。また、臨床薬学に関する学科の収容定員増に係る学則の変更にあつては、修学資金の貸与その他の支援の内容において、増加する入学定員等の人数の支援に必要な内容を含むものとしているので留意されたいこと。

6 国立大学における取扱い

国立大学においては、学校教育法第4条に定める学部等の設置の手續及び学校教育法施行令第二十六条第一項第三号に定める学則変更の手續のうち学部の学科の設置に係る届出並びに学部の学科の収容定員の変更を伴うものについては、私立大学と同様に取り扱うものであるため留意されたいこと。また、改正後の内容については、国立大学についても、これに準ずること。

○

大学、短期大学及び高等専門学校 の設置等に係る認可の基準の一部を改正 する告示の施行について（通知）

令和五年六月二十一日五文科高第四四
四文部科学省高等教育局長から各私立
立大学長、各公立立高等専門学校長、大
学を設置する各学校法人の理事長、大
学を設置する各学校設置会社の代表取締
役、放送大学学園理事長、高等専門学校
を設置する地方公共団体の教育委員会
教育長、高等専門学校を設置する各学校
法人の理事長

この度、別添のとおり「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示の一部を改正する告示」（令和五年文部科学省告示第五二二号）が、令和五年六月二十一日に公布され、同日から施行されました。

今回の改正の概要は下記のとおりですので、十分に御了知の上、認可申請に当たって遺漏のないようお取り計らいください。

記

第一 「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」（平成一四年文部科学省告示第四五号。以下「認可基準告示」という。）において定められる「大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）に関する学校教育法（昭和二十二年法律第二六号）第四條第一項の認可（設置者の変更及び廃止に係るものを除く。）の申請に係る要件に關し、大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示（令和四年文部科学省告示第一二九号。以下「改正告示」という。）により、入学定員に基づく基準から収容定員に基づく基準に変更した、認可基準告示第一条第一項第三号に規定する認可の基準について、令和五年六月以降に設置認可が行われる令和六年度に行う大学等の設置等に係る認可の申請（※）については、改正告示による改正後の収容定員充足率による基準又は改正前の平均入学定員超過率による基準のいずれかを満たしていることと

する経過措置を設けることとしたこと。

※令和五年度に設置認可の審査が行われる令和五年の三月、六月、八月に認可申請を行う案件及び医学部の臨時定員増加の認可申請案件。具体的には以下のとおり。

- 令和五年度に行おうとする国際連携学科等の設置
- 令和六年度に行おうとする大学等の設置等（令和六年三月又は八月に申請される国際連携学科等の設置を除く。）

第二 施行期日について

この告示は、令和五年六月二十一日から施行すること。

主な認可・届出事項等一覧(大学)

事項	公立			私立		
	認可/ 届出の 別	関係書類の提出時期	担当窓口	認可/ 届出の 別	関係書類の提出時期	担当窓口
1 大学の開設	認可	開設年度の前々年度の10月31日まで	大学設置室	認可	開設年度の前々年度の10月31日まで	大学設置室
2 大学の廃止	認可	在学生がいなくなった時	大学設置室	認可	在学生がいなくなった時	大学設置室
3 大学院大学の開設	認可	開設年度の前々年度の10月31日まで	大学設置室	認可	開設年度の前々年度の10月31日まで	大学設置室
4 大学院大学の廃止	認可	在学生がいなくなった時	大学設置室	認可	在学生がいなくなった時	大学設置室
5 学部の設置	認可	開設年度の前々年度の3月31日まで	大学設置室	認可	開設年度の前々年度の3月31日まで	大学設置室
6 学部の設置(当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの)	届出	開設年度の前年度の12月31日まで	大学設置室	届出	開設年度の前年度の12月31日まで	大学設置室
7 学部の廃止	届出	在学生がいなくなることが確定した時	大学設置室	届出	在学生がいなくなることが確定した時	大学設置室
8 学科(課程)の設置	届出	開設年度の前年度の12月31日まで	大学設置室	認可	開設年度の前々年度の3月31日まで	大学設置室
9 学科(課程)の設置(当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの)	届出	開設年度の前年度の12月31日まで	大学設置室	届出	開設年度の前年度の12月31日まで	大学設置室
10 学科(課程)の廃止	届出	在学生がいなくなることが確定した時	大学設置室	届出	在学生がいなくなることが確定した時	大学設置室
11 通信教育の開設	認可	開設年度の前々年度の3月31日まで	大学設置室	認可	開設年度の前々年度の3月31日まで	大学設置室
12 通信教育の開設(当該大学が授与する通信教育に係る学位の種類及び分野の変更を伴わないもの)	届出	開設年度の前年度の12月31日まで	大学設置室	届出	開設年度の前年度の12月31日まで	大学設置室
13 通信教育の廃止	届出	在学生がいなくなることが確定した時	大学設置室	届出	在学生がいなくなることが確定した時	大学設置室
14 専攻科, 別科の設置	届出	開設年度の前年度の12月31日まで	大学設置室	届出	開設年度の前年度の12月31日まで	大学設置室
15 専攻科, 別科の廃止	届出	在学生がいなくなることが確定した時	大学設置室	届出	在学生がいなくなることが確定した時	大学設置室
16 収容定員の総数の増加	届出	学則変更年度の前年度の12月31日まで	大学設置室	認可	学則変更年度の前々年度の3月31日又は前年度の6月30日まで	大学設置室
17 収容定員の変更(当該大学の収容定員の総数の増加を伴わないもの)	届出	学則変更年度の前年度の12月31日まで	大学設置室	届出	学則変更年度の前年度の12月31日まで	大学設置室
18 学則の変更	届出	変更した時	大学設置室 (※)公立大学係 ※その他の学則変更のみの場合	届出	変更しようとする時	大学設置室
19 大学の目的の変更	-	-	-	届出	学則変更年度の前年度の12月31日まで	大学設置室
20 名称の変更	届出	学則変更年度の前年度の12月31日まで	大学設置室	届出	学則変更年度の前年度の12月31日まで	大学設置室
21 位置の変更	届出	学則変更年度の前年度の12月31日まで	公立大学係	届出	学則変更年度の前年度の12月31日まで	大学設置室
22 校地・校舎の変更	-	-	-	届出	変更しようとする年度の前年度の12月31日まで	私学部参事官 (※)大学設置室 ※直接教育の用に供する土地, 建物等の変更の場合
23 通信教育に関する規程の変更	届出	変更しようとする時	大学設置室	届出	変更しようとする時	大学設置室
24 学長の決定	-	-	-	届出	決定した時	大学設置室
25 学生募集の停止	報告	募集停止を決定した時	大学設置室	報告	募集停止を決定した時	大学設置室
26 設置者の変更	認可	変更しようとするとき	大学設置室	認可	変更しようとする時	大学設置室

主な認可・届出事項等一覧(短期大学)

事項	公立			私立			
	認可/ 届出の 別	関係書類の提出時期	担当窓口	認可/ 届出の 別	関係書類の提出時期	担当窓口	備考
1 短期大学の開設	認可	開設年度の前々年度の10月31日まで	大学設置室	認可	開設年度の前々年度の10月31日まで	大学設置室	
2 短期大学の廃止	認可	在学生がいなくなった時	大学設置室	認可	在学生がいなくなった時	大学設置室	
3 学科の設置	認可	開設年度の前々年度の3月31日まで	大学設置室	認可	開設年度の前々年度の3月31日まで	大学設置室	
4 学科の設置(当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの)	届出	開設年度の前年度の12月31日まで	大学設置室	届出	開設年度の前年度の12月31日まで	大学設置室	
5 学科の廃止	届出	在学生がいなくなることが確定した時	短期大学係	届出	在学生がいなくなることが確定した時	短期大学係	
6 専攻課程の設置	届出	開設年度の前年度の12月31日まで	短期大学係	届出	開設年度の前年度の12月31日まで	短期大学係	当該大学の収容定員の総数が増加しない場合に限る。
7 専攻課程の廃止	届出	在学生がいなくなることが確定した時	短期大学係	届出	在学生がいなくなることが確定した時	短期大学係	
8 通信教育の開設	認可	開設年度の前々年度の3月31日まで	大学設置室	認可	開設年度の前々年度の3月31日まで	大学設置室	
9 通信教育の開設(当該大学が授与する通信教育に係る学位の種類及び分野の変更を伴わないもの)	届出	開設年度の前年度の12月31日まで	大学設置室	届出	開設年度の前年度の12月31日まで	大学設置室	
10 通信教育の廃止	届出	在学生がいなくなることが確定した時	短期大学係	届出	在学生がいなくなることが確定した時	短期大学係	
11 専攻科、別科の設置	届出	開設年度の前年度の12月31日まで	短期大学係	届出	開設年度の前年度の12月31日まで	短期大学係	
12 専攻科、別科の廃止	届出	在学生がいなくなることが確定した時	短期大学係	届出	在学生がいなくなることが確定した時	短期大学係	
13 収容定員の総数の増加	届出	学則変更年度の前年度の12月31日まで	短期大学係	認可	学則変更年度の前々年度の3月31日又は前年度の6月30日まで	大学設置室	
14 収容定員の変更(当該大学の収容定員の総数の増加を伴わないもの)	届出	学則変更年度の前年度の12月31日まで	短期大学係	届出	学則変更年度の前年度の12月31日まで	短期大学係	
15 専攻課程間の入学定員の変更	届出	変更した時	短期大学係	届出	変更しようとする時	短期大学係	当該大学の収容定員の総数が増加しない場合に限る。
16 学則の変更	届出	変更した時	短期大学係	届出	変更しようとする時	短期大学係	
17 目的の変更	-	-	-	届出	学則変更年度の前年度の12月31日まで	短期大学係	
18 名称の変更	届出	学則変更年度の前年度の12月31日まで	短期大学係	届出	学則変更年度の前年度の12月31日まで	短期大学係	
19 位置の変更	届出	学則変更年度の前年度の12月31日まで	短期大学係	届出	学則変更年度の前年度の12月31日まで	短期大学係	
20 校地・校舎の変更	-	-	-	届出	変更しようとする年度の前年度の12月31日まで	私学部参事官 ※大学教育・入試課	※直接教育の用に供する土地、建物等の変更の場合
21 通信教育に関する規程の変更	届出	変更しようとする時	短期大学係	届出	変更しようとする時	短期大学係	
22 学長の決定	-	-	-	届出	決定した時	短期大学係	
23 学生募集の停止	報告	募集停止を決定した時	短期大学係	報告	募集停止を決定した時	短期大学係	
24 設置者の変更	認可	変更しようとするとき	大学設置室	認可	変更しようとする時	大学設置室	

主な認可・届出事項等一覧(大学院)

事項	公立			私立		
	認可/ 届出の 別	関係書類の提出時期	担当窓口	認可/ 届出の 別	関係書類の提出時期	担当窓口
1 大学院の新設	認可	開設年度の前々年度の3月31日まで	大学設置室	認可	開設年度の前々年度の3月31日まで	大学設置室
2 大学院の廃止	認可	在学生がいなくなった時	大学設置室	認可	在学生がいなくなった時	大学設置室
3 研究科、専攻及び課程の設置	認可	開設年度の前々年度の3月31日まで	大学設置室	認可	開設年度の前々年度の3月31日まで	大学設置室
4 研究科、専攻及び課程の設置(当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの)	届出	開設年度の前年度の12月31日まで	大学設置室	届出	開設年度の前年度の12月31日まで	大学設置室
5 研究科、専攻の廃止	届出	在学生がいなくなることが確定した時	大学設置室	届出	在学生がいなくなることが確定した時	大学設置室
6 通信教育の開設	認可	開設年度の前々年度の3月31日まで	大学設置室	認可	開設年度の前々年度の3月31日まで	大学設置室
7 通信教育の開設(当該大学が授与する通信教育に係る学位の種類及び分野の変更を伴わないもの)	届出	開設年度の前年度の12月31日まで	大学設置室	届出	開設年度の前年度の12月31日まで	大学設置室
8 収容定員の変更(法科大学院を除く)	届出	学則変更年度の前年度の12月31日まで	大学設置室	届出	学則変更年度の前年度の12月31日まで	大学設置室
9 収容定員の変更(法科大学院)	届出	学則変更年度の前年度の12月31日まで	大学設置室	認可	学則変更年度の前々年度の3月31日又は前年度の6月30日まで	大学設置室
10 学則の変更	届出	変更した時(私立にあっては、変更しようとする時)	大学設置室	届出	変更した時(私立にあっては、変更しようとする時)	大学設置室
11 名称の変更	届出	学則変更年度の前年度の12月31日まで	大学設置室	届出	学則変更年度の前年度の12月31日まで	大学設置室
12 学生募集の停止(法科大学院を除く)	報告	募集停止を決定した時	大学設置室	報告	募集停止を決定した時	大学設置室
13 学生募集の停止(法科大学院)	報告	募集停止を決定した時	法科大学院係	報告	募集停止を決定した時	法科大学院係

《指定・認定関係》

事 項	関係書類の提出時期		担当窓口	備 考	
管理栄養士	指定を受けようとする年度の前年度の9月30日まで		専門教育課		
社会福祉士 介護福祉士	授業を開始しようとする日の6ヶ月前まで (養成施設等計画書の提出は1年前まで)		医学教育課		
保健師 助産師 看護師 診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 視能訓練士 臨床工学技師 義肢装具士 救急救命士 歯科衛生士 歯科技工士 あん摩マッサージ・指圧師 はり師 きゅう師 柔道整復師	指定申請				学生受入れの前年度の5月末、 7月末又は10月末
	変更承認申請	学 則			
					教育課程
		校舎の各室の 用途及び面積			承認を受けようとする日から起 算して3ヶ月前まで
		実習施設			
	指定取消し申請	在校生がいなくなることが確定 した時			
	変更の届出	設置者・名称・ 位置	変更届出の意思決定あるいは事 由が生じてから1ヶ月以内		
		学則（課程教 育課程、修業 年限、入学定 員を除く。）			

事 項	関係書類の提出時期	担当窓口	備 考
教職課程の認定	認定を受けようとする年度の前々年度の3月中旬～ 下旬	教育人材政策課	